

## 第 51 回 日税連公開研究討論会

# 成熟国家における公平な税制とは

開催日 令和 7 年 10 月 10 日(金)

場 所 パシフィコ横浜ノース

主 催 日本税理士会連合会

共 催 関東信越税理士会

## 研究討論会の発表方法について

### 1. 目的

この研究討論会は、今回のテーマについて行った各チームの研究成果を発表するものであり、討論を通じて一定の結論を得ようとするものではありません。

### 2. 発表方法

この論文集は、各研究員が得た研究成果をまとめたものです。当日会場では、その内、特に関心が高いと思われるテーマを中心に発表いたします。

### 3. 質問等及び回答

- (1) テーマの内容に直接関係のない質問・意見（以下「質問等」という）や、中傷にあたる発言はお控え下さい。
- (2) この論文集の内容について質問がある参加者は、末尾添付の質問票にできるだけ詳しく質問事項を記入し、事前に関東信越税理士会宛にご提出下さい。（9月25日必着）
- (3) 質問等が多く、全てに回答する事ができない場合は、主催者が取捨選択し当日の質問等事項を決定します。
- (4) 質問等に対する回答は、討論会の中で行います。
- (5) 事前に質問票が出ていない予定外の質問等には、原則として回答しないことと致します。
- (6) 発表時間内に回答できなかった質問等については、ご容赦下さい。

当日の討論は全て司会者の指示により進行します。どうか討論会の円滑な運営にご協力下さい。



# 目 次

|                                                     |                     |
|-----------------------------------------------------|---------------------|
| はじめに                                                | 1                   |
| <b>総論</b>                                           |                     |
| 序 総論の設定趣旨及び全体構造                                     | 【近藤 克彦（浦和支部）】… 3    |
| 第1章 人生は不公平か？ ～ロールズ『正義論』～                            | 【近藤 克彦（浦和支部）】… 5    |
| 第2章 アマルティア・センの正義に関する議論から<br>～公平性全般への経済的な視座から税制を考える～ | 【岸野 康之（所沢支部）】… 11   |
| 第3章 ロールズの対極と評価されるノージック                              | 【平 仁（川口支部）】… 17     |
| 第4章 自由と平等は両立し得るか？<br>～フリードマン『資本主義と自由』～              | 【大島 明訓（宇都宮支部）】… 21  |
| 第5章 サンドルの正義論と税の在り方                                  | 【平 仁（川口支部）】… 25     |
| 第6章 ピケティが実証した $r > g$ の関係と公平な税制                     | 【松野 浩之（下館支部）】… 29   |
| 小括 政治哲学、経済思想から読み取る税制の手掛かり                           | 【岸野 康之（所沢支部）】… 34   |
| <b>各論</b>                                           |                     |
| 第一部 所得税                                             |                     |
| 第1章 所得税の再分配機能の方向性<br>～高所得者課税の見直しと再分配政策への提言～         | 【若山 寿裕（宇都宮支部）】… 45  |
| 第2章 最低生活費を意識する公平な人的控除                               | 【加藤 珠美（伊勢崎支部）】… 60  |
| 第3章 給付付き税額控除は導入可能か<br>～日税連答申を受けて～                   | 【近藤 克彦（浦和支部）】… 74   |
| 第4章 日本型ベーシックインカム導入の検討                               | 【江本 雄介（大宮支部）】… 92   |
| 第5章 ジェンダーにかかる不公平と税制の在り方について                         | 【大島 明訓（宇都宮支部）】… 103 |
| 第6章 所得税法における課税単位の研究<br>～主として望ましい課税単位の選択と公平性の確保について～ | 【中本 峻佑（館林支部）】… 118  |
| 第二部 消費税                                             |                     |
| 第7章 社会保障財源として考えた場合の消費税の公平性とは                        | 【稲田 洋介（松本支部）】… 141  |
| 第8章 消費税の取引における公平性                                   | 【大山 文彦（竜ヶ崎支部）】… 158 |
| 第三部 相続税                                             |                     |
| 第9章 公平性を担保する相続税のあり方<br>～相続税の課税方式の変更も見据えて～           | 【鍵田 貴之（松本支部）】… 173  |
| 第四部 法人税                                             |                     |
| 第10章 国際的租税回避の防止策と課税の公平<br>～B E P S プロジェクトを契機として～    | 【平 仁（川口支部）】… 191    |
| 第11章 日本企業の国際競争力の強化のための領土主義課税                        | 【安藤 智子（大宮支部）】… 205  |
| 第五部 地方税                                             |                     |
| 第12章 地方分権社会と地方税制における公平性について                         | 【岸野 康之（所沢支部）】… 229  |



|      |                                                |                           |
|------|------------------------------------------------|---------------------------|
| 第六部  | デジタル化と税理士の役割                                   |                           |
| 第13章 | デジタル社会における公平な税制と税理士の役割……………                    | 【山口 裕己（下館支部）】… 255        |
| 第14章 | 所得税における申告納税制度についての考察<br>～税理士のあるべき姿をふまえて～……………  | 【小泉由喜雄（越谷支部）】… 265        |
| 第七部  | 新しい決済手段（暗号資産）に関する諸問題                           |                           |
| 第15章 | 暗号資産の相続税評価についての一考察<br>～価格変動リスクのある財産と比較して～…………… | 【関根 惣（三条支部）】… 283         |
| 第16章 | ステーブルコインの所得税上の位置づけに関する一考察<br>～課税の公平性～……………     | 【中山 幸則（三条支部）】… 297        |
| 結論   | 公平な税制の実現とタックス・ミックス……………                        | 【松野 浩之（下館支部）】… 307        |
| おわりに | ……………                                          | 【荒木 雅江 調査研究部長（土浦支部）】… 325 |

## はじめに

本論文集は公平な社会を追求するための、公平な税制、そして社会保障をテーマとした論文集であるが、まず巻頭言において、「公平とは何か」について読者と合意しておかなければならない。そのためには、類義語との違いを整理しておく必要がある。

まず「平等」という言葉から考えてみたい。これは憲法 14 条 1 項の「平等権」の文言からも明らかとなり、「すべて国民は … 差別されない」ことを意味している（形式的平等）。

これに対し「公平」という言葉は、「水平的公平」「垂直的公平」という言葉があるとおり、やや多義的に用いられる。「水平的公平」とは差別されないこと、すなわち平等であることと同義であるのに対し、「垂直的公平」とは累進課税制度など、合理的差別を許容することを意味する（実質的平等）。したがって公平とは「各人に彼のものを（キケロ）」と言い換えてもいいであろう。その点で図 1 のイラスト<sup>1</sup>は公平の概念を的確に表しているといえる。

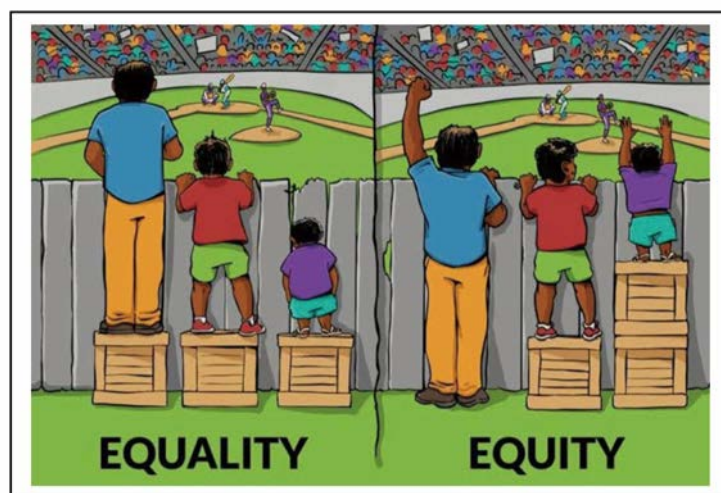


図 1 平等 (equality) と公平 (equity) の違い

そこで、公平について論ずるにあたっては、(二律背反的ではあるが)「どのような差別であれば合理的といえるのか?」という判断基準が問題となる。いみじくも既存の税制の「公平性」について検討し、あるいは「公平性」に基づいて新たな制度を提言するのであれば、その判断を個々人の主観だけに依存するのは、あまりに危ういと言わざるを得ないからである。

具体的には、『総論』において、公平な税制を議論する前提としての「公平な社会」、あるいはさらにより上位の概念としての「公正な社会」のありかたにつき、主に 20 世紀の政治哲学者や経済学者などの識見をもとに検討した。税を単なる財源調達の手段の 1 つとして捉えるのではなく、主権者たる国民が望ましい社会を構築するための(あるいは望ましい社会に変えていくための)重要な手段として捉えるならば、その目的たる「あるべき社会」を考えていかなければならない。そこで総論では、ロールズやフリードマン、サンデル、ピケティといった思想家たちが構想する「公正な社会」のありかたをもとに、そうした社会を構築するためにはどのような税制が望ましいか、検討することとした。

他方『各論』では、総論での議論を踏まえた上で、各研究員が、個々の論点について、税制改正の方向性を提言した。所得税や消費税といった税目ごとの公平性、デジタル化と税理士の役割、新しい決済手段(仮想通貨)に関する諸問題等、検討内容は多岐にわたるが、いずれも「各研究員が、おのれの選り取った哲学、目指すべき国家・社会の在りよう、これまでの人生で培ってきた『公正であること』『公平であること』についての直観」から、個別的項目について、新制度の導入や税制改正を提言したものである。

なお、『各論』において各研究員が提示した意見は、各研究員それぞれの思想的背景に基づき探求し

<sup>1</sup> 出典：Interaction Institute for Social Change | Artist: Angus Maguire

て得た結論であり、研究員間での方向性の統一等はあえて図っていない。

最後に、本論文集の執筆にあたっては東京大学名誉教授・中里実氏にご指導いただいた。この場を借りて、心より感謝を申し上げたい。

研究員一同

## 総論の設定趣旨および全体構造

近藤克彦（浦和支部）

### 【要 旨】

そもそも「公平とは何か」という議論を行い、定義づけを行っていかない限り、「公平な税制」をテーマとした論文は全く意味をなさない。

そこで本論文集では、『総論』として、20世紀の主要な政治哲学者が主張する「公平であること、公正であること、あるいは正義とは何かということ」を確認し、そこをベースにして、各研究員が「公平な税制」のありようをとらえ、あるべき税制のフレームワークを提言することとした。

なお『総論』で取り上げる哲学者は、ジョン・ロールズ、アマルティア・セン、ミルトン・フリードマン、ロバート・ノージック、マイケル・サンデル、トマ・ピケティの6名である。

### 1 総論の設定趣旨

あるべき税制のスローガンとして「公平・中立・簡素」ということがよく言われる。では、ここでいう「公平」とは、いったい何を意味するのであろうか？

茂木繁一氏によれば、「租税原則にいう公平な租税とは、換言すれば担税力に応じて課された租税ということである」<sup>1</sup>と定義している。しかし、いまさら指摘するまでもなく、「担税力」「に応じて」のいずれの単語も、いわばマジックワードであり、一義的に決定できるものではない。

まず「担税力」について言えば、税務大学校のテキスト『税法入門』にも記載されている通り「この担税力という概念は、社会的、政治的あるいは倫理的な概念であって、統計や数値的に確定できるものではない」<sup>2</sup>。歴史的に見ても、江戸時代までは米の収穫高、1873年の地租改正後は地価、戦後のシャウプ勧告後には所得、というように、担税力を測る物差しも変遷してきている。

また「に応じて」についても、複数の解釈が成り立つ。すなわち、「に応じて」という言葉が、応能原理を指すのか、あるいは応益原理を指すのか、さらには累進課税を指すのか、定率課税を指すのか、あるいは人頭税的な定額課税を指すのか、一義的に決定できないのである。

つまるところ、「公平」という言葉の定義を共有しておかない限り、

「金融所得税制は『公平な税制』といえるか？」

「所得控除の制度をより『公平な税制』とするためには、どのような形が望ましいか？」

といったあらゆる議論は、「もちろん公平についての価値観は人それぞれなので、一概には言えないのですが…」という留保をつけざるを得なくなる。いいかえると「公平とは何か」という議論を行い、定義づけを行っていかない限り、『公平な税制』をテーマに掲げた本論文集は、「それってあなたの感想ですよね？」と揶揄されて終わる、という危険をはらんでいる。

本論文集において、あえて「総論」を設け、観念的・抽象的な議論を行う理由はここにある。

### 2 「公平な税制」へのアプローチ方法

さて「公平な税制」のあり方に迫った論文集としては、第42回日税連公開研究討論会・東海会の論文集「税理士が考える公平な税制とは」がある。これは応能説・応益説といった伝統的なアプローチにしたがった、200頁近い大作であったが、今回はそれとは異なり、『総論』において政治哲学から公平な税制を考察するアプローチを採用することとした。

<sup>1</sup> 茂木繁一「税法上の所得概念の解釈について－不法原因等による利得の課税をめぐる－」税務大学校論叢第7号（1973）5頁。

<sup>2</sup> 税務大学校「税法入門」令和6年度版・3頁参照。

すなわち、本論文集の〔総論〕において、直近 100 年間に活躍した、複数の政治哲学者の著作の中から「政治・政策における『公平』とは何なのか」、さらには「政治・政策における『公正』<sup>3</sup>とは何なのか」についての識見を共有した上で、〔各論〕で各研究員が、それらの思想を総合的に勘案し、あるべき租税政策を演繹的に検討する方法である。

本論文集で取り上げる哲学者は、以下の 6 名である。

ジョン・ロールズ (1921 - 2002)、アマルティア・セン (1933 -)、ミルトン・フリードマン (1912 - 2006)、ロバート・ノージック (1938 - 2002)、マイケル・サンデル (1953 -)、トマ・ピケティ (1971 -)

### 3 総論・全体構造

上記の 6 名の思想を大別すると、①リベラリズム (ロールズ、セン)、②リバタリアニズム (フリードマン、ノージック)、③コミュニタリアニズム (サンデル、ピケティ<sup>4</sup>) となる。それぞれの思想グループについての立ち位置を図解したものが、下記図表 1 である。

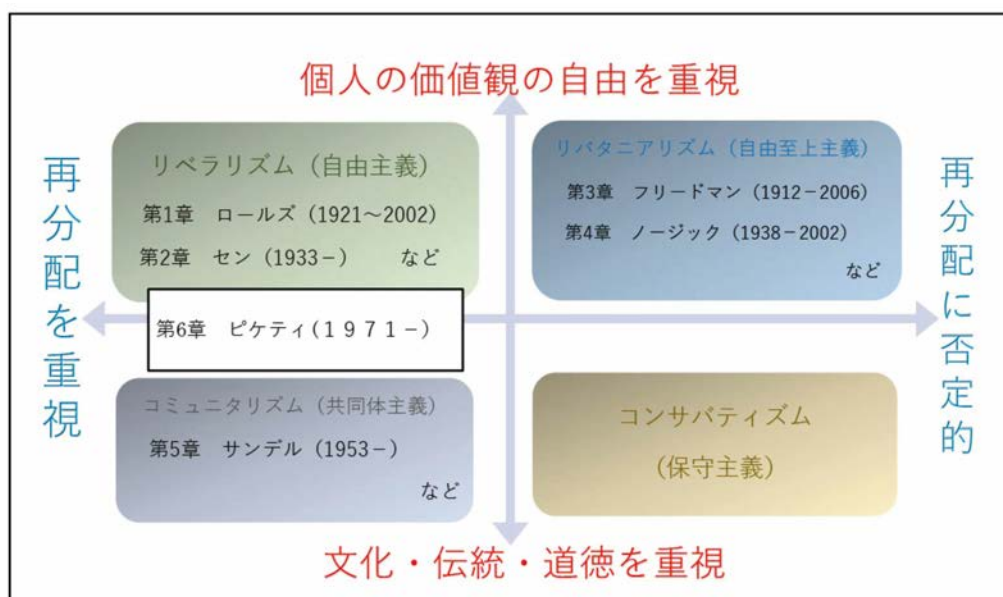


図 1 週刊東洋経済 2010 年 8 月 14 日・21 日合併号 40 頁を参考に、筆者作成。

高等学校での『倫理』の教科書をはじめ、哲学者の思想を簡単に紹介する書籍は、それこそ星の数ほどある。その中で、日ごろ哲学とは無縁の生活を営んでいるわれわれ税理士が、これらの思想家の書籍と格闘し、論文をしたための意義がもしあるとすれば、それは「彼が理想とする『公正な社会』の実現のためには、『公平な税制』はどうあるべきか」について向き合い、思索を進めたことであろう。

哲学者の思想を数百字で要約して紹介するだけであれば、この論文集には全く意味がない。そうではなくて、彼らが人生をかけて思索を重ねてきた「公平であること、公正であること、あるいは正義とは何かということ」をベースにして、そこから「公平な税制」のありようをとらえ、あるべき税制のフレームワークを提言することに、われわれ税理士がこれを書く意味がある——そんな思いで、総論執筆チームがお互い励ましあいながら、何度も書き直ししながら書き上げたのが、この〔総論〕である。

紙幅の都合上、論理の飛躍があるところや、どうしても抽象的な議論で終わってしまい、具体的な税のありようにまで掘り下げられない箇所も多々あるかもしれないが、それらについては〔各論〕に譲ることとし、何卒ご容赦いただければ幸いである。

<sup>3</sup> 「公平」と「公正」とでは若干ニュアンスが異なるが、「公正」という概念は「公平」という概念を包含する関係にある、ということについては、おそらく異論を挟む人はいないであろう。

<sup>4</sup> ピケティの立ち位置としては①か③のいずれに属するのか、評価は定まっていないが、本論文集では取り急ぎ、③のコミュニタリアニズムの論者として位置づけている。

## 人生は不公平か？～ロールズ『正義論』～

近藤克彦（浦和支部）

### 【要 旨】

本稿では、政治哲学者であるロールズの思考をベースにして（1）「政治・政策における公平、あるいは公正とは何なのか」を確認したうえで、（2）あるべき租税政策とその課題を模索することとする。

（1）ロールズの正義の原則のうち、第2原則だけを示すと、以下の通りとなる。

経済格差は次の時にのみ許容される。

- a 公平な機会の平等が確保されている場合（機会均等原理）
- b 格差がかえって最も恵まれない人にプラスになる場合（格差原理）

（2）これを税制にあてはめると、

「現行の相続税において、小規模宅地の特例は、a の機会均等原理に照らして問題があるのではないか？」

「b の格差原理に照らして、現行の消費税・所得税は、『最も恵まれない人々への配慮』にかなっているか？」

が、議論すべき課題となりうる。なお、現行の税制にはないが、給付付き税額控除の導入可能性についても、b の格差原理の射程圏内に入るであろう。

ロールズの思想の根底には、「運の恣意性」がある。「努力できる人間になれるかどうかも運で決まる」と考えれば、ビル・ゲイツやイーロン・マスクが莫大な所得と富を稼いだのも運が良かっただけであるし、「何かのきっかけで依存症になってしまい」ホームレスになってしまうのも運が悪かっただけである。

この、当たり前だが忘れがちな事実を認識しつつ、税のあるべき姿を追求していくことが『『成熟社会における』 公平な税制』を考えるにあたっての基本的な姿勢ではないだろうか。

### I はじめに ―どうせ他人とは「わかりあえない」

筆者が今回、ロールズについての割り当てを希望したのには、実は理由がある。筆者が令和5年に発表した「累進的純資産税（富裕税）の再導入について」は大きな反響をいただいたが<sup>1</sup>、反面、かなりの批判もいただいた。曰く

「金持ちを狙い撃ちする制度は不賛成だ。頑張った人が報われる社会であるべきだ」

「努力して稼いだものに対して、なぜ課税されねばならないのか？」

「貧困層へなぜ再分配しなければならないのだ！『働かざるもの食うべからず』である」

など。

こうした批判が、（一般的に）富裕層とされる税理士・公認会計士から出されたことは、ある程度予期していたものの、筆者にはやはり衝撃であった。同じ税理士どうしであっても、「税による再分配のありかた」についてすら、わかりあえないことが分かったからだ。

そしてこの事実は、以下のことを示唆している。すなわち、さまざまな側面からの利害関係（自分が社会的強者なのかそうでないか、自分が多数派に属しているかそうでないか、財産を有しているか、障害を持っているか、扶養親族がいるのか、それは自分の親なのか子供なのか、など）を有している生身

<sup>1</sup> 第47回（令和6年度）日税研究賞奨励賞受賞作。

の人間が、「税と社会保障によって再分配された後の社会は、どのようなものが望ましいか」について意見の一致をみるのは、ほぼ不可能である、ということ。

ロールズの議論は、そういった『『わかりあえなさ』を乗り越える』<sup>2</sup>ための思考実験からはじまる。

本章の前半（第Ⅱ節）では、ロールズの主著『正義論』を題材に、「政治・政策における公平、あるいは公正とは何か」についての、彼の結論に至る思考プロセスを追跡していく。また後半（第Ⅲ節）では、彼が提唱した「正義の第2原則」をもとにして、わが国税制のあるべき姿とその課題を模索する。

そもそもロールズの『正義論』のテーマは、ベンサム功利主義に対する批判であった。が、今回の拙稿ではむしろ、経済的強者による所得と富の独占を放置し（あるいは奨励し）、「貧困は自己責任」として切り捨てようとする、近年の新自由主義的価値観に対してのアンチテーゼとして、ロールズの思想を位置づけることとしたい。

## Ⅱ ロールズ『正義論』の核心

### 1 人生は不公平か ―ロールズの「運の恣意性」について

まずは事実認識の話から始めよう。あなたの成功は、努力か、運か？ このことは誰もが一度は考えた哲学的テーマだと思われるが、ロールズは人生における運の恣意性を極めて重要な要素として取り上げた哲学者のひとりであった<sup>3</sup>。

第一に、「どの時代に」生まれたのか、は自分の手柄ではない。税理士として成功している人々は、おそらく類まれなる情報整理能力と税法知識の記憶力、応用力、人当たりの良さなどの恵まれた才能を持っているであろうが、仮に江戸時代の百姓の子せがれに生まれていたら、全くその才覚を生かせなかったに違いない。

第二に「どういう家族の下で」生まれたのかについても、明らかに自分の手柄ではない。『親ガチャ』という言葉があるが、慈愛に満ちた両親のもとに生まれ、潤沢な資金を使ってよい教育を受けられるか、あるいは逆に、幼いころから虐待を受けたりネグレクトを受けたりするかについては、まさに『ガチャ』で決まる。そして競争社会では、前者の方が明らかに有利だ。

第三に、持って生まれた才能も、本人が自力で勝ち取ったものではない。そこには裕福な家庭に生まれることと同じくらいの偶然性が働いている。

第四に、受験勉強して高い学歴を得ようとしたり、資格や技能を習得しようとする努力ができることすら、ある意味では恵まれた育ちの産物である。筆者は公立の小・中学校の出身であるが、当時の同級生を思い出してみると「努力しようとする意欲、挑戦する意欲、さらに（普通の意味での）功績や資格を手に入れようとする意欲といったものでさえ、幸福な家庭と社会的状況とによって決まってしまう」<sup>4</sup>とのロールズの指摘は、一般論としては正しいと思われる。

なお最近では、努力する人間になれるかどうかは遺伝の要素が関わっていることがわかっている。双子850組に対して楽器の練習を黙々とこなせるかどうか（努力ができるか否か）の比較をする実験では、「努力ができるか否か」は環境に加え、遺伝の影響も受けているという結果が出た、とのことである<sup>5</sup>。

このように考えてみると、ビル・ゲイツやジェフ・ベソスの莫大な富も、そして私たちが毎年稼ぐ数百万円の所得も、自分自身の功績「だけ」によっているものではなく、偶然という要素によって獲得されたものであることは否定できない。「自分は血のにじむような努力をしてこの地位と財産を築き上げてきたのだ」と自負する者にとっては不愉快な事実かもしれないが、血のにじむような努力ができたこともふくめて、彼の地位と財産の、少なくともその一部分は、偶然の産物の結果であることは、事実として認識せざるを得ないであろう。

<sup>2</sup> 玉手慎太郎『ジョン・ロールズ―誰もが「生きづらくない社会」へ』（講談社、2024）オビのキャッチフレーズ。

<sup>3</sup> この点につき、マイケル・サンデル著、鬼澤忍訳『これからの正義の話をしよう』（早川書房、2010）199 - 201 頁参照。なおジョン・ロールズ著、川本隆他訳『正義論（改訂版）』第17節も参照。

<sup>4</sup> 前掲ロールズ・100 頁。



## 2 基本財の再分配

議論を進めよう。このように偶然により分配された基本財（富や所得だけでなく、権利や自由、チャンス、さらにはそれらから生じる自己肯定感も含む）は、どのように再分配される「べき」なのか？ ロールズにとっての課題はそこにあった。

とはいえ、先にも述べた通り、利害関係や社会的地位、価値観、所得階層などが異なる人々が合意にたどり着くのは容易ではない。現実社会では多くの場合、最終的には多数決で決まるのであるが、そこで決められたルールが公平であると考えられる理由はどこにもない。

そこでロールズはある思考実験を行う。会議の参加者が全員〈無知のヴェール〉をかぶり、一時的に「自分のことだけがわからない」状態で議論したら、そこで合意されたルールは「公正なもの」になるといえるのではないだろうか？ 先祖代々の大地主の息子、急成長しているベンチャー企業のCEO、母子家庭の母親、生活保護受給者…こういった者が集まったとしても、彼ら彼女ら全員が「自分のことだけがわからない」状態で議論し、そこで合意して作り上げた政治システムであれば、それは利害関係によってゆがめられたものでない「公正」なものとなるはずだ。

では、会議で得られた結論はどのようなものになるのであろうか？

ここでロールズが援用するのが、ゲーム理論におけるマクシミン原理である。これは「ある行動を選択する際に、各選択肢から得られる利得を考え、最悪の場合の利得が最も大きくなる選択肢を選ぶこと」<sup>6</sup>と説明されるが、要するに「もしかしたらビル・ゲイツになれるかもしれない。でもホームレスになる可能性もある。ならば底辺層を切り捨てるシステムは避けたほうが無難だ」<sup>7</sup>とする判断のことである。

このような議論から、社会的・経済的格差をめぐっての、彼らが導き出す正義の原則（「立法にあたっての根本規範」と言い換えてもいいだろう）は、以下のようにになるとロールズは考える（以下「正義の第2原則」という）<sup>8</sup>。

社会的・経済的な不平等は次の二条件を満たすように編成されなければならない—

- (a) そうした不平等が最も不遇な人びとの期待便益を最大に高めること、かつ
- (b) 公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務や地位に付帯する「ものだけに不平等をとどめるべき」こと

具体的に検討していこう。

まず (b) の「公正な機会の平等（機会均等原理）」とは、江戸時代までの身分社会制度や、インドのカースト制度を排除するといった形式的な点のみならず、相続税・贈与税によって相続財産の過度の集中を排除し、（大学教育の無償化などの形で）教育の機会均等を保障することによって、所得・富の初期的分配の違いと、その格差の累積的拡大の影響を取り除くことまでを求めるものである<sup>9</sup>。これにより、

<sup>5</sup> David Z. Hambrick, Elliot M. Tucker-Drob (2014). The genetics of music accomplishment: Evidence for gene-environment correlation and interaction, *Psychonomic Bulletin & Review*, Volume 22, pages 112–120, (2015), DOI 10.3758/s13423-014-0671-9

なお <https://neruneblog.com/wp-content/uploads/2023/05/Hambrick-Tucker-Drob-2014-PBR-Genetics-of-Music-Accomplishment.pdf> よりダウンロード (2025.5.12)

本論文の Conclusion（結論）には、「今回の調査では、音楽練習と音楽達成の関連において、遺伝子と環境の相関と相互作用の両方が証明された。その結果、練習に対する遺伝的影響は統計的に有意であり、その程度は中程度であったが、集団レベルでの音楽達成に対する遺伝的影響の約4分の1を媒介することがわかった（DeepI訳）」との記載がある。

<sup>6</sup> IT用語辞典 e-Words より。

<https://e-words.jp/w/%E3%83%9E%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%9F%E3%83%B3%E5%8E%9F%E7%90%86.html> (2025.4.29)

<sup>7</sup> 前掲サンデル・185頁。

<sup>8</sup> 前掲ロールズ・114頁。

<sup>9</sup> 同旨・塩野谷祐一「ジョン・ロールズ—正義の理論」海外社会保障研究 2002 年春号 17 頁。



親の財産や所得によって本人がスタートラインに立つ際の不平等を、ある程度は緩和できる。

しかし、こうした社会政策だけで、すべての人間を同じスタートラインに立たせることができるというのは到底考えられないし、スタートして以降も様々な偶然による幸運と不運とが待ち構えている。したがってこうして発生した格差を是正するために、マクシミン原理から、(a)の原理（格差原理）が要請される<sup>10</sup>。

なお(a)の格差原理「そうした不平等が最も不遇な人びとの期待便益を最大に高めること」ということの意味がやや分かりづらいが、サンデルの例示によれば、バスの運転士より医師の方が高給であることを認めることで、貧困地域の医療の改善が期待できる場合や、富裕層を対象とした累進課税によって、貧困層に医療、教育、福祉サービスを提供できる場合などが考えられよう<sup>11</sup>。

他方、格差原理のいう「最も不遇な人びと」への配慮は、社会保障制度の要請という形で表現される。すなわち『『無知のヴェール』の下では、人々は自分が実際に不遇な地位に置かれることを予想しなければならず、リスクに対する防衛として』<sup>12</sup> 社会保障制度という保険システムが要請されるが、税はその保険の掛け金という位置づけとなる（なお、この文脈においては「社会保障制度への掛け金が保険料か税金かの区別は本質的な問題ではない」<sup>13</sup>）。

### Ⅲ 公平な税制のあり方

それでは、以上の議論を前提として、「公平な税制のあり方」について検討することとしよう。

#### 1 機会均等原理と「公平な税制」

まずaの「公正な機会の均等」の観点から、税制においては（かなりの程度の）累進的相続税・贈与税の存在が正当化される。けだし「こうした課税や規制の狙いは、歳入を引き上げる（政府に諸資源を引き渡す）ことにあるのではなく、段階的・継続的に富の分配を是正し、かつ政治的自由の公正な価値および公正な機会均等にとって有害な権力集中を阻むところにある」<sup>14</sup>といえるからである。

さて、このように相続税・贈与税の目的を「公平な機会の平等の確保」、いいかえれば「階級の流動性の確保」に求めた場合、現行制度にはいくつかの問題点が指摘できるかもしれない。

例えば住宅・宅地については、次頁の図1に示す通り所得階級最上位1%への偏在が認められるが、相続税の計算においては「小規模宅地の特例」によって、事業用宅地等に対しては最大で400㎡、居住用宅地等に対しては最大330㎡の面積に対し、80%もの評価減が認められている。そしてそのことは、「階級の流動性の確保」を大義とする相続税のあり方と矛盾しないか、は大いに議論の余地があるのではないだろうか？

<sup>10</sup> 前掲塩野谷・17頁。『『公正な機会均等』の原則は、なお自然的能力の賦与・管理上の違いという『自然的偶然』の影響を排除していない。（中略）明らかに本人の意志や活動によらないリスクとハンディキャップを負った人々がいる。ロールズが正義原理の中で『最も不遇な人々』（the least advantaged）という概念を提起したのは、社会におけるこのようなリスクやニーズへの道徳的対応のためである」

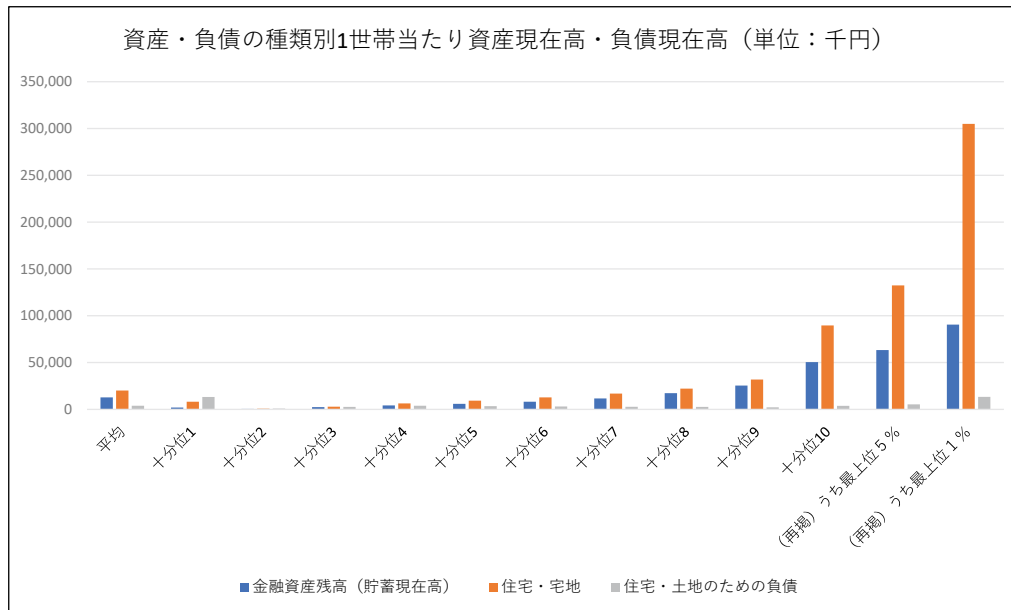
<sup>11</sup> 前掲サンデル・197～198頁。

<sup>12</sup> 前掲塩野谷・19頁。

<sup>13</sup> 前掲塩野谷・19頁。

<sup>14</sup> 前掲ロールズ・372頁。

図1 資産・負債の種類別1世帯当たり資産現在高・負債現在高



出典：全国家計構造調査データベース・表番号4-21-2<sup>15</sup>

なるほど本制度の立法趣旨としては「昭和末期からのバブル期における地価の高騰によって相続税の負担が過重になったため、事業の承継に支障が生ずる恐れがあり、あるいは相続人が同一の宅地に居住を続けることが困難な場合がある、という問題に対処するため」<sup>16</sup>とされている。

しかし、①今となっては、バブル期の地価高騰は遠い過去の話である上、②2009（平成21）年以降、事業承継税制が整備されたにも関わらず、あえて400㎡もの面積の事業用宅地に80%評価減を認める必要性は、甚だ疑問である。いわんや②居住用宅地においても、たとえば田園調布や芦屋の高級住宅街において、百坪もの大邸宅の敷地に対して80%評価減を認めることが「金持ち優遇税制ではない」と強弁する人は、おそらく皆無であろう。

もちろん、本制度が「機会均等原理」という正義に反する税制であるか否かは慎重に議論する必要があるが、その価値のあるテーマであると思われる。

## 2 格差原理と「公平な税制」

他方、格差原理は現行の税制に対して、さまざまな論点を提供してくれる。

例えばロールズの格差原理を前提とした場合、税は社会保障システム維持のための保険掛け金という位置づけとなる。それゆえロールズ自身は（現行制度を前提とすれば）消費税を基幹税とすることを提言しているが<sup>17</sup>、では①消費税の逆進性対策はどうするのか（そもそも逆進性は存在するのか）、②小規模事業者保護のための事業主免税点制度は「最も恵まれない人への配慮」として維持すべきか、議論すべき点は多々あり得る。これについては各論で、稻田研究員・大山研究員が研究論文を執筆されているので（各論第7章、第8章）、詳細はご参照されたい。

また、保険掛け金の免除規定、すなわち所得税の課税最低限についても、議論すべき点は多々ある。また本論文集の各論でも、加藤研究員が興味深い論考をされておられるので（各論第2章）、ぜひご参照されたい。

なお筆者は、生活保護受給者に対しての差別と偏見の中、屈辱を噛み締めながら「助けて」と言わなければならない制度を変えていくことも「最も恵まれない人への配慮」の1つだと思っている。今回の

<sup>15</sup> <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003426548> (2023.3.29)

<sup>16</sup> 金子宏『租税法・第二十版』（弘文堂、2015）602頁。

<sup>17</sup> 前掲ロールズ・373頁。「厄介な問題の多くを棚上げにしておくなら、〔個人の消費支出を課税ベースとする〕定率の支出税（a proportional expenditure tax）が最善の課税制度の一部をなす」

拙稿では、そうした観点から、給付付き税額控除の導入可能性を検討しているので（各論第3章）、ご一読いただけると幸いです。

#### Ⅳ おわりに

ロールズの正義2原則については、決して「正義のアイデア」というわけではない。そのことは、1971年に彼が『正義論』を発表した後、センやサンデル、ノージックなどがこれを批判し、彼らなりの正義原則を構築したことからも明らかである（詳細は〔総論〕第2章以下）。

しかし、重田園枝のいうように「少数の富める者が多くの貧しい者を犠牲にして、さらに豊かになっていく…ことが当たり前になっている社会」<sup>18</sup>において、いみじくも立法論、政策論を議論するのであれば、ロールズの提唱する2つの原理をそのチェック項目に入れることは、「誰もが守ることができる最低限のルール」<sup>19</sup>であると言えるかもしれない。そしてこのことは、税制のありかたを議論する際の、お互いの「わかりあえなさ」を乗り越え、1つずつ「合意できることは何か」を模索していくための、有効な手段となるかもしれない。

本章Ⅱ-1「人生は不公平か」でも述べた通り、ロールズの思想の根底には、運の恣意性についての深い理解がある。これはサンデルの言葉を借りれば「神の恩寵か、出自の偶然か、運命の神秘がなかったら、私もあぁなっていた」<sup>20</sup>という、当たり前ではあるけれども忘れがちな事実である。そして人は、このように謙虚な姿勢でいられる人を「成熟した大人」として評価し、逆に「すべて自分の力で勝ち取った」と勘違いしている人を「愚か者」として嘲笑する。

「努力できる人間となれるかどうかさえも運で決まる」と考えれば、ビル・ゲイツやイーロン・マスクが莫大な所得と富を稼いだのも運が良かっただけであるし、「何かのきっかけで依存症になってしまい」ホームレスになってしまうのも運が悪かっただけである。

人生は不公平である。この、当たり前だが忘れがちな事実を認識しつつ税のあるべき姿を追求していくこと、それこそが『『成熟社会における』 公平な税制』を考えるにあたっての基本的姿勢なのではないだろうか。

〈脚注に掲げたもの以外の参考文献〉

- ・九州北部税理士会「税はいかにあるべきか～格差から税の正義を考える～」令和6年度 第50回日税連公開研究討論会論文集

<sup>18</sup> 重田園枝『社会契約論—ホッブス、ヒューム、ルソー、ロールズ』（ちくま新書、2013）246頁。

<sup>19</sup> 前掲重田・246頁。

<sup>20</sup> マイケル・サンデル著、鬼澤忍訳『実力も運のうち 能力主義は正義か』（早川書房、2023）399頁。

## アマルティア・センの正義に関する議論から ～公平性全般への経済的な視座から税制を考える～

岸野康之（所沢支部）

### 【要 旨】

経済学者のアマルティア・センは、国、地域、個人によって異なる各人や各地域の潜在能力に着目して、これを保障する（充実させる）ことで、所得や福祉などの基本財が有意に分配されていくとする「ケイパビリティ（潜在能力）アプローチ」の理論を提唱している。

分かりやすくいえば、例えば先進国等が後進国等に資金援助を実施する前提として、ただ一定量の基本財などを供与するだけでなく、その国特有の教育格差や地域間格差などの潜在能力を見極めて、その中で最大効率を上げていく分配方法を実施することを重視している。

この場合の潜在能力の概念は、国家間、地域間、人種間そして性別等の広範な異文化性に基づく潜在能力から、個々人間の潜在能力まで非常に幅広く、ある基本財が皆に等しく与えられた場合において、その基本財の機能を最大に発揮させることができるかどうかは、各々の個人や、国などのある集合体が有する潜在能力に依拠することになる、という考え方である。

センのこのアプローチは実践的に理論化され、諸国向けの経済援助の最適化などに応用されている。またセン自身は、日本が質の高い教育水準という潜在能力をベースとして高度成長期を実現したプロセスについて、アジア諸国の手本となってきたことを高く評価するとともに、近年では経済政策としてのアベノミクスが極めて的確な施策であったと意見を述べている。総じて我が国は、経済成長の実現や国民の福利厚生に安定に必要な、様々な潜在能力を有しており、その中にはきめ細かな税制を通じた安定財源の確保、所得の再分配機構などが含まれると考えられる。

こうしたアマルティア・センの経済思想を、我が国の税制はどのように受けとめるべきか。

我が国には全国にあまねく行き渡った教育制度と、その結果として得られた、個々人と集団活動における高い潜在能力があった。加えて、戦後は約8000万人超であった人口が、生産年齢人口を中心に50年間で1.2億人を超えるまでに増加した、その人口増そのものが我が国の高い潜在能力をさらに開花させた定量的要素である。

また、人口増を背景に急速に変貌する我が国の社会・経済の均衡的発展を支えた基礎に「税制」があった。我が国の税制は、個々人や各団体の担税力＝潜在能力に応じたきめ細かい課税を行うために、これほどまで複雑極まる法体系・行政実務が構築されてきており、これが経済成長と納税実務が車の両輪として我が国の経済成長を支えてきた。

しかし、我々はいま未曾有の少子高齢化社会に突入しており、国力の基礎となる人口をはじめとした潜在能力が消失に向かっていく。それも、我が国が経験している少子高齢化は、地方部の過疎地域など「弱いところから」急速に進んでおり、その国力の急速な喪失に対して、税制はそのきめ細かさゆえに対応できず、制度疲労を起こしていると考えられる。この議論は本稿においては、その中で、できるだけ公平な福利厚生と経済活力を維持していくためには、税制をどう捉えていくべきか。そして税制は、我が国が有している諸般の潜在能力の変動に対してどのように対応していく必要があるのかを、整理、検討していきたい。

## I アマルティア・センの潜在能力アプローチ

公平性とは何かを考える上で、経済的公平、政治的公平、人権ほか法学上の公平、哲学的、形而上的な公平など、公平を位置付けるための諸視点からのアプローチが想定される。

第一章で近藤が論じてきた、ジョン・ロールズの正義原則に基づく公正性へのアプローチは、「関係者がグループ全体の中における自分自身の個人的なアイデンティティやそれぞれの既得権益に関する知識を全く持たない<sup>1)</sup>」原初状態という想像上の状況を基礎とした上で、この後、社会正義について「正義の二原理<sup>2)</sup>」を提案している。

社会で最も不遇な人々の暮らしの改善して、すべての人々への公共的機会の保障をされるべきとするロールズの正義と公正に関する理論的アプローチは、明瞭簡潔にして力強く、世界中の学者や実務家を魅了してやまず、哲学領域のみならず経済学ほか社会科学の諸分野においても研究の礎とされてきている。一方で、ロールズの理論的前提は理想論が過ぎるとして、特に、第二原理で説明される格差原理などについては、否定的見解を述べる学者なども少なくない。

経済学者のアマルティア・セン（1933～）は、正義・公正を実現する経済政策を論じる上で重要な個人の平等、不平等の問題について、「ケイパビリティ（潜在能力<sup>3)</sup>）・アプローチ」の方法を取る。センが定義するケイパビリティとは「人が善い生活や善い人生を生きるために、どのような状態にありたいのか、そしてどのような行動をとりたいのかを結びつけることから生じる機能の集合<sup>4)</sup>」としているが、この、センが定義するケイパビリティの概念は広く包括的で、語義を捉えにくい場面も多いため、直訳である「潜在能力」の語を用いながら解説していく。

## II ロールズのアプローチとの比較

センは、基本的にロールズの理論構成を尊重し、自身の考察において大いに参照しつつ、その正義・公正にかかる議論の随所に批判的意見を論じており、ロールズの思想を批判的に継承しているといえる。

センは自らの著書<sup>5)</sup>において、一章を超える紙面を使ってロールズの理論を再検証しているが、その中で特に、理論として「原初状態において完全に公正な社会に必要な公正な制度の特定の原理が一つだけ選択されるというロールズの非常に特殊な主張に関しては非常に懐疑的であると言わざるを得ない<sup>6)</sup>」と問題提起する。より具体的には、自由に対して完全な優先権を与えるのは極端すぎる点、基本財をより良い生活に変換する能力が人により多様であることへの思慮の欠落その他、センはこれら一連の正義に関する議論が、完全なる制度の追究に終始しており、実際に生じている諸事象との連関に触れていないことを問題視しているのである。

ロールズとの比較では、ロールズの「社会的基本財アプローチ」に対応する概念としての、センの「ケイパビリティ（潜在能力）・アプローチ」でもある<sup>7)</sup>。

社会的基本財アプローチは、自由、機会、所得、富などから構成される社会的に保障すべき基本財を

<sup>1)</sup> アマルティア・セン著、池本幸生訳「正義のアイデア」102頁（明石書店、2011）

<sup>2)</sup> ジョン・ロールズ著、川本隆史ら訳「正義論改訂版」83頁（紀伊國屋書店、2010）

<sup>3)</sup> センの著書の邦訳者たちの間で、ケイパビリティ（Capability）の邦訳を「潜在能力」とするか、ケイパビリティの語そのものが持つ意義を損なわないよう邦訳した際も「ケイパビリティ」の語を用いるかは、意見が分かれている。例えば、前掲セン著の訳者・池本幸生は訳者解説589頁で「誤解を避けるために、本書では「潜在能力」という訳語を使わず、「ケイパビリティ」を用いた」として、その理由を説明している。

<sup>4)</sup> フリー百科事典 wikipedia「アマルティア・セン」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%9E%E3%83%AB%E3%83%86%E3%82%A3%E3%82%A2%E3%83%BB%E3%82%BB%E3%83%B3>

ケイパビリティの正確な語義は訳書により幅が広いが、この表現が重要部分を最も端的に表している。

<sup>5)</sup> 前掲セン、99頁以降「第2章 ロールズとその後」を中心に、ロールズ批判を交えつつ正義と公正に関する持論を展開している。

<sup>6)</sup> 前掲セン、106頁

<sup>7)</sup> 後藤玲子著「正義の経済哲学 ロールズとセン」11頁（東洋経済新報社 2002）

定めた上で、その公正な分配方法を明らかにするというアプローチであるが、この場合に個々人がどのような福祉的自由を実現するのかは、個人の自律的な判断と選択に委ねられなければならない。そのため、この視点から政策立案していくと、例えばベーシックインカム的に所得や福祉など基本財の最低保障を、各個々人に配賦していくような形になるが、そのことで各人が福祉的自由を漏れなく享受できるとは限らない。

一方、潜在能力からのアプローチは、各々の社会で人々が共通に必要とする潜在能力を保障することを目的として、個々人が有する特徴と財の諸特性に着目するアプローチで、「少なくとも同一のコミュニティの間では、人々の間で共通に価値ある機能のベクトルを特定化することができ、政策的に必要な限りで比較評価できるという考え方が存在する<sup>8)</sup>」。

このことを政策的に考えると、そのコミュニティ、即ち各国や地域によって異なる各人や各地域の潜在能力に着目して、これを保障する（充実させる）ことで、所得や福祉などの基本財が有意に分配されていくこととなる。分かりやすくいえば、例えば先進国等が後進国等に資金援助を実施する前提として、ただ一定量の基本財などを供与するだけでなく、その国特有の教育格差や地域間格差などの潜在能力を見極めて、その中で最大効率を上げていく分配方法を実施することが重要になる。

こうした潜在能力に対する考え方は、現実の経済政策において、ODA や国際団体の資金供与など実務的な場面で、長年応用されてきている。

### Ⅲ センが述べる日本のケイパビリティ（潜在能力）

センが日本経済について言及している所見を、先に紹介する<sup>9)</sup>。

- ・日本の経済発展モデルは、韓国ほかアジア諸国の模範となった。  
模範となった理由は、文化的に近いことと、教育水準向上によって、社会や経済を短期的に向上させられることを証明したこと。
- ・日本人が自分の欲よりも国や文化に対して誇りを持っており、それが日本の産業革命を牽引してきたこと。
- ・アベノミクス以前は景気後退させるような経済政策を採用していたが、アベノミクスは日本経済、世界経済における政策必要性を正確に理解して実施されている。これにより日本経済の「大きな問題はすでに対処されている」と言える。

センは、その所見に関連し、日本のケイパビリティ（潜在能力）について次のように言及している。

「日本は東アジア、東南アジアの素晴らしい模範となりました。韓国、台湾、シンガポール、タイなどのアジア諸国は、日本が国民に教育を施し、国民のケイパビリティ（潜在能力）を増大させることによって急速に経済を成長させたことに深い影響を受けてきたのです。<sup>10)</sup>」

この言及は、センの潜在能力からのアプローチにおいては、経済成長や基本財普及の背景には、文化的基礎、国民性、教育水準の向上など、その国や地域が有する潜在能力を理解し、なおかつ高めていくための諸活動が重要となることを、明快に説明している。

### Ⅳ 潜在能力に着目した社会政策と税制との関わり

センのアプローチは、ある基本財が皆に等しく与えられた場合に、その基本財の機能を最大に発揮できるかどうかは、個々人や、国などのある集合体が有する潜在能力に依拠することになる、という考え

---

<sup>8)</sup> 前掲後藤、13 頁

<sup>9)</sup> ダイヤモンドオンライン「ノーベル経済学賞のアマルティア・セン教授に聞く」インタビュー（2017.11.2）  
<https://diamond.jp/articles/-/145792>

<sup>10)</sup> 前掲ダイヤモンドオンライン、インタビューより

方である<sup>11</sup>。潜在能力は個人的特性でいえば年齢、性別、身体能力などを指し示し、集団においては国や地域ごとに、出身地や宗教上の理由などで地位や権利が異なる場合などを指し示す。

また、普通は個人間や集団間の潜在能力は異なり、基本財や福祉を十分に享受し、活用しうる豊かな潜在能力を有していなければ、彼らはその財や福祉によって目的を達成することができない。

ここまで述べてきたように、センが提唱する潜在能力の概念は深く広範で、正確に定義づけるには複雑な概念である。また、近現代の社会的諸事象にかかる諸課題全般について、邦訳による「潜在能力」の語をみだりに用いて論理的解決を図ろうとする分析態度は、決して好ましいものではない。

しかし、一方で現状生じている諸事象について、「我が国の潜在能力とは、何であったのか。いま我が国の潜在能力は、どのようになっているのか」という簡単な問いを投げかけてみると、考察全体が分かりやすいものとなってくる。

まず、我が国が有していた潜在能力の代表例は、まさしく上記Ⅲで記したように、セン自身が述べている「国民に教育を施し、国民のケイパビリティ（潜在能力）を増大させる」ための義務教育などにより培われた、国民全体の高い識字率や集団性などに見られる教育水準であろう。公共教育でいえば、我が国では中学校までの義務教育と一定の公費による高等教育という基本財が国民に提供されてきており、国全体に基本財が行き渡っていない時代に、経済成長や福祉向上を実現していく上で大いに役立ってきたと考えられる。

また、そうした質の高い教育の普及とともに、我が国の経済成長＝社会資本等の全国的な普及を決定づけてきたものは、戦後の人口増加であった。経済政策の中心は一定の産業に重点的な資金配分を行う傾斜配分方式であり、国土政策はあくまで都市中心政策であったので、常に各所において、これら政策の歪みによる不公平や不均衡が生じていたが、戦後50年間で、労働人口を中心に人口が約8000万人から1.2億人まで増加した拡大基調は、そうした不公平や不均衡を希薄にさせ、全体を押し上げていく力があつた。

そして、その経済成長の循環を支えてきた重要な社会基盤として、税制があつた。

我が国の税制は、多種多様な50超の税目で構成されており、主たる税目には本法、措置法、通達等の事務指針など、複雑で膨大な法体系がある。

一方で、そこまで明文化しているから、課税の認定要件がすべて明白であるかという点、そういうわけではない。そこに課税現場では所轄署や職員の判断や見解が加わり、国策や時勢の影響も受けやすく、膨大な法体系を基礎に置きながらも、常に大きな曖昧さを内包している。そのため、納税者や我々税務代理人は、課税の事実認定に関する判断において、過去判例、過去裁決、過去の実務事例などを十分に参照する必要性もある。このように複雑多岐に定められていながら裁量余地や曖昧さが大きい我が国税制を、悪法と批評する声もある。

しかしながら、細部まで複雑に明文規定を設けつつ、課税現場では実態に応じた課税判断がある我が国税制は、裏を返せば「可能な限り、納税者の担税力＝潜在能力に着目した」制度設計であるとも考えられる。法条文等に納税義務者、課税対象、課税標準額、税率ほか課税要件が記載されているからといって、そのまま定式的、よりいえば画一的な課税判断が実施される税制であれば、納税者の客観情勢や取引意図等が顧みられることがなく、苛烈な徴収事務が行われてしまう可能性がある。また、課税判断が明文規定通りに画一的にのみ実施されることとなれば、課税を逃れようとする者や租税回避行為を行う者は「そこに抵触しないこと」に専心すれば追及を避けられることとなり、課税、徴収実務を硬直化さ

<sup>11</sup> 例えば立命館大学総合心理学部教授の神島裕子は「現代正義論の新たな視座—ケイパビリティ・アプローチ（2023年12月 RESEARCH BUREAU 論究（第20号））」において「同じ財（投票権）を持つ人々でも、同じ機能（投票に行く）を達成できるとは限らない。他方で、投票に行くことは実質的にできるけれども、個人的な信念によって投票に行かない人もいるかもしれない。価値の多元性が認められている現代においては、ケイパビリティを発揮するかどうかをめぐる「選択」は基本的に尊重されるものであることも、踏まえる必要がある」と例示している。こうした意思や態度なども含まれるようにケイパビリティの語義が幅広い点で、単純に潜在「能力」という直訳が躊躇されるのであろう。



せることになりかねない。

このように、我が国の税制は、国なりの視点で納税者の担税力にできるだけ配慮をしつつ、申告納税制度の浸透と課税を達成し、集めた租税を必要な社会インフラと国民福祉に再配分する、まさに集団としての国や国民個々人の有する潜在能力に着目した課税と再配分によって、成長サイクルを最大限に支える機構であったと言える。

しかし、今日では国全体としての成長サイクルは停滞し、少子高齢化による人口減少社会が約束されているばかりか、この先数十年にわたって、労働人口と年少人口を中心に減少が進むことが明らかにされている。これに加えてこの人口減少は、日本全体の中でも「地方部の過疎地域など」、元々不便で人が少ない地域から、崖が端から崩れるように加速度的に進んでおり、このことによる経済規模の縮小と、不公平、不均衡の拡大は著しいものがある。

先に述べた教育の質的な側面では、産業構造の高度化、高学歴化や進路の多様化が進むとともに、進学、就業に係る家庭間の資力や縁故といった潜在能力の差、さらに広くは教育の地域格差が顕在化し、義務教育の意味合いが大きく変質しつつある。

年齢という点では、著しい少子化の進展が量的な潜在能力を減少させていく中で、全員高校進学、専門学校の大学化、大学と大学院設置の増加など闇雲な高学歴化政策の進展が、若年労働者という社会の潜在能力をさらに削いでいる。

また、かねてより問題視されている 103 万円の壁、130 万円の壁などに象徴される各諸制度の税制、社会保障上の適用基準等は、働き盛りの年齢層や子育て世帯の主に女性配偶者の潜在能力を押し込めてしまっている可能性がある。昨今の税制改正で話題となった「所得の壁問題」の議論は、国民の働き方や労働意欲に対して何ら資するものの無い、低次元の政争に終始した。

今日の税制は、高成長時代の国の潜在能力を基礎とした課税と再配分の循環に着目した、その細かい設計思想ゆえに、硬直化して対応できなくなっている。また他の諸政策全般も、我が国の諸地域、個々人などが本来有する潜在能力に対して、適切な再配分を行う機構や思想を喪失している。

高度成長が絶対善ではないが、若年労働力の力を発揮したり、社会進出（社会復帰）を望む人たちを後押しするなど、個々人が充実して力を発揮できるように仕組みを変えていかなければならない。そうした仕組みの再構築の中には、既存の税構造のみならず、地に堕ちた社会保障制度（厚生労働省管轄）の国税庁への組み入れなど、省庁間障壁のドラスティックな撤廃なども含まれる。

国土政策についても、真に全国的な地方創成を推進して疲弊した地方部を助けていくのか、存続可能性が高い（潜在能力が高い）首都圏を中心とした地域に傾斜配分する、現在の都市集中政策を突き進んでいくのか。そういうもののジャッジメントも、メリハリのある税制を再定義する上で必要なことである。

## V おわりに

個人のみならず、個人の集合である国や地域の間でも潜在能力の違いは当然あり、例えば教育水準が低い地域、富の公平な分配を望めない地域、人種や性別による格差を排除できない地域などは、基本財や福祉を享受する豊かな潜在能力を欠く地域といえる。この点では、欧米出身者が多い近代、現代の経済学者の中であって、アマルティア・センはインド出身の経済学者で、貧困や宗教上の諸問題が社会政策に与える影響を熟知する立場から、国や地域単位での潜在能力に応じた基本財の必要性に着目しているのであろう。

この点において、日本は国という単位で考えた場合、上述してきたように人口増加が続いてきたことや国全体の教育水準が高いことに加えて、民族、言語の構造が比較的単純であったこと、国と地方政府の事務分掌が確立していたこと、そしてコンパクトな国土など、全国均質的な国の成り立ちから、世代間や地域間の潜在能力の強弱に着目する機会が少なかったように思われる。しかし、いまやその全国均質的な潜在能力は大きく損なわれつつあり、今日、問題視されている所得格差や地域間格差の広がりとして現れてきている。これに対する税制や経済政策は、これまでの成長社会を前提とした観念に囚われていては、目的に対する効果を得にくいものとなる。



近年の、定額減税や定額給付のスキームなどは、基本財の不均衡を是正するための財政的措置の必要性から、全ての人に向けて実施された分かりやすい経済政策であるが、そこには地域ごと、各個々人の集合ごとにバラツキのある潜在能力の格差に対する政策的視座がない。

今日の社会における税制のあり方は、財の量的、全国均一的な不均衡是正という観点のみに求めるのではなく、潜在能力の格差縮小、さらには潜在能力がある箇所と無い箇所への財の振り分け、という観点を加えることで、より現実在即した公正性を担保できるものに、していかなければならない。

そこには、これから日本という国をどのように良くしていくのか、いま何を欠いているのか、それをどう確保していくのか、という現状分析と将来ビジョンを明確にした上で、経済発展と国土強化に向けて、諸個人、諸集団、諸地域が有する潜在能力を再確認していく必要がある。そうした議論の中には、人口政策に直接資するパートとなる少子化対策や外国人労働者向けの諸政策など、分かりやすい政策論議も含まれる。

以上で述べてきた、このセンのケイパビリティ（潜在能力）・アプローチの視点は、これから各税目について、税制の観点から公平性を論じていく上でも、重要な視座を与えてくれるものになると確信している。

## ロールズの対極と評価されるノージック

平 仁（川口支部）

### 【要 旨】

個人の自由を制限する福祉を社会正義として論じたロールズに対する批判者として評価されるノージックは、ロールズは格差がなければ最下層の者がさらに悪い立場になる場合にのみ格差が容認されると説くが、その格差が容認されるためには誘因に対する成果がある程度判明していなければならないと批判した。ロールズは努力する誘因も道徳的には恣意的な偶然の産物として捉えるが、ノージックは社会的運の偶然性を排除する理由はなく、福祉による所有権の制限を否定する。それは努力や才能の結果として生じた能力の差の存在は許されない、という考え方を批判しているに過ぎない。

また、ノージックは「勤労所得への課税は、強制労働と変わらない」と主張し、自己の所有権への制限となる勤労所得への課税を批判している。

### I リバタリアリアンとしてのノージック

本論文集が主軸に置いたジョン・ロールズ『正義論』（昭和46年）と対極と言える同時代の政治哲学思想家としてロバート・ノージックが挙げられる。リベラリズムを代表すると目されるロールズとハーバード大学における同僚であったノージックは、リバタリアリズム（自由至上主義）を代表する政治哲学者である。その主著『アナーキー・国家・ユートピア<sup>1</sup>』は、ロールズ『正義論』への批判として昭和49年に執筆された。リバタリアリズムも、ロールズらリベラリズムと同様、個人の自由を尊重するところから理論展開されるが、リベラリズムが「『公正』という観点から個々人の行動を制限する<sup>2</sup>」一方で、「経済的自由を含め、個々人の行動の自由を積極的に推進<sup>3</sup>」している。つまり、ケインズ経済学を旨とするいわゆる大きな政府を展開し、そのための財源として累進課税を主張したリベラリズムに対して、いわゆる小さな政府を標榜し、国家の役割を極力小さくし（ノージックは最小国家と表現する）、課税による所有権の制限に対して否定的なのがリバタリアリズムである。

ノージックは自己の自由を侵害することに対する強烈な拒否感を示しており、「他人の福祉に貢献するようあなたが強制されることは、あなたの権利の侵害<sup>4</sup>」であると主張し、「人はなぜ、より大きな社会的善のために人々を侵害することが許されないのか<sup>5</sup>」と問題提起した上で、「我々のうちの一人の命より他の人々の命が道徳上優越することによってより大きな全体としての社会的善に導くことなどない<sup>6</sup>」と主張し、個人の自由を制限することに対する明確な拒否反応を示している。

### II ノージックによるロールズ批判

ノージックの主著の特徴はロールズ批判を軸にして自説を展開しているところであろう。

「格差に関するロールズの立場は、共同の生産物に対する個々の寄与が、少なくともある程度までは区別可能であることを要請する。ロールズはもとの道から外れて、様々な格差がその社会内の最も恵ま

<sup>1</sup> ロバート・ノージック（島津格訳）『アナーキー・国家・ユートピア—国家の正当性とその限界—』（木沢社2000）

<sup>2</sup> 岡本裕一郎『アメリカ現代思想の教室—リベラリズムからポスト資本主義まで—』（PHP新書2022）50頁

<sup>3</sup> 岡本・前掲注（2）49-50頁

<sup>4</sup> ノージック・前掲注（1）47頁

<sup>5</sup> ノージック・前掲注（1）51頁

<sup>6</sup> ノージック・前掲注（1）52頁

れないグループの地位を向上させる役に立つ場合、つまり、その格差がなければその最下層のグループがそれ以上に悪い地位に置かれるだろうという場合に、格差が正当化されると論じるのだから<sup>7</sup>。」

つまりノージックは、ロールズは格差原理が成立する場合でなければ格差が正当化されないと言うが、「才能に恵まれた人々は才能の乏しい人々と協同することで利益を得るが、また、才能の乏しい人々は才能に恵まれた人々と協同することで利益を得る<sup>8</sup>」ことができるのだから、適材適所の地位に就くことができるのであれば、「動機づけを与えられたこれらの人々によって生産された追加的生産物が、彼らに対する誘因のための支出以上のものになる<sup>9</sup>」から、自由に経済活動を行うことの帰結として社会が豊かになり、ひいては社会の最下層にいる者も豊かになるのではないかと主張した。「もし才能も豊かなグループが、新しい発明、生産や色々な物事のやり方についての新しいアイデア、経済的仕事での技術、等々のような、他人にとって大きな経済的利益となることを成し遂げうる人々を含んでいるなら、才能の乏しい者達の方が才能の豊かな者達よりも一般的協同の方式から大きな利益を得るという結論を回避するのは困難である。<sup>10</sup>」と言う。

一方でノージックは、「確かに、才能に恵まれない人々が自発的に協同する気になる条件を格差原理は提供する。しかしこれは、才能に恵まれない人々がそれを基礎として他の人々の自発的協同を期待しうるような公正な合意だろうか<sup>11</sup>。」とロールズの格差原理に疑問を呈する。この点ジョナサン・ウルフは、「人々の中には、彼らの自然的資産を向上させようと努力する者もあれば、また自分の能力を浪費するに任せるものもある。おそらく自分の能力を向上させる努力をする者は、少なくともその努力の見返りの幾分かには値するだろう<sup>12</sup>。」とノージックの疑問に理解を示す。しかし、ロールズは「自らの能力を向上させようと努力する意欲があるということすら、多くの要因—社会的地位、両親の援助、他の自然的能力—に左右されており、これらに恵まれるかどうか、道徳的観点からすれば恣意的である<sup>13</sup>」と主張するが、ノージックは、この議論に対する解答と解釈できるものを三つ挙げている。

「第一に、人が責任を負うこと、あるいは負わないことに関するこの見方は、縮小された人格の概念を提示するものである。その人格は、行為の遂行を試みたこと、あるいは試みなかったことに対してさえも責任を負わないのである。<sup>14</sup>」

第二の解答は、「人々が自然的資産をもつことが、道徳的観点からして本当にそれほど恣意的なのかどうかを問うことである。(略)自分たちの自然的資産は受けるに値しないものであるとしても、人々はそれに対して権利をもつかもしいない。そうであれば、結局その所持は道徳的に恣意的ではないのであり、「社会的運の偶然性」を拭い去ろうとすべき根拠はない<sup>15</sup>。」というものである。

第三は、「ロールズの格差原理は人格の別個性を侵害するというものである。(略)これは、ある人物の福祉を他の人物のために犠牲にして、恵まれた者を恵まれない者のための資源として利用しているように思われる。もしロールズにこの罪を自覚させることができれば、この反論はとりわけ効果的なものとなろう。なぜなら、人格の別個性を無視する点で功利主義は重大な誤りを犯していると論じたのはロールズだったのだから<sup>16</sup>。」

### Ⅲ ノージックは差別主義者か？

このようにロールズの格差原理を真っ向から否定したノージックであるが、格差の存在自体を否定しているわけではなく、差別主義を取っていたわけでもない。「自由尊重主義が不平等を導くのであれば

<sup>7</sup> ノージック・前掲注(1) 314 頁

<sup>8</sup> ノージック・前掲注(1) 321 頁

<sup>9</sup> ノージック・前掲注(1) 315 頁

<sup>10</sup> ノージック・前掲注(1) 322 頁

<sup>11</sup> ノージック・前掲注(1) 321 頁

<sup>12</sup> ジョナサン・ウルフ(森村進・森村たまき訳、1994)『ノージック—所有・正義・最小国家—』(勁草書房) 199 頁

<sup>13</sup> ウルフ・前掲注(12) 199-200 頁

<sup>14</sup> ウルフ・前掲注(12) 200 頁

<sup>15</sup> ウルフ・前掲注(12) 201 頁

<sup>16</sup> ウルフ・前掲注(12) 201-202 頁

それは不正である。しかしなぜ我々は富の平等と保有物における正義とをこのように直結させるべきなのであろうか、とノージックは問う<sup>17)</sup>」のである。

ノージックは、「人生は、誰かが設定した一つの賞に向けて我々全員が競う競争なのではない。速さを判定する者が何処かにいる一つに統一された競争など、ないのである。そうではなく、それぞれが他の個人に様々な物を与えている別々の個人がいるのである<sup>18)</sup>。」と指摘した上で、「もし、後に私の妻になった女性がもう一人の求婚者を断ったが、それは部分的には私の切れる知性と見かけの良さのためであり、そのどちらも私が努力して手に入れたものでないとするれば、その知性と美貌の劣った断られた求婚者は、不公正だとして正当な不服を持ち出せるのだろうか。私がこのような形でもう一方の求婚者が美人の腕を勝ち取るのを妨げていることは、彼の美容整形手術と特別の知的訓練のために、または私達が選ばれるチャンスを平等化する目的で彼の中に何か私には欠けている立派な性質を培い育てるために、他の人々から資源を取ってその費用を払うのを正当化するだろうか<sup>19)</sup>。」と疑問を呈する。

さらには、「平等を自尊心と結びつけるのはもっともなことである。嫉妬深い人は、もし自分が他の誰かがもっている物を所有できないなら、相手もそれをもたない方がよいと思う。嫉妬深い人は、相手がそれをもち自分がそれをもたない状態よりも、どちらもそれをもたない方がよいと思うのである<sup>20)</sup>」と指摘し、悪平等を批判する。つまり、努力や才能の結果として生じた能力の差の存在は許されない、という考え方を批判しているに過ぎないと言える。

#### Ⅳ 勤労所得課税の否定

ここまで、ノージックによるロールズ格差原理批判について検討してきたが、本稿においてノージックを取り上げなければならないもう1つの重要論点がある。リバタリアリズムにおける課税による再分配への強烈な否定である。ノージックは「勤労所得への課税は、強制労働と変わりが無い<sup>21)</sup>」と主張する。「n時間の労働の収入を奪うことは、その者からn時間を奪うようなものであり、それは彼を、他の者の目的のためにn時間強制的に働かせるようなものである<sup>22)</sup>。」「もし困窮者救済の目的で余暇の一部を奪う税制が不当だと言うなら、同じ目的のために人の財の一部を奪う税制は、いかにして正当でありうるのか<sup>23)</sup>。」と指摘した上で、ジョン・ロックの考え方では、「各人は自分が何になり、何をするのかを決める権利をもち、自分の行った果実を刈り入れる権利をもつ<sup>24)</sup>」と主張した。つまり、ノージックは勤労所得に対する課税は強制労働と同義であり、自由を害すること極まりないから排除すべきである、という。

「ノージックの批判者はこの時点で、税制度の重荷—介入性—は確かに人々の自由を制限するが、しかしそれはノージックが主張するほど悪質ではない、と主張<sup>25)</sup>」し、「税制度と福祉制度によってロールズ流のパタンのようなものを執行するためには、自由は比較的些少な被害を被るに過ぎない。(略)富裕層から貧困層への財の再分配に介入することは、深刻な自由の侵害を含まない<sup>26)</sup>」と主張する。つまり、ノージックの課税に対する批判に対し、「我々は、課税は強制労働と変わりが無いという主張に反論するだろう。(略)近代の累進課税制度の下では、一定額以上の金額を稼ぐ者は課税される。またどれだけの額課税されるかは、どれだけの仕事をあなたがしようと決めるかに一部依存する。強制労働に、どれだけの労働するかを決めるという選択肢があることは希である<sup>27)</sup>。」というわけである。

つまり、ノージックの正義の権原概念からすると、自分が稼得した利益を完全に自由に処分する権限

<sup>17)</sup> ウルフ・前掲注 (12) 204 頁

<sup>18)</sup> ノージック・前掲注 (1) 388-389 頁

<sup>19)</sup> ノージック・前掲注 (1) 391 頁

<sup>20)</sup> ノージック・前掲注 (1) 393-394 頁

<sup>21)</sup> ノージック・前掲注 (1) 284 頁

<sup>22)</sup> ノージック・前掲注 (1) 284 頁

<sup>23)</sup> ノージック・前掲注 (1) 286 頁

<sup>24)</sup> ノージック・前掲注 (1) 288 頁

<sup>25)</sup> ウルフ・前掲注 (12) 148-149 頁

<sup>26)</sup> ウルフ・前掲注 (12) 149 頁

<sup>27)</sup> ウルフ・前掲注 (12) 150 頁

が自分に与えられているはずであるから、その自由を奪う概念である課税は強制労働と共通する忌避すべき事柄であるから、許されるべきではない、というのである。まさに自由至上主義と訳されるリバタリアンの思考法の原点ともいえる考え方である。

現代の財源としての税の役割を考えると、政治哲学としての思想を全面的に支持する論者がほとんどいないながらも、その極端な主張から、ロールズとの双壁として捉えられることが多いノージックのロールズ正義論批判は、哲学論争の中でも1つの立場として強烈な印象を放っていると評価できるところである。

【脚注に引用していない参考文献】

ロバート・ノージック（井上章子訳）『生のなかの螺旋—自己と人生のダイアローグ—』（ちくま学芸文庫 2024）

渡辺 靖『リバタリアリズム—アメリカを揺るがす自由至上主義—』（中公新書 2019）

長友敬一『正義は時代や社会で違うのか—相対主義と絶対主義の検討—』（ナカニシヤ出版 2020）

## 自由と平等は両立し得るか？ ～フリードマン『資本主義と自由』～

大島明訓（宇都宮支部）

### 【要 旨】

本章では経済学者であるフリードマンの思想を読み解き、彼の主張する「新自由主義」が「平等主義」ないし「公平主義」と相反するものではないと認識した上で彼の経済政策論を確認し、公平な税制に関する各論検討の糸口のひとつを示したい。

フリードマンの提唱した「新自由主義」は当初弱者切り捨てと非難され、異端扱いされた。ただし、それは実証主義者である彼らしい実に冷静かつ熱い（Cool Head but Warm Heart）分析と見解による新進気鋭な提言であったことに起因しており、のちにノーベル賞を受賞したのみならず、現代の政策にも大きな影響を及ぼしている。

「大きな政府の否定」、そして「生産に応じて払う」が本章のキーワードとなる。具体的税制としては累進制の所得税や相続税への批判的見解、貧困対策に的を絞った税制の確立、大きな政府による問答無用の財源調達につながりやすい消費税への批判的見解等が主要なものとなる。

個人の価値観が多様化した現代における公平とは何か、そしてその実現の最たる手段としての税制の在り方について、我々は今経済学の巨人から問いかけられている。

### I フリードマンの理念

#### 1 新自由主義の提唱

1976年にノーベル経済学賞を受賞したアメリカの経済学者であるミルトン・フリードマン（1912－2006）をご存じだろうか。ユダヤ系の移民の決して裕福ではない家庭に生まれ育ち青年期に大恐慌時代を経験した彼は、後にそれまで主流だった、政府による財政出動を肯定するケインズ経済学の限界を指摘し、個人の自由な意思決定にもとづく市場経済こそが尊重されるべきであるとする新自由主義（Neo Liberalism）を唱えた。シカゴ学派の筆頭として机上の空論に留まらず経済的実証をもって理論を裏付けるスタイルは現実の経済政策にも適合し、英国のサッチャー政権や米国のレーガン政権の経済政策のみならず、我が国における安倍政権の経済政策にも大きな影響を与えたと言われている。

#### 2 弱者切り捨てのレッテル

このように20世紀後半以降現代までの経済政策観の大きな流れの1つを作ったといっても過言ではないフリードマンだが、1962年に「資本主義と自由」を出版した当時は個人の自由な経済活動を最優先するという理念が自己責任論の押し付けや格差の肯定・助長と捉えられ、弱者切り捨ての異端者とまで酷評された。同著より、以下の引用文を参照されたい。

「自由人は、（中略）自分の責任を果たすため、自分の目標を達成するため、そして何よりも自分の自由を守るために、『自分は、あるいは仲間は、政府という手段を使って何ができるか』を考える。」<sup>1</sup>

「自由主義思想の根本にあるのは、個人の尊重である。自由主義では、各自が自分の考えに従ってその能力と機会を最大限に生かす自由を尊重し、このとき、他人が同じことをする自由を阻害しないことだけを条件とする。」<sup>2</sup>

…確かに、平等や公平といった公共福祉の理念とは対極にあるようにも見受けられる。だが、本当にそうか。新自由主義は、平等主義や公平主義とは相容れないものなのか。

<sup>1</sup> ミルトン・フリードマン著（村井章子訳）『資本主義と自由』24頁（日経BP社、2008）

<sup>2</sup> フリードマン・前掲注1 352頁

## Ⅱ 新自由主義と平等主義の関係

この点フリードマンは同著第12章「貧困対策」にて、新自由主義と平等主義の関係性に言及している。「自由主義者は、権利の平等・機会の平等と、物質的平等・結果の平等との間に厳然と一線を引く。」<sup>3</sup>とし、前者こそが追求すべき人間の根源であり、後者は結果的にもたらされる副産物に過ぎないとしている。ここで気を付けるべきなのが、新自由主義が追求する「権利・機会の平等」は結果的に平等主義が追求する「物質的・結果の平等」を副産物としてもたらすと彼は述べているのであって、主副の違いはあれど相反するものではないと明確にしている点である。事実、彼は自由と平等を促進するような政策の例として「独占を排除して市場機能を強化する政策」を挙げる一方、「不運な人々を助けるための慈善活動」や「貧困をなくすための政府の事業」を肯定している。自由主義者は社会的な共通目的の達成を多くの人の暮らしを豊かにする「効率的」な手段として肯定するのに対し、平等主義者は同じ行動の根拠を「正義」に求めるといふ<sup>4</sup>。すなわち、動機は異なるが結果として達成すべき目標や結果は同じベクトルにあり、新自由主義が主張する「自由」と我々が追求する「平等」や「公平」は共存すると言っているのではないか。

## Ⅲ フリードマンの理念に基づく公平な税制の在り方

以上、フリードマンが拠って立つ新自由主義と平等主義、ひいては公平主義の親和性を前提としたうえで、彼の提唱する税制論を紹介する。

### 1 基本理念

#### (1) 大きな政府の否定

フリードマン以前のケインズ経済学は、政府による財政出動を肯定し公共事業の有用性を説いた。他方、フリードマンは大きな政府について明確に否定的な見解をとっている。中央集権による大きな政府は所得分配を制度化し効率的に実行できる一方、権力の一極集中により誤った政策が遂行されがちで、しかも是正の圧力が働きにくい。「よいことをする権力は、悪いことをする権力にもなり得る」<sup>5</sup>とし、中央集権の危うさを力説している。同時に、国民をコントロールしやすくなるよう「政府は進歩より現状維持を、多様性より可もなく不可もない均質性を選ぶようになる」<sup>6</sup>として、国民の個性が尊重されなくなることを危惧している。大恐慌は大きな政府の典型的な失敗事例だと痛烈に批判しているのも<sup>7</sup>、フリードマンが異端扱いされた一因のようである。

#### (2) 分配論 「生産に応じて払う」

フリードマンは同著第10章「所得の分配」で、所得分配の根拠を「生産に応じて払う」<sup>8</sup>ことに求めている。すなわち、「ほんとうの意味で結果を平等にするためには、生産に応じて対価を払う必要がある」<sup>9</sup>として、生産能力の多寡を問わず皆が等しく分配を受けることの平等性を否定している。思うに、フリードマンのいう「ほんとうの意味で結果を平等にする」ことこそが我々が追及する「公平」と同義なのではないだろうか。

さらには、フリードマンは、幸運によりたまたまもたらされた財産でさえ、各人に固有の所有権が認められると主張する。架空の例として、「四人のロビンソンクルーソー」を挙げている<sup>10</sup>。運よく豊かな島に漂着したロビンソンが一人、不幸にも不毛な島に漂着したロビンソンが三人いたとして、不幸な三人が結束して幸せなロビンソンから強制的に分け前を取り上げるのが果たして正義だろうか、と。「運も実力のうち」であり、先天的要因や、外的要因、さらには偶然により獲得した財産であっても強制

<sup>3</sup> フリードマン・前掲注1 353頁

<sup>4</sup> フリードマン・前掲注1 353頁参照

<sup>5</sup> フリードマン・前掲注1 26頁

<sup>6</sup> フリードマン・前掲注1 27頁

<sup>7</sup> フリードマン・前掲注1 111頁参照

<sup>8</sup> フリードマン・前掲注1 301頁

<sup>9</sup> フリードマン・前掲注1 294頁

<sup>10</sup> フリードマン・前掲注1 299頁参照

的に徴収・分配されるいわれはない。

なお、分配論については、本論文集 各論 第一部 所得税 第1章「所得税の再分配機能の方向性」（若山論文）で、我が国における所得税の再分配機能について考察しているのでぜひ読了されたい。

## 2 具体的税制

いよいよ本題の、フリードマンによる「公平な」税制を紹介する。どうやら、上記1. の基本理念に基づき、「分配」と「貧困対策」、「財源確保」はそれぞれ分けて考えるべきという原理に集約されそうである。

### （1）累進制の所得税と相続税の否定

フリードマンは、「累進税制が徹底的に適用されたら、勤労意欲が削がれ、社会の労働生産性は急降下」し、「資源の壮大な無駄遣いと社会に広がる不平等という高い代償」が払われるとしている<sup>11</sup>。また、「累進税は、リスクを避け、既存資産を守る方向へと所有者を仕向ける。」とし<sup>12</sup>、富裕層から資本が流出せず、却って格差が固定化されると指摘している。

以上を受け、所得税については「基礎控除を上回る所得に対する一律税率の適用」を行い、「対象となる所得はできるだけ広げる一方で、控除の対象は厳密に定義した必要経費に限る」べきであるとしている<sup>13</sup>。極論、法人税を廃止し、内部留保による株主のキャピタルゲインに所得税を課税すべきと述べている<sup>14</sup>。

また、相続税についても個人的な見解と断りを入れた上で、「累進制の所得税と相続税が達成できた所得格差の縮小は、無視できるとまでは言わないが、かなり小さい」<sup>15</sup>として、否定的な見解をとっている。

### （2）負の所得税への言及

累進課税を否定する一方、貧困対策の必要性は肯定している。ただし、貧困対策に政府が関与することは妥当だが、政策の目的を貧困の救済のみに絞らないと大きな政府の失敗による無駄が生じるとしている。その上で、貧困対策の最も有効な手段として「負の所得税」へ言及している<sup>16</sup>。この点、本論文集 各論 第一部 所得税 第3章「給付付き税額控除は導入可能か」（近藤論文）、第4章「日本型ベーシックインカム導入の検討」（江本論文）で、我が国における具体的運用の是非が論ぜられている。

### （3）大きな政府による消費税

若き経済研究者である柿埜真吾氏によれば、「フリードマンは、担税感の弱く、大きな政府につながりがちな消費税に極めて批判的で、1988年の論説では、当時検討されていた日本の消費税導入に触れ、最初は低税率でも、いったん導入されれば、次第に税率が引き上げられ、日本政府の肥大化を招くだろうと予測していた」<sup>17</sup>とのことである。まさにフリードマンの予言通りである。消費税の「逆進性」もしばしば指摘されており、公平性を語る上で必須の税目といえよう。この点、本論文集 各論 第二部 消費税 第7章「社会保障財源として考えた場合の消費税の公平性とは」（稲田論文）、第8章「消費税の取引における公平性」（大山論文）で、複雑怪奇なキメラと化した我が国消費税制の在り方について、再構築の必要性が検討されている。

## IV まとめ

個人の価値観・幸福感が極めて多様化した現代において、公平性とはどのようなことを意味するのだろうか。もちろん、セーフティーネットを構築し国民の一定水準以上の生活を担保し、富める者から持たざる者へと財を分配する機能は必須である。ただ、「誰かから取り上げて別の誰かにあげる」とフリー

<sup>11</sup> フリードマン・前掲注1 312頁

<sup>12</sup> フリードマン・前掲注1 313頁

<sup>13</sup> フリードマン・前掲注1 314頁

<sup>14</sup> フリードマン・前掲注1 247頁、314頁参照

<sup>15</sup> フリードマン・前掲注1 311頁

<sup>16</sup> フリードマン・前掲注1 347頁参照

<sup>17</sup> 柿埜真吾「ミルトン・フリードマンの日本経済論」143～144頁（PHP出版、2019）



ドマンが揶揄したように<sup>18</sup>、多大なリスクと真正面から向き合い、努力と人生を費やして所得を形成した成功者から、「大きな政府」が「皆に分け与えよ」と半分かそれ以上の財産を強制的に取り上げるのは果たして公平だろうか。同様に、資財にさほど魅力を感じず自分らしく生きる自由人に無対価の給付を与えるのは果たして公平だろうか。

公平を経済的価値のみから単一的に定義するのは困難である。多様性を認め、個人の自由の追求を最大限尊重することこそがこの成熟した現代国家を公平な社会たらしむ基本理念であり、その具現化の最たる手段として税制がどのように機能すべきか、税を生業とする我々税理士が模索する必要があるだろう。

---

<sup>18</sup> フリードマン・前掲注1 353頁

## サンデルの正義論と税の在り方

平 仁（川口支部）

### 【要 旨】

サンデルは正義論には功利主義的な考え方、正義は選択の自由の尊重を意味するとする考え方、正義には美德を涵養することと共通善を判断することが含まれるという考え方があることを示し、形式的な自由だけではなく、共通善に資することが必要であることを主張する。能力主義に基づく市場経済重視のグローバリゼーションが進展した結果、不平等が拡大するとともに労働の尊厳が損なわれており、給与課税の縮減と金融所得課税の強化を通じて共通善に資する税制を構築すべきことを主張する。

### I サンデルの哲学的分類

平成 22 年に NHK 教育テレビで放映された「ハーバード白熱教室」を通じて我が国における正義論ブームを引き起こしたマイケル・サンデルは、受講生との双方向対話型講義、いわゆるソクラテスメソッドを用いた講義スタイルで有名な現役のアメリカの政治哲学者である。ロールズやノージックと同じくハーバード大学で教鞭をとるサンデルは 1970 年代に主著がある彼らから見ると次世代に当たり、1980 年代から台頭してきたコミュニタリアニズム（共同体主義）を代表する論者と目される。

哲学論争においては古典的な自由主義が廃れた後、自由絶対主義<sup>1</sup>に対する批判として台頭したりベラリズム（ロールズら）と、自己に対する権限を絶対視するリバタリアリズム（自由至上主義：ノージックら）とが対立軸を構成してきたところであるが、サンデルが昭和 57 年「リベラリズムと正義の限界」により、現代のリベラリズムが「個人の自律や自己決定権、選択の自由を重視する自由主義の側面と、差別の是正や社会民主主義的な再分配、「家族・地域・民族・階級など多様な共同体が解体されることを肯定し、均質的・無機的・中立的な個人を普遍的前提とみなし体系を構築する」手続き的共和国を追及する側面が存在<sup>2</sup>」するその思想に対して、問題と限界点を指摘し、コミュニタリアン（共同体主義者）という文言を使用して批判を展開した。「リベラリズムは、自由、正義、平等などの価値が普遍的であり、いかなる時代、社会においても最優先されなければならないという普遍主義を標榜する。これに対し、コミュニタリアニズムは、何が正しいか、何が善き人生かという問題については、それぞれの共同体が特殊な道徳と価値観を有しており、一般的に論じることとはできないという道徳的な特殊主義の立場をとる<sup>3</sup>。」

### II サンデルの正義論

サンデルは正義論には 3 つの考え方があるという。「第一の考え方では、正義は功利性や福利を最大限にすること―最大多数の最大幸福―を意味する。第二の考え方では、正義は選択の自由の尊重を意味する―自由市場で人びとが行なう現実の選択（リバタリアンの見解）であれ、平等な原初状態において

<sup>1</sup> ここで言う自由絶対主義とは、自由であることが何よりも正義である、とする思想を絶対的なものとして捉えた近代啓蒙思想の考え方を指す。哲学論争では相対主義と絶対主義の相克が常に問題となるが、古代哲学（ソクラテス・プラトンらの時代）には「人類に共通で絶対的な価値観がある」と考える「絶対主義」の流れが主流であり、歴史が進むにつれ「社会によって価値観も異なるとする「相対主義」が強まる傾向にある。長友敬一『正義は時代や社会で違うのか―相対主義と絶対主義の検討―』（ナカニシヤ出版 2020）28 頁。

<sup>2</sup> 郭君「コミュニタリアニズムの意義とその限界：マイケル・サンデルの思想の再検討」法政大学大学院紀要 80 巻 8 頁（2018）

<sup>3</sup> 郭・前掲注（2）15-16 頁

人びとが行なうはずの仮説的選択（リベラルな平等主義者の見解）であれ。第三の考え方では、正義には美德を涵養することと共通善について判断することが含まれる<sup>4</sup>。」

サンデルは、古典的功利主義は「正義と権利を原理ではなく計算の対象としていること<sup>5</sup>」、「人間のあらゆる善をたった一つの統一した価値基準に当てはめ、平らにならして、個々の質的な違いを考慮しないこと<sup>6</sup>」の2つの欠点があると批判する。リバタリアリズムやリベラリズムに対しても、形式的な自由だけではダメだと批判する。

そこで、「公正な社会は、ただ効用を最大化したり選択の自由を保障したりするだけでは達成できない。公正な社会を達成するためには、善良な生活の意味をわれわれがともに考え、避けられない不一致を受け入れられる公共の文化をつくりださなくてはいけない<sup>7</sup>。」と主張するのである。しかし、「所得、権力、機会などの分配の仕方を、それ一つですべて正当化できるような原理あるいは手続きを、つい探したくなるものだ。（略）正義にはどうしても判断がかかわってくる。（略）正義の問題は、名誉や美德、誇りや承認について対立するさまざまな概念と密接に関係している。正義は、ものごとを分配する正しい方法にかかわるだけではない。ものごとを評価する正しい方法にも関わるのだ<sup>8</sup>。」として、共通善に基づく政治、相互的尊重に基づいた政治を行うことを期待しているのである。

しかし、「こんにちの社会には、条件の平等があまりない。（略）四〇年に及ぶ市場主導のグローバリゼーションが所得と富のきわめて顕著な不平等を生んだ<sup>9</sup>」ことによる社会的分断が進んでためであるとサンデルは主張する。経済学者の議論では「財やサービスを手に入れるために長い行列をつくるのは無駄にして非効率<sup>10</sup>」であるから、「お金を払ってより速いサービスを受けられるようにすれば（略）経済効率は向上する<sup>11</sup>」が、サンデルは市場が行列に優越するという主張には、リバタリアリズムに基づく個人の自由の尊重と、リベラリズムに基づく社会的効用の最大化という論拠が挙げられるが、「不当な安値のついている財を、支払い意志額の最も高い人の手に渡るようにして、社会的効用を増大させるから<sup>12</sup>」、「ダフ屋や行列代行会社が、行列の健全性を侵害するとして非難されるのはおかしい<sup>13</sup>」とその論理矛盾を指摘する。サンデルはこうした論理矛盾を市場と道徳の問題として、公正と腐敗の視点から非市場的規範としての道徳の問題を取り上げるのである。

### Ⅲ サンデルによる能力主義批判

また、能力主義について、能力主義「社会における（略）不平等は、世襲特権ではなく、人びとが才能と努力によって獲得したものの帰結<sup>14</sup>」である。ロールズはこのような才能の不平等を格差原理として捉えているが、「才能の道徳的恣意性を強調し、市場の結果は功績や手柄を反映しているという考えを拒否<sup>15</sup>」し、所得の再分配としての税の在り方を肯定することになる。「一見すると、経済的成功をめぐるロールズの非能力主義的な考え方は、成功者には謙虚さを、恵まれない人々には慰めをもたらすはずだ。それはエリートにありがちな能力主義のおごりを抑制し、権力や資産を持たない人たちが自尊心を保てるようにする<sup>16</sup>」はずだと考えられていたわけであるが、グローバリゼーションの時代とともに

<sup>4</sup> マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話をしよう—いまを生き延びるための哲学』（早川書房 2010）334-335 頁

<sup>5</sup> サンデル・前掲注（4）335 頁

<sup>6</sup> サンデル・前掲注（4）335 頁

<sup>7</sup> サンデル・前掲注（4）335 頁

<sup>8</sup> サンデル・前掲注（4）336 頁

<sup>9</sup> マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『実力も運のうち—能力主義は正義か？—』（早川書房 2021）321 頁

<sup>10</sup> マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）『それをお金で買いますか—市場主義の限界—』（早川書房 2012）35 頁

<sup>11</sup> サンデル・前掲注（10）35 頁

<sup>12</sup> サンデル・前掲注（10）47 頁

<sup>13</sup> サンデル・前掲注（10）47 頁

<sup>14</sup> サンデル・前掲注（9）168 頁

<sup>15</sup> サンデル・前掲注（9）192 頁

<sup>16</sup> サンデル・前掲注（9）211 頁

に、能力主義は「称賛と憧れの表現<sup>17)</sup>」になってしまっている。

しかし、「比較的狭い意味での才能や技能でさえ、見極めるのがいかに難しい<sup>18)</sup>」ものか。サンデルはドラフト 12 巡目だった伝説的投手ノーラン・ライアンやドラフト 199 位だった伝説的 QB トム・ブレイディの例を挙げる。日本のサッカー界では、本田圭佑が永年昭和との競争に敗れてガンバ大阪ユースに昇格できず、中村俊輔は体格等を理由に横浜マリノスユースに残れなかった。野球のイチローもドラフト 4 位である。

#### Ⅳ 損なわれた労働者の尊厳

ところで、「グローバリゼーション時代は高学歴者に豊かな報酬をもたらしたが、ほとんどの一般労働者には何ももたらしていない。(略)生産性は上がったものの、生産高に占める労働者の取り分の割合はどんどん小さくなるいっぽうで、役員と株主の取り分は増え続けた<sup>19)</sup>。」その結果、アメリカにおける労働者の尊厳は大きく損なわれたことがポピュリズムの台頭を生み、既得権益への批判者としてトランプ政権の誕生につながったと考えられる。しかし、「四〇年間にわたるグローバリゼーションと不平等拡大のせいで取り残された人たちは、賃金の停滞だけに苦しんでいたのではない。彼らが直面し、恐れたのは、時代から取り残されることだ<sup>20)</sup>」とサンデルは指摘する。1980 年代以降欧米の中道左派政党は「グローバリゼーションの勝ち組である企業と個人の増大した利益に課税することによって、社会のセーフティネットを強化し、排除された労働者に所得補助金か職業再訓練を提供すること<sup>21)</sup>」が主張された。しかし、「労働者・中流階級世帯の購買力を増して不平等の埋め合わせをする、あるいはセーフティネットを補強するという政策提案は、いまや根深いものとなった怒りと反感への対処としては役に立たない。(略)働く人びとを最もあおっているのは、生産者としての地位が被った損傷である。この損傷は、能力主義的な選別と市場主導のグローバリゼーションが相まって生じた<sup>22)</sup>」とサンデルは主張する。「経済政策は究極的には消費のためにあるという考え」方は経済学的には一般常識であろうが、道徳・政治思想の古くからの考え方には生産者としての労働に価値を求めており、キング牧師やローマ教皇ヨハネ・パウロ 2 世の言葉にもそのような趣旨があるという。ヘーゲル哲学では「労働市場は必要性を効率よく満たすシステムである以上に、承認のシステムである<sup>23)</sup>」という。この点についてサンデルは 2 つの政治方針案を提示している。

1 つは、共和党ロムニー候補の政策顧問だったキャスが提唱した、法人税減税による自由貿易の推進よりも「労働者が安定した家族とコミュニティを支えるのに十分な給与を得られる職に就けるようにする政策<sup>24)</sup>」で、「低賃金労働者への賃金補助<sup>25)</sup>」である。これは令和 2 年のコロナ・パンデミック期にヨーロッパ各国で取り入れられた政策である。もう 1 つが、「グローバリゼーション政策の側面、すなわち金融の役割の増大<sup>26)</sup>」への対応である。サンデルは金融が道徳と政治に及ぼす悪影響を懸念する。それには「税負担を労働から消費と投機へ移す<sup>27)</sup>」ために「給与税を引き下げるか撤廃し、代わりに消費と資産と金融取引に課税して、税収を増やす<sup>28)</sup>」ことを主張する。

#### Ⅴ サンデルが主張する税の役割

サンデルは税の役割について、以下のように主張する。「課税は、たんに歳入を増やす方法というだ

<sup>17)</sup> サンデル・前掲注 (9) 223 頁

<sup>18)</sup> サンデル・前掲注 (9) 267 頁

<sup>19)</sup> サンデル・前掲注 (9) 281 頁

<sup>20)</sup> サンデル・前掲注 (9) 294 頁

<sup>21)</sup> サンデル・前掲注 (9) 295 頁

<sup>22)</sup> サンデル・前掲注 (9) 296 頁

<sup>23)</sup> サンデル・前掲注 (9) 300 頁

<sup>24)</sup> サンデル・前掲注 (9) 305 頁

<sup>25)</sup> サンデル・前掲注 (9) 306 頁

<sup>26)</sup> サンデル・前掲注 (9) 308 頁

<sup>27)</sup> サンデル・前掲注 (9) 311 頁

<sup>28)</sup> サンデル・前掲注 (9) 311 頁

けではない。共通善への価値ある貢献として何を重んじるかという社会の判断を表現する方法でもある<sup>29</sup>。」「課税の表現的な側面は、公平さをめぐる論議を超えて、社会による道徳的判断にも及ぶ。どんな活動が名誉と承認に値し、どんな活動が抑制されるべきかについての判断である<sup>30</sup>。」「なぜ資本利得による所得にかかる税率が労働所得のそれより低いのか？<sup>31</sup>」「労働よりも投資に課される税率が低いのは投資を奨励し、ひいては経済成長を促すためだと主張する人もいる<sup>32</sup>。」「政治的には、この一見実利的な主張の説得力は、一皮むけば露わになる道徳的前提—功績をめぐる主張—にも由来している。その前提とは、投資家は「雇用創出者」であるから税率を低くすることで報いるべきだというものだ<sup>33</sup>。」「この問題を徹底的に考えようとするなら、共通善への価値ある貢献として大切なのは何かという公共の議論が必要だ。給与税の一部あるいは全部を金融取引税で置き換える（略）という私の提案は、そうした議論に一つの枠組みを与えることを意図している<sup>34</sup>。』

## Ⅵ まとめ

サンデルの正義論については多くの研究者が検討を加えているところであるが、税についてはこれまでの主著では明確な言及がほとんどなかったものの、令和2年『実力も運のうち』（日本語訳令和3年）において明言され、サンデルの税に対する主張が明確となった。しかし、サンデルの議論はアメリカの議論であるという前提を置くところであり、そのままわが国税制の議論に援用することは難しい。そこでわが国の税制を前提として検討を試みると、サンデルは労働所得と金融所得に概ね分類されるアメリカ税制に対し労働から消費・投機に課税の対象を移すべきことを主張していることから、わが国においては所得税（給与所得、退職所得及び事業所得）への課税を抑制する代案として金融所得課税の強化と消費課税・資産課税へのシフトを主張しているものと読み解くことができよう。

### 【脚注に用いなかった参考文献】

- マイケル・サンデル（NHK「ハーバード白熱教室」製作チーム、小林正弥・杉田晶子訳）『ハーバード白熱教室講義録＋東大特別授業（上・下）』（早川書房 2010）  
マイケル・サンデル・小林正弥『サンデル教授の対話術』（NHK 出版 2011）  
トマ・ピケティ、マイケル・サンデル（岡本麻左子訳）『平等について、いま話したいこと』（早川書房 2025）

---

<sup>29</sup> サンデル・前掲注（9）311 頁

<sup>30</sup> サンデル・前掲注（9）312 頁

<sup>31</sup> サンデル・前掲注（9）312 頁

<sup>32</sup> サンデル・前掲注（9）313 頁

<sup>33</sup> サンデル・前掲注（9）313 頁

<sup>34</sup> サンデル・前掲注（9）314-315 頁

## ピケティが実証した $r > g$ の関係と公平な税制

松野浩之（下館支部）

### 【要 旨】

本稿では、フランスの経済学者トマ・ピケティ（1971 年生）の著作に基づき、彼が考える公平性の概念及び租税政策を紹介する。

『21 世紀の資本』において著者トマ・ピケティは、膨大な歴史的データに基づき、資本収益率  $r$  が経済成長率  $g$  を上回る傾向（以下「 $r > g$  の関係」<sup>1</sup>という。）があることを示し、この状態が続くと富裕層がさらなる富を蓄積し、所得や資産の格差が拡大すると主張している。

ピケティは格差を是正するための租税政策として以下の 2 つを提案している。

- i 所得に対する累進課税
- ii 資本に対する累進課税

ピケティは「社会国家と累進税制こそが資本主義を変えることのできる強力なツール」<sup>2</sup>と考え、格差是正のために累進課税の重要性を強く説いている。

一般的に、経済学者は非現実的な前提条件を重ねて、数式モデルの美しさを追求しがちである。同様に、政治哲学者も、実現性のない理想論から論理を組み立てることがある。しかし、ピケティのアプローチは真逆であり、過去 200 年以上にも及ぶ経済データから帰納的に結論を導いている。これほどまでに徹底的なリアリストであるピケティが「累進課税こそ格差是正策」と結論付けた点は特筆すべきであろう。

もちろん、資本主義社会において完全な経済的平等は不可能であり、むしろ、低所得者は努力が足りないだけだとする自己責任論すらある。しかし、超富裕層の子息と低所得層の子息では、生まれながらに埋められない経済的な格差があり、格差の固定につながりかねない。このような格差の固定を断ち、社会に蔓延する格差を是正するために、ピケティは累進課税の強化を提唱している。すなわち、ピケティにとって「公平な税制」とは、格差是正に資する累進性を強化した税制である。

<sup>1</sup> この関係は数学的に証明された関係ではなく、ピケティの長年に渡る研究結果をまとめた結論を象徴的に示す概念式である。「 $r$  は資本の平均年間収益率で、利潤、配当、利子、賃料などの資本から得られる収入をその資本の総価値で割ったものだ。 $g$  はその経済の成長率、つまり所得や産出の年間増加率」（T ピケティ（山形浩生訳）『21 世紀の資本』（みすず書房、初版、2015 年）28 頁）と定義している。

<sup>2</sup> T ピケティ（広野和美訳）『平等についての小さな歴史』（みすず書房、初版、2024 年）131 頁

## I はじめに

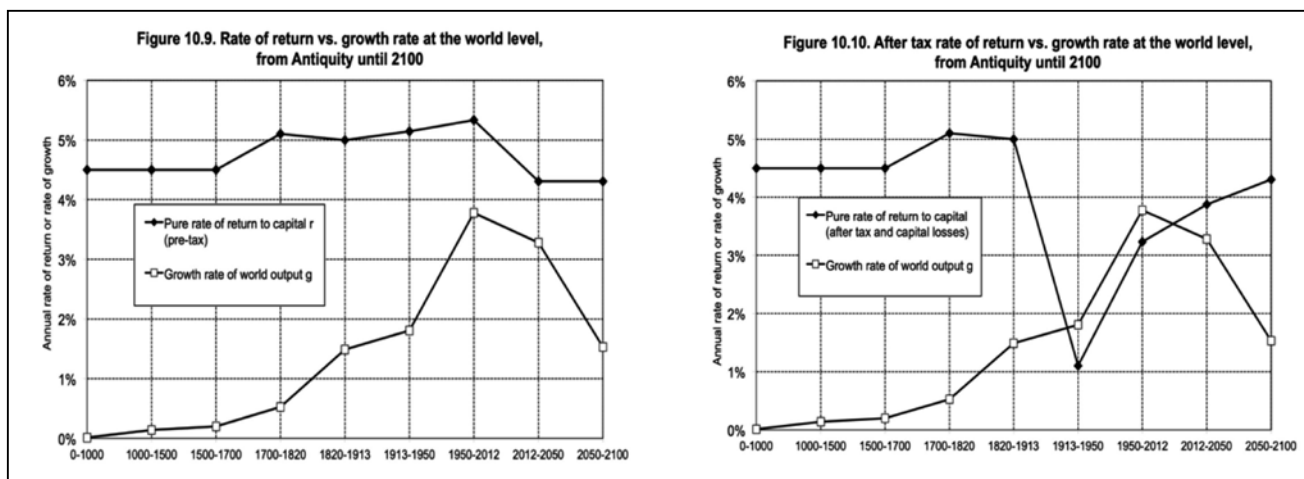
ピケティが著書『21 世紀の資本』の中で示した要点は以下のとおりである。

### 1. 歴史的データに基づく関係性 [ $r > g$ ]

ピケティの研究は、過去数世紀にわたる膨大なデータを分析し、資本収益率  $r$  が経済成長率  $g$  を上回る傾向があることを示している。これは、富が労働所得よりも速いペースで膨張し、経済格差が着実に拡大することを示唆している。 $r > g$  の状況が長期的に続くと、資産を保有する人々が資本収益によってさらなる富を蓄積する一方で、労働者や資産を持たない人々は相対的に貧しくなる。また、 $r > g$  の関係は「人類の歴史の大半を通じて明らかに事実であり、おそらく 21 世紀にも再び事実となる」<sup>3</sup>。

図 1 はピケティの代表的な研究成果である。左図は税引前、右図は税引後の資本収益率と経済成長率の推移を示している。まず、左図（税引前）によると、資本収益率は経済成長率より常に高いものの、20 世紀に経済成長率が上昇したことで両者の差が縮まり、21 世紀には再び拡大する傾向が見て取れる。一方、右図（税引後）によると、資本収益率は 1913-2012 年の期間において経済成長率を下回っている。これは 2 度の大戦による資産の損壊と戦後の高度成長という特殊要因によるものであり、ピケティは「 $r$  と  $g$  の差は 21 世紀のどこかの時点で、19 世紀に近い水準に戻る」<sup>4</sup> と予測している。

図 1 世界的な資本収益率と経済成長率（古代から 2100 年まで）



[出所] : <http://piketty.pse.ens.fr/files/capital21c/en/pdf/F10.9.pdf>

<http://piketty.pse.ens.fr/files/capital21c/en/pdf/F10.10.pdf>

### 2. 資本主義第一基本法則 [ $a = r \times \beta$ ]

$a$  を資本所得分配率（国民所得に占める資本所得割合）、 $r$  を資本収益率、 $\beta$  を資本 / 所得比率と定義したとき、 $a = r \times \beta$  という関係が成立し、この関係は「歴史上のあらゆる時点のあらゆる社会に当てはまる」<sup>5</sup>。この関係より、資本収益率  $r$  及び資本 / 所得比率  $\beta$  が大きくなれば国民所得に占める資本所得割合  $a$  は大きくなる。これは恒等式より自明ではあるが、先に示した  $r > g$  の状態が続けば、それに伴い  $\beta$  が大きくなり相乗的に  $a$  が大きくなっていくことを示している。つまり、 $r > g$  の関係は国民所得に占める資本所得割合（ $a$ ）を加速的に増加させる。

### 3. 資本主義第二基本法則 [ $\beta = s/g$ ]

$\beta$  を資本 / 所得比率、 $s$  を貯蓄率、 $g$  を経済成長率と定義したとき、 $\beta = s/g$  という関係が成立する。この関係より、貯蓄率  $s$  が大きくなり、経済成長率  $g$  が小さくなれば資本 / 所得比率  $\beta$  が大きくなる。

<sup>3</sup> T ピケティ・前掲注 1・372 頁

<sup>4</sup> T ピケティ・前掲注 1・371 頁

<sup>5</sup> T ピケティ・前掲注 1・56 頁

このことは成長率が鈍化（ $g$  が小さくなり）し、物質的な需要が満たされた（ $s$  が大きい）成熟社会においては、資本 / 所得比率が高くなることを示している。すなわち、「たくさん蓄えて、ゆっくり成長する国は、長期的には（所得に比べて）莫大な資本ストックを蓄積し、それが社会構造と富の分配に大きな影響を与える」<sup>6</sup> ことを意味している。つまり、成熟社会においては  $r > g$  の関係に基づき資本所得比率が高い比率で推移することになる。

このように、資本主義の第一、第二基本法則に従い、資本の格差（資本所得及び資本規模の格差）は加速度的に広がってしまう。ピケティはこれらの法則を 200 年以上もの膨大な経済データから帰納的に証明した。また、ピケティは上記の法則の証明にとどまらず、これらの法則がもたらす格差という社会課題に対していくつかの解決策を提示している。ピケティが提示するいくつかの解決策のうち、ピケティが最も強く期待を寄せているものが税制であり、格差是正のためには税制が強力な累進性を備えるべきことを提言している。

## II ピケティの考える公平性とは

ピケティは上述の  $r > g$  の関係及び第一法則と第二法則によって資本主義経済システムの中で格差が拡大する原因を客観的に捉えることに成功した。また、彼は公平性を抽象的概念として語ることなく、格差の程度や傾向に関する研究から格差の拡大に警鐘を鳴らし、格差の是正という視点から公平性を具体的に論じているものとする。すなわち、ピケティは公平性を格差縮小のための具体的施策により実現すべき目標として捉え、次のような施策を提言している。

### 1. 富の集中の解消

上述の通り、資本主義経済システムの下では富の偏在が進み、結果的にさまざまな格差が生じる。これらの格差は一定時点のみの問題でなく、相続により次世代格差へ連鎖し、富の集中を累積的に招く時系列的な問題でもある。これらの富の集中を解消し、経済的な公平な社会を実現するため、ピケティは租税制度（特に累進税制、年次資産課税）へ大きな期待を寄せている。

### 2. 機会の平等

ピケティは「労働に関する格差を減らす最良の方法は、労働力の平均生産性と経済全般の成長率を上げる方法と同じで、教育への投資であるのはまちがいない。」<sup>7</sup> とし、教育機会及び雇用機会の均等を求めている。また、ピケティは性別や人種による差別に対しても批判的であり、出自に関係ない権利と機会の平等が格差是正のための素地になることを説いている。

### 3. 社会的セーフティネットの拡充

ピケティはベーシックインカム、雇用保証制度、みんなの遺産といったセーフティネット<sup>8</sup> の拡充に対しても積極的な提言を行なっている。成熟国家においては富の集中を解消し、機会の平等が確保されたとしてもなお、貧困に苦しむ人々を救うことが当然に求められよう。

## III ピケティの考える公平な税制のあり方

ピケティは「税金というのが常に、単なる税金以上のものだということを理解するのは重要」<sup>9</sup> であり、「それは何よりの政治的な問題であり、あらゆる政治課題の中で最も重要なもの」<sup>10</sup> と論じ、税制の重

<sup>6</sup> T ピケティ・前掲注 1・173 頁

<sup>7</sup> T ピケティ・前掲注 1・319 頁

<sup>8</sup> 累進所得税を財源とした「ベーシックインカム」（該当者が請求しなくても自動的に支払われるシステム）及び「雇用保証制度」（雇用を希望するすべての人に最低固定級でのフルタイム労働を提供する制度）、累進資産税を財源とした「みんなの遺産」（すべての国民に 25 歳到達時に 12 万ユーロ（約 20 百万円）を支給する制度）といった大胆な施策を提唱している。（T ピケティ・前掲注 2・138-145 頁）

<sup>9</sup> T ピケティ・前掲注 1・544 頁

<sup>10</sup> T ピケティ・前掲注 1・514 頁



要性を強く主張している。ピケティは税制に関して以下の二つの点に多くの論を割いている。

### 1. 所得に対する累進課税（主に T ピケティ・前掲注1・第14章参照）

ピケティは所得格差や富の集中は社会不安と民主主義の腐敗を招くと考えており、累進所得税の再評価、特に超高所得者層への課税強化<sup>11</sup>が必要であると論じている。また、多くの国が採用する資本所得の分離課税は超富裕層の税負担率を極端に軽減し、結果として、格差拡大を助長しかねないと指摘している。

### 2. 資本に対する累進課税（主に T ピケティ・前掲注1・第15章参照）

ピケティは「果てしない格差スパイラルを避け、蓄積の動学に対するコントロールを再確立するための理想的な手法は、資本に対する世界的な累進課税」<sup>12</sup>であるとし、資本に対する累進課税の必要性を強く主張している。具体的には、全ての金融資産及び非金融資産の市場価値から負債を引いた課税財産に対して、累進的な年次課税を課すことを提案している。当該提案について、税収としての不十分性や実現の困難性をピケティ自身自覚しているものの、格差の是正や資本効率の改善のためには避けることのできない議論として世界各国の協調に基づく世界的な資本課税の胎動を促す必要性を述べている。

ピケティは富の集中への対応として特に資本への課税強化を強く主張しているが、現実的な税制との折り合いという意味では、第一に資本所得を包含する所得税の見直しが初手となろう。所得税による社会的セーフティネットの構築については第一部第2章加藤研究員、同部第3章近藤研究員、同部第4章江本研究員、所得税による再分配機能の見直しについては第一部第1章若山研究員の論文を参考にされたい。また、資本課税の見直しとしては第三部第9章鍵田研究員、第七部第15章関根研究員、同部16章中山研究員を参考にされたい。さらに、累進課税の強化を検討する上では、第二部第7章稲田研究員、同部第8章大山研究員の論文を題材に消費税が孕む逆進性も把握していただきたい。なお、格差の現状と是正に資するタックス・ミックスについては筆者（松野）が執筆した論文（第〇部第〇章）をご一読いただきたい。

## IV おわりに

ピケティが「 $r$ と $g$ の比較」に取り組んだ内面的な動機には、単なる学術的な好奇心を超えた社会正義の追求や、現代資本主義への深い懸念があったものと推察される。彼が生まれ育ったフランスでは、多くの移民が流入し、さまざまな社会問題<sup>13</sup>が引き起こされてきた。また、世界に目を向ければ、市場経済がもたらした資源争奪や地球温暖化など、地球規模で人間の存在を脅かす問題も継続的に発生している。このような社会環境の中で、ピケティは現代資本主義に対する問題意識を持ち、社会正義の実現への強い使命感を抱いたのかもしれない。その結果、 $r > g$ の関係及び資本主義の2つの基本法則という傑出した研究成果を得たと考えられる。さらに、ピケティの精力的な研究活動を支えたものが、過去に積み上げられた膨大なデータと革新的に発達したデータ処理技術であった。まさにピケティの稀有な才能と人類の叡智が結集し、彼の研究成果を導いたといえよう。

ピケティが導いた $r > g$ という概念式は世界で大きな反響を呼び起こし、人々が格差是正の必要性を再認識する好機となった。今後、格差をどのように縮小するかという技術的な問題だけでなく、どの程度の格差が社会的に許容されるべきかを考えるために、本章以前で論じた社会正義についての議論を尽くす必要があるだろう。

<sup>11</sup> 超富裕層へのミニマム税が世界的に議論される状況となり、我が国においても令和5年税制改正において「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置」が設けられた。

<sup>12</sup> T ピケティ・前掲注1・489頁

<sup>13</sup> シャルリー・エブド事件（2015年風刺週刊誌「シャルリー・エブド」本社が襲撃された事件）、パリ同時多発テロ事件（2015年パリ市街及びその郊外において同時多発的に発生したテロ事件）、ニーストラックテロ事件（2016年ニースで発生したトラックによる暴走テロ事件）、黄色いベスト運動（2018年富裕層への課税強化や最低賃金の引き上げを求める抗議運動）

〈脚注に掲げた以外の参考文献〉

T ピケティ（村井章子訳）『自然、文化、そして不平等 国際比較と歴史の視点から』（文藝春秋、初版、2023 年）

T ピケティ（山形浩生訳）『資本とイデオロギー』（みすず書房、初版、2023 年）

T ピケティ（山形浩生訳）『不平等と再分配の経済学 格差縮小に向けた財政政策』（明石書店、初版、2020 年）

T ピケティ・M サンドル（岡本麻左子訳）『平等について、いま話したいこと』（早川書房、初版、2025 年）

栗原一福「課税思想の潮流：公平と分配を巡る変遷」税大ジャーナル第 35 号 111 頁以下（2023 年 10 月）

中谷巖「ピケティ著『21 世紀の資本』を斬る」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、季刊政策・経営研究、2016 年 2 号）

## 政治哲学、経済思想から読み取る税制の手掛かり

岸野康之（所沢支部）

### I 諸学説から見る近代福祉国家への道程

ここまで、我々はあるべき公平な租税制度の姿を描き出していくために、政治哲学・経済思想の巨人たちの正義、公平、福祉、自由など人々の生き方を決定づける根本原理に触れ、これを紐解き、これらを道標として後に述べられる我が国税制のあり方の、その基礎となる国家観を模索してきた。

第1章で近藤が紹介したジョン・ロールズの述べる正義論は、純政治哲学的な論理構成で人々の公平と正義を追求している。資本の原理の中で生きる現代人の実情からいえば、理想主義に過ぎる側面や現実社会への適用性での困難に満ちていることは否定できないが、ロールズの述べる公平と正義に係る学説は、その実践が社会実態に与える影響そのもの以上に、後世の哲学者、社会科学の研究者、そして税理士を含む実務家に至るまで、広く諸方面に与えた影響全体から高く評価されるべきものがある。

そのロールズをして、相続時の富の世代間移転時の課税、間接税や累進税の活用による個々人間の所得平準化など、ごく素朴な提案として、現代社会の諸制約の中で公平と正義を実現する糸口を、我々税理士に身近な租税制度に求めている点にも、注目したい。

第2章以降で紹介している経済学者たちは、各々別個の観点から公平な社会原理について諸検討を重ねているが、アマルティア・センやロバート・ノージックはロールズと直接の交流を持つ間柄であり、センとマイケル・サンデルは合同ゼミで議論を交わしているなど、立場は異なるが同じ時代の中で公平と正義を論じてきた思想家たちでもある。彼らはそれぞれの論稿において、ロールズの述べる公平と正義についての検証や批判を行うが、これは、どの学説が正当であるかどうかという議論ではなく、ロールズ以降の人文科学、社会科学諸分野における学者たちが、彼の公平と正義を検証し、これを基礎とし、これと対峙し、また越えていくことで、自ら提唱する社会原理に関する理論的基礎を強固に確立することに、役立てている。実際に、ロールズの公平と正義に関する政治哲学が、もっとも簡素かつ明快な原初状態という前提のもとに構築されていることが、学問分野の垣根を越えて親しまれ、また、諸学説との対比や学者たちの哲学論争を明瞭で分かりやすいものにしてきている。

これから我々は、そうした学問の巨人たちが提案する諸学説をどのように参照して、我が国税制のあり方を検討していく上で規範とすべき公平性を認識し、実務的な提言に繋げていくべきであろうか。

第2章拙稿で述べるアマルティア・センの経済学は、同じ財を等しく割り当てても、個人や集団などが持つ潜在能力の差があるので、必ずしも同じように財を享受できるわけでない、という前提に立って、どのように潜在能力に相応の財や福祉があるべきかというアプローチを行う。このアプローチは、実際に世界的な国富の不平等是正について、いまなお先進各国や各国際機関などに経済助成のプログラム構築等で実務的に大きな役割を果たしている。また論稿で記しているように、セン自身は日本経済のあり様についての関心も高く、我が国の戦後経済成長の基礎にある潜在能力や、近年のある種の経済政策について、極めて高く評価している。センの方法論で各地域、各経済主体、各人の潜在能力をどのように定義づけるべきかという点については、すでに我が国の税制は、50種類の税目とそれぞれに設けられた各税法で、それぞれが有する担税力＝潜在能力に応じたきめ細かい課税を実現しているともいえる。しかし、現在の我が国は「著しい少子高齢化、人口減社会の到来」という大きな潜在能力の喪失に直面しており、税制はそれに相応の変化が求められている。

第3章で平が記しているノージックは、いわゆるリバタリアリズム（自由至上主義）の立場をとる政治哲学思想家で、その著書の中でロールズの正義論を強く批判している。彼は、自分が稼得した利益を完全に自由に処分する権限が自分に与えられているとして、課税は強制労働と共通する忌避すべき事柄

であると捉え、自ら稼得した利益の課税を通じた再分配を強く否定し、国家の役割は極力小さくあるべきと主張している。平は、こうしたノージックの鮮烈な議論を極端なものとして、全面的に支持する論者はほとんどいないとしながらも、一方で、公平の議論としては極端に映るが格差や差別を是認しているわけではなく、様々な場面における結果平等を、悪平等として批判しているに過ぎないとも述べている。

また、ノージックが活躍した当時は東西冷戦の最中で、自由主義陣営と社会主義陣営とがそれぞれの立場で、大きな経済実験を展開していた時代であり、世界が両極のイデオロギーの間で惑い争う時代であった。我が国も当時は、西側陣営にありながら社会主義政党を抱え、いままで続く強固な官僚組織の統制の中で発展してきている。そうした当時の背景を思えば、ノージックは極端な自由至上主義の思想家というだけでなく、自由主義陣営の代表的論客の一人であったと見ることもできる。

税に関しては極めて否定的であるが、ノージックは同時に「(非常に) 小さな政府」を提唱しており、大きくなり続ける政府を有する我々の議論に一石を投じる存在でもある。

第4章で大島が論じているミルトン・フリードマンの経済思想は、大きく分類すればリバタリアリズムとして上述ノージックと近似するが、経済学的にはマネタリズムとして、1970年代の世界的な景気停滞下で、限界の様相にあった戦後世界の経済規範に対して実践的に提案された新自由主義である。現にサッチャリズムやレーガノミクスほか、先進各国の経済政策に参照されており、我が国の平成不況下における規制緩和政策なども、部分的に新自由主義の手法の影響が大きく、無縁とは言えない。

フリードマンは税制についても各税目について、実務的な見解を有している。まず、勤労意欲等を阻害しない観点から累進性の所得税と相続税を否定し、また、法人税なども廃止すべきとし、消費税については大きな政府を招く原因として、批判的な立場をとっている。一方で、単なる課税批判ではなく、株主へのキャピタルゲイン課税については積極的な立場であるし、貧困対策としての負の所得税＝給付の必要性についても述べている。旧来のケインジアン的公共政策が続き、公的部門が肥大して「大きな政府」の流れが続く我が国にとっては、示唆に富んだ考え方であるといえる。

第5章では、平がマイケル・サンデルの正義論を紹介している。サンデルは、近現代のグローバリゼーションが所得と富の不平等を生んだことと、そのために社会的分断が進んだことを強く指摘する。前述ノージックに代表されるリバタリアリズムのいわゆる能力主義的な主張についても批判している。センやノージックがそれぞれの正義論を基礎として、実体経済の実務運営にまで踏み込んだ理論を提唱する一方、サンデルは伝統的な政治哲学的な観点からこれまでの正義論を再考し、単なる理論としての正義や自由ではなく、現実的に公正な社会が達成されるための正義の方法論に言及している。サンデルの求める公正な社会の実現に向けた政治的提言からは、センとノージックのような経済面での技術的な回答を求めることは難しいが、実はサンデルは公正な社会の実現を共通善に基づく政治、相互的尊重に基づく政治を行うことに求めている。

第6章では、松野がフランスの経済学者トマ・ピケティについて取り上げている。ピケティは膨大なデータ分析に基づいて「資本収益率  $r$  が経済成長率  $g$  を上回る傾向がある」ことを基本として、長期的に富の蓄積が労働所得よりも早いペースで増加し続けると貧富の格差が拡大していく可能性があることを、歴史的事実として説明している。さらに「 $a$  を資本所得分配率」「 $\beta$  を資本／所得比率」「 $s$  を貯蓄率」の算定から資本主義の第一法則と第二法則を定義づけて、成熟社会においては  $r > g$  の関係に基づき、資本所得比率が高い比率で推移することを示している。

ピケティはこうして広がる格差を縮小していくために、機会の平等、社会的セーフティネットの拡充とともに、所得と資本それぞれに対する「累進課税の重要性」を強く主張している。よりいえば、資本所得の分離課税の見直しによる超富裕層へ課税強化、さらに負債を差し引いた課税財産に対する累進的な年次課税の実施など、実現性の困難を承知の上で、世界的な格差是正に向けた議論と協調の必要性を提唱している。

このように、近代福祉国家における租税制度の背景にあるべき哲学的、経済的な意味での公平性も、形而上的なものから実践的なものまで幅広い諸思想と科学を包括しており、端的に「誰かの思想に基づ

いて」税制や経済政策を規定するものではない。一方で、例えば先進各国の医療制度一つをとっても、国民の大半が必要な医療を受けることが困難な国から、誰でもどこでも廉価に受診できる医療制度を有する国まで、実存する近代福祉国家の幅も非常に広く、各国が有する思想的基礎によって税制や福祉のあり方が規定付けられる面も大きい。我々が、経済面で成熟期にある我が国税制の公平性とあり方の検討を進めるためには、今一度、近代福祉国家としての成り立ちと思想的基礎を、再確認していかなければならない。

## II 租税国家の礎となる諸要素の確認

近代民主主義の国家観では、国は、国富の量を増加させて（経済成長）国富の質を確保し（貨幣価値の維持）、そして富を国民に再分配する（租税徴収と福祉の供給）役割を担い、特に税制は、公平な国民負担と富の再分配を担保する機構として期待されている。

しかし長い人類史の中では、租税が国民の福利厚生向上のために再分配機能を果たしている期間は極めて短く、ほとんどの国、地域において、租税は支配者の基盤維持や領土拡張の原資であり、納税は収奪に等しく、領民、市民を苦しめるだけの存在であった。現代においても、各国が租税を原資として整備する社会的インフラは、ただ国民の幸福や福利厚生の上昇のためにあるだけでなく、国民らが国富を再生産するための巨大な生産装置としての側面もある。租税が公平に課税され、また租税が福祉的目的のために公平に再分配されて然るべきとする考え方は、有史全体から見れば特殊な状況であり、近代福祉国家がさも当然に存するべきものであるという単純な先入観からは、解放されるべきである。

我々は租税制度を考えていく上で、純朴無垢な正義と公平を突き詰めるばかりではなく、それが近代福祉国家を持続可能たらしめる機構であるために、知恵を寄せていかねばならない。

古くから世界各地に存在していた国家的集合体は、近代に至るまで、事実上の領主制経済の集合体として点在しており、それら古代から現代に至るまでの国家観の変遷は、大きくは次のように<sup>1</sup>分けることが考えられる。

- ・古代 帝国における主人と奴隷の隷属の時代  
→ 支配者による収奪のための課税（強権的構成）
- ・中世 荘園における領主と農奴の隷属の時代  
→ 領主の領邦運営のための課税（土地支配に基づく私法的構成）
- ・近世 絶対主義国家の重商主義の下、商工業者の経済力が拡大した時代  
→ 国家活動の費用獲得のための課税（絶対主義国家の運営）
- ・近代 主権国家成立の下、資本主義が発展し 19 世紀の夜警国家が成立した時代  
→ 夜警国家の下での治安維持等のための課税
- ・現代 国民主権のもと、福祉国家が成立し、国家の経済介入が拡大した時代  
→ 国家運営のほかに、再分配のための資金獲得目的が付け加わる

近代以前の課税は、国や領主自身の収奪や運営のために課されてきたものであり、富を納税者に再分配する機構は想定されていない。重商主義の時代から近現代に移るまでには、アメリカほか未開地の開拓、アフリカを始めとした後進国の植民地化、奴隷貿易など、労働力の収奪が、世界単位で実施される時代が長く続いた。その後、近現代に至っても、ただちに民主主義的な近代福祉国家が成立してきたわけではなく、土地や労働力の収奪は長らく租税国家を構成する経済的要素の一つで、植民地の開放や市民全般の権利意識の向上が進展するまで、長い期間続いてきた。

それが近代に至る資本主義の発展過程の中で新たな資本家層が誕生し、納税者たる国民、領民に課税するだけの単純な構造から、国、資本家、労働者が租税、給与、配当など様々な方法で貨幣が分配される、複雑な再分配構造が構築されていく。

また、1900年代は資本主義と共産主義それぞれが自陣営の覇権を目指したイデオロギー対立の時代で、

<sup>1</sup> 中里実著「租税史回廊」税務経理協会 120 頁、121 頁より

資本主義がもたらす格差や不公平が世界中で論じられてきたが、一方で、冷戦に伴う陣営間対立が終結に向かう中で、市民の等しく豊かな生活を目指してきた共産主義の国々が、平等で福祉的な国家とは程遠い内実であったことも露呈した。結果的に、冷戦後の世界では、旧共産圏社会でも、民主的な選挙制度と市場経済が部分的または国家的に導入され、完全な計画経済時代と異なる、資本主義的なメカニズムを規範とする経済社会が誕生した。

こうした経済社会の移り変わりは、我々が論ずる公平性や格差是正の基礎となる社会体制の変動として重要な意味を持つ。

そうした中で近現代の租税国家観も収斂され、その中で租税の税目、課税（徴収）手法、課税（徴収）技術など租税徴収の技術態様と仕組みも高度に、複雑に発展してきた。

特に、現代の租税概念は、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて、私人に対して有する、金銭給付を目的とする債権である」<sup>2</sup>と定義されるまでに、高度に進化定着し、市民＝納税者が住民サービスを楽しむために、欠くことができないものとなった。こうして定着した現代の租税国家は、国と納税者との応益的関係を基礎にして、人権、福祉、民主主義といった、国と納税者との新しい約束事を基礎として成立している。

現代の先進各国は、市民には人として最低限の生活環境を享受しうる人権があり、福祉国家たる租税国家として責務を全うするために租税徴収を行い、国と自治体を存立させて市民生活に必要な社会インフラを提供している。それだけでなく、「国民が意見し、自らが享受する公共サービスを選択できる」という国と市民の民主的な関係性が成立して、初めて民主的な租税国家となる。それを可能にさせるのは民主的な選挙制度で、そうした民主のプロセスを踏まえた上で、初めて我々の租税国家は、納税者との健全な応益的関係と福祉国家観を成立させることができています。

従って、我々が生活する近代的な福祉国家の歴史は新しく、様々な諸要素のバランスの上に確立している不安定な社会であり、その中で公平性を定義づけ、税制を通して実現していくのは困難な道であり、租税実務家にとっての大いなる挑戦であるといえよう。

### Ⅲ 我が国の税制の概観と公平性との関連の検討

我が国の国税は、いわゆるバブル期を経るまでは個人・法人の所得課税が税収構造の中心にあったが、平成元年の3%消費税導入の後は現在に至るまで、消費課税のウェイトが高くなり、令和6年度には、直接税と間接税の比率は6:4に至っている。一方、直接税の中でも法人税の占める比率は平成以降、上下はあるが概ね30%程度で推移しているが、個人所得課税の税収構成は年々減少して、令和6年度には25%を下回っている。

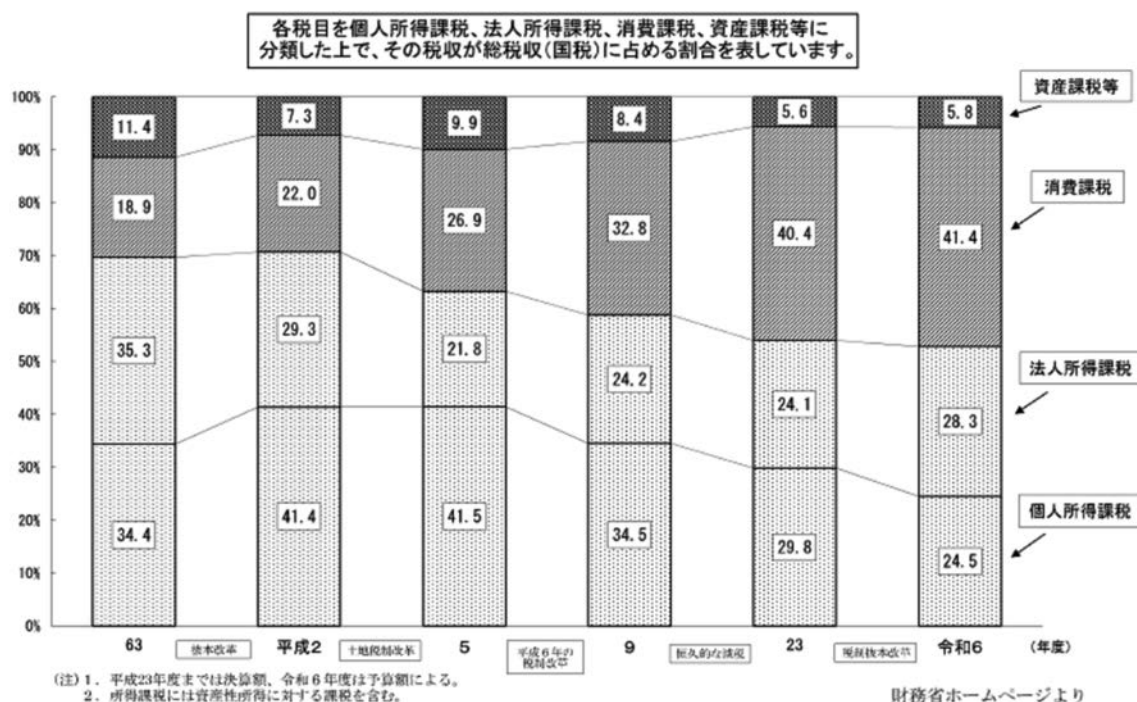
この税収構造の変化は、税制という面で見れば、垂直的公平を重視した直接税中心社会から、実際の割合として半分近く間接税を中心とした社会への、我が国の納税実務の大きな変革であった。これを財政構造面から見ると、バブル期以後の急速なセッションと様々な社会構造の変化の中で硬直化していく財政運営に対して、税率を上げるだけで容易に税収確保できる、簡易で実務効率の高い消費税にシフトしていく自然な成り行きがあった。しかし、その成り行きで所得階層や生活圏とは無関係に水平的に課税される消費税収の割合が増加していく中で、国民単位で税負担の直間比率や公平に関する正しい議論が行われてきたかどうか、疑わしいところがある。時に、特定政党などが選挙対策で部分的軽減税率を提唱・実施して混乱を招いたり、政局を踏まえて増税か減税かの二元論に持ち込むなど、必要なマクロ的税収構造に関する議論を置き去りにしたまま、いまこの瞬間も予算編成上の成り行きのみで税負担の構造は変わり続けている。

こうした我が国税制の移り変わりの中で、我々は租税実務家としての立場から、昨今の社会情勢にあって極めて意義深いと考えられる、正義として表象される公平性に係る代表的な経済思想を振り返り、その議論と検討を重ねてきた。

---

<sup>2</sup> 前掲、中里 63頁

図 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）



そして次章以降の各論においては、これら思想的な検討を踏まえて、国税の主要税目等が抱えている諸問題を提起し、それら諸税目が我々の考える公平性に資するために必要な議論と改善について論じていく。

## (1) 第一部 所得税

我が国の個人所得税制は、10の所得区分と超過累進税率、そして15種の所得控除と無数の税額控除を設けることで、総合課税に関しては国民個々人の担税力や生活状況に応じたきめ細かい制度設計が行われているが、これら総合課税の所得税制が全国的に適用される一方で、金融及び不動産に係る所得関連税制の分離課税、硬直的で複雑な所得控除をはじめとして担税力や公平性の観点から課題は少なくない。また、個人所得課税の税収割合が下がっているといっても、個人所得税は国民生活に密接な税目であるが、時代に合わない仕組みや金額設定なども多く、租税を通して公平性を論じる上では多角的に検討されなければならない。

第1章から第6章では6名の研究員が、フリードマン的な所得再分配政策、日本型ベーシックインカム、給付付き税額控除そして人的控除などを実務的に用いて、直接的に分配に切り込む提案から、ジェンダー問題や課税単位に係る公平性の、国際比較までも含む検討までを通して、個人所得課税について技術的、多角的な提案を行っていく。

## (2) 第二部 消費税

上述してきたように、我が国の税収構造上、消費税が占める存在感は急速に拡大してきており、現代社会で税制を通して公平を論じる上で、消費税の検討を避けることはできない。

消費税は、課税サイドから見れば非常に都合の良い制度設計となっている。

納税は課税事業者が最終消費者から徴収代行する仕組みが確立しており、申告実務については、事業者や会計事務所が日頃の記帳実務の傍らで、全取引について自ら消費税の可否判定を実施して適格請求書を具備すべき流れが確立している。そこに、国が特別な事実認定をしたり、いわゆる「裏取り」に手間を割く必要がないという点でも、国から見て徴税事務上の手間が少ない。そして各地方自治体に向けては、地方消費税の徴収事務がほぼ無いまま税収が得られるという、合理的性格も有している。一方で、消費税導入時の立法趣旨には増大する社会保障費への対応などがあったが、その後の消費税法は、その点を踏まえて推移してきているものであったのかは、判然としない。

第7章では、この社会保障財源として考えた場合の消費税の公平性という、今後の消費税のあり方を



考える上で重要なテーマを論じていく。また第8章では、消費税の課税、非課税、免税、簡易課税ほか、具体的な諸取引に係る消費税の立て付けについて検討した上で、公平なあり方を踏まえて変更すべき4つの提言を行う。

### (3) 第三部 相続税

相続税の課税方式は「遺産課税方式」「遺産取得課税方式」の二つに大別されるが、我が国の相続税制は、課税標準の最低限となる基礎控除額が3000万円＋法定相続人×600万円と設定し、そこを上回る額の課税財産額について遺産取得者である法定相続人ごとに超過累進税率で課税する形で、遺産取得課税方式を踏まえた「法定相続分課税方式」を採用している。

一方で、相続税に係る公平性という観点でいえば、家単位から個人単位での相続が重視される傾向が強くなる中で、時代の変化に対応しうるのは個人単位での「純粋な遺産取得課税方式」であると考えられる。しかし相続税の課税方式に関する議論は、現在の贈与税制をはじめ整理すべき課題もあり、税制改正の俎上に上がりながら進まない現状がある。

第9章では、現在の相続税課税方式が確立されるまでの歴史的経緯と、各方式の長所・短所と構造的特徴を確認して、相続税における垂直的公平と水平的公平の議論を展開していく。その上で、税理士としての相続実務、申告実務的な雑感などを交えて実務的な検討課題を明らかにして、最終的には相続税と贈与税の一体化による公平性の実現と「一生累積課税」の確立に向けた提言を行っていく。

### (4) 第四部 法人税

法人税制は、税率の設定から税制全体の枠組みまでが、中小法人と大法人に大きく区分した大雑把な制度設計で構成されており、各論的にも、資本金基準による規定適用、都道府県や市町村との連動に関する各種課題、課否判断の線引きが不鮮明な役員給与や交際費課税の認定に加えて、最近では一般社団・財団法人制度を含む法人形態の乱立など、課題が山積している税目である。しかし法人税制は、内需拡大を主とした経済成長維持のための内国法人への配慮や、より大きな点では国際競争面で本邦への投資や拠点設置を促すための配慮など、経済政策的な色彩が濃い税制でもある。いわば法人税制は、グローバル社会における我が国の国際戦略に直接影響を与える税目であり、単純に内国法人の担税力に応じて強弱を付けることはできない面がある。

そうした法人税制の位置付けを踏まえて、税としての公平性を論じていくためには、国際的な租税回避ほか税制上の問題提起から、国際競争力そのものに関する議論まで、広範に行っていく必要がある。

まず第10章では、まずG20各国を中心に立ち上げられているBEPS（多国籍企業による課税逃れの問題）プロジェクトの意義、目的、その進捗を確認する。また国際的な租税回避の防止の必要性だけでなく、その租税回避防止そのものが公平性の議論に与える影響についても、新資本主義の潮流なども鑑みつつ後半に論じていく。

第11章では、我が国企業の海外展開や本邦への海外企業の誘致ほか、法人税制が、実際に国際競争力の維持向上に資するために必要な諸課題を抽出し、単なる税收確保の手段としてでなく、中長期的な視点での投資誘致、雇用創出、経済活性化を促すため仕組み作りについて、領土主義課税という観点から提言を行う。

### (5) 第五部 地方税制

第12章では、地方分権社会の実像から地方税のあり方全般までに言及する中で、広がる地域間格差の縮小に資する施策の検討を行った。

我が国の地方税制を検討するためには、まず、我が国地方政府が自律的に運営され、かつ自律的に税制を運用できているのかを確認をした。結論としては、憲法等により表記上の課税自主権は与えられているが、それは自らの税收を稼得するために行使しうる意味での課税自主権ではなく、割り当てられた税收や交付税等の使途や処分について自由が与えられている程度の、狭隘な自主権を有する程度であった。

これを公平性という観点で問えば、東京都から人口数百人の自治体までが同一の地方税法を頼みに徴税実務を行っている、という形式でいえば公平性が高いといえるが、そもそも自治体間の担税力格差が極めて大きい上に、自治体の担税力はその住民や企業の担税力でもあるから、人や産業が集まる自治体は税收も増えるし、逆も然りということになる。そんな社会構造の中で、地方税法の規定を厳しく行使して増税等を試行しても、税收確保どころか「福利厚生が悪いのに税金ばかり高い自治体」として人離



れを加速させる憂き目にあうのが関の山である。

本稿においては、地方税法が内包する課題や可能性、そして地方税の限界を確認するとともに、現行地方税法を改正、改善することで地方間格差の是正に資する可能性のある三つの提言を行う。そして、地方税法を通して見出すことができる地方政府の構造的課題、我が国地方自治の未来像について考察していく。

#### (6) 第六部 デジタル化と税理士の役割

我が国税制の納税環境は、電子社会の進展と税務行政スリム化などの観点から、電子申告、電子納税、電子帳簿保存法の改正などを筆頭に、最近では紙による申告や届出に係る「受領印の廃止」が実施されるなど、著しい変化の中にある。また会計ソフトや e-tax の技術革新も日進月歩で、刻一刻多様化する申告方法や納税方法に合わせた対応が迫られている。そうしたデジタル社会の進展の中で、IT 社会への慣れ、不慣れに伴う納税者間のいわゆるデジタルデバイドが顕在化し、税務行政はこれに適宜対応しているが、対応が多岐に亘るほど申告実務が複雑化していく弊害も出ている。一方で、税理士は AI に取って変わられる産業と言われつつ、税理士に求められる役割はさらに高度化、複雑化している。

第 13 章では、前述の経済思想の中で取り上げられたアマルティア・センの潜在能力の概念を用いて、デジタル化社会が社会全般にもたらした影響について考察し、デジタル化社会における税理士の役割について提言を行っていく。

第 14 章では、職業専門家としての税理士のあるべき姿を踏まえて、変化の速いデジタル化時代において、我が国（所得）税制の根幹にある申告納税制度がどうあるべきか、「記入済み申告書制度」の是非や議論上の位置付けなども踏まえて、考察を展開する。

#### (7) 第七部 新しい決済手段（仮想通貨）に関する諸問題

デジタル化社会は情報の流通だけでなく、貨幣的決済手段にも大きな影響を及ぼしており、その代表的なものが暗号資産、仮想通貨と呼ばれるものである。これら暗号通貨などは、いま多様な発行市場と流通市場が形成されており、円ドルをはじめとする公定通貨との一定の兌換性は有しているが、損益の実現時期、課税上の捕捉困難、そして散見される申告漏れなど、課題が山積している。

第 15 章では、高齢化社会の進展により特に大きな問題となる「暗号資産の相続財産としての評価」という論点について、それら暗号資産の市場性ごとに、様々な価格変動リスクがある財産と比較参照を行いながら考察を進めていく。

まだ第 16 章では、暗号資産全般の現状とあり方について議論を展開した上で、資金決済法上の新しい電子決済手段となりうる暗号資産の一種「ステーブルコイン」に対する課税とともに、暗号資産が法定通貨に類する決済手段となり得る可能性について追及していく。

#### (8) 結論 公平な税制の実現とタックス・ミックス

ここまで経済思想の面から公平性と税のあり方の手掛りを模索し、我が国の各税目においてあるべき公平性の検討を、幅広く展開してきたが、最後に改めて「結論」のパートにおいて、我々の本稿における主要課題である「格差の現状とその背景」について再確認する。

まず、格差の現状に至る歴史的経緯とともに、所得格差、資本金格差、世代間格差、地域間格差、教育格差、ジェンダー格差など、格差の種類ごとに見られるその発生原因と特徴を整理し、生じている格差の定量的分析を進めていく。

併せて、現況の格差是正を進めていくために、特定税目の改廃のみによらず、所得・消費・資産など課税ベースのバランスが良い組み合わせ「タックス・ミックス」の構築を提案する。まず、タックス・ミックスの規範的概念を説明し、我が国及び先進各国における現状の税収区分と課題を検討する。そしてタックス・ミックスの有意性と方法論をマクロ的・実務的観点から検討した上で、今後必要な議論と視点を提案して、本稿全体の結びとさせていただく。

### Ⅳ 人々の生活に資する税制のあり方とは ～総論の結びに代えて～

ここまで学術的観点、歴史的観点、そして我が国税制の現状という観点から、各論の前提となる問題提起を進めてきた。最後に、我が国の資本主義と福祉、そしてそこにあるべき税制とはどのようなものなのか、という基本的な命題に触れておきたい。

資本主義をマルクスの的に表現すれば、自然発生的な資本主義社会における資本家層と労働者層との相克であり、これを放置すれば資本的支配層と、資本的に抗えない被支配層との貧富と生活環境の格差を広げることとなる。その一方で、資本投下する企業や個人あつての資本主義社会である以上、格差がまったくない社会実現というのは、あまり現実感が無い話であり、実際に我々近代社会は数多くの社会実験においてその実現の困難を目撃している。

ところで社会学者のマックスヴェーバーは、近代資本主義において人々を勤労に駆り立てるものとして、財のため、資本家による抑圧のため、というまさに資本主義的な諸原理とは全く異なる、宗教的な禁欲に代表される自律的精神が目先の貪欲をある程度抑制して<sup>3</sup>いる点を指摘している。より平易に言えば、資本の力を行使して資本蓄積に邁進する資本家とは別に、自らの精神や生活の許容範囲内で資本家とともに働き、また資本家の傘の元に集える労働者たちが存在しているということである。彼らに必要なことは、利潤を追求する資本家との財の格差を埋めることでも、全員に等しくカネが配布されることでもなく、元来有している使命感や倫理観に沿って働き、自らの家計を維持増進させることである。

実はこの勤労態度は、必ずしも宗教的背景や極端な禁欲的精神を基礎条件とせずとも、我が国の高度成長期を支えたいわゆる猛烈サラリーマン精神的なものこそが、実は資本主義的な精神性とはかけ離れたところで国民を突き動かし GDP 大国を実現せしめた、ヴェーバー的態度そのものであったのかもしれない。

単純な地位、生産性、資本蓄積だけで評価し表すことができない、働く人たちが安心して生活できる福祉のあり方とはどのようなものか。社会階層のほとんどを占める労働者市民層が、働くことを通じたその先に幸せや安定した福祉があると信じられる税制の仕組みとは、どのようなものか。

実は目指すべき福祉国家の未来像、そしてその基礎となる租税制度の未来像を考えていくには、その視点を欠くことができないのではないかと思う。

以上の視点を踏まえて、諸税目各論の提言を進めていく。

---

<sup>3</sup> マックスヴェーバー（大塚久雄 訳）「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」（岩波文庫、1989）392-394 頁



# 第一部 所得 税



## 所得税の再分配機能の方向性 ～高所得者課税の見直しと再分配政策への提言～

若山寿裕（宇都宮支部）

### 【要 旨】

現在の金融所得課税は、担税力を前提とした所得に対する課税という垂直的公平性の観点からは、その公平性を犠牲にして構築されていると評価せざるを得ない。結果として、多くの資本性所得を有する高所得者に対して十分な課税がなされておらず、格差拡大の一因として指摘される。これは、我が国だけの課題ではないが、経済のグローバル化とIT技術の飛躍的な進展による資本主義の発展により税制に期待される所得再分配機能はその効果が薄れ、我が国においても金融所得を中心とした高所得者課税の強化は喫緊の課題といえる。

ジョン・ロールズの思想に基づけば、このような現状は格差原理に基づき是正されるべきで、そのためには金融所得を含めたすべての所得に対して累進税率による課税がなされることが望ましいことはいうまでもない。しかしながら、グローバル化した現代の経済の中ではそのような課税が奏功するという保証はない。また、課税の強化による格差是正は、すなわち再分配政策の問題でもあり、財源に対する配慮も重要であろう。

本稿では、垂直的公平に基づく公平負担の観点から、金融所得課税の比例税率の引き上げを提言するものであるが、一方で、それのみでは、再分配機能の回復には十分な効果（税収）を得ることは難しい。そのため、富裕税の導入の可能性、給与所得控除及び所得控除など高所得者に強い恩恵を与えている制度の見直しが、格差是正のためにより実効性の高い施策である旨の若干の付言をした。

なお、筆者は再分配政策に関して、金融所得を中心とした課税強化（比例税率の引上げ）は、格差是正のため目的税化して実施するなどし、資本所得を有する高所得者の理解を得ながら、明確な用途のもとで再分配財源として活用すること、さらには、ベーシックインカムのような現金分配よりも、教育の無償化や就労支援といった現物分配（ベーシックサービス）を中心として展開することが望ましいと考える。

### I はじめに

所得格差や分断という言葉をもとに公平性のテーマを取り上げるのであれば、所得税にあつては、その累進構造の在り方について問題となりやすいだろう。いわゆる所得再分配の効果の問題であるが、このテーマに関しては、より具体的には、各種の所得控除が低所得者層に十分に機能していないという論点と、金融所得や土地等の譲渡所得など、一部の資本所得に対して、他の所得と分離して比例税率により課税する分離課税制度の論点とがあると考えられる。後者は、長らく「一億円の壁」として取り沙汰され種々論じられてきたテーマであり、令和5年度税制改正では一応の対応が図られ、令和7年分から運用が始まっている。

本稿では、特に金融所得に対する分離課税制度が、税による再分配効果を低下させているとの問題意識のもと、金融所得の比例税率の引き上げなど、高所得者課税強化を検討する<sup>1</sup>。また、どのような再分配政策が望ましいかを提言したい。

<sup>1</sup> 無論、所得税の再分配機能の回復を通じた格差是正への挑戦という意味では、金融所得課税の強化のみならず、所得控除をはじめとした各種控除の見直しによる課税ベースの拡大も必要となろう。

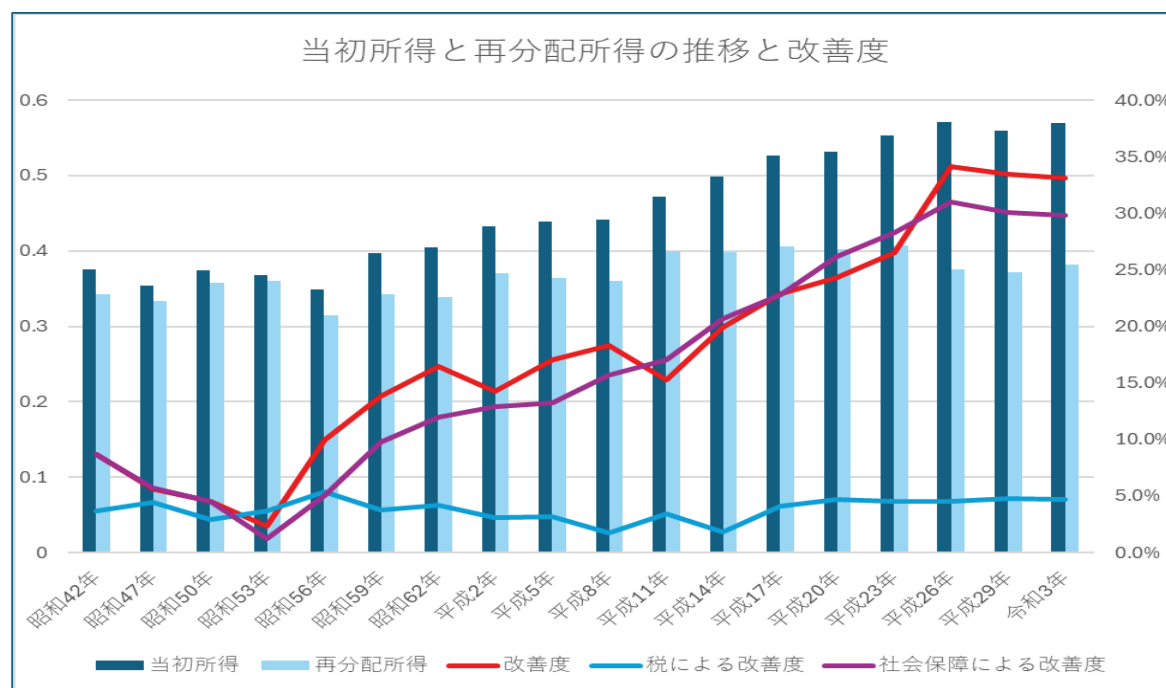
## Ⅱ ジニ係数の変化に見る我が国の所得格差の現状

### 1 ジニ係数の推移にみる所得格差の状況

#### (1) ジニ係数の改善度からみる「税による再分配効果」の低さ

厚生労働省が3年毎に公表している「所得再分配調査」から、我が国のジニ係数の推移を当初所得・再分配所得・改善度に分けて抽出すると、図表Ⅱ－1のとおりである。ジニ係数は、1に近づくほど所得格差が大きいとされる。

■図表Ⅱ－1 当初所得と再分配所得の推移と改善度



(出所：厚生労働省の所得再分配調査より作成)

図表Ⅱ－1の棒グラフは当初所得と再分配後の所得（再分配所得）を表し、折れ線グラフは改善度を示す。また改善度は、税による改善度と社会保障による改善度も表示した。

昭和42（1967）年の統計以後、令和3（2021）年までの当初所得の推移をみれば、明らかに所得格差は拡大していることがわかる。一方、再分配所得の推移をみると、その上昇の程度は、当初所得よりも急激な変化を示していないから、この表からは、再分配政策は所得格差の拡大を抑え込んでいるようにも見える。

しかしながら、日本の再分配後のジニ係数は先進諸国の中でも比較的大きく、国際的に見たときには決して再分配政策がうまく機能しているとは言い難い<sup>2</sup>。

上記の図表Ⅱ－1に見る当初所得の格差拡大は、特に昭和56（1981）年頃から急激に広がり始めており、再分配政策による改善度も、当初所得の格差拡大に合わせて大きくなっている。注目すべきは、税による改善度の低さにある。改善度の内訳をみると、社会保障（社会保障給付金 - 社会保険料）による改善度が急激に上がっているのに対し、税による改善度は決して高いものではない<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 具体的な検証として、内閣府「平成21年度年次財政報告—危機の克服と持続的回復への展望—」（平成21年7月）241頁参照

<sup>3</sup> 厚生労働省による「所得再分配調査」において、ジニ係数の計算は平成17（2005）年調査から大きく見直されている。具体的には、それまで当初所得のジニ係数に対する税引後所得のジニ係数の変化率として計算されていたものが、当初所得に社会保障給付金を加算し、社会保険料を減算したものに対するジニ係数と、税引後所得に対するジニ係数の変化率として計算されている点に留意する必要がある。結果として、税による再分配効果は従来より高く計算されている可能性もある。この問題を指摘するものとして、梅原英治「日本における税制の所得再分配効果—厚生労働省『所得再分配調査』の検討—」『大阪経大論集』第66巻第2号（2015）参照。

## (2) 我が国における所得格差拡大の根本的要因

我が国の所得格差が拡大した特徴的な要因として、少子高齢化の影響がかなり大きいことが指摘されており、これは多くの識者の一般的な見解といえることができる<sup>4</sup>。

昭和 50 年代半ばから同 60 年代は、オイルショック以降の高度経済成長時代の終焉を迎え、安定成長への移行と社会保障制度の見直しが行われた時期である。具体的には、医療制度改革分野においては、健康保険被保険者 1 割負担が導入され（昭和 59（1984）年）、福祉及び所得保障分野では基礎年金の導入・給付水準の適正化（昭和 60（1985）年）などがある。厚生労働省の資料によるとこの時期から、一人当たりの社会保障給付費は急激に上昇している<sup>5</sup>。

時代が平成へと移り変わると、少子高齢化が社会的な課題として顕在化し、子供世帯と別居し、公的年金に依存する高齢世帯が増加し始めた。合わせて、母子家庭の増加、非正規雇用世帯の増加が重なり、結果、いわゆる低所得者層（貧困層）が増加した。

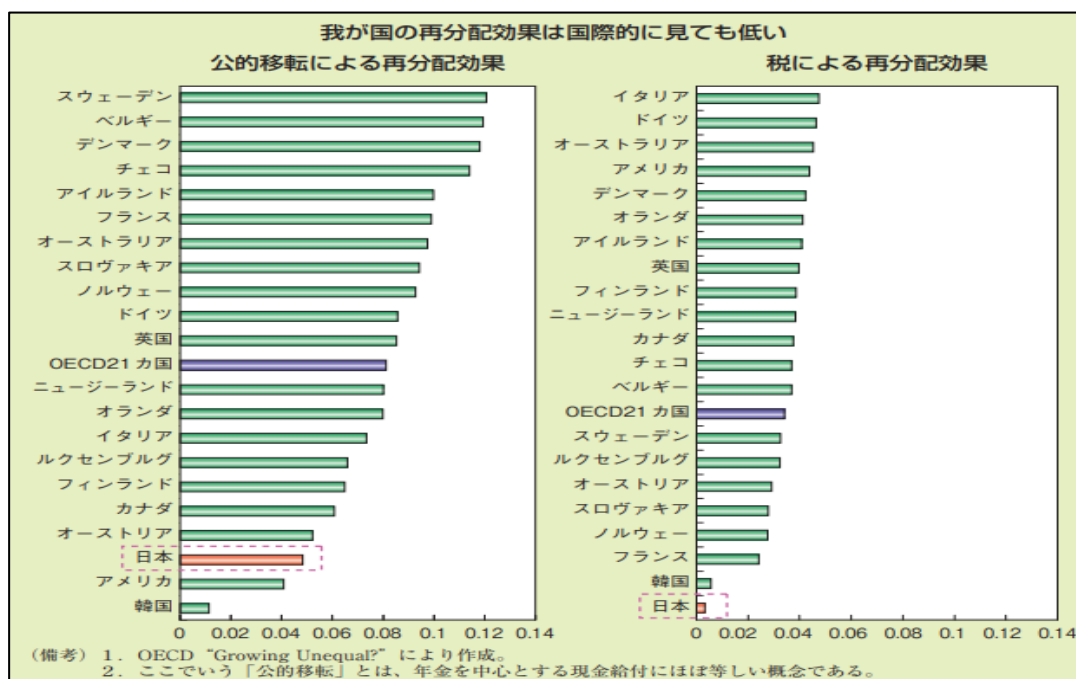
すなわち、我が国の当初所得の格差原因の主たる要因は、公的年金の受給世帯の増加をはじめとした低所得者の増加に求められるのである<sup>6</sup>。

## 2 我が国の再分配効果の国際的比較

少し古いデータにはなるが、内閣府が公表している「平成 21 年度年次経済財政報告」に掲載された図表を取り上げる（図表Ⅱ－2）。

この表によると、我が国の税による再配分効果は国際的にみても極めて低い。公的移転による再分配効果は、韓国・アメリカに続いて低く、税による再分配効果については、最も低いという統計結果となっている。

■図表Ⅱ－2 我が国の再分配効果は国際的にみても低い



(出典：内閣府『平成 21 年度年次経済財政報告』243 頁)

<sup>4</sup> 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫『日本の所得分配 格差拡大と政策の役割』（東京大学出版会 2006 年）36 頁。また、同様の指摘として、森口千晶・後掲注 6。

<sup>5</sup> 詳しくは、厚生労働省政策レポート「戦後社会保障制度史」（<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/21.html>）を参照。

<sup>6</sup> 実証的な研究として、森口千晶「日本は「格差社会」になったのかー比較経済史にみる日本の所得格差ー」（2017 年 11 月）（出所：内閣府ホームページ「選択する未来 2.0」第 6 回会議資料（<https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/index.html>））。同氏の論文として、一ツ橋経済研究所・経済研究 Vol.68, No. 2, pp169-189 (2017)。



諸外国との比較でも明らかなように、そもそも税による再分配効果というものは、それほど大きいものではない<sup>7</sup>。ゆえに、再分配の問題は、税のみならず、社会保険料負担や社会保障給付等を総合して抜本的に考える必要があることは、多くの識者の指摘する共通認識であろう。

しかしながら、これらのことは、税による再分配効果が低い状態を看過する理由にはならない。特に、再分配機能を強化し、少子化対策や教育などの社会的セーフティネットを強化していくことが、長期的な課題解決への一助となると考える。

### Ⅲ 税による再分配機能回復のための基本的課題への対応

#### 1 金融所得に分離課税制度が維持されてきた背景

##### (1) 徴税技術上の問題と金融所得一体課税議論の台頭

我が国においても、現代の格差を助長する税制上の措置として指摘される問題には、株式等に係る譲渡所得や配当所得に代表される、いわゆる金融所得に対する分離課税制度が挙げられる。

そもそも、戦後の我が国の税制の初期段階に当たるシャープ税制では、株式等の譲渡所得に関しては総合課税方式が採用された。その後、まもなく総合課税方式は排斥されて非課税となり、以後、昭和63(1988)年度改正まで手を加えられなかったのだが、それは、徴税技術上の理由からであった。すなわち、取引情報の適正な把握体制が整っていないことと、証券市場への配慮があったといえる。昭和63(1988)年税制改正で株式等に係る譲渡所得に対して、申告分離課税方式と源泉分離選択課税方式による課税が採用されたのも、証券市場の発達で顕在化した公平負担への不満に対する緊急手当的な側面も見受けられ、その背景からは、これらの課税方式はいわば妥協の産物とも評価し得るものである。結果として株式等の譲渡所得が課税の対象となったことは、所得再分配の観点からは大きな前進であったという評価も可能ではあるが、「総合課税という旗印を下さなければならないこと」<sup>8</sup>となったのは言うまでもない。

その後、北欧における「二元的所得税」<sup>9</sup>台頭の影響を受け、我が国においても金融所得一体化課税の議論が盛んになり、「平成16年にはわが国でも政府方針として採用されるに至り」<sup>10</sup>、平成26(2014)年以降には、利子、配当、株式譲渡所得に対する税率が統一され、現在に至っている。

##### (2) 政策的理由からの要請(経済のグローバル化と企業行動)

もう一つ、株式等に係る譲渡益課税について、分離課税制度が維持されてきた要因は、昭和48(1973)年のブレトン・ウッズ体制崩壊後の金融市場のグローバル化に求めることができよう。同体制崩壊後、資本の国際移動の自由度が高まり、さらには、インターネットの飛躍的発展を追い風に経済のボーダレス化が進展すると、租税負担が企業行動の極めて重要なファクターとなり、租税負担を意識した多国籍企業の行動が加速化することになる<sup>11</sup>。いわば租税は公共サービスに対する義務的負担という意識は薄

<sup>7</sup> 諸富徹教授は、所得税の累進構造は、経済のグローバル化を背景にフラット化しており、これは諸外国においても同様で、再分配機能の効果は薄まっていると指摘する(諸富徹『税という社会の仕組み』(ちくまプリマー新書、2024年)147頁参照)。

<sup>8</sup> 田近栄治・山重慎二『昭和財政史—昭和49~63年度(第4巻「租税」)』(東洋経済新報社 平成15年)478頁([https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11986231/www.mof.go.jp/pri/publication/policy\\_history/series/s49-63/04/04\\_1\\_1\\_03.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11986231/www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/s49-63/04/04_1_1_03.pdf))

<sup>9</sup> 「北欧諸国は、1980年代末から90年代にかけて包括的所得税を放棄し、次々に労働所得と資本所得を分けて課税する『二元的所得税』へと移行しました。これは、労働所得については従来通り累進税率を適用しますが、資本所得に関しては労働所得とは分離し、比例税率一本で課税するような所得税体系を指します。これによって北欧諸国は、移動性の高い資本所得に対しては税率を完全にフラット化することで、資本が安易に海外流出しないよう手立てをとったのです。」(諸富徹『改訂版 財政と現代の経済社会』(一般社団法人放送大学教育振興会、2019年)127頁)

<sup>10</sup> 金子宏『租税法』(弘文堂、第24版、2021年)208頁

<sup>11</sup> 神野直彦教授は「ブレトン・ウッズ体制が崩れ去った1980年代の租税負担率と経済成長の関係をみると、租税負担率と経済成長率との間に明確な逆相関関係が形成される。租税負担率が高い国民国家は経済成長が停滞し、租税負担率の低い国民国家は高い経済成長を遂げるという関係が鮮明になったのである」と指摘する(「日本の所得税の再分配機能」『所得税の再分配機能』(日税研論集 第84巻)176頁)

れ、租税に対するコスト意識が飛躍的に高まったということもできよう。こうした流れの中で、所得の流出を防ぐべく、各国において株式等に係る譲渡益課税を、給与や事業所得などの労働性の所得と区分して比例税率による課税が行われるようになった。

現在の主要国の株式譲渡益への課税状況は、次の財務省の資料でまとめられている。税率に関してみれば、最も高いフランスでも 30% に抑えられている。

■図表Ⅲ－１ 主要国における株式譲渡益課税の概要

| 主要国における株式譲渡益課税の概要 |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2023年1月現在)       |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                   | 日本                                                                                                                                                              | 米国                                                                                                                                                                                                                                 | 英国                                                                  | ドイツ                                                                                                   | フランス (注6)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 課税方式              | <p><b>申告分離課税</b></p> <p><b>20.3%</b></p> <p>所得税:15%<br/>+<br/>復興特別所得税:<br/>所得税額の2.1%<br/>+<br/>個人住民税:5%</p> <p>※ 特定口座において源泉徴収 (20.3%) を行う場合には申告不要を選択することも可能</p> | <p><b>申告分離課税</b><br/><b>段階的課税 (連邦税)</b></p> <p><b>3段階 0、15、20% (注2)</b></p> <p>+<br/><b>総合課税 (州・地方政府税) (注3)</b></p> <p>〔 ニューヨーク市の場合 7.1%~14.8% 〕</p> <p>※ 12ヶ月以下保有の場合、総合課税</p> <p>〔 連邦税: 10~37% + ニューヨーク市の場合 (注3) 7.1%~14.8% 〕</p> | <p><b>申告分離課税</b><br/><b>段階的課税</b></p> <p><b>2段階 10、20% (注4)</b></p> | <p><b>申告不要 (源泉徴収)</b><br/>※総合課税も選択可 (注5)</p> <p><b>26.4%</b></p> <p>〔 所得税: 25% + 連帯付加税: 税額の5.5% 〕</p> | <p><b>申告分離課税と総合課税の選択</b></p> <p>〔申告分離課税〕<b>30%</b></p> <p>所得税: 12.8%<br/>+<br/>社会保障関連諸税: 17.2%</p> <p>又は</p> <p>〔総合課税〕<b>17.2%~62.2%</b></p> <p>所得税: 0~45%<br/>+<br/>社会保障関連諸税: 17.2%</p> <p>※ 総合課税の場合は2018年1月1日以前に取得した有価証券については、保有期間に応じた控除の適用後、他の所得と合算</p> |
|                   | 非課税限度等                                                                                                                                                          | -                                                                                                                                                                                                                                  | -                                                                   | 土地等の譲渡益と合わせて年間12,300ポンド (207万円) が非課税                                                                  | 利子・配当を含む資本所得については年間合計1,000ユーロ (15万円) が非課税                                                                                                                                                                                                                  |

(注1) 税率は小数点第二位を四捨五入している。

(注2) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。また、閾値 (単身者: 20万ドル (2,840万円)、夫婦合算: 25万ドル (3,550万円)) を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得 (利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等) の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注3) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

(注4) 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。

(注5) 申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される (申告不要と同様の扱い)。

(注6) 2012年1月から財政赤字が解消するまでの期限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値 (単身者: 25万ユーロ (3,625万円)、夫婦: 50万ユーロ (7,250万円)) を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和5年 (2023年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) 税率は小数点第二位を四捨五入している。  
(注2) 給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。また、閾値 (単身者: 20万ドル (2,840万円)、夫婦合算: 25万ドル (3,550万円)) を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得 (利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等) の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。  
(注3) 州・地方政府税については、税率等は各々異なる。  
(注4) 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。  
(注5) 申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される (申告不要と同様の扱い)。  
(注6) 2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値 (単身者: 25万ユーロ (3,625万円)、夫婦: 50万ユーロ (7,250万円)) を超える場合、その超過分に対して、追加で3~4%の税が課される。  
(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=142円、1ポンド=168円、1ユーロ=145円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和5年 (2023年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(出所: 財務省)

### (3) 小括

垂直的公平性の観点からすれば、金融所得が分離課税により事業所得や給与所得などの労働性の所得よりも低い税率で課税されることは明らかに公平負担の原則に反する。しかしながら、「(1) 金融資産は移動性が大きく、金融所得に勤労性所得並みに課税すると、金融資産が税負担の低い外国に移動し、かえって税収が減少する恐れのあること、(2) 外国からの資本の導入を奨励するためには、金融所得に対して軽く課税する必要があること、(3) 分離して低めの比例税率で課税するのは制度として簡素であるのみでなく、金融所得に対する課税の中立性、効率性を維持するのに必要である (好ましい) こと等に鑑み、経済政策的に必要である」<sup>12)</sup> という指摘が、公平性を犠牲にしても、効率性を優先すべきとする多数意見であり、現代の通説的理解といえよう。

## 2 「一億円の壁」問題の対応と限界

### (1) 令和5年度税制改正

ここで補足として、令和5年度改正に触れておきたい。令和5年度改正では、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化として、分離課税となる所得を多く有する納税者に対する課税強化 (特定の基準所得金額の課税の特例 (措法41の19)) が創設され令和7年分以降の所得税から適用される。

<sup>12)</sup> 金子宏・前掲注10・209頁

具体的には、次の算式で計算した所得税額が、通常の所得税額を上回る場合に、その差額分について追加の所得税が発生することになる。

[算式] (基準所得金額 (※) - 3.3 億円 (特別控除)) × 22.5%

(※) [算式] の基準所得金額は株式の譲渡所得のほか、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額である。ただし、スタートアップ再投資やNISA 関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額となる。

この算式に関して、まず「3 億 3,000 万円」の水準については、「この 3 億 3,000 万円の控除額の下では、譲渡所得のみを稼得する場合、約 10 億円を超えると追加的な負担が生ずることになりますが、一方で、10 億円を下回る譲渡所得が長期間で平準化された場合には、現行の総合課税の下でも、15%を下回る負担率にもなりうる可能性があるところであり、こうした点などを考慮したもの」<sup>13</sup>と説明される。

また、「22.5%」の水準については、「総合課税の対象となる所得税の税率 (所法 89) の最高税率 (45%) の 2 分の 1 としたものです。これは、所得税法において総合課税の対象とされる長期譲渡所得の金額については、その 2 分の 1 を総所得金額として計算している (所法 22 ②二) こと (実質的な最高税率 22.5%) から、租税特別措置法における株式譲渡所得等や土地・建物等の長期譲渡所得に対する比例税率 (15%) によりこれを下回る部分について負担を求めること等を勘案して設定したもの」<sup>14</sup>と説明される。

(2) 令和 5 年度税制改正対応の実際

しかしながら、実際には、上記 (1) の改正により 10 億円の分離課税の課税所得のみを有する納税者に生じる追加的な負担は、計算上 75 万円程度にとどまり、このレベルの納税者にとって実質的な負担率は大きく変わるものではない。財務省の提示する資料によると、実際に影響を受けるのは約 30 億円程度の合計所得金額を有する納税者で、200 人から 300 人程度とされている。

より具体的に、この税制改正により実際にどの程度の影響が生じるのか、国税庁の令和 4 年度申告所得税標本調査 (以下、「国税庁標本調査」という) を用いて検証したい。

まず、国税庁標本調査の合計所得階級 20 億円超を見渡すと、その所得構成は、大きくは株式等の譲渡所得等の分離課税の所得の他、配当所得等と給与所得等に偏りがみられるところから、これらの各所得の合計金額をその人数で除し、1 人当たりの各所得を合算したものを 1 人当たりの合計所得金額とする。また、配当所得と給与所得を合計したものを総合課税の対象として累進税率により税額を計算し (E)、株式等の譲渡所得を分離課税 (B) として比例税率により税額を算出する (F)。

このような前提により、それぞれの階級で生じる 1 人当たりの追加的な負担額 (G) を求めた結果が次の図表Ⅲ - 2 のとおりである。

■図表Ⅲ - 2 合計所得 20 億円超の所得者の「一億円の壁」対応による追加負担額試算

| 合計所得<br>階級 | A<br>総合<br>課税所得 | B<br>分離<br>課税所得 | C<br>合計所得  | D<br>算出税額  | E<br>内、総合課税分 | F<br>内、分離課税分   | G<br>追加負担 | H<br>負担税額<br>合計 | I<br>負担割合 |
|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|--------------|----------------|-----------|-----------------|-----------|
|            | 百万円             | 百万円             | A+B<br>百万円 | E+F<br>百万円 | 累進税率<br>百万円  | 比例税率15%<br>百万円 | 百万円       | D+G<br>百万円      | H/C       |
| 20億超       |                 |                 |            |            |              |                |           |                 |           |
| 50億円以下     | 610             | 2,566           | 3,176      | 655        | 385          | 270            | 0         | 655             | 20.61%    |
| 100億円以下    | 362             | 6,786           | 7,149      | 1,176      | 1,018        | 158            | 358       | 1,534           | 21.46%    |
| 100億円超     | 2,370           | 23,396          | 25,766     | 4,571      | 3,509        | 1,062          | 1,152     | 5,723           | 22.21%    |
| 計          | 3,343           | 32,748          | 36,091     | 6,402      | 4,912        | 1,490          | 1,510     | 7,912           | 21.92%    |

(国税庁標本調査より筆者作成)

<sup>13</sup> 財務省「令和 5 年度 税制改正の解説」237 頁 ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0113-0249.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0113-0249.pdf))

<sup>14</sup> 財務省・前掲注 13

国税庁標本調査に基づいた試算では、20 億円超 50 億円以下の階級に属する納税者において追加的に生じる税負担（G）は生じない。50 億円超 100 億円以下の階級で 1 人当たり 3 億 5,800 万円程度、100 億円超の階級で 1 人当たり 11 億 5,200 万円程度と計測される<sup>15</sup>。それぞれの階級に属する人数<sup>16</sup>の平均値は、50 億円超 100 億円以下の階級で 46 人、100 億円超の階級で 23 人となるため、これをそれぞれの 1 人当たりの追加負担額に乗じて合計すると、これらの階級で生じる追加負担額は総額で 429 億円程度になり、令和 7 年度租税及び印紙収入予算は約 78 兆円<sup>17</sup>と考えれば、さして大きな税収をもたらすことにはならない。

結論として、この改正により税の再分配効果が大きく高まることは期待できない。

### （３）小括

令和 5 年度税制改正は、かねてより議論されてきた「一億円の壁」の問題への対応として行われたが、現状では、そもそも課税の対象として幅広いレンジの高所得者は想定されておらず、かつ、税負担についても累進的な課税に近づくことを避けて設計されていると評価せざるを得ない。これまでと同様、金融市場への影響などの政策的な配慮が優先されており、大きな所得の再分配効果を期待するものとは言えないだろう<sup>18</sup>。

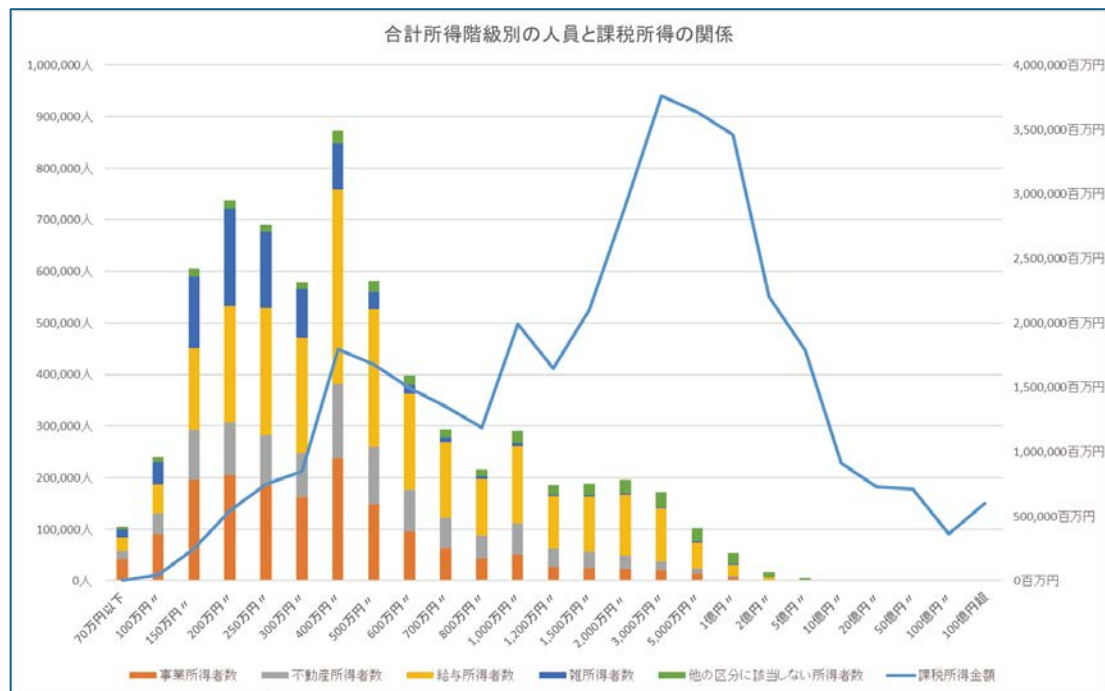
## ３ 金融所得に係る税率の引き上げと課題

### （１）累進税率の引き上げと限界

#### ① 課税所得に対する納税者の分布

次の図表Ⅲ－３は、国税庁標本調査から、合計所得階級別の課税所得金額（折れ線）と、各階級所の所得者数（棒グラフ）を示したものである。

■図表Ⅲ－３ 合計所得階級別の人員と課税所得の関係



（出所：国税庁「令和 4 年度申告所得税標本調査」より作成）

<sup>15</sup> 国税庁標本調査からは、申告不要が選択されている株式等の配当所得や、株式等の譲渡所得を反映することができないため、それらの所得がこれらの階級でどの程度存在するかで税負担額はより増すものと考えられる。

<sup>16</sup> 本試算で用いた各種所得の人数

<sup>17</sup> 財務省ホームページ掲載の一般予算中財務省の「租税及印紙収入」の総額は 77 兆 8,190 億円（内、所得税収は 22 兆 6,660 億円）とされている（<https://www.bb.mof.go.jp/server/2025/dlpdf/DL202511001.pdf>） 2025.05.12

<sup>18</sup> むしろこの改正は、資本所得を有する高所得者の所得税率の上限を 22.5% に設定したと言い換えることも可能であろう。



課税所得金額（折れ線）のピークは、合計所得金額（棒グラフ）2,000万円から1億円の範囲にほぼ偏在しているが、同範囲に属する納税者の分布は、おおよそ50万人を超える程度である。現在の所得税の最高税率が適用される4,000万円以上の課税所得を有する者に至っては、20万人に満たない。同様に、納税者数の分布に目を移せば、その多くが合計所得金額1,000万円以下の範囲に偏在しており、所得の構成も総合課税の対象となる給与所得などが中心であることが読み取れる。

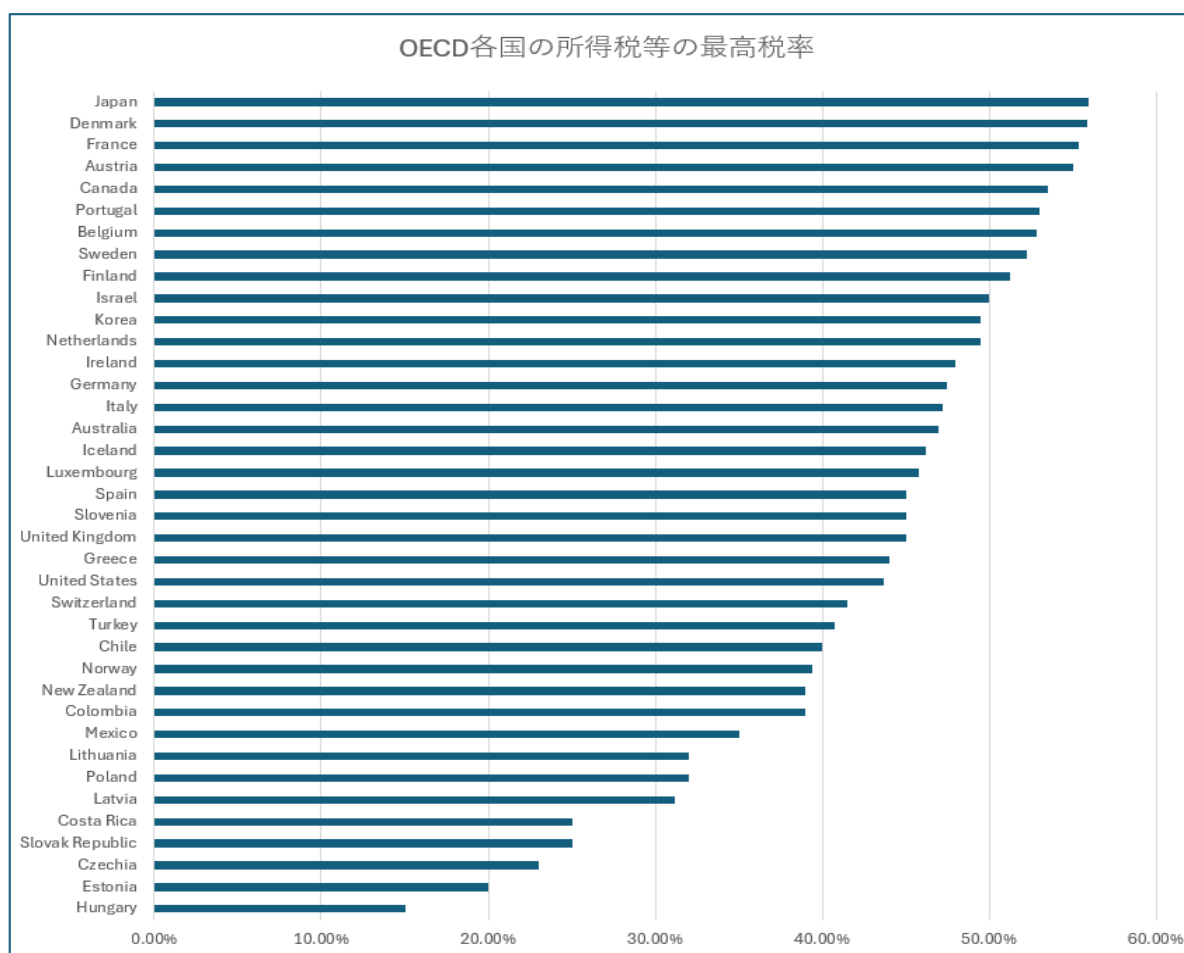
このような所得者の分布構造において、高所得者層の累進税率のみを強化したとしても、再分配の効果（税収の増加）としては限定的となることは容易に想像できよう。

② 我が国の所得税率はOECD諸国の中でも最高位

また、日本は、既に諸外国に比較して高めの税負担となっている。この点、次の図表Ⅲ－4は、OECDの税務統計から、各国の2022年の個人所得課税の最高税率を抽出したものである。

我が国はすでにOECDの中でも最高位の所得税率（所得税及び復興特別所得税45.945%及び住民税10%の合計55.945%）となっており、この比較からも、これ以上の最高税率の引き上げは難しい状況にあると言わざるを得ない。すなわち、最高税率引き上げによる所得再分配の構築は現実的ではないし、仮に引き上げるとしても、引き上げ幅は小さく、納税者数の分布からしてもやはり効果は限定的と評価せざるを得ない。

■図表Ⅲ－4 OECD各国の所得税の最高税率



（出所：OECD Table I.7. Top statutory personal income tax rates より作成）

したがって、単純に所得税の累進税率を引き上げるとするのは、国際的比較からしても現実的ではない。高所得者課税の強化という観点からは、所得控除等の見直しによる課税ベースの拡大がより効果的であろう。

## (2) 金融所得に係る税率の引き上げ

いわゆる、「一億円の壁」の問題に代表されるように、金融所得をはじめとした資本所得への一律の軽課税が、多くの税源のイロージョン（浸食）を引き起こしていることは、既に多くの識者に指摘されているところである。租税特別措置により資本所得に軽課税が採用されている現行のわが国の税制において、これらの所得を多く有する高所得者に対する課税の強化により、税の再分配効果を高める方法としては、現実的には、金融所得に対する比例税率を引き上げる方法が一つであろう。

この場合の比例税率の引き上げについては、一律の引き上げではなく、金融所得内で累進的な引き上げを検討すべきとする意見もあり得ると思うが、全ての納税者による確定申告体制が整備されていない我が国において、金融所得のみを抽出して累進的な税率を適用することに関しては、正確な金融所得情報の把握など実務的な困難が伴うことが想定される。そのため、源泉徴収制度との兼ね合いや制度の簡便性も含め、一律の比例税率を採用することが執行上の便宜からも望ましいと考える。

ところで、日本証券業協会の試算によると、仮に、金融所得に対して5%の所得税率引き上げ（15%→20%）を行ったとして、その影響を受けるのは、所得金額1億円超の高額所得者ではなく、それ以外の層（すなわち、中・低所得とされる所得層を指すものと考えられる）であると指摘されている<sup>19</sup>。この指摘は、申告不要が選択されている金融所得に対する源泉徴収税額が増加する点を指摘するものと考えられる。

筆者としては、金融所得そのものが、そもそも担税力の高い所得であることを考えれば、仮に、所得税率を20%まで引き上げたとしても決して重い税負担だとは思わないが、配当所得に関しては、これらの所得者層が総合課税により確定申告をする課税方式を選択することで、累進税率と配当控除の適用により、中・低所得者層へのこれらの税負担は緩和され所得税負担率は平準化されるだろう<sup>20</sup>。

金融所得の税率引き上げについては、現行制度の枠内でも公平性の要請には対応ができるのではないだろうか<sup>21</sup>。

## (3) 金融所得に対する比例税率引き上げと課税方式

前述のとおり、垂直的公平性の観点からは、金融所得に対する比例税率は引き上げるべきである。ただし、現実的には経済政策的な観点が優先され得る側面もあり、比例税率の引き上げ幅については、慎重な議論が必要であることは言うまでもなく、諸外国の税率ともある程度足並みがそろ必要はあろう。令和5年度税制改正による「一億円の壁」問題への対応において、同制度の税率が22.5%に設定されたことを踏まえても、金融所得に対する比例税率の引き上げは、現時点では、これと同等程度が上限のように思われる。

また、課税方式については、北欧の導入事例に倣って、「二元的所得税」としての課税方式を議論することも可能ではあろうが、国民の資本所得の形成・拡大を推進している我が国においては、これから資本所得を形成していく納税者への配慮も必要であろう。

そのため、現実的には、金融所得にする源泉徴収制度と配当所得に係る総合課税申告方式といった現行の課税方式は維持する必要があるが、当然ながら、総合課税を選択する納税者に対しては、より確定申告をしやすい環境整備が重要となる。

金融所得に対する税率の引き上げと合わせて、納税環境の整備や記入済み申告書制度の導入など、各納税者の情報把握体制の整備がより重要なテーマとなろう。

## (4) 投資への誘導と資本所得のすそ野拡大

これまで見てきたように、金融所得の比例税率を引き上げることは課税の公平の観点からは必要な措置である。ただし、再分配政策への寄与という観点からすれば、その効果が限定的となるのは、高所得者層の納税者数の分布が中・低所得者層のそれより大きくないことに見出せる。

<sup>19</sup> 日本証券業協会「金融所得の実態に関する分析～「1億円の壁」を読み解く～」(https://www.jsda.or.jp/about/teigen/tougi/kinyusyotoku.pdf, 2022年8月) 68頁

<sup>20</sup> ただし、配当所得の総合課税による申告は、国民健康保険料や医療費負担の増加につながる可能性もあり、税制面のみをもって有利不利を判断することは実務的にも難しい。

<sup>21</sup> この点については、「二元的所得税」の導入を提案する議論もあろうが、筆者としては、当面は中・低所得者の重税感への配慮として、現行の課税方式により総合課税との選択制とするのがよいと考えている。

また、金融所得の比例税率の引き上げは、一般的な勤労所得を有する納税者が負担する累進税率よりも高くなる傾向があり、これらの層の納税者において、より強い痛税感を与えることになり、却って不公平感をあおる結果ともなり得る。

例えば、年収 500 万円の給与所得者（単身世帯、社会保険料負担 73 万円）が負担する所得税負担は約 13 万円、住民税負担が約 24 万円と計算される<sup>22</sup>。給与収入に対する税負担割合は、所得税で 2.6%、住民税を合わせたところでも 7.4%と 10%にも満たないことを考慮すると、金融所得に対する比例税率引き上げに関してこれらの所得層に対する配慮は必要であろう。

その点、令和 6 年 1 月 1 日より始まった新しい NISA 制度が、投資制限を設けて無期限・恒久化されたことで、金融所得の比例税率の影響を受けることなく、中・低所得者層への恩恵として十分に機能するものとして評価したい。「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、投資家のすそ野が拡大すること、特に、中・低所得者層の金融所得をはじめとした資本所得の保有比率が高まることは、所得格差の是正についても効果が期待できよう<sup>23</sup>。

## (5) 小括

以上のように、金融所得に関しては、垂直的公平性から考える公平負担の問題は内在しつつも、政策的背景や国際的な課税水準を考慮すると、現行の課税方式を維持しながら、比例税率の引き上げを検討をいくべきであろう。

一方で、高所得者を念頭にした金融所得に対する課税方式と比例税率の引き上げは議論すべき課題であるとしても、それによる税収の増加は限定的とならざるを得ないことにも留意しておく必要がある。これは、金融所得に限らず、所得税の累進税率を引き上げる場合についても同様である。特に高所得者の所得構成は、その所得の構成が金融所得などに偏在している中で、納税者数の分布も少ない。税による再分配効果を高めるための前提となる財源の確保に関しては、金融所得に対する課税の強化の他に、課税ベースの見直し（拡大）も中心的課題となろう。その一案としての富裕税の可能性について、次に検討する。

## 4 富裕税の可能性

### (1) 昭和 25 年改正による導入とその後の廃止

我が国においては、シャープ勧告を受けた昭和 25（1950）年の税制改正により初めて富裕税が制度化された。所得税の最高税率が 55%に引き下げられた際の補完として位置付けられ、純財産額 500 万円を超えるところから課税の対象となり、税率は最低 0.5%（500 万円以上）から 3.0%（5,000 万円以上）の課税を行うとしたものである。しかし、富裕税は、昭和 28 年 7 月 31 日をもって廃止されることとなった。その理由は、富裕税法の施行状況と税制の簡素化とされている。

実際、富裕税の税収規模は最大であった昭和 27 年度において約 22 億円であったが、これは、当時の国税収入の約 0.3%に過ぎない<sup>24</sup>。このような状況の中で、納税者の適切な課税財産の把握に対して、税務執行上の難しさは導入当初から問題として指摘され、それが実際に当初見込んでいた税収に及ばないという結果となり、所得税の最高税率引き上げにより代替することで、富裕税は廃止されることとなったのである。この時、富裕税の廃止による減税は 18 億 9,000 万円となり、所得税の最高率引き上げによる増税は 6 億 5,700 万円と見込まれた。この数字の比較からは、富裕税の廃止による富裕層への恩恵は、財産価格に比例して大きかったといえる<sup>25</sup>。すなわち税収そのものに占める割合は低かったかもしれないが、富裕税は富の偏在を是正するという意味では、一定の役割を果たしていたと評価することが可能であろう。

しかしながら、上述のとおり、昭和 28（1953）年の廃止時の主な理由は、税務執行面による煩雑さと税収との関係からであった。一方で、近年では、国際的な動向に目を向けると、2024 年の G20 議長

<sup>22</sup> 給与所得控除 144 万円、社会保険料控除 73 万円、基礎控除 58 万円（住民税は 43 万円）として計算した。

<sup>23</sup> 日本証券業協会は、「金融所得の偏在解消には、資本所有の分散（投資家のすそ野拡大）が有効である」と指摘する（前掲注 19・63 頁）

<sup>24</sup> 大蔵省財政史室編「昭和財政史 昭和 27 年～48 年度 第 6 巻 租税」（東洋経済新報社 39 頁）参照

<sup>25</sup> 大蔵省財政史室編「昭和財政史 昭和 27 年～48 年度 第 6 巻 租税」（東洋経済新報社 40 頁参照）

国を務めるブラジルが、富裕層課税への国際的コンセンサスを築くことを目指すなど、富裕税の課税に関する議論が盛り上がりを見せている<sup>26</sup>。

## (2) 富裕税の導入可能性

我が国でも一度は導入された富裕税が廃止されたのは、その税務執行面での困難さに由来することは既述のとおりである。課税すべき資本の国外逃避を根拠とした反対も根強く、再導入へのハードルは高いものとする。比較的富裕税に積極的な欧州各国の状況を観察しても、縮小・廃止が続いており、制度の維持の難しさを垣間見ることができる。以下では、森信茂樹氏の著書（『デジタル経済と税』（日本経済新聞社出版 2019 年）259 頁）の記述から各国の状況を概観する。

- ドイツ …1923 年に個人・法人を納税義務者とする富裕税が国税として導入され、戦後には州税と転換され、1997 年に廃止された。その理由は、資産評価を巡る違憲判決が出されたことによるが、より大きな理由は経済のグローバル化による資本移動が挙げられる。
- フランス …現在でも、130 万ユーロ以上の資産に、0.55%から 1.8%を課す富裕連帯税を継続している。2017 年に就任したマクロン大統領が富裕連帯税の縮小を実施したが、大規模なデモの呼び水となった。
- スウェーデン…二元的所得税導入に伴う金融・資本所得の低率分離課税とのバランスから累進性強化のために富裕税が維持された。しかしながら、2001 年からの 6 年間で、純資産の増加にもかかわらず税収が半分近くに落ち込んだのは、富裕税を回避するため国外に資本逃避が行われたためとの批判的議論が挙がり、2007 年に廃止となった。

改めて、我が国における富裕税の導入を検討する場合はどうであろうか。近年、我が国でも相続税課税に係る財産評価を巡る国と納税者の争いが話題となることは多い。財産評価の観点からは富裕税にも同様の論点は内包されると考えられ、課税対象となる財産の範囲とその評価を巡っては、国家と納税者との間の軋轢を生じさせることは想像に難くない。導入に当たって、課税対象とする財産と評価方法、他の税目（例えば、固定資産税、自動車税）との関係など、整理すべき事項は多く、特に資産家の反発は大きくなることが考えられる。

一方で、マイナンバー制度の導入や近年の国際協調の進展を鑑みると、課税対象の正確な把握に関しては昭和 28（1953）年の制度廃止当時の状況に比べれば、各段に進歩していることは明らかであろう。これらに合わせて、財産債務調書や国外財産調書の制度定着と質的向上が進めば、徴税コストの抑制は可能である。何よりも、格差是正に向けた所得再分配機能の強化を考えると、富裕税の再導入の道筋は閉ざすべきではなく、議論を続けていく必要がある<sup>27</sup>。

## Ⅳ 我が国の所得再分配の在り方に関する提言

### 1 ジョン・ロールズの格差原理と分配のあり方

政治哲学者ジョン・ロールズ（以下、「ロールズ」）は、その著書『正義論』において、「社会的・経

<sup>26</sup> ロイター 2024 年 4 月 18 日報道(<https://www.reuters.com/world/americas/brazil-sees-proposal-tax-super-rich-gaining-momentum-will-look-g20-declaration-2024-04-17/>)。大枠では、資産 10 億円を超える超富裕層に対し、所有資産の評価額に税率 2% の税を課すとされている。フランスのルメール経済・財務相は支持を表明したが、ドイツのリントナー財務省は、これに反対する意向を示し、中国政府は提案を検討するとの報道が続く（ロイター 2024 年 4 月 19 日報道 (<https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/3J6Y7FSS4JORDIIBA6CSLK7RPQ-2024-04-19/>)）。

なお、この提案は、気候変動を理由とした発展途上国・貧困国の支援を建前としており、一国内の所得格差の是正という論点よりは、地球規模の格差縮小が目的となっている点には注意を要する。

<sup>27</sup> 富裕税の具体的な導入を検討するものとして近藤克彦「累進的純資産税（富裕税）の再導入について—格差拡大にブレーキをかけるためには—」（関東信越税理士会 第 33 回学術研究討論会研究論文）がある。また、森信茂樹氏は、「所得・消費に対する課税の見直しが手詰まりである現状において「資産」への課税は、今後の税制の選択肢としておろそかにできない」とする指摘する（『デジタル経済と税』（日本経済新聞出版社 2019）269 頁）。



済的な不平等（たとえば富や職務権限の不平等）が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益（そして、とりわけ社会で最も不遇な〔＝相対的利益の取り分が最も少ない〕人々の便益）を補正する場合に限られる」（格差原理）と主張した<sup>28</sup>。ただし、ロールズの正義論は一つの社会理念を提示するものであり、分配に関する政策については社会的協働を前提とした政策判断の問題として、具体的な提案をするものではない。

租税の徴収がロールズの格差原理を一つの理念として行われる場合、その分配は、社会全体の（とりわけ社会で最も不平等な人々）の便益を満たすために支出される必要があるのは当然だが、その効果は、適時検証され得るものであるべきであると考ええる。この点、筆者としては、再分配に関する問題については、それを受ける側の倫理観の高揚も重要であると考えている。

すなわち、格差原理に基づき、社会・経済的に恵まれている人々（例えば、高所得者）から徴収される租税は、その分配において、社会・経済的に「最も不平等な人々」（例えば、低所得者）への便益に資する分配がなされるべきであるが、その分配が、分配を受けた「最も不平等な人々」において正しく費消されていなければ、その目的は達成されず、却って分断を助長することになる。

したがって、格差原理に基づく分配であるならば、それを受け取る側において正しく費消されているのかどうかという継続的な検証も必要となるはずである。

このような観点をもって、前章までで述べた所得税の再分配機能回復の課題に対して、以下に筆者なりの再分配政策への提言としてまとめたい。

## 2 税率構造・課税ベースの見直し

### （1）金融所得課税の見直し

#### ① 比例税率の引き上げ

比例税率が採用されている金融所得に関しては、現行の税率（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）について、所得税 5% 程度の上乗せをする。この上乗せ分は、格差是正の再分配財源とする目的税として徴収し、金融所得に対して担税力に応じた課税の強化を図るとともに、徴収と分配の目的を明確にすることで、納税者の理解を促す一助となるのではないかと考える。

また、所得税率 5% 引き上げに合わせて、一億円の壁問題の対応として導入された 22.5% の制限税率は、比例税率引き上げ後の課税状況を注視しながら、再度引き上げを含めて見直す必要がある。

#### ② 課税方式

金融所得に対する課税方式は、現行方式から大きく変更することはしない。源泉徴収制度も所得税率を 5% 引き上げて維持をする。さらに、配当所得に対する総合課税及び配当控除の申告方式も維持することで、中・低所得者層の金融所得に対する痛税感はある程度平準化が可能であると考えられる。金融所得課税に関しては、労働所得と資本所得を分けて課税する「二元的所得税」の導入議論があるが、中・低所得者層の痛税感へ配慮をするためには、当面の間、配当所得について、総合課税としての選択の余地を残しておくことが有用であろう<sup>29</sup>。

また、これらの層の納税者に対する確定申告負担の緩和のため、マイナポータルを活用した情報の集約や記入済み申告書制度の創設などの納税環境整備についても、十分な配慮が必要である。

さらに、納税者の資本所得獲得のすそ野を広げるため、NISA や iDeCo を初めとした資本性所得獲得のためのインセンティブ強化を図ることが必要であろう。

### （2）所得控除の見直しによる課税ベースの拡大

一方で、諸外国との比較や金融所得の移動性を考慮すると、所得税率等の引き上げによる対応には限界があることは前述のとおりである。そうした中で、所得控除の見直しを含めた課税ベースの拡大と、税率構造の見直しはセットで考える必要がある。本稿の主たるテーマではないが、筆者の私見を付してお

<sup>28</sup> ジョン・ロールズ『正義論（改訂版）』（紀伊国屋書店、2023 年、51 頁）。なお、ロールズは、分配政策に関しては、その理論から支出税や累進税の優位性を説くが、それは、政治判断の問題として直接的な言及はしていない（同書、476 頁）。

<sup>29</sup> 「わが国の金融所得一体課税も、現象的にはその一つの類型であるが、しかし、それは基本税制ではなく、特別措置である」（金子宏・前掲注 10・193 頁）

きたい。

まず、給与所得控除及び公的年金等控除をはじめとした各種所得計算上の概算控除については、全体的に縮減していく方向での見直しが必要であろう。これらは所得計算上の必要経費としての見地から見て、適正額を検討する必要がある。給与所得に関して言えば、給与所得控除額以上の必要経費を主張する場合には、特定支出控除に基づく確定申告をすればいい<sup>30</sup>。憲法第25条の生存権に基づく課税最低限を実現するための税制対応は、所得控除を中心として構築していくことが必要であろう。

次に、扶養控除、配偶者（特別）控除、基礎控除に代表されるいわゆる「人的控除」は家族構成や所得制限などを勘案した低減方式<sup>31</sup>による所得控除に集約するなど、高所得者に過度な恩恵とならぬよう抜本的な制度の見直しが必要である。また、夫婦共働きによる働き方がスタンダードといえる時代においては、配偶者（特別）控除の在り方については、その現代的な意義を見直す必要があるだろう。

本稿は高所得者課税の強化を図るために、所得控除の見直しを求めるものであるが、課税最低限を意識した所得控除の在り方については、本論文集掲載の加藤論文（第2章）に詳細な記述があり、参照されたい。さらに、ベーシックインカムを導入を提言し、その財源のために所得控除の廃止を提案するものとして、同じく本論文集掲載の江本論文（第4章）を参照されたい。

なお、高所得者課税の強化という観点から、所得控除に関してさらなる私見を付すとすれば、いわゆる「ふるさと納税」については、所得制限や利用上限を設けるなどして高所得者層の過度な利用を制限する必要があるだろう。

### （3）富裕税の検討

所得格差を是正する観点からは、所得税を補完するものとして、今後、富裕税の導入に関する議論は注目に値するであろう。

ただし、歴史上の経験や欧州での実際を見るに、実務的には抵抗が生じる制度となることは間違いのないため、現行の財産債務調書制度と国外財産債務調書制度などを足掛かりに、課税対象財産の限定や評価方法など、固定資産税などの他の税制との関係性や、制度の簡便性・簡索性を追求して設計していくことが望ましいと考える。

## 3 再分配政策への提言（現金給付よりも現物給付を中心に）

金融所得課税の強化や所得控除の見直しによる課税ベースの見直しにより所得税の再分配効果を高めることは可能であろう。

ただ、これにより、所得税の再分配機能がどの程度改善されるかは未知数である。例えば、ベーシックインカムや給付付き税額控除による再分配を考えても、どの程度を分配するかによるが、構造上、多く分布する中・低所得者層に対する財源としては、筆者の提言のみでは見合わない<sup>32</sup>。さらに、経済のグローバル化が進展する中、税金をコストとしてとらえる納税者は、軽々と国境を越えてしまう<sup>33</sup>。こ

<sup>30</sup> 令和7年度税制改正大綱において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除と基礎控除を各10万円引上げることが予定されたが、ターゲットとなるアルバイトやパートタイマーが、給与収入の必要経費として65万円を要するのか、はなはだ疑問である。

<sup>31</sup> 現在の基礎控除は、最終的に控除額が零となる「逡減消失方式」が採用されているが、いわゆる「人的控除」が「憲法25条の生存権の保障の租税法における現れである」（金子宏・前掲注10・210頁）という点を踏まえると、筆者としては、高所得者であっても一定の控除は受けて然るべきと考え、敢えて「逡減消失」とはしていない。

<sup>32</sup> 令和6年度に実施された定額減税の予算規模は、「所得税で2兆3千億円」（青木孝徳「令和7年度税制改正（案）について」（租税研究（2025.5）、5頁）とされている。論考上、所得税の見直しのみを前提とした財源の問題を指摘しているが、給付付き税額控除の財源を考えると、所得税の見直しのみでは到底不十分で、歳出の見直しはもちろん、社会保障や他の税目を含めた財源の手当ても同時に検討しなければならない。

<sup>33</sup> たとえば、「国税庁の開示資料によると、出国に伴う国外転出時課税の納税猶予制度の適用件数が、令和5年7月1日から令和6年6月末まで（令和5事務年度といいます。）の1年間に113件と、制度発足以来初めて年間100件を超えました。また1年間に発生した猶予税額は1,365.4億円になり、初めて1,000億円の大台を超えました。一方、継続して納税猶予の適用がある件数は、令和6年6月時点で出国に伴う納税猶予が248件に上り、過去最高となっています。」とのインターネット上の記述がある（<https://www.tactnet.com/topics/241223.html>（タクトコンサルティングホームページより））。

うした納税者の国外への飛散は、各年分の所得課税はもちろん、将来的な相続課税の機会を逸失することとも危惧される。担税力の観点から高所得者により大きな税負担を求める議論は自然なことのようにも思えるが、一方で彼らには、既に様々な制度において所得制限が設けられていることにも配慮する必要があるだろう。

筆者としては、高所得者課税の見直しにより得られる税収は、少子化対策、育児、教育、就労支援などの社会的セーフティネットの整備を充実させること（すなわち現物給付）に優先的に充当していくことを中心に検討することを提言したい<sup>34</sup>。目的税としての金融所得課税の強化による税収は、これらの中から特に優先されるものを、その時々の方針判断の中で選定して再分配していくべきである。また、所得控除等を見直しにより得られる税収は、一般財源の中で必要な社会保障政策に充当していくことが考えられる。

ここで、現物給付を優先的に検討すべきと考える理由は、現金給付に対する次の危惧によるものである。

第一に、現在の納税環境における実行可能性の課題である。たとえば、令和6年分の時限措置となった所得税の定額減税は、給付付き税額控除の一形態として、一つの前例となり得るが、早急な制度設計により多大な事務負担が強いられたことは記憶に新しい。これを一つの経験として昇華していくことも可能ではあるが、一次的には企業の源泉徴収義務に関連付けられた制度は、雇用者側に多大な事務負担と徴収不足時のペナルティが課されることに対する不安定さが危惧される。

第二に、現金給付は、不正申告・不正給付の問題が生じやすいという危惧である。直近の経験として、コロナ禍当初における「持続化給付金」等は、多くの不正申告・不正給付を誘発している<sup>35</sup>。格差是正を目的として再分配効果を高めるためには分配を受ける側の問題、すなわち、不正受給の問題を排除する必要があるが、残念ながら、現金分配においては、その倫理観の欠如が問題として表面化することが多いように思われる。

第三に、経済のグローバル化による外国籍労働者の増加がある。我が国の所得課税を通じて実施される給付は、国内での消費に回らなければ意味はない。

こうした懸念から、筆者としては現物給付の方が、多くの国民が受けやすい公共サービスとして優れているように思われるのである。すでに、一部において高等教育の無償化など、様々な施策は実行されているが、その効果を検証し、さらなる充実を図ることが重要であると考えられる。

現物給付による政策は、ジニ係数に見られるような所得の再分配政策の評価たる数字として効果が表れることがないが、次世代の教育や労働の機会の均等化に資する政策に投入することで、長期的な人的資本の育成を通じた格差是正に通じるのではないだろうか。

## 【補遺】

本書掲載の近藤論文では、筆者と異なり、現金給付を優先すべきとする論考を展開されており参照されたい。

近藤論文では、現物給付では解決できない社会課題の一つとして、「児童虐待と貧困についての正の相関関係」を挙げている。その主眼は、これらの問題の一因とされるワーキングプア層の所得保障にあり、現物給付のみならず、現金給付の必要性をも説くものとして大きな意義を有するものと考えられる。

筆者は、近藤論文の見解に特段の異を唱えるものではないが、それでは「児童虐待と貧困についての正の相関関係」を改善するのにどの程度の所得保障が必要なのか、そこに誘発されるであろう不正申告・不正給付の対応にどの程度の投資を必要とするのかなども、慎重に検討する必要があるだろう。仮に、貧困を理由に児童虐待が行われている家庭があり、そこに何らかの施策により現金が給付されたとして、その給付が正しく当該児童を救うために消費される保証もない。あるいは、個々人のニーズに合った公共サービスの提供が難しいことを理由としての現金給付の有用性は否定するものではないが、給付された現金がどのように消費されているのかを検証していく仕組みもまた必要であろう。

<sup>34</sup> この点、神野直彦・前掲注11・193頁による提言と同旨である。

<sup>35</sup> 経済産業省「持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金における不正受給者の公表について」([https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin\\_fusei.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html)) 参照

不正申告・不正受給に対しても、人手不足が声高にアナウンスされる昨今において、税務職員を大幅に増員するということは、簡単なことではなく、AIなどを活用したシステムの構築・強化・運営が重要となろう<sup>36</sup>。

給付付き税額控除の導入に当たっては、給付額とその給付のための財源（給付額のみならず、その執行に必要な人員・システムの維持を含む）の確保、さらには、給付の目的とその目的に沿った費消がされているかどうかの検証体制が整備されていく必要があると思われる。

## V おわりに

特段新しい議論が展開できたわけではないが、所得税の財源調達機能と所得再分配機能は、その時々  
の社会情勢に合わせて適切に維持されていくことが重要であることは言うまでもない。

我が国の格差問題の大きな要因が、「富裕層の富裕化を伴わない「低所得者層の貧困化」にあ」<sup>37</sup> ことを思えば、高所得者の課税を強化することも重要な課題であるが、特に、低所得者層を引き上げるための方策を検討すること、あるいは、必要な就労支援や教育、医療は等しく受けられ、より多くの国民が明るい未来を見通せるような社会的インフラの整備によって、より成熟した国家への基盤を形成していくことが重要であろう。

そのための租税政策の一つとして、金融所得を有する高所得者に対する課税の強化を目的税として実施し、その使途を明確にした予算執行を実行することを提言するものであるが、同時に、租税に関する教育の一層の推進が、納税者一人一人の倫理観や納税意識の醸成に寄与するものであろう。

### 〈参考文献〉

金子宏『租税法』（弘文堂、第24版、2021年）

小塩隆士・田近栄治・府川哲夫『日本の所得再分配－格差拡大と政策の役割』（東京大学出版会、初版、2006年）

林正寿『租税論－税制構築と改革のための視点』（有斐閣、初版、2008年）

森信茂樹『デジタル経済と税－AI時代の富を巡る攻防』（日本経済新聞出版社、初版、2019年）

諸富徹『改訂版 財政と現代の経済社会』（放送大学教育振興会、初版、2019年）

諸富徹『税という社会の仕組み』（ちくまプリマー新書、初版、2024年）

ブランコ・ミラノビッチ『資本主義だけ残った』（みすず書房、初版、2021年）

神野直彦「日本の所得税の再分配機能」『所得税の再分配機能－理論と現実』（日税研論集 第84号）

租税法学会『グローバル時代の税制と再分配』（有斐閣、租税法研究第14号、2016）

森口千晶「日本は「格差社会」になったのか－比較経済史にみる日本の所得格差－」（一橋大学経済研究所、2017年11月）

OECD「特集：格差と成長－所得格差は経済成長を損なうか？」（2014）

東京財団「政策提言 税と社会保障のグランドデザインを」（2016年6月）

磯貝拓邦「金融所得課税の沿革・現状・方向性」（野村資産承継、2022年4月号）

栗原一福「課税思想の潮流：公平と分配を巡る変遷」税大ジャーナル第35号（2023年10月）

日本証券業協会「金融所得の実態に関する分析～「1億円の壁」を読み解く～」（2022年8月）

<sup>36</sup> この点、日本税理士会連合会「所得税における所得控除と税額控除のあり方について－平成21年度諮問に対する答申－」（平成22年3月17日）9頁でも同様の危惧が挙げられている。このうち、平成28年からマイナンバー制度が本格導入されたことで、所得の補足方法などはこの答申の当時と比較して大幅に向上しているものと思われる。

<sup>37</sup> 森口千晶・前掲注6（論文）・186頁

## 最低生活費を意識する公平な人的控除

加藤珠美（伊勢崎支部）

### 【要 旨】

少子化・高齢化社会が言われてから久しい。社会の人口構成だけでなく、人々の結婚観の変化や就業形態の多様化も、税制を考える際、意識されてきた。

明治20年に導入された所得税だが、戦後のシャープ勧告、改正を重ねることで現在まで基幹税としての役割を果たしている。

本稿では、所得税の創設や改正の歴史を振り返り、人的控除（基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除）が現在の制度に至るまで経緯を確認した上で、人的控除と最低限度の生活に必要な金額（最低生活費）を課税最低限も含めて検証した。

所得税の納税者は、大半が雇用者であるが、家族のあり方は近年変化し、単身者世帯が増加している現在において、納税者の一方のみが働き配偶者が控除を受けるという、いわゆる「片働き世帯」をモデルケースにして、さらに給与所得者に限定して課税されない水準を論じることが、すべての納税者に公平であるかを検討した。その結果、課税最低限は、給与所得者の「ここまでは課税しない水準」であり、最低限度の生活に必要な金額ではないことが確認できた。

給与所得者の課税最低限を指標として納税者の課税されない水準が議論されるが、働き方が変化し、所得区分があいまい（例えば給与所得と事業所得または雑所得）な就労も増えている現状をふまえ、所得区分にとられない基礎控除の検討を行った。

最低限度の生活に必要な金額は、個人所得税の所得控除のうち、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除を憲法第25条に規定する「生存権」の観点から税法上実現する最低生活費の保障と考える。また、生存権を給付から支える側面を持つ生活保護の給付水準と人的控除額の比較を通して、理想的な人的控除の控除額を検討した。配偶者控除は、廃止も含めた議論があることから、すべての納税者に公平に適用する基礎控除を最低生活費の実現とする。平成30年度改正と同様に給与所得控除や公的年金等控除を基礎控除に振り替える方法が、理解を得やすいと思われる。基礎控除の額は、財政事情が許すなら、単身者の生活保護基準まで引き上げることが理想である。

所得控除は、累進税率の下では、高所得者に有利にはたらくといわれる。現行の所得税課税では、人的控除で最低生活費を保障することが望ましいが、将来、税額控除に代えることで累進税率の問題を解消することやミニマム税の導入も、今後の議論となろう。

公的サービスの費用は、国民が広く公平に負担する必要がある。そのためにも「公平・中立・簡素」な税制の実現が望まれる。

### I はじめに

税制調査会は、平成27年に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の中で、「女性や高齢者の就労の拡大、正規雇用の多様化、転職機会の増加等、働き方が多様化している。自営業主の中でも店主や農家等のような伝統的な自営業者が減少し、請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっている。働き方の違いによって不利に扱われることのない中立的な制度を構築する必要がある。このような見直しは、個人が多様な働き方や起業形態を通じて能力と個性を発揮できる環境を整備することにもつながる。」<sup>1</sup>と述べている。

<sup>1</sup> 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」3頁（平成27年11月13日）  
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/27zen28kai3.pdf> 最終確認日 令和7年5月29日

税制を考える際、長きにわたりモデルケースとされている「片働き世帯」に代わり、1980年代後半から、4割程度であった「共働き世帯」が、年々増加し、現在では7割を超えて一般的なものとなりつつある<sup>2</sup>。また、子どものいない世帯や単身者世帯も増加するなど、人々の働き方や家族のあり方も、近年は、変化している。

本稿では、所得税の創設や改正の歴史を振り返り、現在の人的控除に至った経緯を確認した上で、Ⅲにおいて人的控除と最低生活費を課税最低限も含めて検証する。これは、働き方や家族のあり方が近年変化していることから、給与所得者の課税最低限を指標としていくのは、納税者に公平であるかを検討するためである。所得税の所得控除のうち、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う人的控除を最低生活費の保障であると考えて、Ⅳでは、生活保護の給付水準と比較をして理想的な人的控除の控除額を検討する。

人的控除は、従来、納税者の所得に関わらず一定額が控除される一律の制度であったが、現在は、納税者の所得に応じた通減消失制度を採用している。

個人の稼得する所得について、所得区分があいまい（例えば給与所得・事業所得または雑所得）な就労も増加している。

給与所得者の課税最低限を基準にして様々な比較や政策を論じているが、すべての納税者に公平な課税最低限は人的控除であるか、また、その水準はどのくらいなのかを検討する。

## Ⅱ 所得税における人的控除

### 1 所得税の創設と変遷

所得税は、給与や資産・営業などから生じる所得に課税される税であるが、現在では国税収入の約29%<sup>3</sup>という重要な地位を占めている。

この所得税が日本に導入されたのは明治20年のことだが、財政需要が増大する中、将来の財源を確保することが主な目的であった。また当時の税制は、地租・酒税の比重が大きく地主層の負担が非常に重かったため、すべての人に公平であり、収入に応じた税を負担させることも目的としていた<sup>4</sup>。この当時、所得税は、資産や営業などの所得金額が年間300円以上ある者を対象としており、明治31年まで所得税の割合は、全体の2パーセント程度で推移していた<sup>5</sup>。

明治32年に所得税が全面改正され、第1種を法人所得、第2種を公債社債利子、第3種を300円以上の個人所得とし、前二者に対しては低い比例税率で、第3種の個人所得に対しては累進税率で課税するよう改められた<sup>6</sup>。

その後、昭和15年には、第1種から第3種に分類されていた課税制度を、所得の種類や性質に従って6種（不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤労所得、山林所得、退職所得）に分類し、税率その他を異にする比例税率の分類所得税と、各個人の所得を総合して5,000円を超える部分に対して、超過累進税率を適用する総合所得税を併用する課税方式とした。さらに勤労所得、退職所得に対して源泉徴収制度を導入する等の大改正が行われた<sup>7</sup>。

第2次大戦後は、昭和22年に申告納税制度が導入された。また、分類所得税と総合所得税が総合所

<sup>2</sup> 税制調査会「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方」44頁（令和5年6月30日）  
[https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai\\_toshin.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai_toshin.pdf)

最終確認日 令和7年5月29日

<sup>3</sup> 財務省「令和7年度租税及び印紙収入予算」（修正後）[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/condition/a03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm)

最終確認日 令和7年5月29日

一般会計分（778,190億円）に源泉所得税と申告所得税の合計（226,660億円）の占める割合。

<sup>4</sup> 金子宏『租税法 第24版』（弘文堂2021）46頁

<sup>5</sup> 国税庁 租税資料 平成18年度特別展示「所得税の導入と調査委員会制度」<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/tokubetsu/h18shiryokan/02.htm>

最終確認日 令和7年5月29日

<sup>6</sup> 高木勝一『日本所得税発達史』（ぎょうせい2007）42頁

<sup>7</sup> 高木・前掲注（6）97～107頁

得税に一本化され、税率は超過累進税率が適用された<sup>8</sup>。

旧来の租税体系を根本的に改革し、今日に至る日本の税制の礎を築いたのは、昭和 24 年のシャープ勧告であり、そのシャープ勧告は、個人が得るすべての所得を合算し、累進税率を適用して税額を計算する総合累進所得税を公平な税制と考えた。また、基礎控除等の既存の控除を充実する一方、医療費控除や不具者控除（現在の障害者控除）等を新設して、社会政策的考慮を加えた内容となっており、翌年の改正では、シャープ勧告の多くの部分が採用された。これをシャープ税制という<sup>9</sup>。以後、シャープ税制は改正を重ねて現在まで続いている。

## 2 所得控除の意義

所得税法は、総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額から、雑損控除等の各種の控除を行うべきことを定めている。これらの控除を一括して所得控除という<sup>10</sup>。

なお、課税標準から所得控除を控除した残額の課税所得金額に、累進税率を適用した税額から一定の控除をするものが税額控除である。

## 3 所得控除の種類

所得控除の種類は、15 種類あるが、その性格から次の 5 つに分類することができる。

- ① 最低生活費の保障（人的控除） 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除
- ② 社会的に不利にある者の救済（特別な人的控除） 障害者控除、寡婦（夫）控除、ひとり親控除、勤労控除
- ③ 日常生活上の不測の事態による困窮の救済 雑損控除、医療費控除
- ④ 誘導的所得控除 寄付金控除
- ⑤ 政策目的実現のための控除 社会保険料控除、小規模共済等掛け金控除、生命保険料控除、地震保険料控除<sup>11</sup>

以上のうちから、①生活費の最低保障とされる（人的控除）について、次で検討する。

## 4 人的控除の変遷と控除額

### （1）変遷

人的控除が最初に創設されたのは、大正 9 年の扶養控除である。同居する扶養親族中、年齢 18 歳未満若しくは 60 歳以上の者、または不具廃疾者が対象となった<sup>12</sup>。

昭和 15 年の所得税法改正では、分類所得税については、負担の均衡を図るため所得種類ごとに基礎控除または免税点を設けた<sup>13</sup>。また、扶養控除における扶養親族の範囲に妻が加えられ、控除方式は、税額控除へと変更された。

昭和 22 年の改正で、総合所得税の下、所得控除方式の基礎控除が創設された。昭和 24 年のシャープ勧告により、昭和 25 年、同居親族合算制度を廃止して個人単位課税とし、個人が暦年において得た全ての所得を合算し、課税標準額を求め累進税率を乗じて税額計算を行う総合課税となった。個人の事情を考慮した課税の実現を目指すために基礎控除の金額が引き上げられ、税額控除であった基礎控除、扶養控除はいずれも所得控除に改正された。配偶者は 1 人目の扶

<sup>8</sup> 高木・前掲注（6）135～136 頁

<sup>9</sup> 畠山武道＝渡辺充『新版 租税法』（青林書院 2000）70 頁、金子・前掲注（4）58 頁、増井良啓『租税法入門 第 3 版』（有斐閣 2023）31～32 頁

<sup>10</sup> 金子・前掲注（4）209 頁

<sup>11</sup> 水野忠恒『租税法 第 5 版』（有斐閣 2011）284～288 頁、金子・前掲注（4）209～220 頁

<sup>12</sup> 高木・前掲注（6）65 頁

<sup>13</sup> 田中康男「所得控除の今日的意義－人的控除のあり方」『税大論叢第 48 号』（税務大学校 2005）17 頁  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/48/tanaka/ronsou.pdf>

最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

高木・前掲注（6）97 頁



養親族とされ、扶養控除の対象であった。障害者は社会的に弱者の地位にあることから、負担緩和を図ることを考慮して、不具者控除（昭和 34 年に障害者控除に名称変更）が創設された。昭和 26 年に老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除が税額控除として創設され、その後、昭和 42 年からは障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除は、所得控除へと移行した。また、昭和 36 年には扶養控除から独立して配偶者控除が創設された。その後、控除額の変更等が繰り返され現在の人的控除制度となっている<sup>14</sup>。

人的控除は、その内容により納税義務者本人の最低生活費を保障するための基礎的な人的控除として基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除及び扶養控除と個人の事情を考慮した障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除の 2 つに大別することができる。

## （２）控除額

基礎控除の金額は、平成 30 年度改正まで 38 万円の定額であった。同年度改正で、合計所得金額が 2,400 万円以下の者は、控除額を 10 万円引き上げて 48 万円とする一方、合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 万円以下の者は 32 万円、合計所得金額が 2,450 万円超 2,500 万円以下の者は 16 万円、2,500 万円超の者はゼロとする通減消失控除が採用された<sup>15</sup>。

令和 7 年度税制改正により、基礎控除の金額は、合計所得金額が 2,350 万円以下である場合、改正前から 10 万円引き上げられて 58 万円となった。合計所得金額が 2,350 万円を超える場合、基礎控除の金額は、改正前と変わらない。

配偶者控除は、平成 29 年度改正まで 38 万円の定額であった。同年度改正で、納税者の合計所得金額が 900 万円以下である場合、控除額は 38 万円（控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合は 48 万円）で従来と同様であるが、合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下の場合は 26 万円（老人控除対象配偶者の場合は 32 万円）、合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の場合は 13 万円（老人控除対象配偶者の場合は 16 万円）、合計所得金額が 1,000 万円超の場合はゼロという通減消失控除制度が採用された<sup>16</sup>。

配偶者特別控除は、「①事業所得者と給与所得者の税負担のバランス、②配偶者の所得稼得に対する貢献度、③パート問題（一定額を超えた場合の税引後手取所得の逆転現象）にも対処するものとして」<sup>17</sup> 昭和 62 年に導入されたが、平成 15 年度改正で、上乗せ部分が廃止された。平成 29 年度改正前は、合計所得金額が 1,000 万円以下の納税者に限り、配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満の場合（合計所得金額が 38 万円を超えているので、この配偶者は控除対象配偶者に該当しない）を 9 段階に分け、第 1 段階の 38 万円超 40 万円未満の場合は控除額を 38 万円とし、第 9 段階の 75 万円超 76 万円未満の場合は、控除額を 3 万円としていた（通減消失控除）。平成 29 年度改正で、本人が給与所得者の場合、給与所得控除と基礎控除の合計 103 万円までは所得税が課されず、配偶者控除の対象となる「103 万円の壁」<sup>18</sup> 問題に対処するため、38 万円の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が 40 万円未満から 85 万円以下に引き上げられ、これによって、配偶者特別控除が段階的に減額される「壁」は 150 万円に引き上げられた<sup>19</sup>。

令和 2 年度の改正で、38 万円の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限は 95 万円以下に引き上げられた。この改正は基礎控除額が 10 万円増額したが、給与所得控除額が同額減少しているので、配偶者特別控除が段階的に減額される「壁」は、150 万円のままであったが、令和 7 年度税制改正で 160 万円となった。

なお、配偶者が納税義務者の営む事業等から青色事業専従者給与の支払を受けている場合、または白色事業専従者控除の適用を受けている場合には配偶者控除及び配偶者特別控除の対象

<sup>14</sup> 金子・前掲注（４）55～56 頁、田中・前掲注（13）16～26 頁

<sup>15</sup> 金子・前掲注（４）211 頁

<sup>16</sup> 金子・前掲注（４）211～212 頁

<sup>17</sup> 田中・前掲注（13）25 頁

<sup>18</sup> 金子・前掲注（４）212 頁

<sup>19</sup> 金子・前掲注（４）212 頁



から除かれる。

扶養控除は納税義務者と生計を一にする親族等で前年の合計所得金額が 58 万円以下の者が対象となる。控除額は平成 7 年から変更は行われておらず、扶養親族の年齢に応じて決まっている。16 歳～18 歳及び 23～69 歳の控除対象扶養親族 1 人につき 38 万円が基本であり、70 歳以上の老人扶養親族については控除額が増額される。15 歳以下の扶養親族については、平成 22 年 4 月に子ども手当（平成 24 年からは児童手当）の導入により平成 22 年度改正で控除を廃止した<sup>20</sup>。これは、従来の扶養控除では、高所得者は所得控除の恩恵を受ける一方、低所得者は恩恵が少なく、子育て支援に格差が生じている。そこですべての子どもに対して一律の支援をするという民主党の主張によるものだった。給付による財政負担の増大に対応するため、年少扶養控除を廃止するとともに特定扶養控除の縮減に伴う増収分で財源を確保した<sup>21</sup>。所得控除から給付への変更であった<sup>22</sup>。児童手当の給付額は、令和 7 年現在、3 歳未満は、月額 15,000 円。3 歳以上高校生年代<sup>23</sup>は、月額 10,000 円である。第 3 子以降は、月額 30,000 円であり所得にかかわらず全額支給される。

19 歳以上 23 歳未満の扶養親族について控除額は 63 万円であるが、合計所得金額が 103 万円を超えると扶養控除の対象とならなかった。令和 7 年度税制改正において、特定親族（居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除き、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下のもの）を対象とする特定親族特別控除が創設され、居住者が特定親族を有する場合には、1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて 63 万円を上限として段階的に金額を控除する特定親族特別控除が創設された。

## 5 人的控除をどのようにとらえるか

本章 1～4 で、所得税の創設、所得控除の意義、種類及び控除額の変遷を確認してきた。

個人所得課税は、所得という納税者の負担能力に応じて累進的な税負担を求めるものである。累進税率が適用されることとなる課税対象としての所得の範囲をどのように捉えるかが重要になる。何らかの所得を得ているのであれば、それに応じて公平に負担するという考え方では、所得から適切な理由なく除かれたり、漏れたりするものがないように、所得をできる限り広く、包括的に捉えることが必要となる。このことは水平的な公平を確保するためにも非常に重要である<sup>24</sup>。

所得控除は、各種所得の金額の計算について定められている必要経費等の控除とは異なり、所得の稼得のために必要な支出を控除するのではなく、納税者の個人的支出であり、本来、所得の消費にあたるものである。居住者またはその者と生計を一にする配偶者その他の親族で一定の者については、担税力を減殺する事情のある場合に、その控除を認めるとされる。しかし、個人的事情には様々なものがあり、課税標準を狭くするものであるため、所得控除の見直しは、議論が生じるところである<sup>25</sup>。

しかし、現行の制度においては、各種の控除等によって課税対象としての所得から除かれているものが少なくない。近年の家族形態や経済社会の構造変化の中で、人的控除のあり方について検討を加える

<sup>20</sup> 増井・前掲注（9）95 頁

<sup>21</sup> 厚生労働省「子ども手当」について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000wndt-img/2r9852000000wnfa.pdf>

最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>22</sup> 財務省 扶養控除の見直しについて（22 年度改正）[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/047a.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/047a.htm)

最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>23</sup> 18 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで

政府広報オンライン「2024 年 10 月分から児童手当が大幅拡充！対象となるかたは必ず申請を」

<https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/jidoteate/#annotation1> 最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>24</sup> 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択」82 頁（平成 12 年 7 月 14 日）

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/pdf/zeichof07.pdf>

最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>25</sup> 谷口勢津夫『税法基本講義 第 7 版』（弘文堂 2021）369 頁、増井・前掲注（9）106 頁、水野忠恒『大系租税法 第 4 版』（中央経済社 2023）361 頁

ため、人的控除の果たす役割を確認していく。

### Ⅲ 人的控除は最低生活費保障なのか

人的控除（基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除）は、所得のうち本人及びその扶養親族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分であり、憲法第 25 条の生存権の保障の租税法における現れ<sup>26</sup>といわれる。

納税者本人及びその扶養親族が「健康で文化的な最低限度の生活」を営む上で必要な支出は、最低生活費といわれており、この最低生活費は「人間に値する生存のための必要経費」として所得課税上取り扱うことが憲法上要請される。これを「最低生活費非課税の原則」あるいは「最低生活費控除の原則」という<sup>27</sup>。

次に、課税最低限という考え方がある。この課税最低限は「所得税の負担を考えるとときに、どのような要素が課税最低限を構成するか」という疑問が残る。そのため、課税最低限は、納税者の稼得する所得の区分によってその構成する要素が異なることとなる。例えば、事業所得者と給与所得者では、給与所得者の給与所得控除を課税最低限の構成要素とすれば、人的控除は同じでも、両者の課税最低限は異なることとなる。

課税最低限をどのように定義付けるかによって、その構成要素は異なってくることから、学説や判例、税制調査会の考え方を軸に、課税最低限がどのような指標であるかを検討することで、最低生活費との関係を考察する。

#### 1 課税最低限と人的控除

##### (1) 学説の見解

「課税最低限が何か」について学説では、「単純に課税されない範囲」とする見解と、「最低生活費」とする見解の二つに分かれている。

###### ① 「単純に課税されない範囲」とする見解

基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除（以下、「人的控除」という。）は、所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という考慮に基づくものであって、憲法第 25 条の生存権の現れであるとする。そして、課税最低限は、「所得のうちそこまでは課税されない金額」と定義付ける。給与所得者の場合は人的控除のほか、給与所得控除及び社会保険料控除を含むものであり、「最低生活費控除とは別の観念」であるとしている<sup>28</sup>。

###### ② 「最低生活費」とする見解

人的控除は、納税者が実際に経費を支出したかどうかに関係なく、一定の所得に達せず担税力のない人に対する課税を免除し、最低限度の生活水準を保障するために、定まった額の控除を認めるものである。そして課税最低限をいくりにするかが、人的控除における最も大きな問題であり、課税最低限は、国民の最低生計費に所得税が食い込むのを防止するに足りるものでなければならないが、最低生活費の基準は、地理的社会的条件や生活用式の違いによって異なることから、課税最低限の決定は難しいものとなっている<sup>29</sup>。

##### (2) 税制調査会の見解

税制調査会は、答申の中で、課税最低限について、「各種の所得の金額の合計額が諸控除の合計額以下であれば課税されません。この点に着目して、納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準を示す指標を課税最低限と呼んでいます。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、給与所得控除、基礎的な人的控除（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別

<sup>26</sup> 金子・前掲注（4）210 頁、水野・前掲注（11）284 頁

<sup>27</sup> 谷口・前掲注（25）369 頁～370 頁

<sup>28</sup> 金子・前掲注（4）213 頁

<sup>29</sup> 畠山＝渡辺・前掲注（9）101 頁、110 頁

控除、扶養控除の各控除を言います。)、社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限となります。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となります。

課税最低限は、経済生活を通じて所得を得た国民が個人所得課税の負担を分かち合う際に、ここまでは税負担を求めないという給与収入の水準を示すこととなります。また、この水準を超える者にとっても、課税最低限を構成する基本的な控除は、税率とあいまって、その負担を左右する要素となっています。このように課税最低限は、一定の基本的な控除の控除額を積み上げた結果定まるものですが、個人所得課税の負担構造を示す重要な指標として使われています。」<sup>30</sup>と述べている。

## 2 憲法上の要請と判例

### (1) 憲法上の要請

憲法第13条は、「幸福追求権」を規定している。また、憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、同条第2項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定している。この憲法第25条の規定の理念に基づき生活保護法が規定された。生活保護法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定している。そして、生活保護法第12条以下には、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を行う旨の規定を定めている。国は、国民の最低生活費を保障する義務がある一方で、最低生活費を侵害するような税制は憲法に違反することになると考えられる<sup>31</sup>。

次に、最低生活費について判例ではどのように判断されているかを検討する。

### (2) 判例

#### ① 東京地裁昭和61年11月27日(昭和59(行ウ)第59号)民事第三部判決

〈事件の内容〉

昭和56年当時の所得税の基礎控除額は29万円であったが、原告は、昭和56年分の所得税につき基礎控除額を35万円として申告したところ、これに対して更正がされたので、取消を求めた。

原告の主張は、基礎控除額は、課税最低限として低く、生活保護法にいう最低生活費に該当する額まで課税することになり、生存権を侵害するもので憲法25条第1項等に違反する。また基礎控除の制度は、最低生活費を、課税対象から除外しようとするものであるから、基礎控除額は、少なくとも、物価上昇の割合に応じて上昇させるべきものというものであった<sup>32</sup>。

〈判決の内容〉

納税者については生活保護基準を大幅に上回る所得があるから、基礎控除額の規定をそのまま適用しても、憲法第25条第1項の健康で文化的な最低生活の侵害が生ずる余地がないとして、憲法適合性を判断するに至らずに納税者の主張を退けた。基礎控除の制度については、「租税は、国家の財政需要を充足する機能のほか、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の機能をもあわせ有しており、国民の間に租税負担をいかにするかについて、財政、経済、社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を要するとともに、課税要件等を定めるについて、専門技術的な判断を必要とするものであるから、租税法の定立については、立法府の政策的、技術的な判断に委ねるほかはなく、裁判所は、基本的には、立法府の裁量判断を尊重せざるを得ないのである。そして、基礎控除額についても、右に述べたところと異なつた理解をすべき特段の事情があるとは認め難いから(中略)、立法府は、基礎控除額をいかにするかをその裁量判断により定めることができるものというべきであつて、原告が主張するような、基礎控除額を物価上昇の割合に応じて上昇させなければならないといった義務が立法府にあるとは到底解し難い。」<sup>33</sup>として、原告の主張を退けている。

<sup>30</sup> 税制調査会・前掲注(24)88～89頁

<sup>31</sup> 田中・前掲注(13)55～56頁

<sup>32</sup> 判例タイムズ631号(1987)149～150頁

## ② 最高裁平成元年2月7日第三小法廷判決

### 〈事件の内容〉

総評が給与所得者に対する所得税の減税運動として提起した所得税返還請求訴訟（総評サラリーマン税金訴訟）のうちの1件である。原告の主張は、所得税法（昭和47年法律第31号による改正前のもの）中の給与所得に係る課税関係規定につき、その課税最低限が原告の採用した「総評理論生計費」を下回ることを根拠に給与所得者の「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するというものであった<sup>34</sup>。

### 〈判決の内容〉

判決は「憲法二五条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、きわめて抽象的・相対的な概念であつて、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがつて、憲法二五条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない（最高裁昭和五一年（行ツ）第三〇号同五七年七月七日大法廷判決・民集三六卷七号一二三五頁）。」<sup>35</sup>と昭和57年7月7日大法廷判決（堀木訴訟）を述べて上告を棄却した。

## ③ 社会保障の観点から憲法第25条に関する裁判の判例

最高裁昭和23年9月29日大法廷判決は、憲法第25条第1項は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得よう国政を運営すべきことを国家の責務として宣言したものである。それは、主として社会的立法の制定及びその実施によるべきであるが、かかる生活水準の確保向上もまた国家の任務の一つとせられたのである。すなわち、国家は、国民一般に対して概括的にかかる責務を負担しこれを国政上の任務としたのであるけれども、個々の国民に対して具体的、現実的にかかる義務を有するのではない。言い換えれば、この規定により直接に個々の国民は、国家に対して具体的、現実的にかかる権利を有するものではない。」<sup>36</sup>としている。憲法第25条の生存権と生活保護基準との関連で争われた最高裁昭和42年5月24日大法廷判決は、「健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的な概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴つて向上するのはもとより、多数の不確定的要素を総合考量してはじめて決定できるものである。したがつて、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的的な裁量に委されて」<sup>37</sup>いるとした。そして、違法な行為として司法審査の対象となるのは、「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によつて与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合」<sup>38</sup>としている<sup>39</sup>。

<sup>33</sup> 東京地判昭和61年11月27日（昭和59（行ウ）59）

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/046/036046\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/046/036046_hanrei.pdf)

最終確認日 令和7年5月29日

<sup>34</sup> 判例タイムズ698号（1989）128頁

<sup>35</sup> 最三判平成元年2月7日 集民 第156号87頁

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/301/062301\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/301/062301_hanrei.pdf)

最終確認日 令和7年5月29日

<sup>36</sup> 最判昭和23年9月29日 刑集 第2巻10号1235頁

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/515/056515\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/515/056515_hanrei.pdf)

最終確認日 令和7年5月29日

<sup>37</sup> 判例タイムズ206号（1967）205頁

<sup>38</sup> 判例タイムズ・前掲注（37）205頁

<sup>39</sup> 水野忠恒「所得控除と憲法問題」『日税研論集 vol52』（日本税務研究センター2003年）80頁

上記②の判決の先例となった昭和 57 年 7 月 7 日大法廷判決（堀木訴訟）は、上記③の最高裁昭和 23 年 9 月 29 日判決を踏襲し憲法 25 条の規定を福祉国家の理念に基づく国の責務を宣言したものであり、「健康で文化的な最低限度の生活」は「きわめて抽象的・相対的な概念であつて、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、右規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。」<sup>40</sup>としている。この判決が総評サラリーマン税金訴訟でも過去の判例として用いられた。

### （３）判例から立法上留意すべき事項

（２）の判例及び生活保護法の内容を踏まえると、「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最低生活費は、立法府の広い裁量に委ねられ、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ない場合を除き裁判所が審査判断するのに適しない事項であると考えられる。このように、最低生活費として人的控除の水準を決定しさらに課税最低限を決定するに当たっては、立法府の裁量権の合理性が要求されることから、これを無視した立法措置は違法性を問われることとなる。いずれにしても、課税最低限を定めるに当たっては、立法府は様々な要素を念頭に置きながら、財政事情を加味しつつ、目的にあった判断をすることに留意する必要がある<sup>41</sup>。

## ３ 課税最低限の意味すること

日本における課税最低限をどのように捉えるかによって、その意味は異なる。例えば、課税最低限を「単純に課税されない範囲」と捉えれば、給与所得者の場合、人的控除のほかに、社会保険料控除や給与所得控除も含まれる。これは、上記 2（２）②の下級審においても、判示されている<sup>42</sup>ところである。一方、「最低生活費」のみで構成すると捉えれば、人的控除のみで構成されることが考えられる<sup>43</sup>。

ドイツの場合は、課税最低限と最低生活費は同額と考えられているようである<sup>44</sup>。しかし、日本の場合は、判例上も税制上も課税最低限は給与所得者に適用される概念で、最低生活費とは異なる概念として捉えられている。給与所得者の所得計算が、それ以外の所得者と同様に実額経費に基づいて所得を計算するのが原則となったときには、課税最低限はすべての所得者に共通する概念として、「最低生活費」のみで構成することができるだろう<sup>45</sup>。

いずれにしても、最低生活費部分を課税の対象外におくという点は、憲法上の要請による不可侵の事項であり、学説及び判例上も一致しているところである。そう考えると、重要なことは、最低生活費を構成する人的控除の水準をどうするか、また、給与所得者の場合は、人的控除以外の給与所得控除の水準をどうするかである。人的控除と給与所得控除は、いずれもその水準は各人によって異なり、画一的に決定することはできないという面において、実額控除をしない限り、いずれも概算控除という意味合いを持つことになる<sup>46</sup>。

年金受給者の課税最低限は、公的年金等控除が適用され、給与所得者より高い水準である。また、公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、個人的事情により税負担が異なる場合がある<sup>47</sup>。

<sup>40</sup> 判例タイムズ 477 号（1982）56 頁

<sup>41</sup> 田中・前掲注（13）61 頁

<sup>42</sup> 東京地裁 昭和 45（ワ）7088 判決理由 第二の三の 3 の（一）で、「課税最低限の意義についてみるに、一般に給与所得者の所得税負担は給与等の収入金額から基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額のいわゆる人的控除額、給与所得控除額、社会保険料控除額の合算額を控除した残額に所定の税率を乗じて決まる。（中略）少なくとも原告らに対する右年度の課税処分の合憲性を判断するについては、給与所得控除額をも加えて課税最低限を考えるのが相当である。」と述べたことを控訴審の東京高裁でも支持している。

<sup>43</sup> 田中・前掲注（13）61 頁

<sup>44</sup> 三木義一「課税最低限－法的側面からの問題提起－」日本租税理論学会編『課税最低限』（谷沢書店 1994）39 頁

<sup>45</sup> 田中・前掲注（13）61 頁

<sup>46</sup> 田中・前掲注（13）62 頁

<sup>47</sup> 税制調査会・前掲注（2）101 頁

年金は、拠出時に社会保険料控除の適用があり、受取り時には、公的年金控除の適用がある。したがって、雑所得の中で優遇されているといわれ、世代間の公平の観点から、その課税の見直しを行う時期であるといえる<sup>48</sup>。

このように、納税者の稼得した所得区分の違いで課税最低限をとらえると、「個人のここまでは課税しないという金額」に過ぎず、最低限度の生活に必要な金額ではないことになる。

次のⅣでは、最低限度の生活に必要な金額（最低生活費）を検討する。

#### Ⅳ 最低生活費の水準

前述のとおり、課税最低限は、すべての納税者に共通する概念として「最低生活費」のみで構成することが理想である。そのためには、給与所得者の所得計算がそれ以外の所得者のように実額経費に基づいて所得を計算する仕組みまたは実額経費に即した制度の確立が必要となろう<sup>49</sup>。

よって、これ以後は、「最低生活費」と「課税最低限」とは別の概念として扱うこととする。「最低生活費」は人的控除の問題として、「課税最低限」は給与所得控除や公的年金等控除を含む課税されない水準の問題となる。給与所得控除と公的年金等控除の問題は、給与所得と雑所得の課税のあり方自体を問うテーマであり、別途詳細な検討が必要である<sup>50</sup>。

以上のことから、ここでは、すべての所得者に共通する最低生活費として控除すべき人的控除の水準を考察する。

##### 1 人的控除と生活保護基準

人的控除は、憲法第 25 条の要請を受けて最低生活費を保障するために設けられている規定である。一方、同法の要請を受けて生活保護法の規定があることを考慮すると、人的控除の水準は生活保護基準に見合ったものとするのが理想的ということになる。しかし、生活保護は、居住地、資産の保有の有無、年齢等によって支給額が異なるものである。一方、所得税の申告は、居住地等に関係なく全国一律の所得控除としており、これを常に居住地等によって区別している生活保護基準と人的控除を同水準とすることは実質的に困難である。判例では憲法第 25 条の要請に応じて最低生活費部分を課税の対象から除外する認定判断について、「立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である」<sup>51</sup>としている。そうすると、憲法第 25 条の要請を受けている生活保護基準と最低生活費部分を課税の対象から除外する所得税法の基準とは同水準であることが望ましいものの、多少の乖離があったとしても、即座に憲法違反ではないと考えることができる<sup>52</sup>。ただし、立法に当たっては、生活条件を無視してはならないことから、最低生活費に相当する人的控除の水準は生活保護基準も念頭に置きつつ、歴史的・社会的背景を考慮して、財政事情等を絡み合わせて合理的に決定する必要があると考える<sup>53</sup>。

##### 2 人的控除と生活保護給付の比較

生活保護基準の実態を見てみると、夫婦子 1 人の場合の生活保護費の支給額は 218 万円<sup>54</sup>であり、また、人的控除は 96 万円（58 万 + 38 万）となるため、両者を比較すると人的控除は生活保護基準と比較してかなり低い水準であるといえる。これは、他の世帯（夫婦子 2 人・夫婦のみ・単身）においても

<sup>48</sup> 水野・前掲注（11）237 頁

<sup>49</sup> 田中・前掲注（13）70 頁

<sup>50</sup> 田中・前掲注（13）70 頁

<sup>51</sup> 最三判平成元年 2 月 7 日・前掲注（35）

<sup>52</sup> 田中・前掲注（13）71 頁

<sup>53</sup> 田中・前掲注（13）70～71 頁

<sup>54</sup> 厚生労働省「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和 7 年 4 月）」を参考に、筆者が算出。条件は、夫婦、単身者の年齢を 41 歳、子 2 人の場合、就学中の 19 歳と 13 歳の中学生、子 1 人の場合 13 歳の中学生とした。市町村の級地は基準額が一番低い 3 級地 - 2 とした。生活扶助と住宅扶助及び教育扶助を合計した金額を最低生活費と仮定した。夫婦は、片働きである。



同様の傾向にあることがみられる。ちなみに、図1においては、給与所得者の課税最低限とも比較しているが、これには給与所得控除や社会保険料控除が含まれており、本来、最低生活費控除としての人的控除や生活保護基準と比較することは適当ではなく、参考程度に比較している。

人的控除は、昭和40年代までは、課税最低限を貯蓄のためのゆとりを織り込んだ水準とし、所得・物価の上昇に合わせて引上げが行われてきたことから、生活保護基準と比較しても遜色のない水準で維持されていた。昭和51年以降は、財政事情の悪化や、所得水準の上昇により最低生活水準を大きく上回った水準に定める必要性がなくなった等の理由により、数年に一度見直す程度であったことから、生活保護基準以下の水準となっている<sup>55</sup>。

図1 基礎的人的控除等と生活保護基準の比較（課税最低限は2025年1月現在）<sup>56</sup>

|                                                                                                               | 課税最低限     | 現行の<br>人的控除の<br>合計額 | 生活保護      | 基礎控除<br>130万円と<br>仮定した場合<br>人的控除の<br>合計額 | 年少扶養控除<br>があると<br>仮定した場合<br>人的控除の<br>合計額 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 夫婦＋子2人<br>夫41才・妻41才・大学生・中学生                                                                                   | 3,582,000 | 1,590,000           | 2,426,580 | 2,310,000                                | 2,690,000                                |
| 夫婦＋子1人<br>夫41才・妻41才・中学生                                                                                       | 2,436,000 | 960,000             | 2,184,360 | 1,680,000                                | 2,060,000                                |
| 夫婦のみ<br>夫41才・妻41才                                                                                             | 2,436,000 | 960,000             | 1,737,996 | 1,680,000                                | 1,680,000                                |
| 単身者<br>41才                                                                                                    | 1,882,000 | 580,000             | 1,181,280 | 1,300,000                                | 1,300,000                                |
| ＊生活保護は、生活扶助・住宅扶助・教育扶助の合計(厚生労働省「生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和7年4月）」を参考に筆者が算出)<br>＊給与所得の課税最低限は、財務省「税率・税負担等に関する資料」より |           |                     |           |                                          |                                          |

### 3 人的控除の理想水準

現行の人的控除は、生活保護基準に対してかなり低い水準になっていることから、その水準を引き上げることが理想である。この場合、生活保護基準が適正であると仮定して、単純にその水準に見合ったものにすることを考えると、単身者（納税者自身）の基礎控除を130万円程度まで引き上げる必要がある。これを基礎として、配偶者控除と扶養控除の適用要件を現行のままで、それぞれの世帯の人的控除を概算してみると、図1と同様の世帯条件で、夫婦のみの場合は、納税者自身の基礎控除130万円と配偶者控除の38万円で合計168万円となる。また、夫婦子1人及び夫婦子2人の場合は、基礎控除に配偶者控除と扶養控除を合計して、それぞれ168万円と231万円となる。年少扶養親族に扶養控除の適用があれば206万円となり、生活保護基準に近い水準が計算される。

しかし、人的控除の水準を生活保護基準に見合った水準に引き上げるとしても、実際に所得税の負担のあり方を考える場合には、最低生活費控除という要素のみで負担が決まるわけではない<sup>57</sup>。

最近では、婚姻観の変化やライフスタイルの多様化を受けて、配偶者控除について廃止も含めた検討がなされるようになってきている。また、扶養控除についても制度が変わってきている<sup>58</sup>。

最低生活費非課税の要請を満たすべきは基礎控除であるという説もある<sup>59</sup>。平成30年度改正で、所

<sup>55</sup> 田中・前掲注（13）72～73頁  
<sup>56</sup> 財務省「税率・税負担等に関する資料」  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b02.htm#a07](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b02.htm#a07) 最終確認日 令和7年7月26日  
<sup>57</sup> 田中・前掲注（13）75頁  
<sup>58</sup> 谷口・前掲注（25）370頁  
<sup>59</sup> 谷口・前掲注（25）308頁

得再分配機能を強化するために基礎控除額が通減・消失する方式を加えたが、居住者であれば誰でも適用がある<sup>60</sup>。

基礎控除額を増額する場合、平成 30 年度改正で給与所得控除と公的年金等控除が基礎控除に振り替えられたのと同様に考えることが、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人にとって公平となるのではないだろうか。令和 7 年度税制改正で給与所得者の 103 万円の壁が 123 万円の壁に変わったが、基礎控除の 10 万円増額は、すべての人に公平であるが、給与所得控除の 10 万円増額は、給与所得者のみの優遇にならないだろうか。

合計所得金額が 132 万円以下の納税者に対して、生活保護基準や最低賃金（令和 6 年度全国平均 1,055 円）<sup>61</sup> の水準等を勘案<sup>62</sup> し基礎控除に 37 万円を上乗せる特例が創設され、低所得者の基礎控除は 95 万円となった。

人的控除を「ここまでは課税されない金額」とするなら、すべての納税者に等しく適用されるべきである。一方、「最低生活費」とすると、高額所得者に対する人的控除は税負担の軽減につながる。「最低生活費」ならば所得の高い納税者に対して現状の基礎控除と同様に通減・消失を設定することになろう。

所得税の負担のあり方を考えるには、単純に人的控除の水準を生活保護基準に見合った水準に引き上げるだけでなく、主要国と比較した税負担水準や財政事情等を考慮して、総合的に判断の上、段階的に見直す措置が必要となろう。公的サービスを賄うための費用を広く公平に求める必要があるという税制の立場と、真に保障が必要な者に適正額を支給する必要があるという社会保障の立場の両方を考慮して、歳入及び歳出の両面を再検討しながら、財政事情を絡み合わせた総合的な検討が必要である<sup>63</sup>。

## V おわりに

「税は、公的サービスを受ける会費のようなもの」と説明されることがある。

税制には、税負担の「公平」・納税者の選択への「中立」・制度の「簡素」が求められるが、納税者が意識するのは「公平」であろう。他人と比較して損をしていると感じれば、不満に思う。それを税法という道具を使って、一人ひとりの納得感を得られるよう調整を行っている。経済力が同等な人々は等しく負担すべきであるとする「水平的公平」と、大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきであるとする「垂直的公平」という二つの概念を軸にして、税制改革は行われてきた。現在は、経済的な格差問題への対応から垂直的公平を確保し、所得の大きな者が多くの税を負担する所得再分配の重要性が認識されている。

所得税は、個人単位課税を原則としているが、例外として所得控除に個人的事情の考慮した人的控除を設けている。個人と扶養家族を一つと捉え、最低限の生活を保障するために控除を認めている。この人的控除は、最低限の生活を保障するための控除とされるが、その水準は現実に生活できるものではない。

令和 6 年の家計調査によれば、2 人以上の世帯のうち勤労者世帯の可処分所得（実収入から直接税、社会保険料などの非消費支出を差し引いた金額）は、月平均 522,569 円であり、そのうち 40 歳未満の世帯は月平均 516,522 円、60 歳以上で月平均 410,039 円となっている。このうち消費支出は月平均 325,137 円、40 歳未満の世帯は月平均 280,544 円、60 歳以上の世帯は月平均 308,680 円である<sup>64</sup>。このことから、人的控除の水準は、生活保護の給付に足りていない。

<sup>60</sup> 増井・前掲注（9）106～107 頁

<sup>61</sup> 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」令和 6 年度地域別最低賃金改定状況  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html)  
最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>62</sup> 財務省「基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20250417syotoku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20250417syotoku.html)  
最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日

<sup>63</sup> 田中・前掲注（13）76 頁

<sup>64</sup> 総務省統計局「令和 6 年家計調査」  
[https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies\\_gaikyo2024.pdf](https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2024.pdf)  
最終確認日 令和 7 年 5 月 29 日



人的控除に、「最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない」という意味があるのなら、仮に財政事情が許すのであれば、人的控除を生活保護水準と同レベルにまで引き上げるのが理想である。基礎控除だけでも引上げる必要があろう。個人のライフスタイルや家族の形態の変化を考慮して、納税者の担税力に応じた課税を目指すべきである。

また、現行制度では、人的控除に所得控除方式を採用している。控除の政策目的は本来、低額所得者の税負担軽減だが、所得控除は所得をこえて適用されないため、控除が所得を上回る低額所得者には効果が及ばず、高額所得者の税負担の軽減額が大きくなる<sup>65</sup>という問題がある。これに対して、税額控除は算出税額から一定額を控除するので、高額所得者でも低額所得者でも一律に一定金額の税負担を軽減するので、低額所得者の税負担軽減率の方が相対的に高くなる。この点において所得控除よりも税額控除の方が応能負担原則に適している<sup>66</sup>。

これらを踏まえると、現在の所得税法では、基礎控除を中心とした人的控除で最低生活費の保障をするのが理想であるが、人的控除を税額控除に代えることで累進税率の格差問題を解消することも、今後、所得税法の改正を議論する際には、検討されよう。

また、令和5年度税制改正において導入された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」<sup>67</sup>を、将来、アメリカの代替ミニマム税（AMT）<sup>68</sup>のように運用していくことも可能であろう。

国税と地方税の関係も問題となる。令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除は58万円に引き上げられたが、個人住民税の基礎控除は43万円に据え置かれた。このように対応に差が生じたが、今後、個人住民税の基礎控除を増額するのか、しないのか議論となろう。所得税と個人住民税の基礎控除を増額することで生ずる税収の減少をどうするのか。さまざまな問題を生じることが必須である。だからこそ、憲法第25条の規定の趣旨に依って具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、判例では立法府の広い裁量に委ねられているから、立法府が国の財政事情を無視せず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を行うべきであろう。

納税者の事情（働き方や家族）に配慮するため、また、政策的な要請に対応した結果、現在の人的控除は、複雑になっている。複雑な税制の下では納税者の事務負担・費用が大きくなる。また、課税単位の検討や人的控除、給付付き税額控除等、不公平感を弱め、社会的に弱い立場の人が配慮されることが望ましい。そして何よりも納税者に分かりやすい簡素な税の実現を検討する必要がある。

#### 〈参考文献〉

- ・金子宏「所得税制の構造改革－少子・高齢化社会と各種控除の見直し」1月15日ジュリ 1260号 235頁～241頁（2004）
- ・中里実「所得控除制度の経済学的意義」『所得税の研究 租税法論集Ⅱ』（有斐閣 2022）
- ・水野忠恒「所得控除と憲法問題」『日税研論集 vol52』（日本税務研究センター 2003）
- ・渡辺智之「生存権と租税」『日税研論集 vol77』（公益財団法人日本税務研究センター 2020）
- ・成宮哲也「給与所得と事業所得の区分における基準に関する若干の検討」税研 第206号（2019）
- ・中村重和「人的控除のあり方の再検討」税研 第231号（2023）
- ・森信茂樹「給付付き税額控除制度の今日的意義とデジタル・セーフティネット」税研 第231号（2023）

<sup>65</sup> 田近栄治＝八塩裕之「税制を通じた所得再分配」小塩隆士＝田近栄治＝府川哲夫編『日本の所得分配』（東京大学出版会 2006）93～96頁

<sup>66</sup> 三木義一『よくわかる租税法入門 第18版』（有斐閣 2024）152～153頁

<sup>67</sup> 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化（令和5年度税制改正で新設）（国税）

（1）その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。

（2）上記（1）の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

<sup>68</sup> 神山弘行「代替ミニマム税（AMT）に関する一考察」税研 第231号（2023）23頁

アメリカにおける代替ミニマム税は、「一定所得以上の納税者に通常所得とAMTの双方を計算させた上で、AMTが通常所得税を超過する金額につき税負担を課す仕組みである。」

- ・奥谷健「基礎控除のあり方再考」税研 第236号（2024）
- ・小塩隆士『新しい日本型経済パラダイム グローバル化と人口減少下の持続可能経済』（勁草書房 2007）
- ・岸田貞夫＝矢内一好＝吉村典久＝秋山高善＝柳裕治＝柳綾子＝高橋里枝『基礎から学ぶ現代税法 第5版』（財経詳報社 2023）
- ・野口悠紀雄『日本の税は不公平』（株）PHP 研究所 2024）
- ・神野直彦『財政と民主主義—人間が信頼し合える社会へ』（岩波書店 2024）
- ・全国婦人税理士連盟編『配偶者控除なんかいいらない!—税制を変える、働き方を変える』（日本評論社 1994）
- ・木本泰嗣『教養としての所得税法入門』（日本実業出版社 2018）
- ・2019年7月生活保護制度研究会『生活保護のてびき』（第一法規 2024）
- ・内閣府政策統括官（大田弘子・坪内浩・辻健彦） 景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー「所得税における水平的公平性について」2003年3月  
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>  
 最終確認日 令和7年5月29日
- ・日本公認会計士協会「個人所得課税における課税最低限について」税制調査研究報告第28号（2014）  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/files/2-2-28-2-20140421.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-2-28-2-20140421.pdf)  
 最終確認日 令和7年5月29日
- ・田口方美「所得税の人的控除に関する研究」関西大学『経済論集』第72巻第3号 2022年12月  
<https://kansai-u.repo.nii.ac.jp/record/23655/files/KU-1100-20221200-02.pdf>  
 最終確認日 令和7年5月29日
- ・大阪税経新人会 所得控除「憲法が求める非課税制度とは」特集第47回加賀全国研究会分科会テキスト  
<http://www.zsk.ne.jp/zeikei591/ronbun3.html>  
 最終確認日 令和7年5月29日

## 給付付き税額控除は導入可能か ～日税連答申を受けて～

近藤克彦（浦和支部）

### 【要 旨】

給付付き税額控除とは「所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行う」制度をいう。

本制度の目的については就労促進、子育て支援、付加価値税の逆進性対策等が挙げられるが、いずれにせよ所得税における所得再分配機能の補完、および（特に就労支援に重点を置く場合には）ワーキングプアへの所得保障の機能があるとされている。

世界的に見ても欧米を中心に10カ国以上が導入している本制度ではあるが、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）は、①わが国の執行機関は納税義務のない者の情報を捕捉していないため、そうした者への給付は現状では困難であること、②給付に関する業務を地方自治体に負わせるとしても、現状の地方自治体の執行体制ではその余力はないと考えられること、を理由に、導入に対しては否定的である。

しかし、①納税義務のない者の情報の捕捉については、税務当局が保有している「特定口座年間取引報告書」データを市町村と共有すること等、若干のシステム改修によって可能となること、②給付に関する業務については、税額控除をせずに全額を給付する等の方法もありうること、から、本制度の導入が絶対的に導入不可能であるとは言い切れない。諸外国でも多くの国が導入し、もはや「先進国の標準税制」となっているのであれば、我が国でも導入する方向で知恵を絞るべきであろう。

この点韓国では、住民登録番号をもとに世帯の合計所得金額、固定資産の保有状況、金融資産残高を名寄せし、対象者に申請案内を送る「プッシュ型支援」で給付付き税額控除の導入に成功している。我が国でもマイナンバー制度がようやく導入されたのであるから、こうしたプッシュ型の効率的システムを構築することは、技術的には可能のはずだ。

なお筆者は、給付付き税額控除を導入する場合、支給要件には所得のみならず資産も勘案すべきであると考えているが、個々人が保有する金融資産残高とマイナンバーの紐づけにあたっては、住宅ローン控除の「年末残高調書」方式を応用し、①希望者があらかじめ金融機関に対し、マイナンバーを記載した「申請書」を提出した上で、②金融機関が市役所の税務部局に、本人のマイナンバーと預貯金その他金融資産の年末残高を記載した「年末残高調書」を毎年提出する、というシステムの導入を提案したい。こうすることで、10億冊ともいわれている預金通帳とマイナンバーの紐づけをすべて行うことなしに、「給付付き税額控除を希望する者」の金融資産情報のみが捕捉可能となるからである。

我が国の18歳～65歳の相対的貧困率は13.0%と、OECD加盟諸国の中でも極めて高い。格差と戦い、貧困率を引き下げするためにも、本制度は導入すべきであると考ええる。

## I 給付付き税額控除とは何か

### 1 定義

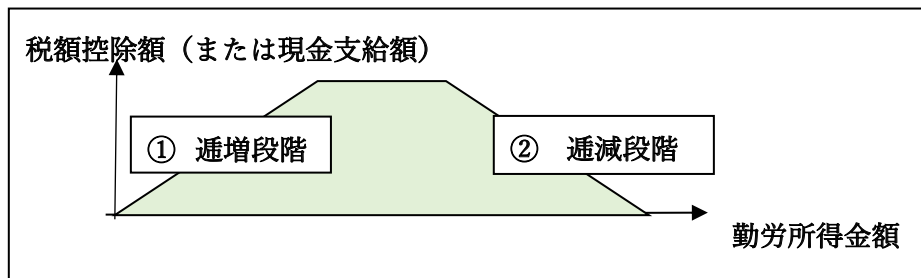
給付付き税額控除とは「所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行う」<sup>1</sup> 制度をいう。その淵源はフリードマンの「負の所得税」の発想によるものとされているが<sup>2</sup>、現在ではアメリカ、イギリス、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国など10カ国以上がこれを採用しており、森信（2009）のいう通り、もはや「先進国の標準税制」<sup>3</sup>であるともいえる。記憶に新しい、令和6年に行われた「定額減税」も（時限的措置ではあるが）給付付き税額控除の一種である。

### 2 目的及び制度設計

諸外国が当該制度を導入している目的としては、一般に（1）就労促進、（2）子育て支援、（3）付加価値税の負担軽減、とされている<sup>4</sup>。

なお、アメリカの勤労所得税額控除（EITC）のように、本制度の導入目的が就労促進に焦点を当てている場合には、下図1-1のような形で「①本人の所得に応じて、ある時点までは税額控除額または現金支給額が増加するが、②一定額まで所得が増加した場合は、その現金支給額が徐々に減少する」しくみを採用するのが一般的である<sup>5</sup>。

図1-1 アメリカの勤労所得税額控除のイメージ（1）



というのも、こうすることで、低所得者は「ある程度の所得まで、働けば働くほど補助金が増える」ことになるため（図1-2）、対象者が生活保護に安住してしまい、就労意欲が失われてしまうことを回避できるからである<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 鎌倉治子「諸外国の給付付き税額控除の概要」調査と情報（国立国会図書館）678号（2010）1頁。

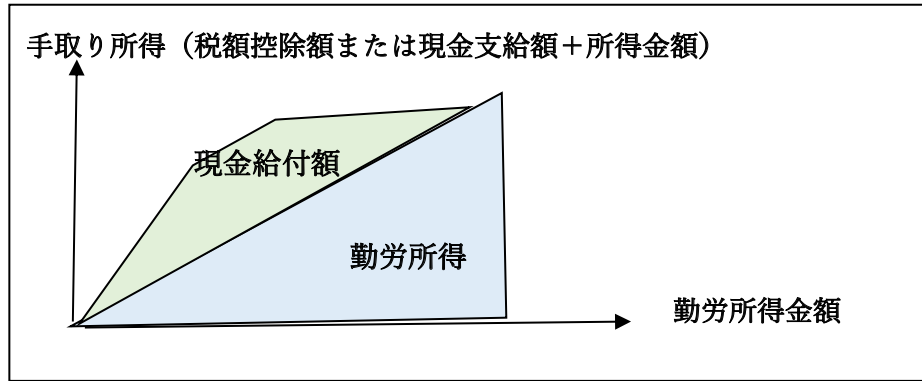
<sup>2</sup> 「負の所得税」については、ミルトン・フリードマン『資本主義と自由』（日経BP社、2008）347頁以下。

<sup>3</sup> 森信茂樹「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」税研145号22頁（2009）。

<sup>4</sup> 税制調査会第13回専門家委員会（平成24年5月28日）財務省資料（諸外国の制度について）2頁参照。  
[https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2012/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2012/05/28/sen13kai3.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2012/__icsFiles/afieldfile/2012/05/28/sen13kai3.pdf)（2024.6.8）

<sup>5</sup> フランスの給付付き税額控除やカナダの勤労所得手当も同様。詳細は前掲（4）政府税調資料参照。

図 1-2 アメリカの勤労所得税額控除のイメージ (2)



(出典：高山・白石・川島 (2009) スライド 4 頁より)<sup>7</sup>

さて前述のとおり、諸外国が当該制度を導入している目的は「就労促進」「子育て支援」「付加価値税の負担軽減」とされているが、本稿では、以下、給付付き税額控除の目的を「就労支援」に絞った形で議論を進めることとする。確かに「子育て支援」「付加価値税の負担軽減」についても給付付き税額控除が追求すべき目的であることには相違ないが、①前者は現在、政府内で児童手当の拡充が議論されており、別の機会に取り上げるのが適当と思われるため、また②後者は軽減税率の導入によって、まがりなりにも決着がついているといえるため、である。

### 3 効果

#### (1) 租税政策の側面

租税政策の面から期待できる効果は、所得再分配機能の強化である。すなわち所得税は累進課税制度を採用しているため、「個々の納税者の担税力に配慮して設定された所得控除の制度が、かえって高所得者の税負担を軽減してしまう」という矛盾を内包している。そこでこの矛盾を解消し、所得税の所得再分配機能を強化するためには、既存の所得控除を廃止・縮小して税額控除にシフトし、さらに給付付き税額控除とすることが有効である、といわれている<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 例えば國枝 (2008) は、生活保護受給者が就労を開始して勤労収入を増加させたとしても、その分だけ生活保護の給付額が削減されてしまうため、「月額 4 万円から 12 万円の間の勤労所得に対する実効限界税率は、83～93%という極めて高いもの (となり)、就労に対する深刻なディスインセンティブをもたらしているといわざるを得ない」と指摘し、代替案として「…労働所得と給付額の合計額を労働所得の増加とともに漸増させることで…就労へのディスインセンティブ効果を抑制」するものとして、給付付き税額控除の導入を支持している。この点につき國枝繁樹「公的扶助の経済理論Ⅰ：公的扶助と労働供給」阿部彩他編『生活保護の経済分析』56-57 頁 (東京大学出版会、2008) 参照。

もっとも①生活保護世帯のうち 85%は「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者・傷病者世帯」であること、②さらに残り 15%の「その他の世帯」についても、約半数が 60 代以上と 10 代以下であり就労能力はなく、また 3 分の 1 はすでに就労していること、を考えると、少なくとも日本では、給付付き税額控除に「貧困の罫の呪縛を解く」ことを主目的として据えるべきではないであろう。筆者としては、むしろ後述のように、給付付き税額控除に期待される租税政策的・社会保障政策的効果を強調したい。

①につき、令和 4 年 6 月 3 日・厚生労働省「生活保護制度の現状について」3 頁参照。https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000977977.pdf (2024.7.14)

②につき、日本弁護士連合会「Q & A 今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの? ～生活保護のことをきちんと知って、正しく使おう～」4 頁参照。

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatu\_hogo\_qa.pdf (2024.7.14)

<sup>7</sup> 高山・白石・川島 (2009) 高山憲之・白石浩介・川島秀樹「日本版 EITC の暫定試算」税制調査会第 3 回スタディグループ 2009 年 6 月 2 日

https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/sg/2009/pdf/sg3kai3-4.pdf (2024.6.9)

## (2) 社会保障政策の側面

### ① 第2のセーフティネット（賃金の一部補助）

社会保障政策の面から期待される効果は、本制度が、社会保険と生活保護のはざまに取り残された、いわゆるワーキングプア層に対するセーフティネットとしての機能を果たしうることである（社会保険に次ぐ「第2のセーフティネット」）。

まずはこの制度の必要性を考えるにあたって、ワーキングプアの実態を統計からみていこう。

全労連がマーケットバスケット方式で試算した25歳単身者（25平米の賃貸ワンルームマンションに居住）の最低生活費は、広島市で210,991円（女性）、東京都新宿区で265,786円（男性）とされている<sup>9</sup>。が、これに対し一般労働者（フルタイム労働者）の第1・十分位数の賃金は、大企業で189,000円、小企業では180,900円でしかない<sup>10</sup>。この差を埋めるためには、最低賃金を少なくとも1,500円程度にまで引き上げる必要があるといわれているが<sup>11</sup>、2023年時点での最低賃金（全国平均）は、いまだ1,004円に過ぎない。

またNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが実施したアンケート<sup>12</sup>によれば、ひとり親の86%が就業（約6割が非正規労働者で、正社員は15%程度）しているにもかかわらず、現在の暮らし向きが「苦しい」と回答した者の割合は96%にのぼる。その剥奪は「米が買えない時があった」65%、「子どもの服や靴を買えない時があった」88%、「親が食事を抜く」85%、「親が医療費や通院を控えることがあった」53%…と続く。

アンケート回答者のうち76%は児童扶養手当（児童1人のとき月額45,500円）を全額受給しているが、それでもこれほどまでに生活が苦しいのは、非正規労働者の賃金が正社員と比較して格差が大きいことが理由の一つに挙げられる。厚生労働省の調査によれば、両者間で時給換算にして約1,200円もの開きがあることが判明している<sup>13</sup>。

最低賃金の引き上げも、正社員と非正規労働者の格差是正も、いうまでもなく使用者の責任で行わなければならない。しかし、それによって中小零細事業者の倒産を招き、かえって失業者を増やすことが予測されるのであれば、政府によって労働者に対して直接現金を給付することが、憲法第25条第1項の趣旨にかなうといえる。

### ② スティグマの少ない公的扶助

もう一つの本制度の長所として、生活保護制度に比べてスティグマ（偏見、烙印）が比較的少なく、制度にアクセスしやすいことも挙げておきたい。

埋橋（2010）は「アメリカの場合、文化的に『福祉』もしくは『福祉依存者』に対しては手厳しいが、働いていても貧困なワーキングプアに対してはそうではない」<sup>14</sup>と述べているが、その現象は日本においても同様であって、生活保護受給者に対してはかなり激しいバッシングがなされる一方<sup>15</sup>、同じ社会保障による給付であっても、就労を前提とした給付については、受給者が差別や偏

<sup>8</sup> 日本税理士会連合会税制審議会「所得税における所得控除と税額控除のあり方について－平成21年度諮問に対する答申－」9頁参照。ただし前掲答申の内容としては、給付付き税額控除の導入にはかなり否定的な論調となっている。

[https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin\\_H21.pdf](https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H21.pdf) (2024.6.8)

<sup>9</sup> [https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2022/221117\\_06.pdf](https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2022/221117_06.pdf) (2024.6.15)

<sup>10</sup> 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」19頁付表3参照。

<sup>11</sup> <https://www.zenroren.gr.jp/jp/saichinchecker/lp.php> (2024.7.24)

<sup>12</sup> 「お腹を空かせた子どもと親がいない社会に」食料支援3219人の調査結果を報告  
<https://www.single-mama.com/topics/foodeq/> (2024.6.22)

<sup>13</sup> 平成29年度年次経済報告95頁・第2－1－3図(2)参照。

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je17/pdf/p02013.pdf> (2024.6.22)

<sup>14</sup> 埋橋孝文「給付付き税額控除制度とは？－その概要と意義・問題点」学術の動向2010年11月号（日本学術協力財団）72頁

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/15/11/15\\_11\\_72/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/15/11/15_11_72/_pdf/-char/ja) (2024.6.8)

見を受けることはほとんどない（高年齢雇用継続給付金<sup>16</sup>や求職者支援制度<sup>17</sup>など）。そしておそらく、同じく就労を前提としている給付付き税額控除においても、受給者がバッシングを受けることはないであろう。

また手続き面においても、生活保護のように扶養照会が行われるわけではなく、あくまでも「納税義務を果たすための確定申告を行うことで、結果的に社会保障給付を受けられる」という建てつけとなっているため、こうした点でもスティグマは発生しづらいと思われる<sup>18</sup>。

#### 【補遺】若山寿裕研究員「所得税の再分配機能の方向性」への反論

前記のような現金給付政策に対し、現物給付による再分配を主張しているのが、本論文集・45頁以下に記載された、若山寿裕研究員の論文「所得税の再分配機能の方向性～高所得者課税の見直しと再分配政策への提言～」である。ここで氏は、「例えば、…給付付き税額控除による再分配を考えても、どの程度を分配するかによるが、構造上、多く分布する中・低所得者層に対する財源としては、筆者の提言のみでは見合わない」とした上で（57頁）、「筆者としては、高所得者課税の見直しにより得られる税収は、少子化対策、育児、教育、就労支援などの社会的セーフティネットの整備を充実させること（すなわち現物給付）に優先的に充当していくことを中心に検討することを提言したい」とし、サービスの給付による再分配を主張している（58頁）。

しかしながら筆者は、ワーキングプア層の所得保障という側面から、あえて現金給付にこだわるたい。その理由は2つある<sup>19</sup>。

第1に、現物給付だけでは個々人のニーズに合ったサービスを提供できないからである。先のしんぐるまざあず・ふぉーらむのアンケートでも明らかになったように、米などの主食すら買えない家庭がある。子どもの靴が買えず、穴あきのままの家庭がある。医療費が払えず、通院を控える親がいる。そして、夏休みに子どもを連れて遊びに行くことができないひとり親家庭もある。こうした様々なニーズをすべて満たす現物給付のメニューをそろえることは到底不可能であるし、もしメニューをすべてそろえようとするならば、それこそ莫大な予算が必要になるであろう。

第2に、現物給付では決して解決できないこともあることも留意しなければならない。児童虐待と貧困については正の相関関係があることが知られているが<sup>20</sup>、そもそも学費どころか、家賃や電気代も払えない状況であれば、その金銭的ストレスは容易に想像できる<sup>21</sup>。そして「このような家計の苦しさは、いくら、子どもに対する現物給付をしても緩和することができない」<sup>22</sup>であろう。

なるほど、氏のいうとおり「仮に、貧困を理由に児童虐待が行われている家庭があり、そこに何らかの施策により現金が給付されたとして、その給付が正しく当該児童を救うために費消される保証もない」（58頁）というのは、否定することはできない。世の中には、せっかく給付された生活資金を、パチンコなどに使ってしまう「けしからん親」も、一定数がいることは確かだろう。しかしそのことをもって、貧困層への現金給付が全くの無効であることの理由にはならない。

<sup>15</sup> 日本人の「勤労の美德」が「不勤労の不道德」と表裏になっていることを指摘した論文として、井手英策『幸福の増税論』岩波書店（2018）7頁

<sup>16</sup> 60歳の嘱託再雇用等により、賃金が従前よりも大幅に下落した場合に、その差額の一部を補填する制度であり、雇用保険料が財源となっている。

<sup>17</sup> 離職して雇用保険を受給できない者や収入が一定額以下の在職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる制度。

<sup>18</sup> 同旨・義岡健治「我が国における給付付き税額控除導入に関する考察－諸外国の事例を参考にし－」（2010）39頁。 <https://www.ipp.hit-u.ac.jp/consultingproject/2010/CP10Yoshioka.pdf>（2024.6.16）

<sup>19</sup> 以下の記述は、阿部彩『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店（2014）139－141頁に負う。

<sup>20</sup> 全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査報告書」7頁表2によれば、虐待につながるとされる家庭・家族の状況として、「経済的な困難」33.6%、「不安定な就労」16.2%となっている。

<sup>21</sup> 最悪の事態に至った一例として、千葉県銚子市・県営住宅追い出し母子心中事件。詳細は自由法曹団「千葉県銚子市・県営住宅追い出し母子心中事件調査報告書」参照。

[https://www.jlaf.jp/old/menu/pdf/2015/151008\\_01.pdf](https://www.jlaf.jp/old/menu/pdf/2015/151008_01.pdf)（2024.9.10）

<sup>22</sup> 前掲脚注（19）阿部（2014）140－141頁。



ロールズは経済政策において、①機会均等原理、すなわち機会の平等を確保するだけでなく、②格差原理、すなわち「もっとも恵まれない人々の利益を最大化すること」が社会的正義にかなう<sup>23</sup>、と主張した。そして、「もっとも恵まれていない人々の利益」という社会正義のためには、高等教育の無償化といった現物給付の政策だけでなく（もちろんそれは、機会の平等を確保するために必要な政策である）、ワーキングプア層に対する給付付き税額控除、すなわち現金給付も必要なのである。

#### 4 財政規模

導入にあたっての財政規模に関するシミュレーションとして、本稿では高山・白石・川島（2009）、および森信（2009）の論文を紹介したい。

高山・白石・川島（2009）は、アメリカの EITC（勤労所得税額控除）を導入した場合、支給額は1人あたり年額で7.5万円、総額で1.0兆円（うち税額控除が0.12兆円、給付額が0.90兆円）と試算している<sup>24</sup>。

他方森信（2009）は、「世帯収入100万円から350万円の中低所得者層の勤労者（世帯単位）を対象に、収入に対して30万円の税額控除（減税）を与えることにより、所得税・住民税・社会保険料の負担軽減を行う。軽減額が、税・社会保険料合計を超過する場合には超過分を給付する。300万円を超えると税額控除額は減少し350万円で消滅する」という政策を導入した場合、有資格者は約600万世帯、財政規模は約2兆円と試算している<sup>25</sup>。

このように「誰に、いくら」支払うかによって想定額はかなり異なるのであるが、予算規模としてはおおむね1～2兆円程度となる<sup>26</sup>。これらの金額をどのように調達すべきか、は本稿の射程範囲を超えるので言及しないが、現在「新しいセーフティネット」として議論されているベーシック・インカム（BI）に比べると、必要な財源はかなり少なく済むであろう。

#### 5 本稿の研究課題

給付付き税額控除制度は上記のような利点を有する一方、この制度の導入にあたっては、実務家たちの間から、執行面での懸念が指摘されている。例えば栗原（2012）は「制度が適正に執行されるには、不正受給の防止、世帯単位の所得の算定、資産性所得の合算及び資産要件、執行方式と情報共有のあり方等多くの課題」があることを指摘している<sup>27</sup>。また日税連税制審議会も「わが国の執行機関は、…納税義務のない者の情報を捕捉していないため、そうした者への給付は現状では困難である」「給付に関する業務を住民の実態を把握している地方自治体に負わせることも想定されるが、現状の地方自治体の執行体制ではその余力はないと考えられる」として、本制度の導入に対して慎重な立場をとっている<sup>28</sup>。

しかしながら、「先進国の標準税制」であり、すでに10カ国以上が導入している本制度について、実務上のハードルが高すぎて導入できないというのであれば、「では、どうすれば導入できるか」について知恵を絞らねばならない。そのためには、①執行面において、給付付き税額控除にはどのような課題があるのかを整理すると同時に、②諸外国では、どうやってその課題をクリアしたのかを調査する必要がある。

Ⅱでは、日税連が、その研究結果により提出された結論である、

<sup>23</sup> 諸富徹『財政と現代の経済社会』一般社団法人放送大学教育振興会（2019）43頁より引用。

<sup>24</sup> 前掲脚注（7）高山・白石・川島（2009）スライド10頁。

<sup>25</sup> 前掲脚注（3）森信（2009）27－28頁。

<sup>26</sup> 参考までに、令和6年度予算における生活保護費負担金は2兆8,354億円、生活困窮者の自立支援予算は531億円であった。

<sup>27</sup> 栗原克文「給付付き税額控除制度の執行上の課題について」税大ジャーナル18（2012）115頁。

<sup>28</sup> 日本税理士会連合会税制審議会「少子化社会における税制のあり方について－令和5年度諮問に対する答申－」（2024）11頁。



「わが国の執行機関は納税義務のない者の情報を捕捉していないため、そうした者への給付は現状では困難である」

「給付の事務負担を地方自治体が執行する余力はない」

という限界を乗り越えることは可能か、再挑戦を試みる。

またⅢでは、2008年に本制度を導入した韓国の勤労奨励税制について概観した上で、Ⅱで提示された執行面の課題をいかにして解決するか、方向性を模索する。

## Ⅱ 執行上の課題

### 1 納税義務のない者の情報をいかに捕捉するか

先にも示した通り、日税連は「わが国の執行機関は納税義務のない者の情報を捕捉していないため、そうした者への給付は現状では困難である」と主張している。そこで以下、かかる主張の当否につき、所得の種類別に検討する<sup>29</sup>。

#### (1) 利子所得

利子所得のうち居住者又は非居住者に支払う利子等で、源泉分離課税とされているものについては、支払調書を提出する義務はない（措法3④、措令1の4）<sup>30</sup>。したがって税務当局は、個人の利子所得をほとんど把握できていない。

もっとも

- ・利子所得について支払調書制度を設け、マイナンバーによって名寄せができるようにしようとしたとしても、現状では預金口座への付番は任意である上、10億冊とも言われている銀行の預金通帳<sup>31</sup>に付番するのは技術的にも困難が予想されること、
- ・現在は低金利が続いているため、よほどの預金額がない限り所得金額に影響を与えるものではないこと、

から、対応策を検討するにあたって、優先順位としては低くなると思われる。

#### (2) 配当所得

配当所得については、「非上場株の少額配当（年換算10万円以下）」等一定の場合を除き、ほとんどの場合、支払調書が提出される（所法225①、所規83、措法3の2、9の3の2⑨、措令4の6の2②⑤）<sup>32</sup>。したがって税務当局は、個人の配当所得を「ほぼ」把握していることになる（市町村の税務部局へも情報共有される<sup>33</sup>）。

なお現行法令では、非上場株式の少額配当においては支払調書の提出義務がないため、これらの完全な捕捉は不可能である。が、給付付き税額控除の適用可否にあたっての所得の捕捉を目的とする限りにおいては、少額配当について法令を改正する必要性は大きくないであろう。

#### (3) 給与所得、雑所得（公的年金等）

税務署への源泉徴収票の提出義務は、通常「給与所得であれば支払金額500万円超、公的年金であれば支払金額60万円超」の者についてのみとなっているが、市町村の税務部局へは、それ以下でも提出することになっている。したがって税務当局は、市町村の税務部局においては、個人の給与所得、雑所得（公的年金等）を完全に把握していることになる<sup>34</sup>。

<sup>29</sup> 所得の種類別に所得把握の現状を考察したものとして、大槻祐二郎「消費税の給付付き税額控除に関する立法提案—逆進性の対策として—」211頁以下参照。

[https://www.nouzeikyokai.or.jp/files/pdf/ronbun/2014\\_10/10-3.pdf](https://www.nouzeikyokai.or.jp/files/pdf/ronbun/2014_10/10-3.pdf)（2024.7.8）

<sup>30</sup> 国税庁「令和6年版源泉徴収のあらまし」343頁参照。

<sup>31</sup> 同旨・平成27年7月5日民間税調第5回シンポジウム・元参議院議員峰崎直樹氏の報告レジュメ24頁。

<sup>32</sup> 前掲脚注(31)国税庁342頁参照。したがって上場株式の配当所得については納税者が「申告不要制度」を採用した場合であっても、税務当局側は配当所得の金額を支払調書によって把握していることに留意されたい。

<sup>33</sup> 税務署と市町村税務部局が情報共有できるデータは(1)確定申告書の写し、および(2)支払調書のうち①利子等の支払調書、②報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、③配当・剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票、の5種類である。この点につき、後掲図2参照。

#### (4) 退職所得

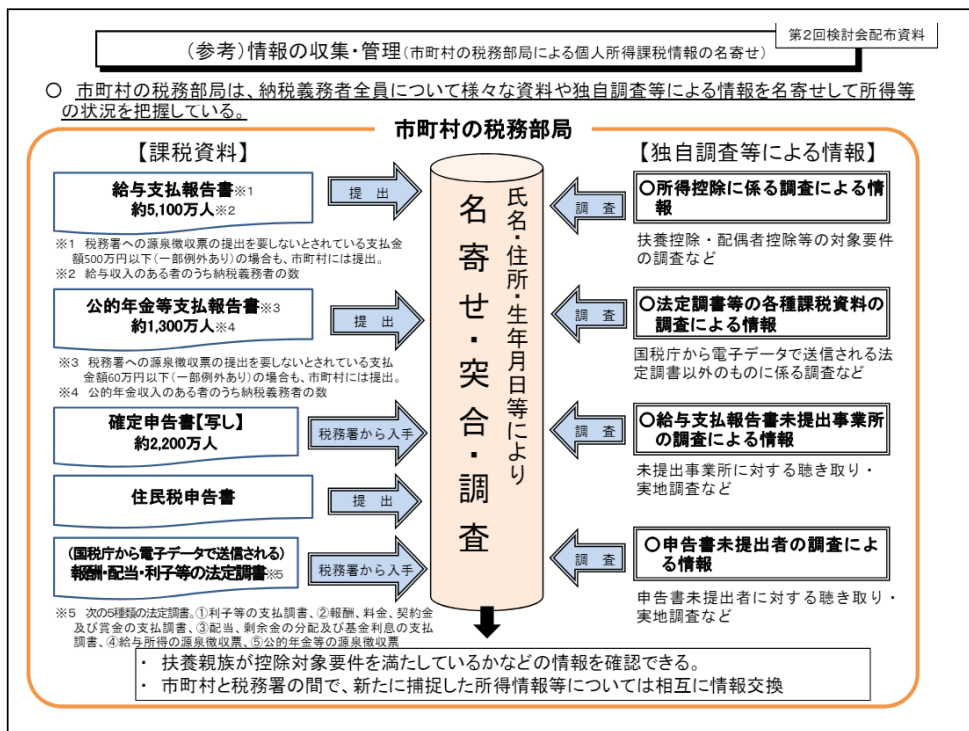
退職所得の源泉徴収票、および市町村への特別徴収票を提出しなければならない者は、法人の役員に限定されている（所規 94 ②）<sup>35</sup>。したがって税務当局は、法人の役員以外の退職所得は把握していないことになる。

#### (5) 株式譲渡所得

株式譲渡所得のうち特定口座においては、特定口座年間取引報告書が税務署へ提出されるため、当該譲渡所得は完全に把握される<sup>36</sup>。また特定口座以外のものについても、譲渡対価の金額は支払調書によって情報提供されるため（所法 225 ① 10）、無申告の場合は修正申告が懲罰されることになる。したがって税務当局は「特定口座」「一般口座その他非上場株式」のいずれであっても、個人の株式譲渡所得を完全に把握していることになる。

ただし現状では、特定口座年間取引報告書の情報については税務署のみが保有し、市町村の税務部局へは情報提供がなされていない。したがって特定口座（源泉徴収あり）内の譲渡所得について納税者が「申告不要」を採用した場合、確定申告書には当該所得が記載されないため、現在では市町村の税務部局が特定口座（源泉徴収あり）内の譲渡所得を捕捉する術はないことになる。

図 2 市町村の納税者管理（出典：総務省「個人住民税の現年課税化について」）<sup>37</sup>



<sup>34</sup> この点、地方税法 317 条の 6 第 5 項但書によれば、給与総額が 30 万円以下の退職者においては給与支払報告書の提出義務はないことになっているが、実務上は給与総額が 30 万円以下の場合であっても、給与支払報告書の提出を求める自治体も多い。例えば千葉県船橋市 (<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/004/p084038.html> (2025.5.12))、福岡県福岡市 (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shisanzei/life/documents/chirashi.pdf> (2025.5.12))、島根県浜田市 (<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1445910937431/index.html> (2025.5.12))、東京都豊島区 (<https://www.city.toshima.lg.jp/103/tetsuzuki/ze/tokubetsucyousuyugimusya/1710131353.html> (2025.5.12))、大分県大分市 (<https://www.city.oita.oita.jp/o035/kurashi/zekin/1512623998392.html> (2025.5.12)) など。

<sup>35</sup> 前掲脚注 (31) 国税庁 340 頁参照。

<sup>36</sup> 「平成 21 年以後は、特定口座を開設すると『源泉徴収あり』『源泉徴収なし』での取引にかかわらず、『特定口座年間取引報告書』は税務署に提出されます。また、お客様の住所の市区町村には提出されません」SBI 証券 HP より。  
<https://faq.sbisec.co.jp/answer/5ee87357f93f6b0017a76db7/> (2024.6.27)

<sup>37</sup> 総務省「個人住民税の現年課税化について」資料 1・10 頁。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000715002.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000715002.pdf) (2024.6.25)

## (6) 不動産譲渡所得

不動産譲渡所得が無申告の場合、法務局からの情報提供を通じて税務当局より修正申告が送られる。したがってこれも、(取得費について故意に過大計上して譲渡所得を圧縮する、などの不正がない限り)確定申告によって譲渡所得は把握されていることになる。

## (7) その他(不動産所得、事業所得、総合譲渡所得、山林所得、一時所得、雑所得のうち公的年金以外)

前記(1)～(6)以外の所得(以下「事業所得等」)については、本人の確定申告に基づいて把握される。

なお、所得税の課税所得が発生しないため所得税の確定申告が不要な場合であっても、国民健康保険税の徴収等のため、上記の事業所得等がある場合には市県民税の申告書の提出が必要とされている。したがって税務当局は、市町村の税務部局においては、市県民税の確定申告書によって、個人の事業所得等を(課税所得が発生しない場合であっても)完全に把握していることになる<sup>38</sup>。

## (8) 小括

上記(1)～(7)を表にしたものが、以下の表1である。

表1 所得種類別の捕捉情報(筆者作成)

|          | 税務署 | 市町村 | 摘要                           |
|----------|-----|-----|------------------------------|
| 利子所得     | ×   | ×   |                              |
| 配当所得     | △   | △   | 非上場株式の少額配当以外、ほぼ捕捉            |
| 給与所得     | △   | ○   |                              |
| 雑・公的年金所得 | △   | ○   |                              |
| 退職所得     | △   | △   | 法人役員の退職金しか捕捉されていない           |
| 株式譲渡所得   | ○   | △   | 特定口座年間取引報告書のデータは市町村と共有されていない |
| 不動産譲渡所得  | ○   | ○   |                              |
| その他の所得   | △   | ○   |                              |

したがってこれらの事実から、日税連が指摘している「わが国の執行機関は、納税義務のない者の情報を捕捉していない」という問題点に対しては、以下の提案によって改善できると考える。

- 1 執行機関を税務署ではなく「市町村の税務部局」とすること
- 2 市町村が所得情報を把握するため
  - ① 退職所得の源泉徴収票・退職所得に関する特別徴収票の提出範囲について、法人の役員だけでなく、すべての退職金受給者に拡大すること
  - ② 特定口座年間取引報告書のデータを、税務署から市町村税務部局へ提供するよう、システム改修を行うこと

上記2に掲げた2つの施策は、決して難しいものではないと思うのだが、どうだろうか？

## 2 できるだけ事務負担のない給付システムはどのように設計したらよいか

次に日税連が主張する「給付に関する業務を地方自治体に負わせたとしても、現状の地方自治体の執行体制ではその余力はない」という言説について検討するが、そもそも「その余力がない」といえるかどうかは、給付付き税額控除の制度設計(つまり給付の方法や支給要件)によって変わってくるのではないだろうか。

<sup>38</sup> もちろんここで把握された所得が「適正な」所得なのかどうかについては不明であるが、それは申告納税制度の宿命であって、給付付き税額控除の導入の可否とは別次元の話である。

具体的にいえば、「市町村は、特定口座年間取引報告書や退職所得に関する特別徴収票のデータ、その他の所得データをマイナンバーによってすべて名寄せして支給要件にあった者だけを抽出し、所得税等とは相殺せずにそのまま所定金額を本人の公金受取口座に振り込む（あるいは振込代行業者に依頼する）」という制度設計とした場合、それでも市町村にとってオーバーワークだろうか。

いずれにせよ、「現状の地方自治体では、その執行能力がない」といえるかどうかについては、まず「給付方法や支給要件について、最も望ましいものは何か」というところから話を進めていく必要がある。諸外国の導入事例（表2）を踏まえつつ、以下「給付の方法」と「支給要件」について検討していくこととしよう。

**表2 諸外国における給付付き税額控除の導入状況**  
(森信 (2012)<sup>40</sup>、義岡 (2010)<sup>41</sup> をもとに筆者作成、一部改変)

| 国                                   | 給付の方法                       | 所得の単位 | 参考：課税単位   | 資産要件 |
|-------------------------------------|-----------------------------|-------|-----------|------|
| アメリカ                                | 税額と相殺し、残額を給付                | 世帯    | 個人と世帯の選択制 | ×    |
| イギリス                                | 全額給付                        | 世帯    | 個人        | ×    |
| フランス<br>(2016 年活動手当 <sup>39</sup> ) | 全額給付                        | 個人    | 子どもを含む世帯  | ×    |
| オランダ                                | 所得税・社会保険料と相殺、原則給付なし         | 個人    | 個人        | ×    |
| スウェーデン                              | 地方所得税額を上限に相殺、給付なし           | 個人    | 個人        | ×    |
| カナダ                                 | 税額と相殺し、残額を給付<br>(勤労所得手当の場合) | 世帯    | 個人        | ×    |
| ニュージーランド                            | 税額と相殺し、残額を給付                | 世帯    | 個人        | ×    |
| 韓国                                  | 税額と相殺し、残額を給付                | 世帯    | 個人        | ○    |

### (1) 給付の方法

給付の方法について諸外国の導入状況を見てみると、以下の3つのパターンに分かれる。

- ①税額と相殺し、残額を給付する方法（アメリカなど）
- ②税額と相殺後、社会保険料と相殺し、残額の給付をしない方法（オランダ）
- ③相殺せずに全額給付する方法（イギリス、フランス）

このうち①の税額と相殺し、残額を給付するシステムは、源泉徴収・年末調整制度を採用している日本では、導入は極めて困難である。令和6年の定額減税ですら源泉徴収義務者に大きな混乱を招いたのであるから<sup>42</sup>、図1-1（75頁参照）のように税額控除額が通増・定額・通減するようなシステムを導入した場合、極めて大きな混乱を招くに違いない。

また②のオランダのように社会保険料と相殺する場合も、極めて大きな事務負担が予想される。現行

<sup>39</sup> フランス活動手当の詳細については、労働政策研究・研修機構 HP「活動手当制度の創設による若年低賃金労働者の支援」参照。

[https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/09/france\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/09/france_01.html) (2024.6.24)

<sup>40</sup> 森信茂樹「給付付き税額控除とその課題」2012年4月27日民主党 WT 総会講演資料（2012）5頁参照。

<https://www.tkfd.or.jp/files/files/doc/20120427WT.pdf> (2024.6.17)

<sup>41</sup> 前掲義岡（2010）脚注（18）47頁・表37より。

<sup>42</sup> 全国法人会総連合が令和6年の定額減税に関して行った企業アンケートによれば、給与計算担当者の事務負担が「大いに増えた」と感じている割合は53.5%にのぼり、特に月次減税額の管理について負担に感じている割合は44.9%であった。また次年度以降定額減税が実施されるにあたっては、71.6%が「企業に事務負担がかからない別の方法（給付金方式など）で実施すべき」と回答している。

[https://cdn.kyodonewsprwire.jp/prwfile/release/M101566/202407113498/\\_prw\\_PA1fl\\_AeRQcI5J.pdf](https://cdn.kyodonewsprwire.jp/prwfile/release/M101566/202407113498/_prw_PA1fl_AeRQcI5J.pdf) (2024.7.14)

の社会保険は被用者保険と国民健康保険、国民年金に分立している上、被用者保険の保険料は労使折半である。これらの保険料との相殺金額を計算し、それぞれの主務官庁へ送金を行うだけの余力は、おそらく市町村にはないであろう。

そうすると最も現実的な選択肢は、③所得税や保険料との相殺を行うのではなく、社会手当ないし公的扶助として低所得者に支給する、ということになる。具体的には、市町村の税務部局が個人の所得データについてマイナンバーを活用して名寄せし、支給要件に合致した者に振り込むだけでよい。

なおこの方法を採用した場合、それは厳密には「給付付き『税額控除』」ではなくなるが、経済的実態としては、当然のことながら両者に変更はない。

## (2) 支給要件

次に、上記給付を行うにあたって「どのような支給要件を設定すべきか」について検討する。論点としては「給付するか否かの判断基準となる所得の単位（個人単位か世帯単位か）」と、「支給要件に資産要件を加えるか」の2つである。

### ①所得の単位

支給基準となる所得の単位について、個人とするか世帯とするかについては、表2（83頁参照）のとおり、国によって設計が異なる。考え方としては「個人の就労インセンティブを重視するなら個人単位、家族への経済支援をも視野に入れるなら家族単位」<sup>43</sup>ということになると思われるが、筆者としては世帯単位が望ましいように思う<sup>44</sup>。

ただし世帯単位で支給するとしても、所得の合算にあたっては住民基本台帳を通じて紐づけすればよいだけの話であり（現に国民健康保険税の計算にあたっては世帯単位で所得額が計算されている）、世帯単位で所得を合算することについて大きな事務負担がかかることはないと思われる。

なおアメリカでは世帯分離による不正受給が横行しており<sup>45</sup>、わが国においても介護保険サービス利用料や国保税を軽減する目的で不適切な世帯分離・合併が行われている場合もあるため<sup>46</sup>、それへの対応は別途必要になろう。

### ②資産要件

支給要件設定にあたり、資産要件を導入すべきか。

この点諸外国では、韓国を除いて資産要件を導入していない<sup>47</sup>。理由は第1には、資産要件を設けることによって低所得者の貯蓄を阻害すること<sup>48</sup>、そして第2には、資産の捕捉と評価が困難なことであろう。また推測ではあるが、おそらく「給付付き税額控除は所得税の税額控除であるから、適用にあたって資産要件は関係ない」という思想もあるのかもしれない。

しかしながら、給付付き税額控除に社会保障の機能を持たせるのであれば、「本人の勤労収入は少ないが、親から多額の預貯金を相続し、広大な家屋敷に住み、何不自由なく暮らしている」といった世帯にまで給付するべきではない。金融資産・固定資産のそれぞれについて、一定の評価額以上の資産を保有する世帯を給付対象外とするシステムが必要である。

ただしそうした場合、世帯の金融資産を捕捉し、対象者を選別するコストは大幅に跳ね上がる。

<sup>43</sup> 森信茂樹「日本での給付付き税額控除導入に伴う諸課題と検討」森信茂樹ほか編『給付付き税額控除 具体案の提言～バラマキではない「強い社会保障」実現に向けて～』（2010）32頁。

<sup>44</sup> 個人単位で判定する場合、たとえば夫が高収入のため、妻が年収150万円以下にパート勤務を抑えているような場合にまで妻に給付がなされることになってしまい、ワーキングプア救済の趣旨を没却することになる。

<sup>45</sup> 田近栄治・八塩裕之「還付可能な税額控除をどう執行するか－欧米の経験－」税経通信 2007年6月号 32頁。

<sup>46</sup> 新潟市・申請届出の総合窓口内「世帯変更届注意喚起チラシ」

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=10184&keyWord=0&fromAction=7#>（2024.6.24）

<sup>47</sup> ただしアメリカでは、一定程度の資産保有が推定されるような、外国所得を得ている者や投資所得が一定額を超える者を対象外としている。この点につき、鎌倉治子「諸外国で採用されている制度設計とその課題」森信茂樹ほか編『給付付き税額控除 具体案の提言～バラマキではない「強い社会保障」実現に向けて～』（2012）23頁参照。なおフランスでは、2016年に就業手当と就業者向けの生活保護が統合され、活動手当となったことに伴い、資産要件は撤廃されたようである。

<sup>48</sup> イギリスが資産要件を撤廃したのは、まさにそれが理由であった。前掲脚注（47）鎌倉（2012）23頁参照。

例えば介護保険の負担限度額認定申請においては、世帯の所得要件に加えて、本人及び配偶者の（金融）資産要件が設けられているが<sup>49</sup>、対象者の選別にあたっては

（STEP 1）世帯の所得情報から、市町村側で適用対象の「候補者」を抽出し、当該世帯に「申請書」「資産状況申告書」「預貯金調査に関する同意書」を郵送



（STEP 2）申請書を受領した世帯員が、「資産状況申告書」に預貯金・有価証券・金銀・投資信託・タンス預金・負債の金額を記入し、預金通帳等の写しと「預貯金調査に関する同意書」を同封し申請



（STEP 3）市町村側で「資産状況申告書」の内容を確認の上、資産要件に適合する世帯の申請書のみを受理

という3つのステップを踏んでいる。600万世帯<sup>50</sup>とも推定される本制度の利用者数を考えると、自治体がこれを行うのは極めて困難であろう。

そこで次章では、給付付き税額控除について資産要件を導入している韓国の制度を概観し、日本において「本人及び世帯員の金融資産残高を捕捉するシステム」を導入するにあたってのインプリケーションを得ることとしたい。

### Ⅲ 韓国勤労奨励税制について<sup>51</sup>

韓国の給付付き税額控除としては「勤労奨励税制（EITC）」「子ども奨励税制（CTC）」の2つの制度があるが、本稿では「勤労奨励税制」のみ扱う。

#### 1 概要

勤労奨励税制とは、仕事はあるが収入が少なく、生活が難しい労働者・事業者（専門職を除く）・宗教家世帯に対して、「世帯員構成」と「勤労所得・事業所得または宗教家所得」に基づいて算定された勤労奨励金を支給することで、勤労を奨励し実質所得を支援する制度である。一定水準に達するまで、総給与金額等が増加するにつれて、支給される勤労奨励金も増加するように設計されている。

なお本制度は世帯単位の支給となっており、図3のとおり「単独者世帯」「片働き世帯」「共働き世帯」の3つの分類に応じて支給限度額が異なっている。

<sup>49</sup> 夫婦で2,000万円以下、単身で1,000万円以下。

<sup>50</sup> 前掲脚注（3）森信（2009）28頁。

<sup>51</sup> 本章の内容については、主に韓国国税庁HP、および韓国国税庁HP内・参考資料室よりダウンロードした근로장려금 자녀장려금안내 브로셔（최종）（労働奨励金子供奨励金ガイドパンフレット（最終））を参照し、補充的に以下の2つの論文を参照した。

・金明中「韓国における給付付き税額控除制度の現状と日本へのインプリケーション—軽減税率より給付付き税額控除？—」（2016）<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=52502?site=nli>

・田近栄治・花井清人「韓国勤労奨励税制（EITC制度）の運営と残された課題」経済研究所年報33号（2020）55頁－73頁<https://seijo.repo.nii.ac.jp/records/5817>（2024.6.10）

なお韓国国税庁・勤労奨励税制のページは下記参照。

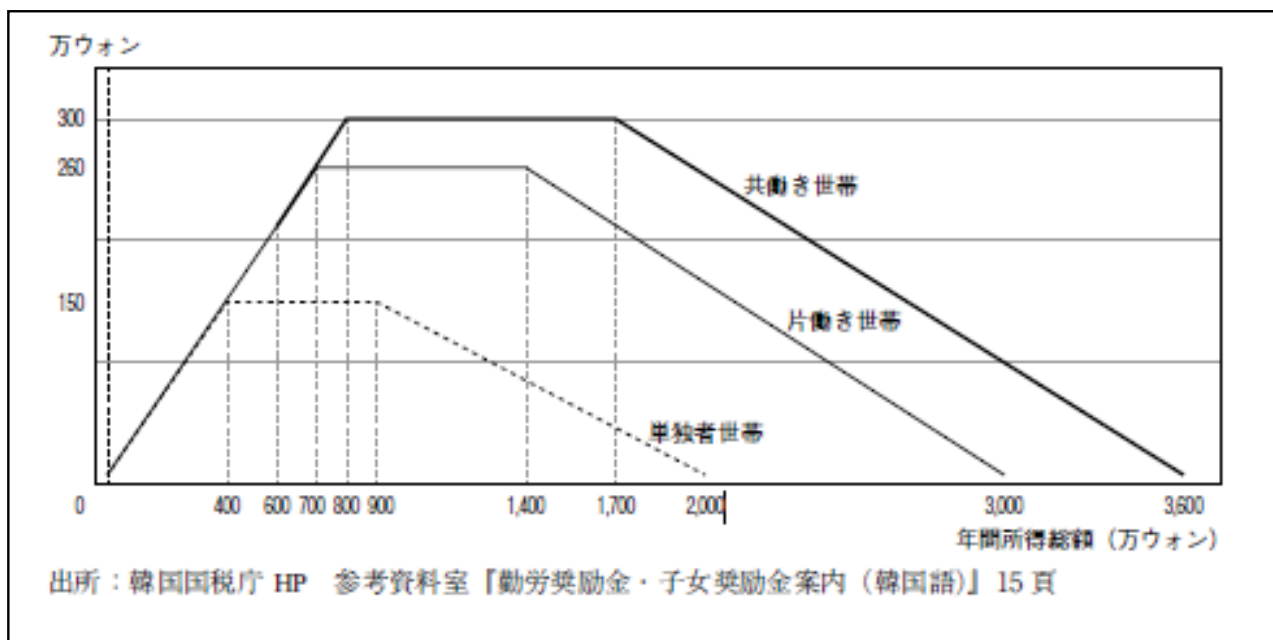
<https://www.nts.go.kr/nts/cm/cntnts/cntntsView.do?mi=2450&cntntsId=778>（2024.6.25）

また勤労奨励・子ども奨励金（定期、期限後）申請書は、下記サイトからダウンロードした

（hwpファイル形式）<https://www.nts.go.kr/nts/na/ntt/selectNttList.do?mi=2455&bbsId=30046>（2024.6.25）



図3 韓国勤労奨励税制の構造 田近・花井（2020）57頁より引用。  
金額は当時のもの



## 2 申請資格

申請資格としては、主に（１）総所得基準金額要件と（２）資産要件の２つをもとに判断される。

### （１）総所得基準金額要件

- ・単独者世帯 …2,200 万ウォン（約 200 万円）未満
- ・片働き世帯 …3,200 万ウォン（約 320 万円）未満
- ・共働き世帯 …3,800 万ウォン（約 380 万円）未満

なお、ここに「総所得基準金額」とは、以下の合計金額をいう。

- ①勤労所得 = 総給与額
- ②宗教家・利子・配当・年金所得 = 総収入金額
- ③事業所得 = 総収入金額 × 「業種別調整率」  
「業種別調整率」

| 事業区分                        | 調整率 |
|-----------------------------|-----|
| 卸売業                         | 20% |
| 小売業、自動車・部品販売業、不動産売買業、農林水産業等 | 30% |
| 飲食店、製造業、建設業、電気・ガス・蒸気・水道事業   | 45% |
| 宿泊業、運輸業、金融・保険業、商品仲介業 他      | 60% |
| サービス業                       | 75% |
| 不動産賃貸業、その他の賃貸業 他            | 90% |

- ④その他の所得 = 総収入金額 - 必要経費

### （２）資産要件

世帯員全員が所有している財産合計額が 2 億 4,000 万ウォン（2,400 万円）未満であること（負債は控除しない）。

なお判断基準にあたっての財産は、公共機関が保有している資料等により財産の所在と評価額を把握できる「特定財産」に限定されており、その項目と評価方法は表 3 のとおりである。

表3 財産に含まれている項目と評価方法 金（2016）9 頁より引用

| 財産の種類               | 含まれる財産の範囲                                         | 評価方法                       |
|---------------------|---------------------------------------------------|----------------------------|
| 土地及び建築物(住宅を含む)      | 財産税の賦課対象になる土地及び建物                                 | 課税標準額                      |
| 乗用自動車               | 営業用の乗用自動車及び貨物自動車は除外                               | 課税標準額                      |
| 傳賃保証金<br>(賃借保証金を含む) | 商店及び住宅の傳賃保証金(賃借保証金を含む)                            | 契約書上の傳賃保証金(賃借保証金)          |
| 金融資産                | 個人別合計額が500万ウォン以上である預金・                            | 金融資産の残高                    |
| 有価証券                | 個人別合計額が500万ウォン以上である株式や債券、<br>積金、賦金、預託金、貯蓄性保険・投資信託 | 上場株式:最終価格<br>その他の有価証券:額面価格 |
| ゴルフ会員権              | 会員制のゴルフ場が利用できる会員権                                 | 国税庁が告示する基準時価               |
| 不動産が取得できる権利         | 組合員入居権                                            | 既存建物の評価額精算金                |
|                     | 分譲権                                               | 所有基準日までの納入金額               |
|                     | 土地償還債権                                            | 額面価格                       |
|                     | 住宅償還社債                                            | 額面価格                       |

注1) 月々の家賃がいらぬかわり、契約時にまとまった保証金(チョンセ)を払う制度。  
注2) 時価標準額: 地方税法上の課税標準(取得税、登録税、固定資産税など)を設定する際に使用する。

興味深いのは、申請にあたって提出すべき財産の証拠書類がほとんどなく<sup>52</sup>、申請書のQ3欄「前年度6月1日現在、申請者と世帯員が所有する土地・建物・住宅・自動車・預金・住宅保証金など財産の合計額が2億4,000万ウォン未満ですか?」という問いに対して、「はい」「いいえ」で回答するのみである、ということである。しかも後述するように、韓国では前年度所得を基準として勤労奨励金や子供奨励金が受給できると判別された場合には申請案内が送達されるという、プッシュ型支援も行われている。

このことからわかるのは、韓国政府は国民の固定資産・自動車の評価額のみならず、預貯金や有価証券・ゴルフ会員権等の評価額までも捕捉しているということである<sup>53</sup>。韓国では銀行口座開設にあたって住民登録番号(日本でいうマイナンバーに相当)の記載が求められるため<sup>54</sup>、本人及び世帯員の資産状況はこれによって瞬時に把握されるのであろう。

なお蛇足となるが、韓国では2015年6月から、被相続人の所有する相続財産を一括照会することができるサービス(安心継承ワンストップサービス)が提供されていて、金融資産(銀行預金額・貸付額、保険加入の有無、株式口座の有無、債務等)、土地の所有状況、自動車の所有状況などが照会できるシステムも構築されている<sup>55</sup>。

<sup>52</sup> 具体的には、以下の3つのみである。

①商店街を賃借した場合…賃貸借契約書の写し

②住宅を賃借した場合…基準時価に国税庁長が公示した比率を乗じた「みなし保証金」より実際の保証金が少ない場合は、賃貸借契約書の写し

③不動産を取得することのできる権利がある場合

…分譲契約書の写しと分譲代金・清算金等の納付領収証、土地償還債権の写し、住宅償還社債の写し

<sup>53</sup> 申請書の5ページ目に記載されている「申請時の注意事項」には、「国税庁では、勤労奨励金・子ども奨励金申請資格確認が必要な場合、…申請者及び世帯員への金融取引情報を照会できることをお知らせします」との記載がある。

<sup>54</sup> 高山憲之「韓国の住民登録番号(PIN)制度について」2007年11月作成(出所不明)  
[https://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/stage2/Japanese/d\\_p/dp2007/dp343/text.pdf](https://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/stage2/Japanese/d_p/dp2007/dp343/text.pdf) (2024.6.25)

<sup>55</sup> (株)日立製作所「諸外国における身分関係登録制度等に関する調査報告書(大韓民国編)」42頁。<https://www.moj.go.jp/content/001203264> (2024.6.25)



### 3 支給金額

上記2(1) 総所得基準金額要件と(2) 財産要件の2つの要件をクリアした世帯に対して、勤労奨励金が支給される。なお支給金額は、居住者の①勤労所得（総給与額）、②宗教家所得（総収入金額）、③事業所得（総収入金額×業種別調整率）を合計して「総給与額等」を算定し、これを表4の奨励金算定表（図3を数値化したもの）にあてはめて計算される（利子・配当所得、年金所得その他の所得は勤労所得ではないため、「総給与額等」に含まれないことに注意されたい）。

表4 奨励金算定表（一部抜粋）

| 総給与額など     |            | 世帯員構成による労働奨励金 |           |           |
|------------|------------|---------------|-----------|-----------|
| 以上         | 未満         | 単独の世帯員        | 世帯員2人以上   | 世帯員3人以上   |
| 11,900,000 | 12,000,000 | 1,105,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,000,000 | 12,100,000 | 1,091,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,100,000 | 12,200,000 | 1,078,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,200,000 | 12,300,000 | 1,064,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,300,000 | 12,400,000 | 1,050,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,400,000 | 12,500,000 | 1,037,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,500,000 | 12,600,000 | 1,023,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,600,000 | 12,700,000 | 1,010,000     | 2,600,000 | 3,000,000 |
| 12,700,000 | 12,800,000 | 996,000       | 2,600,000 | 3,000,000 |

### 4 申請方法

#### (1) 申請案内対象者の場合

前年度所得を基準として勤労奨励金や子供奨励金が受給できると判別された場合は、税務署より8ケタの個別認証番号が記載された申請案内が郵送等により伝達されるため、それを入力（電話・スマートフォン・インターネット（ホームタックス））して申請する。

申請案内対象者の抽出方法は詳らかではないが、おそらく前年度所得データと同時に資産データについても住民登録番号で名寄せして、前記2で掲げた所得要件・資産要件ともクリアした世帯に対して申請案内を発送しているものと思われる。

#### (2) 申請案内対象者でない場合

申請案内対象者でない場合は、インターネット（ホームタックス）にて所得・財産・口座・電話番号を入力して申請するか、税務署で書面にて申請する。そこで国税庁に申告された所得資料と一致する場合には、源泉徴収票などの勤労所得、又は事業所得の証拠書類の提出を省略することができる。ただし必要に応じて、勤労所得又は事業所得を有すること立証する書類と財産証拠書類を提出しなければならない。

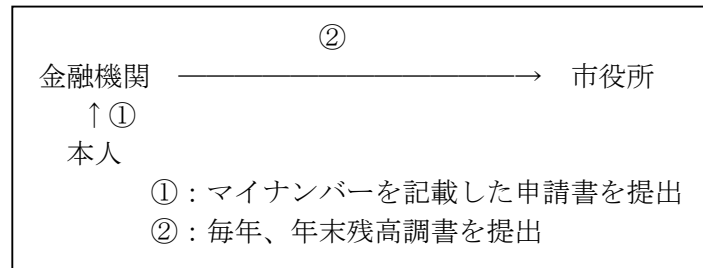
### 5 日本へのインプリケーション

筆者は第Ⅱ章において、給付要件として資産要件を設定する場合には、特に世帯員の金融資産の捕捉が実務上のハードルになることを指摘した。特に介護保険料負担限度額申請と同様のアナログな方法を採用した場合、おそらく自治体の負担は相当なものになるはずである。

そこでヒントとなるのが、上記4(1)で紹介した、韓国の給付付き税額控除の申請方法である。具体的には、世帯の所得データ・固定資産データと同時に金融資産データについてもマイナンバーで名寄せして、世帯の所得要件・資産要件ともクリアした世帯に対して個別認証番号付きの申請案内を発送し、電話（プッシュ回線）等で申請できる自動処理システムにすれば、人的負担は圧倒的に少なくてすむ。あとは申請者の公金受取口座へ所定額を振り込むだけだ。

問題は「どうやって金融資産残高とマイナンバーを紐づけし、かつ金融資産残高に関する情報を入手するか」という点であるが、これについては2022（令和4）年の税制改正で導入された、住宅ローン控除の「年末残高調書」方式<sup>56</sup>を応用すればよい。つまり①あらかじめ希望者が金融機関に対し、マイナンバーを記載した「申請書」を提出した上で、②金融機関は市役所の税務部局に、本人のマイナンバーと預貯金その他の金融資産の年末残高を記載した「年末残高調書」を毎年提出する、というしくみである。

図 4 年末残高調書のイメージ（筆者作成）



こうすることで、10億冊ともいわれている預金通帳とマイナンバーの紐づけをすべて行うことなしに、「給付付き税額控除を希望する者」の金融資産情報のみが捕捉可能となる。

とはいえ、もちろんすぐにはこの「申請案内方式」が定着するとは思えないので、しばらくの間は4（2）のように、eL-TAX ないし書面を用いた申請方式と併用すると同様に、申請案内方式の対象者には年数回の分割給付を認めるなど、インセンティブをつけるべきであろう。

## 6 小括

以上の考察より、日税連が指摘している「現状の地方自治体の執行体制では、給付付き税額控除を執行する余力はないと考えられる」という問題点に対しては、以下の提案によって改善できると考える。

1. イギリス・フランスのように、税額控除をせず、全額を給付すること
2. 韓国のように、世帯の所得データ・固定資産データ・金融資産データをマイナンバーで名寄せして対象者を抽出し、対象者に対して個別認証番号付きの申請案内を発送する自動処理システムを採用すること
3. 上記2のシステム導入のハードルとなる「対象者の金融資産とマイナンバーの紐づけ、および金融資産残高の捕捉」にあたっては、年末残高調書の範囲を金融資産残高にも拡大すること

もちろん上記システムを採用しても、支払調書のマイナンバー不記載や、申請案内対象者以外の者からの申請の確認作業（特に書面申請の場合）により、ある程度の自治体の事務負担の増加は予想されるが、それらは臨時職員の採用や民間事業者への業務委託で対応可能であろう。

## IV まとめと残された課題

以上より、給付付き税額控除の制度導入にあたっては、「市町村を主務官庁にすること」と「マイナンバーを使った名寄せを行うこと」によって、執行面での課題はかなりの程度クリアになると考える。

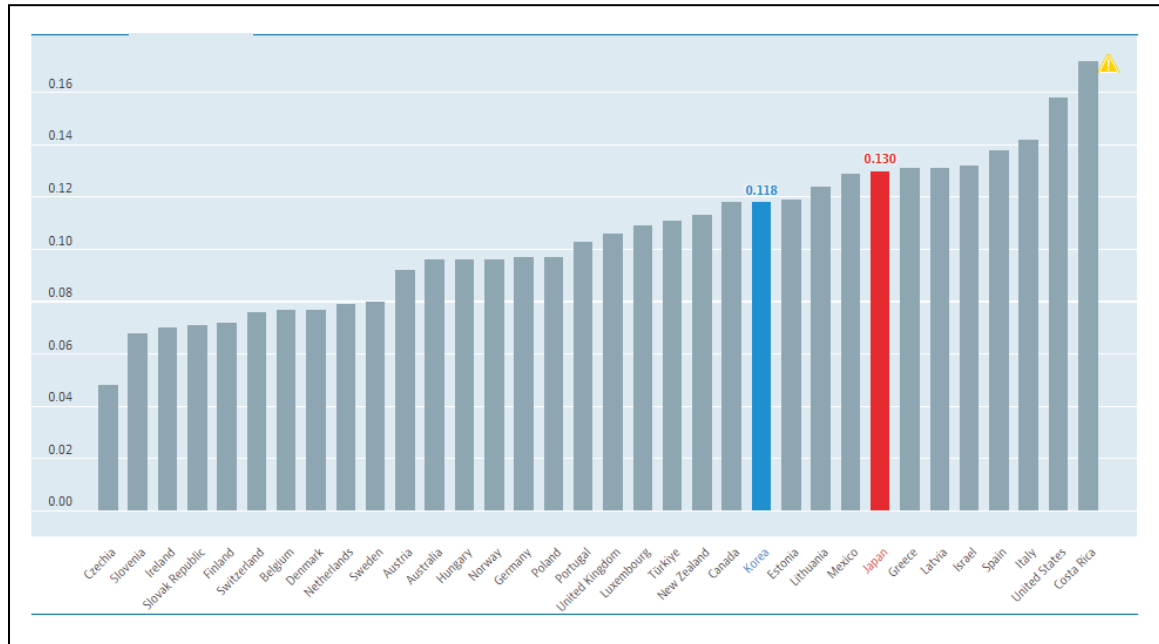
以下のグラフは2018年における、18歳～65歳の貧困率を示すグラフである。OECD加盟国の中で、コスタリカ、アメリカ…に続いて8番目に貧困率が高く、韓国よりも貧困率が高いことがわかる。いみじくも森信（2009）が指摘するように、「格差問題や失業の広がりを目の当たりに、残された時間が多くあるわけではない」<sup>57</sup> のかもしれない。

<sup>56</sup> 住宅ローン控除の年末残高調書方式とは、

- ・納税者が、マイナンバーを記載した適用申請書を金融機関等に提出することを前提に、金融機関等から税務署へ、納税者の住宅ローンの「年末残高調書」が提出され、
- ・納税者の確定申告等にあたっては、税務当局から納税者へ、住宅ローンの「年末残高情報」を、マイナポータル等を通じて提供されることで、確定申告書への自動入力を可能とする方式をいう。詳細については下記を参照。<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/qa.htm>（2024.6.26）

<sup>57</sup> 前掲脚注（3）森信（2009）30頁。

図5 世界の貧困率（18～65歳） 出典：OECD 統計<sup>58</sup>



残された課題は2つある。

第1は事業所得等の過少申告（故意・過失を問わず）による過誤受給・不正受給についてである。本論脚注（38）で触れた通り、筆者は「事業所得等の非違が発生するのは申告納税制度の宿命であって、給付付き税額控除の導入の可否とは別次元の問題」という立場である。が、他方で栗原（2012）の指摘する通り「給付付き税額控除制度が導入されると、課税最低限を下回る低所得者層も確認対象となり、確認対象者の範囲が大幅に拡大する」<sup>59</sup> ことも考慮する必要がある。その場合、税務署職員の大幅な増員も必要となるかもしれない（市町村職員は税務調査のノウハウを持っていない）。

この点、韓国が行っているように事業所得の金額を「総収入金額×『業種別調整率』」として計算するのは、確かに効率的ではある。税務調査の確認作業が「総収入金額」の除外・脱漏の有無だけに絞れるからだ。

しかし日本においては、零細個人事業の利益率は売り手や仕入先の交渉力、あるいは新規参入の脅威などにより全く異なるため、韓国のように画一的な業種別調整率で計算するのは不適當であろう。地道ではあるが、税務署や税理士会が主体となり、記帳・帳簿等の保存の必要性を啓蒙していくのが望ましいと思われる。

第2は社会的分断である。財政社会学者の井手英策によれば、現在の生活保護バッシングの原因を、低賃金労働者による「ゆがんだルサンチマン」に求めた<sup>60</sup>。食べたいもの、着たいものを我慢し、ときには結婚や出産すらあきらめながら、爪に火をともしような生活をしている低賃金労働者にとって、税でくらしを手当てされ、将来への絶望から解放されている生活保護受給者は特権階級に映ったのだ、と。

そうだとすると、低賃金労働者の生活を幾許かでも豊かなものにしてくれる給付付き税額控除の制度は、低賃金労働者と生活保護受給者の社会的分断を乗り越えるための処方箋の1つとなるかもしれない。派遣切りにおびえ、低賃金のもと奨学金返済に苦しみ不安と絶望にあえぐプレカリアート階級の生活を少しでも改善できれば、もしかすると社会の閉塞感も改善されるかもしれない。

だが、それは新たな分断を生むのではないか、という懸念もある。低賃金労働者と中間層の対立だ。すなわち税金（所得税）をもらっている者と払っている者の対立である。

中間層とて将来の不安はあるし、食費や水道光熱費と違って子どもの教育費は（かけようと思えば）

<sup>58</sup> <https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm> (2024.6.27)

<sup>59</sup> 前掲脚注（28）栗原（2012）109頁。

<sup>60</sup> この点、前掲脚注（15）井手（2018）60頁以下を参照。

無限にかかる。そして自分は血のにじむような努力をして、現在の地位を築いてきた。「貧困は努力をしなかった者の自己責任」だ、と常々自分にも、他人にも言い聞かせてきた。そして社会保険料を含め、収入の4割近くを税金として納めてきた…。そうした中間層が「努力せずにフリーターで生きているくせに、税金をもらっている」人に対して、怒りの牙を剥き出し、新たな分断を呼び起こすのではないだろうか。

そう思うと、社会的分断に対する究極的な処方箋は、給付付き税額控除のような小手先の解決策ではなく、究極の普遍主義的政策であるベーシック・インカムなのかもしれない<sup>61</sup>。

---

<sup>61</sup> ベーシック・インカムについては本論文集掲載の「日本型ベーシック・インカム導入の検討」（江本雄介）参照。

## 日本型ベーシックインカム導入の検討

江本雄介（大宮支部）

### 【要 旨】

本稿では、日本社会の現行の社会保障制度が抱える課題を背景に、ベーシックインカムの導入可能性を検討する。長引く経済停滞や雇用環境の変化、非正規雇用の増加は「新しい生活困難層」を生み出し、既存の選別的な社会保障制度では十分に対応できない状況が生じている。ベーシックインカムは、資力調査や就労条件を課さず、すべての個人に一律の現金給付を行う普遍主義的な制度であり、最低所得保障を効率的に実現する政策として注目されている。

第Ⅱ章では、ベーシックインカムの定義、特徴、他国での事例を概説する。そして、その導入に伴うメリットを記載した上で、デメリットとして指摘されることのある財源負担の増大、勤労意欲低下の懸念、政治的安定性への影響などの課題について、筆者の見解を論じる。

第Ⅲ章ではベーシックインカム導入のための財源確保については、所得控除の廃止や既存の社会保障費の転用を提案し、実現可能性を試算する。それにより 60 兆円規模の財源の確保が可能だが、十分ではないという残された課題にどう取り組むべきか論じる。

結論として、ベーシックインカムは「新しい生活困難層」を含む社会的弱者への支援強化と最低所得保障を実現する有力な手段となり得る。しかし、導入には財源確保や社会的合意が必要であり、現行制度との整合性を考慮した慎重な制度設計が求められる。特に、AI や技術革新による労働市場の変化が進む中、ベーシックインカムの議論を深め、未来の社会に適応する柔軟な政策としての可能性を追求することが重要である。

### I. はじめに

本論文集の第一部においては、我が国において広がる経済格差とそれにより生じる諸問題への対応として、所得税制における再分配機能の強化やセーフティネットの構築の必要性を論じている。その中でも、給付付き税額控除は、低賃金労働者（ワーキングプア）への就労支援と所得保障を提供するものであり、更には生活保護受給者との社会的分断を乗り越えるための手段として注目を集めている。しかし、残された課題として書かれている通り、給付付き税額控除は新たな分断を生むという懸念もある<sup>1</sup>。

バブル崩壊後、日本は長引く不況に見舞われ、「失われた 30 年」を経験している。近年は特に国際的な原材料価格の上昇や日米金利差による円安等の影響により、生活を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。物価上昇に賃金上昇が追い付いていれば良いが、令和 6 年 5 月には実質賃金は 26 カ月連続でマイナスとなり、比較可能な平成 3 年以降の記録で過去最長を更新した<sup>2</sup>。

当然ながら、このような経済状況の中で最も痛手を被るのは貧困層である。日本における相対的貧困率（所得が中央値の半分に当たる貧困線である 127 万円に届かない人の割合）は、直近 2021 年のデータで 15.4%<sup>3</sup>であり、OECD では最悪の水準となっている<sup>4</sup>。1984 年には 15.3% であった非正規雇用労働者

<sup>1</sup> 給付付き税額控除については本論文集掲載の「給付付き税額控除は導入可能か―日税連答申を受けて―」（近藤克彦）参照。

<sup>2</sup> 厚生労働省「毎月勤労統計調査」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>）（2024.12.25）

<sup>3</sup> 厚生労働省「2022（令和 4）年 国民生活基礎調査の概況」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>）（2024.12.25）

<sup>4</sup> OECD が公表しているデータによると、貧困率は、比較可能な 2018 年には米国や韓国に次いで先進国の中では 3 番目に高く、2021 年には両国にも抜かれ最悪となっている。OECD「Poverty rate」（<https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm>）（2024.12.25）

働者の割合は、1990年代に急激に上昇し、2023年は37.1%である<sup>5</sup>。非正規雇用労働者がこれほどまでに拡大した要因としては様々あるが、彼らが正規雇用労働者と比較し賃金が高いのは事実である。

貧困層にとっての最後の砦である生活保護についても、予算が不十分であり<sup>6</sup>、また社会的スティグマの存在により、最低限度の生活すら営めないにも関わらず、生活保護を利用できない者が数百万世帯という単位で存在している<sup>7</sup>。

さらに、必ずしも生活保護の対象となる人のみが困難を抱えているかと言うと、そうではないことが問題を複雑化している。たとえば、非正規労働者が老親の介護と就労を両立させるストレスからうつ病を発症し、就労時間も短くなり所得が減少するといったことは今日では珍しくない。しかし、このように複合的に問題を抱えていたとしても、個別にはまったく就労できないほど重症ではないため、縦割りの福祉制度の形式基準にも合致せず、生活保護を受けられないといったケースは存在する。このような人々は、低所得不安定就労層、ひとり親世帯、低年金の高齢者、ひきこもり、軽度の知的障害者などが含まれ、それぞれ多様な事情を抱えている。政治学者の宮本太郎中央大学教授はこのような人々を「新しい生活困難層」と呼び、この層が拡大していると指摘している<sup>8</sup>。

生活保護以外にも子育て世帯への児童手当やひとり親世帯への児童扶養手当、その他にも社会保障の枠組みの中で貧困救済措置は用意されている。しかし、現実には「新しい生活困難層」を含め、制度の枠組みから外れ、生活保護・社会手当・社会保障の対象とはならず、最低所得すら保障されていない人々が存在している。

本稿では、この問題に対応する可能性としてベーシックインカムについて論じるとともに、具体的な財源として所得税を想定し、各種所得控除や給与所得控除の廃止を見据えた代替財源の検討に資する情報の提供、及び日本における今後の導入可能性について考察したい。

## II. ベーシックインカムとは

### 1. 定義

ベーシックインカムは、資力調査や就労を要せず、無条件に、すべての個人を対象として、定期的に行われる現金給付である<sup>9</sup>。生活保護が選別主義的な制度であることに對し、ベーシックインカムは普遍主義的な制度であると言える。

富裕層にも貧困層にも同じ金額が給付されることになるため、格差の解消には役立たないのではないかという疑念が生じるかもしれない。しかし、後述するように所得税を税源とすることを前提とすると、富裕層はより負担税額が多くなるため、方法によっては所得再分配機能を高めることができる。何より、「新しい生活困難層」を含めた、給付を必要としているすべての個人に支給できる。その意味において、ベーシックインカムの本質的な目的は、経済面での基礎的な保障を提供することである。

現在ベーシックインカムを本格的に導入している国はないものの、フィンランドでは2017年から2年間、抽選で選ばれた失業者2000人に対して月560ユーロ（当時の為替レートで約7万円）の給付を行うという実験が行われた。スイスでは結果的には否決されたものの、2016年にベーシックインカム導入可否に関する国民投票が実施された。

<sup>5</sup> 厚生労働省「非正規雇用の現状と課題」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/index.html)) (2024.12.25)

<sup>6</sup> 2022年度の社会保障給付費の総額は約137.8兆円、そのうち生活保護に分類されるものは3.5兆円（2.6%）に留まり、他国と比較しても極めて低い水準である。

国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度 社会保障費用統計 2022年度社会保障費用の概要、第31表 制度別社会保障給付費の推移」([https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R04/fsss\\_R04.html](https://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-R04/fsss_R04.html)) (2024.12.25)

<sup>7</sup> 現在、生活保護の利用者は約201万人（約165万世帯）であるが、生活保護の捕捉率（低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合）は、15.3%（所得のみ）ないしは32.1%（資産を考慮）と推計されており、生活保護を必要としている世帯に十分に行き届いているとは言えない。

厚生労働省「ナショナルミニマム研究会 2010年4月9日」平成19年国民生活基礎調査特別集計による推計 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou\\_129252.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_129252.html)) (2024.12.25)

<sup>8</sup> 宮本太郎「貧困・介護・育児の政治 ベーシックアセットの福祉国家へ」(2021) 54頁、86頁

<sup>9</sup> Basic Income Earth Network (BIEN) (<https://basicincome.org/faqs/>) の定義による。(2024.12.25)

また、ベーシックインカムに類する制度として、イランやアラスカなどでは石油等の天然資源から得た収益を国民に分配している。

日本ではベーシックインカムを具体的に導入する予定はないが、提唱者や研究者は存在する。ただ、一口にベーシックインカムといっても主張は様々である。たとえば、経済学者の小沢修司氏は、最低所得保障という観念に重点を置き、既存の社会保障制度のうち現金給付部分についてはベーシックインカムで代替するが、介護や保育、医療などのサービス給付は削減しないとしている<sup>10</sup>。これに対して、小泉政権時に郵政民営化担当大臣等を歴任し、令和4年までパナソニック取締役会長を務めた竹中平蔵氏もベーシックインカム論者として知られるが、自身のこれまでの政策や主張から、より新自由主義的なベーシックインカムを目指していると受け取られている。

経済学者の井上智洋駒澤大学准教授はベーシックインカムを社会保障制度の関係で以下に分類している<sup>11</sup>。

- ・代替型（ネオリベ型）：既存の社会保障制度を全廃する。
- ・中間型（取捨選択型）：社会保障制度のある部分は残して、それ以外は廃止する。
- ・追加型（反ネオリベ型）：既存の社会保障制度をすべて残す。

本稿においては、最低所得保障を目的としたベーシックインカムの導入を目的としており、中間型または追加型のベーシックインカムを前提とした上で検討していく。

## 2. 給付額

ベーシックインカムの給付額は1人当たり月額5～7万円と、論者によって幅がある。本稿では、最低所得の保障を主眼として給付金額を検討する。

生活保護制度を参考にすると、生活扶助の給付額は、以下のような水準である。

|                  | 東京都区分等   | 地方群部等    |
|------------------|----------|----------|
| 3人世帯（33歳、29歳、4歳） | 164,860円 | 145,870円 |
| 高齢者単身世帯（68歳）     | 77,980円  | 68,450円  |
| 高齢者夫婦世帯（68歳、65歳） | 122,460円 | 108,720円 |
| 母子世帯（30歳、4歳、2歳）  | 196,220円 | 174,800円 |

（厚生労働省 HP より抜粋<sup>12</sup>）

生活保護制度においては、生活扶助以外にも必要に応じた給付（住宅扶助や教育扶助等）がなされるが、まずは生活扶助の水準を参考にすると、ベーシックインカムの給付額が1人当たり5～7万円ということについては、最低生活費保障の観点から概ね妥当であると評価できる。

なお、実際の生活保護費の算定については、世帯人数に応じて支給基準額に逓減率を乗じるため、実際の支給額については、世帯人数が増えるにつれ1人当たりの金額が少なくなる。ベーシックインカムについても、大人は7万円、子どもは3万円として構想をしている論者もいる<sup>13</sup>。

## 3. 給付方法

具体的な給付方法としては、公金受取口座登録制度を活用することで効率化が可能である。本制度は、本人名義の預貯金口座を公金受取口座として登録しておくことで、給付金等を受け取ることができるというものである。従来型の給付金については、その都度、申請書と口座情報を役所に提出する必要があり、提出された役所も確認作業事務に追われていた。公金受取口座登録制度により、申請手続き不要のプッシュ型給付の実現が可能となる。

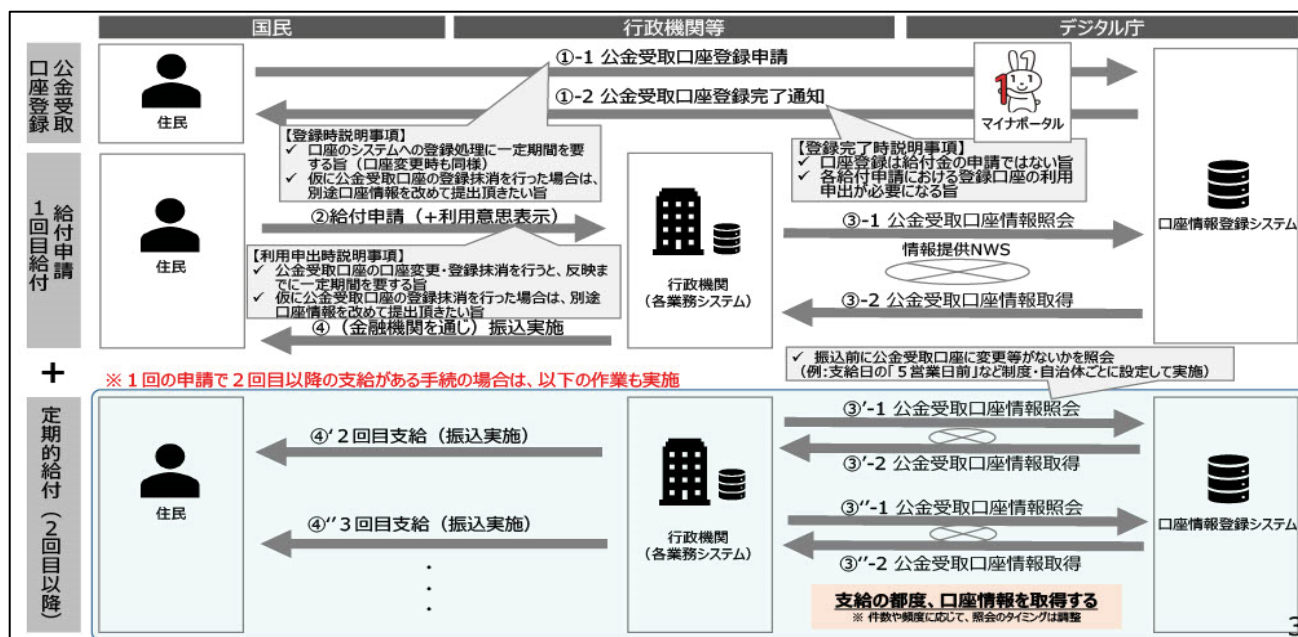
<sup>10</sup> 小沢修司「福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平」（2002）164頁

<sup>11</sup> 井上智洋「『現金給付』の経済学 反緊縮で日本はよみがえる」（2021）64頁

<sup>12</sup> 厚生労働省「生活保護制度に関する Q&A」（<https://www.mhlw.go.jp/content/001106332.pdf>）（2024.12.25）

<sup>13</sup> 原田泰「ベーシック・インカム 国家は貧困問題を解決できるか」（2015）114頁





(厚生労働省資料から抜粋<sup>14)</sup>)

また、ベーシックインカムは資力調査や就労要件がないため、給付を受けられるかどうかを判断するための調査に、時間とコストをかける必要がないという点も優れており、その意味において公金受取口座登録制度との親和性も高いと評価できる。

#### 4. 賛成意見（メリット）

ベーシックインカムには次のようなメリットがあると言われている。

- ①格差の拡大や貧困の増大を改善する手段として期待できること。
- ②既存の社会保障制度の対象から漏れてしまった人も救済が可能であること。
- ③生活保護等と比較し、給付に必要なコストが抑えられること。
- ④金銭的な事情を理由に希望の職業や学業を諦める必要が少なくなること。
- ⑤幸福度が高くなりストレスが軽減されること<sup>15</sup>。
- ⑥経済に好影響を及ぼす可能性があること<sup>16</sup>。

#### 5. 反対意見（デメリット）

ベーシックインカムには多くの反対意見が付きまとう。代表的な意見としては、次のようなものが挙げられる。

- ①財政的負担が膨大であり、実現可能性が低いこと。
- ②国民の勤労意欲が低下することが予想されるということ。
- ③政府による政治的利用や社会・政治の不安定化がもたらされる可能性があるということ。
- ④賃金下落を招く恐れがあること。

財源の問題に関しては、第三章で検討する。

勤労意欲の問題に関しては次のような反論がある。すなわち、ベーシックインカムは収入の有無に関

<sup>14</sup> 厚生労働省「公金受取口座に係る対応の概要」(https://www.mhlw.go.jp/content/000914781.pdf) (2024.12.25)

<sup>15</sup> 後述のフィンランドでの実験等を参照。

<sup>16</sup> ベーシックインカムの導入により、たとえば、低所得者が貧困状態から抜け出すことが困難になる経済的・制度的な状況（いわゆる「貧困の罟」）が解消され、勤労意欲が高まり、経済生産が増加し、税収や社会保険収入が増加すると考えられる。

ガイ・スタンディング著（池村千秋訳）「ベーシックインカムへの道」（2018）161-162 頁



ならず、全国民を対象として無条件に支給され、支給により当初所得は減らないため、勤労意欲の低下には影響を与えないという仮説である。この点は、収入があれば減額される生活保護制度との違いである。実際にいくつかの国々でのベーシックインカムの実験が行われているが、それにより勤労意欲が低下したという報告はされておらず、これについては各国の実験結果を交えて後述する。

ベーシックインカムが政治的に利用されることにより生じる最も深刻な問題としては、政権によってベーシックインカムの支給の有無や金額が変わってしまうと、それを頼りにしている人々にとっては大きな混乱要因となり得るということである。後述の通りスイスではベーシックインカム導入のための憲法改正案が国民投票にかけられたが、仮に導入するのであれば、国民の恒久的な権利として保障するため、改憲を含めた議論が必要になるであろう。

賃金の問題に関しては、ベーシックインカムを理由に企業（または雇用主）が賃金を下げる懸念があるということであるが、これについては反対意見がある。すなわち、ベーシックインカムを受け取っている人たちは、搾取的な低賃金の職を拒み、強気に賃金交渉ができるはずというものである。イギリスの労働経済学者であり、ベーシックインカム支持者として知られるガイ・スタンディング氏は、「ベーシックインカムはすべての人に給付される。雇用されているかどうか、所得が少ないかどうかは関係がなく、賃金が上昇しても打ち切られない。そのため、労働者の賃金交渉力が強くなる。」<sup>17</sup>と主張する。

## 6. 他国での社会実験等の動き

ベーシックインカムを実際に導入している国はないが、海外のいくつかの国では社会実験を初めとした将来的な導入に向けての試みが行われている。

### 【フィンランドでの実験（2017～2018）】

フィンランドでは2015年にベーシックインカムの給付実験を公約の一つに掲げたユハ・シピラ率いる中央党が第一党となったことを受け、2017～2018年にかけて、25～58歳の失業手当受給者のうちランダムに抽出された2,000人を対象に、ベーシックインカムとして月560ユーロ（当時の為替レートで約7万円）を給付し、同じ母集団から約17万5千人をコントロールグループとして比較対照を行うという社会実験が行われた。後に提出された報告書によると、ベーシックインカムを支給されたグループの方が生活満足度は高まり、また、懸念されていた勤労意欲への影響に関しては、コントロールグループより平均で6日間長く働いているという結果となった<sup>18</sup>。

### 【スイスの国民投票（2016）】

スイスでは2016年にベーシックインカムの導入に関する国民投票が実施された。スイスは直接民主制の国家であり、国民は10万人の署名を集めることで、憲法改正のための国民投票を行うための国民発議権（イニシアチブ）が得られる。その結果、有効票のうち賛成は23.1%に留まり否決となった<sup>19</sup>。この国民投票では具体的な給付額は明記せず、採択後に議会で決定するものとされていたが、市民運動家が月額2,500スイスフラン（当時の為替レートで約28万円）の給付を主張したことをメディアが報道し始めたことが原因となり、国民の財源に対する不安が煽られた結果、反対意見が強くなったとの見方もある<sup>20</sup>。なお、国民投票で問われたスイス憲法改正案は、以下のような文言になっていた。

第110条（a）無条件のベーシックインカム

連邦政府は、無条件で給付されるベーシックインカムを確実に導入する。

ベーシックインカムは、すべての国民が尊厳を持って生き、公共のことがらに関わることを可能にするものでなくてはならない。

具体的にどのように財源を確保し、どのような水準の給付を行うかは、法律で定める。

<sup>17</sup> スタンディング・前掲注（16）133頁

<sup>18</sup> Kangas, O., S. Jauhiainen, M. Simanainen and M. Ylikännö 2020. Evaluation of the Finnish Basic Income Experiment, the Ministry of Social Affairs and Health, Finland  
(<http://julkaisut.valtioneuvosto.fi/handle/10024/162219>) (2024.12.25)

<sup>19</sup> Swiss Federal Chancellery FCh (<https://www.bk.admin.ch/ch/d/pore/va/20160605/det601.html>) (2024.12.25)

<sup>20</sup> スタンディング・前掲注（16）268-272頁

その他、カナダ、インド、ナミビア、スペイン、イタリア、オランダ、ドイツ、アメリカ、ケニア、ブラジル、アイルランドにおいてベーシックインカム（または類似の制度）に関する検討が現在または過去に実施されている<sup>21</sup>。

### Ⅲ. ベーシックインカムの導入検討

#### 1. 代替財源としての所得控除等の廃止

ベーシックインカムを支給するには財源が必要となる。この点については研究者や提唱者の中でも意見は様々だが、ここではまず、所得税の各種所得控除及び給与所得控除を廃止することの合理性を検討する。

経済学者の小沢修司氏は、ベーシックインカムを導入する代わりに、「現行の所得税制では生活保障のため政策的に採用されている各種の所得控除もなくす。なぜならば、所得控除についていえば、個々人の生活に必要な所得が保障されるために、給与所得控除や基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除、高齢者控除、障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除などは不要になるからである。」<sup>22</sup>と述べている。同様に、経済学者の原田泰氏は、ベーシックインカムは所得控除の代わりになるものであるとした上で、具体的な導入策を検討する上で配偶者控除や扶養控除、基礎控除など、ほとんどの控除を廃止すべきとしている<sup>23</sup>。また、経済学者の鈴木亘学習院大学教授は、「配偶者控除や扶養控除は、専業主婦や扶養家族（主に子どもたち）にかかる費用の一定部分を補助する制度であるから、ベーシック・インカム導入後は明らかに不要となる。社会保険料控除なども、きちんと対価を支払えるだけの所得が保障されるのだからカットできる。一方で、給与所得控除や基礎控除も不要と考える論者もいるが、これは本業の労働にかかる費用を控除するという意味合いなので、廃止は不適切な面があると考えられる。」<sup>24</sup>と述べている。

これらの意見を踏まえた上で、ベーシックインカムを導入するにあたり、現行の所得控除はどうあるべきかを考察する。

#### (1) 基礎的人的控除

基礎的人的控除（基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除）について、金子宏東京大学名誉教授は、「所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という理由に基づくものであって、憲法 25 条の生存権の保障の租税法における現われである」<sup>25</sup>としている。また、畠山武道北海道大学名誉教授は、「納税者がある経費を実際に支出したかどうか否かに関係なく、一定の所得に達せず担税力のない人に対する課税を免除し、最低限度の生活水準を保障するために、定まった額の控除を認めるもの」<sup>26</sup>としている。

さらに、日本税理士会連合会税制審議会は、平成 29 年度「個人所得課税における控除方式と負担調整のあり方について」の答申において、「現行の所得控除のうち基礎的な人的控除は、最低生活費部分を課税対象外とするとともに、課税最低限を規律する機能を有しているとされている」とした上で、「最低生活費部分を不課税とする制度の趣旨や生活保護基準との関係からみれば、その額はなお低水準であり、大幅に引き上げるべきである」<sup>27</sup>と述べている。

基礎的人的控除は最低生活費を保障するためのものであり、それが生活保護の水準を斟酌すべきであるとすれば、まさにここでいうところの最低所得保障を目的としたベーシックインカムがそれに代替するものであるから、基礎的人的控除は不要になると言えるであろう。

<sup>21</sup> 明治安田総合研究所調査 REPORT 小玉祐一「日本におけるベーシックインカム導入の可能性」(2021) (<https://www.myri.co.jp/publication/myri-report/index.php?nendo=2020>) (2024.12.25) 1 頁

<sup>22</sup> 小沢・前掲注 (10) 164 頁 なお、高齢者控除は現在廃止されている。

<sup>23</sup> 原田・前掲注 (13) 125 頁

<sup>24</sup> 鈴木亘「ベーシック・インカムの実現可能性に関する一考察」『学習院大学 経済論集』第 57 巻 第 4 号 (2021) 316-317 頁

<sup>25</sup> 金子宏「租税法 [第 24 版]」(2023) 210 頁

<sup>26</sup> 畠山武道＝渡辺充「新版 租税法」(2000) 101 頁

<sup>27</sup> 日本税理士会連合会税制審議会「個人所得税における控除方式と負担調整のあり方について—平成 29 年度諮問に対する答申—」(2018) 5 頁

## (2) 特別人的控除

これに対して特別人的控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除）は、どうであろうか。これらは、「通常の者に比較して生活上追加的経費が必要である」<sup>28</sup>という考え方に基づくものである。

特別な理由により支給されたベーシックインカムだけでは十分に生活できない場合には、最低所得保障との関係から問題になるため、特別人的控除については存続させる必要があるかもしれない。しかし、日本税理士会連合会税制審議会は以下のように指摘している。すなわち、「特別な人的控除については、それぞれの控除が社会福祉政策の一環としての税制措置であると考えられる。したがって、本来は社会保障制度において手当すべきであるが、税制として存置する場合には、所得の多寡にかかわらず控除額が一定になる税額控除方式とし、支援額の明確化を図ることが適当である。」<sup>29</sup>としており、現行の所得控除方式には問題点があると考えている。

また、親族に障害者がいる場合や幼い子どもがいるひとり親世帯については、家族の世話と仕事を両立する必要から就労時間が短くならざるを得ない場合がある。そのような事情から、特別人的控除の対象となるような人は「新しい生活困難層」に該当する場合が少なくない。このような人々はもともとの課税所得が少ないため、所得控除の恩恵が得られにくいという問題もある。したがって、特別人的控除を廃止する代わりに、社会保障を充実させるか、または税額控除、あるいは追加的な現金給付の方策が望ましいであろう。

ただし、勤労学生控除に関しては、平成 12 年の税制調査会の答申でも指摘されているように、「諸外国にも例のない制度であること、制度創設時の戦後の時期とは勤労学生の生活の事情も変わってきていることなどから存在意義は乏しくなっている」<sup>30</sup>とされており、現行法においても廃止議論がある。

なお、具体的に充実させる社会保障に関しては以下であると考えられる。

障害者：障害者総合支援法、精神保健福祉法等による支援など

寡婦・ひとり親：児童扶養手当法による児童扶養手当など

## (3) 給与所得控除・社会保険料控除

給与所得控除について検討するためには、最低生活費と課税最低限という観念の違いについて整理をする必要がある。課税最低限について、金子宏名誉教授は、「所得のうちそこまでは課税されない金額」という意味であり、給与所得者の場合は人的控除のほか、給与所得控除および社会保険料控除を含むものとして観念されている。したがって、それは、最低生活費控除とは別の観念である」<sup>31</sup>としている。すなわち、給与所得控除や社会保険料控除は、最低生活費保障を目的とした基礎的人的控除とは性質が異なる。

給与所得控除はいくつかの理由により創設された制度であるが、金子宏名誉教授は、最も重要な点として、「給与所得については必要経費の個別的認定が困難であるため概算経費控除を認める必要のあること」<sup>32</sup>であるとしている。一方で、「現在の給与所得控除の金額は、一般的にいて、これらの目的に必要な範囲をはるかにこえているから、その過半の金額は、実際にはサラリーマンの最低生活費の保証の機能をもっていると考えてよい」<sup>33</sup>とも述べている。また、昭和 40 年 12 月の政府税制調査会答申は、「課税最低限は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除及び社会保険料控除によって構成されている」とした上で、課税最低限の機能は 4 つに大別することができるとし、その一つとして「当時の国民生活水準からみて通常必要とされる生計費に対応する部分を、課税外におくこと」<sup>34</sup>としている。すなわち、給与所得控除については、概算経費控除の機能と最低生活保障の機能の両方から構成されていると解されている。

以上の点から、給与所得控除については、その全部がベーシックインカムで代替するというよりは、

<sup>28</sup> 金子・前掲注 (25) 214 頁

<sup>29</sup> 日本税理士会連合会税制審議会・前掲注 (27) 6 頁

<sup>30</sup> 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」(2000) 107 頁

<sup>31</sup> 金子・前掲注 (25) 213 頁

<sup>32</sup> 金子・前掲注 (25) 254 頁

<sup>33</sup> 金子宏「所得税における所得控除の研究」日税研論集 52 号 (2003) 8 頁

<sup>34</sup> 税制調査会「昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明 (答申別冊)」(1965) 37 頁

概算経費控除に対応する部分と最低生活保障に対応する部分を区分した上で、後者については廃止することが適当と考えられる。なお、上記の通り、給与所得控除のうち「過半の金額」が最低生活費に対応する部分であると考えられることや、現実にはサラリーマンの通勤交通費は非課税であり、その他経費とすべきものの範囲は限られていること、独自に認められている特定支出控除制度がほとんど使用されていないことを考慮すると、給与所得控除のうち概算経費控除に対応する部分はかなり低いと予想されるため、控除額は現行の半分以下にまで縮小すべきである。

他方で、社会保険料控除は、「法令によって加入が義務づけられているか、あるいはそうでないにしても大多数の人々にとって加入するのが普通であるため、所得のうちこれらの保険料に充てた部分は担税力が弱い、という理由によるもの」<sup>35</sup>ともいえる。この点を考慮すると、次の2つの理由から社会保険料控除は廃止も含めて検討すべきであろう。

- ①社会保険料に充てた部分の担税力の問題であるならば、対価を支払えるだけの所得が保障されるため、ベーシックインカムで代替できる。
- ②所得者ほど社会保険料控除による恩恵が大きくなる現行制度では、最低所得保障という観点から見ると適切ではない。

#### (4) 雑損控除・医療費控除

雑損控除および医療費控除は「一定の金額を超える雑損失や医療費は納税者の担税力を弱めるという考え方に基づく」<sup>36</sup>ものである。すなわち、異常な損失や支出による所得減殺要因の性質を有するものである。最低生活費控除の性質を有する基礎的人的控除とは違い、ベーシックインカムが代替するものではない。

ただし、医療費控除に関しては、日本税理士会連合会も廃止を含めた見直しの必要性を主張している。すなわち、「医療保険制度が相当程度充実し、高額療養費制度や保険金などで補填されることも多く、従前と比べてその必要性は小さくなっていることから、医療費控除は廃止を含めた見直しが必要である」<sup>37</sup>としている。

これまでをまとめると、以下の図のように示される。

|         | 意義                  | BIで代替             | BI導入後               |
|---------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 基礎的人的控除 | 最低所得保障              | できる               | 廃止すべき               |
| 特別人的控除  | 追加的経費のための配慮         | できない<br>(社会保障で対応) | 廃止すべき               |
| 給与所得控除  | ①概算経費控除<br>②最低生活費控除 | ①できない<br>②できる     | ①縮小すべき<br>②廃止すべき    |
| 社会保険料控除 | 強制的な保険料は担税力を持たない    | できる               | 廃止すべき               |
| 雑損控除    | 異常な損失や支出による所得減殺     | できない              | 存続すべき               |
| 医療費控除   | 異常な損失や支出による所得減殺     | できない              | 存続すべき<br>(ただし廃止論あり) |

<sup>35</sup> 金子・前掲注(25) 216 頁

<sup>36</sup> 金子・前掲注(25) 215 頁

<sup>37</sup> 日本税理士会連合会「令和5年度税制改正に関する建議書」(2022) 12 頁

## 2. 導入案

前章までを踏まえ、実際にベーシックインカムを日本で導入することについて検討する。

日本におけるベーシックインカム論者の第一人者として知られる経済学者の小沢修司氏は、ベーシックインカムは実にシンプルな最低所得保障構想とした上で、その導入可能性について言及している。小沢氏は生活保護の生活扶助の水準を参考に、子どもを含めて、すべての国民に毎月8万円を給付するという構想を行った。すなわち、人口1億2000万人とした場合に、毎年115.2兆円がベーシックインカムとして支給されることとなる。財源として、社会保障給付費を現物給付と現金給付に分類した上で後者の廃止、及び所得税制上の各種の所得控除や給与所得控除の廃止による調達が可能であると主張した。

まず、社会保障給付費に関しては、平成11年（小沢氏の著書が発刊された際に公表されていた最新のデータ）で総額が75.0兆円であり、このうち現金給付部分については43.5兆円に上るため、ベーシックインカムで必要となる金額の4割近くに相当することになる<sup>38</sup>。これを現在の状況に置きかえると、公表されている最新のデータは令和4年のものであるが、社会保障給付費は総額で137.8兆円、このうち現金給付部分については67.2兆円に上る<sup>39</sup>。最も大きい割合を占めているのは退職年金（47.0兆円）であり、このうち厚生年金（19.3兆円）についてベーシックインカムの財源にすることに関しては論争が生じるものと思われるが、少なくとも基礎年金（22.7兆円）については、ベーシックインカムでそれ以上の金額を受け取ることになるため（令和6年度は月額6万8千円）、財源として良いであろう。これらベーシックインカムの代替財源として差し支えない社会保障給付費を集計すると、約40～45兆円になる。

次に、所得控除について検討する。給与所得に関しては、平成14年当時の状況で、給与総額222.8兆円のうち97.0兆円のみが課税所得であり、残りの125.8兆円は課税されない所得控除や給与所得控除であった。小沢氏は、所得控除等を廃止し、給与総額222.8兆円に対して一律50%の所得税率を乗じることによって財源の調達は可能であると述べた<sup>40</sup>。また、それにより所得増税があったとしても、たとえば夫婦と子供2人の年収700万円の世帯では、ベーシックインカムの導入により再分配後の所得が増大することとなり、低所得者層だけではなく、中間層の所得も増大することが期待できることを示した<sup>41</sup>。

これに関して、直近の情報を基にして、より実現可能な方法がないか模索する。令和5年分の源泉所得税額は22.3兆円であり、所得種類別には、給与所得12.9兆円、配当所得は5.6兆円、報酬・料金等1.2兆円、利子所得等0.4兆円、その他2.1兆円であった<sup>42</sup>。ここではまず、最も影響の大きい給与所得に関して検討する。

国税庁の民間給与実態統計調査によると、令和5年中に民間の事業所が役員及び従業員（パート・アルバイトなどを含む）に対して支払った給与について、1年を通じて勤務した給与所得者数は5,076万人、給与の総額は233.3兆円で、源泉徴収された所得税額は11.9兆円であった<sup>43</sup>。

給与総額に一律50%の所得税率を乗じると116.6兆円となり、目標としているベーシックインカムの財源は調達できそうである。ただし、それでは低所得者層にも高い税率が適用され、本来のベーシックインカムの導入趣旨にそぐわない恐れがあるため、所得控除の廃止のみを計算に反映させ、税率については超過累進税率を維持することを前提に計算を試みる。ここでは、給与階級別の平均給与額に現行の超過累進税率を乗じることにより、所得控除及び給与所得控除の影響を排除することによる所得増税額を計算した。なお、前章においては一部の所得控除については存続させることとしているが、計算上大きく影響のある人的控除、給与所得控除（の大部分）、社会保険料控除については廃止することとして

<sup>38</sup> 小沢・前掲注（10）169頁

<sup>39</sup> 国立社会保障・人口問題研究所・前掲注（6）「第29表 社会保障給付費支出表」

<sup>40</sup> 小沢・前掲注（10）169頁

<sup>41</sup> 小沢・前掲注（10）176-177頁

<sup>42</sup> 国税庁「統計情報 令和5年度 源泉所得税」

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/gensen2023/gensen.htm>) (2024.12.25)

<sup>43</sup> 国税庁「統計情報 令和5年分 民間給与実態統計調査」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2023/minkan.htm>) (2024.12.25) なお、給与所得者のうち官公庁等に勤務している者や源泉徴収義務のない事業所の勤務者、日雇い労働者等は含まれない。

おり、計算を簡便化するためにこの方法で行うこととした<sup>44</sup>。

その結果、所得税収は 32.1 兆円となり、現行の実績よりも 20.2 兆円の増収が見込まれた。また、一人当たりの負担にどのような影響があるかに関して、ベーシックインカム給付額が毎月 7 万円であると仮定すると、下図の通り、給与階級が 800 万円までであれば、給付額が増税額を上回り、負担は軽減するという結果が示された。特に低所得者ほどその効果は高く、手取りを圧迫する社会保険料について所得控除が使えないことになったとしても、給付額がそれを上回ることになり、生活の安定に資することが期待できるであろう。

| 給与階級     | 給与所得者数     | 給与総額      | 税額 (A)  | 所得控除を廃止した場合の税額 (B) | 所得控除を廃止した場合の増税額 (B - A) | 一人当たりの負担増加額 (△減少額) |
|----------|------------|-----------|---------|--------------------|-------------------------|--------------------|
|          | 人          | 億円        | 億円      | 億円                 | 億円                      | 円                  |
| 100万円以下  | 4,136,238  | 33,311    | 152     | 1,700              | 1,548                   | △ 802,580          |
| 200 "    | 6,225,993  | 89,041    | 1,076   | 4,545              | 3,469                   | △ 784,281          |
| 300 "    | 7,093,383  | 178,957   | 3,195   | 11,356             | 8,161                   | △ 724,944          |
| 400 "    | 8,255,005  | 289,913   | 5,837   | 23,911             | 18,074                  | △ 621,058          |
| 500 "    | 7,816,840  | 349,945   | 7,819   | 38,045             | 30,226                  | △ 453,324          |
| 600 "    | 5,503,750  | 301,532   | 7,968   | 38,048             | 30,080                  | △ 293,462          |
| 700 "    | 3,621,419  | 234,136   | 7,226   | 32,327             | 25,101                  | △ 146,882          |
| 800 "    | 2,488,149  | 185,792   | 7,498   | 27,804             | 20,306                  | △ 23,873           |
| 900 "    | 1,638,086  | 138,980   | 7,480   | 22,217             | 14,737                  | 59,667             |
| 1,000 "  | 1,191,191  | 112,952   | 7,394   | 19,759             | 12,365                  | 198,047            |
| 1,500 "  | 2,034,997  | 240,144   | 22,737  | 49,656             | 26,919                  | 482,812            |
| 2,000 "  | 451,211    | 77,852    | 12,709  | 19,300             | 6,591                   | 620,748            |
| 2,500 "  | 142,795    | 31,741    | 6,567   | 8,970              | 2,403                   | 843,015            |
| 2,500万円超 | 162,327    | 68,353    | 21,248  | 23,619             | 2,371                   | 620,893            |
| 合計       | 50,761,384 | 2,332,649 | 118,907 | 321,258            | 202,352                 |                    |

(民間給与実態統計調査結果を基に筆者作成<sup>45</sup>)

なお、所得控除の廃止に加えて、仮に所得税率を一律 10 ポイント引き上げた場合の所得税収額は、55.5 兆円 (43.6 兆円の増収) と試算された。この場合は給与階級が 500 万円以下であれば、ベーシックインカムによる収入が所得増税による影響を上回る計算となった。ただし税率の調整に関しては、他の政策的要素を考慮したより細かい議論が必要になるため、ここでは上記結果を記載するに留めることとする。

給与所得以外の所得についても簡単に試算する。令和 5 年分の申告所得税標本調査結果によると、税額 (申告納税額に既に源泉徴収の方法により納付した税額を加えたもの) は 7.2 兆円であり、このうち源泉徴収税額は 3.1 兆円、申告納税額は 4.1 兆円であった。また、所得者区分別の税額としては、事業所得者は 1.0 兆円、不動産所得者は 0.7 兆円、給与所得者は 3.2 兆円、雑所得者は 0.1 兆円、他の区分に該当しない所得者は 2.1 兆円であった<sup>46</sup>。上記と同様の手法により計算すると、事業所得者からは 0.4 兆円、

<sup>44</sup> 令和 5 年の民間給与実態調査結果の情報を基に分析すると、控除額 (給与所得控除は含まない) は全体で 62.3 兆円と見積もられ、このうち人的控除が 29.3 兆円 (約 47%)、社会保険料控除が 29.4 兆円 (約 47%) であり、合わせて約 94% を占める。

国税庁・前掲注 (43)「第 17 表 給与階級別の諸控除」

<sup>45</sup> 国税庁・前掲注 (43)「第 3 表 給与階級別の総括表・第 21 表 給与階級別の所得者数、給与総額及び税額」

<sup>46</sup> 国税庁「統計情報 令和 5 年分 申告所得税標本調査結果」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2023/hyuhon.htm>) (2025.4.10)

不動産所得者からは0.3兆円、雑所得者からは0.1兆円の増税が見込まれる結果となった。

以上をまとめると、社会保障給付費や所得控除等、ベーシックインカムが代替するものを廃止することにより得られる財源は61～66兆円程度であることが分かった。そして、残念ながらそれだけでは国民全体に月8万円を支給することは難しいことも明らかである。

財源の問題からベーシックインカムの導入は断念すべきであろうか。筆者はそうは思わない。金額をいくらにするかということについては議論の余地があるし（前述の通り1人当たり5～7万円、或いは大人は7万円、子どもは3万円という意見もある）、また、ベーシックインカムの賛成意見（メリット）として記載した通り、経済や税収に好影響が及ぼされるのであれば、より多くの財源が調達できる可能性もある。また、本稿では検討していないが、財源として消費税や資産税について着目する意見もある<sup>47</sup>。

残された課題は多いが、貧困をなくし、最低所得保障を達成する手段としてのベーシックインカムについて、より具体的な議論が行われるべきであろう。

#### IV. おわりに

ベーシックインカムは、その構想の起源は18世紀末に遡り、近年その議論が活発になっている。導入に向けた社会実験等も行われてきたものの、現時点において完全なベーシックインカムを採用している国はない。財源の問題以外にも、これまでの税制・社会保障制度を根本的に組み替えることに関する制度的・技術的・心理的ハードルが高くそびえ立つことが予想される。

本稿では「新しい生活困難層」に最低所得保障が有効に行き届く手段としてベーシックインカムの可能性を論じてきたが、特に近年よく言われるように、AIが人々の仕事を奪う未来が現実になったときには、ベーシックインカムの必要性がより真剣に議論されていることも想像に難くない。

時代の変化とともに現行の制度では対応できない困難が出現した時に、既存の常識を覆すようなドラスティックな制度が必要になるかもしれない。ベーシックインカムも全くの机上の空論ではなく、一つの具体的な手段として活発な議論が進められることを願うばかりである。

---

<sup>47</sup> ベーシックインカムの財源として、たとえば、消費税の軽減税率の廃止や、固定資産税の強化などを主張する論者がいる。

鈴木・前掲注（24）317頁

原田・前掲注（13）143-144頁



## ジェンダーにかかる不公平と 税制の在り方について

大島明訓（宇都宮支部）

### 【要 旨】

わが国においてもしばしば話題に取り上げられることが多くなった「ジェンダー」と「ジェンダーギャップ」。わが国のジェンダーギャップ指数は諸外国と比べ低位にあり、ジェンダー後進国に甘んじている。賃金格差に代表される男女間の不公平が解消されないことにより、公平性の面のみならず経済成長の面でも諸外国の後塵を拝している。そこで、性による不公平を解消し、かつ経済を活性化していくという問題意識の下、現行税制の在り方と今後の展望を考察した。

第一に、配偶者控除制度の現代的な意義を検討した。「一家の大黒柱」たる夫と、「内助の功」により夫を支え扶養される妻といった昭和の典型的な家族形態に適合していた同制度も、現代的な視点で捉えれば性別による社会的役割の分断とも考えられる。さらに、同制度の存在が顕在的、あるいは潜在的に主婦層の就業意欲を抑制し、「年収の壁」として就業調整の原因ともなっている。そこで配偶者控除制度を、妻を扶養する夫の所得控除制度から主婦層に代表される家計の「第2次稼得者」の給与所得控除を優遇する制度へと抜本的に見直すことにより、女性の社会進出を後押しし、男女間の賃金格差の是正を図るべきではないだろうか。合わせて、子育て世帯を雇用する法人の子育て支援への取組を促す税制を検討すべきである。具体的には、企業版ふるさと納税制度の再構築により地方自治体の子育て支援事業に対し企業が寄附をしやすくなるよう寄附法人への一定の見返りを容認することや、法人税税額控除としてベビーシッター利用促進税制、企業主導型保育事業促進税制の導入を検討すべきである。

第二に、性別により適用可否が区分される寡婦控除制度の意義を検討した。その前提として、租税の分野における公平な取り扱いの判断基準を示し現代においても司法判断に大きな影響を与えている「大島訴訟」の考え方を確認した。立法府により策定された租税法律が政策目的に照らして著しく不合理でない限り合理性を否定されず、法の下での平等をうたった憲法にも違反するものではないとの同司法判断は、事実寡婦控除と寡夫控除の適用要件の差異の合憲性が争われた令和の判決においてもなおも拠り所とされており、「合理性」と「公平性」の対立について、税制の在り方に対する賛否の議論は多い。

最後に、今日の多様化する家族形態に鑑み、現在わが国では法的婚姻を結ぶことができない同性間パートナーが婚姻可能な異性間パートナーと比べて被っている不公平について、諸外国や国内の動向を踏まえ、税制での対応可能性を考察した。諸外国が同性婚を認めたり、フランスのPACSに代表される婚姻とは異なる法的枠組みにより同性間パートナーを保護したりといった動きを見せる一方、わが国では立法の場において具体的、前向きな制度構築の議論はなく、当面不公平が解消される様子はない。この点、税制単独での不公平解消は現実的には難しく、将来の憲法、民法の改正に伴っての動きとなるだろう。

このように、ジェンダーギャップに対し税制がなすべき役割は決して小さいものではない。不公平の解消に向け、時代とともに刻々と、ときに大胆に変化する税制が求められる。

## I はじめに

### 1 「ジェンダー」の定義

ひと昔前であれば正直見聞きもしなかった、あるいは仮に見聞きしても意味すら分からなかったが、近年社会的に浸透しつつある「ジェンダー」ということば。国連女性機関「UN Women」日本事務所によれば、「ジェンダーとは、男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味します。」<sup>1</sup>とされており、生物学的な性に囚われない社会的な属性としての性を指すようである。

### 2 ジェンダーをめぐるわが国の動向

昭和60（1985）年5月に「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的」として（雇用均等第1条）いわゆる男女雇用機会均等法が制定された。令和7（2025）年をもって同法は施行40周年を迎えたが、女性労働者を取り巻く環境の変化に伴う相次ぐ改正を経て今日に至っている。

国際的にも、2023年6月には日本が議長国となり栃木県日光市にてG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催された。当該会合を経て「ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられ<sup>2</sup>、すべての女性と女兒の経済的安定（エンパワーメント）の重要性が強調され、わが国を発信地として世界に向けたジェンダー平等への訴えが発せられた。

### 3 ジェンダーギャップの存在

しかし、世界経済フォーラムが発表した2024年のジェンダーギャップ指数において、日本は「政治参画」、「経済参画」の分野において世界に大きく後れを取り、【図1】の通り、146か国中第118位となっている<sup>3</sup>。先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも低位となっており、まぎれもないジェンダー後進国といえる。中でも、「経済参画」の分野におけるジェンダーギャップの主要な測定指標の一つとして挙げられるのが男女間の賃金格差である。厚生労働省が公表した「令和5年賃金構造基本統計調査」によれば、一般労働者における男性の平均賃金は35万900円、女性の平均賃金は26万2,600円と、男女間賃金格差（男性＝100とした場合の女性の賃金水準）は74.8となっている<sup>4</sup>。先般公表された「令和6年賃金構造基本統計調査の概況」によれば若干の賃金格差の縮小がみられたが<sup>5</sup>、他国と比べてみると、【図2】のOECDの2023年の男女の賃金格差データのとおり、わが国の男女間賃金格差（乖離率）は22.0ポイントであり、G7の中で最下位、OECD平均の11.3ポイントに対し2倍近い格差となっている。政府としても「女性版骨太の方針2024」の4つの柱の1つとして女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進を掲げ、リスクニングの促進や、仕事と育児・介護の両立の支援を推進しているところであるが<sup>6</sup>、その効果が実際に賃金格差是正につながるには相当の年月を要することであろう。

<sup>1</sup> UN WOMEN 日本事務所 ジェンダーとは？

<https://japan.unwomen.org/ja/news-and-events/news/2018/9/definition-gender>（2025.4.18）

<sup>2</sup> 内閣府男女共同参画局 G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_g7g8/pdf/g7\\_202306\\_02.pdf](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_g7g8/pdf/g7_202306_02.pdf)（2025.4.18）

<sup>3</sup> 内閣府男女共同参画局 男女共同参画に関する国際的な指数

[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html)（2025.4.18）

<sup>4</sup> 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査 一般労働者 賃金の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2023/dl/01.pdf>（2025.4.18）

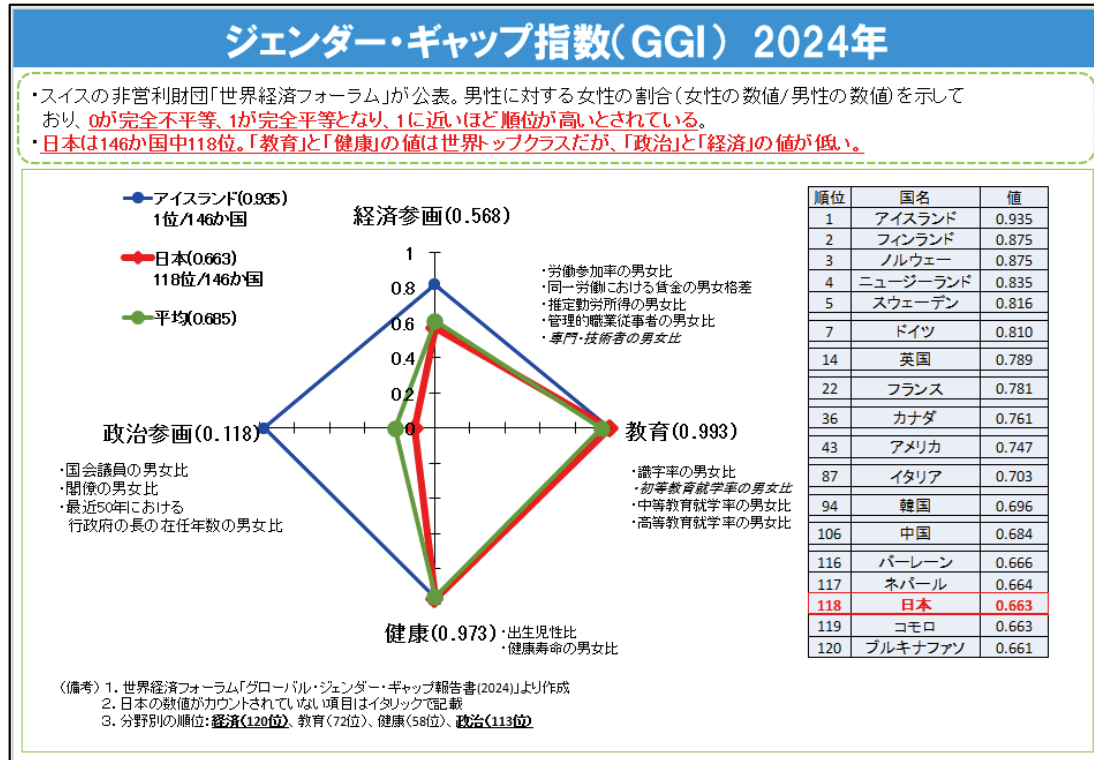
<sup>5</sup> 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査の概況 1 一般労働者の賃金（1）賃金の推移」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2024/dl/14.pdf>（2025.4.18）

<sup>6</sup> 内閣府「『女性版骨太の方針2024』を決定しました」参照。

[https://www.cao.go.jp/press/new\\_wave/20240709.html](https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240709.html)（2025.4.21）

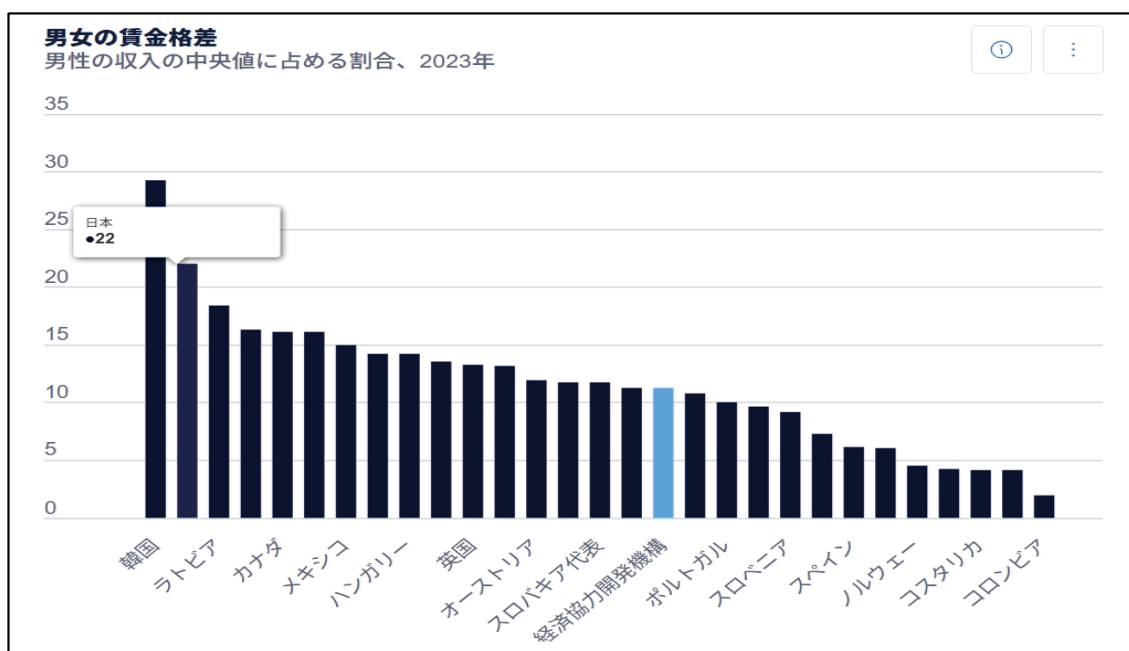
【図1】ジェンダーギャップ指数



(出典: 男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」)

コロナ禍が終焉し、さらに「安いニッポン」に象徴されるような円安の追い風を受けインバウンド需要は好調で、国内主要観光地において外国人観光客を見ない日はないといえる。ただ、これを手放しに喜べる状況ではない。欧米諸国、さらにはアジア諸国が堅調に経済成長を見せる中、わが国経済は長期的な低迷期からなお抜け出せずにおり、一部には円安解消の兆しはあるものの、未だ極端な円安状態にあることを如実に象徴している現象だからである。

【図2】男女の賃金格差



(出典: OECD「男女の賃金格差」)

そして、重要なのがジェンダーによる不公平の改善の遅れとわが国の長引く経済低迷は無関係ではないということである。男女間の格差が是正されず女性の経済活動が抑制され続けてきたことにより、個々の女性、個々の世帯、ひいては国家全体の所得獲得能力が抑制されたまま世界から置いてけぼりを食らっているのである。「失われた 30 年」は、ジェンダーギャップ解消の面で他国に後れをとり、女性の経済参画の機会を逸してきた歴史そのものとの見解も多数見られる。

#### 4 小括

このようにジェンダーギャップをめぐる公平性の問題の先送りが経済の効率性を阻害している状況を鑑みるに、「公平性と効率性」はこの問題に関する限りは相関関係にあり、両者の「トレード・オフ」はむしろ逆といえるのではないか。いかにジェンダーギャップの解消により公平性を確保し、かつ経済を活性化していくか。この問題意識の下、税制の面からのアプローチを考察する。

## II 働く女性をめぐるジェンダーギャップと税制

### 1 配偶者控除制度の現代的な意義

#### (1) 女性の社会進出を抑制する税制（公平性の問題）

男女間の賃金格差がわが国におけるジェンダーギャップの主要な構成要素の 1 つであることは前述のとおりである。賃金格差を解消し、性別に囚われずに可処分所得を獲得できる労働環境の構築が急務である。

税制の面においてこの男女間の賃金格差を長きにわたり助長してきたのが、男性が働き女性は家を守るといった、昭和の典型的な家族の形に適合していた配偶者控除制度といえる。政府税制調査会によれば、「夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和 36 年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました」<sup>7</sup> とのことである。以後、時代の変化に伴い控除額や所得要件等の相次ぐ改正があったものの、専業主婦に代表される所得が一定水準未満の配偶者を扶養する者の基礎的な人的控除の 1 つとして現行制度に至っている。

しかし、「令和 4 年版男女共同参画白書」によれば、男性が雇用者でかつ妻が 64 歳以下の世帯に占める共働き世帯の割合が 7 割を超えており<sup>8</sup>、共働きが一般化している。このように大衆的な家族像が制度設計当初から大きく変化した現代において、配偶者控除制度は配偶者を養う者の税負担能力減殺の調整といった当初の役割を終えているのではないか。制度の背景には昭和時代の「一家の大黒柱」たる主人に養われる妻という、「夫とは」・「妻とは」を型にはめて考えることになんら疑念のなかった時代の名残りが見て取れる。

#### (2) 就業調整による経済的損失（効率性の問題）

(1) のとおり、現代では配偶者控除制度は税制面において夫婦の役割を分断するジェンダーギャップ要因となっている。この男女間の公平性の問題が経済の効率性の問題と密接な相関関係にあることの現れが、しばしば報道でも取り上げられるいわゆる「年収の壁」による就業調整の問題だといえる。平成 29 年度税制改正により配偶者特別控除が見直され、同制度による控除対象配偶者の年間の合計所得金額の上限が 76 万円未満から 133 万円未満に引き上げられ、税の面における「壁」の存在は確かに緩和されたとも言える。また、令和 7 年度税制改正にていわゆる「103 万円の壁」が見直され、所得税の課税最低限が 160 万円に引き上げられた。さらに、税の面における「壁」よりも切実な問題として社会保険の面における「130 万円の壁」が就業調整のより大きな原因となっているとの見方もある。もちろん税制単独の問題ではなく、社会保障と一体となって就業調整の解決に当たっていく必要がある。しかし、これらの「壁」の問題の議論の一方、配偶者の所得を制限することにより税制上の恩恵を受けられるという現行配偶者控除制度の存在・設計自体が主婦層の心理に「働き損」の印象を深く植え付けてい

<sup>7</sup> 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－答申」（2000）92 頁 zeichhof07.pdf (cao.go.jp) (2025.4.21)

<sup>8</sup> 内閣府男女共同参画局「令和 4 年版男女共同参画白書」6 頁参照。https://www.gender.go.jp/about\_danjo/whitepaper/r04/gaiyou/pdf/r04\_gaiyou.pdf (2025.4.21) 令和 3 年の雇用者の共働き世帯（妻 64 歳以下）は 1,177 万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻 64 歳以下）は 458 万世帯となっている。

るのは紛れもない事実であり、女性の就業調整の「壁」の本丸ではないだろうか<sup>9</sup>。

我々税理士の実務の現場においても、人手不足のなか最低賃金は上がる一方で、「年収の壁」のせいでパート従業員の勤務時間を減らさざるを得ないという中小企業経営者の切実な悩みを多々耳にする。「年収の壁」の存在が潜在的にも顕在的にも女性の所得獲得活動を抑制しているのは明らかである。わが国は活力ある若年・壮年世代の女性という、極めて貴重かつ豊富な労働資源を自らの税制によって埋没させているのではないだろうか。

### （３）配偶者控除制度への提言

以上より、配偶者控除制度は現代においては「夫はこうあるべき」、「妻はこうあるべき」といった旧来の家族像に囚われたジェンダーギャップを象徴する税制となっており、女性の社会進出の抑制や賃金格差といった公平性の観点からも、また就業調整を解消することによる経済活性化の観点からも、廃止を中心とした抜本的な見直しが必要であると提言する。

ただし、止むを得ず働くことができない配偶者を扶養している者等に対し、その税負担能力の減殺を調整するという配偶者控除制度の根本的な役割は何らかの形で今後も維持する必要がある。従って、納税者本人あるいは扶養対象配偶者の年齢や所得水準による制限（「年収の壁」とならないよう、相当に低い所得水準とするなど）を設けた上で、従来の配偶者控除制度の役割は現行の扶養控除制度に内包（あるいは扶養控除から独立した経緯を考えれば回帰というべきかもしれない）されるべきと考える。

### （４）「働き損」から「働き得」への転換

わが国税制におけるジェンダーギャップ要因であり、また就業調整の要因でもある現行の配偶者控除制度が仮に廃止されたとしても、家計にとっては増税でしかない。現行の配偶者控除制度にとって代わる、女性の社会進出を後押しする新しい税制の創設が求められる。

そこで、配偶者控除制度を、家計において配偶者を扶養する「第１次稼得者」<sup>10</sup>の所得控除ではなく、働く配偶者である「第２次稼得者」を支援する優遇制度として改めてはどうか。具体的には、第１次稼得者の所得が一定水準以下の家計における第２次稼得者たる配偶者に対し、一定の範囲で給与所得控除を拡大し、年収に応じた恩恵を受けるような給与所得体系を構築し、女性の社会進出・勤労意欲の向上を図る。

具体的イメージとして【表１】を参照されたい。例えば①家計の第１次稼得者の合計所得金額が現行の配偶者控除の所得要件と同額の１,０００万円以下であり、かつ②その配偶者たる第２次稼得者の給与収入が１６０万円超３６０万円以下の場合、当該第２次稼得者における給与所得の計算にあたり、現行とは異なるテーブルの給与所得控除を適用することができるものとする。これにより第２次稼得者の給与収入をどの水準まで引き上げることができるかは意見が分かれるところであるが、ここでは現実的かつ現行の給与所得控除の第２段階の上限である給与収入３６０万円以下を対象として試算した。（なお、単純化のため住民税や社会保険料等は考慮の対象外とする。）

<sup>9</sup> 日本税理士会連合会税制審議会「少子化社会における税制のあり方について—令和５年度諮問に対する答申—」９頁参照。少子化の大きな要因として経済的負担の問題があり、子育て世帯の所得を増やすべきである一方、配偶者控除制度が就業調整に影響を与えていることに言及し、制度廃止を含めた検討の必要性を指摘している。toushin\_R5.pdf (nichizeiren.or.jp) (2025.4.21)

<sup>10</sup> 「第１次稼得者」・「第２次稼得者」という呼称は以下の論文から引用した。加藤友佳「家族のあり方と租税」中里実ほか編集代表『現代租税法講座第２巻 家族・社会』（日本評論社、2017）４頁。現行の配偶者控除同様、いずれが夫でいずれが妻であるかは問わないものとする。

【表 1】新しい配偶者控除（配偶者における給与所得控除の拡大）のイメージ

< 現行制度の給与所得控除 >

| 給与等の収入金額                    | 給与所得控除額              |
|-----------------------------|----------------------|
| 1,900,000円以下                | 650,000円             |
| 1,900,000円超<br>3,600,000円以下 | 収入金額×30%+ 80,000円    |
| 3,600,000円超<br>6,600,000円以下 | 収入金額×20%+ 440,000円   |
| 6,600,000円超<br>8,500,000円以下 | 収入金額×10%+ 1,100,000円 |
| 8,500,000円超                 | 1,950,000円（上限）       |

（出典：国税庁タックスアンサー、及び国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）」から筆者作成）

< 第2次稼得者たる配偶者に適用される給与所得控除の例 >

| 給与等の収入金額                    | 給与所得控除額              |
|-----------------------------|----------------------|
| 1,600,000円以下                | 650,000円             |
| 1,600,000円超<br>1,900,000円以下 | 収入金額×10%+650,000円    |
| 1,900,000円超<br>2,300,000円以下 | 収入金額×35%+175,000円    |
| 2,300,000円超<br>3,000,000円以下 | 収入金額×40%+60,000円     |
| 3,000,000円超<br>3,600,000円以下 | 収入金額×20%+ 660,000円   |
| 3,600,000円超<br>6,600,000円以下 | 収入金額×20%+ 440,000円   |
| 6,600,000円超<br>8,500,000円以下 | 収入金額×10%+ 1,100,000円 |
| 8,500,000円超                 | 1,950,000円（上限）       |

（筆者作成）

これにより、【表 2】及び【図 3】の通り、第2次稼得者の給与収入が160万円超360万円以下の範囲まで給与収入の増加に対応して一定の給与所得削減効果が生じ、働く配偶者の「年収の壁」を大幅に押し上げることが期待出来る。

【表 2】給与収入水準に応じた給与所得削減効果（単位：円）

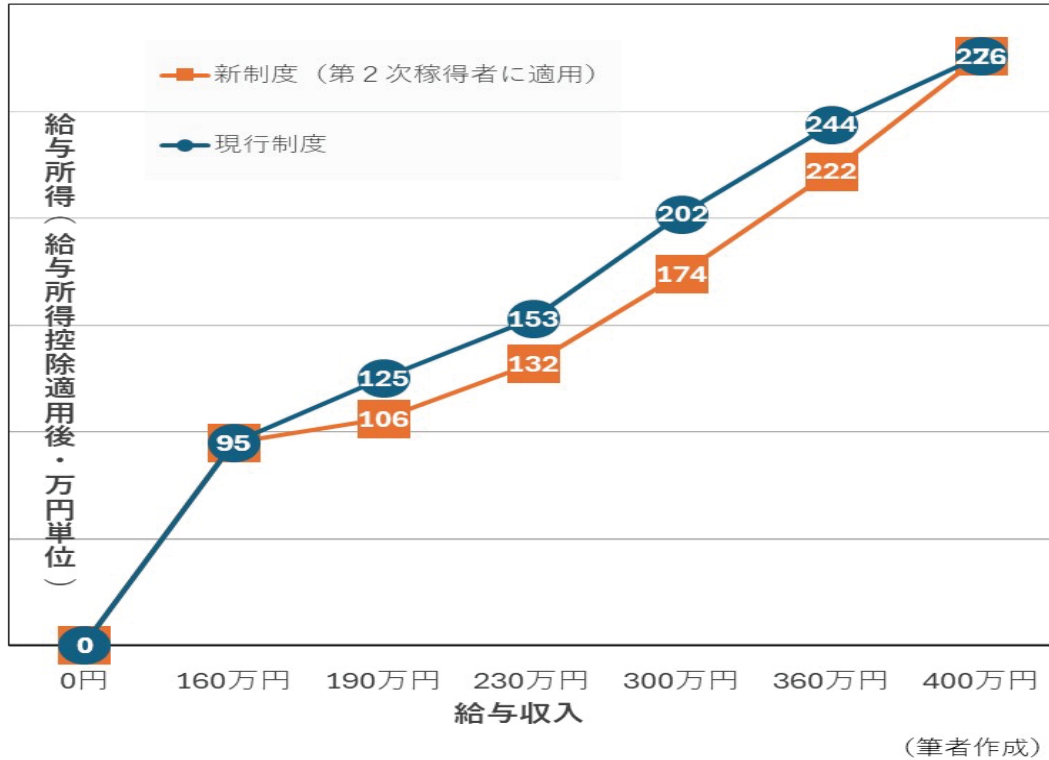
| 給与収入      | 給与所得（給与所得控除後） |                 | 給与所得<br>削減効果 |
|-----------|---------------|-----------------|--------------|
|           | 現行制度          | 新制度<br>（第2次稼得者） |              |
| 0         | 0             | 0               | 0            |
| 1,600,000 | 950,000       | 950,000         | 0            |
| 1,900,000 | 1,250,000     | 1,060,000       | 190,000      |
| 2,300,000 | 1,530,000     | 1,320,000       | 210,000      |
| 3,000,000 | 2,020,000     | 1,740,000       | 280,000      |
| 3,600,000 | 2,440,000     | 2,220,000       | 220,000      |
| 6,600,000 | 4,840,000     | 4,840,000       | 0            |
| 8,500,000 | 6,550,000     | 6,550,000       | 0            |

（筆者作成）

実務的には、年末調整あるいは確定申告にて第2次稼得者が配偶者たる第1次稼得者の合計所得金額が一定水準以下（先の例でいえば1,000万円以下）である旨の申告を行うことを条件に適用可能とすることが考えられる。これにより、納税者、源泉徴収義務者、課税庁のいずれにおいても現行の配偶者控除制度と同水準の事務手続での運用が可能と推測される。



【図 3】 給与収入水準に応じた給与所得の推移



また、第2次稼得者が給与所得者ではなく自ら独立して働く事業者であれば、青色申告特別控除を例えば35万円上乘せすることも考えられる。女性の社会進出を促すための税制であることから、所得控除や税額控除ではなく、給与所得や事業所得を直接減額する効果が望ましい。

以上は私案に過ぎないが、このような措置により従来の配偶者控除を扶養控除と切り離し、働く配偶者の経済活動への参画を活性化する制度としてまさに180度見直す必要がある。

なお、第2次稼得者を優遇することは税制の公平性に反するとの指摘も想定される。しかし、既婚女性が「年収の壁」から解放され、子を儲けても不安なく共働きできる税制の確立は国家の喫緊の課題であるといえる。これにより少子高齢化を少しでも食い止める効果があれば、国民一人ひとりが社会的な利益を享受できる。「働き損」から「働き得」への転換の明確かつ大胆なシグナルを発しないと実体経済における効果はない。勤労意欲をもって懸命に働く人々を支援することこそが税制に求められる公平性ではないだろうか。

## 2 子育て支援税制の拡充

### (1) 男性・女性の区別なく働くことができる就業環境の構築へ

配偶者控除制度の180度の転換により女性の社会進出や勤労意欲が高まったとしても、勤務先による協力体制がない限り女性が労働に投下できる時間は限られる。父親側の産休・育休が浸透しつつあるが、子育て世代が子育てに費やす時間的・精神的負担は大きく、その大部分を女性が担っているのが現実である。ここにもジェンダーギャップは存在しており、男性は長時間労働、女性は家事と育児に時間を費やし、さらに生活のために労働も強いられるといったように、性別により役割が分断されている。これを解消するためには、雇用主たる企業に子育て支援のインセンティブを与えるような税制の設置が必要となる。

### (2) 企業版ふるさと納税の再構築

平成28年度税制改正により、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みとして、地方創生応援税制（いわゆる企業版ふるさと納税）が創設された。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附



額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される<sup>11</sup>ものである。内閣府のポータルサイトを見ると寄附募集事業は25の分野に渡り、その1つに子育て支援事業がある。具体的には、認定こども園整備事業や放課後児童クラブの充実、廃校校舎を活用した子育て支援設備の充実など、各自治体が多様な形態での子育て支援事業を計画し、寄附対象事業としている。

しかし、令和5（2023）年度寄附実績は寄附件数1万4千件、総額470億円<sup>12</sup>と、拡大傾向にはあるものの個人版ふるさと納税の同年度の寄附件数5,894万6千件、総額1兆1,175億円<sup>13</sup>と比べると、（もちろん総法人数と総人口という母体規模の圧倒的多寡はあるが）十分に社会的浸透が見られたとは言い難い。両者の浸透度を分けている大きな要因が、見返りの有無ではないだろうか。同じ「ふるさと納税」でも個人版は返礼品が認められているのに対し、企業版は寄附企業への経済的な見返りが禁止されている点で、両者は明確に性質を異にする。さらに本社所在地の地方公共団体への寄附は税額控除の対象外とされている点や、最低でも寄附の1割は企業が負担する点も企業への浸透度が今一つである要因と思われる。寄附企業としての名誉だけでは、ごく限られた企業からしか寄附を募ることはできない。

令和7年度税制改正によって企業版ふるさと納税は令和7（2025）年3月の延長期限終了後も3年間の再延長が決定され、今後の実績次第では将来恒久的に定着する可能性もある。寄附にあまり積極的ではないといわれるわが国において、企業の社会的責任を意味するCSR（Corporate Social Responsibility）の観点からも、地方創生に対する企業の支援を促すべく税制優遇するという制度自体の意義と可能性は非常に興味深いものがある。

そこで、同制度を今一度再構築し、地方自治体による地域の子育て支援事業に対する法人寄附を活性化することはできないだろうか。具体的には、①本社所在地への寄附を税額控除の対象とした上で、②個人版ふるさと納税同様、減税以外の一定の見返りを認めるべきである。例えば子育て支援事業に寄附を行った法人に対し、当該事業を割安、あるいは優先的に利用できるクーポンの支給を認めるなどの施策が考えられる。支出の見返りとして経済的利益を認めることは寄附の理念にそぐわないかもしれないが、個人版ふるさと納税のような見返りを社会通念上合理的な範囲で認めることにより、法人、法人に勤務する子育て世代の従業員、地域社会それぞれが恩恵を受けることができるのではないかと。また、寄附による法人や法人従業員の恩恵を明確化することにより、営利目的の会社等における寄附行為の株主説明責任を担保できるのではないだろうか。

なお、かかる優遇の拡充により、資力に富んだ大法人やその従業員ほどより多くの恩恵を受け、却って公平性を害するのではないかと懸念も想定される。この点、資本金基準や従業員数基準などに基づく法人規模に応じた寄附金額要件や享受できる恩恵の制限を定めることによりモラルハザードは未然に防ぐことができ、法人規模に応じた合理的な制度設計が可能となるとと思われる。

### （3）新しい枠組みの子育て支援税制の創設

その他にも女性の社会進出を後押しするため、家事・育児代行サービスの利用促進により女性が家事・育児から少しでも開放されるような新しい枠組みの税制が必要になる。旧来より、家事・育児は家を守る妻が自ら行うべきであり、代行サービスを利用するのは贅沢あるいは怠惰だと捉えられる風潮も未だ根強く残っているのも事実である。税制によってこれを払拭することはできないか。

大阪大学大学院教授の高橋美恵子氏によれば、就業率の男女差が最も少ない国の一つとされているスウェーデンでは「2007年に税制度が改正され、家庭で掃除・洗濯・庭の手入れ・子守り等では有償の家事代行サービスを利用した場合、一人あたり支払額の50%、年間25,000クローナ（65歳以上は50,000クローナ）までの税額控除（RUT-avdrag）（Skatteverket.se）を受けることができるようになった」<sup>14 15</sup>とのことである。

<sup>11</sup> 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」  
[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)（2025.4.22）

<sup>12</sup> 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和5年度寄附実績について（概要）」1頁参照。  
R05\_keinen\_zisseki.pdf（chisou.go.jp）（2025.4.22）

<sup>13</sup> 総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」2頁参照。  
000960670.pdf（soumu.go.jp）（2025.4.22）

わが国においても、令和5(2023)年4月1日に「仕事と子育ての両立支援」等を目的としたこども家庭庁が設置され、各種施策が講じられている。

その一つに企業主導型ベビーシッター利用者支援事業がある。同事業は、厚生年金保険を半額負担している割引券承認事業者の従業員がベビーシッターサービスを利用する場合に、ベビーシッター利用料の割引券の交付を受けられるものである<sup>16</sup>。ただし、割引券は対象児童1人につき1日4,400円が限度であり、利用者の負担の一部軽減に過ぎない。従って、利用者たる企業従業員が負担する割引後の利用料の一部または全部を福利厚生の一環として企業が負担することも想定される。これに対して企業に子育て支援のインセンティブを与える観点から、法人税税額控除の適用を視野に入れるべきである。

同様の国の施策として企業主導型保育事業がある。同事業はいわゆる「会社がつくる保育園」に対し、整備費について認可施設と同水準の最大4分の3の交付が受けられるとともに、運営費についても認可施設とほぼ同水準の補助が受けられるものである<sup>17</sup>。従業員としても、勤務先企業が保育施設を設置することにより働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを受けることが可能となるため、企業による子育て支援としての福利厚生効果は大きい。同事業については自治体によっては固定資産税、都市計画税などが優遇される場合があるとされているが、整備・運営上の企業の負担を広く緩和できるよう、補助金で賄われない企業自己負担相当分について、法人税税額控除の適用を視野に入れるべきである。

#### (4) 真に「異次元の少子化対策」を

このように女性の社会進出の機会を拡大するためには、個人への後押しのみならず雇用主の理解と支援が必要不可欠であり、これを税制によって促す仕組みづくりは今後の課題であろう。令和6年度税制改正でも子育て支援、女性活躍支援を意識したものが随所に見られた。法人等雇用主への施策として賃上げ促進税制が改正され、子育てサポート企業としての厚生労働大臣の認定である「くるみん認定」や、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業の認定である「えるぼし認定」を取得している事業主への税額控除率の上乗せ措置が設けられた。また、子育て世帯への施策として「子育て特例対象個人」への住宅借入金特別控除の借入限度額の優遇等の措置がなされている。

他方で、児童手当の所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長を理由に高校生年代の子に対する扶養控除の縮小が検討されており、実質的な増税を懸念する声が多い。国民の知らぬところで実質的に増税がなされる「ステルス増税」なることばまで飛び交っており、政府・税制への懐疑心は日増しに大きくなっている。

かかる状況を打破し真に家族・女性が不安なく働けるよう、政府が掲げる「異次元の少子化対策」をより明確、強烈な形で税制に織り込む必要がある。ただしあくまで簡素な税制を保つ必要があり、複雑な要件を設けるべきではない。実効性がない器だけの子育て支援税制となり形骸化を招くに過ぎないためである。子を儲けても安心して共働きができる労働環境の構築が女性の社会進出を促し、国家の最重要課題である少子高齢化の歯止めにもつながることだろう。

### Ⅲ 性別による所得控除の適用可否

#### 1 女性の優遇措置である寡婦控除

上記Ⅱ. 1で論じた配偶者控除の他にも、しばしば性別に関する公平な税制の議論の対象となるのが

<sup>14</sup> 高橋美恵子「スウェーデンにおける仕事と育児の両立支援施策の現状—整備された労働環境と育児休業制度」、独立行政法人労働政策研究・研修機構、フォーカス2018年12月。

[https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2018/12/sweden.html](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2018/12/sweden.html) (2025.4.22)

<sup>15</sup> 日本税理士会連合会税制審議会「少子化社会における税制のあり方について」8頁参照。スウェーデンでは、比較的早い時期から経済的支援と保育や育児休業制度といった「両立支援」の施策が進められてきており、出産期女性の労働力率が高いと指摘している。

[toushin\\_R5.pdf](toushin_R5.pdf) (nichizeiren.or.jp) (2025.4.22)

<sup>16</sup> こども家庭庁「ベビーシッター利用割引券案内ガイド」参照。

<https://acsa.jp/images/babysitter/babysitter-ticket-guide.pdf> (2025.4.22)

<sup>17</sup> こども家庭庁「企業主導型保育事業パンフレット」8～9頁参照。

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/publicity/pdf/a4\\_print.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/publicity/pdf/a4_print.pdf) (2025.4.22)

寡婦控除である。文字通り女性であることが適用要件の一つとなっており、男性は適用を受けることができない。男性に比べて相対的にジェンダー弱者として理解されている女性が優遇されているわけであるが、果たして公平な税制と言えるか。

2 寡婦控除、寡夫控除、ひとり親控除の変遷

まずは制度の変遷を確認する。昭和 26 年度税制改正により戦争遺族、取り分け老人や未亡人への救済措置を求める声を受けて寡婦控除が創設され<sup>18</sup>、追って昭和 56 年度税制改正により男性を対象とした同様の所得控除として寡夫控除が創設された。しかし、【表 3】の通り①寡婦控除は扶養対象親族がいれば必ずしも子に限られず、また所得要件がないのに対し、寡夫控除は扶養対象が子に限定され、かつ所得金額が 500 万円以下であることが要件となっている点、②寡婦控除は死別の場合には扶養対象親族がいなくても所得金額が 500 万円以下であれば適用を受けられる点、さらに、③女性は扶養対象親族がいてかつ所得金額 500 万円以下であれば特別の寡婦として 8 万円の所得控除の上乗せがある点で、男女間での税制の不公平があるとされてきた。この解消を目的として令和 2 年度税制改正によりひとり親控除が創設され、性別を問わずいわゆるシングルファーザー・シングルマザーが同一の要件のもと税負担の軽減を受けることができるようになった。

しかし、子以外の親族を扶養する女性や、夫と死別した女性の税負担軽減措置として寡婦控除は存続しており、現行税制においてもなお性別による区別が生じている。

【表 3】 令和 2 年度税制改正前後の寡婦控除等の要件

(改正前)

| 控除               |                | 配偶関係の<br>解消原因 | 扶養対象 | 所得要件        |
|------------------|----------------|---------------|------|-------------|
| 寡婦<br>(27万円)     | 所税2条<br>1項30号イ | 死別・離別         | 親族・子 | なし          |
|                  | 所税2条<br>1項30号ロ | 死別            | なし   | 500万円<br>以下 |
| 特別の寡婦<br>(8万円加算) |                | 死別・離別         | 親族・子 | 500万円<br>以下 |
| 寡夫<br>(27万円)     |                | 死別・離別         | 子    | 500万円<br>以下 |



(改正後)

| 控除             |                | 配偶関係の<br>解消原因 | 扶養対象         | 所得要件        | 事実婚<br>状態 |
|----------------|----------------|---------------|--------------|-------------|-----------|
| ひとり親<br>(35万円) |                | 不問            | 子            | 500万円<br>以下 | 適用外       |
| 寡婦<br>(27万円)   | 所税2条<br>1項30号イ | 離別            | 親族<br>(子を除く) | 500万円<br>以下 | 適用外       |
|                | 所税2条<br>1項30号ロ | 死別            | なし           | 500万円<br>以下 | 適用外       |

(出典：伊川正樹「性別は所得控除適用対象の要素となり得るか」税研第 225 号（2022）  
下線は男女の相違部分につき筆者が付したものである。)

<sup>18</sup> 高木夏子「寡婦控除及び寡夫控除について—今後の見直しに向けた諸課題—」参議院調査室作成資料 立法と調査 406 号（2018）39 頁参照。  
[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2018pdf/20181101035.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2018pdf/20181101035.pdf) (2025.4.22)

### 3 大島訴訟

かかる性別による税制の適用区別は果たして合憲か。租税の分野における公平な取り扱いの判断基準を示し以後の裁判に大きな影響を与えた判決であり、サラリーマン税金訴訟とも言われる「大島訴訟」(又は「大嶋訴訟」)が有名であり、まずはその内容を確認したい。

当該裁判は、給与所得者たる原告が必要経費の実額控除の可否という点で、事業所得者等に比較して合理的な理由がなく重く課税され不公平な取り扱いを受けており、当該取扱いが憲法第14条第1項(平等原則)に違反していること等を主張したものである。

これに対し最高裁は、下記の通り政策的に決定された租税の取扱いは基本的に尊重されるべきであり、所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、立法目的との関連で著しく不合理でない限りは憲法に違反するものではないと判断している。

租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。そうであるとすれば、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法一四条一項の規定に違反するものということとはできないと解するのが相当である。

最(大)判昭和60年3月27日 昭和55(行ツ)15 民集第39巻2号247頁

すなわち、立法府により策定された租税法律が政策目的に照らして著しく不合理でなければ合理性を否定されず、憲法にも違反しないとの見解を示している。個人的にはこれは司法がその判断を立法府に委ね、司法自らの判断を放棄しているのではないかとの素朴な疑問が残る。しかし、「立法府の判断、裁量を鵜呑みにしているわけではなくて、いろいろなテストを挙げて合理的な区別といえるかどうかを審査しようとしている」<sup>19</sup>と認識されており、この点で租税の公平性に関する司法判断の基礎となる立場を示したものであるとされる。事実、大島訴訟以後の租税公平主義をめぐる争いの多くにおいて当該判決を引用し、「立法目的の正当性」と「具体的態様の合理性」の2つの基準からの判断という形をとっており、今後もこの流れは変わらないのではないかとはいわれている<sup>20</sup>。

### 4 大島訴訟の影響

実際、性別による税制の適用区分の是非について令和の時代に下された司法判断においてもやはり大島訴訟の判断基準に沿ったアプローチが採用されている。

東京地裁令和3年5月27日判決<sup>21</sup>において、令和2年度税制改正前の寡婦控除と寡夫控除の差異、すなわち寡夫を定義する所得税法第2条第1項第31号には、寡婦を定義する同項第30号イには存在しない合計所得金額500万円以下という所得要件がある点について、性別により区別が設けられていることの合憲性が争われた。本判決では、父子世帯に比べて母子世帯は統計的に「租税負担能力」が低いことを理由に、性別による区別は著しく不合理とはいえないとして、違憲性はないものとした。ただし、寡夫控除が廃止されひとり親控除に統合されたものの、いまだ女性に固有の人的控除として寡婦控除が残っていることもあり本判決に対する疑問の声は多い<sup>22 23</sup>。

<sup>19</sup> 金子宏講演録「大嶋訴訟について－給与所得課税のあり方－」税大ジャーナル5号(2007)8頁  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/05/pdf/01.pdf> (2025.4.22)

<sup>20</sup> 山崎広道「租税公平主義」税研第226号(2022)49頁参照。

<sup>21</sup> 令和元年(行ウ)第236号, 裁判所ウェブサイト  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/763/090763\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/763/090763_hanrei.pdf) (2025.4.22)

<sup>22</sup> 伊川正樹「性別は所得控除適用対象の要素となりうるか」税研第225号(2022)34頁参照。「所得控除の適否を性別によって異にすること自体、問題というべきである。」と指摘している。

## 5 寡婦控除の合憲性とジェンダーの観点からの今後の方向性

上記3.4.と、40年ほど昔の裁判だが今なお司法判断に重要な影響を与えている判例と、実際にその影響を受けている令和に入ってからと比較的最近の裁判例を追ってきた。憲法第14条第1項は法の下での平等をうたっているが、租税政策上の合理性が認められる限りにおいて、性別等により取扱いが異なることに違憲性はないというのが司法におけるこれまでの共通認識となっているようである。

確かに昭和世代の「一家の大黒柱」を中心とする家族形態からすれば、配偶者との死別・離別によってこれまで経済的困窮に陥りやすかったのは男性側よりも女性側だったのは想像に難くなく、この救済措置として寡婦控除が残っていることには賛同できる部分も大いにある。租税政策目的に照らして合理的なのかもしれない。とはいえ、女性の平均的な所得は男性の平均的な所得より低く推移してきたというこれまでの経済的実態に一定の配慮を示しつつも、賃金格差是正を主とするジェンダーギャップ解消の一連の動向の中で、性別により所得控除の適用可否や効果が区別されるという税制は近い将来消えていくのではないだろうか。

## IV 多様な家族形態と税の公平性

### 1 婚姻に関する不公平

ここまで、男性と女性の個人間の性差について税制の観点から公平性の議論を展開してきた。本章では家族形態が多様化した現代において、現行法では法的婚姻の対象外である「男性同士」や「女性同士」といった同性カップル等と、婚姻している法的な夫婦との間で生じている不公平と税制の対応可能性に議論を移したい。

憲法第24条第1項において「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」とうたわれており、わが国では婚姻は男性と女性の間のみに成立するものであると広く認識されている。しかし、必ずしも互いを生涯のパートナーと認め合うカップルが異性同士であるとは限らず、性的マイノリティであることをもって法的な婚姻から漏れる同性カップル等が不公平な取り扱いを受けている。これに対し税制による不公平の緩和・解消は可能か。前提として性的マイノリティを取り巻く他国の動向、およびわが国における昨今の動向を確認する。

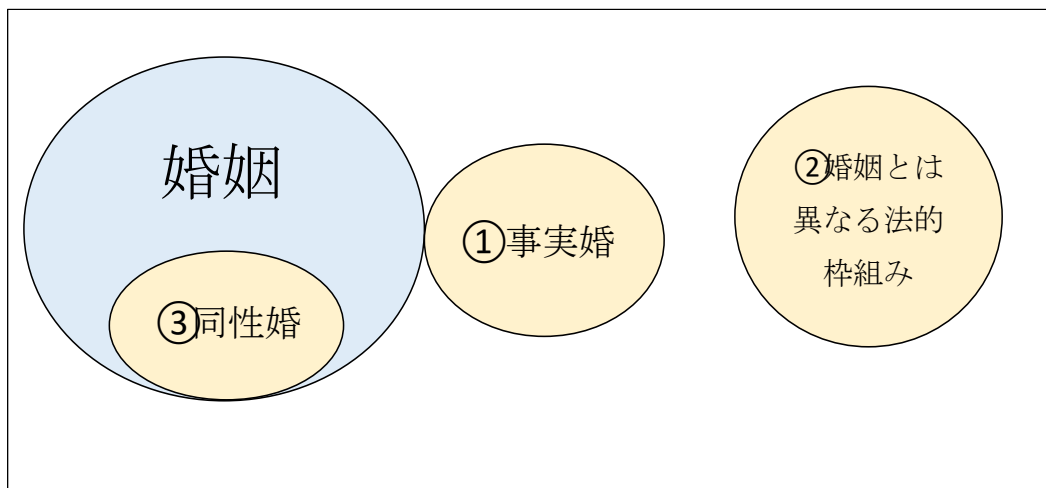
### 2 他国の動向

諸外国においては、オランダで2001年に世界で初めて同姓間の婚姻が可能となり、これに追随して同性婚を認める国が相次いでおり、2023年末現在婚姻の性別制限は35の国と地域において撤廃されているという<sup>24</sup>。その他にも各国において同性間のパートナー関係を保護する施策を設ける動きが進んでおり、青山学院大学法学部の谷口教授によれば、その方向性は【図4】のとおり、同性婚の肯定を含め大きく3つの形式に分類することができる。①は同性間のパートナー関係を事実婚と位置づけ、婚姻関係と同様の生活を送っている以上、婚姻関係と同等ないし類似の保護が必要であるとの考え方に基づくものである。立法、行政、司法が事実婚を広く解釈し、同性パートナー関係を保護するという形で展開されていくという。②は同性間のパートナー関係を婚姻とはまったく別個の法的枠組みをもって公的に位置づけ保護を図るものであり、国や地域により制度の呼称や内容は異なるが、一般的にパートナーシップ制度といわれるものである。例として、【表4】を参照されたい。同性間のみならず異性間でも適用対象となる制度もあり、歴史的・宗教的背景に配慮しつつ、婚姻に囚われない多様性を受け入れる姿勢が垣間見られる。その一方で相互扶養義務を課すことによりパートナー関係を一定程度安定した固定的なものとする等の条件を設け、婚姻に準じた税や社会保障上の恩恵を与えている。そして③が婚姻を異性間に限らず、同性間でも成立すると捉えるものである。

<sup>23</sup> 佐藤英明・平井貴昭「最近の重要判例～実務への影響について～」税研第231号（2023）5頁参照。佐藤教授は「シングルマザーの方がシングルファザーよりも平均的な所得額が低いというような事情を政策的に考慮することは許されるというロジック」に対し、「にわかに賛否は申し上げられませんが非常に大きな問題」だと指摘している。

<sup>24</sup> 谷口洋幸「同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地－比較法・国際法の視点から」家庭と法の裁判第48号6頁（日本加除出版、2024）参照。

【図 4】 諸外国における同性間のパートナー関係の保護型式の分類



(出典：谷口洋幸「同性間のパートナー関係をめぐる日本法の現在地—比較法・国際法の視点から—」  
家庭と法の裁判第48号（日本加除出版，2024）を参考に筆者作成）

【表 4】 主要国における事実婚・同性婚に関する立法例

|       | 制 度 名                                              | 制定<br>年   | 適用対象<br>(同性・<br>異性)                                                                                                                                                                                    | 相互扶養<br>義務 | 所得税<br>(パートナー<br>関係) | 社会<br>保障<br>受給権 | 関係解消方法                  | 同性婚の<br>可否          | 同性婚認容<br>後の対応 |
|-------|----------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------|-----------------|-------------------------|---------------------|---------------|
| ド イ ツ | 生活パートナー<br>シップ                                     | 2001      | 同性のみ                                                                                                                                                                                                   | <u>あり</u>  | <u>あり</u><br>(合算分割)  | あり              | 婚姻と同じ                   | 2017 年<br>同性婚<br>認容 | 新規登録<br>不可    |
| フランス  | PACS<br>(民事連帯<br>契約)                               | 1999      | 同性<br>・異性                                                                                                                                                                                              | <u>あり</u>  | <u>あり</u><br>(合算分割)  | あり              | 婚姻と異なる<br>(同意すれば<br>即時) | 2013 年<br>同性婚<br>認容 | 影響なし          |
| イギリス  | シビルパートナー<br>シップ                                    | 2004      | 同性のみ                                                                                                                                                                                                   | <u>あり</u>  | <u>あり</u><br>(婚姻控除)  | あり              | 婚姻と同じ                   | 2013 年<br>同性婚<br>認容 | 異性間にも<br>拡大方針 |
| アメリカ  | (州によって異なる)<br>○シビル・ユニオン<br>○ドメスティック・パ<br>ートナーシップなど | 1997<br>～ | <p>○連邦レベルでは、DOMA(婚姻防衛法 1996)により、婚姻が男女間に限られていた。</p> <p>○州レベルでは、シビル・ユニオンやドメスティック・パートナーシップといった制度が創設された。</p> <p>○その後、2013 年6月にDOMAが違憲と判断され、更に 2015 年6月に州が同性婚を認めないことが違憲と判断された。これにより、全米で同性婚が認められることとなった。</p> |            |                      |                 |                         |                     |               |

(出典：吉田隆一 税務大学校論叢第 96 号「所得税法上の『配偶者』の範囲」266 頁)

### 3 わが国における動向

わが国でも地方行政の場において同性カップル等への理解と配慮の動きが進んでいる。平成 27(2015)年の東京都渋谷区を皮切りにパートナーシップ認証制度を導入している自治体は令和 6(2024)年 6 月 28 日時点で実に 459 にものぼる<sup>25</sup>。「結婚に相当する関係」の公的な証明書が発行され、公営住宅の申込や公立病院での対応など、様々な公的サービスや社会的配慮を受けやすくなる。ただし、法的・条約的に拘束力を持つものではない点で【図 4】の②に示した諸外国の諸制度とは明確に区別を要する。

また、司法の場においても、同性間の婚姻を認めない現行法（民法・戸籍法）の違憲性を問う「結婚の自由をすべての人に」訴訟が令和元（2019、平成 31）年に札幌等 5 つの地方裁判所で提起され、限定的ではあるが一部の地方裁判所において憲法第 14 条第 1 項や憲法第 24 条第 2 項違反を認めている<sup>26</sup>。

このように、わが国においても地方公共団体や地方裁判所からのボトムアップ型の認識や対応の変化により、性的マイノリティの存在、そして性的マイノリティが被る不公平の存在を認め、保護する社会通念が形成されつつある。他方、立法面においては、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に資することを基本理念とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和 5（2023）年 6 月 23 日に公布、施行されたが、各種機関における役割や努力義務等を規定した理念法となっており<sup>27</sup>、現時点で性的マイノリティを法的に保護する具体的な国の制度は見当たらない。

### 4 税制における対応

上記を踏まえ、税制における対応を検討する。まず、租税法上配偶者の定義規定は存在しない。この点、平成 9 年 9 月 9 日最高裁判決において、身分関係の基本法である民法が法律婚主義を採用し、婚姻をした者を配偶者としていることから、所得税法の配偶者も納税義務者と婚姻をしている者をいうものと判断されている（借用概念）<sup>28</sup>。課税実務においても所得税基本通達 2-46 で「法に規定する配偶者とは、民法の規定による配偶者をいうのであるから、」と示されている通り、同様に法的な婚姻を前提としている<sup>29</sup>。法的な婚姻という明確な相互扶養義務の発生を条件に担税力の減少に配慮し税法上の恩恵を与えるという解釈は法的安定性の観点からは合理的と思われる。

もし法的な婚姻に基づかない不安定・不明瞭な関係性について税制固有の恩恵を与えるとした場合、制度運用が極めて複雑かつ不安定になることが予測される<sup>30</sup>。従って、性的マイノリティが直面する不公平は認識しつつも、憲法、民法に先行して税法が独自に配偶者の定義を広く捉え、税の面から公平性の確保を進めるには多くの障壁があり、現在の法的環境の下で税制単独での対応を図ることは困難と言わざるを得ないのではないか。

【図 4】に示した諸外国における同性間のパートナー関係の保護形式の分類を改めて見るに、わが国においても①の事実婚に相当するものとして裁判や行政の動きを経て個々の保護措置が少しずつ形成されていくなかで、そう遠くない将来②にグルーピングされる「日本版パートナーシップ制度」として法

<sup>25</sup> 認定 NPO 法人虹色ダイバーシティ WEB サイト。(c) 渋谷区・認定 NPO 法人 虹色ダイバーシティ 2024  
<https://nijirodiversity.jp/7927/> (2025.4.22)

<sup>26</sup> 寺原真希子『「結婚の自由をすべての人に」訴訟の現状と今後」家庭と法の裁判第 48 号 21 頁（日本加除出版、2024）参照。もっとも、同性婚を認めないこと自体を違憲とする判決はなく、法的婚姻の対象外となる同性カップルを保護する枠組みさえ与えていないことの違憲性を認めているに過ぎず、いまのところ司法判断は同性婚には否定的な立場をとっている。

<sup>27</sup> 志村和俊『「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行について」家庭と法の裁判第 47 号 111～112 頁参照。（日本加除出版、2023）

<sup>28</sup> 最三判平 9.9.9 訴月第 44 巻 6 号 1009 頁、前掲注 9（加藤）11 頁参照。

<sup>29</sup> 吉田隆一「所得税法上の『配偶者』の範囲」税務大学校論叢第 96 号 193 頁参照。

<sup>30</sup> 吉村典久、上西左大信「個人所得課税の改正と今後の動向」税研第 219 号（2021）10～11 項参照。吉村教授は仮に事実婚の相手方を配偶者控除の対象とする場合、暦年におけるどの時点の事実婚関係をもって判断すべきか、問題点を指摘をしている。仮に 12 月 31 日時点とした場合、1 月 1 日～12 月 30 日の担税力の減少は度外視されてしまうためである。



的枠組みへとつながっていくことであろう。それと並行して③の同性婚の議論が今後ますます活発化するに違いない。こういった社会的、制度的変化に連動する形で税も変化していくと思われる。

## V おわりに

以上の通り、ジェンダーギャップという公私広範複雑多岐に渡る問題について、税制、及びその前提となる歴史や価値観の変遷、法や国内外の各種動向を追った上で多角的に考察を試みた。結果的に論点が広く散らばってしまった感は否めないが、それだけジェンダーギャップやその解消の切り口も我々の日常社会に多く存在することが確認できたと前向きに捉えることとしたい。

なお、本稿にて取り上げたジェンダー公平性の観点は、あえて本論文集総論にて取り上げた哲学者や経済学者の「公平性」に関する思想になぞらえるとすれば、性別という所与の枠組みに囚われることなく個人の自由な社会活動、経済活動を最大限尊重するという点で、フリードマンの思想に近いものがあるだろうか。

わが国において、性別による不合理な差別を意味するジェンダーギャップは明確に存在する。男性か女性か、あるいは異性間パートナーか同性間パートナーかにより不公平な扱いを受けている事実がある。だが、必ずしも全てのケースにおいて社会が個人のジェンダーに対し悪意を持って差別をしているとは限らず、我々の心理に深く根付いている歴史的文化や慣習を原因とする部分が大いなのではないか。いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の存在である。この無意識の文化・慣習が不公平を解消していく方向に自然発生的に変化していくためには相当に長い時間の経過が必要だろう。一方で、税制をはじめとする制度の面から不公平を是正するようなきっかけを与えることにより、頑なに動かなかったものが堰を切ったように急速に変化することも想像に難くない。いったん「決まり事」としてルールが作られれば良くも悪くも従順に受け入れるのは、我々日本国民の特性だと思う。性別に囚われず、多様性を認め、各人あるいは各家族が公平な取扱いを受ける権利が当然に認められる社会。その実現に向け、時代に即して刻々と、時に大胆に変化する税制がいまこそ求められる。そして、税制を通じた飽くなき公平性の追求はわが国経済の更なる発展につながるだろう。

〈脚注に掲げた以外の参考文献〉

- ・金子宏『租税法 第24版』（弘文堂，2022）
- ・浜田敬子『男性中心企業の終焉』（文春新書，2022）
- ・牧野百恵『ジェンダー格差 実証経済学は何を語るか』（中公新書，2023）
- ・南和行、遠藤みち、橋本有生「税法における事実婚等への今後の対応の可能性」税研第220号（2021）
- ・佐藤主光、上西左大信等「少子化社会における税制の役割」税研第231号（2023）

## 所得税法における課税単位の研究 ～主として望ましい課税単位の選択と公平性の確保について～

中本峻佑（館林支部）

### 【要 旨】

わが国では昭和25年度税制改正により、所得税における課税単位として、「個人単位課税」が採用されている。わが国における「家族の姿」、「働き方」の多様化が進む中で、世帯も多様化してきている。また、少子化問題も年を追うごとに深刻さを増している。果たしてそのときに、個人単位課税という世帯間の不公平が生じ、かつ、子供を持つインセンティブを十分に高めるとは言い難い課税単位を厳格に堅持しつづけてよいのか。このような問題意識の下に本稿では、課税単位の歴史的経緯及び公平、中立、簡素の観点を考慮しつつ、わが国の課税単位として何が望ましいのか、その中でどのように公平性を確保すべきなのかを検討した。

本稿ではまず、各国（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）における課税単位をめぐる議論を整理した。そして、各課税単位が公平、中立、簡素の各要請を満たしうるものなのかを検討した。合算非分割主義では、世帯間の公平性は満たされるが、婚姻中立性や就労中立性が阻害される点が歴史的にも非常に大きな問題となり、イギリスやドイツでは課税単位の変更を余儀なくされた。合算分割主義では、二分二乗方式を採用した場合には世帯間の公平性は満たされるが、N分N乗方式を採用した場合には世帯間の公平性は満たされない。また、両者はともに高所得者優遇、片稼ぎ世帯優遇などといった問題を包蔵している。戦後のわが国の税制調査会答申においても繰り返しこの問題点が主張され、導入には至らなかった。個人単位課税は、世帯間の不公平の問題は残るが、その他の公平、中立、簡素の要請を満たしうる課税単位であり、歴史的にも特に1970年代以降は諸外国において多くの支持を獲得している状況である。

これらを勘案した結果、わが国の所得税法においては、個人単位課税を原則とするべきであると結論に至った。そして、世帯間に生じる不公平感や少子化の問題を税制がバックアップしていくために、一定の要件を満たす子育て世帯に限定的かつ選択的な世帯単位課税－N分N乗方式の導入を主張した。

なお、世帯単位課税－N分N乗方式の導入にあたっては、高所得者優遇、片稼ぎ世帯優遇などの問題を解消する措置をとらなければ、新たな問題を生み出す可能性がある。そのため、問題を解消するための検討を行った。そして、高所得者世帯や片稼ぎ世帯には適用除外規定や一定率の税額加算、配偶者控除の適用除外といった措置をとることで、問題を解消できるのではないかと考えた。

わが国の合計特殊出生率は1.20（令和5年）と戦後最低を記録した。正に、少子化問題は喫緊の政治的課題である。税制が少子化対策をバックアップしていくためにも、個人単位課税をベースとしつつも、世帯単位課税－N分N乗方式の限定的かつ選択的な導入をするべきと考える。

## はじめに

わが国の所得税法では、昭和 25 年度税制改正により、課税単位を「個人」単位とする「個人単位課税」が導入された。その後、現在に至るまで、わが国においては個人単位課税が 70 有余年維持され続けている。<sup>1</sup>

しかし、この間にわが国の家族の姿は大きく変貌した。昭和 55 年においては「夫婦と子供」世帯数と「親・子・孫の 3 世代」世帯数の合計が全世帯構成の 6 割以上を占めていたが、令和 2 年ではその割合は 3 分の 1 にまで漸減した。その反面、「単身」世帯数が昭和 55 年においては全世帯構成の 2 割前後であったが、令和 2 年では 4 割弱にまで倍増した（【図 1】）。

そして、わが国においては少子化が劇的に進行した。昭和 50 年頃までは合計特殊出生率が 2.0 前後で推移していたが、未婚化・晩婚化の進行により、年を追うごとに出生率は低下した。そして、令和 5 年におけるわが国の合計特殊出生率は 1.20 と戦後最低を記録し、少子化の問題はより一層深刻さを増している（【図 2】【図 3】）。しかし、少子化により子供のいる世帯が徐々に減少する中、「ひとり親と子供」世帯は増加しつつある。<sup>2</sup> さらに、近年「パートナーシップ制度」など従来では余りみられなかった家族の構成も、世帯数は少ないものの<sup>3</sup>、家族関係の一つとして既に人口に膾炙している。このように、現在のわが国の家族の構成、家族形態は「夫婦と子供」世帯や「親・子・孫の 3 世代」世帯が主流であったかつての時代から、大きく様変わりし、多様化している。

また、就業形態、特に女性の就業形態が大きく変貌した。戦後、わが国においても女性の社会進出が進んだ。その結果、「夫と専業主婦」世帯数は、昭和 60 年から令和 3 年にかけて半減し、共働き世帯は、昭和 60 年から令和 3 年にかけて約 1.5 倍と漸増している（【図 4】）。このように、昭和後期から平成以降は特に既婚女性の就業傾向の拡大が見られ、「片稼ぎ世帯」が主流であったかつての時代から、現在では「共稼ぎ世帯」が主流となっている。

個人単位課税がわが国に導入された昭和 25 年当時における社会状況や価値観、ここではなかんずく家族の構成、家族形態、夫婦の就業形態が、現在のそれとは大きく様相を異にしていることは明らかである。わが国における「家族の姿」、「働き方」の多様化が進む中で、世帯も多様化してきている。果たしてそのときに、個人間のみの公平が実現される所得税制でよいのだろうか。わが国の所得税法が累進税率を採用している以上、個人単位課税の下では、同一の所得を稼得する片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯とを比べると、前者の方が重く課税されるといった世帯間の不公平の問題が生じることになる。<sup>4</sup>

しかし、課税単位の問題は、単に「公平性」のみで片付けられる問題ではなく、その国の社会、経済、法律制度の変遷といった歴史的観点や、税の「中立性」、「簡索性」といった観点からも検討が必要であると考ええる。また、租税法は民法に代表される私法との交錯を中心とする法律学的側面があり、政治学や経済学の思考が介在する政策論的側面もあり、さらには国家と市場の関係を巨視的に捉える公法学・基礎法学的側面もあり、それらを総合的に捉えながら、検討する必要があるとも思慮する。

本稿は、わが国が抱える喫緊の政治的課題である少子化問題を念頭に置きながら、わが国の所得税法において、いかなる課税単位が望ましいのかを明らかにし、その望ましい課税単位の中でどのように公平性を確保していくのかを明らかにするものである。

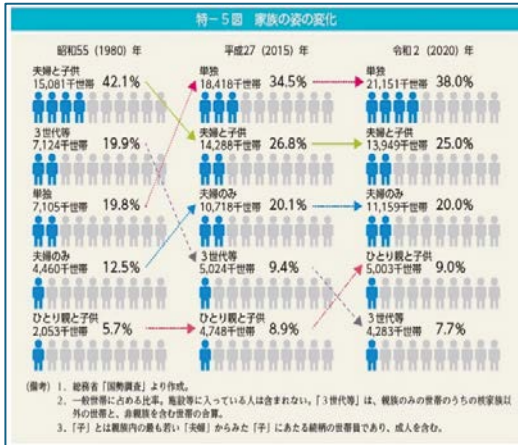
<sup>1</sup> 税制調査会「わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 -」、内閣府、<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/zeicho.html>、(2025. 05. 09)

<sup>2</sup> 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和 4 年版」、[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1\\_s00\\_01.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html)、(2025. 05. 09)

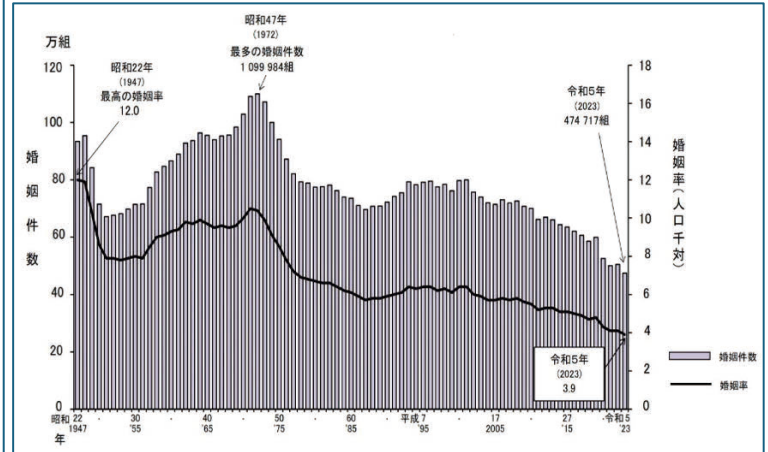
<sup>3</sup> 内閣府男女共同参画局、前掲注 (2)、[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/column/clm\\_03.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/column/clm_03.html)、(2025. 05. 09)

<sup>4</sup> 森信茂樹「少子化対策と税制 個人単位課税か世帯単位・N 分 N 乗課税か - 連載コラム「税の交差点」第 106 回」、<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4177>、(2025. 05. 09)

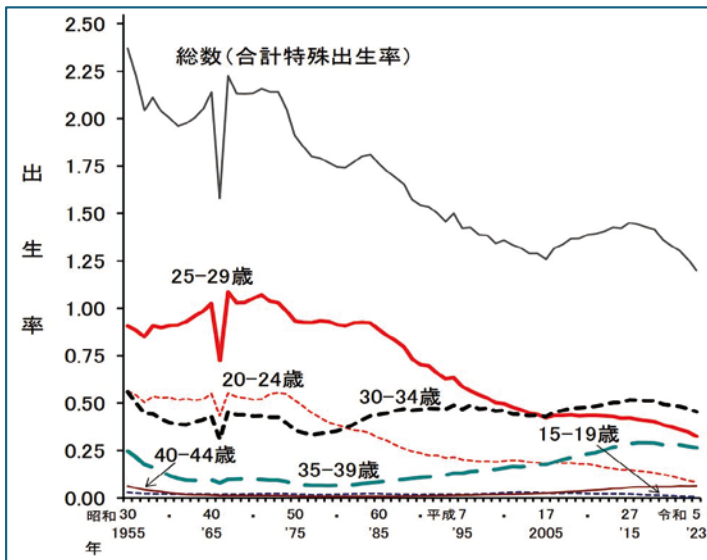
【図1】家族の姿の変化<sup>5</sup>



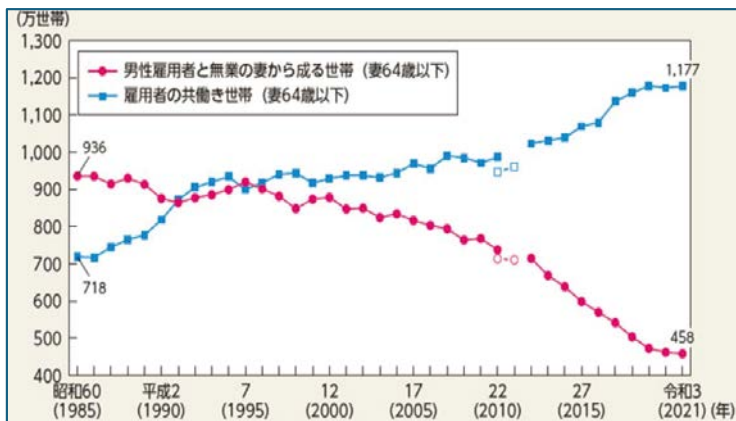
【図2】婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の年次推移<sup>6</sup>



【図3】母の年齢（5歳階級）別にみた合計特殊出生率（内訳）の年次推移<sup>7</sup>



【図4】共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）<sup>8</sup>



<sup>5</sup> 内閣府男女共同参画局、前掲注（2）（2025.05.09）

<sup>6</sup> 厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況 結果の概要」、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/dl/kekka.pdf>、（2025.05.09）

<sup>7</sup> 厚生労働省、前掲注（6）（2024.07.09）

<sup>8</sup> 内閣府男女共同参画局、前掲注（3）（2025.05.09）

## I 課税単位

所得税法における「課税単位」には2つの意味がある。1つは、担税力を把握・測定するにあたり、どの範囲の者を単位とするのかという問題である。すなわち、個人単位ごとに担税力を把握・測定するのか、または、消費単位ごとに担税力を把握・測定するのか、という問題である。いま1つは、どの期間内に生じた所得を課税標準とするのかという所得を算定する期間的単位の問題である。Iでは、前者を意味する課税単位について検討していく。

なお、課税単位の選択は累進税率や控除その他との関連で納税者の納税額に直接大きな影響を及ぼす所得税制上の大きな問題の一つである。<sup>9</sup> また、課税単位には種々の類型がある。Iでは、まず、課税単位の類型を概観し、整理する。

### 1 課税単位

課税単位 (tax unit) とは、所得税の税額を算定する人的単位をいう。<sup>10</sup>

課税単位の類型を大きく整理すると、個人を課税単位とする方式と、夫婦や家族といった個人を超える消費生活上の単位を課税単位とする方式とがある。前者は個人単位主義（個人単位課税、individual unit system）、後者は消費単位主義（消費単位課税、consumption unit system）と呼ばれる。<sup>11</sup>

消費単位課税は、さらに種々の類型がある。まず、消費単位のサイズのとり方によって、夫婦単位主義（夫婦単位課税、marital unit）と家族単位主義（家族単位課税、世帯単位課税、family unit）とに分けることができる。さらに、家族単位主義の下においても、夫婦と子供（いわゆる核家族）を単位とするか、それとも扶養父母等も含めた単位とするかの別がある。<sup>12</sup> 個人単位課税の下では、各家族構成員の所得はそれぞれ別々に課税され、夫婦単位課税の下では、夫婦の所得が合算して課税され、世帯単位課税の下では、家族の所得が合算して課税される。<sup>13</sup>

消費単位課税における税額計算の方法としては、消費単位の構成員の所得を合計した金額にそのまま税率を適用する方法と、当該金額を構成員の間に分割して税率を適用する方法とがある。前者を合算分割主義（unit approach）、後者を合算分割主義（income-splitting method）という。さらに、合算分割主義の中にも、消費単位の構成員の所得の合計額を構成員の間に均等に分割する方法と、何らかの傾斜をつけて分割する方法とがある。前者を均等分割法と呼び、後者を不均等分割法という。

消費単位課税において適用すべき税率表には、独身者と夫婦、世帯に対して同一の税率を適用する方法と、異なる税率を適用する方法とがある。前者を単一税率表制度（single rate system）、後者を複数税率表制度（二重税率表制度、multiple rates system、dual rates system）という。<sup>14</sup>

### 2 課税単位の類型整理

1では、課税単位を個人単位、消費単位の別について区分し、さらに消費単位課税においては、消費単位のサイズのとり方、税額計算の方法、税率制度について分類した。したがって、消費単位課税はこれらの要素の組合せによって、その構成パターンは多岐にわたる。さらに、個人単位課税との選択を制度上認めるか否かにより、課税単位の類型は相当の数になる。なお、現在、諸各国で採用されている主要な課税単位の類型は以下のとおりである。

<sup>9</sup> 中里実「課税単位（二分二乗等）のあり方」『租税法の潮流Ⅲ 第三卷所得課税の争点』343頁（税務経理協会、初版、2022）

<sup>10</sup> 金子宏『租税法』202頁（弘文堂、第24版、2021）

<sup>11</sup> 金子宏「所得税における課税単位の研究」『課税単位及び譲渡所得の研究－所得課税の基礎理論、中巻』4頁（有斐閣、1996）

なお、本稿の以降の記述では、個人単位課税、消費単位課税という用語を統一的に用いることにする。

<sup>12</sup> 金子、前掲注（11）4頁～5頁

なお、本稿の以降の記述では、夫婦単位課税、世帯単位課税という用語を統一的に用いることにする。

<sup>13</sup> 金子、前掲注（10）202頁

<sup>14</sup> 金子、前掲注（11）5頁

- (1) 個人単位課税  
わが国やイギリス、カナダ、スウェーデン等の多数の国で採用されている。
- (2) 夫婦単位課税－合算非分割主義  
ノルウェー、スペインでは個人単位課税との選択制という形で採用されている。
- (3) 夫婦単位課税－合算均等分割主義（二分二乗方式）<sup>15</sup>  
アメリカ、ドイツでは個人単位課税との選択制という形で採用されている。
- (4) 世帯単位課税－合算不均等分割主義（N分N乗方式）<sup>16</sup>  
フランスで採用されている。<sup>17</sup>

これらをまとめると以下のとおりとなる（【表1】）

【表1】課税単位の類型整理

| 類 型   | 個人単位課税                   | 消費単位課税         |                   |                    |
|-------|--------------------------|----------------|-------------------|--------------------|
|       |                          | 夫婦単位課税         |                   | 世帯単位課税             |
|       |                          | 合算非分割主義        | 合算分割主義            |                    |
|       |                          |                | 均等分割法<br>(二分二乗方式) | 不均等分割法<br>(N分N乗方式) |
| 実施国の例 | 日本, イギリス, カナダ,<br>スウェーデン | ノルウェー,<br>スペイン | アメリカ,<br>ドイツ      | フランス               |

また、税率制度については、多くの国が単一税率表制度を採用しており、複数税率表制度を採用している国はかなり少ない（アメリカ、スイスなどが複数税率表制度を採用している。）<sup>18</sup>

前述したように、課税単位の類型は相当数あるため、本稿では、上記に示した（1）個人単位課税、（2）夫婦単位課税－合算非分割主義、（3）夫婦単位課税－合算均等分割主義（二分二乗方式）、（4）世帯単位課税－合算不均等分割主義（N分N乗方式）に議論の射程を絞り、検討を進めていく。

## II わが国における課税単位の変遷

課税単位に関する各国の制度は、租税制度が一般的にそうであるように、それぞれの歴史的、社会的、経済的、法律制度的背景の相違に応じて多様である。<sup>19</sup>

IIでは、わが国における課税単位の変遷を振りかえることで、課税単位に関する問題がわが国において歴史的にどのように取り扱われてきたのかを検討する。

### 1 第2次世界大戦以前（戦前）の制度

わが国では、明治20年に所得税法が創設されて以来、昭和25年まで、戸主及び同居家族の所得はこれを合算し、その総額に税率を適用して所得税額を算出することとされてきた。すなわち、戦前のわが国の所得税法における課税単位は「世帯単位課税－合算非分割主義」を採用していた。これは、わが国

<sup>15</sup> 筆者注、夫婦単位課税－合算均等分割主義（二分二乗方式）は、夫婦の所得を合算し、その合算額を半分にした金額に税率を適用し、それによって得られた金額を2倍することによって税額を算出する方式である。

<sup>16</sup> 筆者注、世帯単位課税－合算不均等分割主義（N分N乗方式）は、世帯（夫婦及び子女）の所得を合算し、その合算額を世帯の数に応じて一定の除数（N）で分割した金額に税率を適用し、それによって得られた金額をN倍することによって税額を算出する方式である。

<sup>17</sup> 鎌倉治子「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除－給付付き税額控除を視野に入れて－」レファレンス平成21年11月号110頁（2009）

<sup>18</sup> 鎌倉、前掲注（17）110頁

<sup>19</sup> 金子、前掲注（11）6頁



の所得税のモデルとされたプロイセンの制度に倣ったものであり、わが国の戦前の家族制度に合致するものであった。

わが国の戦前の家族制度の特徴は、(1) 大家族制度、(2) 戸主への家族構成員に対する統率権限の付与、(3) 長男の家督相続権(長子優位主義)、(4) 男性優位・女性劣位等の特徴を有する法制度であった。明治31年に制定された民法(以下、明治民法)の「家族制度(家制度)」は、一つの戸籍に登録されたものを「一つの家」と観念したうえで(その戸籍上の家は、分家その他がなければ、複合家族になる仕組み)、戸主に強い家の統率権を認める制度であった。一言でいえば、明治民法の「家族制度(家制度)」とは、家族制度論でいう家父長共同体家族制度の法制化であった。<sup>20</sup> このような明治民法の家族制度を前提とするならば、所得税法の課税単位として、世帯単位課税－合算非分割主義を採用することは至極自然な流れといえよう。

## 2 シャウプ勧告による個人単位課税への移行

戦前のわが国の所得税法は、昭和15年の全面改正後の所得税法第31条にみられるように「戸主及び其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス 戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ」<sup>21</sup>と定められ、課税単位として世帯単位課税－合算非分割主義を採用していた。これは、伝統的な日本の家制度を由来とする明治民法の家族制度に立脚したものであった。

これに対して、シャウプ勧告がメスを入れたことは当然なことであり、課税単位を世帯単位課税－合算非分割主義から個人単位課税に変更することを勧告した。シャウプ勧告では、世帯単位課税－合算非分割主義のデメリットを以下のように述べている。

- (1) 所得額を合算すると、同一の担税力水準にある納税者に適用される税率よりも高い税率で課税されることになる。それは税負担の不公平な分配である。
- (2) 税負担の増大は、人為的に世帯を分解する要因となる。
- (3) 納税義務者が現実同居の親族の関係にあるか否かを判定することは、困難な場合が多く、不公平を招く。
- (4) 税額を決定して、これを世帯員に按分するという手続きは複雑である。<sup>22</sup>

このシャウプ勧告の結果、昭和25年度税制改正により、世帯単位課税－合算非分割主義は廃止され、各人の所得税額はその所得の大きさに従って別々に算出する<sup>23</sup>「個人単位課税」が導入された。<sup>24</sup> わが国の所得税法における課税単位がこのように転換するに至った根拠の1つには、民法構造の変化との対応、すなわち家族制度の廃止があり、もう1つには、個人単位課税の方が近代的個人主義の理念に合致すると考えられたことが挙げられる。<sup>25 26</sup>

なお、シャウプ勧告によって個人単位課税が貫徹されたわけではない。世帯単位課税の残滓ともいえるべき、資産所得合算制度(現在は廃止<sup>27</sup>)、家族専従者の労働報酬を事業主の所得に合算する方式等の設定がシャウプ勧告で述べられている。<sup>28</sup> こうした例外規定を設けた趣旨は、財産を配偶者や子供に譲渡(もしくは贈与)することにより資産所得を分割することや、配偶者や子供を自己の営む事業に雇用す

<sup>20</sup> 加藤雅信「歴史の中の日本民法・家族法序説－政治・外交と法制定の交錯－」名古屋学院大学論集社会科学篇第58巻第4号247頁～248頁(2022)

<sup>21</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ、「所得税法改正・御署名原本・昭和十五年・法律第二四号」、<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F0000000000000037588&ID=&TYPE=>、(2025.05.09)

<sup>22</sup> シャウプ使節団著(総合司令部民間情報教育局訳)『日本税制報告書』第一編第四章E節「世帯単位の取扱」、<http://www.rsl.waikei.jp/shoup/shoujp04.html#section4E>、(2025.05.09)

<sup>23</sup> 金子、前掲注(11)1頁

<sup>24</sup> 金子宏「シャウプ勧告の歴史的意義－二一世紀に向けて－」『租税法理論の形成と解明 上巻』225頁(有斐閣、初版、2010)

<sup>25</sup> 村井正「夫婦課税をめぐる諸問題」法律時報42巻4号27頁(1970)

<sup>26</sup> 金子、前掲注(11)6頁

<sup>27</sup> 金子、前掲注(11)2頁

<sup>28</sup> 村井、前掲注(26)32頁



ることにより事業所得を分割することを防ぐものであった。

### 3 戦後における課税単位の改革論

シャープ勧告により個人単位課税に移行したわが国であったが、その後も税制調査会において、課税単位の改革論議が盛んに行われている。

昭和 39 年答申では、夫婦単位課税－二分二乗方式の所得分割の利益が高所得者に偏る問題を指摘し、比較的到低所得者が多い共稼ぎ世帯が享受する利益が少ないことから、同方式の導入により、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の税負担のバランスを図る必要性が乏しいことを述べている。その上で、同方式の導入は適当でないとして、導入は見送られた。<sup>29</sup>

その後、昭和 46 年答申では、夫婦単位課税－二分二乗方式は、現代社会の経済活動が夫婦を中心とした消費世帯で営まれており、家計収入が夫婦共同のものとの考え方に立てば実情に即応する、個人単位課税では対応が困難な所得分割による租税回避を解決できる、といった同方式の効果を謳っている。その一方で、同方式は、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の税負担の均衡を図ろうとするものであるが、共稼ぎに伴う有形無形の負担があることを考慮すれば却って実質的負担の均衡を失する、独身者世帯や寡婦世帯の税負担が夫婦世帯に比して重くなる問題が生じる、課税単位の変更に伴う各世帯間の公平性を確保するための控除や税率の変更の困難さも併せて述べている。<sup>30</sup> その上で、各課税単位の利害得失や制度改変に伴う問題点を掘り下げ、諸外国における現行課税単位の採用の背景となった社会生活の実態や歴史的事情等を検討し、早急に課税単位の変更について結論を得ることに努めるとし、個人単位課税の再検討に極めて積極的な姿勢を示した。<sup>31 32</sup>

しかし、その後は一転して、現行制度の維持を打ち出した。例えば、昭和 58 年答申では、所得の稼得者個人に着目する現行制度は個人の所得に担税力を求める所得税の性格からみても自然なものであり、既にわが国に定着していること、諸外国の合算分割主義は合算非分割主義による税負担のアンバランスの調整や夫婦財産制度の差異による調整等の歴史的要請を反映して採用されているが、わが国にはそのような要請はないこと等から、個人単位課税の維持が適当であると述べている。<sup>33</sup> また、同答申では、共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の税負担のバランスを図るために夫婦単位課税－二分二乗方式の採用を主張する意見に対しては、片稼ぎ世帯の専業主婦の帰属所得<sup>34</sup> が非課税となっていることを考慮すれば、各種世帯間の税負担の不均衡は特に問題とするほどではないこと、同方式の採用により片稼ぎ世帯優遇や高所得者優遇となることを挙げ、課税単位の変更を行うべきではないと述べている。<sup>35</sup>

そして、令和 5 年答申においても、個人単位課税を維持する方針は引き継がれている。同答申では、個人単位課税においても、扶養控除や配偶者控除といった人的控除による世帯構成の配慮が行われているとし、課税単位の変更には慎重な姿勢をとっている。また、世帯単位課税－N 分 N 乗方式を導入した場合、片稼ぎ世帯優遇、高所得者優遇といった結果を招く点に留意するべきとしている。<sup>36</sup>

<sup>29</sup> 税制調査会「「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申」12 頁～13 頁、[https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s3912\\_kongonokihontekisozeiseido.pdf](https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s3912_kongonokihontekisozeiseido.pdf)、(2025.05.09)

<sup>30</sup> 税制調査会「長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明」8 頁～9 頁、[https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s\\_s4608\\_tyoukizeisei.pdf](https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s_s4608_tyoukizeisei.pdf)、(2025.05.09)

<sup>31</sup> 中里、前掲注 (9) 346 頁

<sup>32</sup> 税制調査会、前掲注 (31) 9 頁

<sup>33</sup> 税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」16 頁～17 頁、[https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5811\\_kongonozeisei.pdf](https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/s5811_kongonozeisei.pdf)、(2025.05.09)

<sup>34</sup> 金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究：所得課税の基礎理論 上巻』86 頁（有斐閣、1995）

帰属所得（Imputed Income）とは、「自己の財産および労働に直接帰せられる所得、すなわち自己の財産の利用から得られる経済的利益および自家労働から得られる経済的利益」をいう。

<sup>35</sup> 税制調査会、前掲注 (34) 17 頁

<sup>36</sup> 税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」113 頁、[https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2023/12/5zen27kai\\_toshin.pdf](https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2023/12/5zen27kai_toshin.pdf)、(2025.05.09)

このように戦後のわが国においては、夫婦単位課税－二分二乗方式の導入が検討されていた時期もあったが、導入に伴う片稼ぎ世帯優遇、高所得者優遇の問題が繰り返し主張され、個人単位課税が現在においても、維持され続けている。課税単位の選択は、担税力に即した公平な税制を構築する上で根幹となるものであるが、公平性や中立性、あるいは政策目標や社会的価値といった種々のファクターのいずれを重視するかによって変わってくる。昭和後期から現在に至るまで少子化に歯止めがかからず、人口減少社会に突入しているわが国において、少子化対策を税制が後押しするべく、個人単位課税の維持に固執せず、世帯単位課税－N分N乗方式を導入することの検討の余地はあろう。ただし、同方式を導入した場合に、何らの措置をとらなければ、これまで主張されてきた前述の問題が生じることになる。そのため、一定の適用制限を設けた上で、子育て世代（又は現役世代）に個人単位課税と世帯単位課税－N分N乗方式の選択適用を認めるといった制度改革も考えられよう（詳細はⅥで検討する）。

#### 4 最高裁昭和 36 年 9 月 6 日大法廷判決（所得税審査決定取消事件）

日本国憲法では、第 24 条第 1 項<sup>37</sup>に規定されているとおり、男女平等が保障され、女性の地位が向上するに伴って、所得税法上、女性をどのように扱うか、特に妻の地位をどのように見るべきかが、大きな問題となった。この点について、わが国の所得税法は、個人単位課税という発想の上に立って、夫婦別々に課税する制度を堅持してきた。これに対して、3 でも述べたように夫婦単位課税－二分二乗方式を採用してはどうか、という主張が繰り返しなされてきた。<sup>38</sup> 以下の判決は、税務訴訟上、男女の実質的平等を主張した最初の判決ではないかと思われる。<sup>39</sup> 課税単位の問題に関する重要な最高裁判所の判決であり、課税単位の問題を研究するにあたり、検討が必要不可欠と考える。そのため、当該判決について検討を行う。

##### （1）事案の概要

納税者 X が、所得税の確定申告を行うにあたり、その所得のうち、給与所得と事業所得は、家事労働その他妻の協力によって得られたものであるから、その半分は妻に帰属すべきものであるとの考え方の下に、給与所得および事業所得の半額に配当所得を加算した金額を自己の所得として申告し、給与所得および事業所得の残りの半分を妻の所得として申告したところ、税務署長は、給与所得および事業所得の全額が X に帰属するとして、X に対して増額の更正及び過少申告加算税の賦課決定をなした。これに対し、X は上記 2 つの処分の取消しを求めて、出訴し、夫婦別産制を定める民法第 762 条第 1 項<sup>40</sup> およびそれを基礎として夫がその名で得た所得をすべて夫の所得として課税する所得税法の規定は憲法第 24 条に違反すると主張した。しかし、第 1 審裁判所および第 2 審裁判所は、いずれも X の請求を棄却し、最高裁判所も以下のように判示して、上告を棄却した。<sup>41</sup>

##### （2）判旨

まず、憲法第 24 条の法意から同条は「結局、継続的な夫婦関係を全体として観察した上で、婚姻関係における夫と妻とが実質上同等の権利を享有することを期待した趣旨の規定と解すべく、個々具体の法律関係において、常に必らず同一の権利を有すべきものであるというまでの要請を包含するものではないと解するを相当とする。」とした。

次に、民法第 762 条第 1 項について「夫婦の一方が婚姻中の自己の名で得た財産はその特有財産とすると定められ、この規定は夫と妻の双方に平等に適用されるものであるばかりでなく、所論のいうように夫婦は一心同体であり一の協力体であつて、配偶者の一方の財産取得に対しては他方が常に協力寄与するものであるとしても、民法には、別に財産分与請求権、相続権ないし扶養請求権等の権利が規定さ

<sup>37</sup> 憲法第 24 条第 1 項「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」

<sup>38</sup> 金子、前掲注（11）2 頁

<sup>39</sup> 遠藤みち「日本の裁判例にみる夫婦財産制と租税法－その変遷と今後の問題－」人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』202 頁（弘文堂、1998）

<sup>40</sup> 民法第 762 条第 1 項「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。」

<sup>41</sup> 最大判昭和 36 年 9 月 6 日民集 15 卷 8 号 2047 頁以下

れており、右夫婦相互の協力、寄与に対しては、これらの権利を行使することにより、結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないように立法上の配慮がなされているということが出来る。」とし、民法第762条第1項の規定は、憲法第24条の法意に照らし、同条に違反するものではないとした。

その上で、所得税法については、「生計を一にする夫婦の所得の計算について、民法762条1項によるいわゆる別産主義に依拠しているものであるとしても、同条項が憲法24条に違反するものといえない。」とし、所得税法も違憲ではないとした。<sup>42</sup>

### (3) 検討

上記判決は、民法第762条第1項の定める夫婦別産制は憲法第24条に反するものではなく、したがって、所得税法が民法の上記規定に依拠して夫婦の所得に別々に課税することとしているのは憲法第24条に違反していない旨を判示している。民法で夫婦別産制を採用しているからといって、所得税法が個人単位課税を採用しなければならないということはない。換言すれば、所得税法が夫婦単位課税—二分二乗方式を採用することを憲法が要請しているわけでもない。したがって、民法と租税法は必然的に結びつくものではなく、民法でどのような財産制を採ろうと、租税法は租税法の立場で課税単位を規定できるものとする。

個人単位課税は、憲法に規定されている個人の尊厳、両性の本質的平等の理念に合致していると一定程度評価することはできる。しかし、必ずしも個人単位課税が個人の尊厳を尊重し、消費単位課税が封建的な家制度を助長するものといえるだろうか。片稼ぎ世帯のように専業主婦（主夫）が配偶者である夫（妻）の所得稼得に協力、依存する関係である場合に、個人単位課税を貫徹することは、専業主婦（主夫）の財産形成を劣位におくとともに、夫婦間の財産形成の優劣を租税法が固定化することになりかねない。こうした問題点を重視する立場からは、民法第762条第2項を根拠に<sup>43</sup>、個人単位課税から消費単位課税への移行も必要なのではないかという見解も示されている。<sup>44</sup>

## Ⅲ 各国における課税単位の変遷

Ⅲでは、各国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）の課税単位に関する歴史的変遷を辿りながら、課税単位の問題をどのように解決するべく試みがなされてきたのか、整理、検討していく。

### 1 アメリカ

アメリカでは、1913年に恒久的税制として所得税を導入して以来、個人単位課税を採用してきた。しかし、アメリカは合衆国、すなわち連邦であって、統一的夫婦財産制度は存在せず、夫婦財産制度は各州の裁量に委ねられていた。この連邦所得税法における個人単位課税と各州の夫婦財産制度の相違について、深刻な問題を提起したのが1930年のシーボーン（Seaborn）事件に対する最高裁判所の判決であった。<sup>45</sup>

この事件は、夫婦共有財産制を採用していたワシントン州に住むシーボーン夫妻が、夫の所得は夫婦の共有であるという解釈の下に、夫婦がその所得の2分の1ずつを各々の所得として申告した結果、内国歳入庁がその所得の全額を夫の所得として更正したことに対して、最高裁判所が夫婦の申告を認めたというものである。この判決より、夫婦共有財産制の州の夫婦には、夫婦単位課税—二分二乗方式による所得分割の利益が与えられることになった。そのため、夫婦共有財産制の州と夫婦別産制の州との間に税負担の地域的不公平が生じることとなった。<sup>46</sup> この不公平を是正するために、当時のイギリスが採用していた夫婦単位課税—合算非分割主義の導入や州の採用している夫婦財産制度によらず、連邦所得税は所得の稼得者に課税するといった提案がなされたが、同一の税率表を前提とする限り、前者はすべての州の既婚者の税負担を増加させ、後者は夫婦共有財産制の州の納税者の税負担を増加させるため、いずれも世論に受け入れられなかった。また、シーボーン事件に対する最高裁判所の判決もそのような

<sup>42</sup> 最大判昭和36年9月6日、前掲注(42)

<sup>43</sup> 民法第762条第2項「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。」

<sup>44</sup> 遠藤、前掲注(40) 207頁～208頁

<sup>45</sup> 金子、前掲注(11) 7頁

<sup>46</sup> 金子、前掲注(11) 8頁

提案を妨げることとなった。<sup>47</sup>

そこで、結局残された政治的オルタナティブは、税負担の軽い州に合わせる形で地域的不公平を是正するより他なかった。1948年に連邦議会は州の採用している夫婦財産制度によらず、夫婦単位課税－二分二乗方式を個人単位課税との選択という形で導入した。<sup>48 49</sup> こうして導入された夫婦単位課税－二分二乗方式であるが、既婚者よりも独身者に重い税負担を課す結果になることや二分二乗の利益が高所得者に偏るといった問題が指摘され、種々の批判に晒されることとなった。

このような批判に対して、ジョゼフ・ベクマンは、1959年に独身者と二分二乗方式を選択する既婚者の税率表を区分して設け、前者のブラケットの刻みを後者のブラケットの刻みの半分とすることによって、同方式の利益を完全に排除し、既婚者と独身者との間の公平を図るべきことを提案した。また、オリバー・オールドマンおよびラルフ・テンプルは、1960年に独身者、片稼ぎ夫婦、共稼ぎ夫婦の三者間の公平を維持するための条件として以下の3条件（オールドマン・テンプルの三原則）を挙げ、この3条件を満たすように制度が考案されるべきことを主張した。<sup>50</sup>

- (1) 両者の所得が等しいと仮定した場合には、片稼ぎ夫婦は共稼ぎ夫婦に比して重い税負担を負うべきである（片稼ぎ夫婦には帰属所得があり、これに対して、共稼ぎ夫婦には、育児費等のコストや時間の犠牲があるからである）<sup>51</sup>。
- (2) 共稼ぎ夫婦は、それぞれに匹敵する所得を有する2人の独身者の税負担の合計よりも重い税負担を負うべきである（共同生活による規模の利益）。
- (3) 所得が等しいと仮定した場合に、独身者は片稼ぎ夫婦よりも重い税負担を負うべきである（共同生活による規模の利益は、独身者の場合よりも安く生活できるほど大きくはない）。

以上のような種々の提案を背景として、1969年にアメリカの課税単位制度は、単一税率表制度から複数税率表制度へ転換されることとなった。この改正では、これまで既婚者に与えられてきた夫婦単位課税－二分二乗方式の利益を奪うことは政治的に不可能であるという考え方に立脚し、同方式を実質的に維持しているものの、従来の批判に応えるため、複数税率表を導入したことは着目すべき改正であった。<sup>52</sup>

なお、現行制度の税率表は以下のとおりである（【表2】）。

【表2】アメリカの連邦所得税の税率（2023年時点、金額の単位は米ドル）<sup>53</sup>

| 独身者     |         |     | 夫婦個別申告  |         |     | 夫婦共同申告  |         |     |
|---------|---------|-----|---------|---------|-----|---------|---------|-----|
| 超       | 以下      | 税率  | 超       | 以下      | 税率  | 超       | 以下      | 税率  |
| 0       | 11,000  | 10% | 0       | 11,000  | 10% | 0       | 22,000  | 10% |
| 11,000  | 44,725  | 12% | 11,000  | 44,725  | 12% | 22,000  | 89,450  | 12% |
| 44,725  | 95,375  | 22% | 44,725  | 95,375  | 22% | 89,450  | 190,750 | 22% |
| 95,375  | 182,100 | 24% | 95,375  | 182,100 | 24% | 190,750 | 364,200 | 24% |
| 182,100 | 231,250 | 32% | 182,100 | 231,250 | 32% | 364,200 | 462,500 | 32% |
| 231,250 | 578,125 | 35% | 231,250 | 346,875 | 35% | 462,500 | 693,750 | 35% |
| 578,125 |         | 37% | 346,875 |         | 37% | 693,750 |         | 37% |

<sup>47</sup> 金子、前掲注（11）8頁～9頁  
<sup>48</sup> 金子、前掲注（11）9頁  
<sup>49</sup> 水野忠恒『体系租税法』404頁（中央経済社、第4版、2023）  
<sup>50</sup> 金子、前掲注（11）9頁～10頁  
<sup>51</sup> 水野、前掲注（49）401頁  
<sup>52</sup> 金子、前掲注（11）12頁  
<sup>53</sup> アメリカ合衆国 内国歳入庁、「Federal income tax rates and brackets」、<https://www.irs.gov/filing/federal-income-tax-rates-and-brackets>、(2025. 05. 09) を参考に作成した。

夫婦合算申告用の税率表は、ブラケットの刻みが概ね独身者用の税率表の2倍となっており、既婚者と独身者の税負担の不公平の問題の解決を図ろうとしている。

また、夫婦単位課税－二分二乗方式の利益は片稼ぎ世帯や高所得者に顕著であるが、アメリカでは勤労所得税額控除（earned income tax credit：EITC）や子女養育費控除（child and dependent care credit）等の低所得者向けの税額控除制度が充実しており<sup>54</sup>、これらが実質的に政府による低所得者への補助金としての機能を果たしているといえ、こうした税額控除制度により低所得者層の救済を図ろうとしている。また、共稼ぎ夫婦にみられる育児費の支出や余暇が犠牲にされる担税力の低さを同制度が調整しているとも言え、片稼ぎ夫婦と共稼ぎ夫婦の水平的公平性を図る措置が採られている。<sup>55</sup>

このように、夫婦単位課税－二分二乗方式、ひいては消費単位課税の導入にあたっては、既婚者優遇、高所得者優遇といった問題を解決するために、複数税率表の導入や低所得者向けの税額控除の新設など検討すべき論点が多いといえる。

## 2 イギリス

イギリスでは、1799年に所得税が初めて導入された際には、課税単位として夫婦単位課税－合算非分割主義を選択していた。これは、当時のイギリスでは女性の社会的地位が低く、自己の法的能力が否定され、妻の財産が夫の強いコントロールの下にあったという歴史的背景によるものである。<sup>56 57</sup>

上記制度に対しては、19世紀後半から20世紀にかけて、既婚女性の職場への進出が増加し、また女性解放運動（feminist movements）が盛んになるにつれて、批判が高まっていった。特に、1882年に妻に財産上の権利を認めた「既婚婦人財産法」<sup>58</sup>の制定以降は、課税単位の問題は絶えることのない議論的となった。しかし、このような状況はその後も継続し、政府税制委員会も1920年と1954年の2度にわたって、夫婦単位課税－合算非分割主義が継続されるべきことを勧告している。1954年の税制委員会報告は主に以下の2点を指摘している。1つは、個人単位課税では夫婦の所得稼得状況により世帯間の不公平が生じてしまうことを指摘している。もう1つは、合算非分割主義は独身者優遇という結果を招き結婚の阻害要因になりうるという批判に対し、既婚者に対する各種控除が存在することで却って結婚により税負担が減少するケースがあること<sup>59</sup>や税制が婚姻中立的かどうかは事柄の性質上、証明不可能であることを指摘している。<sup>60</sup>

こうした状況の中で、第2次世界大戦後のイギリスでは、既婚女性の社会的進出が急激に加速した。こうした実情に対応するべく、1980年に政府は、課税単位に関する基本方針（「夫婦の課税」（the Taxation of Husband and Wife））を公表した。この基本方針では、夫婦単位課税－合算非分割主義を維持した場合には、具体的に以下の問題が生じることを指摘している。

<sup>54</sup> 伊藤公哉『アメリカ連邦税法』352頁～371頁（中央経済社、第7版、2019）

<sup>55</sup> 水野、前掲注（49）402頁

<sup>56</sup> 金子、前掲注（11）13頁

合算非分割主義の採用は、徴税上の便宜を目的としていた、という指摘もある。

<sup>57</sup> 小石侑子「イギリスにおける夫婦への課税－夫婦合算課税から個人単位課税へ－」人美康子＝木村弘之亮編『家族と税制』72頁（弘文堂、1998）

<sup>58</sup> 小石、前掲注（58）73頁

<sup>59</sup> 小石、前掲注（58）73頁

イギリスにおける夫婦単位課税－合算非分割主義の下では、人的控除において、夫婦は独身者に比べ、大幅に優遇されていた。平均若しくは平均未満の所得を有する夫婦は、合算非分割主義により、夫妻の所得を合算しても、相当程度の人的控除（配偶者控除等）を受けることができたため、むしろ納税額がかなり軽減されていたと実証されている。したがって、合算非分割主義は累進税率制度の下では、一般的には既婚者の税負担が重くなるが、イギリスではむしろ税負担が軽くなるという特殊な事情もあり、これが長期にわたって合算非分割主義が維持されてきた要因ではないか、と小石は指摘している。

<sup>60</sup> 金子、前掲注（11）14頁

- (1) 夫婦単位課税－合算非分割主義では、妻の所得を夫の所得に合算するという計算構造自体が、妻を夫の「もの」とする概念に基づいている。
- (2) 夫婦単位課税－合算非分割主義では、妻のプライバシーが侵害される。  
(資産所得は夫婦合算であるため、夫は妻の資産内容をすべて知ることになる。)

しかし、このような問題提起を行ったものの、個人単位課税への完全移行は見送られた。<sup>61</sup> 個人単位課税を導入した場合には、合算非分割主義の下での相当程度の人的控除等といったメリット喪失が多であること、妻に課せられる納税義務に税務行政上、検討課題が残されるというのがその理由であった。<sup>62</sup>

一方、政府機会均等委員会は、個人単位課税への移行を促進するべきとの勧告をしている。合算非分割主義は性による差別的制度であり、それらを根本的に改革するには、個人単位課税へ完全移行するより他ないとする基本方針が示された。この政府機会均等委員会の勧告を受けて、1986年に政府は再度、課税単位に関する基本方針（「個人課税の改革」(The Reform of Personal Taxation)）を打ち出した。その内容は、夫婦は課税上、完全に平等でなければならないとして、妻の所得を夫の所得とみなす夫婦単位課税－合算非分割主義の廃止を提言している。<sup>63</sup> その結果、1990年にイギリスは夫婦単位課税－合算非分割主義を廃止し、個人単位課税へ移行することになった。

イギリスにおいては、夫婦単位課税－合算非分割主義を当初採用していたが、婚姻による税負担の増加という問題を解決するために相当程度の人的控除が設けられていた点が特徴的である。また、リベラル・フェミニズムによる女性の職場や政治への進出により、妻を夫の従属物とする前近代的価値観から「個人主義」、「男女平等」を基調とする現代的価値観へ社会の価値観が変容し、それと足並みを揃える形で課税単位が夫婦単位課税－合算非分割主義から個人単位課税へと移行していった点も興味深い。

### 3 ドイツ

ドイツでは、19世紀に多くの領邦(Land)がイギリスの制度に倣って、夫婦(または家族)単位課税－合算非分割主義を採用した。1920年に連邦所得税法が制定されたが、そこでは家族単位課税－合算非分割主義が採用された。第2次世界大戦後、西ドイツが成立し、1951年に改めて連邦所得税法が制定されたが、課税単位については、従来の家族単位課税－合算非分割主義を維持していた。<sup>64</sup>

しかし、この家族単位課税－合算非分割主義の採用は、独身者よりも既婚者により重い税負担を課すこととなり批判も根強く、「婚姻懲罰税」という言葉さえ生んだ。<sup>65</sup> さらに、1957年に連邦憲法裁判所は、この課税単位制度を婚姻および家族の保護を定めるボン基本法第6条<sup>66</sup>の規定に違反するという理由で違憲と判示した。<sup>67</sup>

この違憲判決のケースの夫婦は、それぞれ所得を得ていたが、合算非分割主義が合算均等分割主義に比して、著しく負担増を招き、男女平等(同法第3条第2項)、法の下での平等(同法第6条第1項第3項)に違反すると主張した。連邦憲法裁判所は、ボン基本法第6条を婚姻および家庭を国家から保護し、それをめぐる公法および私法を拘束する価値決定と性格づけ、そこから立法者をも縛るものと結論づけた。その結果、課税単位として家族単位課税－合算非分割主義を定めた連邦所得税法は婚姻への妨害的措置

<sup>61</sup> 小石、前掲注(58) 74頁

1971年の財政法改正により、妻の勤労所得については、個人単位課税の選択適用を認めている。しかし、資産所得は依然として、合算非分割主義によっていたため、課税単位の選択に対する批判は高まっていった。

<sup>62</sup> 小石、前掲注(58) 76頁

<sup>63</sup> 小石、前掲注(58) 76頁～77頁

<sup>64</sup> 金子、前掲注(11) 15頁～16頁

<sup>65</sup> 村井、前掲注(26) 28頁

<sup>66</sup> ボン基本法第6条第1項「婚姻および家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。」

なお、ボン基本法はドイツにおいて憲法に相当する法律である。

<sup>67</sup> 金子、前掲注(11) 17頁



を構成するとし、違憲であるとされた。<sup>68</sup> この違憲判決を受け、1958 年から個人単位課税および夫婦単位課税－二分二乗方式の選択制へと移行した。<sup>69</sup> その内容は、アメリカの夫婦単位課税－二分二乗方式とほぼ同様である。

#### 4 フランス

フランスでは、かつては世帯単位課税－合算非分割主義が採用されていたが、第 2 次世界大戦後の人口政策的配慮から、1945 年より家族除数制度（世帯単位課税－N 分 N 乗方式）が採用されている。<sup>70</sup> N 分 N 乗方式は 1945 年の導入以降、主に 2 つの問題が指摘されてきた。1 つは、高所得者優遇という問題である。もう 1 つは、すべての子女の除数が 0.5 であるため、子女 1 人当たりの税負担の減少額が第 2 子以降通減し、人口政策として不十分であるという批判である。これらの批判を踏まえ、1981 年には、第 3 子以降の除数を 1 に改正し、翌年には高所得者への税負担の減少額に上限が設けられた。<sup>71</sup>

世帯単位課税－N 分 N 乗方式の所得分割による利益は、片稼ぎ世帯や高所得者の場合に顕著となる。したがって、同方式は片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の間に不公平が生じてしまう点や所得税の持つ所得の再分配機能を阻害してしまう点が問題となる。この点、フランスでは後者の問題について現在、高所得者に特別負担金を課すという方法により高所得者優遇の問題の解決を図っている。

また、政策論的議論になるが、同方式の導入のみで少子化問題を是正できるかは不透明である。フランスでは、同方式の導入以外にも、保育や育児支援の現物・現金給付の拡充、保育施設への公的資金を投入による十分な乳幼児の受け入れ枠の確保等、女性が仕事と育児を両立できる支援（両立支援）を少子化対策の総合パッケージとして行ってきた。したがって、N 分 N 乗方式を少子化対策として導入する場合には、税制面のみならず、教育費・出産費の負担軽減や保育施設の充実といった政策も同時に実施していく必要があるものと考ええる。

#### 5 小括

Ⅱ 及び Ⅲ で見てきたように各国の課税単位制度は、最初から確固とした理論的根拠に支えられてきたものではない。各国の課税単位制度は、歴史的、社会的、経済的、法律制度的各要素やその時々政治的判断が可変要素として複雑に絡みあいながら、公平で中立な課税単位を希求する各国の試みにより発展してきたものといえる。

片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の税負担の公平性、既婚者と独身者の税負担の公平性、高所得者優遇といった問題が歴史的に各国の課税単位の選択に大きな影響を与えてきた。しかしながら、互いに矛盾にする要請（例えば世帯間の公平性と婚姻に対する中立性<sup>72</sup>）もあるため、すべての要請を満たす課税単位は存在しない。そのため、どの要請を優先するべきかを決定する必要があるが、その要請に絶対的な優劣があるわけではなく、その時々社会の要請により決定するべきであると考ええる。

### Ⅳ 公平、中立、簡素の観点からの検討

課税単位をめぐる問題は、近年各国においてクローズアップされ、盛んに議論されているようである。その背景として、同性婚や登録パートナーシップ、PACS（民事連帯契約）、法定同棲といった制度が創設され、従来の婚姻制度が想定し得ない夫婦、家族の形が生まれてきたことが挙げられる。<sup>73</sup> 時代と

<sup>68</sup> 村井、前掲注（26）28 頁

<sup>69</sup> 加藤友佳『多様化する家族と租税法』112 頁（中央経済社、2021）

<sup>70</sup> 上西左大信「所得税における課税単位のあり方－「所得合算・分割課税方式」の検討を中心に－」税研 231 号 39 頁以下（2023）

<sup>71</sup> 加藤、前掲注（70）113 頁

<sup>72</sup> 金子宏「ボーリス・ビトカーの課税単位論」『課税単位及び譲渡所得の研究－所得課税の基礎理論、中巻』84 頁（有斐閣、1996）

アメリカの租税法学界の碩学であられるボーリス・ビトカー博士（イエール大学名誉教授）は以下のように述べられておられる。「婚姻中立的な税制の要請と「所得等しい夫婦に等しい税負担を」という公平の要請とが、完全に二律背反の関係にある。」



ともに変わりゆく夫婦関係や家族の姿の中で、個人や夫婦、家族をめぐる課税単位の問題はより一層複雑化してきているといえよう。Ⅳでは、日本の税制の租税原則である「公平」、「中立」、「簡素」<sup>74</sup>の観点から課税単位を検討していく。

## 1 公平性の観点

税負担は各人の担税力（ability to pay）に即して配分されなければならないというのが、公平負担の原理である。課税単位の問題においては、担税力を測定するにあたり、いかなる課税単位を基準とすれば公平負担の原理に最も適合するのが問題となる。<sup>75</sup>

なお、課税単位を公平性の観点から検討する場合には、2つの観点がある。1つは、水平的公平性であり、もう1つは垂直的公平性である。水平的公平性は、課税の上で「同様の状況にあるものは、同様に課税されなければならない」という原則であり、垂直的公平性は、課税の上で「異なる状況にあるものは、異なって（適切な差異のパターンを設けて）課税されなければならない」という原則であり、累進課税を意味する。<sup>76</sup>

さらに、水平的公平性は世帯間の公平性と個人間の公平性に分けることができる。そこで、1では上記3つの観点に分けて、検討を行う。なお、検討にあたり、わが国の現行の所得税法における超過累進税率の適用を前提とする。

### （1）世帯間の公平性（水平的公平性）

「世帯間の公平性」とは、同じ所得を稼得する世帯は、世帯の税負担も同じであることをいう。夫婦単位課税（－合算非分割主義、－二分二乗方式）では、世帯間の公平性は満たされる。一方、個人単位課税では世帯間の公平性が阻害される。また、世帯単位課税（－N分N乗方式）では、子女の人数が多いほど税負担が軽くなるため、世帯間の公平性が阻害される。

### （2）個人間の公平性（水平的公平性）

「個人間の公平性」とは、同じ所得を稼得する個人は、個人の税負担も同じであることをいう。個人単位課税では個人間の公平性は満たされる。一方、消費単位課税では、夫婦単位課税（－合算非分割主義、－二分二乗方式）、世帯単位課税－N分N乗方式のいずれにおいても個人間の公平性は阻害される。

### （3）垂直的公平性

個人単位課税では、各個人の所得の多寡に応じて、税額が計算されるため、垂直的公平性は満たされる。また、夫婦単位課税－合算非分割主義においても、各世帯の合算所得の多寡に応じて、税額が計算されるため、垂直的公平性は満たされる。一方、夫婦単位課税－二分二乗方式、世帯単位課税－N分N乗方式では、いずれにおいても垂直的公平性は程度の差こそあれ阻害される。

例えば、夫婦単位課税－二分二乗方式の場合、夫婦のうち高所得者の所得が配偶者の所得と合算分割される結果、適用税率が下がり、税負担の減額効果が生じることになる（夫婦の所得水準が同一のブラケット内に収まる場合は除く）。この減額効果は配偶者が専業主婦（主夫）の場合に、顕著に現れる。また、子女は所得を有しないことが通常であるため、世帯単位課税－N分N乗方式を採用した場合には、さらなる減額効果が生じることになる。この事実、担税力の高い片稼ぎ夫婦（世帯）や高所得者世帯が、課税上は優遇されてしまうという不合理を示している。

## 2 中立性の観点

中立性（中立的な課税）とは、課税が存在しない場合の判断が、課税が行われた後も変化させられな

<sup>73</sup> 加藤、前掲注（70）19頁～26頁

新しい家族の形として、①従来の異性婚と同様の婚姻を同性カップルに対して認める同性婚、②その形式は婚姻に準ずるものとするが、権利保護については婚姻同様に付与する登録パートナーシップ、③共同の提出を行い婚姻に準ずる権利が付与されるPACS、④同棲しているカップルに対して一定の法的保護を付与する法定同棲などがある。

<sup>74</sup> 酒井克彦『スタートアップ租税法 租税法学習の道しるべ』33頁（財経詳報社、第4版、2021）

<sup>75</sup> 金子、前掲注（11）25頁

<sup>76</sup> 水野忠恒、『租税法』12頁、（有斐閣、第4版、2003）

いように課税を行うことをいう。<sup>77</sup> 本稿では、「婚姻に対する中立性」と「就労に対する中立性」の2つの観点から検討を行う。

### (1) 婚姻に対する中立性

「婚姻に対する中立性」とは、個人が結婚するか否かを選択する際に、課税単位が影響を及ぼさないことをいう。<sup>78</sup> 個人単位課税では、婚姻に対する中立性は満たされる。なお、夫婦は2人で共同生活することにより規模の利益を享受しているため、独身者2人に比して、担税力は高いと考えられる。<sup>79</sup> そのため、オールドマン・テンプルの第二原則に示されているように、独身者2人よりも夫婦の方がより重い税負担をするべきであるという見解もある。

一方、消費単位課税では、婚姻に対する中立性は阻害される。夫婦単位課税－合算非分割主義では、婚姻により夫婦の所得が合算されるため、独身者に比べて既婚者の負担が重くなる。夫婦単位課税－二分二乗方式と世帯単位課税－N分N乗方式では、婚姻により夫婦の所得は一旦合算されるが、合算所得を分割（2分、N分）した上で税率を適用するため、通常、独身者に比べて既婚者の負担は軽くなる。

### (2) 就労に対する中立性

「就労に対する中立性」とは、専業主婦（主夫）が新たに仕事に就くか否かを選択する際に、課税単位が影響を及ぼさないことである。<sup>80</sup> 個人単位課税では、就労に対する中立性は満たされる。一方、消費単位課税では、就労に対する中立性は満たされない。消費単位課税においては、就労に伴う配偶者の追加的な所得が納税者の所得と合算され、通常、高い税率が適用されることになり、就労に対する中立性が阻害される。<sup>81</sup>

## 3 簡素性の観点

簡素性とは、徴税コストを抑えるという観点から、国民の理解を容易にするためにできるだけ簡素な租税制度にすべきという考え方である。<sup>82</sup> 本稿では、「納税者の立場からみた簡素性」と「税務当局の立場からみた簡素性」の2つの観点から検討を行う。

### (1) 納税者の立場からみた簡素性

個人単位課税では、納税者一個人ごとに課税計算するため、納税者の立場からみた簡素性を満たす。一方、消費単位課税では、納税者一個人のみでなく、配偶者や子女といった家族の構成員を考慮する必要があるため、課税計算は必然的に煩雑となる。したがって、納税者の立場からみた簡素性は阻害される。

### (2) 税務当局の立場からみた簡素性

個人単位課税では、課税計算の対象となる者が納税者一個人に限定されるため、税務当局の立場からみた簡素性を満たす。一方、消費単位課税は、消費単位の範囲が特に問題となる。仮に、夫婦単位課税を前提とした場合、「夫婦」を民法上婚姻関係のある夫婦のみに限定するのか、若しくは事実婚やパートナーシップといった同一生計の形態をとる場合も「夫婦」に含めるのか、または、民法上婚姻関係があるものの、長年不仲の状態にあり別居している「夫婦」はどう取り扱うのかといった問題が生じる。また、その事実認定を税務当局が行うことで、事務負担は増大する。このように、消費単位課税では、消費単位の範囲といった問題が生じるため、税務当局の立場からみた簡素性は阻害される。

なお、1から3までの議論を、整理すると以下のとおりとなる（【表3】）。

<sup>77</sup> 中里実、「家庭と租税制度」ジュリスト1059号31頁以下（1995）

<sup>78</sup> 鎌倉、前掲注（17）109頁

<sup>79</sup> 水野、前掲（49）399頁

<sup>80</sup> 鎌倉、前掲注（17）109頁

<sup>81</sup> 鎌倉、前掲注（17）109頁

<sup>82</sup> 酒井、前掲注（76）37頁

【表 3】公平、中立、簡素の観点からみた課税単位<sup>83</sup>

|    |         | 個人単位課税 | 消費単位課税  |                   |                    |
|----|---------|--------|---------|-------------------|--------------------|
|    |         |        | 夫婦単位課税  |                   | 世帯単位課税             |
|    |         |        | 合算非分割主義 | 合算分割主義            |                    |
|    |         |        |         | 均等分割法<br>(二分二乗方式) | 不均等分割法<br>(N分N乗方式) |
| 公平 | 世帯間の公平性 | ×      | ○       | ○                 | ×                  |
|    | 個人間の公平性 | ○      | ×       | ×                 | ×                  |
|    | 垂直的公平性  | ○      | ○       | ×                 | ×                  |
| 中立 | 婚姻中立性   | ○      | ×       | ×                 | ×                  |
|    | 就労中立性   | ○      | ×       | ×                 | ×                  |
| 簡素 | 納税者簡索性  | ○      | ×       | ×                 | ×                  |
|    | 税務当局簡索性 | ○      | ×       | ×                 | ×                  |

## V 望ましい課税単位

これまでの課税単位に関する歴史的経緯や公平、中立、簡素の観点からの検討を踏まえると、課税単位の選択についての統一的尺度はない。世帯間の公平性、婚姻に対する中立性、少子化対策など様々な社会的要請から、どの要請をより重視するかという価値判断に基づき、課税単位は選択されることになる。Vでは、少子化対策を解決すべき最優先課題とし、わが国の所得税法において、いかなる課税単位が望ましいのかを検討する。

### 1 課税単位と少子化対策

#### (1) 合算非分割主義（夫婦単位課税－合算非分割主義）

合算非分割主義で特に大きな問題となるのは、婚姻に対する中立性が阻害されることである。すなわち、双方ともに所得のある男女が結婚すると税負担が増加することになる。この事実は歴史的にもイギリスやドイツにおいて、痛烈な批判の対象となってきた。殊に、少子化対策が喫緊の政治的課題となっているわが国において、税制が婚姻を阻害する要因となることは極めて問題であると考ええる。<sup>84</sup> また、合算非分割主義で問題となるのはそれだけではない。合算非分割主義の下では、就労に対する中立性が阻害される。この事実は、子供を出産後、子育てと並行して仕事をしたい専業主婦（主夫）の就労を阻害することをも意味する。税制がこのように専業主婦（主夫）の就労を阻害してしまうことは、子育てをしながら仕事をしたい女性（男性）が子供の出産をためらうことにつながる可能性がある。

こうした問題の解決方法として、就労した配偶者がいる場合、納税者本人の課税計算において諸控除を認めることや既婚者世帯の税率引き下げるべく、複数税率表を導入することが考えられる。<sup>85</sup> しかしながら、いずれの方法も税収の減少という問題が新たに生じてしまう。

#### (2) 合算分割主義（夫婦単位課税－二分二乗方式、世帯単位課税－N分N乗方式）

わが国では、夫婦単位課税－二分二乗方式をはじめとした合算分割主義は、妻の内助の功を税制上評価するために採用すべきであるという意見も根強い。<sup>86 87</sup> また、近年では出生率を回復させたフランスを例に、夫婦と子供の人数に応じて世帯の課税所得を分割し、より低い税率を適用することで、子育て世帯を優遇する税制であるとして、少子化対策の一環として語られることもある。<sup>88</sup>

<sup>83</sup> 鎌倉、前掲注（17）108頁を参照しながら、作成した。

<sup>84</sup> 金子、前掲注（11）26頁～27頁

<sup>85</sup> 金子、前掲注（11）27頁

<sup>86</sup> 金子、前掲注（10）204頁

<sup>87</sup> 金子、前掲注（11）31頁

<sup>88</sup> 木内登英「少子化対策としての所得税「N分N乗方式」導入には大きな課題」、野村総合研究所、<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2023/fis/kiuchi/0207>、(2025.05.12)

一方で、合算分割主義で大きな問題となるのは、垂直的公平性が阻害されることである。すなわち、高所得者により多くの所得分割の利益を与えてしまうことになる。歴史的にもアメリカでこのことが問題となり、複数税率表制度を導入するきっかけとなった。現在、わが国では、最低税率の5%が適用されている納税者が全体の約6割を占める。<sup>89</sup> この層ではN分N乗方式のような合算分割主義によっても税率が下がる余地がない。そのため、一部の高所得者のみに所得分割の利益が限定的に与えられることになるが、これは公平性の観点から問題である。また、高所得者の税負担減の影響により、税収が4兆円から5兆円減少するという財務省の試算もあり、税収の減少という問題が新たに生じてしまう。<sup>90</sup> いま1つ合算分割主義で大きな問題となるのは、世帯間の公平性の問題である。すなわち、片稼ぎ世帯が同額の所得を稼得する共稼ぎ世帯よりも課税上、優遇されることになる。わが国では、年々共稼ぎ世帯が増加し、片稼ぎ世帯は減少している。こうした状況下において、一部の片稼ぎ世帯に利益をもたらす課税単位を導入することは公平性の観点から問題ではなからうか。<sup>91 92</sup>

このように、合算分割主義では高所得者優遇、片稼ぎ世帯優遇という問題が生じることになる。こうした問題と少子化問題とを同時に解決する方法として、合算分割主義、例えば世帯単位課税－N分N乗方式の限定的選択適用の導入が考えられる。すなわち、「一定額以下の所得を有する子育て世代（又は現役世代）」にのみ同方式の適用を個人単位課税との選択という形で認めるのである。このような限定的な選択適用の形をとることで、高所得者優遇、税収の減少の問題はある程度緩和される。その一方で、共稼ぎ世帯優遇であるという批判も想定されるが、片稼ぎ世帯においては専業主婦（主夫）の帰属所得が非課税となっていることや、配偶者控除及び配偶者特別控除によって一定額が所得控除されていることを踏まえると、必ずしもそのような批判はあたらないと思慮する。

ただし、課税単位を個人単位課税と世帯単位課税－N分N乗方式との限定的選択適用に変更したからといって、それだけでは少子化問題の解決には至らないであろう。フランスの出生率上昇はN分N乗方式の導入という課税単位の変更のみで成し遂げられたものではない。教育費・出産費の無償化、子育てのために休むのか時短労働かを選択できる就労自由選択補足制度、ベビーシッターに子供を預ける場合に支給される保育方法自由選択補束手当など種々の子供・子育て支援を税制と併せて地道に行ってきた結果である。<sup>93</sup> わが国において世帯単位課税－N分N乗方式の限定的選択適用を導入するにあたっては、この点に十分留意すべきである。

### （3）個人単位課税

個人単位課税は、世帯間の公平性が阻害されるという問題があるものの、公平、中立、簡素の各観点からみたときに、問題点が少ない課税単位といえる。また、わが国の課税単位制度は、個人単位課税を原則としながらも、所得税法第56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）などの一定の消費単位課税的要素を加味した、それなりに優れた制度であることも否めない。<sup>94</sup>

一方、少子化対策という意味ではあまり魅力的とはいえないだろう。夫婦が子供を産み、育てたとしても、個人単位課税の下では（扶養控除などの所得控除はあるものの）、世帯単位課税－N分N乗方式などに比べると、税額への影響は限定的である。そのため、課税単位の観点からは税制が子供の出産・子育てを十分にバックアップできていないのではないかと考える。

## 2 望ましい課税単位

消費単位課税は、その歴史的経緯や公平、中立、簡素の各観点からの検討からも明らかなおりの種々の問題を抱えている。一方、個人単位課税は、公平、中立、簡素の各観点から問題点が少ない。こうし

<sup>89</sup> 税制調査会、前掲注（37）113頁

<sup>90</sup> 日本経済新聞社「所得税「N分N乗」、中低所得層は負担増も 財務省試算（2023年2月13日記事）」、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA081G60Y3A200C2000000/>、（2025.05.12）

<sup>91</sup> 金子、前掲注（10）204頁

<sup>92</sup> 中里、前掲注（9）348頁

<sup>93</sup> 東洋経済新報社「日本人が知らないフランス「少子化対策」真の凄さ 岸田首相「異次元の少子化対策」に必要なこと」、<https://toyokeizai.net/articles/-/647840?page=2>、（2025.05.12）

<sup>94</sup> 中里、前掲注（9）349頁

たことを踏まえると、個人単位課税は、わが国の所得税法において望ましい課税単位といえるだろう。

ただし、個人単位課税は世帯間の公平性が阻害される点や少子化対策において魅力的でない点も併せ持つ。この問題点を解消する方法として1（2）で述べた「一定額以下の所得を有する子育て世代（又は現役世代）」にのみ世帯単位課税－N分N乗方式の選択適用を導入する余地はあると考える。これにより世帯間の不公平がある程度解消されるとともに、子供の出生・子育てを税制が課税単位の観点からバックアップできるものと思慮する。ゆえに、わが国の所得税法においては、個人単位課税を原則としつつも、一定の適用要件を満たした子育て世代（又は現役世代）には、世帯単位課税－N分N乗方式の選択適用を導入することが望ましいと考える。

## Ⅵ 個人単位課税の下での公平性の確保

Vでは、わが国の所得税法において望ましい課税単位は、個人単位課税であることを結論づけた。その一方で、累進税率を前提とした場合に個人単位課税の下では、世帯間の公平性は満たされず、少子化対策という点でも魅力的な課税単位ではないことも確認した。Ⅵでは、個人単位課税における問題点である「世帯間の公平性」について、検討を行う。具体的には、子育て世代（又は現役世代）に対する限定的な世帯単位課税－N分N乗方式の選択適用の可能性について検討する。

### 1 高所得者優遇の問題

世帯単位課税－N分N乗方式においては、高所得者優遇の問題が生じる。したがって、同方式の導入にあたっては、一定額の所得を超える者については、選択適用の対象者から除外することが望ましい。しかしながら、何をもちて高所得者というのか、その基準の設定は極めて難しいが、公平性の担保の見地から、何らかの措置をとらねばなるまい。そこで、以下の例を考える。

世帯の状況：夫の所得 X 万円、妻の所得 Y 万円、子女 2 人  
(注) N分N乗方式における子女の除数は 0.5 とし、子女の所得はゼロとする。  
(注) 所得控除、税額控除等はすべて考慮外とする。  
(注) 各々の税額は、世帯税額合計を各構成員の所得で按分するものとする。

ここで、上記 X と Y を 250 万円から 2,000 万円の範囲内で、250 万円ごとに変化させ、世帯全体の税額を計算すると以下の表（表中の縦軸が X、横軸が Y）のとおりとなる。

【表 4】個人単位課税の場合（軸の単位は万円、税額の単位は円）

|       | 250       | 500       | 750       | 1,000     | 1,250     | 1,500     | 1,750     | 2,000      |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 250   | 305,000   |           |           |           |           |           |           |            |
| 500   | 725,000   | 1,145,000 |           |           |           |           |           |            |
| 750   | 1,241,500 | 1,661,500 | 2,178,000 |           |           |           |           |            |
| 1,000 | 1,916,500 | 2,336,500 | 2,853,000 | 3,528,000 |           |           |           |            |
| 1,250 | 2,741,500 | 3,161,500 | 3,678,000 | 4,353,000 | 5,178,000 |           |           |            |
| 1,500 | 3,566,500 | 3,986,500 | 4,503,000 | 5,178,000 | 6,003,000 | 6,828,000 |           |            |
| 1,750 | 4,391,500 | 4,811,500 | 5,328,000 | 6,003,000 | 6,828,000 | 7,653,000 | 8,478,000 |            |
| 2,000 | 5,356,500 | 5,776,500 | 6,293,000 | 6,968,000 | 7,793,000 | 8,618,000 | 9,443,000 | 10,408,000 |

【表 5】世帯単位課税－N分N乗方式の場合（軸の単位は万円、税額の単位は円）

|       | 250       | 500       | 750       | 1,000     | 1,250     | 1,500     | 1,750     | 2,000     |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 250   | 249,000   |           |           |           |           |           |           |           |
| 500   | 457,500   | 715,500   |           |           |           |           |           |           |
| 750   | 715,500   | 1,213,500 | 1,717,500 |           |           |           |           |           |
| 1,000 | 1,213,500 | 1,717,500 | 2,215,500 | 2,713,500 |           |           |           |           |
| 1,250 | 1,717,500 | 2,215,500 | 2,713,500 | 3,267,000 | 3,839,700 |           |           |           |
| 1,500 | 2,215,500 | 2,713,500 | 3,267,000 | 3,839,700 | 4,460,400 | 5,292,000 |           |           |
| 1,750 | 2,713,500 | 3,267,000 | 3,839,700 | 4,460,400 | 5,292,000 | 6,113,700 | 6,935,400 |           |
| 2,000 | 3,267,000 | 3,839,700 | 4,460,400 | 5,292,000 | 6,113,700 | 6,935,400 | 7,767,000 | 8,588,700 |

【表 4】及び【表 5】を踏まえて、世帯単位課税－N分N乗方式の導入による税負担の減少率を計算すると以下のとおりとなる。

【表 6】世帯単位課税－N分N乗方式の導入による税負担の減少率（軸の単位は万円）

|       | 250    | 500    | 750    | 1,000  | 1,250  | 1,500  | 1,750  | 2,000  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 250   | -18.4% |        |        |        |        |        |        |        |
| 500   | -36.9% | -37.5% |        |        |        |        |        |        |
| 750   | -42.4% | -27.0% | -21.1% |        |        |        |        |        |
| 1,000 | -36.7% | -26.5% | -22.3% | -23.1% |        |        |        |        |
| 1,250 | -37.4% | -29.9% | -26.2% | -24.9% | -25.8% |        |        |        |
| 1,500 | -37.9% | -31.9% | -27.4% | -25.8% | -25.7% | -22.5% |        |        |
| 1,750 | -38.2% | -32.1% | -27.9% | -25.7% | -22.5% | -20.1% | -18.2% |        |
| 2,000 | -39.0% | -33.5% | -29.1% | -24.1% | -21.5% | -19.5% | -17.7% | -17.5% |

【表 6】から分かることは、共稼ぎ世帯、例えば夫婦が同等の所得を得ている世帯に限ると、世帯単位課税－N分N乗方式の導入により、税負担が最も減少する世帯は世帯合計所得が1,000万円（X：500万円、Y：500万円）の世帯であり、世帯合計所得が2,500万円（X：1,250万円、Y：1,250万円）以降の世帯では、減少率が順次低下している。そのため、高所得者世帯であればあるほど、同方式の導入に伴い、税負担の減少率が大きくなるわけではない。しかし、一定額を超える所得がある世帯について、適用除外の規定を設けなければ、所得税の再分配機能を阻害することにもなりかねない。そのため、一定の基準により高所得者世帯の適用除外を行うか若しくは一定額を超える所得がある世帯がN分N乗方式により申告する場合には、一定率（補正率等）の税額加算を行うといった措置が必要であると考え。

また、着目すべきは低所得者層の世帯合計所得が500万円（X：250万円、Y：250万円）の世帯であり、当該世帯の減少率は世帯合計所得が3,500万円（X：1,750万円、Y：1,750万円）とほぼ同等である点である。既に指摘しているが、低所得者層では個人単位課税の下でも適用税率が低く、N分N乗方式を適用しても、適用税率が下がらず、所得分割の利益を享受できないという問題が生じる。この点については、わが国においても勤労所得税額控除の導入を視野に検討するべきであろう。

## 2 片稼ぎ世帯優遇の問題

世帯単位課税－N分N乗方式では、片稼ぎ世帯優遇の問題も生じる。【表 6】からも明らかとなおり、世帯の所得の稼得状況が夫婦いずれかに偏っている場合に、税負担の減少率が大きくなる。また、片稼ぎ世帯では専業主婦（主夫）の帰属所得が非課税となっており、また要件を満たせば配偶者控除を受けることができるため、片稼ぎ世帯へのいきすぎた優遇と相当に非難されることも予想される。

しかし一方で、近年の子育て支援政策の拡充に目を向けると、令和元年10月1日から3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化された。<sup>95</sup> 共稼ぎ世帯

の場合、片稼ぎ世帯に比べて子供を幼稚園などに預ける時間は長くなることが想定されるが、その託児サービスに対する支払いをすることはしない。

また、今後も共稼ぎ世帯の子育て支援政策は拡充される。具体的には、育児休業給付については、現在、子の出生直後の一定期間内に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合には、最大28日間の給付率が67%（手取りで8割相当）となっているが、令和7年度より、給付率が80%（手取りで10割相当）に引き上げられることが予定されている。さらに令和7年度より、「育児時短就業給付」が創設され、子供が2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を支給することも予定されている。<sup>96</sup> このように、共稼ぎ世帯に対する子育て支援、社会保障の拡充が予定されており、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の経済的負担差は縮小しているともいえる。

そのため、片稼ぎ世帯優遇の問題があるからといって、片稼ぎ世帯に世帯単位課税－N分N乗方式の選択適用を認めないというのは、あまり行きすぎた判断であると考ええる。片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の税負担の公平性を図るために、片稼ぎ世帯がN分N乗方式により申告する場合には、一定率（補正率等）の税額加算を行うことや配偶者控除の適用除外といった措置が必要であると考ええる。

### 3 その他の問題

#### (1) 課税単位の選択適用ができる世帯の範囲

世帯単位課税－N分N乗方式は、わが国が直面している少子化対策において魅力的な課税単位であるとして、検討を進めてきた。そして、個人単位課税との選択適用という形で子育て世代（又は現役世代）への導入を検討してきた。ここでいう子育て世代（又は現役世代）とは、少子化対策という導入検討の経緯を考慮すれば、「子供を産み、育てる世帯」のことを意味する。具体的には、「18歳以上50歳以下の既婚者世帯」が望ましいと考える。子供を産みやすい環境を整えるという意味で、子供の有無は適用要件には含める必要はないだろう。なお、フランスではPACSといういわゆる事実婚世帯にもN分N乗方式を適用しているが、事実婚の認定問題など租税行政の観点から事務負担が増大することは必至であるため、わが国においては婚姻した世帯に限定することが望ましいと思慮する。

#### (2) 確定申告の問題

仮に、世帯単位課税－N分N乗方式を導入した場合には、年末調整や確定申告といった事務手続きが煩雑になることが想定される。仮に同方式を選択した場合に年末調整を行おうとすると、納税者が配偶者の収入状況といった個人情報から自ら勤務する法人に開示する必要があるなど心理的な負担も大きいであろう。そのため、世帯単位課税－N分N乗方式を選択適用する場合には、年末調整によらず自ら確定申告することを義務づける。このことは、納税者本人の負担は増加するが、世帯単位課税－N分N乗方式の選択により税負担は減少するため、確定申告を義務づけても必ずしも世帯単位課税－N分N乗方式の制度が活用されないといったことにはならないと考える。勿論、e-Taxの操作性向上といった納税環境のさらなる整備も同時に推進していく必要がある。

### 4 結論

個人単位課税の世帯間の不公平の問題及びわが国が直面している少子化問題の同時解消に向けて、世帯単位課税－N分N乗方式の限定的な選択適用について検討を進めてきた。高所得者優遇、片稼ぎ世帯優遇といった問題についてもメスをいれ、いきすぎた優遇を阻止するために一定率（補正率等）の税額加算や配偶者控除の適用除外に言及してきた。

多様化する世帯のあり方や少子化対策に適應する課税単位を選択することは容易なことではない。しかし、現行の個人単位課税を基本としながらも、世帯単位課税－N分N乗方式の限定的な選択適用を導入することによって、片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯の世帯間の水平的公平性が一定程度図られ、税制が課税単位の観点から少子化対策をバックアップすることにつながるであろう。

<sup>95</sup> こども家庭庁「幼児教育・保育の無償化」、<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/mushouka/>、(2025.05.12)

<sup>96</sup> こども家庭庁「共働き・子育てを応援」、<https://www.cfa.go.jp/resources/strategy/tomonon-oen/>、(2025.05.12)



## おわりに

本稿では、少子高齢化が進行するわが国において、多様化した世帯間の公平性をどう確保するのか、という問いから始まった。個人単位課税が導入された昭和 25 年と現在とでは世帯の姿だけでなく、人々のライフスタイルや女性の就業率など、人々の価値観や社会環境、労働環境がドラスティックに変化している。その中で、世帯間の公平性が阻害されてしまう個人単位課税を果たして今後も維持するべきなのか、という懐疑的な思いもあった。また、少子化問題を税制が課税単位の観点からバックアップできないかという問題意識もあった。

課税単位制度の各国の歴史的経緯や公平、中立、簡素の各観点から、課税単位について検討を試みた。各課税単位制度は一長一短であり、すべての要請を満足しうる課税単位などないことを確認した。そして、個人単位課税は、世帯間の公平性の問題は生じるものの、その他の点で問題点が少なく、歴史的にも個人単位課税が諸外国において支持を広げている状況も鑑みると、わが国の所得税法においては、今後も個人単位課税を原則するべきであるという結論に至った。その一方で、個人単位課税の下で生じる世帯間の不公平の問題や少子化問題を税制が課税単位の観点から十分にバックアップできていないという問題を同時に解消する方法として、子育て世代（又は現役世代）に対する世帯単位課税－N 分 N 乗方式の限定的な選択適用の導入を主張した。

世帯単位課税－N 分 N 乗方式には高所得者優遇、片稼ぎ世帯優遇といった問題がある。その問題点について、適用除外規定や一定率（補正率等）の税額加算、配偶者控除の適用除外など適用要件の整備を行うことで世帯単位課税－N 分 N 乗方式の抱える問題点を一定程度解消しうるのではないかと考える。そして、同方式を限定的にでも導入することにより、世帯間の不公平の解消を図り、少子化対策を税制面が課税単位の観点からバックアップしていくべきである。

## 〈参考文献〉

- 岡村忠生「所得税と家族－課税単位および配偶者控除を中心として－」日税研論集第 74 号（2018）  
加藤友佳「家族のあり方と租税」金子宏監修、中里実ほか編集『現代租税法講座第 2 巻 家族・社会』（日本評論社、2017）  
金子宏「所得税の構造上の問題点の検討と所得税制度の改革の動向－OECD 租税政策研究シリーズ一三号『個人所得税の抜本的改革』（二〇〇六年）の紹介と検討』『租税法理論の形成と解明 上巻』（有斐閣、2010）  
木村弘之亮「平等原則と配偶者課税」人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』（弘文堂、1998）  
小塚真啓「家族の所得と租税」金子宏監修、中里実ほか編集『現代租税法講座第 2 巻 家族・社会』（日本評論社、2017）  
酒井克彦「家族形態の多様性と所得税制－配偶者控除など各種控除の議論－」税大ジャーナル第 27 号（2017）  
神野直彦『財政学』（有斐閣、第 3 版、2021）  
田中治「所得税の税率の法理論」日税研論集第 49 号（2002）  
中里実「所得の構成要素としての消費－市場価格の把握できない消費と課税の中立性－」『所得税の研究 租税法論集Ⅱ』（有斐閣、2022）  
中里実「所得概念と時間－課税のタイミングの観点から－」『所得税の研究 租税法論集Ⅱ』（有斐閣、2022）  
船橋充「所得税制の課税単位に関する一考察」、公益財団法人租税資料館、[https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/\\_media/award/z\\_pdf/ronbun\\_h26\\_18.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/_media/award/z_pdf/ronbun_h26_18.pdf)、（2025.05.12）  
森信茂樹「少子化問題と税制を考える」季刊社会保障研究第 43 巻第 3 号（2007）

## 〈参考資料〉

- 第 3 回男女共同参画会議影響調査専門調査会、<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/eikyou/gijiroku/ei03-g.html>、（2025.05.12）

## 第二部 消費税



## 社会保障財源として考えた場合の 消費税の公平性とは

稲田洋介（松本支部）

### 【要 旨】

令和6年10月に衆議院議員総選挙が行われ、各野党がマニフェストとして主張した消費税減税、又は廃止論が大きな注目を集め、その勢いのまま、令和7年度夏に行われる予定の参議院選挙においても国民的な議論の的となっている。失われた30年と言われる日本において、3度の増税があり、今や消費税は国民にとっての「悪」のような印象さえ受けてしまう状況である。経済効率性を求めた場合に、購入価格に上乗せされる消費税が、価格上昇を招き、消費を冷え込ませる要因となっているという意見がある中で、税制が求める「簡素・中立・公平」を考えたときに、果たして消費税制がこの3原則に適うものかどうか、また、国民にとって負担と給付を考えた場合に、本当に必要なものなのかどうか、今一度検証してみる必要があると考える。

本稿では、消費を担税力とする消費税が社会保障の財源となっていることを踏まえ、負担だけで公平性を考えるのではなく、社会保障による給付との関係を考慮したうえで公平性を議論すべきだと提言する。

消費税はその制度の中に、税負担の観点から逆進性という問題を孕んでいる。その問題に対し、我が国では、逆進性対策として非課税制度と軽減税率が採用されている。少子高齢化社会を迎えた日本にとって、社会保障の財源を調達するための増税が必要であることや、制度上の不公平を解消するたにも、非課税制度や軽減税率は本来廃止し、制度をシンプルなものにし、かつ、課税ベースを広げるべきである。非課税制度については、「仕入税額控除の遮断」により、事業者の取引の中で税の転嫁できず、負担を生じる問題がある。非課税制度が制定された目的は、大きく分けて2つの理由がある。「税の性格から非課税としているもの」と「社会政策的配慮から非課税としているもの」である。その2つのうち本稿では「社会政策的配慮から非課税としているもの」を取り上げ、なぜ非課税のままとする必要があるのか、アメリカの哲学者ジョン・ロールズの『正義論』の第2原理「格差原理」を拠り所として、その必要性を説明している。

軽減税率については、現行の標準税率と軽減税率の差2%では逆進性対策としては効果が薄いことを指摘したうえで、税制上のコンプライアンスコストを下げるためにも廃止すべきと考える。

また、将来税率が上がり本格的に逆進性の問題が顕著になった場合に、社会保障としてではなく、消費税制の枠組みだけで考える「給付」による対策の1つとして、即効性と利便性の観点と、導入が容易で国民から理解も得やすいのではないかという期待から、令和元年に導入されたキャッシュレス・消費者還元事業の再導入を検証・提言している。またその際に、問題となる所得把握の方法については、英国のPAYEの導入を検証し、デジタル技術を活用した持続可能な逆進性対策を提言している。

## 目 次

- I はじめに
- II 消費税の存在意義
  - 1. 消費税とはどんな税か、税収の目的から考える
  - 2. 増税と経済安定化機能との矛盾
  - 3. 痛税感と社会保険料のジレンマ
  - 4. ロールズの言う公平性
  - 5. 消費税の優れている点
  - 6. 消費税の問題点
- III 非課税取引における公平性を考える
  - 1. 消費者対事業者の公平性の問題
  - 2. 非課税取引の性格について改めて考える
  - 3. 社会政策的に非課税とされるもの
  - 4. 非課税取引の不公平をどう考えるか
- IV 軽減税率における公平性を考える
  - 1. 軽減税率の効果
  - 2. 逆進性は課題か
- V 逆進性対策とインフラ整備
  - 1. 即効性のある逆進性対策の構想（キャッシュレス・消費者還元事業を参考に）
  - 2. 逆進性対策のためのインフラ（所得把握の問題点 英国の PAYE を参考に）
- VI 終わりに

## I はじめに

我々執筆チームが探求する「成熟国家における公平な税制」を考える時、格差や貧困への配慮が必要不可欠である。これらの問題をクリアする為には税の持つ役割である、財源調達機能、所得再分配機能、経済安定化機能がしっかり機能しなければならない。世界でも類を見ない人口減少・少子高齢化社会に突入した日本において、様々な格差や貧困に至る所で広がりを見せ、多様化する価値観が更にその問題を複雑化させている。一億総中流社会であったところから半世紀近く経っているが、日本国民の大多数が自分を中流階級だと考える「意識」を変質させたものが、長らく続いたデフレを原因とする不景気<sup>1</sup>である。最近の経済状況について、内閣府の令和6年度経済白書の冒頭に、「名目賃金や所得の伸びが物価上昇に追いついていない中で、個人消費が力強さを欠いており、さらに急速に円安が進む中で、輸入物価を通じてコストプッシュ型の物価上昇が進むことへの懸念が、消費者マインドを委縮させる要因となっている。」<sup>2</sup>とある。それでも、「我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。2023年4-6月期のGDPは、名目・実質とも3四半期連続のプラス成長となり、過去最高水準となった。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きに前向きな動きがみられ、税収も増加している。他方、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げている。」<sup>3</sup>「2023年4-6月期のGDPは外需がけん引してプラス成長となった一方で、国民の消費や投資動向は力強さにかける状況にあり、」<sup>4</sup>高齢化、人口減少の継続や人手不足など様々な社会問題の深刻化が懸念される中、デジタル技術を活用した経済社会全体の効率性・生産性を高めることが目下の急務である。そんな中、賃金と物価の好循環に入るかどうかの瀬戸際の時期に、アメリカ・トランプ政権の苛烈な高関税政策によって新たな経済的不安要素が生まれている状況である。

政府は、経済再生に向けた具体的政策の5本の柱のうち第1の柱として「物価高から国民を守る」というテーマを掲げている。<sup>5</sup>対する国民側からは、物価高から身を守るため、(政府は否定しているが)消費税減税や廃止を含めた更なる消費刺激策を求める向きが強い。経済学的に、「経済成長」を中心に効率的か否かという価値規範によると、消費税は「悪」となるのが現在の風潮である。経済政策として考えてみても、段階的に増税してきた理由及び消費税の使途等、これは広報などで消費税が「社会保障目的税」であるとの印象を受ける文面であるにもかかわらず、消費税が一般財源であり、国庫に入った後の使途の検証ができないその使われ方について、国民にとって信頼に値する、丁寧かつ理解しやすい説明が政府によってなされてこなかった事も「悪」となった理由の1つであると思う。もちろん、経済的弱者を救済するという大義名分を否定するつもりはない。しかし、この議論には所得再分配を含めた、長期的な視点での租税原則の公平についての議論が抜け落ちている。

そこで本稿では、少子高齢化で不足する社会保障費の財源の問題や、格差拡大の問題などに触れながら、「消費」を担税力とする消費税を取り上げ、税の負担と社会保障給付という受益との関係から公平な税制とは何かを論ずることを目的とする。

## II 消費税の存在意義

### 1 消費税とはどんな税か、税収の目的から考える

消費税法第1条第2項に「消費税の収入については、地方交付税法(省略)にさだめるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と記述があり、令和元年10月に税率が標準税率10%になったと

<sup>1</sup> 不景気とは「商品・サービスが売れなくなり収入も上がらないなど、経済動向が悪い状態」や「GDPなど経済成長率が低下して、多くの人が経済的生活が苦しいと感じている状況」を意味する経済用語である。意味解説辞典 <https://meaning-dictionary.com/> (2024/10/12)

<sup>2</sup> 内閣府 令和6年度経済白書 ～熱量あふれる新たな経済ステージへ～ 5頁

<sup>3</sup> 内閣府「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について令和5年11月2日 閣議決定 1頁

<sup>4</sup> 内閣府・前掲注(3) 1頁

<sup>5</sup> 「物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援」として令和6年度分の所得税3万円、個人住民税1万円の減税である定額減税を実施した。「これはいわば、(時限的措置ではあるが)給付付き税額控除の一種である」(第一部第三章 近藤研究員)

きに、消費税収の使途は社会保障 4 経費（国・地方）のためと明確化された。令和 6 年度の国の一般会計歳入（予算）で、消費税の税収は 23.8 兆円と過去最高を更新した。国の収入のうち「租税及び印紙収入」69.6 兆円のうち 34% 超を占める主要な税制となっている。「依然、直接税中心主義を維持しているものの、1989 年の消費税導入と、その後の段階的な税率の引き上げにより、最大税収を上げる税目は 2020 年に所得税から消費税に移行した。2012 年の「社会保障と税の一体改革」以降は、消費税の社会福祉目的税化も進行し、名実ともに福祉国家を支える主要財源となっている。」<sup>6</sup>つまり、社会保険料と合わせ、国民が国家から社会保障というサービスを受けるための財源となっているということだ。2024 年度で、約 138 兆円ある社会保障給付のうち社会保険料が 80 兆円程度で残りのうち 55 兆円程度を税で賄っている。

## 2 増税と経済安定化機能との矛盾

消費税は消費・消費支出に担税力を求める税制である。GDP の 5 割強を占める個人消費が今の経済を牽引している訳だが、経済学的にみると、「消費税は消費者にとって消費行動の“罰金”のようなもので消費税を上げれば上げるほど消費にブレーキがかかり<sup>7</sup>」デフレ経済の原因となるものである。日本は長くデフレ経済に悩まされてきた。しかし、その間に消費税は 3 度増税されている。そして今も、「実質 GDP については、名目賃金の上昇が物価上昇に追いついていない中で、個人消費の持ち直しに足踏みがみられる」<sup>8</sup> 状況である。税の持つ機能の 1 つである「経済安定化機能」とは、「税は、好況期には税収増を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には逆に税収減を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし、経済を安定化する役割を果たす<sup>9</sup>」ものである。

この説明からすると、デフレ時期の増税は、本来好況期に行うべき政策を逆の不況期に行っていたことになる。もちろん税制については消費税のみならず、所得税や法人税など他の税制の動向を総合的に考えた上で賛否を述べなければならないが、消費者目線で考えたときに、消費の度に痛税感を感じる制度が経済成長の妨げになっているはずだという、この国民感情が今の消費税が“悪”とされる理由となっている。「しかし、これは人口の高齢化に伴う社会保障費の増加という問題の「結果」である。仮に消費税でなければ、ほかの財源を求めるか給付を抑制することが求められるだろう。実際、内閣府の試算によれば、社会保障給付費は現行（2018 年度）の 120 兆円から 2040 年度には 190 兆円まで拡大する。こうした社会保障費の増加は高齢化という今世紀の我が国の構造問題に起因する。「景気がよくなればどうにかなる」というものではない。」<sup>10</sup>むしろ更なる増税が必要だということになる。

仮に、ここで消費税を廃止し、完全なビスマルク型社会保障制度を採用するとした場合、つまり、社会保障財源を完全に社会保険料だけで賄うとした場合どうだろうか。まず、負担の面から考えると、社会保険が現行制度のままなら、更なる負担が現役世代に集中することが容易に想像できる。また給付の面で考えてみても、令和 6 年度社会保障給付費総額 137.8 兆円のうち「年金」が 61.7 兆円で 44.8%、「介護」が 13.9 兆円で 10.1%<sup>11</sup> を占めている事からして、制度が高齢者対策に偏重し、現役世代への手当てが薄い現状である。つまり現役世代は負担が大きくなる上に受益も少ないということになり、世代間の不公平がますます拡大してしまうことになる。人口構造の変化は、厚生労働省の HP を見ればわかる通り、数十年先まで推計が済んでおり、人口減少・社会の高齢化に伴い将来に渡って年金、医療、介護等社会保障費が増加、大きな財政負担になることがデータで既に明らかである。経済的な効率性を求めて消費税を減税もしくは廃止することは、短期的な消費刺激策としては十分有効であるように感じるが、果たしてその効果はいつまで続き、どのくらいの効果があるのだろうか。また、将来の社会保障を考えた場合に低所得者や子育て世代、高齢者など経済的弱者がさらに困窮してしまうことはないだろうか。長期

<sup>6</sup> 諸富徹『税と社会保障 少子化対策の財源はどうあるべきか』平凡社新書 18 頁

<sup>7</sup> 藤井聡 消費税 10%は経済を破壊する 景気冷やす最悪の増税 | 全国商工新聞 (zenshoren.or.jp) (2024/10/5)

<sup>8</sup> 内閣府・前掲注 (2) 6 頁

<sup>9</sup> 財務省 HP「『税』の意義と役割を知ろう」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei0507/01.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0507/01.htm) (2025/4/26)

<sup>10</sup> 佐藤主光『財源としての消費税と福祉 (wellbeing)』社会保障研究 2021vol5.no4.517 頁

<sup>11</sup> 厚生労働省『社会保障の給付と負担の現状 (2024 年度予算ベース)』(2025/5/11)



的かつ広範囲にわたり見渡す視点に加え、社会的弱者が生まれにくい公平を前提とした仕組みが必要である。簡単に、目の前の経済対策のみに捉われた減税策や廃止策だけでクリアできる問題ではないということ肝に銘じなければならないはずだ。

### 3 痛税感と社会保険料のジレンマ

総務省の「2020年基準 消費者物価指数」によると、令和7年3月分の総合指数は2020年を100とした場合に111.1%の上昇率である。<sup>12</sup> このままインフレが続くことも想定され、消費支出額が増えれば家計に与える影響は大きい。賃金が増えれば消費が増える、消費が増えれば賃金が増える、鶏が先か卵が先かと同じ論調であるが、つまり、消費税の負担を感じなくなるくらい国民の賃金が増加していれば問題とはならない。しかし先に述べたように、賃金が物価上昇に追い付いていない状況である。財務省HPをみると<sup>13</sup> 国民負担率も、消費税が10%になった令和元年は44.2%だったが、令和6年は45.1%と0.9ポイント増加している。税負担は増えるばかりというのが実感ではなかろうか。

また、勤労世帯では、賃金の上昇とともに一定額までは比例的に社会保険料が増えてしまうというジレンマがあり、負担が大きいという批判がある。税と社会保険料を合わせると、社会保障として給付を受けるメリットよりも、負担するデメリットが勝ってしまうのは、決して想像に難しくない。勤労世帯ばかりに負担が集中し、生活に疲弊してしまう制度だと世代間での不公平感が生まれ、未婚化・少子化などの問題を悪化させるだけである。更に懸念事項がある。日本の社会保障システムは「当然のことながら過半の財源は社会保険料の負担で占められてきた。しかし、社会保障の財源総額に占める保険料収入の比率は、時間の推移とともに低下する傾向にある。」<sup>14</sup> 高齢者の増加、勤労世代の減少の帰結として想像に難しくない。社会保障給付の財源を社会保険料だけで考えることに限界が見えている。

「フランスでは1991年に、「一般社会拠出金（CSG：contoribution Sociale Generalisee）」という名の「社会保障目的税」が導入された。」<sup>15</sup> 税で社会保険料よりも広い課税ベースで社会保障の財源を賄うという考えである。「稼得所得および代替所得（年金）」「資産所得」「投資益」「（97年から）くじ・カジノの獲得金」を課税対象とするなど、「労使の拠出による社会保険料を中心としてきたフランスの社会保障の財源を、広く国民に負担してもらうようにした」<sup>16</sup> のである。「CSGの導入は、社会保険料を新税によって置き換えることで、社会保険への依存度を減らし、稼得所得や資産性所得に基づく新税を導入することで、国民負担総体としての応能性を高めることにつながった。」<sup>17</sup> 消費税が社会保障のための財源であるというなら、社会保険料の税率を徐々に下げつつ消費税にシフトするなど負担を調整しながら税収を上げていく施策も必要かもしれない。日本もそろそろ目的税化する必要性があるのではないだろうか。

もちろん、現行の税率で残りの80兆円の財源を賄うには無理があり増税が必要である。しかし、仮に消費税で十分な税収を確保し、誰もが必要な給付を受け取れるならば、社会保険料とは違い、誰でも「一律に」負担者となり、世代間の不公平は低減するはずである。

### 4 ロールズの言う公平性

「現代では、所得再分配をしっかりと考慮した税金の制度についての議論は、経済学ではなく社会哲学に依拠することになっている。それは、経済学の中には「効率的か否か」という価値規範はあっても、「公平か否か」ということに対する価値規範がなく、答えを出すことができないため」である。<sup>18</sup> 先に記した消費税の減税及び廃止論は、日本が失われた30年を経て経済的復活を目指すための方法論であり、

<sup>12</sup> 総務省 HP <https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf> (2024/9/15)

<sup>13</sup> 財務省 HP「国民負担率」<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/futanritsu/sy202402a.pdf>

<sup>14</sup> 諸富 徹・前掲注 68 頁

<sup>15</sup> 諸富 徹・前掲注 144 頁

<sup>16</sup> 大岡頼光『〈論文〉高齢者が負担増を納得する理論を求めて－フランスの社会保障目的税 CSG の検討から－ 3 頁

<sup>17</sup> 諸富 徹・前掲注 146 頁

<sup>18</sup> 諸富 徹『税という社会の仕組み』41 頁 ちくまプリマー新書

効率性を偏重する議論である。生活に困窮し、格差社会が広がる中で当然に高まる議論であり、それ自体を否定するつもりはないし、生活が豊かであることが望ましい社会であることに異論はない。しかし、効率性を求める市場経済においては、個人の尊厳の尊重よりは利己心に従った利益追求が優先されてしまう。経済が好調となっただけでは解決できない問題があり、税制でなければ解決できない問題がある。所得の再分配がまさにそうである。もちろん、消費税だけでこの問題を解決できるとは考えていない。筆者も、公平な税制の実現にはタックス・ミックス<sup>19</sup>が重要であるとの考えに基づき、水平的公平性に長けた間接税でなければ叶わない部分を、消費税が担えば良いと考えている。所得の再分配を実現させるためには負担がつかまとう。この負担とどう向き合うか。経済では「否」となるだろうが、公平性の議論でこの負担を否定してしまうと望ましい社会を作ることはできない。

アメリカの哲学者・ロールズの「最も恵まれない人々の利益を最大化すること」が社会正義にかなうとする『正義論』の第2原理「格差原理」は、消費税のように、一見平等に課される課税制度よりは、所得税のような累進課税制度の方が正義にかなう望ましい税制となる。「天賦の才能の持ち主には、その才能を訓練して伸ばすよう促すとともに、その才能が市場で生み出した報酬は共同体全体であるものであることを理解してもらうのだ」<sup>20</sup>とあるように。

しかし、上記3で述べた通り、(確実に社会保障のために使われていると信じ得られることを前提に)消費税が目的税化し、税の負担と社会保障給付という受益の関係で紐づいているなら、このように考えられないだろうか。消費税は、応能的に負担で差別する累進課税制度に対し、負担は一律だが受益で差別する比例課税制度であるという新たな側面もあると。社会保障という受益まで含めて「最も恵まれない人々の利益を最大化する」ための公平性を考えたなら、現行の軽減税率よりも逆進性対策として効果が見込めるため、公平な税制としての骨格は決して悪くないと思われる。しっかり機能するために問題とされるのは、負担と給付のバランスであって、より正確な統計データなどを基にした制度設計が必要である。

## 5 消費税の優れている点

消費税は税として優れている点はいくつかある。まずは効率がよく、税収のポテンシャルが高い、つまり財源調達能力が高いことが挙げられる。「所得税や法人税を中心とする直接税と、消費税導入前に存在していた物品税などの間接税との不均衡の問題（いわゆる「直間比率の是正」）が消費税導入の大きな目的だった」<sup>21</sup>ことからすると、国の租税及び印紙収入のうち34%超を占める主要な税制となったことで、その目的が既に達成されていることから明らかなだ。富裕層から低所得層まで、また、世代に関係なく税を課することができる、つまり国民全員が納税し得る制度であり、所得税や相続税のように、全く税を納めない層ができてしまうのに対し、金額の多寡は別として、子供から高齢者まで消費で税を納めることになる消費税は、社会の構成員としての義務を果たすことにもなっている。

その他、課税技術上の優れた点としては、「1. 財やサービスに対して公平な負担となる、2. 商品又は産業など経済活動に対し中立である、3. 制度が簡素であり、納税者及び課税庁双方のコストが少ない、4. 効率が良く、税収ポテンシャルが大きい、などが挙げられるが、これらの特徴は、単一税率制度によってもたらせるといえる。税制の公平性と効率性はしばしばトレードオフの関係となるが、単一税率は両者を両立させ、財の相対価格を攪乱することなく課税における中立性をよりよく充足する。所得税は公平を目指して複雑化するが、消費税は公平を目指して簡素となる。」<sup>22</sup>

また社会保障費と少子化対策の財源という視点から、社会保険料と比べてみると勤労世帯など特定の者への負担が集中せず、すべての世代が負担を分かち合うことができる税制であると言える。

<sup>19</sup> 第2部第17章 松野浩之研究員『公平な税制の実現とタックス・ミックス』を参照

<sup>20</sup> マイケル・サンデル著（鬼澤忍訳）『これからの「正義」の話をしよう いまを生き延びるための哲学』早川書房 248頁

<sup>21</sup> 佐藤英明・西山由美『スタンダード消費税法』弘文堂 4頁

<sup>22</sup> 金井恵美子『税率構造－軽減税率の法制化を踏まえて』日税研論集 70号 413頁

## 6 消費税の問題点

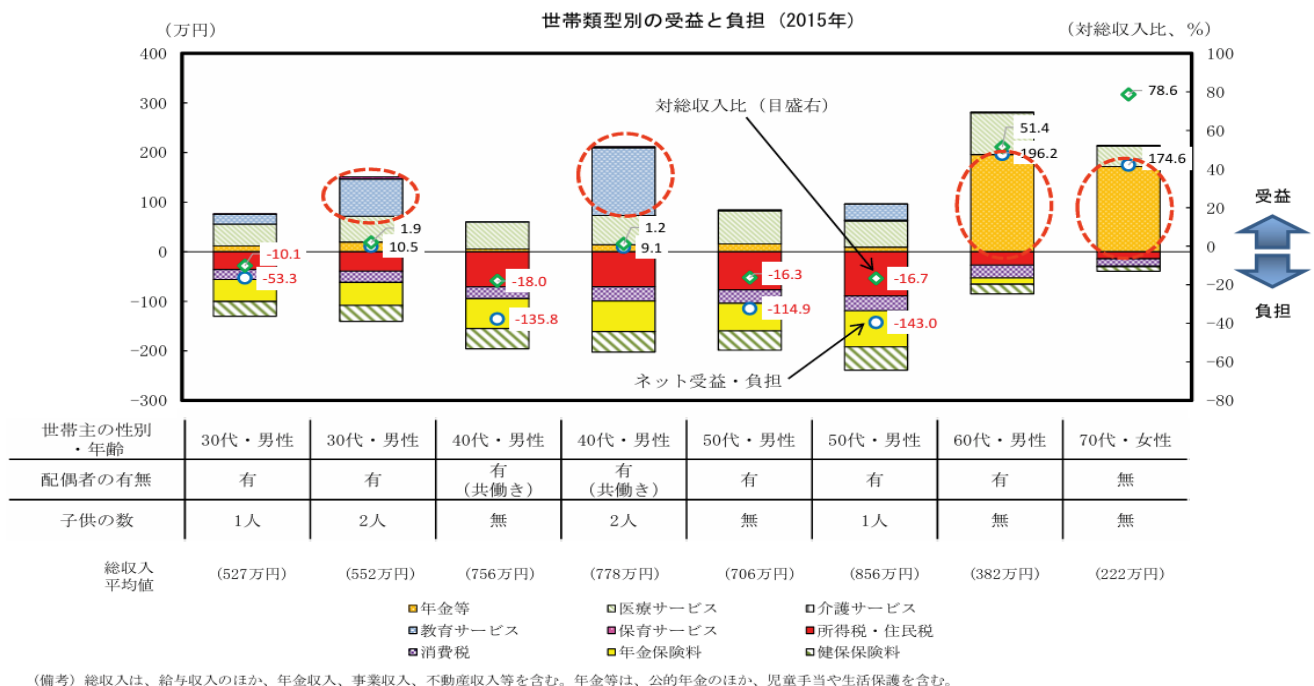
一方で問題点もある。まず経済的には、税が価格に上乗せされるから物価を上昇させる。また、それによって個人消費を抑制し、景気に悪影響を与えるリスクがある点である。

次に、制度の仕組みについて公平を考えたときに、事業者免税点制度及び中小企業特例並びにインボイス制度における経過措置など、中小事業者の納税事務負担等に配慮する制度<sup>23</sup>において、いわゆる「益税」や「損税」が生じる制度がある。これらの優遇措置が、恩恵にあずかれない企業にとって不公平となっている。<sup>24</sup>

また、消費者である個人にフォーカスすると、a. 社会的配慮により制定された非課税取引が、仕入税額控除の遮断により事業者側で「税の累積化」の要因になっている、b. 所得税と比べ消費税は簡素な税制であるが故、「間接税では、所得や資産の格差及び家族負担の差異を適正に考慮に入れることができない」<sup>25</sup>つまり、「所得税が負担公平を実現するのは、納税者の個人的事情のちがいを、課税最低限や累進税率の仕組みをとおして配慮できるからなのに対し、間接税は、誰にも同じようにしか課税できない」<sup>26</sup>ため、一律に課税する、平等に課税することでトリクルダウンが起きにくく、「逆進性」という批判が多くなる、c. 軽減税率により複雑化し、かつ、逆進性対策としての効果が薄い、などがある。

これらは制度上の「負担」に係る不平等、不公平という問題である。消費者側と事業者側のそれぞれの立場で有利不利が生じている。ロールズの「社会的・経済的な不平等（たとえば富や職務権限の不平

図1 様々な世帯類型別の受益・負担構造<sup>27</sup>



出典：内閣府 平成 27 年 6 月 1 日「税・社会保障等を通じた受益と負担について」

<sup>23</sup> その他の制度として、平成 9 年に廃止された限界控除制度（旧消法 40）は、課税売上高 6000 万円未満の事業者について、納税事務負担軽減と併せて“課税の影響を緩和する観点から”納付税額の全部又は一部が軽減される制度であった。

<sup>24</sup> これらの問題は「事業者」のみにかかる問題であるため本稿では触れない。これらの事業者における諸問題については、第二部第 8 章大山研究員の論文で検討が行われている。

<sup>25</sup> これは、シャープ勧告において、税制における税負担の公平は所得税を中心とする税制、すなわち累進税制を構想する中で所得税中心主義の意義と利点を、間接税と対比して説明するときの言い方である。安藤実『富裕者課税論』桜井書店 139 頁

<sup>26</sup> 安藤実・前掲注（18） 139 頁

<sup>27</sup> 2015 年（平成 27 年）以後公表された統計調査はない。

等)が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益(そして、とりわけ社会で最も不遇な〔＝相対的利益の取り分が最も少ない〕人々の便益)を補正する場合に限られる」<sup>28</sup>という思想に照らして考えたとき、負担のみならず「全員の便益」に資する所得再分配機能が有効に機能しているかも知含めて問題点を考える必要がある。社会保障の受益は低所得者で大きく、社会保障が所得再分配に大きな役割を果たしているから<sup>29</sup>であり(図表1)、年金給付のある高齢者や、教育サービスを受ける子どもがいる世帯では、受益が大きい傾向にあるからだ。社会保障の財源を考えるならば、やはり増税は必須である。非課税制度及び軽減税率の廃止は、負担に係る不公平の解消となり、その反射として、対象項目だけを増税したと同じ効果が得られる。しかし、「給付」対策などがないままでは、単に効率性に偏重した政策であり、ジョン・ロールズの言う公平性と異質な感じがする。真の経済的弱者をさらに追い詰め、格差社会が拡大するだけである。非課税制度は公平か否か、公平でなければ受け入れるべき不公平かどうか。以下で問題点を検証していく。

### Ⅲ. 非課税取引における公平性を考える

#### 1 消費者対事業者の公平性の問題

消費者の立場からすると非課税(若しくはゼロ税率<sup>30</sup>)となる取引は多い方が、経済的負担がなく痛税感を感じなくて済む。しかし、消費税は消費一般に広くうすく負担を求めるといふ税の性格からすると、できるだけ非課税対象範囲を狭く限定していくことが望ましいという意見が多い。それは非課税規定が、本来は課税の対象とされる取引をあえて課税の対象から外す規定であり、この例外を設けることで消費税のあるべき課税関係を歪めているという理由で、消費税の課税計算上、「当該取引に関しては、消費税の課税メカニズムから全面的に排除することを意味する。すなわち、納税義務者である事業者にとっては、ある取引が非課税取引であることは、当該取引が売上げに係る消費税の課税対象から外れるため税負担を追わないことを意味するが、他方では、当該取引については仕入に係る税額控除ができないことを意味する。」<sup>31</sup>つまり、消費者側はその負担を負わないというメリットを享受できる反面、事業者側では、税の累積化の問題が非課税取引によって引き起こされている状態である。非課税取引の問題は、いわば“消費者対事業者の公平性の問題”とも言えるのではないだろうか。

#### 2 非課税の性格について改めて考える

非課税取引については、消費税法第6条第1項に「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。」と定めている。そしてその内容は

- ・税の性格から非課税としているもの
- ・社会政策的配慮から非課税としているもの

の2つの区分に分けられている。しかし、この理由は果たして妥当なのだろうか。「対価を得て行われる取引のみを課税対象とする消費税の組立てを重視するならば、消費支出または販売能力があるがゆえに、当該取引には消費税の担税力がある、と説明することが、より合理的であるように思われる。」<sup>32</sup>つまり、取引の対象となっているのであれば本来的に全て消費税の課税対象となるべき、というわけだ。だが、制度はそうはなっていない。この不自然さを認めることは公平な税制上必要だろうか。

<sup>28</sup> ジョン・ロールズ(川本隆史ほか訳)『正義論改定版』(紀伊国屋書店、2010)21-22頁

<sup>29</sup> 政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」(抜粋)(平成19年11月20日決定)3頁

<sup>30</sup> ゼロ税率については、「事業者」における仕入税額控除の問題に対する試案であるが、例えば経済的弱者救済として「食品」にゼロ税率を適用した場合、飲食店では従来通り10%課税されるが、卸売業者や小売業者では消費税が課税されないため、計算上は輸出免税と同じように、特定のサプライチェーンの中で還付申告ばかりの事業者が出来上がることになる。これは、仕向地主義のように、貿易での二重課税を防ぎ国際的取引に対する中立性を確保する目的に対し、国内取引におけるゼロ税率適用は、経済政策として効果があるかもしれないが、特定の事業者を優遇することになってしまい、中立性を損ねるものとなる。計算構造が同じであるが、事業者間における不公平感につながる恐れがある。

<sup>31</sup> 田中治『田中治税法著作集《第4巻》』清文社 263頁

<sup>32</sup> 田中治 前掲書 264頁

### 3 社会政策的に非課税とされるもの

非課税取引のうち、「社会政策的に非課税とされるもの」とは、政策的にあえて非課税としているものである。ここでは個別に取引の性質や特性から判断するのではなく、医療や福祉、教育、住居という3つのカテゴリーでそれぞれ妥当性を考えてみたい。

まず、「社会政策的配慮から非課税としているもの」の意義は、社会的弱者への配慮ないし再分配政策（逆進性対策）を意味すると考えられる。消費税を課すのが困難な取引「なじまないもの」と比較すると、「各国の社会的文化的な事情がより反映する傾向にあるものと考えられる。例えば、文化・芸術活動に対する非課税措置は、その消費が比較的高所得者に偏る傾向があるため、公平性の観点からは正当化が困難であるが、文化・芸術活動がその国にとって重要性が高いのであれば、その支援という意味で正当化され得るだろう。勿論、社会政策的配慮に基づく非課税規定の大部分は医療や福祉、教育に対する措置であり、福祉国家における共通の理念から多くの国で同様な取扱いを行っている。」<sup>33</sup>日本でも同様である。

#### ① 医療・福祉

医療は、程度の差はあれ誰もが受けるサービスであり、消費支出の時に非課税の恩恵を受けている。更にその用途が年金・医療・福祉その他に使われている<sup>34</sup>仕組み、若しくは建前であることを勘案すれば、税負担が無い上に、サービスという給付によって国民に還元される財源となっているのである。生まれてから死ぬまでに、ほとんどの人が医療又は福祉というサービスの給付を受けているはずである。

医療や福祉で非課税が問題とされるのは、まず、事業者側で非課税取引について、仕入税額控除が認められず税の累積が生じることである。次に、事業者が負担するコンプライアンスコストである。これは、事業者は仕入税額控除の計算に際し、原則として課税仕入れを a. 課税売上対応、b. 非課税売上対応、及び c. 共通売上対応の三種類（用途区分という）に分類、仕分けることが求められることを意味する（消法 30 ②一）<sup>35</sup> これら 2 つの問題は、医療や福祉を課税対象取引とすることである程度解決できる。しかし、平成 27 年度税制改正大綱の検討事項には「関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入税額相当額分を『見える化』する」<sup>36</sup>と記載があり、その『見える化』するという考え方には、消費税分については引上げ・導入時に診療報酬改定において配慮されてきており、診療報酬に含まれているとして、既に国民が保険料や患者負担を通じて負担してきていることを国民に知らしめるということを意味している。いわば診療報酬に、（本当に実態として合っているかどうかは別として）仕入税額控除できない分の金額が加味されているという建前である。税の累積の問題は、事業者が仕入税額控除できないことで生じる負担の問題であり、その負担に見合う手当がされているのであれば課税対象とせずとも、（税は累積するが）事業者側の損得の計算上、問題は解消していることになる。また、「診療報酬の金額は公的価格として国が細かく値段を決めており、全国一律の金額とされている。」<sup>37</sup>つまり、医療機関側が、社会保険料診療については独自に仕入税額控除できない分を患者等にわからないように値上げするということが出来ない仕組みである。事業者が多額の設備投資した年の仕入税額控除分の税額は計算しようがないように思う<sup>38</sup>が、消費税においては一応対処済みと言えるのではないだろうか。

<sup>33</sup> 安部和彦『消費税の税率構造と仕入税額控除 医療費を中心に』白桃書房 49 頁

<sup>34</sup> 平成 23 年 6 月 30 日に政府・与党社会保障改革検討本部決定の「社会保障・税一体改革成案について」に「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化に使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。」とある。

<sup>35</sup> 安部和彦・前掲注（25） 46 頁

<sup>36</sup> 厚生労働省 [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000105061.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000105061.pdf) (2024/10/10)

<sup>37</sup> 知っておきたい診療報酬基礎知識 [oshu-kisochishiki.com/overview/price](https://oshu-kisochishiki.com/overview/price) (2024/10/15) より

<sup>38</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抄）」第 7 条第一項トにて、「医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、～」とあり、政府もこの件については考えているようである。

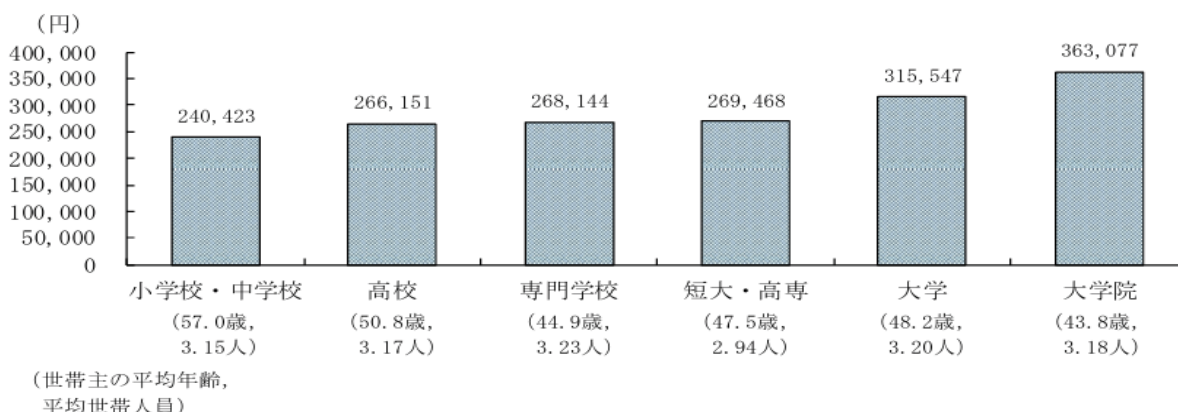


## ② 教育

教育については、授業料、入学検定料、入学金、教科用図書の譲渡などが非課税とされている。教育もサービスの一種であり、国公立の小中学校のような義務教育以外の教育については、自ら進んで有償の教育というサービスを受けることを選択しており、他のサービスと変わるところがない。取引だけをみれば、教育についても課税とした方が仕入税額控除の問題の解消にもなり簡素な制度となるはずだが、「授業料の値上げ状況から授業料自体に消費税が付加されている可能性が考えられ、授業料等を非課税とする現制度は形骸化している可能性がある。」<sup>39</sup> 文部科学省の HP にて授業料の推移をみると、消費税が導入された平成元年から令和 3 年までで、国立大学で 339,600 円から 535,800 円で 1.57 倍に増加し、公立大学で 331,686 円から 536,363 円で 1.61 倍に増加、私立大学では 570,584 円から 930,943 円で 1.63 倍に増加している。<sup>40</sup> もちろん、教育サービスの向上などにより、その金額が値上がりしているということも考慮しなければならないが、税制としては、事業者の仕入税額控除の問題が依然残るものの、経済実態としては既に解決済みのようだ。

教育は、社会に生きる人間として必要であることは言うまでもないが、経済学的に見ても重要である。総務省の統計で、学歴によって消費支出額が違うという結果が得られており、世帯主が大学卒業の世帯が高校卒業の世帯の 1.2 倍となっている。(図 2 参照)

図 2 世帯主の学歴別消費支出（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



出典：総務省 令和 3 年 2 月 26 日「2019 年全国家計構造調査 家計収支に関する結果」

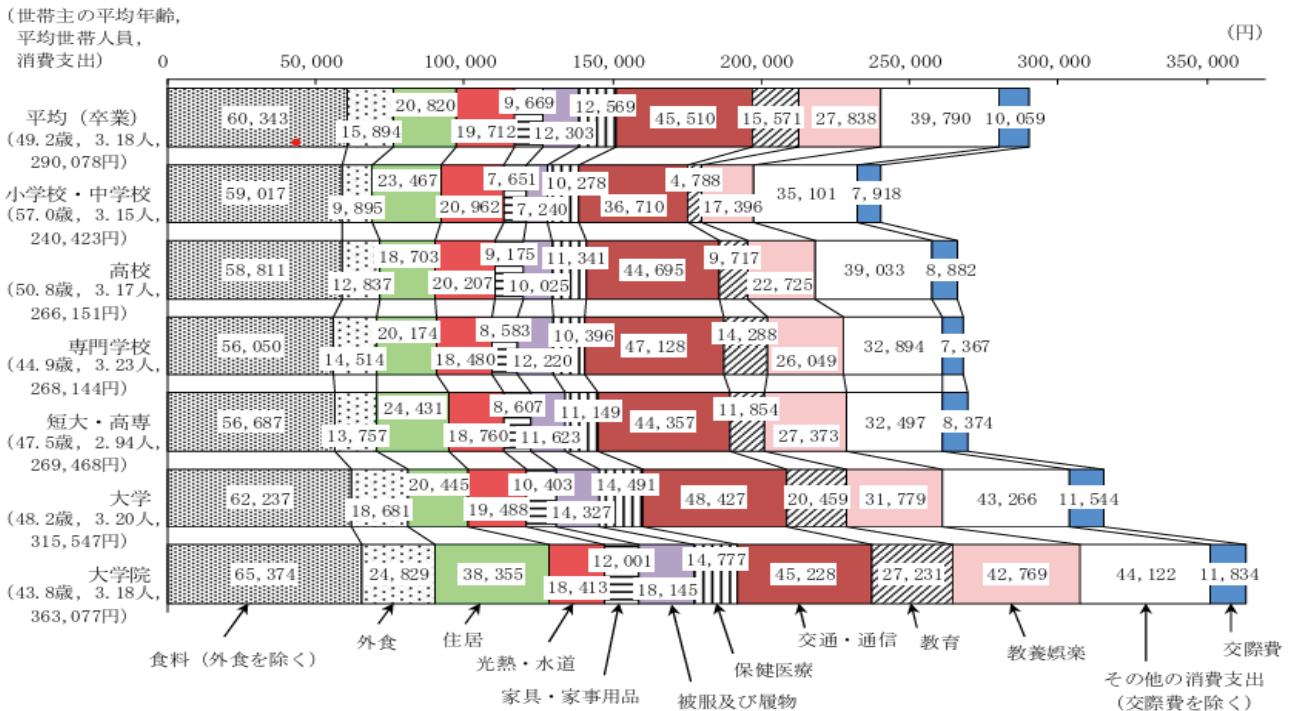
また、消費支出の内訳を世帯主の学歴別にみると、「教育」への支出は、高校卒業が 9,717 円、大学卒業が 20,459 円などとなっており、世帯主が大学卒業の世帯が高校卒業の世帯の約 2.1 倍となっている。(図 3 参照)

教育によって、その者の消費金額の多寡が決まり、さらに教育へ投資する金額にも差ができてしまう。つまり、経済的格差の原因が教育格差であり、教育格差の原因が経済的格差となっていると言えそうだ。そう考えると、教育への課税は低所得者の心理的・経済的負担となり、更なる格差を生む要因になり得る。経済実態が事業者側の仕入税額控除の問題を解消しているのであれば、今さら課税対象とし、教育への心理的ハードルを上げることは、少子化や晩婚・未婚化などの問題を助長するだけである。消費税が施行されて 30 年以上が経ち、教育の非課税が形骸化し、単なる痛税感の緩和にしかならないとしても、現状のまま非課税の方が良い。富裕層も同じように恩恵を受けることができるため、逆進性対策にはならないが、公平な機会の平等を確保し教育の格差をなくすためにも、非課税である意義は大きいと感じる。

<sup>39</sup> 名古屋青年税理士連盟研究部「消費税再考～非課税取引を中心として～」24 頁

<sup>40</sup> 文部科学省 HP (参考 2) 国公立大学の授業料等の推移 [https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt\\_sigakujo-000019681\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt_sigakujo-000019681_4.pdf) (2024/11/2)

図3 世帯主の学歴、消費支出の費目別支出金額（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）



出所：総務省 令和3年2月26日「2019年全国家計構造調査 家計収支に関する結果」

### ③ 居住用

住居に係るサービスについて非課税とされている。平成元年の消費税施行時は課税の対象であったものが、平成3年に改正され非課税とされた。これは、消費税導入時にそれが課税対象であったのに対して、同じ住宅サービスが消費されているにも関わらず、「持家の場合、家賃という形での明示的な現金支払いがない」<sup>41</sup> ことから消費税が課税されないという不公平感の是正のためになされたものである。住宅サービスへの支出は、家計の中で大きな割合を占める基礎的消費の1つであることに異論はない。そして、普通世帯に占める借家の割合を世帯の年間収入階級別にみると、「200万円未満」が52.6%と過半を占め、「200～300万円未満」が42.8%、「300～400万円未満」が40.2%などとなっており、年間収入が高くなるほど割合が低くなっている。<sup>42</sup> 逆を言えば、低所得層の方が賃貸住宅に住む割合が高いということになる。建築コストも上がり続け、家を持つことが難しくなりつつあることから、決して想像に難しくない。

これについても、医療や福祉、教育と同じで非課税取引の仕入税額控除の問題が内在していることは明らかである。消費税本来の体系を取り戻すのなら、土地と併せて課税取引とすべしという意見もあるだろう。

しかし、居住用を課税取引とすることは、所得に占める基礎的消費に係る税額の割合を高めることとなり、逆進性を加速させることになるはずである。健康であれば医療や福祉の必要性が低くなるし、子どもがいない家庭では教育の必要性がないかもしれないが、生きている以上、居住に関わる費用は多かれ少なかれ誰にでも掛かるはずである。富裕層は持家割合が高いため課税されにくく、低所得層は賃貸割合が高く課税されやすくなれば、更なる格差の温床ともなり得るだろう。物価高が止まらないアメリカでは、格差が広がり、ホームレスの急増が深刻な問題となっている。<sup>43</sup> 居住用は、課税すると逆進

<sup>41</sup> 野口悠紀雄「消費税における非課税措置について」税研 vol.4 20号（1988年） 7頁

<sup>42</sup> 統計局ホームページ / 日本の住宅・土地－平成20年住宅・土地統計調査の解説－ / 4-1 世帯の居住状況とその推移 [https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/nihon/4\\_1.html](https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/nihon/4_1.html)（2024/11/13）

<sup>43</sup> Yahoo! ニュース 株式会社毎日放送 MBSNEWS2024/11/11 配信 <https://news.yahoo.co.jp/articles/08024161aaaedc9d910e8a26476a6de219d72a57>（2025/1/11）



性を加速させてしまう。政策的に非課税のままであるべきである。

#### 4 非課税取引の不公平をどう考えるか

「税の性格から非課税としているもの」は、消費に広く薄く負担を求めるという消費税の性格からしても、第8章大山研究員の論文が示しているように、消費税の計算構造上で税が累積してしまうことからしても、本来は課税取引とする方向で調整すべきである<sup>44</sup>。それに対して、「社会政策的配慮から非課税としているもの」は、課税技術上の問題があるわけではなく、仕入税額控除の問題を放置したまま、あえて非課税と定めているにすぎない。そして、医療や福祉など、支出時に税の負担がなく（もしくは負担がないように見えるだけかもしれないが）、行政サービス等を通じて国民に還元されている、または還元される機会があるものが多い。『社会保障と税の一体改革』で謳われている通り、消費税収が社会保障サービスに充当され、かつ、その多くを低所得者が受益するのであれば、課税と給付を一体的に考えれば（高所得層から低所得層へ）「再分配的」になっているともいえる。本来、財政の「再分配」機能は税と給付が一体で完結するものである。<sup>45</sup> 実態は形骸化しているかもしれないが、政策的な非課税制度があることで、低所得者層に対しての逆進性緩和策として機能していることになる。

総務省統計局によると、令和6年10月1日時点の人口減少は、前年に比べ55万人となり、14年連続で減少している。<sup>46</sup> 令和5年12月22日に政府より発表された「こども未来戦略」の冒頭において「少子化は我が国が直面する、最大の危機である」との強い危機感を表明している。<sup>47</sup> 医療や教育等の費用が今から10%ないし8%増えるとなれば、矛盾が生じ、若い世代が経済的理由から結婚や出産・子育てを諦めている現状をさらに悪化させるだけである。たしかに、医療機関や教育機関等の事業者において仕入税額控除ができないなど、事業者側が負担を負う構造上の問題が生じていることは確かだが、「最も恵まれない人々の利益を最大化することが社会的正義にかなう」とするロールズ『正義論』の第2原理「格差原理」の趣旨を踏まえると、非課税制度による不公平は受け入れるものと考えるべきではないだろうか。この不公平を受け入れる主体は、不公平な取扱い、つまり仕入税額控除を受ける機会を喪失し、税の累積による負担を強いられる立場にある「事業者」となり、その対極にあるのが、格差がかえってプラスになる場合に受益できる立場の「消費者」という扱いになる。社会保障費の財源として、また、消費税の中立性、簡素性を高めるために、非課税の規定は撤廃もしくは縮小が望ましいことは確かだが、これは消費税の持つ逆進性に対する一つの対応策である。社会政策的配慮とは、消費者に経済的負担をかけないようにすることであるが、加えて「痛税感」を感じさせないことも重要である。支払う金額が同じでも、それが課税の対象なのか、非課税なのかで消費者マインドに与えるインパクトは少なからず違うはずだからだ。

消費税制の在り方は、経済活動に直結する。非課税取引の対象をいたずらに増やすことには反対であるが、非課税制度のうち社会政策的配慮に基づく規定は、事業者にとって不利でもこのままとすべきである。もし、消費者と事業者の公平性を考慮するならば、非課税制度を存置したまま、その対象取引に、輸出免税と同じように、ゼロ税率を検討すべきである<sup>48</sup>。

<sup>44</sup> 「土地の譲渡」を例にとると、令和6年の全国の土地の取引量は1,566,244件もある。国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査結果（集計表）」参照（2025/4/26）また、令和7年の日本全国の基準地価は平均で27万5,222円/㎡「土地価格相場が分かる土地代データ | 公示地価・基準地価・地価マップ・推移 | 2025年 [令和7年] (tochidai.info)」(2025/4/29)とある。これらの数値を見ると、課税取引となった場合の税収ポテンシャルが高いことが推察される。

<sup>45</sup> 佐藤主光・前掲注(9) 519頁

<sup>46</sup> 統計局ホームページ / 人口推計 / 人口推計（2023年（令和5年）10月1日現在）－全国：年齢（各歳）、男女別人口・都道府県：年齢（5歳階級）、男女別人口－(stat.go.jp) (2024/10/11)

<sup>47</sup> この戦略の中で「歳出改革等による公費節減と社会保険負担軽減の効果を活用することによって、実質的な負担が生じることなく、少子化対策を進める。少子化対策の財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。」と明記している。

## Ⅳ 軽減税率における公平性を考える

### 1 軽減税率の効果

消費税の議論で必ず上がってくるのが、逆進性の問題である。これは累進課税の反対概念である。逆進性を緩和させる対策として挙げられるのが、非課税制度、給付付き税額控除、軽減税率、金銭給付による対応がある。このうち日本では、非課税制度と軽減税率のみが導入されている。

「軽減税率は根拠として、低所得者のほうが高所得者より生活必需的な支出の割合が高く消費性向が高いことから逆進性が生まれるので、それを緩和する方法として生活必需品に対する税率を軽減することが有効な手段であるとする」<sup>49</sup>として導入された経緯がある。「したがって、軽減税率は税負担における公平性の観点から導入された政策である。」<sup>50</sup> 欧州諸国でも広く採用されているが、導入当時から反対論も多く、平成 25 年 11 月 12 日に行われた与党税制協議会・軽減税率制度調査委員会の『軽減税率についての議論の中間報告』において、

- ・対象、品目の線引きが困難であり、課税の中立性が失われる、国民の日常生活に大きな混乱を招く恐れがある
- ・特定分野に恩恵を与えることとなり社会的不公平感を拡大させるおそれがある
- ・制度の複雑化により中小事業者の事務負担が増加する
- ・軽減税率の導入により歳入が減少するとその補填のために標準税率を更に引き上げなければならない
- ・低所得者対策としては非効率であり他の方策で対応した方が効果的

など、いくつもの批判が上がっていたにも関わらず導入された。我々税理士の実務においても、多大な事務負担を強いられ、計算ミスの誘因となっているのが現状である。事業者が納める税額としての影響は大きいかもしれないが、そもそも消費者の実感として、税率 2% の差は、痛税感の緩和につながっていない。買い物をするときに、同じ生活必需品である家電や消耗品、衣類等にかかる 10% の税額と食料品にかかる 8% の税額の差を比較することなどないだろうし、比較することで割安感を感じるなどない。OECD 加盟国でも、標準税率と軽減税率との差が 2% 程度の差しかない国はわずかである。(図表 4 参照)

以上から、軽減税率は、標準税率を大幅に引き上げる必要が生じ、かつ他の逆進性対策がないという状況でなければ、社会全体でのデメリットの方が大きいように思われる。また、富裕層も含めた消費者全般への減税となり逆進性対策としても効果も薄く、格差是正にもならない。消費税において、徴収手続きだけでは逆進性を緩和するのは不可能であり、「給付」までを含めて考えるべきである。コンプライアンスコストを下げ簡素化するためにも軽減税率を廃止し、すぐに単一税率に戻すべきである。<sup>51</sup>

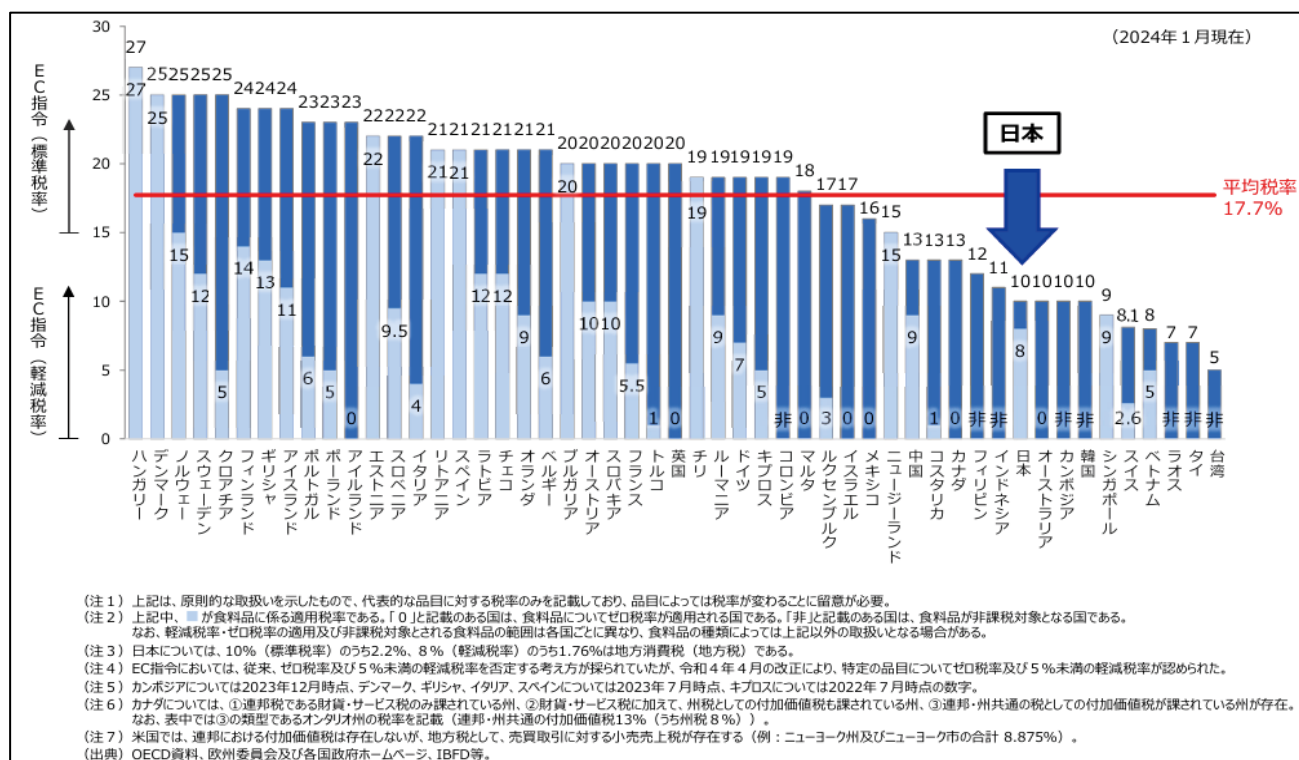
<sup>48</sup> 税制調査会 2009 年 10 月 7 日「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－答申」にて「しかし、ゼロ税率の設定は、消費税の負担をまったく負わない分野を作り出すことにほかならず、消費一般に広く公平に負担を求めるというこれまでの税制改革の流れに真っ向から反することになります。また、課税ベースが大幅に侵食されることから、一定の税収を確保するためには、ゼロ税率による減収分だけ標準税率の引上げが必要になります。さらに、恒常的に還付を受ける事業者が増え、事業者間の不公平感が生じかねないとともに、還付申告や事後調査に関連する事務負担やコストが発生するという問題もあります。したがって、ゼロ税率の採用は認めがたいものと考えます。」とある。国境を超える取引の中立性の観点から適用される免税(実質ゼロ税率)と、仕入税額控除の遮断を解消するため国内取引を対象に適用するゼロ税率とでは、税額計算において同じ効果が見込めるものの、後者は中立性・公平性を大きく損なう要因となるように見受けられる。

<sup>49</sup> 森信茂樹『日本の消費税 社会保障・税一体改革の経緯と重要資料』中央経済社 190 頁

<sup>50</sup> 田代歩『消費税改革の評価 効率性との経済分析』関西学院大学出版会 68 頁

<sup>51</sup> 昭和 53 年 12 月 27 日の税制調査会が作成した「昭和 54 年度の税制改正に関する答申」の別紙「一般消費税大綱」には、「3. 非課税の範囲」に食料品が含まれている。当時は逆進性の緩和という観点や社会政策的配慮等から認めるべきものとして考えられていたようだ。

図4 諸外国等における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較



出典：財務省「消費税など（消費課税）に関する資料」

## 2 逆進性は課題か

消費税には逆進性という問題がある。消費税支払額の対所得比が低所得者層で高くなることであるが、「所得をどの期間で測るかが重要になる。～「対所得比」は「年間」所得で評価されることが多い。しかし、豊かさや税の支払い能力を測る所得水準として必ずしも年間所得が妥当というわけではない。」<sup>52</sup>「長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ負担力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確実性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという「逆進性」の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。」<sup>53</sup> 社会保障財源の調達手段という点から見れば、社会保険料の方が逆進的で負担が大きい。

また、現在の標準税率 10% のわが国消費税においては、多くの学者が論じているように、大きな問題意識があるようには見受けられない。今後税率をあげ、OECD 諸国など 51 か国の平均税率 17.7%（財務省 2024 年 1 月現在）ぐらいになるようであれば状況は変わるだろう。少子化による人口減少で経済が縮小し、高齢化で社会保障費が増加すれば、抜本的な改善策が見つからない以上、社会保障制度を維持するために税率を上げざるを得ないときは来るはずである。逆進性が大きな問題となるのは、社会保障費の不足を賄うための増税により負担が増え、かつ、給付やサービスが低下し、その負担に見合わない状況となった時である。もし、そのような事態となってしまった場合には、なぜ増税なのか等、時間をかけ国民が納得するような丁寧な説明をすることが政府には必要である。

<sup>52</sup> 佐藤主光・前掲(9) 519 頁

<sup>53</sup> 政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」（抜粋）（平成 19 年 11 月 20 日定）

## V 逆進性対策とインフラ整備

### 1 即効性のある逆進性対策の構想（キャッシュレス・消費者還元事業を参考に）

上記で、現在の税率では、逆進性の問題は重要ではないと述べた。しかし、将来的なことを踏まえ、早期に対策を講じておくことは必要である。また、精緻な制度設計はかえってコンプライアンスコストが増え、痛税感につながる恐れや運営に支障を来すこともあり、いかに簡素化した制度とするかが重要である。給付付き税額控除やベーシックインカムのように、所得再分配機能の高い制度も魅力的である。しかし、これらは制度設計と財源が必要となるため十分な検討なしに進めることはかえって不公平になるので注意が必要だ。<sup>54</sup>

そこで、直接的な給付を行う逆進性対策として、過去の事例を参考にしたインフラ制度を提言したい。キャッシュレス・消費者還元事業である。「2019年（令和元年）10月1日の消費増税による景気の落ち込みを緩和するために行われた」ものだが、これは、「消費者が電子マネーやクレジットカードなど現金以外のキャッシュレス決済を行った場合に、5%（支払先が中小企業）ないし2%（フランチャイズ店舗のとき）の還元を受けることができるというもので、2020年（令和2年）6月30日まで実施された。」<sup>55</sup> これは、9カ月間に限りマイナンバーカードを利用せずとも、対象店舗にてクレジットカードや電子マネーを利用して代金を支払うだけでポイントにより還元される政策だった。この政策は、逆進性対策ではなく、消費税増税による景気落ち込みを緩和するための施策であったため、低所得者のみならず富裕層にも同様の恩恵があったが、「買い物時に一定割合を払い戻す」という即効性があり、かつ簡素な政策であった。

給付付き税額控除は逆進性対策として有効であると思われるが、申告をした後に税額控除もしくは給付される、いわゆる「事後還付方式」である。買い物から還付までの期間が最長で1年ということが消費者の感じる痛税感にどう影響するかは定かではないが、即効性に欠ける。対して、キャッシュレス・消費者還元事業は、買い物時に「即時に」ポイントにより還付されたため、同様ならば消費に対する痛税感の緩和には一定の効果が見込めるはずだ。日本は「ポイントサービス大国」と言われるほどポイント好きであることも功を奏するはずである。<sup>56</sup> もし、キャッシュレス・消費者還元事業を基礎に、低所得者にだけ直接還元することができる社会インフラが整えば、全て単一税率にしておき、低所得者が買い物をした場合に、その取引に係る消費税額を低所得者の電子マネーやクレジットカードへ還付すればよい。また、非課税取引や軽減税率を廃止し、全て単一税率で統一し消費させ、非課税分又は軽減分の消費税額をシステムで計算させ還付できれば、市場における取引自体も簡素なものとなり、事業者の事務負担軽減や仕入税額控除の問題も解消されるはずである。税はできる限り経済活動に対して影響をおよぼさないとする中立性にも資する。9か月間ではあったが国民に経験があるため、仕組みは受け入れやすい制度であるはずだ。上記で検討した社会保障給付までを含めた制度設計でなくとも、消費税制の枠の中だけで逆進性の問題を解決できる可能性がある。

さて、問題は所得をどう把握するかである。

### 2 逆進性対策のためのインフラ（所得把握の問題点 英国のPAYEを参考に）

消費税に限らずだが、適切な税制の執行には適切なインフラが必要である。マイナンバーカード<sup>57</sup>を所得情報と結びつけることにより、還付対象者に所得制限を設けることができれば、正確かつスピーディに還付することが可能となるはずである。

しかし、逆進性対策として活用するのであれば、問題は所得をどのように把握し、必要な人にだけ還付又は給付するにはどうすべきかにある。「正確な所得捕捉体制がないままに所得制限を設けることは、

<sup>54</sup> 「給付付き税額控除」についての検証は近藤克彦研究員、「日本版ベーシックインカム」についての検証は江本雄介研究員の論文を参照

<sup>55</sup> 森信茂樹・前掲注（41） 210頁

<sup>56</sup> 民間企業によるポイント・マイレージ年間最少発行額は2026年には1.2兆円を突破すると予測 | ニュースリリース | 野村総合研究所（NRI）（2024/10/28）

<sup>57</sup> マイナンバーカードの普及率は令和7年3月末日時点で78.3%

総務省 HP [https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kofujokyo.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html)（2024/10/25）

新たな不公平を生むことになる。膨大な資産を持ち働かなくても暮らしていける者に還付がされ、資産を持たないサラリーマンが所得制限により還付が行われないという状況になってしまえば不公平である。同じ経済状況の人に対しては、同じ税負担を求めるべきであるという水平的公平の原則にあきらかに反する。」<sup>58</sup> 不動産や金融資産については、登記の仕組みやマイナンバーの証券口座紐づけ作業で、近い将来精度の高い捕捉体制が整うのではないかとと思われるが、すべての所得を完全に捕捉するには、技術的な課題や国民の理解を得る必要があるなど、色々とクリアすべき事が多い。それと、キャッシュレス・消費者還元事業を逆進性対策として採用しようとするならば、消費者の経済状況をタイムリーに把握する必要がある。年間所得を把握するタイミングを確定申告とした場合、それが翌年となってしまふ。給与所得者を例に考えれば、昨年無職だった人が年初から働き始めた場合、1年間は所得があるのに逆進性対策の恩恵に預かってしまうことになりかねず、不公平な状態を放置したままにせざるを得なくなる。

「そこで参考になるのは英国の事例である。英国の所得税にはわが国の源泉徴収制度にあたる PAYE (Pay As You Earn) の仕組みがある(ただし、わが国と異なり、年末調整は必要ない)。2013年4月からは雇用主が従業員に給与を支払う度に源泉徴収額と合わせて給与(所得)情報をオンライン提出することを義務付けた。これを「リアルタイム情報システム」という。(他方、わが国の源泉徴収制度では所得情報(給与支払報告書、源泉徴収票)の提出は一年分まとめて翌年の1月末となる。)提出義務は全従業員への支払いが、社会保険料(NIC)の最低所得にあたる週112ポンド以下でない限り生じる。その狙いは遅滞なく所得税を徴収することだけではない。英国では既存の税額控除・給付措置を統合した「ユニバーサルクレジット」という低所得層のための新たな給付制度が導入されている。その特徴は給付額に最新(1か月前)の所得を反映させることにある。給付の金額は世帯の所得を合算して算定される。リアルタイム情報システムはユニバーサルクレジット制度に対し、低所得層の所得情報をタイムリーに提供することを目的の一つに掲げている。課税だけではなく給付のための所得情報の収集であることが明確になっているのである。」<sup>59</sup> 「RTIの下で企業がやるべきことは、月次であれ週次であれ、給与を支払うたびに申告書に給与支払情報を入力することだけである。入力された情報は、オンラインで自動的に HMRC(歳入関税庁)に送られる。」<sup>60</sup> その情報がマイナンバーカードと紐づけされれば、即効性のある還元方式が可能となるだろう。マイナンバーカードを買い物の都度提示することに対して、消費者が感じるスティグマが懸念されるが、生活品を売っているスーパーなどは、スマートレジやセルフレジの普及が進んでおり、ネット通販もあり、対人での購買も減っていく傾向にあるため、問題としなくても良いだろう。勤労所得や年金所得以外の所得しかない人の所得をどう把握するか<sup>61</sup>、デジタル化に向けた社会的な合意形成ができるかどうかなど課題はあるが、正確な所得の把握により、即時に必要な人に必要額を還付する仕組みを構築するのには良い参考事例の一つではないだろうか。

## Ⅶ おわりに

時代に合わせた課税方法として、また社会保障費及び少子化対策の財源として、ますます重要となる消費税は、所得税・法人税・相続税と比べると簡素な税制であり、制度や仕組みは国民に理解しやすいものではないかと思われる。条文に「消費者」という文言が出てこない不思議さはあるが、「最終消費者が負担することとなっている消費税の議論において、国民一般の声が立法過程においてほとんど反映していないというのは問題であろう。」<sup>62</sup> 特に、軽減税率やインボイス制度は、事業者のみならず消費者にも少なからず混乱と影響を与えている。税は需要と供給を変化させるので、均衡価格<sup>63</sup>も変化する。

<sup>58</sup> 橋本恭之 関西大学経済学部教授「消費税の逆進性とその緩和策」54頁より引用

<sup>59</sup> 英国のPAYE(Pay As You Earn)に学ぶ所得情報のデジタル化 | 研究プログラム | 東京財団政策研究所 (2024/10/28)

<sup>60</sup> 諸富徹・前掲注(5) 228頁

<sup>61</sup> この問題については第3章の近藤研究員が「Ⅲ執行上の問題 1納税義務のない者の情報を医会に捕捉するか」で検証している。

<sup>62</sup> 安部和彦・前掲注(25) 3頁

<sup>63</sup> 均衡価格とは、需要と供給が釣り合い売り手も買い手も希望通りに取引できる価格をいう。

そのため、税は法令に従って実際に税金を支払う人だけでなく、それ以外の人々にも影響を与える。いかなる税についても、垂直的公平と水平的公平を評価するときには、こうした間接的な影響を考慮に入れることが重要である。<sup>64</sup> 納税義務者のみが議論の対象であってはいけないし、社会活動や経済活動に及ぼす影響も含めた広い視野が必要である。

近年では、税制が複雑化していることや、シェアリングエコノミーなど新しい経済活動に合わせた税制の必要性が高まっている。立法の段階で、市場における取引現場の最先端で税制を扱う税理士の意見をもっと取り入れてもらいたいと願う。公平な税制の基幹部分にあるのは、国民の税制への理解と納得感、そして弱者への思いやりではなからうか。その姿勢なくして公平な税制は成り立たない。少子高齢化が猛スピードで進み、社会の構造が音を立てて変化する時代には格差や不平等、不公平が生じやすくなるはずである。消費税に対する批判は多い。もちろん、「すべての問題を改善できる最善の税など存在しない。だからこそ、税と税の組み合わせで公平性を実現すべきなのである。消費税を頭ごなしに否定するのではなく、租税間の公平性を勘案しながら、税の最適なパッケージを模索する努力こそが重要なのである。」<sup>65</sup> さらに、社会保障の財源と銘打っている以上、消費税の公平性は「給付」までを含めて議論すべきである。多様化する価値観に合わせられる税制とは何かを考える上で、社会的弱者や経済的弱者を生まない、又は、そのような人たちを社会全体で擁護し得るものであると信じられるよう、いつも「公平性」が感じられるものでなければならない。

#### 〈参考資料〉

- 金子宏『租税法 第二十四版』法律学口座双書  
奈良岡聰智・赤坂幸一『消費税国会の攻防一九八七―八八』千倉書房  
伊藤裕香子『消費税日記 86日の攻防』プレジデント社  
西山由美『欧州付加価値税の論点』日本法令  
井堀利宏『消費税増税は、なぜ経済学的に正しいのか』ダイヤモンド社  
大村次郎『消費税という巨大権益』ビジネス社  
山下壽文『戦後税制改革とシャウブ勧告』同文館出版  
林宏昭『日本の税制と財政 第2版』中央経済社  
EY新日本 有限責任監査法人編『マレーシアの会計・税務・法務Q&A』税務経理協会  
佐々木隆治・志賀信夫編著 ほか『ベーシックインカムを問いなおす その実現と可能性』法律文化社  
井手栄策『ベーシックサービス「貯蓄ゼロでも不安ゼロ」の社会』  
山森亮『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社新書  
L.ランダル・レイ著 島倉原監訳 鈴木正徳訳『現代貨幣理論入門』東洋経済社  
中野剛志『目からウロコが落ちる奇跡の経済教室【基礎知識編】』KKベストセラー  
中野剛志『全国民が読んだら歴史が変わる奇跡の経済教室【戦略編】』KKベストセラー  
中野剛志『楽しく読むだけでアタマがキレッキレになる奇跡の経済教室【大論争編】』KKベストセラー  
山下慎一『社会保障のどこか問題か―「勤労義務」という呪縛』ちくま新書  
神野直彦『「分かち合い」の経済学』岩波新書  
伊藤恭彦『タックス・ジャスティス―税の政治学』風行社  
第12回中医協診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会資料（H27.10.15）  
『診療報酬における仕入税額控除相当額の考え方について』  
篠原克岳『金融取引に係る消費税の取扱いについて』税務大学校  
藤田隼平『消費税率引き上げが個人消費に与える影響』三菱UFJリサーチ&コンサルティング 経済レポート 2019年3月18日  
西山文代『幼児教育・保育の無償化に向けた法整備』内閣委員会調査室 立法と調査 2019.7 NO.414  
ミルトン・フリードマン（村井章子訳）『資本主義と自由』日経BP社  
森田浩之『ロールズ正義論入門』論創社

<sup>64</sup> N. グレゴリー・マンキュー著（足立英之他）『マンキュー入門経済学 [第3版]』東洋経済 223 頁

<sup>65</sup> 井手栄策『幸福の増税論』岩波新書 158 頁



## 消費税の取引における公平性

大山文彦（竜ヶ崎支部）

### 【要 旨】

消費税は間接税であり、各々の事業者は納税義務者として、それぞれの取引の過程において消費税が課税され、価格に転嫁することで事業者としての経済的負担は生じないこととなる。しかし、さまざまな特例制度があり、事業者が付加価値部分に相当する消費税として課税されている金額が適正であるといえるのか。一方、消費者は最終的に消費税全額を負担することとなるが、適正に国庫に納税されているのかが判断しがたい。各制度について事業者の影響を確認するとともに消費者にとって公平な税制となるべき制度について考えていく。

#### I 課税事業者と免税事業者

- 1 免税事業者が行う消費税についての会計処理及び課税事業者との取扱いの違い
- 2 適格請求書発行事業者でない者からの課税仕入れによる利益への影響
- 3 適格請求書発行事業者でない課税事業者と免税事業者が介在する取引における国庫に納付される消費税額への影響

#### II 課税取引と非課税取引

#### III 軽減税率対象取引と消費税額の影響

#### IV 簡易課税制度

#### V 事業者と消費者

公には、消費税は間接税であると発信しているが、非課税取引や免税事業者の価格転嫁は事業者の自己判断であり、その金額の適正性についての検証が曖昧である。消費者にとって負担額が不明であり、消費税の納税額が事業者の付加価値部分に相当するなら法人税、所得税と実質は変わらないのではないか。

#### VI 提言

消費者が適正に負担する間接税としての消費税であるため制度の変更を提言する。

- 1 小規模事業者の納税義務の免除を廃止し、事業者は適格請求書発行義務を負う。
- 2 非課税取引を廃止し、消費税の課税対象取引とし仕入税額はすべて控除対象とする。
- 3 軽減税率を廃止し、単一税率とする。
- 4 簡易課税制度を廃止する。

#### VII おわりに

### I はじめに

「消費税は、消費一般を広く課税対象として、消費額に応じた負担を求める間接税です。事業者を納税義務者とし、生産、流通、販売などの取引の各段階でその売上げに対して課税が行われますが、事業者に課される消費税相当額は、価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。税の累積を排除するため、事業者は、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差額税額を納税する仕組みになっています。こうした仕組みは、諸外国における付加価値税とも共通しています。」<sup>1</sup>と政府税制調査会では、消費税の概要を述べている。最終的には、消費者が消費一般の際に転嫁された価格の支払いを行っており、消費税の負担者であり、事業者は納税義務者として、取引の各段階で課税されるが価格に転嫁することで事業者としての経済的負担は生じな

<sup>1</sup> わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方— 税制調査会 令和5年6月30日 151頁



いこととなる。

このように、消費税の最終負担者は消費者であり、原則としてすべての資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供に対して負担することとなることから水平的公平が保たれた税金であるといわれている。一方、所得に対する消費税額の負担割合については、富裕層ほど低くなる傾向にあることから消費税の税負担について逆進性をはらんでいるといわれている。

関東信越税理士会の公開研究討論会におけるテーマ「成熟国家における公平な税制とは」を考えた場合、消費税という税目においてより公平な制度として検討していく際には、この逆進性の解消が重要であることはこれまでも議論されてきたことである。

しかし、法人税若しくは所得税のように自主的に計算して申告納税し又は個人住民税若しくは固定資産税のように地方団体が賦課徴収する税目のように納税義務者の所得又は資産の有無の実態が把握できるのであれば個々の経済状況に応じた負担割合を調整することが可能であるが、消費者各々の経済状況を把握することができない事業者には消費税の負担調整を行うことは不可能である。

また、消費税の申告においてはさまざまな特例制度があり、消費者の負担した消費税相当額が適正に納税されているのかの判断が難しく、非課税取引又は免税事業者との取引においては、消費税相当額の表示がなく、どの程度価格に転嫁されているかを消費者は知ることができない。付加価値相当部分の納税がない又は取引で負担した消費税額を超える価格転嫁をした事業者は、消費者から消費税額の一部についての分配を受けることになり、価格転嫁をできない事業者については利益の一部を消費者に還元することになるという事業者と消費者の双方の経済的環境に無関係な税の分配が発生することになってしまう。

消費者の経済状況に応じた公平な税制を考えた場合に、基準とすべき消費者の経済状況の判断ができない事業者が、消費税の特例制度を受けることは消費税が公平な負担により納税されているということとはできない。この論文では、事業者の価格転嫁の点から間接税としての消費税のあるべき制度を検討していきたい。

## Ⅱ 課税事業者と免税事業者

### 1 免税事業者が行う消費税についての会計処理及び課税事業者との取扱いの違い

消費税法第9条第1項において「事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定されており、小規模事業者については納税義務が免除されている。

消費税法第30条（仕入れに係る消費税額の控除）の規定により「事業者が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、（略）当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。」とあり、課税仕入れとは同法第2条第1項第12号において「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう。」と規定されている。なお、消費税基本通達11-1-3において「課税事業者及び免税事業者のほか消費者が含まれる」ことから、課税仕入れの相手側は、課税事業者以外に免税事業者のみならず消費者も含まれることとなり、令和5年10月1日前においては、すべての課税取引については、仕入税額控除の対象となっていた。

| 課税事業者 |    |     |     |       |                  |     |  |
|-------|----|-----|-----|-------|------------------|-----|--|
| 経費    |    | 収入  |     |       |                  |     |  |
|       |    |     | 利益  | 収入    | $100 + 10 =$     | 110 |  |
|       |    |     |     | 経費    | $80 + 8 =$       | 88  |  |
|       |    |     |     | 申告消費税 | $10 - 8 =$       | 2   |  |
|       |    |     |     | 損益    | $110 - 88 - 2 =$ | 20  |  |
| 8     | 80 | 100 | 10  |       |                  |     |  |
| 消費税   | 本体 | 本体  | 消費税 |       |                  |     |  |

上記の課税事業者は税込による損益を計算する場合、消費税の納税額が2発生することになりこれを未払消費税として損金経理することで経費が2増加し、利益は20となる。

| 免税事業者<br>価格転嫁有 |    |     |    |       |              |     |  |
|----------------|----|-----|----|-------|--------------|-----|--|
| 経費             |    | 収入  |    |       |              |     |  |
|                |    |     | 利益 | 収入    | $110 + 0 =$  | 110 |  |
|                |    |     |    | 経費    | $80 + 8 =$   | 88  |  |
|                |    |     |    | 申告消費税 |              | 0   |  |
|                |    |     |    | 損益    | $110 - 88 =$ | 22  |  |
| 8              | 80 | 110 |    |       |              |     |  |
| 消費税            | 本体 | 本体  |    |       |              |     |  |

| 免税事業者<br>価格転嫁無 |    |     |    |       |              |     |  |
|----------------|----|-----|----|-------|--------------|-----|--|
| 経費             |    | 収入  |    |       |              |     |  |
|                |    |     | 利益 | 収入    | $100 + 0 =$  | 100 |  |
|                |    |     |    | 経費    | $80 + 8 =$   | 88  |  |
|                |    |     |    | 申告消費税 |              | 0   |  |
|                |    |     |    | 損益    | $100 - 88 =$ | 12  |  |
| 8              | 80 | 100 |    |       |              |     |  |
| 消費税            | 本体 | 本体  |    |       |              |     |  |

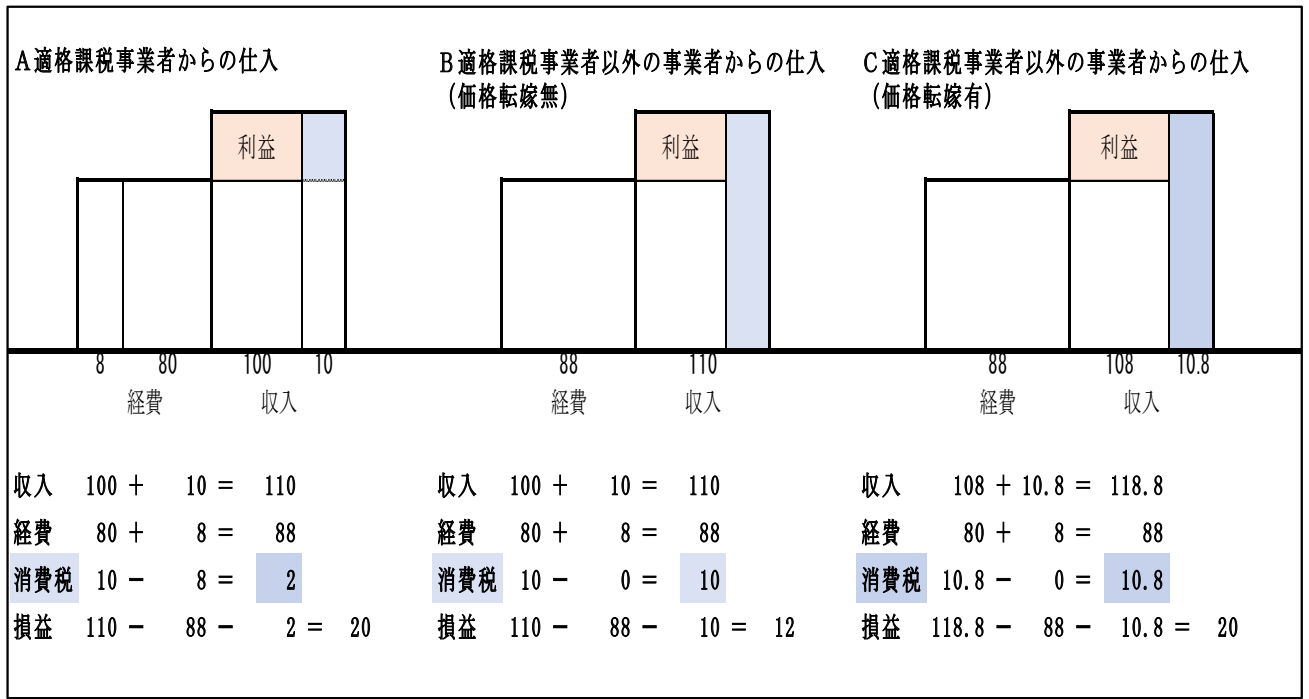
免税事業者であっても経費等の支出について消費税の負担をしており経費総額の変化はないが、消費税の納税義務がないため追加の経費がない。また収入についてはすべてが本体価格となるため収入に対する消費税相当額を価格に転嫁することができれば、利益については22となり、課税事業者である場合より利益が多くなることとなる。一方、仕入税額控除額相当の金額の価格転嫁ができなければ、課税事業者よりもむしろ利益は減少することとなる。

## 2 適格請求書発行事業者でない者からの課税仕入れによる利益への影響

令和5年10月1日以降は、消費税法第57条の2第1項の規定により税務署長の登録を受けた事業者(以下「適格請求書発行事業者」という)は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合には、当該課税資産の譲渡を受ける他の事業者に対し、同法第57条の4第1項に規定する書類又は同第2項に規定する書類(以下「適格請求書等」という)の交付義務が生じる。

事業者が、同法第30条を適用する場合の課税仕入れに係る消費税額は、この適格請求書等の記載事項を基礎として計算した金額によることとなり、同条第9項により適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存がない場合には、同条第7項の規定により仕入税額控除を適用しない。

したがって、適格請求書発行事業者とそれ以外の者からの課税仕入れによる消費税額及び利益については次のようになる。



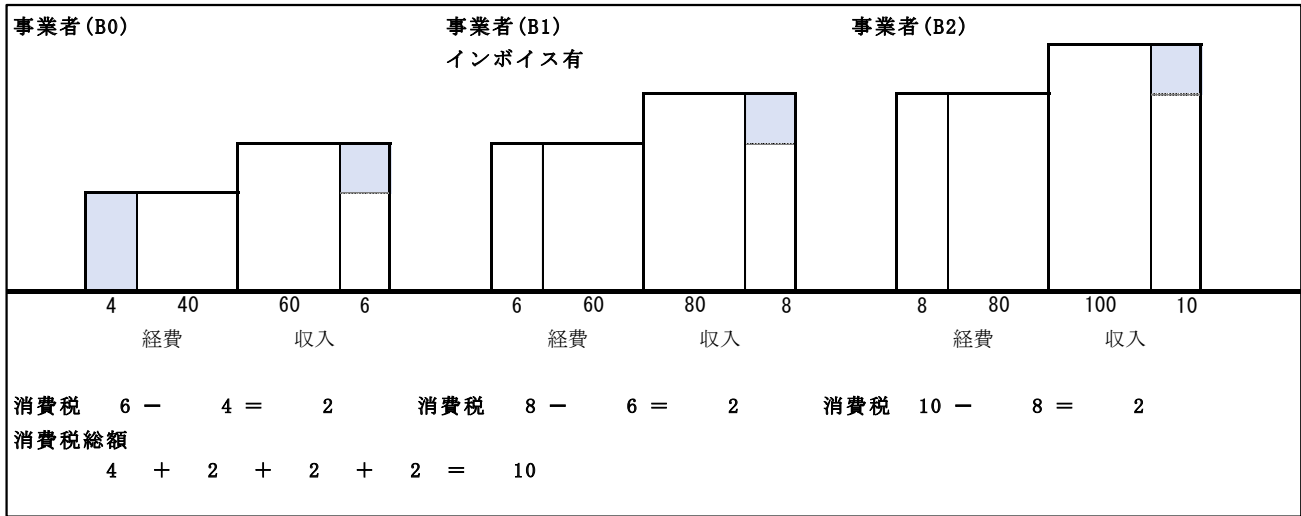
Aの事業者は、消費税納税額及び利益は図表1の課税事業者と同じとなる。Bについては、控除仕入税額が0となるため、消費税額が増加し、利益も減少することとなる。なお、BがAと同じ利益を計上するためには、118.8で販売する必要がある、販売価格がAよりも上昇し消費税額は10.8となる。

## 3 適格請求書発行事業者でない課税事業者と免税事業者が介在する取引における国庫に納付される消費税額の影響

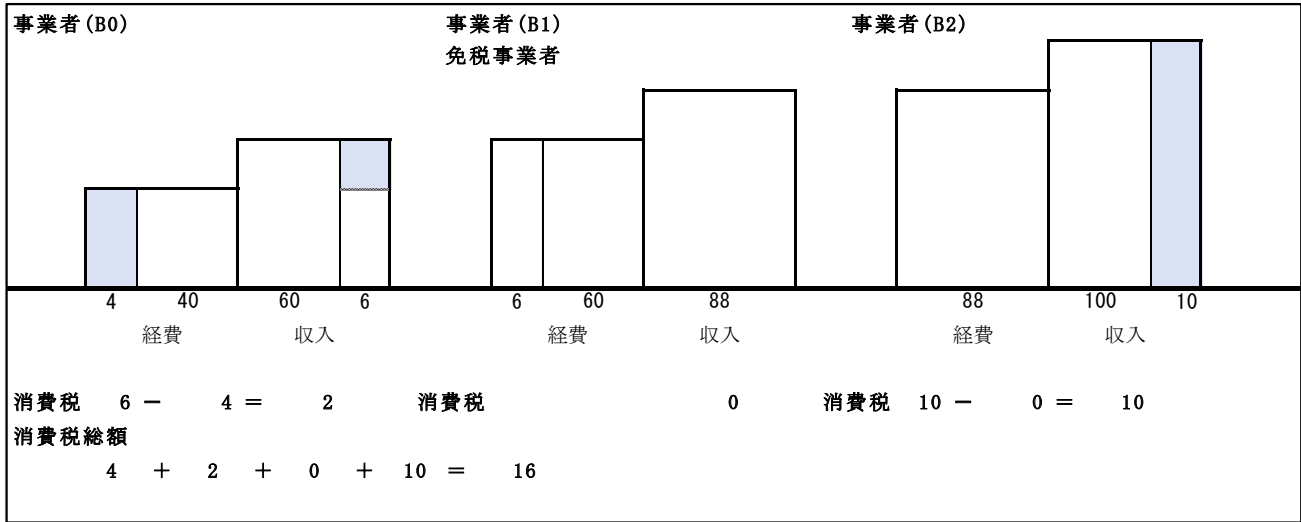
消費税法第57条の2第1項の適格請求書発行事業者の登録については、事業者自身による選択の規定であり、また同条第5項により税務署長により登録が拒否される可能性もある。このため、適格請求書発行事業者に登録がされていない消費税の課税事業者が存在することとなる。また、免税事業者が、請求書等に消費税相当額を記載したとしても、それが適格請求書等と誤認されるおそれのあるものでなければ、基本的に罰則の適用対象となるものではなく、仕入れの際に負担した消費税相当額を取引価格に上乗せして請求することは適正な転嫁として何ら問題はないこととなる。<sup>2</sup>つまり、適格請求書発行

事業者でない事業者の請求書等において、消費税相当額を価格に上乗せして請求（記載）されることはあり得る。

ただし、消費税額の負担についてはそれぞれ異なることとなるため、一連の取引による状況は次のようになる。



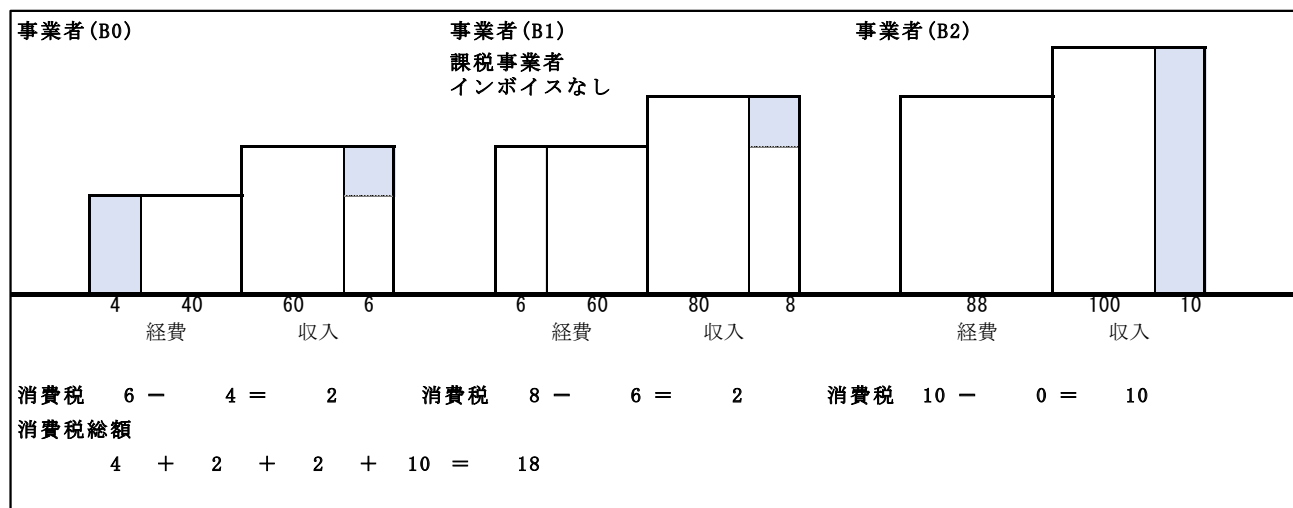
この一連の取引により納税される消費税の総額は、事業者（B 0）が課税仕入で負担した消費税額 4 及び申告納税した 2、事業者（B 1）が申告納税した 2、最終事業者（B 2）が申告納税した 2 の合計 10 となり最終事業者（B 2）の課税売上に対する消費税額と一致する。これは消費税の累積の排除を目的とする仕入税額控除が適正に機能していることを表している。



しかし、一連の取引の過程で免税事業者が関与する場合、免税事業者（B 1）と取引をした事業者（B 2）は仕入税額控除ができないため消費税の申告納税額が 10 となり一連の取引により消費税の総額は 16 となる。これは免税事業者が負担した仕入税額に係る消費税についての累積の控除が行われなかったためである。

さらに、課税事業者であり適格課税事業者として登録されていない事業者との取引がある場合には、下記のようなになる。

<sup>2</sup> 国税庁 HP インボイス制度に関する Q&A 問 26-2



インボイスのない課税事業者を介した場合には、当該事業者（B1）により納税される消費税も加わるため納税総額は18となる。この3つの表においては最終事業者（B2）が消費者に転嫁した消費税が10でいずれの場合も同額でありながら消費税の納税総額が増加しており、仕入税額控除のない事業者（B2）の利益が減少することとなる。当初の利益の獲得のためには納税額が増加した消費税相当額の本体価格への転嫁をしなければならない。

### Ⅲ 課税取引と非課税取引

消費税法第6条においては「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。」と規定されている。消費税は原則として国内におけるすべての取引に対して課税の対象としているが、下記の取引について1から5については取引の性質上課税の対象になじまないものとして、6から13については社会政策的な配慮を理由として消費税を非課税としている。

- 1 土地（土地の上に存する権利を含む）の譲渡及び貸付（一月に満たない貸付の場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く）

土地はその使用又は時間の経過により減価するものではなく、また土地の譲渡に消費税を課税した場合には譲渡が繰り返される都度、消費税の累積が行われることとなり不合理であるためとされている。土地の貸付についても同様の理由からとされる。土地の上に存する権利とは、土地を使用収益することができる権利をいい、地上権、賃借権、地役権、永小作権等が該当するが、鉱業権、土石採集権、温泉利用権等土地そのもの又は空間の利用に係らない権利は除くこととなる。

- 2 有価証券及び有価証券に類するもの、支払手段及び支払手段に類するものの譲渡

有価証券及び支払手段についても同様に消費の対象となるものではなく、これらの売買は単なる資本の移転であり、このような取引の基本的性格等から非課税とされている。なおゴルフ場の会員権については施設利用権であり、役務利用の対価となるため非課税とはならず、預り金部分を含めて課税対象となる。また、船荷証券、倉荷証券、複合運送証券はその証券の譲渡と同時に本体貨物の譲渡が行われ、実態が貨物の譲渡に該当することになり有価証券に含まれないことになる。

支払手段について平成29年に資金決済に関する法律が改正され暗号資産が支払手段として位置づけられたことに伴い、非課税とされる支払手段に暗号資産が追加されることとなった。ただし、支払手段であっても収集品又は販売用として取引されるものについては、課税の対象となる。

- 3 利子に対価とする貸付金その他特定の資産の貸付、信用の保証としての役務の提供、合同運用信託、公社債投資信託又は公社債等運用信託の信託報酬及び保険料を対価とする役務の提供その他これらに類するもの

金融取引については、実質的に貸付金の利子と同質である資金の流れにより得られる利益について非課税とされる。そのため株式又は出資に対する証券投資信託は除かれることとなる。保険についても集められた保険料は保険事故が起きたときに保険金として給付されるという資金の流れにおける役務の提供の対価であり非課税とされる。保証料についても同様である。また、割賦販売及び

4 次に掲げる資産の譲渡  
 (1) 郵便切手類、印紙及び証紙  
 (2) 物品切手等

物品切手等については、いわゆる預り金としての性質を持つものであり、発行者からの譲渡は不課税となり、その後の取引において非課税となる。

5 次に掲げる役務の提供

(1) 国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等

(2) 外国為替業務

行政等から受ける役務の提供については、非課税となる。ただし手数料等の徴収について法令に根拠となる規定があるもののうち特定事務以外のもの及び手数料等の徴収について法令に根拠となる規定がないもののうち一定のもの以外については課税対象となる。

## 7 次に掲げる資産の譲渡等

(2) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等

9 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供

11 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等

## 13 住宅の貸付け

非課税売上のある課税事業者

|     |     |   |    |   |     |   |    |
|-----|-----|---|----|---|-----|---|----|
| 収入  | 100 | + | 5  | = | 105 |   |    |
| 経費  | 80  | + | 8  | = | 88  |   |    |
| 消費税 | 5   | - | 4  | = | 1   |   |    |
| 損益  | 105 | - | 88 | - | 1   | = | 16 |



このように、非課税売上のある事業者について控除対象外消費税が発生した場合には、支出した消費税について最終的に経費処理となるため自身の利益が圧縮されることとなる。従って利益の維持のためには、控除対象外消費税相当額を本体価格に転嫁する必要がある。

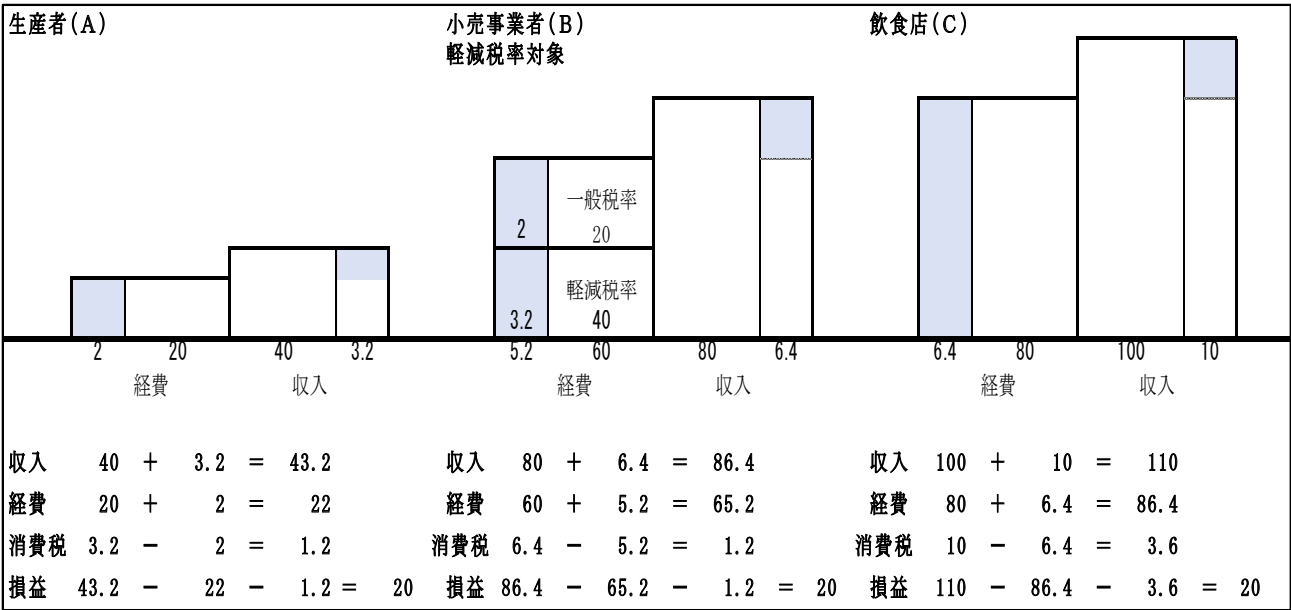
課税売上が五億円以下かつ当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五以上である場合には、非課税売上の取引に対する課税仕入れに係る消費税額であっても、その全額を控除することとなるため、仕入税額に対する消費税額については利益の維持のための価格転嫁の検討の必要がなくなることとなる。また、仕入税額控除について消費税法第30条第4項に規定する一括比例配分方式を選択した場合には、取引の内容にかかわらず控除対象仕入税額を課税売上割合により控除することとなる。つまり、非課税売上に係る仕入税額に対する消費税額については、事業者の課税売上取引の増減により控除仕入税額が変化するため利益にも大きな影響を与えることとなる。エー・ディー・ワークス事件といわれる裁判の争点となった部分について現在消費税法の改正がなされており手続きについての内容は省略するが、これらの取引からわかることは、非課税売上であっても事業者が、適正な利益を獲得するためには、取引にかかる消費税について本体価格に転嫁する必要があることとなる。課税取引であれば、消費税額が表示されるため適正な転嫁が確認でき、事業者も仕入税額控除が行われるが、非課税取引の場合、仕入税額控除ができないため本体価格に転嫁されることでそれまで累積された消費税額の転嫁状況が判断できないことは問題であろう。

#### Ⅳ 軽減税率対象取引と消費税額の影響

日本では令和元年10月1日より軽減税率制度が導入された。対象となる軽減対象課税資産の譲渡は消費税法第2条第1項第9の2号により、又軽減対象課税貨物は同項第11の2号にそれぞれ規定されており税率については地方消費税を含めて8/100の税率となっている。事業者が納税すべき消費税等については、本則税率による消費税額及び軽減税率による消費税額も含まれた金額で算定され、その合計額を申告することとなる。

軽減税率の対象となる飲食料品は消費税法基本通達5-9-1において「人の飲用又は食用以外の用途に供するものとして取引される（略）飲食が可能なものであっても「食品」に該当しない」とあり「人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した食品が、購入者により他の用途に供されたとしても、当該食品の譲渡は、改正法附則第34条第1項第1号に掲げる「飲食料品の譲渡」に該当する」とあることから、購入者の用途ではなく譲渡した事業者の判断によることとなる。適格請求書保存方式の施行により売上事業者と仕入事業者における消費税の取扱いの相違の可能性は減少してきた。

軽減対象課税資産である食料品を取扱う事業者の消費税等の課税関係は下記の図のようになる。





食料品の流通過程を事例として掲げているが、生産者（Ａ）は、種子及び肥料等の課税仕入れについては一般課税の 10% となる一方、課税売上においては軽減税率の 8 % となるため付加価値に対する消費税負担額は減少する傾向がある。小売事業者（Ｂ）においては、購入商品は軽減税率対象の食料品であるが、それ以外の課税仕入れは 10% が課税されることとなり、単一税率の下での事業者の付加価値部分に対する消費税額等の納税額が異なってくるようになる。飲食店（Ｃ）に至っては、課税売上が 10% となり消費税等の納税額が（Ｂ）に比して増加することが考えられる。現在の一般課税の税率（10%）と軽減税率（8 %）のように税率の差が少ない場合は影響が少ないが、今後税率の差異が大きくなってきた際には、生産者等の経費につき一般課税の負担税率で収入が軽減税率適用の事業者である場合には消費税の申告納税（還付）がなされるまで資金繰りに多大な影響を与えることが予想される。

また、一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る）の定期購読契約に基づく譲渡について軽減税率の対象とされるが、新聞という同一の情報提供物に対して定期購読契約のみ軽減税率の対象となり、それ以外の販売については一般課税となることに違和感を抱く。

## V 簡易課税制度

中小事業者の事務負担への配慮から消費税法第 37 条において中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を簡易課税制度として規定している。これは、基準期間における課税売上高が 5 千万円以下である課税期間について、簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期以後の課税期間については、当該事業者の当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 60/100 に相当する金額（第 1 種事業については 90/100、第 2 種事業については 80/100、第 3 種事業については 70/100、第 5 種事業については 50/100、第 6 種事業については 40/100、）と特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の合計額を控除対象仕入税額とする。

簡易課税制度は、消費税法創設時より規定がされていたが、令和 6 年の現在に至るまでに複数回のみなし仕入率の改正が行われており、該当事業区分も変更されている。これは仕入率の割合が、その事業者の実態と整合していないことが原因である。簡易課税の選択には、当該事業年度開始前までに届出書を提出することが規定されているが、判断基準として事業者は、事務負担の軽減の他に課税上の有利不利についても検討しており、この差額分が「益税」としてあるのではないかと懸念がされている。「簡易課税制度については、中小企業者の事務負担への配慮から設けられている措置であり、みなし仕入率は、業種ごとの平均的な仕入率に応じて定められています。一方で、仮に、簡易課税制度全体として、みなし仕入率と実際の仕入率の乖離が大きくなっていくようなこととなれば、いわゆる「益税」が生じているのではないかと見方が強まり得ることには留意が必要です。」<sup>3</sup>との報告にあるとおり、政府税制調査会ではたびたび簡易課税制度について次のように触れている。「中小企業者の多くが納税額の損得を計算した上で適用している実態が認められる。こうしたことから、免税点制度の改正に伴い新たに課税事業者となる者の事務負担に配慮しつつ、簡易課税制度を原則廃止することが適当である。」<sup>4</sup>「簡易課税制度については、納税額の損得を計算した上で適用することが可能となっている状況にあることを踏まえれば、事業者に与える影響も勘案しつつ、廃止を含む思い切った見直しを行うべきである。」<sup>5</sup>

中小事業者の事務負担の軽減を理由として簡易課税制度はこれまで継続されているが、創設時の 2 業種区分から現在においては 6 業種区分となっており、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第 2 種事業にするなどその事業区分の判断においてはむしろ煩雑となっている。一方、IT の進歩によりこれを利用することで事務負担が軽減されてきている現状を考えると、簡易課税制度については廃止とし、一般課税に統一する方が消費税を負担する消費者に対しての公平感を与えること

<sup>3</sup> わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方— 税制調査会 令和 5 年 6 月 30 日 159 頁

<sup>4</sup> 平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて— 税制調査会 平成 14 年 11 月 19 日 10 頁

<sup>5</sup> 「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告 税制調査会専門委員会 平成 22 年 12 月 2 日 17 頁

になると思われる。

## Ⅶ 事業者と消費者

国税庁ホームページにおける「税の学習コーナー」<sup>6</sup>、タックスアンサー「No.6101 消費税のしくみ」<sup>7</sup>及び財務省ホームページにおける「消費税を知ろう」<sup>8</sup>など消費税を間接税として説明している広報が多い。

ゴルフ場利用税では利用者（地方税法第75条）、入湯税では入湯客（同法第701条）のように利用者が納税義務者と規定されており、消費税法における納税義務者は事業者であると規定されている。酒税法（酒税法第4条）又はたばこ税法（たばこ税法第6条）では消費者ではなく製造者又は保税地域から引き取る者を納税義務者と規定しており消費税と同様に感じるが、課税された酒税又はたばこ税は流通、販売の過程において税額の変更がなく消費者に確実に転嫁されていることが予定される。

一方、消費税は生産、流通、販売の各過程において、消費税額の累積額を控除する方法により課税がなされるが、様々な特例規定のため消費税額を適正に反映させて課税がなされていたかは不明であると言わざるを得ない。適格請求書等の発行により、以前より売り手側と買手側の認識における差異の減少が見込まれるが、それ以外についてはこれまで述べてきた問題点が残っている。東京地裁平成元年（ワ）第5194号損害賠償請求事件<sup>9</sup>において国は「事業者が取引の相手方から収受する消費税相当額は、あくまでも当該取引において提供する物品や役務の対価の一部である。この理は、免税事業者や簡易課税制度の適用を受ける事業者についても同様であり、結果的にこれらの事業者が取引の相手方から収受した消費税相当額の一部が手元に残ることとなっても、それは取引の対価の一部であるとの性格が変わるわけではなく、したがって、税の徴収の一過程において税額の一部を横取りすることにはならない。」と主張しており消費税相当額はあくまで対価の一部を構成するものであり、事業者が負担した消費税相当額との差額は取引対価の一部であり、消費者が負担していると認識する消費税相当額とは異なることを国は認識していることになる。また判決では、「消費税の転嫁について、税制改革法11条1項は「適正に転嫁するものとする」と抽象的に述べているだけであり、具体的な転嫁額については事業者の取引上の意思決定に任されている。そして、その対価の決定は、同業者との競争といった取引上の事情や商品内容に関する事情、その他諸般の事情を総合的に判断したうえで決定されるものであることを考慮すると、消費税分の価格への転嫁が、必然的に過剰転嫁を生ぜしめるとはいいがたいし、（略）」と過剰転嫁には否定的に述べているが、「仕入税額控除制度は、事業者が行う仕入れにつき仕入れ先が免税事業者であるか如何を問わず一律に仕入れ額の103分の3を税額控除することを認めているが、免税事業者からの仕入には消費税相当額は上乗せされないから、一部の過剰控除が生じることになる。」と本体価格への消費税相当額の転嫁の見地からの認識については、国との見解の相違が推測される。

このようなことから、消費税は間接税的な性格を持つものの、消費税相当額は取引対価の一部であり、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を控除し申告納税するという実態は、法人税や所得税と同様な所得課税方式に類似するものであり、事業者にとって付加価値部分を原則納税対象とする直接税であるといえよう。

消費税法第63条の規定により事業者は、消費者に対しあらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。いわゆる総額表示の義務があり消費者の多くは消費税として負担している金額をこれにより意識することとなる。しかし、これまでに述べた特例の影響により実際の納税額が消費税額として表示されている金額と異なることを考えると、消費者にとっても消費税が純粋な間接税であるとは言い難い。

<sup>6</sup> [税のしくみ] 税の種類と分類 (<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page02.htm>)

<sup>7</sup> 消費税のしくみ (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6101.htm>)

<sup>8</sup> もっと知りたい税のこと ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei0406/05.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei0406/05.htm))

<sup>9</sup> TAINZ Z176-6480 東京地裁平成元年（ワ）第5194号損害賠償請求事件

## Ⅷ 提言

国では消費税は、消費一般を広く課税対象として、消費額に応じた負担を求める間接税と広報している。しかし取引の複雑化や事業者に対する特例により適正な価格転嫁がなされず、消費者が負担していると考えられる消費税額と国庫に納税されている消費税額についての差異が拡大してくることがあれば、国民が消費税について不公平感や不信感を持つことになりかねない。また、消費税の計算の特例の多くは小規模事業者が適用対象であり事業者の中では経済的弱者となろうが、取引を行う消費者との関係においてはどちらが救済を受けるべき者であるかをお互いに判断するすべがない。消費者が負担していると認識している消費税額が、消費税法の特例により国庫に納税されていないのなら、実質的には消費者から事業者に対しての給付がなされることと同様であり、格差の是正として所得の再分配を行うはずの税金が適正に機能していないこととなりかねない。

消費者と事業者、又は事業者間において消費税についての公平を実現するためには、下記に掲げる消費税法の改正を提言したい。

### (1) 小規模事業者の納税義務の免除を廃止する。

すべての事業者が納税義務を負うことで、消費税について価格転嫁の確認ができるとともに、累積された消費税が申告段階で確実に控除され、課税売上げに係る消費税額相当額の納税が適正に行われることになり事業者間の公平性が保たれることとなる。

### (2) 非課税取引を廃止し、消費税の課税対象取引とし、仕入税額はすべて控除対象とする。

事業者の消費税額の適正な価格転嫁を明らかにするとともに、仕入税額控除の調整手続きを廃止することで、申告すべき消費税額の計算を簡便にする。また、控除対象外となる仕入税額を無くしすべて仕入税額控除とすることで、累積していた消費税額について控除対象外であるため本体価格に含めて取引の価格を決定していた事項が、不要となる。また仕入税額控除を増加させるために課税売上割合を増加させる節税手法が無意味となり事業者の適正な取引が推進されることとなる。

非課税取引には、社会政策的な配慮から規定されたものがあり、医療保障制度による医療費若しくは介護保険法の規定による介護サービス費等その金額が公的に定められているもの、又は身体障害者の使用する物品若しくは学校教育に係る教育費用等があるが、国からの助成制度を消費税相当額拡充することで対応が可能である。

土地の取引はその貸借も含め、減価せず消費になじまない理由で非課税取引とされているが、現実的にはその土地に対して造成等整備を行い建物建設による一体利用している状況においては、事業としての十分な利用がなされていることを鑑み消費税の課税対象とすべきである。また、高額な土地に消費税を課税することで、富裕層の消費税負担額が増加し税負担の公平性が保たれると言える。なお、令和6年度第50回日税連公開研究討論会において沖縄税理士会の発表で、「ニュージーランドのGST（付加価値税）は、土地の取引が課税対象」であることが報告されており土地取引について消費税を課税している国があることがわかる。

### (3) 軽減税率を廃止し単一税率とする。

消費税の税率を単一税率にすることにより、軽減対象品の判断基準のあいまいさや区分処理の煩わしさがなくなる。また、低所得者に対する配慮から軽減税率が導入されたが本来の目的を外れ特定産業に対する政策的配慮としての指定になる危険性を含む制度は廃止すべきである。消費税を単一税率とすることにより複数税率による消費税の正確な判断のための適格請求書等の発行の必要がなくなり事業者の事務負担の軽減が図れる。

### (4) 簡易課税制度を廃止する。

現在においても事業区分を6つに区分しているが、新しい産業形態が生まれている現代においては、今後もみなし仕入率との乖離がますます進むことが推測され、納税負担の不公平感がますます拡大していく危険性があり、事業区分の判断等もはや簡便な計算方法であると言えない制度については速やかに廃止すべきである。

## Ⅸ おわりに

上記の提言に従って消費税法が改正された場合、申告納税額の計算が簡便となるとともに、事業者間の取引における消費税についての不公平感の是正が想定される。ただし、消費税課税義務免除の廃止に

より新たに課税事業者となる事業者が以前どおりの利益水準を維持するためには、消費税額の負担増を転嫁するため、総額での価格改定が予想される。また、非課税取引を廃止することで当該取引については消費税が課税されることになる。課税取引となることで、支出累積した消費税は仕入税額控除対象となり、本体価格への転嫁の必要がなくなるが消費税額としての総額に含まれることとなる。

事業者にとっては適正な価格転嫁であっても消費者にとっては支出が増加することになり、経済的弱者に至っては生活の困窮原因となりかねない。このような事態に対応するために事業者ではなく消費者に対する給付制度を同時に創設すべきである。その対応として別章で述べている近藤研究員による給付付き税額控除及び江本研究員によるベーシックインカム論文を参考にしていきたい。「成熟国家における公平な税制」を考えた場合、高所得者により多くの負担を求める必要が出てくるが、消費者の自主報告を受けていない事業者は取引の相手先の経済状況を把握することができない。であるなら消費者が等しく負担した消費税を確実に納税し、国家が集めた税金を低所得者に分配する方法の検討が消費税という税目には適している。消費税のみで公平な税制を維持することは困難であり、だからこそ様々な税目が存在することとなる。

広く消費一般を課税対象とする消費税においては、垂直的な公平性は求めるべきではなく、水平的な公平性のために存在し「公平・中立・簡素」の租税原則に従った制度を目指すべきであろう。

#### 〈参考文献〉

金子宏「租税法第二十四版」(弘文堂)

森信茂樹「日本の消費税社会保障・税一体改革の経緯と重要資料」(中央経済社)

木村剛志「消費税実例回答集」(税務研究会出版)

岩崎健久「消費税「増税」の政治過程」(中央経済社)

岩崎健久「消費税をめぐる政治過程」(中央経済社)

富岡幸雄「検証消費税課税論」(中央経済社)

佐藤英明 西山由美「スタンダード消費税法」(弘文堂)

木村剛志 大島隆夫「消費税の考え方・読み方」(税務経理協会)

沖縄税理士会「消費税の未来への提言～EUのVAT、ニュージーランドGST、消費税の比較を通じて～」

(令和6年度第50回日税連公開研究討論会)



## 第三部 相 続 税





## 公平性を担保する相続税のあり方 ～相続税の課税方式の変更も見据えて～

鍵田貴之（松本支部）

### 【要 旨】

相続税の課税方式には大きく2つの類型が存在する。「遺産課税方式」は被相続人が残した遺産に対して課税が行われる方式である。「遺産取得課税方式」は各相続人が取得した遺産に基づいて課税される方式である。これらの課税方式と現行の法定相続分課税方式について長所と短所を分析し、公平性の観点から問題点を指摘し、改善策を検討する。

相続税の公平性は「垂直的な公平性」と「水平的な公平性」の2つの軸で評価する。垂直的な公平性は、相続した財産が多い者に対してより高い税率を適用するという累進性に基づく概念であり、担税力に応じた公平な課税を目指すものである。しかし、現行の法定相続分課税方式では、共同相続人間において取得財産額にかかわらず同一の税率が適用されるため、より多くの財産を取得した者が必ずしも高い税負担を負うわけではない。このため、垂直的な公平性が十分に担保されていないという問題が生じている。

一方で、水平的な公平性とは、同額の財産を取得した者には等しい税負担が求められるべきという考え方である。法定相続分課税方式では、他の相続人の相続財産額に影響を受けるため、同じ遺産額を取得したにもかかわらず、異なる相続税が課される状況が生まれており、水平的な公平性が欠いていると考える。水平的な公正性が担保されることは相続税制の長期的な持続可能性を考える上で特に重要である。

また本論文では、相続に対する社会的意識の変化や歴史的背景も考察した。明治時代の家督相続から現代まで、相続に対する国民の考え方は大きく変化しており、相続税の公平性の考え方も変化している。相続税創設時の目的は戦費調達とされており、富の再配分や公平性などは議題の中心ではなかった。相続税の変遷を追いつつ現代に目を向けると家単位よりも個人単位での相続が重視される傾向がある。現代の背景において公正性を担保できるのは、個人単位で課税される「純粋な遺産取得課税方式」である。

純粋な遺産取得課税方式の導入は、平成20年度税制改正大綱で検討が明記され一度本格化したことが実現されることなく現在に至る。しかし令和5年度の贈与税の税制改正の議論の中でも、遺産取得課税方式への移行の検討を促す声は上がっており、移行の意義が失われたものではない。移行にあたり、未分割申告や仮装分割を防止するための対策等の実務上の課題を検討する。

また純粋な遺産取得課税方式が導入されれば、贈与税と相続税を一体化した「一生累積課税」制度の基盤になると考えられる。一生累積課税は、生涯にわたる贈与情報の管理が必要といった課題があるが、資産移転の中立性や租税回避行為の防止の観点からは最も望ましい課税方式であると考えられる。純粋な遺産取得課税方式によれば納税者本人が受けた財産の把握のみで課税が完結するために、法定相続分課税方式と比較して、一生累積課税への移行の実現可能性が高まる。

以上の観点から税負担の公平性を確保するために純粋な遺産取得課税方式の採用が望ましく、さらに長期的な展望としては純粋な遺産取得課税方式を土台とした一生累積課税方式への移行が目指し、議論を深めるべきである。

## I はじめに ～本論文の目的～

我が国の相続税は、明治 38 年に日露戦争の戦費支払いのために制定され、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税される形で導入された。相続税制定当初の課税方式は被相続人の生存中に蓄積した富に対して課税する、いわゆる遺産課税方式である。その後、昭和 25 年のシャープ勧告を受けて、相続によって財産を取得した個人に納税義務を課す遺産取得課税方式へと改正された。昭和 33 年に遺産取得課税方式の一種である法定相続分課税方式となり、そこから 60 年以上経過する現在においても課税方式に変更はない。

ただ絶えず相続税の課税方式に関する議論は行われている。令和 4 年の「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」をめぐる議論の中でも、まずは課税方式を法定相続分課税方式ではなく、遺産取得課税方式に移行していくことが本来の姿であり、特に公平性の観点からいえば遺産取得課税方式のほうが望ましいとの意見がある<sup>1</sup>。この公平性に関する議論こそが、本論文が提起する法定相続分課税方式の問題点に繋がる。1 つ問題提起のための簡単な例として預金 1000 万円を相続した場合を考える。ある人は相続した遺産が預金 1000 万円のみであり、相続税は無税で相続することができた。またある人は、他の相続人が多額の財産を相続していたことによって、預金 1000 万円の相続に対して多額の相続税が課されることとなる。相続人個々の観点からすれば同じ 1000 万円の相続に対して全く異なる税額が課されているわけである。他の相続人が多額の財産を相続したとしても、それで相続税が大幅に変わるとなれば、相続人間における水平的公平性は保たれていないのではないだろうか。

昭和の時代の「家」の考え方と令和の時代の「家」の考え方が変わっていることは言うまでもないが、時代とともに公平な税制の定義も変わっていくべきことも異論はないであろう。

本論文ではまず相続制度及び相続意識の変遷を追うことで、各時代での公平性の定義を確認し考察を加える。また相続税の課税方式について、公平性の観点から望ましい課税方式について検討し問題点を指摘することで更なる改善を模索する。

## II 相続に対する意識の変化

### 1 相続制度と相続意識の変遷

相続税を論じる上では、我が国の歴史における相続税法制定以前からの相続に関連する制度及び時代ごとの相続に対する意識の変遷を追う必要があり、制度の前提はその時代における制度と社会的背景が遅滞なく一致することと考える。本章では明治 38 年の相続税法制定以前からの我が国における相続についての背景及び相続制度の変遷を確認する。

### 2 明治民法以降の相続制度と相続意識

#### (1) 旧明治民法

相続税法制定前の大きな流れは、まず明治 23 年公布のフランス法の影響を受けた旧明治民法（ボアソナード法典ともよばれる）であり、つぎに明治 31 年施行のいわゆる明治民法である。

明治 23 年の旧明治民法はフランス民法典の影響を強く受けている。その理念として、中川淳（2004）は「第一のボアソナード民法は、全体としてフランス法の影響を受けたもので、基本的な理念として自由・平等の思想にもとづいていたのであるが、とくにその家族法の部分にたいして批判が集まった。その主な理由は、当時の日本の国体すなわち天皇制国家の考え方と相い容れないということ<sup>2</sup>」としている。自由・平等とは謳っているものの現代における平等や本論文の公正の定義とは程遠いと考えられる。

フランス法典の影響を受けるものではあるが、自由・平等の中にも当時の我が国における戸籍法にお

<sup>1</sup> 令和 4 年 10 月 5 日 相続税・贈与税に関する専門家会合（第 1 回）議事録 10 頁  
「相続人の遺産取得の実態を税務当局がちゃんと把握できるようになるとすれば、法定相続分課税方式ではなくて、遺産取得課税方式に移行していくのが本来の姿だろうと思います。公平性の観点からしても、遺産取得課税方式と比べて法定相続分課税方式の方が公平だという見方は恐らくないのではないかと思います。」  
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4sozoku-zoyoukaigiji.pdf> (2025.4.14)

<sup>2</sup> 中川淳「日本家族法の歩んだ道 - 敗戦後の立法を中心に -」立命館法學 / 立命館大学法学会編 227 頁（2004）  
<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/03-6/nakagawa.pdf> (2025.5.29)

ける戸主としての役割を尊重した法制度になっていたと感じる。

この旧明治民法であるが、明治 23 年公布されたものの民法典論争の結果として、施行されずに終わっている。

## (2) 明治民法

明治 31 年に施行された明治民法の基本的な理念は旧明治民法とは異なり、「明治民法の家族法については、自由・平等の思想にもとづくものではなく、封建的家父長的家族制度、すなわち、家の制度を基本理念とした。<sup>3)</sup>」とされ、施行されなかった旧明治民法より、さらに自由・平等の思想から遠ざかっていた。

明治民法は、「家制度」を中心に相続に関する規律が編成されており、戸主は家の統率者としての身分をもち家族の扶養義務を負う一方で「家族が婚姻又は養子縁組を為すには戸主の同意を得ることを要す」(明治民法 750 条 1 項)と旧明治民法と同様の規定を含む。さらに「家族が前項の規定に違反して婚姻又は養子縁組を為したときは戸主は其婚姻又は養子縁組の日より 1 年以内に離籍を為し(以下略)」(明治民法 750 条 2 項)とし、違反した際には戸籍から排除し扶養義務から外すことが出来る等、制裁的な性格を強めている。

## (3) 相続税法の制定時における意識的背景と公平性

相続税法の制定時における家を考えると現代とは異なる厳格な家としての意識があることが窺える。法律によって生まれながらに相続順位は確定しており、被相続人がどの相続人に財産を遺したい等といった意思はそこには全く介在しないのである。もちろん遺産分割協議での争い等は存在し得ない。

旧明治民法でボアソナードが掲げた自由・平等といった理念が、当時の日本に受け入れなかったことから、公平性といった論点は深く議論されるどころか積極的に避けられていたように感じる。その背景を持ちつつ明治 38 年に相続税法が施行されることになる。おおよそ本論文における公正の趣旨とは異なる時代背景であったことが分かる。

## (4) 昭和 22 年改正

明治民法施行以来、次の民法の転機は昭和 22 年改正である。我が国の敗戦、日本国憲法の制定に伴い法制度全般的な改正が必要とされた。

日本国憲法ではすべての国民は法の下に平等であるとされ、民法においても大幅な改正が行われた。家督相続制度は廃止され、配偶者の相続権が確立された。家の概念はここで大きな転換点を迎える。もっとも憲法に抵触しない規定については、明治民法の規定が承継された部分も多かった。

家督相続廃止に伴い相続分が制定され、配偶者は常に相続権を持つことになり、法定相続から遺産分割による任意相続が可能になるといった点でも大きな転機となる。

ただし相続権が制度上認められたとはいえ、各相続人が自身の持分を主張できるようになったかといえば難しいのではないだろうか。おそらく相続に対する意識は急激に転換出来るものではなく、世代を追うごとに徐々に変化するものである。

## (5) 昭和 22 年以降現在までの改正

上記昭和 22 年改正は日本国憲法制定の理由によるものであり、十分な検討期間を設けられたものではなく、改正案採択後の衆議院司法委員会においても「本法は、可及的速かに、将来において更に改正する必要があることを認める。<sup>4)</sup>」との附帯決議がなされていたものである。そこから昭和 55 年配偶者の法定相続分の引き上げ、寄与分制度の新設と数多の改正はあるものの現在の相続制度の基礎は昭和 22 年で完成されている。戦後の昭和の時代から平成を経て令和の時代と変わってきたが、制度は固定的であるといえよう。

## 3 現代における意識

現代において 3 世代同居は年々減少しており、親と子世代のみの核家族が一般的となっている。戸主が家族全員を扶養するといった意識はだいぶ薄れつつある。戸籍は婚姻とともに新しい戸籍が編成され、同時に実家を離れることが増えている。

<sup>3)</sup> 中川・前掲注(2) 227 頁

<sup>4)</sup> 昭和 22 年 12 月 12 日発行 第一回国会衆議院司法委員会議事録第 50 号 439 頁

男女格差について共働き世帯の推移から考察する。統計<sup>5</sup>が開始された昭和 55 年では専業主婦世帯 1,114 万世帯、共働き世帯 614 万世帯となっている。統計データはないが世帯推移から推察するに昭和 55 年よりも前は、妻が働きにでることは更に少ない時代であったかと思う。

令和 6 年の統計では、専業主婦世帯が 508 万世帯、共働き世帯が 1,300 万世帯とその割合は逆転している。妻が働きにでることが女性の地位向上と等しいかという議論の余地があるが、昭和の民法改正からは制度だけでなく、実態としても男女の格差は徐々にではあるが縮まりつつある。

税理士として遺産分割に立ち会う中での実感を述べると現代でも長男に財産が偏る傾向は多くみられる。中でも事業を承継する場合や土地を多く所有する場合にはなおさら顕著にその傾向がでる。事業主の立場を長男が引き継ぐ場合が多く、具体的な財産としては法人であれば株式、個人事業であれば事業用資産や不動産となり、いずれも分割が困難なものである。事業に関連する場合には長男に遺産の大部分が集中することになったとしても相続格差がある程度許容されている。

逆に相続財産の多くを現預金が占める場合には、相続分に従って分ける等、嫡出順や男女差の違いによる差を付けない傾向があるように感じる。事業や不動産といった自身の後世まで引き継ぎたいものに関しては、その維持のために一定の相続人に財産を集中する必要がある。一方現預金といった財産については、後世に代々残すといった性質の財産とは認識されておらず、それであれば相続人に平等に分けるといった考えが主流に感じる。

事業用資産や不動産については、一定の税額軽減措置が存在するが、これもまた時代背景に合った改正が必要であろう。相続税の課税方式を検討する際にも財産毎の性質の違いによってメリットデメリットが生ずるために検討を加える必要がある。

### Ⅲ 我が国における相続税法の沿革

#### 1 これまでの課税方式の全体像

相続税施行からの課税方式の流れをまとめると下記表のとおりである。

| 時期            | 課税方式                    | 時代背景            |
|---------------|-------------------------|-----------------|
| 明治 38 年から     | 遺産課税方式                  | 家督相続が中心の時代      |
| 昭和 22 年から     | 遺産課税方式                  | 民法改正<br>家督相続の廃止 |
| 昭和 25 年から     | 遺産取得課税方式<br>(一生累積課税)    | シャープ勧告          |
| 昭和 28 年から     | 遺産取得課税方式                |                 |
| 昭和 33 年から現在まで | 遺産取得課税方式<br>(法定相続分課税方式) |                 |

#### 2 各時期の主要な改正

##### (1) 明治 38 年から

日露戦争の戦費支払のために「相続税法（明治 38 年法律第 10 号）」として施行されており、当時の課税は遺産課税方式に分類とされる。当時遺産課税方式や遺産取得課税方式といった考え方は明確に区分されていないが遺産課税方式とされる根拠は第 8 条に求められる。「相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ其ノ各区分ニ対シ相続人ノ種類ニ従ヒ通次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス」と定められており、被相続人の財産全体に対して税率が乗じられる課税体系となっており、遺産課税方式の考えとなる。

基礎控除額は基本的に家督相続を優遇するよう設定されている。税率は当時から累進税率が適用されており、被相続人と相続人の血縁関係の親疎に従い税率が定められている。最低税率で確認すると家督

<sup>5</sup> 昭和 55 年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、令和 6 年は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」  
ここでいう「専業主婦世帯」は、昭和 55 年は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。令和 6 年は夫が非農林業雇用者で妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。

相続の場合、子や孫等の直系卑属は1.2%、両親等の直系尊属は1.5%である。遺産相続の場合は、直系卑属は1.5%、配偶者や直系尊属は1.7%である。ここでも家督相続が優遇されていることが分かる。

相続税の在り方を論じる上では、相続税法の成立過程や立法趣旨を掘り下げたいところである。しかし、税務大学校の史料集によれば「相続税法の成立過程を検討しようとするとき、所得税法や営業税法のような立案関連史料がほとんど無いことに気づかされる。(中略)大蔵省の閣議提出案以外に、大蔵省部内で検討された創設期の草案等は発見されていない<sup>6)</sup>」といった現状である。よって立法趣旨から相続税のあるべき姿を論じることは困難が伴う。しかし主な立法目的が戦費調達であることは疑いなく、本論文における公平性といった考え方が議題の中心にあがる状況ではなかったであろう。

この時代における公平な税制について考察を加える。家督相続といった大きな背景があり、遺産を分割するといった手順を踏まない時代である。財産の承継者及びその順位が既に確定している前提であれば、遺産課税方式が最も適当であり最も公平はないだろうか。意思が介在しないのであれば、相続人間での分割争いも生じないため、遺産取得課税方式のように誰がどの程度の財産を取得した等と複雑な計算をする必要はない。この時代に求められる相続税法の在り方は財産を正確に把握し、簡便に計算することであるはずだ。誰が計算しても同様の税額が計算できる、それこそがこの時代における公平な税制であったのではないだろうか。

## (2) 昭和22年から

昭和22年は日本国憲法の制定に伴い法制度の全般的な改正が必要とされた時期である。菊地紀之(2005)は「改正の要点は①民法の改正に対応して家督相続と遺産相続の課税区分を廃止したこと、②贈与者の一生を通じた贈与財産の累積額に対して課税するという贈与税を創設したこと、③賦課課税方式を廃止して申告納税制度を採用したこと<sup>7)</sup>」とまとめている。

被相続人の財産全体に対し累進税率を乗じる点では遺産課税方式と分類できる。一方で相続税法第22条にて「2人以上の納税義務者について適用すべき税率の種類を異にするときは、課税価格についてその者に適用すべき種類の税率を適用して各別に算出(以下略)」とあるように、各相続人の性質にも着目している。また各納税義務者の納付すべき税額はその者の受ける利益の価額により按分とされており、この点では遺産取得課税方式と通ずる考え方がある。

昭和22年改正はGHQから日本政府に発せられた勸告(シャベル勸告<sup>8)</sup>)に基づくとされる。その勸告内容に本論文のテーマである公平性を担保するための富の集中に関する考え方が登場する。菊地紀之(2005)は「現在の我が国における相続税の課税根拠の一つとされている「富の再配分」機能が、この時に初めて立法者側(正確に言うとGHQですが)から課税の根拠として示されたと言ってよいかわかります。<sup>9)</sup>」としている。しかし日本の当時の実情に即さない部分に関して相当な修正が加えられ、シャベル勸告が求める富の集中の排除は完全な形では実施されなかった。ただし、このシャベル勸告を起点に税収確保のみでなく国民間の公平性に着目した考え方が議論され始めていることは、大きな変化だと考えられる。

## (3) 昭和25年から

昭和25年の相続税法全文改正により、我が国では従来の遺産課税方式ではなく遺産取得課税方式が採用される形となる。その根拠は規定から確認することができ、納税義務者は「相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有する者」(相続税法1条第1号)及び「相続、遺贈又は贈与に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しない者」(同第2号)と明記された。また相続税法第18条において「納税義務者のその年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、逡次に各

<sup>6)</sup> 税務大学校租税史料集第7巻 相続税関係史料集～導入から昭和二十一年まで～解題  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/07sozoku/kaidai.htm> (2025.4.15)

<sup>7)</sup> 菊地紀之「相続税100年の軌跡」40頁(税大ジャーナル1, 2005.4)  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/01/pdf/03.pdf> (2025.5.29)

<sup>8)</sup> 正式には昭和21年に行われた「日本の相続税及び贈与税に関する原則と勸告」である。  
当時GHQの租税担当者ヘンリー・シャベル氏を中心に編成された。

<sup>9)</sup> 菊地・前掲注(7) 41頁

税率を適用して算出<sup>10)</sup>とされている通り、遺産取得者に対する累進課税とされていることから明確に遺産取得課税方式と分類することができる。

この改正はシャープ勧告の指摘に基づくものであり、一生累積課税制度がとられた。つまり相続、遺贈又は贈与により財産を取得した者が、その生涯で無償取得した財産を累積して課税するものである。生前の資産移転についても累積して課税することで、資産移転の時期に税額が左右されないといった長所がある。

シャープ勧告をめぐるこれまでの考察をみるに、公平性の議論が多く取り上げられている。シャープ博士の談話では相続税は歳入の主たる財源にはなり得ないと述べている。この点、菊地紀之（2005）は「シャープ勧告においては、相続税については、財源としての意味よりも課税の公平、特に占領下の日本においては富の集中排除というところに重きを置いていることを示している。<sup>11)</sup>」との考えを述べている。また神川和久（2008）はシャープ勧告について「シャープ勧告の目的は、経済の安定に資する恒久的な税制の確立であり、安定した恒久的な税制のためには公平であることが不可欠な要素であると考えた。このため、シャープ勧告は、飽くことなき公正な課税の追及をその大きな特徴とすることとなった。<sup>12)</sup>」と評価している。

またシャープ博士が掲げる公平性とは、同じ状況にあるものを平等に取り扱うことが公平又は公正として一般に受け入れられるとしており、水平的な公平性に重きをおいていたとされる<sup>13)</sup>。

#### （４）昭和 28 年から

昭和 25 年のシャープ勧告による一生累積課税は、資産移転の時期に税額が左右されない点で各相続人間においては公平性があるものであった。しかし当時の税務執行の能力からすれば非常に困難な税制であったことは想像に難くない。出生からの資産移転を愚直に集計できた者に関しては多額の税額が課され、資産移転が把握できない者に関しては課税漏れが生じるのであれば、これ以上の不公平はないであろう。

以上のことから昭和 28 年に早くも一生涯を通じた累積課税方式は改められ、遺産取得課税方式を維持しつつ相続税課税と贈与税課税の二本立ての税制となる。このことにより贈与税課税については、独自に納税義務者、課税財産の範囲及び税額の算出方法が定められることとなる。

#### （５）昭和 33 年から現在まで

課税方式としては昭和 33 年に法定相続分課税方式に改められ、今日まで同様の方式がとられている。制度設計当時の昭和 32 年答申では下記の通り、改正前の問題点が挙げられている<sup>14)</sup>。

- ①遺産の分割相続の観念が弱く、また、分割相続が行われる場合においても相続後相当の期間経過後に行われる場合が多い。
- ②遺産を分割しても未分割として申告し、（中略）仮装して申告が行われている。
- ③遺産分割の状態を適確に調査することは、税務の現状においては、きわめて困難。

昭和 32 年の答申における改正方針では安定した相続税制度の確立を目的として「適正な執行が困難視されるようなものはさけるべきであり、むしろ理論的にある程度不満とする点があっても、税制の上

<sup>10)</sup> 相続税法（昭和 25 年法律 73 号）第 18 条では「納税義務者のその年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、通次に各税率を適用して算出した金額から、その者の前年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、通次に各税率を適用して算出した金額を控除した差額により、課する。」とされており、相続税と贈与税を一体化した生涯累積課税を前提としていることが分かる。

<sup>11)</sup> 菊地・前掲注（7） p42

<sup>12)</sup> 神川和久「シャープ勧告の再考」101 頁（税大ジャーナル 9,2008.10）

[https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/09/pdf/09\\_05.pdf](https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/09/pdf/09_05.pdf)（2025.5.29）

<sup>13)</sup> 金子宏ほか「カール・シャープ博士を囲んで」税研 vol4-23（1989）52 頁シャープ発言「金持ちは貧乏人より税金を多く支払うべきです。しかしどれだけ多く払えばよいのか。これについては、非常にあいまいなわけです。私は水平的公平のほうにより興味があります。たとえば納税者が他の納税者を見て独り言を言います。「あの人は税金をほとんど払っていない。いや、全く払っていないようだ。私はあの人と同じ立場であるのに税金を多く納めている。これは不公平だ。」さて私がこのことを重要視するのは、もし多くの人がこのような気持ちになったら、税制が徐々に崩壊していくと確信しているからです。」

<sup>14)</sup> 昭和 32 年 12 月 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申 12 頁

においても、また、執行の上においても公正な負担が実現できるようなものが望ましい。<sup>15)</sup>とした。公平な税制のみに着目するのであれば、そもそも法定相続分により取得したとする仮定を置く時点で間違いである。実態と仮定の乖離に対し何らかの形で不満が生じる。その点について、ある程度不満とする点があっても、と前置きした上で改正当時の現状に合わせた制度構築を目指していたことが分かる。

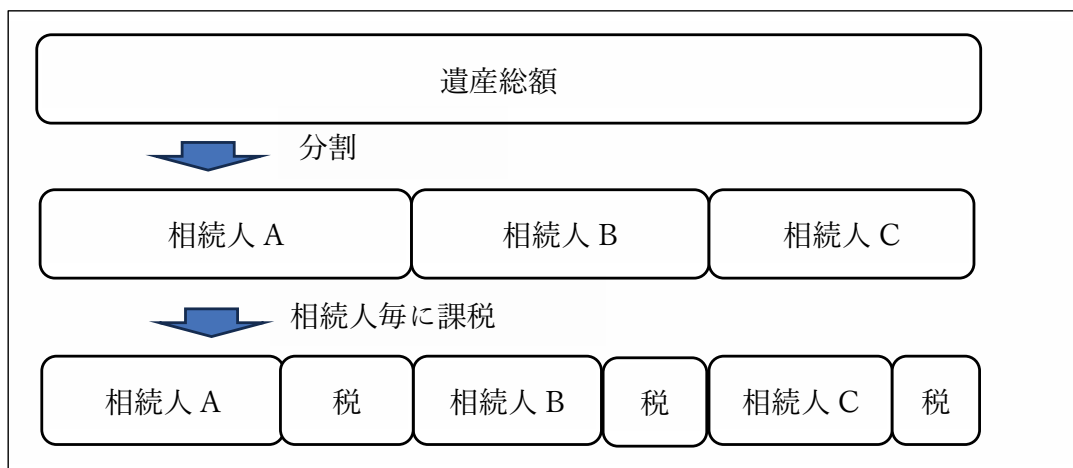
#### Ⅳ 各課税方式の公平性の考察

##### 1 類型の相違点の整理

相続税の類型には大きく「遺産課税方式」と「遺産取得課税方式」の2種類に分けられる。現状遺産課税方式を採用している国は英米系の国々であり、被相続人の死亡に伴いその生存中の富に課税するものである。一方、遺産取得課税方式を採用しているのはドイツ、フランス等とヨーロッパ諸国が多い。我が国では、遺産取得課税方式を採用しているが、純粋な遺産取得課税方式の体系を修正している<sup>16)</sup>ため、かならずしも2類型にどちらかに明確に分かれるものではないことを申し添える。本章では修正された遺産取得課税方式、つまり現行の課税方式を「法定相続分課税方式」として区分する。各類型ともに長所短所があり、また採用する国の社会的な背景から適合する方式にも違いが出るはずである。その相違点について整理しつつ制度への理解を深める。議論の明確にするために各課税方式について簡単に図示し、長所・短所を確認する<sup>17)</sup>。

##### 2 遺産取得課税方式（遺産取得体系）

###### (1) 遺産取得課税方式の図示



###### (2) 遺産取得課税方式<sup>18)</sup>の長所

- ①財産取得者の個人的担税力を測定して合理的な課税をすることができ、公平な租税負担を期することができること。
- ②相続税の課税目的の一つに、富の集中の抑制を図ることがあげられるが、遺産取得体系は、最もその目的に適合していること。
- ③長子単独相続の制度が廃止され、平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致すること。

###### (3) 遺産取得課税方式の短所

- ①財産相続の現状から遺産分割の実情を適確に調査することが困難であるため、また、負担の軽減を

<sup>15)</sup> 前掲注(14) 3頁

<sup>16)</sup> 金子宏『租税法』691頁(弘文堂, 第二十四版, 2021)

<sup>17)</sup> 遺産取得課税方式、遺産課税方式の長所・短所の箇条書きは昭和32年12月相続税制度改正に関する税制特別調査会答申17～19頁による。

<sup>18)</sup> 本論文での遺産取得課税方式は昭和32年答申における遺産取得体系と同意義。同じく遺産課税方式と遺産税体系は同意義である。

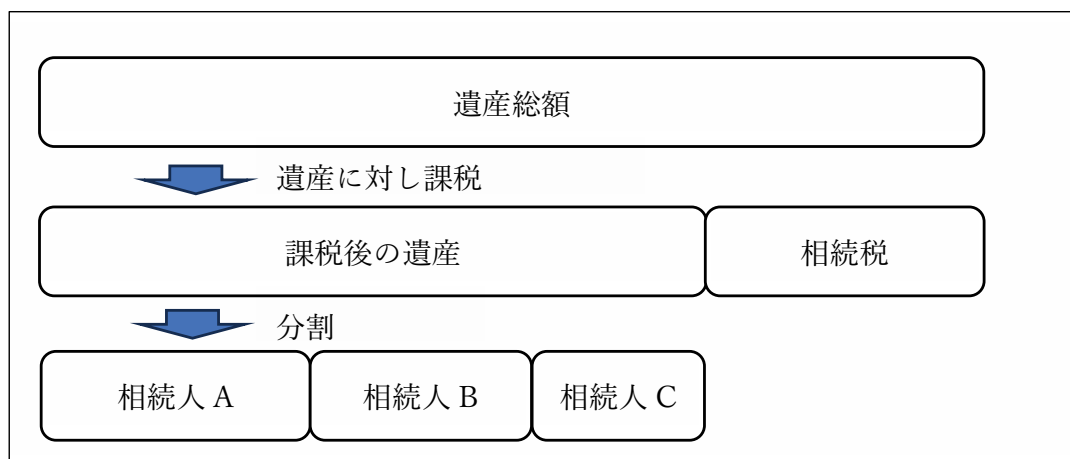


図るため現実と異なった分割を仮装した申告が行われる弊風が生ずる場合がある。このような場合には、適正な負担を実現できないばかりでなく税務に対する信頼を失い、納税思想の悪化を来たす等の弊害を伴うこと。

②適正な税務の執行が困難であること。

### 3 遺産課税方式（遺産税体系）

#### （1）遺産課税方式の図示



#### （2）遺産課税方式の長所

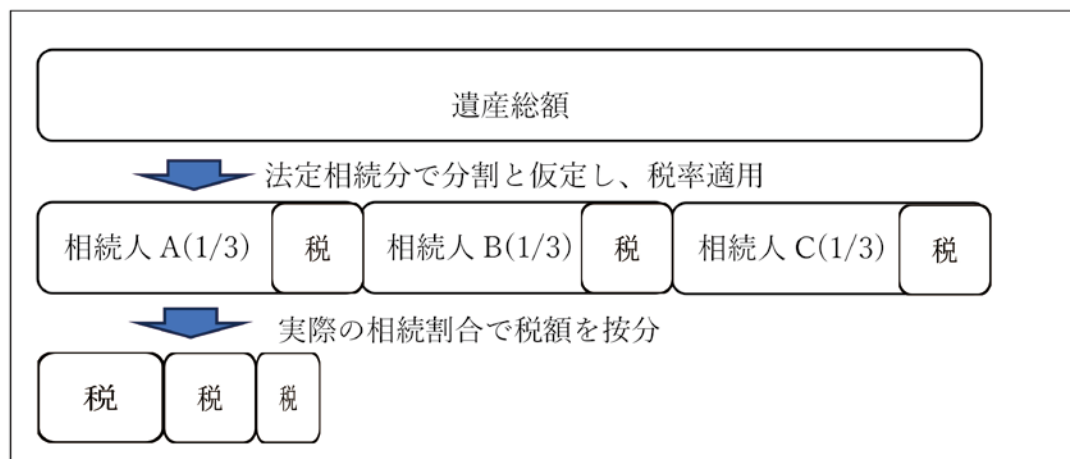
- ①相続に際して何らかの課税を行うことの狙いの1つには、その者の一生を通じて租税負担を精算するということもあり、遺産税体系の方がよりその目的に適合すること
- ②遺産税体系によるときは、遺産取得税体系による場合にみられるような現実と異なる遺産分割を仮装し、負担の軽減を図る申告は行われず、負担の不公平や納税思想に対する悪影響は見られないこと。
- ③税務執行が容易であること。

#### （3）遺産課税方式の短所

遺産税体系は、さきに述べた遺産取得税体系にみられるような三つの長所を実現することができないという短所があげられる。

### 4 法定相続分課税方式

#### （1）法定相続分課税方式の図示



## (2) 法定相続分課税方式の長所

- ①遺産分割により相続税の総額が変わらず税務執行が容易。
- ②遺産取得課税方式と遺産取得課税方式の長所を取り入れている。

## (3) 法定相続分課税方式の短所<sup>19</sup>

- ①他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。
- ②一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する。
- ③居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される。

## 5 昭和 32 年答申での結論を現代と比較して

昭和 32 年答申の相続税の負担の記述に水平的な公平性に関する部分があり、この点に関して確認する。

「相続税の負担は、相続税の総額が遺産額と法定相続人の数とにより決定される方式をとる結果、同額の遺産であっても、共同相続人の数が多い場合の負担は、相続人が単独又は少ない場合の負担に比して軽減されることとなるが、相続税の負担は、遺産を相続しない法定相続人が遺産を相続した者に依存することがあること等を考えあわせれば、法定相続人の多い場合には少ない場合に比してある程度軽減されることが合理的であるといえるのである。<sup>20</sup>」

この水平的な公平性の前提にあるのは、他の共同相続人が相続で多額の財産を受けていれば依存することができ、財産的に頼ることができるということである。確かに昭和 32 年時点ではまだ遺産分割の慣習が定着していないといった時代背景があり、また家督相続の考え方の名残もあるだろう。だとすれば他の共同相続人、例えば長男に依存する選択肢が十分に考え得ることから、税負担にある程度の差をつける理由としては成立するであろう。しかし現代においては、共同相続人が親子関係であれば依存することは考え得るが、それ以外の兄弟姉妹その他の親族関係となれば、依存することは考えづらい。他の共同相続人が取得した財産の多寡に関わらず、各相続人の相続した財産にのみ立脚する純粋な遺産取得課税方式のほうが現代の時代背景には適合するのではないだろうか。

## 6 考察

### (1) 現行方式の問題点

上記 4 (3) に記載した短所について、実務上の面から実際にどのような問題点があるのか再度確認する。

まず短所①の被相続人のすべての財産の把握が必要となる点についてである。共同相続人間で争いがない場合には、特段の問題はないと考えられる。むしろ後々問題が発生しづらい遺産分割のためには、相続人間で財産一覧が明らかとなった状態での分割協議が望ましい。この短所が問題となりうる状況としては、相続人間で争いがあり一定の相続人が被相続人の財産債務及びその資料を占有する場合と考えられる。実務の現場でこういったケースに遭遇する場合もあり、その場合には弁護士等による紛争解決が必要となる。

では純粋な遺産取得課税方式へ移行すれば、上記問題が解決されスムーズな申告が可能かというところ簡単な話とはならない。自身が取得した財産と証明するためには、遺言によって特定遺贈を受ける場合を除き、分割協議が必要であり、遺産の全体が把握できない又は相続人間での意思疎通が不能な状態において、一部の相続人のみで相続財産を確定させることは困難である。つまり、争いの有無に関係なく被相続人の全財産の把握は、相続税申告のためのみならず適正な遺産分割のためにも必要条件であり、ここに各相続人単独申告の可能性を不用意に持ち出すことは却って納税者に混乱を与える可能性がある。

次に短所②の一人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴課税が発生する点についての考察である

<sup>19</sup> 相続税・贈与税に関する専門家会合 2022 年度 第 1 回会議資料 p29  
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4sozoku-zoyo1.pdf> (2025.4.30)

<sup>20</sup> 昭和 32 年 12 月 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申 p19～20

が、この点は相続人間の垂直的な公平性をどう捉えるかに関わる点である。（垂直的な公平性に関する考察については下記（２）を参照）申告、納税を行った後に申告漏れにより追徴課税が行われる場合は、当初申告で本来の納税額を納めている場合よりも不満が生じやすい。ただ財産の把握や評価が甘かったという点では共同相続人全体の問題として多少の追徴課税を求められることは納得を得られるのではないだろうか。

最後に短所③についてである。居住等の継続に配慮した課税価格の減税措置とあるがこれは具体的に言えば宅地を対象とした小規模宅地等の特例や非上場株式を対象とした事業承継税制である。一部の相続人にのみ適用されるべき軽減措置により他の共同相続人の納税額が増減するというのは、法定相続分課税方式の弊害とされる点であり可能な限り是正されるべき点と考える。ただし遺産分割協議時や相続税の当初申告時に当該適用に不平不満が起こるかということそうではない。他の共同相続人もその減税措置により恩恵を受ける立場であるからである。

上記の通り法定相続分課税方式の短所を１つずつ再確認してみると、垂直的な公平性が担保されていない点等、多くの理論上の問題を含む課税方式である。一方で遺産分割協議の現場においてはある程度、上記短所も許容され納得を得ていると言えるのではないだろうか。幾度と課税方式変更の検討がされてきた経緯がありつつも昭和 33 年から現在まで変わらずに適用される制度であり、その過程で一定の納得感を得ながら定着していると考えられる。

## （２）垂直的な公平性に関する論点

垂直的な公正性という概念は文脈によって多義的に利用される。基本的には負担能力の大きい者にはより大きな負担を課すといった負担能力に応じた公平性をいう。本章では、上記（１）の短所②③であげた点を、垂直的な公平性が担保されていない例としてあげることで定義の明確化を図る。つまり、共同相続人間において、多額の財産を取得した者とそうでない者がどちらも同一の税率が適用されており、無償取得財産に対して累進税率が適用されていない状態が垂直的な公平性が担保できない状態と定義する。

垂直的な公平性を担保するためには累進税率が必要であるが、どこまで税率に差を設けるべきかの議論に明確な答えを求めることは困難である。相続した財産に応じた負担を求めるといえば簡単であるが、どの程度の差があれば公平性が担保されるかについては議論が分かれる。極端な累進税率を用いれば、高額納税者からの不満の声があがるであろう。

具体的な数値を用いた累進課税の結論を探ることは避けるが、ジョン・ロールズの『正義論』（1971）の公正の考え方を参考にする。ロールズの〈無知のベール〉をかぶり、自分のことだけが分からない状態で議論し、合意されるルールは、垂直的な公平性を担保する税制に一番理想的な考え方であろう。自身が大地主の息子等資産家として財産を相続するかもしれないし、全く課税を受けない家庭に生まれているかもしれない。その自身に関する前提が見えない状態でどの程度の累進税率が許容されるのか議論し理想的な税制のあり方を模索する。無論あくまで「理想的な」といった議論ではある。現実的には自身の立場とそれ以外の立場の違いがあり議論には限界があり、決定に対して一定の批判が出ることは避けられない。

## （３）水平的な公平性に関する論点

水平的な公平性が担保されないといった問題点は、本論文の研究目的に直結する部分である。水平的公平とは端的に言えば、同額の財産を取得した人には等しい税負担が求められるということだ。被相続人の遺産総額が1000万円であろうと、10億円であろうと、相続人が取得した財産価額に課税根拠を求め、同額の財産を取得した相続人には同額の負担を求めるのである。

シャウプ博士は垂直的な公平性より水平的な公平性に着目している<sup>21</sup>。これは大いに同意できる点であり、おなじ水平上つまり同額の財産を取得した者の間では、その不公平さが明らかになる。同一の税制を長く維持するためには、このような目に見えた不公正さが大きな問題となる。財産を取得したという事実を基に課税する方式を採用しているにもかかわらず、なぜ同額の財産を取得した私は彼より多くの税金を納めるのかといった不公正さに対する明確な答えは、現行の法定相続分課税方式を採用する上

<sup>21</sup> 金子・前掲注（13）

では難しい。これまで検証してきた通り、法定相続分課税方式は公平な税制という理想と当時の税務執行能力という現実を天秤にかけた結果採用されたものと考えられる。

一方で、遺産取得課税方式を前提としているために上記のように公正性に対する不満が出るのであり、遺産課税方式では答えは明確に求めることができる。松岡章夫（2021）によれば「遺産課税体系の側からいえば、水平的公平は遺産額が同一の場合にのみとればよく、遺産全体の額に応じて累進税率を適用して課税すれば、全体としての累進効果は得られるので、あとは、個々に遺産を取得した場合に、フラットな割合でその遺産額に含まれる税額を納付すればよいだけのことである<sup>22</sup>。」としている。遺産課税方式は被相続人の財産に対して相続税を課すのであるから、そもそも他の被相続人の相続税額と比較する必要がない。つまり遺産課税方式を前提にすることで水平的な公平性は問題になりづらい。

水平的な公平性も課税方式の前提が変わればその答えが変わる。とはいえ現行方式は遺産取得課税方式を基礎としている以上問題を抱えている訳であり、やはり税制の長期的維持のために税務執行能力の向上と共に水平性を重視すべきである。

#### （４）贈与税の課税方式が相続税の公平性に与える影響

本論文は相続税の課税方式を中心論点とするが、資産移転の時期の選択についての中立性や生前贈与を活用した租税回避防止の観点から公正性を論じると贈与税の課税制度も並行して改正議論が必要なことに気づかされる。相続税の超過累進性を強化すればするほど生前贈与で租税回避することのメリットも増え、生前贈与をして対策を行った人と行わなかった人の税負担の差が広がれば公正性にも影響するからである。

我が国は暦年贈与課税と相続時精算課税の選択方式であることが、法定相続分課税方式の水平的な公平性の問題点を増幅させている。相続人が生前贈与について暦年贈与課税により課税関係を完結させていけば相続税に影響はない。一方で相続時精算課税制度の適用を受けていた場合には、相続財産として加算されるために相続税の税負担が増加する。つまり他者の選択により納税者が負担する税額が左右される制度となっており、法定相続分課税方式が有する水平的な問題点をさらに増幅させている。

また贈与財産が株式であり、事業承継税制と相続時精算課税制度を併用する場合には、相続税申告に親族関係のない第三者が関係する場合も現行制度では想定される。本来の相続人の選択により税負担が変動するのみならず、親族外の事業承継者の選択によっても税負担が左右されるといった現状である。

この点、遺産取得課税方式であれば、他者の選択に影響されず当該問題は解決される。他者の贈与税の課税方式選択により税額が増加した場合、贈与に関係しない納税者は相当な不公正さを感じる。事業承継税制や他の優遇制度を創設する場合の前提条件としては、遺産取得課税方式が望ましい。

#### （５）富の再配分機能

現行の法定相続分課税方式は、各相続人が負担する税額は変動するにしても原則として<sup>23</sup> 相続税総額には影響しない。一方、純粋な遺産取得課税方式は分割協議の内容により課税される遺産総額が変動する。この点が相続税の機能の１つに挙げられる富の再配分にどのように影響するか検討する。

遺産取得課税方式において一番相続税総額が低くなるのは、相続人で均等に相続した場合である。遺産取得課税方式の基礎控除額や税率表の作りにより変動するが、特定の相続人財産が集中すれば、累進課税により高率な税負担となる。相続税課税の可能性がある相続人から遺産分割の相談を受けた場合、相続税の課税シミュレーションを提示するが多い。課税シミュレーションを確認すれば相続人の遺産分割内容もこれまでより均等的な分割が意識されるであろう。課税額の変動も意識しながらの分割となると協議の長期化といったデメリットが出てくる可能性は考えられる。

しかし富の再配分の面から見れば今までの長男等に財産が偏りがちだった傾向が薄まり、二男に対しても、女子に対しても財産が行きわたるとなれば富の再配分機能の向上が見込める。世界的に富の集中が問題となっており、相続税の機能としての富の再配分は非常に重要性を増している。遺産取得課税方式への移行はこの点からも望ましいと考える。

<sup>22</sup> 松岡章夫『令和３年補訂 ゼミナール相続税法』286頁（大蔵財務協会，2021）

<sup>23</sup> 当然２次相続を考慮し配偶者控除を活用する等で納付税額は変動するが、そういった税額控除前の相続税の総額は分割方法に寄らずに決まるのが法定相続分課税方式の最たる特徴である。

ではなぜ以前から純粋な遺産取得課税方式への移行が現在まで実現してこなかったのか。次章でその経緯を探りつつ、移行における問題点を再度整理し、公平性を高めるための課税方式への移行実現可能性を検討していく。

## V 純粋な遺産取得課税方式の実現可能性について

### 1 課税方式見直しの頓挫

遺産取得課税方式への見直しが本格的に議題にあがった時期がある。平成 19 年 12 月 19 日公表の平成 20 年度税制改正の大綱<sup>24</sup>の中で「事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。」との記述があるものの課税方式の変更は実現されなかった。

改正に至らなかった原因として、杉田宗久は「最終的に相続税改正が見送られた背景は、未曾有の経済不況と総選挙への配慮とされているが、実際には相続税改正と景気対策は直接の関係はなく、解散総選挙を前に増税感のある税制改正はできないということだろう。<sup>25</sup>」との意見を述べている。課税方式の変更となれば税負担が増える者も出ることは想像に難くないため、一定の者からの強い反対意見があっただろう。しかしながら目先の選挙対策等と関連して、改正が見送られたのであれば非常に残念である。

### 2 移行時の実務上の論点

純粋な遺産取得課税方式への移行時の論点を確認する。その後、各論点に対し検討を加えることとする。

#### (1) 基礎控除と申告義務

【現行】遺産総額から基礎控除（3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数）を控除

【移行時論点】相続人毎に課税価格が算定されるため、遺産総額に対する基礎控除の検討が必要

【検討】相続人毎に課税価格を算定するのであれば、基礎控除を遺産総額に対して設定することは困難であり、各相続人に個々の基礎控除額を設定することが想定される。基礎控除額の設定は租税政策に関連するため具体的な検討は避けるが、現行の基礎控除額を基に税負担が大きく変動しないよう検討されるべきと考える。

また配偶者が相続する場合には、配偶者控除額を基礎控除額に加算するといった考え方もある。この場合、例えば現行の 1 億 6 千万円の配偶者控除額を基礎控除額の決定の際に加算することは簡単である。一方で現行と同様に配偶者の法定相続分相当額の控除となると、遺産全体額の把握が必要となる。これでは申告者本人の相続した財産のみで申告が完結出来るという遺産取得課税方式のメリットが失われてしまう。配偶者に対しては基礎控除枠の拡大や税率の低減といった方法を検討することが望ましいと考える。

申告義務の判定については各人毎となるため相続人の中で基礎控除額を超え申告義務がある者と基礎控除額以下で申告義務がない者に分かれる。相続人毎に申告義務の有無が分かれるという点は、分割協議を含む相続発生後の手続きに対する相続人の協力度合いにも温度差を生じるであろう。

また申告義務を避けるために基礎控除額を多少下回る分割をする者が出てくるであろう。税務調査としては被相続人の遺産全体の把握に努めるため、申告を行わなかった者が取得した財産についても調査対象となる可能性が高い。

#### (2) 税率

【現行】税率表は、被相続人との関係にかかわらず統一

「一親等血族及び配偶者」以外の者に対して税額を 2 割加算

【移行時論点】遺産全体に対する税率表ではなく、相続人毎に税率表が必要となる。

【検討】公平性の観点から言えば、相続した財産額に応じ、より差を明確にした累進税率が望ましい。

<sup>24</sup> 平成 20 年 1 月 11 日閣議決定平成 20 年度税制改正の要綱にも同様の記述がある。

<sup>25</sup> 杉田宗久「相続税改正の顛末」税研 143 号（2009）11 頁

法定相続分課税方式においても累進課税は、各被相続人の家毎の格差縮小には貢献していた。遺産取得課税方式となると、これに加え、各相続人間においても相続財産格差の縮小に貢献するはずである。一部の相続人にのみ財産が集中すれば高率な相続税が課されることとなり、これまで以上に平準化された分割案が意識されるだろう。つまり、「家」毎だけでなく「兄弟姉妹間」での格差縮小にも資する訳である。

### (3) 未分割遺産に対する課税方法

【現行】申告期限において、法定相続分に従って取得したものとして申告

【移行時論点】法定相続分で相続した場合が相続税の総額としては、一番負担が軽い申告となる。

【検討】未分割申告の負担が軽いとなれば、分割協議がまとまっていたとしてもとりあえず未分割で申告するケースが多発してしまう。分割協議を促進するためにも未分割での申告をすることに対する一定の負担が必要となる。例えば遺産総額を法定相続分で取得したと仮定した金額に一定の割合を加算する方法が挙げられる。つまり未分割時の納税額を余分に納められるといった対策である。

さらに分割協議を促進するといった場合には、加算措置ではなく基礎控除額自体を減額することも考えられる。この場合、納税額が多くなるだけに留まらず申告義務の判定についても納税者に不利に働き、より期限内の分割への動機となるであろう。

また不動産登記法といった別の法律からの対策も考えられる。令和6年4月1日から不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられた。(不動産登記法第76条の2第1項)こちらは所有者不明土地の増大といった背景を基にするが、未分割といった状態が好ましくない点では、税務上と同様である。従来財産が未分割であることに対する納税者側の特段の不利益がなかったために未分割といった状態に陥りやすかったという背景がある。一定の罰則等があれば分割への動機となり得るであろう。

### (4) 仮装分割に対する対策

【現行】分割方法に影響されず相続税総額は一定

【移行時論点】仮装分割や仮装未分割により租税回避が可能

【検討】分割方法に相続税額が左右される。例えば相続税総額が一番低い方法、つまり法定相続分通りに分割したものとして申告し、後日実際の相続者へ財産を移転させる等といった仮装分割が考え得る。仮装をしないにしても分割協議時には現行法に比べより相続税の総額を意識した話し合いが想定される。しかし協議の中で税額負担を減らす方法が議題にあがるにしても仮装分割や仮装未分割としての申告が視野に入ってしまうとすれば、それは節税行為ではなく脱税行為となる。

現代の行政の資産把握能力が昔よりシステム化されている点は、納税者側も認知しているであろう。当然のこと不動産は相続登記によって追跡可能であり、預貯金についても追跡調査が可能である。加えて所有者の容易な特定のためにはマイナンバーの紐づけを徹底する必要がある。

仮装申告が起こりうる財産としては、名義人が特定しづらい現金や貴金属等、追跡しづらい財産となるであろう。この点は税務調査等の人の手を介した方法により牽制が必要となる。

### (5) 申告納税の手続き

【現行】申告義務の判定は相続人毎であるものの、相続人代表が被相続人の財産全体を把握、整理して申告納税までの手続きを行うことが可能。

【移行時論点】相続人毎に相続した財産のみ把握すれば申告が可能となるために、遺産全体の把握が困難となる。

【検討】税理士としての納税者への関わり方に深く関係する論点であり、争いがある場合に特に問題となるケースが多く想定される。例えば共有で取得する財産等では評価資料の共有が必須であるが、預金の所在を明らかにしない、非上場株式評価に必要な資料を提供しない等、争いがある場合には財産把握のための協力体制を取りづらくなることが想定される。

名義預金については、他の共同相続人の税額に影響しないために、その存在を分割協議時に明かさないことも想定される。

また相続人毎に別の税理士に依頼するケースも増加が予想される。税理士毎に財産評価が分かれる場合には、税理士間での評価整合性の確認に手間を要し、場合によっては税務執行側でも確認作業が必要となる。税理士への依頼といった申告までの納税者側の処理についてまで規制することは現実的

ではないが、このような事務負担の増加も考慮する必要がある。

### 3 課税方式移行後の展望

相続税の課税方式の検討は、贈与税とも密接に関わりあう。近年の贈与税制の改正は資産移転の時期の選択に中立的な税制に主眼が置かれている。相続税と贈与税の一体化の最終到達地点として望ましいのは一生累積課税制度である。一生累積課税の実現は、相続税と贈与税の公平性に大きく資するものである。資産移転の時期を自由に選択できる点はもちろんのこと、遺産取得課税方式の考察でも課題として残る点が解決する。例えば、贈与税の除斥期間経過による課税漏れがなくなり、名義預金か生前贈与かの判断で争うこともなくなる。課税の公平性を担保した上で、次の若い世代へ財産が移転し経済活動が回る理想的な税制と考えられる。

ただし生前の贈与をすべて累積するといった非常に長期的な管理が必要となる上で、他の相続人への贈与まで把握することは極めて困難である。そこで各相続人の取得財産によってのみ税額が決まるといった純粋な遺産取得課税方式であれば、他の相続人の生前贈与把握の問題は解決できる。一生累積課税の導入の基盤としても相続税の課税方式は非常に重要である。純粋な遺産取得課税方式に移行し、定着した後に贈与税との一体化を本格的に議論すべきである。

## VI おわりに

本論文では、まず相続自体に対する国民の捉え方や相続法の歴史的変遷に注目した。家督相続のあり方や時代ごとに異なる相続の意識と社会的背景を明らかにし、相続制度の公平性を検討した。現代では個人単位の相続意識が重視されるようになっており、これに対応した公平性の再構築が必要とされる。

また法定相続分課税方式には、相続人間の税負担の不公平性が存在することを指摘する。同じ遺産額を相続した場合でも、他の相続人の財産状況によって税負担が大きく異なる点は、水平的な公平性を欠く問題である。この点は税制の持続可能性の点からみるに累進課税を如何に設定するかといった垂直的な公平性よりも重視されるべき問題と考える。

一方で、遺産取得課税方式の導入には実務的な課題も多く存在することが分かった。例えば、申告期限時点での未分割申告や仮装分割の防止策、基礎控除や税率の再設定等が必要である。これらの課題に対して、具体的な対策や設定が固まらない限り、課税方式の変更はあり得ない。

相続税の課税方式の移行にとどまらず、さらに公平性を担保する上では、遺産取得課税方式の定着後の一生累積課税制度の導入といった流れを検討すべきである。

本論文が、相続税制度の公平性向上と持続可能な税制の実現に寄与する一助となることを期待する。

### 〈参考文献〉

- 糟谷修「相続時精算課税制度の問題点」愛知淑徳大学論集ビジネス学部・ビジネス研究科篇 4 号（2008）  
<https://aska-r.repo.nii.ac.jp/records/6737>（2025.5.29）
- 餅川正雄「日本における相続税の課税方式に関する研究」広島経済大学研究論集（2017）  
<https://hue.repo.nii.ac.jp/records/380>（2025.5.29）
- 中野伸也「相続税課税方式の今日的あり方」租税資料館（2012）  
[https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/\\_media/award/z\\_pdf/ronbun\\_h24\\_16.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/_media/award/z_pdf/ronbun_h24_16.pdf)（2025.5.29）
- 後宏治「近年の改正と今後の動向」税経通信 2023.2（2023）39 頁
- 中島孝一「相続税の課税方式見直しの頓挫（平成 20 年度）と贈与税の見直しの実現（令和 5 年度）」税経通信 2023.11（2023）122 頁以下
- 水野忠恒他「相続税の本質と課税方式のあり方」税研 139 号（2008）21 頁以下
- 杉田宗久他「平成 21 年度税制改正の評価と課題」税研 143 号（2009）2 頁以下
- 奥谷健「相続税・贈与税のあり方」税研 186 号（2016）64 頁以下
- 藤中敏弘他「相続税と贈与税のあり方について～資産移転の時期の選択に中立的な税制～」税研 218 号（2021）33 頁以下
- 岩佐由加里「贈与税の在り方に関する研究 - 租税回避行為の防止を念頭に置いて - 」税務大学校論叢 61 号（2009）309-476 頁



<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/61/04/pdf/61-4.pdf> (2025.5.29)

中国税理士会「相続税の課税根拠と課税方式 - 遺産取得課税方式への移行を求めて - 」第40回日税連公開研究討論会

東京税理士会調査研究部「今後の相続税の課税方式のあるべき姿について（答申）」(2024)

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/news/uploads/abca8ebc60ec3ef5b7798f5277b85b3d27b045a3.pdf>  
(2025.5.29)

相続税・贈与税に関する専門家会合 2022年度

法務省 法制審議会 - 民法部会資料



## 第四部 法人税



## 国際的租税回避の防止策と課税の公平 ～BEPS プロジェクトを契機として～

平 仁（川口支部）

### 【要 旨】

世界経済のグローバル化に伴い国際的租税回避が横行していることに対し、OECD は平成 24 年に BEPS プロジェクトを立ち上げ、平成 27 年には最終報告書が取りまとめられた。平成 28 年に多数国間条約に昇華し、わが国も平成 30 年に批准している。令和 1 年から BEPS2.0 と呼ばれる 2 つの柱からなる各国政策担当者によるプロジェクトに移行し始めている。

BEPS プロジェクトは、資本主義の原則に従って先進国が発展途上国の利益を搾取するグローバル経済の流れに対し、その格差是正を図ることを企図したものと考えられる。グローバル化に伴い発展途上国の急激な経済成長が進んだが、低所得国を脱した国々も中位国のままでいるのも、発展途上国の経済成長を支える資本の出所が先進国に集中するためであり、グローバルサウスが本来得られるべき利益を、先進国が搾取している。これが BEPS プロジェクトを通じて租税回避行為を縮減させようとする流れを生み出した原点にある。

国際課税の潮流は一般的租税回避規定（GAAR）の導入の方向にあるが、わが国税制は租税法律主義が取られており、租税回避行為を否認するためには明確な否認規定が必要であるとの立場が取られてきた。判例法による私権の制限条項も醸成されていないわが国税法においては、憲法 12 条による私権の制限の解釈として成立する制限でない限り、GAAR を導入すること自体が憲法違反のそしりを免れない可能性が出てくる。

### I 問題提起

世界経済のグローバル化の進展に伴い、租税回避の場面も国内問題から、各国の租税制度の齟齬をターゲットにした国際的租税回避が移行している。軽課税国パナマを舞台としたいわゆるパナマ文書等のスキャンダルも発生しており、各国が租税条約を相互締結することによる対応では賄いきれない様相を呈している。このような時代を背景に、OECD は平成 24 年、「税源浸食と、納税の回避を狙った人為的な利益移転に歯止めをかけるため<sup>1</sup>」BEPS プロジェクトを立ち上げ、平成 27 年に最終報告書が取りまとめられた。本稿では、OECD による BEPS プロジェクト及びその後の取組みが課税の公平に資するものであるのかを検証する。

アメリカでは令和 7 年に第 2 次トランプ政権が発足したが、トランプ政権発足と同時に、アメリカ連邦税には存在しない我が国の消費税やヨーロッパ各国の付加価値税（Value added Tax：VAT）に対して、関税同様のものであるとの認識を示し、報復関税措置を採ることと画策している。アメリカ至上主義を掲げるトランプ政権の狙いは、アメリカ企業の自由競争を阻害する要因を排除することにあるから、同様の理屈により BEPS プロジェクトに対して横やりを入れてくることは容易に想定される。

ところで、そもそも租税回避は課税の公平に反する考え方なのであろうか。金子宏は「租税回避の効果については、当事者が用いた私法上の法形式を租税法上もそのまま容認し、それに即して課税ないし減免を行うべきか、それともそれが私法上は有効なことを前提としつつも、租税法上はそれを無視し、

<sup>1</sup> OECD「OECD が多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する G20 諸国向けの第 1 次 BEPS 提言を発表」OECD Tokyo Centre ニュースルーム（2014.9.16）、<https://www.oecd.org/tokyo/newsroom/oecd-releases-first-beps-recommendations-to-g20-for-international-approach-to-combat-tax-avoidance-by-multinationals-japanese-version.htm>、2024 年 4 月 3 日 17：56 アクセス。BEPS とは Base Erosion and Profit Shifting の頭文字をとった略語で「税源浸食と利益移転」と訳される。

通常用いられる法形式に対応する課税要件が充足されたものとして課税を行うべきか、または減免規定の適用を認めないこととすべきかという問題がある<sup>2)</sup>と問題提起した上で、「租税回避を行った者が不当な利益を受け、通常の法形式を選択した納税者との間に不公平が生ずること否定できない<sup>3)</sup>」と理解を示しながらも、「法律の根拠がない限り租税回避行為の否認は認められないと解するのが、理論上も実務上も妥当であろう<sup>4)</sup>」と租税法律主義を根拠に個別的否認規定による対応を求めている。

一方、谷口勢津夫は、「租税負担の軽減または排除が『適法だが不当』であることを、租税回避の構成要素としている。租税負担の軽減または排除の「適法性」を租税回避の概念要素とするのは、課税要件が、(略) 租税請求要件であって、個々の国民に要件充足義務を課したり、要件充足回避を禁止したりすることを内容とする法律要件(租税命令要件)としての規範的意味を持たない、と考えるからである<sup>5)</sup>」とした上で、金子宏の定義を経験的事実を前提とする租税回避の定義であるとし、このような定義に基づくと、「『通常の』法形式を選択しても、『異常な』法形式を選択しても、基本的に同一の経済状態あるいは経済的成果が達成される以上、前者の場合は課税され、後者の場合は課税されないのは、租税正義の要請である租税負担公平の概念に反する<sup>6)</sup>」とする。とはいえ、「租税負担の公平を実現しつつ税収を確保することは、第一次的には、立法者の任務であるから、租税回避の不当性の観点からすれば、立法者は、租税回避の存在を認知したときは、可及的速やかに、租税回避の誘因となっている課税要件法の欠缺を補充する<sup>7)</sup>」べきであるとして、租税回避否認規定の立法の必要性を主張している。

しかし、谷口説を批判する今村隆は、租税回避とは「私法上有効な行為であるが、課税根拠規定の場合には、同規定の要件の文言には形式的には該当しないが、該当しないとすると当該規定が課税対象としている趣旨・目的に反する行為であり、課税減免規定の場合には、同規定の文言には形式的には該当するが、該当すると同規定が減免するとしている趣旨・目的に反する行為<sup>8)</sup>」であるとし、「経済実質の有無をも考慮すべきであるとの考え方<sup>9)</sup>」を示す。そして、「我が国の租税法規は、諸外国に比べると、条文も少なく簡素であり、それぞれの規定が抽象的なものが多い。これは、我が国の立法の伝統として、裁判所等の解釈にゆだねている部分が大きく、(略) 解釈でカバーできる部分が多いと考える<sup>10)</sup>」のである。

いずれにせよ、租税回避は課税の公平を阻害するものではあるものの、その否認には立法政策的に否認規定を必要としており、租税法律主義を重視していると考えられる現在の最高裁の立場からも同様である。本稿で検討する国際的租税回避の場面では、各国が個々に立法することにより対処してきたが、国際経済のグローバル化、デジタル化の急速な発展に対応しきれないのが実情であり、各国の立法政策の違いにより、国際的二重課税や国際的二重非課税が生じ、その抜け穴をターゲットとした国際的租税回避のスキームが形成されてきた。それゆえ、OECD はいわゆる BEPS プロジェクトを立ち上げたものと考えられる。

## II BEPS プロジェクトの概要

BEPS プロジェクトとは、「近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため<sup>11)</sup>」に OECD が平成 24 年に設置した国

<sup>2)</sup> 金子宏『租税法第 24 版』135 頁(弘文堂 2021)、

<sup>3)</sup> 金子・前掲注(2) 138-139 頁

<sup>4)</sup> 金子・前掲注(2) 139 頁

<sup>5)</sup> 谷口勢津夫『『租税回避』の意義と限界』金子宏編『租税法の発展』27 頁(有斐閣 2010)

<sup>6)</sup> 谷口・前掲注(5) 28 頁

<sup>7)</sup> 谷口・前掲注(5) 29 頁

<sup>8)</sup> 今村隆『租税回避と濫用法理』47 頁(大蔵財務協会 2015)

<sup>9)</sup> 今村隆「租税回避の意義と G8 各国の対応」フィナンシャル・レビュー 126 号 19 頁(2016)

<sup>10)</sup> 今村・前掲注(9) 21 頁

<sup>11)</sup> 国税庁 HP「税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)への取り組みについて—BEPS プロジェクト—」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm> 2024 年 7 月 8 日 16:32 アクセス

際的租税回避防止のためのプロジェクトのことである。BEPS プロジェクトは、「G20 の要請により策定された<sup>12)</sup>」下記 15 項目について議論がなされ、平成 27 年 9 月最終報告書がまとめられ、同年 10 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（於：ペルー）、同年 11 月 G20 サミット（於：トルコ）に報告された。

| 行動計画 | タイトル                   | 内容                                                                              |
|------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 電子経済の課税上の課題への対処        | 電子商取引等の電子経済に対する直接税・間接税の課税上の課題への対応を検討                                            |
| 2    | ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 | 金融商品や事業体に関する複数国間における税務上の取扱いの差異（ハイブリッド・ミスマッチ）の効果を無効化するため、国内法上・租税条約上の措置を検討        |
| 3    | 外国子会社合算税制の強化           | 軽課税国等に設置された外国子会社を使った BEPS を有効に防止するため、適切な外国子会社合算税制を設計                            |
| 4    | 利子控除制限ルール              | 相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に支払われた利子について損金算入を制限するルールを検討                                  |
| 5    | 有害税制への対抗               | 各国優遇税制の有害性を経済活動の実質性から判定するための新基準及び制度の透明性を高めるための新基準を検討                            |
| 6    | 租税条約の濫用禁止              | 条約漁り（第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為）をはじめとした租税条約の濫用を防止するため、OECD モデル租税条約の改定及び国内法の設計を検討 |
| 7    | 恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止   | PE 認定の人為的な回避に対処するため OECD モデル租税条約の PE の定義について修正を検討                               |
| 8～10 | 移転価格税制と価値創造の一致         | 以下の対応策を講じるため、OECD 移転価格ガイドラインの改訂案を検討                                             |
| 8    |                        | 適正な移転価格の算定が困難である無形資産を用いた BEPS への対応策                                             |
| 9    |                        | グループ内企業に対するリスクの移転、過度な資本の配分等によって生じる BEPS の防止策                                    |
| 10   |                        | その他移転価格算定手法の明確化や BEPS への対応策                                                     |
| 11   | BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定 | BEPS による法人税収の逸失規模について、データの評価・指標の抽出・分析方法の策定を実施                                   |
| 12   | 義務的開示制度                | プロモーター及び利用者が租税回避スキームを税務当局に報告する制度（義務的開示制度）を検討                                    |
| 13   | 多国籍企業の企業情報の文書化         | 共通様式に基づいた多国籍企業情報の報告制度を検討                                                        |
| 14   | 相互協議の効果的実施             | 租税条約に関連する紛争を解決するためのより実効的な相互協議手続を検討                                              |
| 15   | 多数国間協定の策定              | 世界で約 3,000 本以上ある二国間租税条約に BEPS 対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定を検討                        |

これにより二国間租税条約により対応してきた国際課税の分野において多数国間条約交渉が進められた。平成 28 年 11 月 24 日「BEPS 防止措置実施条約」が参加国間により条文採択、平成 29 年 6 月 7 日パリにおける調印式にてわが国を含む 67 か国・地域が条約署名。平成 30 年 5 月 18 日国会承認。同年 9 月 26 日に批准書を預託したことにより平成 31 年 1 月 1 日よりわが国において条約が発行された<sup>13)</sup>。令和 6 年 5 月 28 日現在 145 か国・地域が署名している<sup>14)</sup>。「BEPS 防止措置実施条約」により既存の租税条約の中に導入される BEPS 防止措置は、「①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成され<sup>15)</sup>」ている。

平成 27 年に BEPS プロジェクト最終報告書が公表された後も、国際的租税回避防止に対する OECD の取り組みは継続的に続けられ取り、令和 1 年には BEPS2.0 と呼ばれる世界各国の租税政策担当者らによる 2 つの柱からなるプロジェクトに移行を始めている<sup>16)</sup>。

第 1 の柱は次のような提案である。「まず、多国籍企業が活動する市場国に対して、PE の有無にかかわらず新たな課税権を配分する国際課税原則の見直しとして、自動化されたデジタルサービス（ADS：Automated Digital Services）と消費者向けビジネス（CFB：Consumer Facing Business）を対象に、利益 A と呼ばれる多国籍企業グループの全体利益の一定割合を市場国に配分するというものである。次に、既存のルールである独立企業原則に準拠して基礎的な販売活動に一定の利益を保証するというも

<sup>12)</sup> 国税庁、前掲注（11）

<sup>13)</sup> 財務省 HP「BEPS 防止措置実施条約に関する資料」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/mli.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm) 2024 年 7 月 8 日 16：07 アクセス

<sup>14)</sup> OECD “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS” (last updated 2024.5.28) <https://www.oecd.org/en/topics/base-erosion-and-profit-shifting-beps.html> 2025 年 4 月 13 日 14：23 アクセス

<sup>15)</sup> 財務省、前掲注（13）

<sup>16)</sup> 財務省は 2024 年に新 BEPS 研究会を立ち上げ、BEPS2.0 への対応を検討している。財務省 HP「新 BEPS 研究会資料」[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/beps\\_kenkyukai/240621shiryo.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/beps_kenkyukai/240621shiryo.pdf) 2025 年 4 月 13 日 14：21 アクセス



のとして、利益 B と呼ばれる市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原則に基づき一定の課税権を市場国に保障するというものである。併せて、二重課税を排除するための効果的な紛争防止・解決手続の導入が検討されている<sup>17)</sup>。いわゆるデジタル課税の方向性（詳しくは第 13 章山口研究員の論考を参考にされたい）ともいえる取り組みと言えよう。

また、第 2 の柱は「多国籍グループによる、無税または軽課税国への利益移転への対応である。軽課税国への利益移転に対し、国際的に合意された最低税率による法人課税（ミニマムタックス）を確保する規定の導入が検討されている。具体的には、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）と呼ばれるもので、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社の所在する国・地域において最低税率まで課税する。これを補完するものとして、軽課税支払ルール（UTPR：Undertaxed Payment Rule）があり、軽課税国への使用料等の支払を行っている子会社等に対し、支払会社等の所在地国で課税する。さらに、租税条約の特典否認ルール（STTR：Subject to Tax Rule）と呼ばれる支払受取者の所在地国が軽課税の場合に租税条約の特典を否認するものや、スイッチオーバールール（SOR：Switch-Over Rule）と呼ばれる国外所得免除方式を採用する国・地域について、所得合算ルールの適用のために外国税額控除方式への切り替えを認めるものが提案されている<sup>18)</sup>。これは令和 3 年 12 月に合意され、「多国籍企業（MINE）には 2023 年から最低 15% の法人税が課せられ<sup>19)</sup>」ることになった。わが国においても、令和 5 年税制改正においてミニマムタックス税制が導入され、令和 6 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用が開始されたのはこの流れを受けたものである。

### Ⅲ BEPS プロジェクトの意義、目的

OECD は、BEPS プロジェクトの意義として、税制の公平性と関税性を損なうと説明する。「税源浸食と利益移転（BEPS）とは、多国籍企業が経済活動がほとんどまたはまったくない低税率または無税率の地域に利益を移転したり、利子やロイヤリティなどの損金算入を通じて課税ベースを侵食したりすることであり、各国は年間 1,000 億～2,400 億米ドルの歳入損失を被っている。これは、世界の法人所得税収の 4～10% に相当する。BEPS 制度の中には違法であるものもあるが、ほとんどは違法ではない。BEPS の慣行は、国境を越えて事業を行う企業が国内レベルで事業を行う企業に対して競争上の優位性を得るために税制を利用することができるため、税制の公平性と完全性を損なう。より広い文脈で見ると、大企業が所得税を回避していると見なされると、すべての納税者の自主的なコンプライアンスが損なわれる<sup>20)</sup>」と定義づけるのである。

また、「BEPS はすべての国に影響を及ぼすが、発展途上国は、特に多国籍企業からの法人所得税に大きく依存しているため、BEPS の慣行に不釣り合いに苦しんでいる。開発途上国を国際税務計画（agenda）に関与させることは、開発途上国の特定のニーズへの対応を支援し、国際課税の基準設定プロセスに効果的に参加できるようにするために不可欠である。開発途上国は、OECD や G20 諸国と対等な立場で BEPS プロジェクトに参加しており、特に経済成長（capacity building）が重要な課題となっている国々では、ルールの一貫性と一貫性のある実施・適用に関心のあるすべての国を支援するための作業が行われている<sup>21)</sup>」として、開発途上国にとって不利益を被る構造を改善することに資するのが BEPS プロジェクトである、とするのである。

したがって、BEPS プロジェクトは、資本主義の原則に従って（新資本主義（詳しくは総論第 3 章平、第 4 章大島研究員の論考を参考にされたい）への意識が強いものと思われる）先進国が発展途上国の利益を搾取する現在のグローバル経済の流れに対し、その格差是正を図ることが企図されていたものと考

<sup>17)</sup> 関口博久「BEPS プロジェクトへの我が国の対応」全国銀行協会 2020 年度金融調査研究会報告「今後の国際課税制度のあり方」98 頁（2021）[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_7.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_7.pdf) 2024 年 7 月 8 日 18:46 アクセス

<sup>18)</sup> 関口・前掲注（17）99 頁

<sup>19)</sup> OECD「OECD、国際的な最低法人税率 15% の国内実施に向けた BEPS 第 2 の柱のモデル規則を発表」OECD Tokyo Centre ニュースルーム 2021 年 12 月 20 日、

<sup>20)</sup> OECD、前掲注（14）

<sup>21)</sup> OECD、前掲注（14）

えることができる<sup>22</sup>。資本主義の論理を突き詰めると、経済主体が稼得する利益を極大化することが経済取引の目的となると考えられるが、社会正義を実現するためには、資本主義の論理のみを追求することは許されず、自己の責任によるものではない経済的弱者の存在を無視し続けることはできない。その点では、この BEPS プロジェクトの企図はロールズの「社会的・経済的な不平等が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益を補正する場合に限られる<sup>23</sup>」という正義の第二原理の考え方に適った考え方と言わざるを得ない。ロールズの思想的な背景には「他者の権利を剥奪することで得られる快楽は、それ自体で不正である<sup>24</sup>」との考え方があり、OECD による BEPS プロジェクトの根底に流れる思想と合致する。

#### Ⅳ 経済格差の是正へのチャレンジ

トマ・ピケティ（詳しくは総論第 6 章松野研究員の論考を参考にされたい）の師匠として知られるアンソニー・アトキンソンによると、アメリカでは「全般的所得不平等は、1970 年代末と 1940 年代後半ではほぼ変わっていない」が、「多くのヨーロッパ諸国では戦後数十年で全般的な不平等が大幅に下がった」という<sup>25</sup>。これは「社会保障制度と社会的な支給が広がった時期であり、その財源の少なくとも一部は累進所得課税だった<sup>26</sup>」とアトキンソンは説明する。しかし、1960 年代以降には世界経済のグローバル化の進展に伴う市場からの要求に対する財政需要の増大に耐え切れなくなり、市場が原因の所得不平等が増大し始めている。その要因として、高所得者層と低所得者層の収入格差の増大や慢性的な高失業率化の問題等が挙げられている。一方で、中南米諸国では 1980 年代から 90 年代にかけて不平等が増大した後 2000 年代に不平等が縮小したことについて、「不平等の縮小と経済成長のあいだには明白な関連性はない」、「不平等減少と政治体制の方向性にも関連性はない<sup>27</sup>」との見解を紹介している。

アトキンソンは、不平等を減らすための提案に対する反論として、「今日では所得をもっと公平に分配するなどというのは、グローバル化した経済のなかで実現不可能な贅沢品となって」しまっており、「不平等低下を目指そうとすれば世界市場のなかでの競争力を失ってしまう」から「社会保障制度や累進課税、補助金政策の考え方や完全雇用目標はすべて歴史の遺物でしかない<sup>28</sup>」との主張がありうると指摘する。このような主張に対し、以下の 3 つの視点から批判する。第 1 は「社会保障制度が 19 世紀におけるグローバル化の時期に起源をもつこと」、第 2 は「各国は世界の発展に直面したときに単なる受け身の主体ではないこと」、第 3 は「国際協力の可能性」の 3 つである<sup>29</sup>。

ヨーロッパ諸国で社会保障制度が導入され始めたのは第 1 次世界大戦が開戦した大正 3 年以前である。ヨーロッパでは「社会保障制度プログラム導入が経済目標の実現と競合するものと見なされず、むしろそれを補うものと考えられていた<sup>30</sup>」のであり、「支配的な見方が変化し、社会保護が経済パフォーマンスを補うものではなく邪魔するものだと思われるようになったのは、ずっと後の 1980 年代や 1990 年代になってからのこと<sup>31</sup>」である、と指摘する。この点、アトキンソンは、公共支出として社会保障制

<sup>22</sup> この点につき、トマ・ピケティは、「歴史的に見て、北側のヨーロッパとアメリカにおける現在の繁栄は、教育の向上と保健・技能への包摂的な投資だけで成し遂げられた」のではなく、「繁栄の大部分を可能にしてきたのは国際分業」の結果であり、「実質的に資源の搾取—天然資源、そして人的資源の搾取—」を行ってきた結果、「地球の持続可能性が脅かされ」と指摘する。トマ・ピケティ、マイケル・サンデル（岡本麻左子訳）『平等について、いま話したいこと』（早川書房 2025）13-14 頁

<sup>23</sup> ジョン・ロールズ（川本隆史ほか訳）『正義論改訂版』（紀伊国屋書店 2010）21-22 頁

<sup>24</sup> ロールズ・前掲注（23）44 頁

<sup>25</sup> アンソニー・B・アトキンソン（山形浩生・森本正史訳）『21 世紀の不平等』（東洋経済新報社 2015）72-73 頁

<sup>26</sup> アトキンソン・前掲注（25）75 頁

<sup>27</sup> アトキンソン・前掲注（25）91 頁は、下記文献から引用している。

Nora Lustig, Luis F. Lopez-Calva, and Eduardo Ortiz-Juarez, “Deconstructing the Decline in Inequality in Latin America,” in Robert Devlin, Jose Luis Machinea, and Oscar Echeverria, eds., *Latin American Development in an Age of Globalization: Essays in Honor of Enrique V. Iglesias*, 2013

<sup>28</sup> アトキンソン・前掲注（25）306 頁

<sup>29</sup> アトキンソン・前掲注（25）307 頁

<sup>30</sup> アトキンソン・前掲注（25）309 頁

度への支出を減少させても、そのニーズが民間セクターに移転するだけであるから、「グローバル化した社会での各国の財政問題を解決するには、社会支出を公共から民間部門に移転するだけではダメ<sup>32)</sup>」なのであって、「一部で言われるほどグローバル競争に制約されていない<sup>33)</sup>」と主張する。

また、財政競争の分野では、「各国は高所得の個人や企業を、優遇低税率や脱税者を銀行の秘密保持を通じて隠すような金融システムの働きによって惹きつけようと競争してきた<sup>34)</sup>」が、BEPS プロジェクトを通じて各国政府が協力する体制が形作られようとしていることを指摘する。また、「企業タックスヘイブンに対する圧力もやはり高まって<sup>35)</sup>」おり、グローバル化した世界での制約の中ではあっても、各国が自発的に選択し、「国同士が協調して不平等を減らそうと<sup>36)</sup>」できる状況であると言えるのである。

アトキンソンの不平等是正への OECD への働きかけもあり、OECD は BEPS プロジェクトを通じて、国際的な格差是正を目指して動き出したところであるが、自由主義経済の減速から見れば、適者生存の原則が働くため、国際的不均衡が残ったままの世界経済の中で発展途上国が急速な工業化を標榜しても、結果として失敗する事例が枚挙に暇がない。ジャスティン・リンによると、「崇高な動機に基づく近代化の努力が無残な結果に終わった国はガーナだけではない。第二次大戦後、毛沢東の中国、ナセルのエジプト、ネルーのインド、スカルノのインドネシア、そしてアフリカ、アジア、ラテンアメリカのほとんどの途上国が、工業化のために同じような戦略を採用し、同じように悲惨な結果に終わっている<sup>37)</sup>」が、「目標を達成するために選ばれたプロジェクトは、資本が相対的に稀少な経済にとってあまりに資本集約的でありすぎた。生産要素賦存の配分や構造によって決定される経済の比較優位に適合したものではなかったのだ。その結果、重点セクターの諸企業は、開かれた競争のきびしい市場において生き残ることができなかった<sup>38)</sup>」という。

このリンの経済発展に対する考察は、世界銀行が途上国に対して行う経済発展のための資金援助を成功させるための処方箋として書かれたものであるが、多くの失敗例とともに 20 世紀後半のブラジルや中国等の高度成長の例からも分かるように、自国経済の状況に合わせた経済改革を成功させた国々のように、比較優位性を戦略的に活用して経済成長すべきことを指摘したものである<sup>39)</sup>。しかし、図らずも先進国との資本金格差の大きさを認識させるものであることも指摘せざるをえない。グローバル化に伴う発展途上国の急激な経済成長が進んできたことも事実であるが、低所得国を脱した国々も中位国のままにとどまり続けているのも、発展途上国の経済成長を支える資本の出所が先進国に集中していることが一因にあると考えられ、グローバルサウスが本来得られるべき利益を、先進国が搾取してしまっていることは否定できない。これこそが、BEPS プロジェクトを通じて租税回避行為を縮減させようとする流れを生み出した原点にある。

## V BEPS プロジェクト後の国際課税の潮流

しかしそうは言っても租税回避行為自体は違法ではない限りできてしまうのは事実であり、グローバルな経済活動を行う多国籍企業の活動に対し、多くの非難が集まっているところである。「マスコミは多国籍企業の ATP<sup>40)</sup> による節税を問題視し、市民団体や NGO は批判し、このような問題の根源は端的に独立企業原則 (arm's length principle) にあるという。このような ATP に対しては、国際取引に

<sup>31)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 311 頁

<sup>32)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 313-315 頁

<sup>33)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 317 頁

<sup>34)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 322 頁

<sup>35)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 323 頁

<sup>36)</sup> アトキンソン・前掲注 (25) 327 頁

<sup>37)</sup> ジャスティン・リン (小浜裕久監訳) 『貧困なき世界—途上国初の世銀チーフ・エコノミストの挑戦』(東洋経済新報社 2017) 66 頁。参考までに、トマ・ピケティは、「資本の格差が、労働所得の格差よりも常に大きい」(トマ・ピケティ (山形浩生・守岡桜・森本正史訳) 『21 世紀の資本』(みすず書房 2014) 254 頁) と指摘するところである。

<sup>38)</sup> リン・前掲注 (37) 63-64 頁

<sup>39)</sup> アマルティア・セン (詳しくは総論第 2 章岸野研究員の論考を参考にされたい) はこのような視点を「潜在能力 (capability) アプローチ」と呼んでいる

<sup>40)</sup> ATP とは、国際的租税回避を企図するようなアグレッシブなタックス・プランニングのことを指す。

係る課税ルールが破たんし、国内活動のみを行う企業だけが課税されることになっていると非難されている。(略)しかし、多国籍企業の国境をまたぐ ATP を「合法的」(legal)として許容する国際課税ルールやその基礎となる国内法に対する各国の税法とこれを執行する税務行政に対する国民の信頼が揺らぐ事態を恐れ、BEPS の議論は政治レベルに達した<sup>41)</sup>と言える。

「金融危機が生じた 2008 年頃から OECD では ATP の問題に取り組み、(略)国連、市民団体、消費者団体や租税公平ネットワーク (Tax Justice Network: TJN) の論客が、特に発展途上国の富が収奪される ATP による税源浸食と利益移転の問題に対する各国の無為無策を批判した<sup>42)</sup>」。このような国際的な潮流の中で BEPS プロジェクトは推進されたのである。

令和 6 年 7 月 26 日には、ブラジルで開催されていた G20 財務相・中央銀行総裁会議で、国際租税協力に関する初めての文書となる「G20 閣僚リオデジャネイロ宣言」が公表され、「国境を越えてサービスを展開する巨大 IT 企業などに対する国際的な課税ルールについて「できるだけ早期に多国間条約の署名を促す」<sup>43)</sup>とされたところである。その上で、鈴木財務相は「議長国ブラジルが重視する超富裕層課税に関しては「より公平で安定的かつ効率的な国際課税へ協働を続ける」と強調。国際課税協力に関する閣僚宣言も採択し、国内の格差是正への累進課税の重要性を指摘した。<sup>44)</sup>という。

つまり、G20 リオ会議を経て、国際課税における大きな流れは、BEPS2.0 の実現可能性を高めるための多国間条約の締結と各課税当局の連携による国際課税協力の推進へと舵が切られたと言えよう。この点は BEPS 行動計画の 14 及び 15 からの流れである。課税当局間の国境を越えた相互協力が進められてきたのも、誰もが知るような世界的な大企業が国境を越えた租税回避行為を行うことにより、各々の国において治められるべき税額が回避され、税収が逃避されている現実がある。

そもそも国際課税問題が問題となったのは 1920 年代である。「第一次世界大戦で各国の財政が疲弊し増税したので、国際取引について複数の国の課税権が衝突する問題が深刻化<sup>45)</sup>したことから 1920 年代以降、国際連盟を中心に議論され始めた。当時は国際的二重課税の排除が中心であった。第 2 次世界大戦後の国際課税における議論の場は OECD に移っている。「課税しようとする国と課税されるかもしれない対象との間には、課税を正当化する nexus (繋がり、以下略)が一般国際法に照らして必要であると考えられて<sup>46)</sup>いるが、「現代では各国が課税管轄を限界まで行使することを試みているわけではな<sup>47)</sup>く、BEPS2.0 が「限界への挑戦<sup>48)</sup>とみる向きもある。

つまり、各国が課税権を行使することによる二重課税を救済するために国際条約の締結が求められてきたが、経済取引の国際化に伴う国際的租税回避の横行や経済のデジタル化の進展によって、二国間だけでは対応しきれなくなったために、BEPS プロジェクトを立ち上げ、多国間条約の締結という流れが生じたものと考えられる。

一方、「現在、G 7 各国で一般的租税回避否認規定を有していないのは我が国だけであり、近年、制定法として租税回避に対する一般的否認規定を有していなかったアメリカ、イギリスがそれぞれ 2010 年、2013 年にそれぞれ一般的租税回避規定を設けており、また、G20 各国をはじめ、EU 諸国のほとんどが一般的租税回避否認規定を導入してきている<sup>49)</sup>」。さらには、「EU が 2016 年 7 月に租税回避対抗指

<sup>41)</sup> 本庄資「OECD 行動計画までの BEPS への対応」本庄資編著『国際課税ルールの新しい理論と実務—ポスト BEPS の重要課題』(中央経済社 2017) 188 頁

<sup>42)</sup> 本庄資「OECD/G20 BEPS 行動計画の必要性和その概要」本庄・前掲注 (41) 200 頁

<sup>43)</sup> NHKNEWS 2024.7.27. 11:17「G20 財務相・中央銀行総裁会議 共同声明を採択して閉幕」2024 年 7 月 28 日 14:28 アクセス <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240727/k10014526011000.html>

<sup>44)</sup> 時事通信社 2024.7.27.6:25「G20、3 会合ぶり共同声明 為替合意を再確認 財務相会議閉幕」2024 年 7 月 27 日 14:31 アクセス <https://news.yahoo.co.jp/articles/43ffc05e0311f51267a950121a095a84d8670132>

<sup>45)</sup> 浅妻章如『なぜ多国籍企業への課税はままたらないのか』(中央経済社 2023) 93 頁

<sup>46)</sup> 浅妻・前掲注 (45) 108 頁

<sup>47)</sup> 浅妻・前掲注 (45) 108 頁は下記を参照している。水野忠恒「国際租税法の基礎的考察」菅野喜八郎・藤田宙靖編『小島和司博士東北大学退職記念憲法と行政法』(良書普及会 2017) 738 頁

<sup>48)</sup> 浅妻・前掲注 (45) 109 頁

<sup>49)</sup> 鈴木久志「租税回避行為の否認についての一考察—我が国の租税法へ一般的租税回避否認規定を導入することの必要性を中心に—」税務大学校論叢 94 号 18-19 頁 (2018)

令（COUNCIL DIRECTIVE）を採択し、加盟各国に対して、平成 30 年 12 月 31 日までに「一般的濫用対抗ルール」を国内法として措置することを義務付けた<sup>50</sup>」ところである。

このように、国際課税の潮流としては国際的租税回避行為の防止策として多国間条約のみならず、各国国内法制として一般的租税回避否認規定を導入することによって、国境を越えて争われる課税権の争奪戦を行っているところとなってきたと言える。この点では、高橋麻莉氏の「納税者と国税庁の関係性に関する将来的な議論を喚起し、双方がジレンマを克服して、ともに協力しながら国際的な紛争解決手段へ戦略的に臨むことを期待する<sup>51</sup>」とのコメントは注目したいところである。

## Ⅵ 一般的租税回避否認規定は必要なのか

このような「国際的な潮流の中で、我が国だけが一般的租税回避否認規定を有していないということでは、国際的な租税回避への対応という点で問題がある」といった議論もある。また、国内における租税回避行為に対しても、現状の個別的否認規定では十分な対応がとれていないといった問題意識もあり、我が国に一般的否認規定を導入すべきとの意見が多くみられるところである<sup>52</sup>。

とはいうものの、冒頭にみたように、租税回避の否認については個別的否認規定を後付けで立法していく方向性を取ってきた、というのが、戦後一貫して取られてきた我が国における原則であろう。日本 IBM 事件（東京高判 H27.3.25 判時 2267 号 24 頁）やユニバーサル・ミュージック事件（最判 R4.4.21 民集 76 卷 4 号 480 頁）においては、法人税法 132 条の適用が認められなかった事例として挙げられる。一方で、ヤフー事件（最判 H28.2.29）のように法人税法 132 条の適用が認められ、一般的租税回避規定に近いとされる同族会社の行為計算否認規定の適用が認められる事例も多いところである。

ユニバーサル・ミュージック事件では、「法人税法 132 条 1 項は、同行各号に掲げる法人である同族会社灯においては、その意思決定が少数の株主等の意図により左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたもの」であって、「経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいう」とされた。

そして、「当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、(1) 当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、(2) 税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である」とした。そこで本件取引に当てはめてみると、「本件組織再編取引等は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとはいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものであることができる」のであり、「本件借入れは、本件各内国法人の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される約定の下に行われ、実際に、X は、株式を取得して本件各内国法人を自社の支配下に置いたものであり、借入金額が用途との関係で不当に高額であるなどの事情もうかがわれない」ことから、「本件借入れが不自然、不合理なものとはいい難い」として、納税者勝訴判決となったのである。

本件のように、不当減少性要件の解釈は、純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算とする経済的合理性基準説が通説として取られている。しかし、法人税法 132 条はあくまで同族会社に限定した条文であり、いわゆる一般的租税回避否認規定とは言えない。「我が国には、包括的な租税回避否認規定があるが、典型的な同族会社行為否認規定がいろいろ物議を醸してきた。エンティティベースや取引ベースの包括的否認規定にとどまらず、諸外国では多様な GAAR<sup>53</sup>が導入されている。我が国でも、

<sup>50</sup> 鈴木・前掲注（49）19 頁

<sup>51</sup> 高橋麻莉「国際課税の紛争解決手段に関する戦略的考察—四人のジレンマと WTO 酒税格差事件の教訓—」税大ジャーナル 35 号 101 頁（2023）

<sup>52</sup> 鈴木・前掲注（49）19 頁

<sup>53</sup> GAAR（general anti-avoidance rule or general anti-abuse rule）とは、一般的租税回避否認規定のことを指す。

GAAR の国際比較を行い、導入に向けた検討をしなければ、ATP に対応できない<sup>54</sup>」との主張も見受けられる。この点について、今村隆は、日本 IBM 事件に対して「法人税法 132 条の限界が示された事案であり、濫用基準を取り組んだ GAAR による解決を図るしかない<sup>55</sup>」と主張し、「我が国における同族会社行為計算否認規定は、古い規定であり、オーバーホールでまかなわれるようなものではなく、既に限界に来ていると考えられる<sup>56</sup>」と主張する。

そのため、「多国籍企業のいう「経済的合理性」がある場合には税務上「否認」をするなどというとき、その「経済的合理性」とは ALP<sup>57</sup> のいう「非関連者の経済的合理性」と同意義か、グループ企業としてあらゆるものを利用して費用の極小化及び利益の極大化のための差別的アレンジメントであれば「経済的合理性」があるというのか、議論を詰める必要がある<sup>58</sup>」と考えられるのである。

## Ⅶ 濫用概念による一般的租税回避否認規定の是非

そこで、そもそも論として、租税回避は否認されるべき悪であるのか、ということを検討する必要がある出てくるのである。一般的租税回避否認規定（GAAR）を我が国に導入すべし、との論調が多く見受けられるところであるが、BEPS プロジェクトが根絶を目指した国際的租税回避は、租税公平主義が忌避する悪弊なのであろうか。

この点について、本庄資は「通説は、司法上の法形式の濫用を問題にしてきたが、「税法の濫用」、「制度の濫用」を問題にしない点で、現在の OECD、EU の「租税回避」の議論との著しいずれを示している<sup>59</sup>」と指摘した上で、「英国 GAAR（2013）では立法の不備を利用することも「濫用」とされ、租税回避になるとしている。「私法上の法形式の濫用」だけでなく、「租税法規の濫用」も、租税回避として取り扱う学説を確立しなければ、BEPS プロジェクトの実施の段階で、日本は異端視されることになるおそれがある<sup>60</sup>」と危惧を示している。

この点につき、大野雅人は、租税回避否認規定がない場合には、租税法律主義の下において法律の根拠なしに租税回避を否認することは困難であり、「我が国の裁判所も、明文の規定によらない租税回避行為の否認については、慎重な立場を堅持している」とした上で、「他方、英国では、Ramsay 事件判決及びその後の一連の租税回避事件を通じて法の濫用と租税回避の否認についての議論が高まり、最終的には 2013 年財政法によって「濫用」概念を用いた一般的否認規定が制定され、立法的解決が図られた。また、EU では、欧州裁判所が、判例法により「濫用」の概念を確立し、それを間接税（VAT）に適用するとともに、直接税の分野では、欧州理事会が「濫用」の概念を用いた一般的否認規定が 2016 年に EU 指令として採択した。<sup>61</sup>」と指摘する。

また、アメリカは「従来制定法による一般的否認規定を持たず、判例法で租税回避否認原則を発展させてきたが、2010 年に IRC7701 条（o）が新設された。同項は、「経済的実質主義の明確化」（Clarification of Economic Substance Doctrine）との標題の下、経済的実質主義に関係する取引（any transaction to which the economic substance doctrine is relevant）については、①当該取引が納税者の経済的ポジション（略）を実質的に変更させるもので、かつ、②納税者が当該取引を行う実体的な目的（略）を有している場合にのみ「経済的実質」（economic substance）があると取り扱われる<sup>62</sup>」ものである。

このような欧米の一般的租税回避否認規定（GAAR）導入の潮流の中で、世界各国の課税当局は国内法において GAAR を導入しているところであり、わが国においても GAAR を導入すべきとする論調が出始めている。

しかし、「一般的否認規定の導入の是非をめぐる見解の対立は、「同様の経済的利益を享受している者

<sup>54</sup> 本庄資「ポスト BEPS の新しい国際課税ルール」本庄・前掲注（41）234 頁

<sup>55</sup> 今村隆「BEPS と GAAR の役割」、本庄・前掲注（41）487 頁

<sup>56</sup> 今村・前掲注（55）489 頁

<sup>57</sup> ALP（arm's length principle）とは、独立企業原則のことを指す。

<sup>58</sup> 本庄・前掲注（54）234 頁

<sup>59</sup> 本庄資「国際的に共有すべき租税回避の定義」、本庄・前掲注（41）559-560 頁

<sup>60</sup> 本庄・前掲注（59）560 頁

<sup>61</sup> 大野雅人「「法の濫用」概念による BEPS 対策の必要性」本庄・前掲注（41）571 頁

<sup>62</sup> 大野雅人「一般的否認規定（GAAR）導入の必要性」、本庄・前掲注（41）581 頁

の間では、租税負担も同様にあるべきである」という租税公平主義の理念と、「曖昧な内容の規定を租税法に置くべきではない」という租税法律主義の理念との対立である。そしてそれは、同時に、「一部の富裕層等の租税回避により、国家の税収減と一般の納税者の負担増がもたらされるのではないか」との懸念と、「曖昧な内容の規定を根拠として課税当局の恣意的な課税が行われるのではないか」との懸念の対立でもある。<sup>63</sup>」と指摘されるところである。

我が国の租税法規は課税要件明確主義を充たしているとはいえず、通達により国税庁内部における解釈の統一を図らなければ統一的な課税行政さえ成り立たない一面もあるのが現実である。この点につき、品川芳宣は「税務通達の実在については、いわゆる「通達行政」と言われるように、その弊害が指摘されることが多いが、税務官庁内部における解釈の統一（課税の公平）を図るためにも不可欠<sup>64</sup>」であるが、「問題は、その存在が納税者側にも容認されるもの（理論的に容認されるもの）であって、かつその存在が納税者側の法的安定性と予測可能性に資するものであることが必要である<sup>65</sup>」と指摘する。租税法規の予測可能性を覆すような不意打ち課税に対する不信感がその背景にあるものと推測されるところである。また、酒井克彦は、「租税回避の定義との関係で考えると、租税回避を「私法上の選択可能性の濫用」と位置付けることができないわけではないと考えるが、租税回避とは否認規定がなければ否認できないものと捉えたと、「濫用」を租税回避の定義の要素に入れることには躊躇を覚えざるを得なくなる<sup>66</sup>」と指摘した上で、「権利濫用法理による租税回避否認規定を擁するフランスでは、そもそもフランス民法典に直接に権利濫用に関する規定を設けていなかったにもかかわらず、「権利濫用に関する理論は、むしろ権利濫用を法文化した諸国よりも発展した」といわれており（略）、租税回避否認規定において権利濫用法理が採用される法的土壌が形成されていた<sup>67</sup>」し、「ドイツにおいても同様である<sup>68</sup>」と指摘する。そして、「我が国民法が条文上はシカーネ<sup>69</sup>をまた、学説においても客観説が通説ではあるものの（略）、主観説が排除されることに抵抗を示す有力説もあり（略）、裁判例も権利行使の害意性（主観）と、私権と公共的利益との比較考量（客観）という2つの要素を勘案している（略）。これらをかながみると、主観的要件テストのみを前面に出すことには躊躇せざるを得ない。<sup>70</sup>」と指摘する。一方、木村弘之亮は「租税法律主義（憲法 84 条）は権利濫用の禁止原則（憲法 12 条）と両立しないわけではなく、むしろ権利濫用の禁止原則（憲法 12 条）は、憲法価値規定における先順位に憲法規定されている事実を照らし、租税法律主義に内在する制約原理として働いている<sup>71</sup>」と指摘する。

そうすると、わが国における一般的租税回避否認規定（GAAR）導入論の前提となるのは、従来のフランス民法・ドイツ民法とは異なり、実体法として濫用法理を採用してこなかったわが国民法を前提とし、判例法による私権の制限条項も醸成されていないわが国税法においては、憲法 12 条による私権の制限の解釈として成立する制限でない限り、GAAR を導入すること自体が憲法違反のそしりを免れない可能性が出てくる。それゆえに、「一般的に否認規定を創設する場合には、否認のためのできる限り明確な要件を定めることによって、課税当局が課税できるケースを厳格に制限し、納税者の予測可能性を確保することが必要<sup>72</sup>」となるし、政治問題として国会議員に可能な限り理解してもらった上で、明確な租税法規を構築する必要があると言わざるを得ない。通達行政のそしりを受けるような曖昧な定義規定は憲法違反とならざるを得ないと言えよう。

<sup>63</sup> 大野・前掲注（62）、585 頁

<sup>64</sup> 品川芳宣『租税法律主義と税務通達—税務通達をめぐるトラブルの実践的解決—』（ぎょうせい 2003）11 頁

<sup>65</sup> 品川・前掲注（64）11 頁

<sup>66</sup> 酒井克彦『ステップアップ租税法—租税法解釈の道しるべ—』財経詳報社 316 頁（2010）

<sup>67</sup> 酒井・前掲注（66）318 頁

<sup>68</sup> 酒井・前掲注（66）318 頁

<sup>69</sup> シカーネ（schikane）とは、古代ローマ法が規定した、主観的に他人を害する目的での権利行使を禁じたことを指す。

<sup>70</sup> 酒井・前掲注（66）319-320 頁

<sup>71</sup> 木村弘之亮「節税と租税回避の区別の基準」小川英明・松澤智・今村隆編著『新・裁判実務体系 租税争訟（改訂版）』（青林書院 2009）347 頁

<sup>72</sup> 大野・前掲注（62）585 頁



## VIII 一応の結論

「租税政策が政治道德あるいは正義を考慮に入れなければならないことは、長い間当然のことと考えられてきた<sup>73)</sup>」ところであり、国際課税の潮流として BEPS プロジェクトが目指している方向性が政治問題化することにより、各国の課税当局の協力関係が構築され始めていることも大きな流れとしては同様のことであろう。「経済的効率性を別にすれば、租税の枠組みにおいて、伝統的に重視されてきた社会的価値とは公正<sup>74)</sup>」であり、「租税の正義から社会正義への視点を広げることは、伝統的な租税政策分析から離れてはいくが、通常の政治からあまり離れることはない<sup>75)</sup>」。つまり、我々税理士が課税の公平を追求する活動として税政連が果たすべき役割は大きいといえるであろう。

本稿の文脈で言えば、「租税法にたいする反応、つまり可能な場合には、自らの税負担を縮小し、自らの課税後の収入を増加させるための選択を決める際に大きな力を持っているのは経済的な自己利益であ<sup>76)</sup>」り、これこそが租税回避行為へのインセンティブである。

しかし、リバタリアリズム（詳しくは総論第3章平、第4章大島研究員の論考を参考にされたい）の論客であるフランクファートは、「経済的平等主義とは、（略）万人が同じ額の所得と資産（略）を持つのが望ましいとするドクトリン<sup>77)</sup>」であるが、「経済的格差はそれ自体として何ら道徳的な重要性を持っていない<sup>78)</sup>」のであり、「道徳性の観点からすると、万人が同じだけ保有するというのは重要ではない。道徳的に重要なのは、万人が十分に保有することだ<sup>79)</sup>」と言うのである。フランクファートは「むしろ、経済的な不平等の結果として生じた、底辺層の貧困が問題となっている。それなら（略）問題は不平等ではないし、価値があるのは不平等の解消ではない。貧困が問題だ<sup>80)</sup>」というのである。経済的不平等の問題を貧困に原因として求める考え方は、アマルティア・センにも共通するところである。

一方で本研究の思想的バックボーンを担ったロールズがいう「社会的・経済的な不平等が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益を補正する場合に限られる<sup>81)</sup>」という正義の第二原理の考え方は、先進国に本社を置く世界的大企業たる多国籍企業が途上国の子会社から利益を搾取しながら租税負担を軽減排除している現実から鑑みると正義に適っているといえるのであろうか。国際的租税回避の文脈では一般的租税回避否認規定（GAAR）の導入が進められていることは一つの答えである。

だからといって租税回避を悪であると決めつけることができるのであろうか。課税の公平を図るための BEPS プロジェクトの取組みや GAAR 導入論議も、究極のところ言えば、搾取されてきた結果として貧困化してしまった途上国の利益を先進国が奪ってきたにもかかわらず、税源を侵食し、不当に租税負担を免れてきたことに対するアンチテーゼとして語られてきたものであると言える。しかし、わが国税制への対応という意味では、国際的潮流だから、との安易な理由で一般的租税回避否認規定（GAAR）を導入するよりは、明確な租税法規を構築する必要があると考える。

### 【脚注に掲載しなかった参考文献】

21 世紀政策研究所「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方―BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの討議文書の検討―」報告書（2015）

<http://www.21ppi.org/storage/pdf/thesis/150410.pdf>

21 世紀政策研究所「シンポジウム BEPS プロジェクトの総括と今後の展望」21 世紀政策研究所新書 58 号（2016） <http://www.21ppi.org/storage/pocket/pdf/58.pdf>

21 世紀政策研究所「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方―ポスト BEPS の国際協調

<sup>73)</sup> L・マーフィー・T・ネーゲル（伊藤恭彦訳）『税と正義』（名古屋大学出版会 2006）11 頁

<sup>74)</sup> マーフィー・ネーゲル・前掲注（73）11 頁

<sup>75)</sup> マーフィー・ネーゲル・前掲注（73）198 頁

<sup>76)</sup> マーフィー・ネーゲル・前掲注（73）203 頁

<sup>77)</sup> H・G・フランクファート（山形浩生訳）『不平等論―格差は悪なのか？―』（筑摩書房 2016）15 頁

<sup>78)</sup> フランクファート・前掲注（77）15 頁

<sup>79)</sup> フランクファート・前掲注（77）15 頁

<sup>80)</sup> 山形浩生「訳者解説」、フランクファート・前掲注（77）109 頁

<sup>81)</sup> ロールズ・前掲注（23）21-22 頁

の下での国内法改正の動向」報告書（2019） [http://www.21ppi.org/storage/pdf/thesis/190531\\_1.pdf](http://www.21ppi.org/storage/pdf/thesis/190531_1.pdf)  
 21 世紀政策研究所「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方—経済の電子化に伴う課税上の課題—」報告書（2020） <http://www.21ppi.org/storage/pdf/thesis/200710.pdf>  
 全国銀行協会 2020 年度金融調査研究会第 2 研究グループ報告書（2021）  
 金融調査研究会「今後の国際課税制度のあり方」1-46 頁  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_4.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_4.pdf)  
 小川光「OECD・BEPS プロジェクト「第 1 の柱」の課題：税競争理論の観点から」53-63 頁  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_5.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_5.pdf)  
 國枝繁樹「新しい国際法人課税の考察：完全価格差別モデルによる予備的分析」64-89 頁  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_6.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_6.pdf)  
 長谷川誠「国際的二重課税の調整方式と日本企業の利益還流」103-111 頁  
[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_8.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_8.pdf)  
 経済産業省「平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（対内直接投資促進体制整備等調査（BEPS を踏まえた各国動向及び日本企業の対応に関する調査）調査報告書」（TMI 総合法律事務所 2016）  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2015report.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/beps/PDF/2015report.pdf)  
 経済産業省「令和 5 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向及びそれを踏まえた我が国の国際課税制度の在り方等に係る調査研究事業）調査報告書」（KPMG 税理士法人 2024）  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/r5itakuhoukokusyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/r5itakuhoukokusyo.pdf)  
 日本公認会計士協会「法人税法上の包括的な租税回避否認規定の適用をめぐる実務上の問題点」日本公認会計士協会租税調査会研究報告 32 号（2017）  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/publication/files/2-2-32-2-20170323.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/2-2-32-2-20170323.pdf)  
 日本税理士会連合会国際税務情報研究会「BEPS 行動計画 12 の義務的開示制度（MDR :Mandatory Disclosure Rules）が我が国の税制改正及び税務専門家業務に与える影響についての考察」（2022）  
<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/220121toushin.pdf>  
 今村隆・大野雅人『移転価格税制のメカニズム：BEPS プロジェクトと各国の裁判例から読み解く』（中央経済社 2023）  
 大崎満『国際的租税回避—その対抗策を中心として—』（大蔵省印刷局 1990）  
 金子宏編著『租税法の基本問題』（有斐閣 2007）  
 金子宏編著『租税法の発展』（有斐閣 2010）  
 川田剛『節税と租税回避—判例にみる境界線—』（財務経理協会 2009）  
 朝長英樹・新日本アーンストアンドヤング税理士法人監修『国際的二重課税排除のシドと実務—外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度—』（法令出版 2009）  
 中里実・太田洋・広中聡浩・宮塚久編著『国際租税訴訟の最前線』（有斐閣 2010）  
 中里実・太田洋・伊藤剛志編著『BEPS とグローバル経済活動』（有斐閣 2017）  
 本庄資『租税回避防止策—世界各国の挑戦』（大蔵財務協会 1998）  
 本庄資『国際的租税回避—基礎研究』（税務経理協会 2002）  
 本庄資『国際的脱税・租税回避防止策』（大蔵財務協会 2004）  
 本庄資編著『関連法領域の変容と租税法の対応』（財経詳報社 2008）  
 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』（東京大学出版会 2008）  
 水野忠恒編著『国際課税の理論と課題〔改訂版〕』（税務経理協会 1999）  
 諸富徹『税という社会の仕組み』（ちくまプリマー新書 2024）  
 ハツ尾順一『租税回避の事例研究—具体的事例から否認の限界を考える』（清文社 2015）  
 矢内一好『租税条約はこう変わる！ BEPS 条約と企業の国際取引』（第一法規 2018）

青山慶二「途上国の一般的租税回避否認規定(GAAR)の課題とわが国への示唆—新興国を中心に—」*フィナンシャル・レビュー* 126号 47-69頁 (2016)

青山慶二「変遷するグローバルビジネスから見たデジタル経済課税ルールの課題」*フィナンシャル・レビュー* 143号 45-65頁 (2020)

明石英司「BEPSと国際租税戦略の動向」中央大学 CGSA フォーラム 16号 127-139頁 (2017)

阿部泰久「包括的租税回避否認規定創設に対する経済界の考え」*フィナンシャル・レビュー* 126号 174-195頁 (2016)

石川潔「BEPS時代を見据えた国際課税のあり方について—イノベーション企業の無形資産に対する課税を中心として—」*日本経大論集* 48巻 1号 1-23頁 (2018)

石黒秀明「BEPS プロジェクトと開発途上国支援—G20 開発作業部会へ OECD 報告書から—」*税大ジャーナル* 29号 13-41頁 (2018)

井出裕子「移転価格税制における「評価困難な無形資産」に係る一考察—2017年 OECD ガイドライン「事後的な利益水準に基づく調整」の我が国への導入を踏まえて—」*千葉商大論叢* 56巻 2号 143-199頁 (2018)

居波邦泰「「税源浸食と利益移転 (BEPS) に係る我が国の対応に関する考察」(中間報告)」*税大ジャーナル* 23号 129-177頁 (2014)

居波邦泰「税源浸食と利益移転 (BEPS) に係る我が国の対応に関する考察 (1)」*税務大学校論叢* 79号 179-483頁 (2014)

居波邦泰「税源浸食と利益移転 (BEPS) に係る我が国の対応に関する考察 (2)」*税務大学校論叢* 83号 159-459頁 (2015)

居波邦泰「BEPSにおける課税取引スキーム事例 (GAARを含む) に係る立証責任に対する一考察—国際的な立証責任の在り方について—」*フィナンシャル・レビュー* 126号 226-228頁 (2016)

居波邦泰「BEPSによる国際課税制度下での立証責任に対する一考察」*税務大学校論叢* 87号 235-479頁 (2016)

今村宏嗣「ハイブリッド・ミスマッチに対する各国の対応及び我が国における執行上の問題点」*税務大学校論叢* 87号 1-234頁 (2016)

岡直樹「タックスヘイブンとの闘いと国際租税法—新課税権とグローバルミニマム税—」*フィナンシャル・レビュー* 143号 140-171頁 (2020)

緒方健太郎「BEPS プロジェクト等における租税回避否認をめぐる議論」*フィナンシャル・レビュー* 126号 196-225頁 (2016)

沖野洋子「ポスト BEPS 時代のわが国の移転価格税制の課題について—実体法と手続法の両面から—」第 31 回租税資料館奨励賞受賞論文 (2022)

[https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/ronbun\\_2022\\_02.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/ronbun_2022_02.pdf)

上谷田卓「多国籍企業等による税源浸食と利益移転の防止—B E P S 防止措置実施条約の概要と主な論点—」*立法と調査* 399号 3-16頁 (2018)

川田剛「GAAR の補強策, 代替策としての租税回避商品の開示, 登録制度」*フィナンシャル・レビュー* 126号 70-106頁 (2016)

菊谷正人「最低法人税率の全世界的導入—BEPS に関する OECD/G20 包摂的枠組みの成果—」*イノベーション・マネジメント* 19巻 1-22頁 (2022)

塩川嘉久「BEPS プロジェクト後の移転価格税制の現在地と伝統的課題に関する研究—高度にデジタル化された取引の観点から—」一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 2023 年度博士論文 (2024)

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/80906/law020202300103.pdf>

陣田直也「租税競争への対抗と第 2 の柱 (Pillar Two)」*フィナンシャル・レビュー* 143号 76-94頁 (2020)

酒井克彦「我が国における租税回避否認の議論」*フィナンシャル・レビュー* 126号 141-173頁 (2016)

武井知佐「国際的租税回避に対抗する法人税制についての一考察 —B E P S 対抗策と包括的租税回避否認規定の導入を中心に—」第 23 回租税資料館奨励賞受賞論文 (2014)

[https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/\\_media/award/z\\_pdf/ronbun\\_h26\\_14.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/_media/award/z_pdf/ronbun_h26_14.pdf)

角田伸広「移転価格税制における所得相応性基準の適用について—BEPS への対抗措置「移転価格税制

- と価値創造の一致」に係る考察—」京都大学大学院法学研究科法政理論専攻 2017 年度博士論文 (2018)  
<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/232191/5/dhogk00213.pdf>
- 鶴田廣巳「BEPS プロジェクトと国別報告書」大阪経大論集 69 巻 2 号 61-89 頁 (2018)
- 長門貴之「「分野を限定しない一般的否認規定 (GAAR)」と租税法律主義」フィナンシャル・レビュー 129 号 169-193 頁 (2017)
- 中村真由子「BEPS2.0 の紛争解決—グローバルな課税の枠組みにおける実効的な紛争予防 / 解決の必要性—」フィナンシャル・レビュー 156 号 95-113 頁 (2024)
- 藤谷武史「論拠としての「租税法律主義」—各国比較」フィナンシャル・レビュー 129 号 194-217 頁 (2017)
- 増田貴都「グローバル・ミニマム課税の軽減税所得ルール (UTPR) と租税条約」第 19 回税に関する論文奨励賞受賞論文 (2023) [https://www.nouzeikyokai.or.jp/files/pdf/ronbun/2023\\_19/19-2.pdf](https://www.nouzeikyokai.or.jp/files/pdf/ronbun/2023_19/19-2.pdf)
- 松田有加「税源浸食と利益移転プロジェクト 行動 1 第 2 の柱における国際課税原則と課税権の変容」彦根論叢 429 号 20-33 頁 (2021)
- 宮地秀門「「BEPS プロジェクト」及び「BEPS 最終報告書」の検証—BEPS に対処する日本税制の問題—環境創造 (大東文化大学) 25 号 55-120 頁 (2020)
- 森信茂樹「BEPS と租税回避への対応—一般的否認規定 (GAAR) の整備を—」フィナンシャル・レビュー 126 号 5-16 頁 (2016)
- 山川博樹・田中奈名子「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 1 回「最終報告書の概要と今後の見通し」」週刊税務通信 3406 号 11-18 頁 (2016)
- 山川博樹・田中奈名子「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 2 回「行動 13 移転価格文書化の概要と日本企業の実務への影響」」週刊税務通信 3411 号 13-22 頁 (2016)
- 山川博樹・長田大輔「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 3 回「無形資産取引、及び、リスクと資本に係る移転価格ルールの概要と日本企業の実務への影響」」週刊税務通信 3417 号 20-24 頁 (2016)
- 山川博樹・西村憲人「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 4 回「評価困難な無形資産と費用分担取極めの概要と日本企業の実務への影響」」週刊税務通信 3423 号 22-26 頁 (2016)
- 山川博樹・長田大輔「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 5 回「市場固有の特性、受動的関係と低付加価値グループ内役務提供に係る移転価格ルールの概要と日本企業の実務への影響」」週刊税務通信 3430 号 16-19 頁 (2016)
- 山川博樹・平山真澄「BEPS プロジェクト最終報告書の概要と実務への影響第 6 回「BEPS の CFC ルールの概要と日本企業の実務への影響」」週刊税務通信 3435 号 19-22 頁 (2016)
- 吉村政穂「税制の地域統合・国際的調和と租税法律主義」フィナンシャル・レビュー 129 号 66-78 頁 (2017)
- 吉村政穂「国際課税における新たな協調枠組の分析—税のグローバルガバナンスをめぐる議論—」フィナンシャル・レビュー 143 号 66-75 頁 (2020)
- 渡辺智之「BEPS (税源浸食と利益移転) に対する考え方」日本機械輸出組合平成 25 年度国際税務研究会研究論文 (2014) <https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/seminar/h25/BEPS.pdf>
- 渡辺智之「所得相応性基準」日本機械輸出組合平成 28 年度国際税務研究会研究論文 (2017) <https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/shotokusouseikijun.pdf>
- 渡辺智之「国際課税を巡る状況変化と日本企業の対応：ポスト BEPS 時代を見据えて」日本機械輸出組合 2020 年度国際税務研究会研究論文 (2021)  
[https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/JMC\\_Zeimu\\_Repo\\_2020.pdf](https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/JMC_Zeimu_Repo_2020.pdf)
- 渡辺智之「いわゆる BEPS2.0 をどう捉えるか？」日本機械輸出組合 2021 年度国際税務研究会研究論文 (2022) [https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/BEPS\\_toraeruka.pdf](https://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/BEPS_toraeruka.pdf)
- 〔追記〕脱稿後に、増井良啓「南北問題と租税法—グローバルサウスの声にどう向き合うか—」法学研究 98 巻 1 号 464-480 頁 (2025) に接した。

## 日本企業の国際競争力の強化のための領土主義課税

安藤智子（大宮支部）

### 【要 旨】

本論文は、日本経済が直面する国際競争力の低下、人口減少による市場縮小、知的財産流出などの課題を背景に、企業の海外投資促進とその利益の国内還流を税制面から支援し、経済活性化につなげる方策を論じる。

まず、総論によれば、ケイパビリティを主張するアマルティア・センは、日本の潜在能力を高く評価している。そして、ノージックが言うように、自由な経済活動の結果として社会全体が豊かになると言える。そこで、このような仕組みを税制面から支援するために、潜在能力のある企業の海外投資利益を国内に還流させる仕組みが重要であると主張する。

日本の国際競争力ランキングは年々低下し、人口減少による市場縮小も深刻化している。国内需要の拡大が困難な中、企業の海外展開は不可欠だが、利益が国内に戻らなければ経済活性化は望めない。法人税率は段階的に引き下げられてきたものの、アジア諸国と比較して依然高水準であり、税制面での国際競争力強化が必要である。また、知的財産流出やイノベーション停滞も課題であり、国内での開発・創造を促す税制整備が求められる。

具体的には、国外所得免除制度における外国子会社配当金益金不算入制度の拡充を提言する。日本では海外子会社からの配当金の95%が非課税だが、米国などは100%非課税を導入している。100%非課税とすることで、海外に滞留する利益の国内還流を促し、円安是正や国内経済活性化につなげるべきだと論じる。現在、日本の対外直接投資収益の多くが現地に再投資され、国内への還流は限定的である。税制優遇による還流促進は、企業への強いメッセージとなる。しかし、配当金益金不算入制度の効果については賛否が分かれる。制度導入により配当送金が増加したとの研究がある一方、必ずしも国内投資や雇用増加にはつながっていないとの指摘もある。また、租税回避や二重非課税などの問題点も指摘されており、制度設計には慎重な対応が求められる。

そして、国際的には、フランスやオランダなど多くの国が、より広範な資本参加免除制度を整備しており、一定要件を満たせば配当だけでなくキャピタルゲインや一部ロイヤリティも免除対象となる。これにより、経済的二重課税を回避しつつ、企業にとっての税務コストの軽減と予見可能性の向上が図られている。

日本も国際協調を尊重しつつ、領土主義課税制度の拡充による国益確保を目指すべきである。特に、支店と子会社間の税率負担の違い、並びにキャピタルゲインや利子、ロイヤリティについても資本参加免税の導入が検討されるべきだと述べる。さらに、オランダの事前照会制度（ATR）のように、税務の予見可能性を高める仕組みの導入も提案する。これにより、企業は国際取引や投資に関するより効果的な税務戦略を立てることができるようになる。

最後に、税制は単なる課税手段ではなく、国家の経済戦略の要であり、長期的な視点で雇用創出や市場拡大を通じた国の発展に資する改革が求められる。特定の企業や産業への税制優遇が不公平との意見に対しては、機会の公平性が確保されていれば問題はなく、潜在的な成長可能性の高い企業に資源を配分することは社会全体の発展につながると結論づける。

最後に、努力が報われ、将来的に希望が持てる社会の実現が重要であると締めくくる。

## I はじめに

格差について、総論でロールズと対極にあるノージックによれば、適材適所の地位に就くことができるのであれば、「動機づけを与えられたこれらの人々によって生産された追加的な生産物が、彼らに対する誘因のための支出以上のものになる」<sup>1</sup>から、自由に経済活動を行うことの帰結として社会が豊かになり、ひいては社会の最下層にいる者も豊かになるのではないかと主張し、アマルティア・センによって異なる潜在能力に着目して、これを充実させることで、所得や福祉などの基本財が有意に分配されていくとする「ケイパビリティ（潜在能力）アプローチ」<sup>2</sup>の理論を提唱している。そして、センは、日本のケイパビリティ（潜在能力）を高く評価している<sup>3</sup>。

ケイパビリティ（潜在能力）があるからこそ、ノージック<sup>4</sup>が言うように、自由に経済活動を行うことの帰結として社会が豊かになり、ひいては社会の最下層にいる者も豊かになるのと言える。そこで、このような仕組みを税制面から支援するために、潜在的な可能性がある海外投資をしている企業に資金を日本に還流してもらうことが必要であると考ええる。

我が国の国際競争力ランキング<sup>5</sup>（図の1）は、年々低下し、2024年は38位である。我が国は、とかくブランディングが欧米に比べて弱いと言われている。一企業がグローバルブランディングを進めていくだけではなく、国として他国に負けないブランド力をつける必要がある。国もブランドとなりえるのだ。製品の開発国などから想起させる信頼感、安心感などはブランドそのものではないのか。税制で我が国の魅力を伝えようではないか。

（図の1）国際競争力ランキング



出典：IMD「世界競争力年鑑」各年版を基に三菱総合研究所作成

<https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/20241211.html#:~:text=2025/04/27> 確認

人口減少（図の2）による市場規模の縮小が見込まれている今、できることは何なのか。国内の需要を拡大することが困難なことから、企業には国外の市場に目を向けてもらう必要がある。しかし、国外に目を向けても国外に企業が流出してしまっては本末転倒である。

<sup>1</sup> ロバート・ノージック（島津格訳）『アナーキー・国家・ユートピア－国家の正当性とその限界－』（木沢社、平成12年）315頁、詳しくは、総論第3章「ロールズの対局とされるノージック」を参照

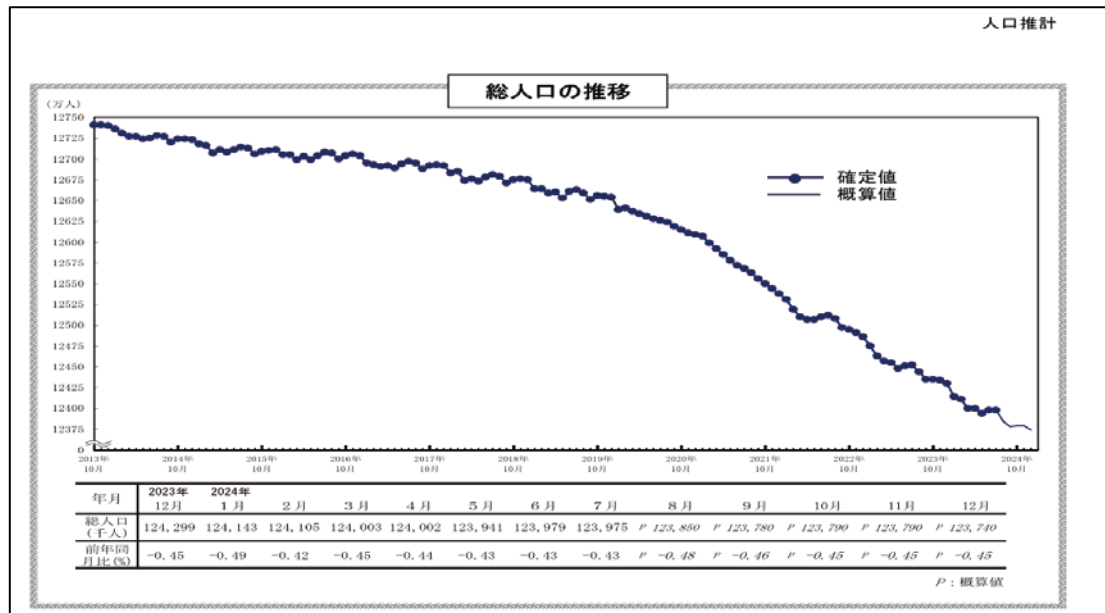
<sup>2</sup> 詳しくは、総論第2章「アマルティア・センの正義に関する議論から－公平性全般への経済的な視座からの税制を考える－」を参照

<sup>3</sup> ダイヤモンドオンライン「日本経済は世界のモデルになる」ノーベル経済学賞のアマルティア・セン教授に聞く（2017.11.2）<https://diamond.jp/articles/-/145792> 2025/07/27 確認

<sup>4</sup> ノージック・前掲注（1）

<sup>5</sup> スイスのビジネススクールの国際経営開発研究所（IMD）は6月18日、世界競争力ランキング2024を発表した。JETRO <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/06/f228876d68486d7d.html> 2025/04/27 確認

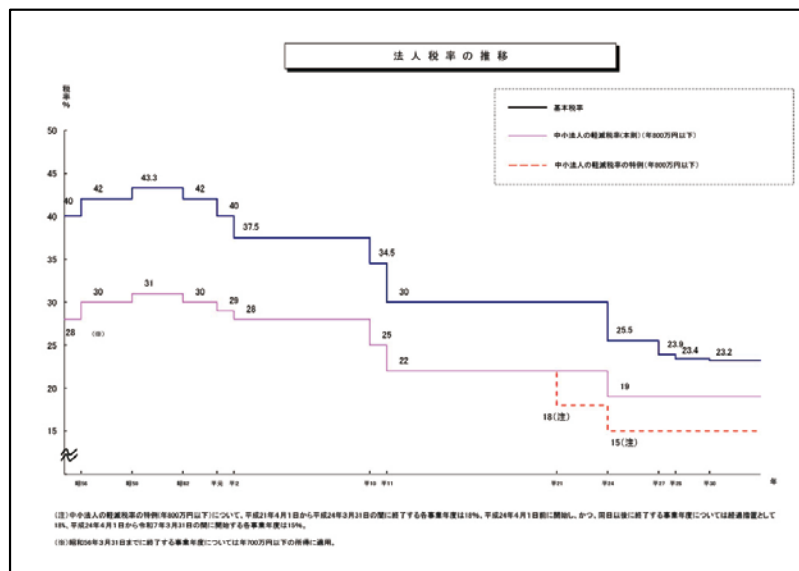
(図の2) 日本の人口推移



出典:「人口推計」(総務省統計局)

我が国の法人税の基本税率は、各国が国内経済の活性化と国際競争力の維持を図るために税率を下げているため、2015年度から段階的に税率を下げ(図の3)、現在23.2%(法人実効税率<sup>6</sup>29.74%)となっている。しかし、海外の国(特にアジア諸国)と比較(図の4-1、4-2)した場合依然として高いと言わざるを得ない。税に係るコストを最小限にして、国内だけではなく、海外の企業とも戦っていかなければならない。

(図の3) 日本の法人税率の推移

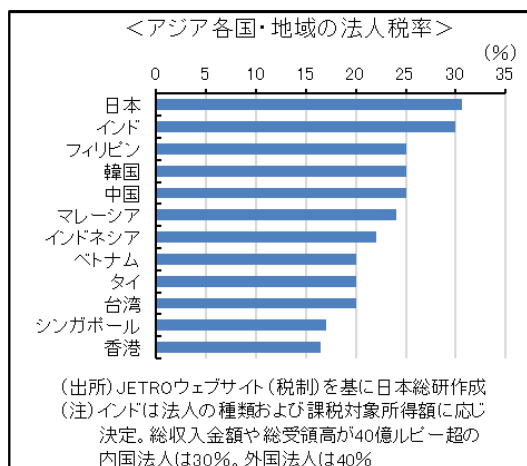


出典:財務省 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/082.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.pdf) 2025/04/27 確認

<sup>6</sup> 実効税率について、日本では通常、「事業税などの損金算入効果を調整した後の法人税等の税率」を指すが、一方、英語で "effective tax rate" という、単純に「税金を所得(または利益)で除したもの」であり、「本当の税率」を指すものである。当該 ETR (Effective Tax Rate) は、第2の柱 (Pillar Two) における GloBE ルール (Global Anti-Base Erosion rules) の文脈で登場する用語である。その文脈における ETR も、単純に「税金÷所得(利益)」で計算される。

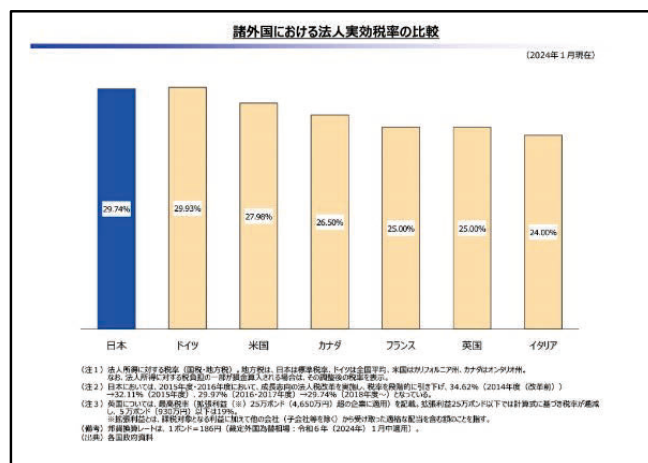


(図の4-1) アジア諸国の法人税率



出典：SMBC Asia Monthly 第149号  
(2021年8月)<sup>7</sup>

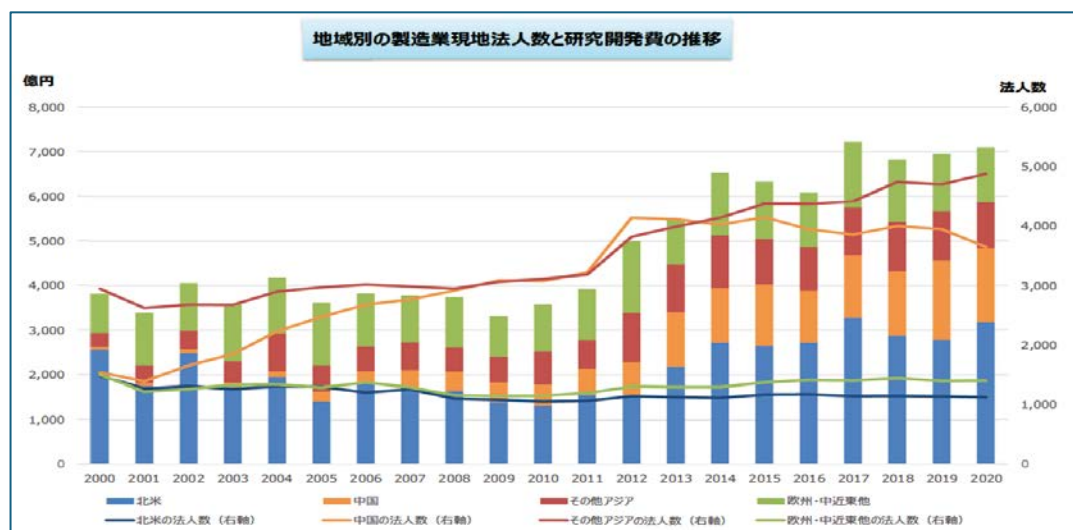
(図の4-2) 先進国の法人税率



出典：財務省<sup>8</sup>

また、日本が魅力ある国として外国企業が日本への投資を渴望するように仕向けることも重要である。特に国内企業による知的財産等の無形資産の流出(図の5)を止めるのは言うまでもなく、国内で知的財産の開発や創造を望むような仕組みを作らなければならない。そうしなければ日本企業の海外への流出や海外からの投資の引き上げを止めることはできない。企業が、新興国市場の消費者ニーズに応えようとするとき、当該市場から地理的に近く税制面でも優遇する国に知的財産を移転することは、容易である。

(図の5) 無形資産の海外流出



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」<sup>9</sup>

<sup>7</sup> [https://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/resources/pdf/info\\_asia\\_01\\_pdf084.pdf](https://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/resources/pdf/info_asia_01_pdf084.pdf) 2025/04/27 確認

<sup>8</sup> [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/084.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.pdf) 2025/04/27 確認

<sup>9</sup> 「データで見る我が国の民間部門における研究開発投資状況 令和5年3月」19頁 [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/kenkyu\\_innovation/pdf/028\\_06\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/pdf/028_06_00.pdf) 2025/04/27 確認

日本企業が、海外で勝てるもの（商品やサービス）や、日本が海外に誇れるものを生み出す環境を整備しなければならない。イノベーションのジレンマ<sup>10</sup>を回避し、破壊的イノベーション<sup>11</sup>の育成をする必要がある。

しかし、日本の企業が国外投資をし、または、海外からの投資を呼び込むためには、以下のような沢山の障壁がある。

- ・ 非関税障壁や為替リスク
- ・ 言語の違いによるコミュニケーションへの課題
- ・ 文化や商習慣の違い
- ・ 規制や法制度の違い
- ・ 地政学的リスクその他

このように沢山の障壁があるにもかかわらず、規定内容が厳格で、手続きが煩雑な税制では企業活動の大きな足かせになる。もっと税制面から国内企業の海外投資および国内進出をする企業を支援し、日本の魅力を感じさせることも必要ではないかと思う。ムチばかりではなく、アメが必要である。ビジネスのしやすい国<sup>12</sup>になろうではないか。

国内企業に海外投資を促進させ、国外で獲得した利益を国内に還流させやすくすることにより、国内での経済活動を活性化させ、そのことによる国内企業の新たなイノベーションの創設及び海外からの投資を呼び込むための仕組みが、結果的に雇用の創出や日本企業の国際競争力の強化につながる<sup>13</sup>のではないと思う。

つまり、「海外直接投資による収益を国内に還流して、その資金で設備投資を行う、または、国内所得として還元して消費を増やし、国内マクロ経済<sup>14</sup>の成長に寄与するというメカニズム」<sup>15</sup>（図の6）が重要であると考ええる。

<sup>10</sup> (英:The Innovator's Dilemma) ハーバード・ビジネススクールのクレイトン・クリステンセン教授によって、1997年に自身の著書の中で提唱された。玉田俊平太 監修、伊豆原弓 訳『イノベーションのジレンマ 増補改訂版－技術革新が巨大企業を滅ぼすとき』（翔泳社、2020）

「イノベーションのジレンマとは、業界トップになった企業が顧客の意見に耳を傾け、さらに高品質の製品サービスを提供することがイノベーションに立ち後れ、失敗を招くという考え方。」

[https://mba.globis.ac.jp/about\\_mba/glossary/detail-11714.html](https://mba.globis.ac.jp/about_mba/glossary/detail-11714.html) クロービス経営大学院 NBA 用語集 2025/04/30 確認

<sup>11</sup> クリステンセン・前掲注（10）において提唱されたイノベーションモデルの一つである。

「既存の市場で求められる価値を低下させつつ、新しい価値基準を市場にもたらしイノベーションのことであり、「持続的イノベーション」の対義語にあたる。」

<https://www.utokyo-ipc.co.jp/column/disruptive-innovation/> 東京 IPC 2025/04/30 確認

<sup>12</sup> 世界銀行の「Ease of doing business index」による2020年のランキングでは、日本は29位となっている。16頁 <https://documents1.worldbank.org/curated/en/688761571934946384/pdf/Doing-Business-2020-Comparing-Business-Regulation-in-190-Economies.pdf> 2025/04/27 確認

<sup>13</sup> 内閣府 令和5年6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針2023)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。「経済財政運営と改革の基本方針2023について(別紙)」7頁 (令和5年6月16日閣議決定)

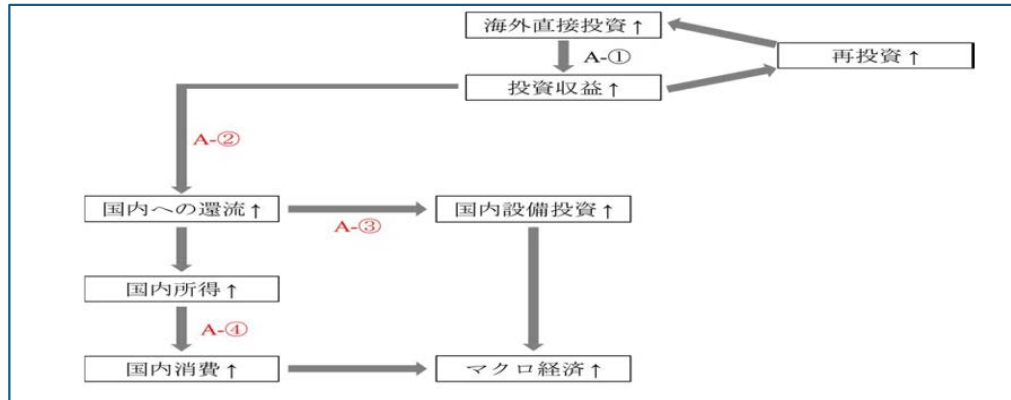
[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf) 2025/05/01 確認

<sup>14</sup> マクロ経済とは、経済を捉える際に、一国の経済全体をみるもの。経済の三態(政府・企業・家計)を総体としてみる。GDP 成長率などの経済成長率や、消費者物価指数などの物価指数など、経済指標等で、経済を数値的に捉える。Weblio 辞書

[https://www.weblio.jp/content/%e3%83%9e%e3%82%af%e3%83%ad%e7%b5%8c%e6%b8%88#goog\\_rewarded](https://www.weblio.jp/content/%e3%83%9e%e3%82%af%e3%83%ad%e7%b5%8c%e6%b8%88#goog_rewarded) 2025/04/27 確認

<sup>15</sup> 松林洋一「第8章 海外直接投資の新たな潮流とマクロ経済：資金循環の視点から見た展望」136頁 財務省『日本経済と資金循環の構造変化に関する研究会』報告書(令和6年6月) <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/fy2023/junkanreport08.pdf> 2025/04/27 確認

(図の6) 海外直接投資を国内経済成長に組み込むメカニズム



出典：財務省『日本経済と資金循環の構造変化に関する研究会』報告書 137 頁（前掲注 15）

国際課税<sup>16</sup>に目を向けた時、海外に進出する企業が企業活動をするにあたり、殆どの企業は、租税回避を目的としている訳ではない。

そこで、国外投資（図の6 A-②）の内、領土主義課税<sup>17</sup>の具体的制度の一つである国内企業の国際課税に係る二重課税排除における国外所得免除制度<sup>18</sup>の拡充としての外国子会社配当金益金不算入制度及び資本参加免税制度（Participation Exemption）<sup>19</sup>による国内への資金還流の仕組みについて、提言したい。

上記の仕組みを提言した理由は、我が国は現在まで、国外所得免除制度のうち、外国子会社配当金益金不算入制度（法第23条2）によって、国内に資金を還流させようとしていたが、最近の我が国の企業は、海外への販路を輸出から現地法人にシフトしてきている。海外現地法人の収益が思ったように国内に還流せず、そのまま現地に滞留あるいは、円転されないまま海外現地法人などに再投資されているといわれている。日本の年間対外直接投資収益 20 兆円のうち 10 兆円近くが、再投資収益としてそのまま海外に留保され、毎年積み上がっている状況である（図の7）。

国内に資金を還流させることは、現在の円安傾向に歯止めをかける副産物としての効果も期待できる。外国子会社からの配当金 95% の非課税を 100% に引き上げることで、海外資金を国内に還流し、円安に歯止めをかける<sup>20</sup>べきである。現在 95% は非課税であるため、5% 引き上げたとしても大きな影響にはならないかもしれない。これに対して、みずほ銀行の唐鎌大輔氏は、「企業に対するメッセージとなる」<sup>21</sup>と、述べている。

<sup>16</sup> 「国際的経済活動に対する課税を国際課税 (international taxation) とい」う。金子宏『租税法 [第二四版]』（弘文堂、令和 3 年）559 頁

<sup>17</sup> 課税管轄に関する 2 つの基本的な考え方で、領土主義課税 (Territorial Taxation) と全世界所得課税 (world-wide taxation) がある。（Ⅱ 4 を参照）

<sup>18</sup> 国外所得免除制度 (Exemption of Foreign PE Income) とは、課税権を属地的にとらえて、国外に源泉のある所得を課税の対象から除外する方法である。（Ⅱ 4 を参照）

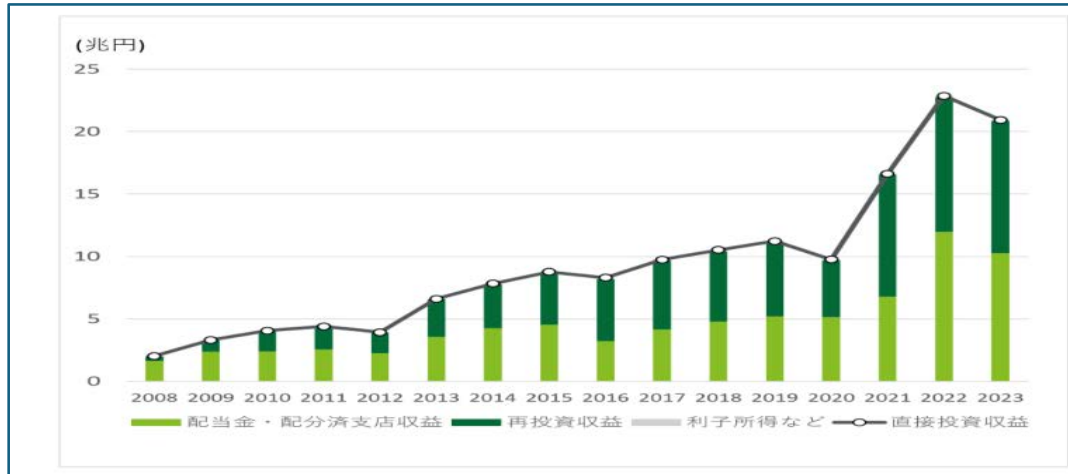
<sup>19</sup> 資本参加免税制度 (Participation Exemption) とは、企業グループ内で得られた利益に対しては、法人税を 1 回しか課税されないようにする制度である。配当を受け取った企業は、その配当原資となった所得について、配当支払企業により法人税が納税されていると考えられるため、再度納税の必要はないとする。我が国の受取配当益金不算入制度と似ているが、外国企業からの配当も免税とする点に相違がある。ただし、すべての配当が免税とされるわけではなく、配当受取法人が配当支払企業の株式を少なくとも 5% を保有していること等の要件を満たす必要がある。（Ⅱ 5 (3) を参照）

<sup>20</sup> 日本総研「Research Eye」立石宗一郎 No.2024-021 令和 6 年 6 月 7 日 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=108161> 2025/04/27 確認

<sup>21</sup> 財務官の懇親会に出席したみずほ銀行の唐鎌大輔氏は、「少しでも外貨の日本への流入が必要だと考えるのであれば、この 5% に対してでも税優遇は必要で、企業に対するメッセージになる」と強調。物価高を受け、企業のさらなる従業員の賃上げが求められる中で、「賃上げの原資として海外で稼いだ利益を日本に還流させる当てもある」と、述べている。産経ニュース

<https://www.sankei.com/article/20240430-4FOGA6D7GJDY5IYV4BK5JZ6YP4/> 2025/04/27 確認

(図の 7) 海外直接投資収益および内訳



出典：デロイトトーマツ

<https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/001146.html> 2024/12/30 確認

そして、国内に還流された資金をもとに国内外からの投資を呼び込むためにイノベーションボックス税制その他の投資促進税制により、日本の経済的ブランド力が増し、国内企業及び外国企業からの更なる投資により、経済の好循環が生まれるといえる<sup>22</sup>。

## Ⅱ 領土主義課税の拡充による国内への資金還流にむけて

### 1 我が国の外国子会社配当金益金不算入制度

#### (1) 導入までの税制経緯<sup>23</sup>

我が国は、国際的な二重課税を調整するための手段として、昭和 28 年に導入された直接外国税額控除制度及び昭和 37 年の税制改正により外国子会社配当金について、間接外国税額控除制度を採用してきた。もともと、間接外国税額控除は、商社等が海外に事業展開した場合に、外国での投資活動を促進し、国際的な競争力を高めるための重要な手段として支店形態と子会社形態での課税バランスをとるものであった。

しかし、外国税額控除制度については、その余裕枠の濫用事件<sup>24</sup>による昭和 63 年以降の税制改正<sup>25</sup>により制度が複雑化し、納税者にとって多大なるコストがかかるものになった。

<sup>22</sup> 鈴木準氏は、「資金還流の動向と外国子会社配当金益金不算入制度の位置付け－対外投資収益と超高齢日本の所得源泉」『税務弘報』（平成 24 年 3 月号）113 頁において、「優良な日本企業の株式の相当部分は外国人投資家が保有しており（中略）、海外からの所得還流分のすべてが日本の所得になるわけではないし、（中略）日本から海外へ投資を行って所得を還流させるという一步通行の発想には限界がある（中略）国内に十分な投資機会がなければならない。すなわち、双方向で資本の流れが拡大する好循環が必要と考えられる。」と、述べている。

<sup>23</sup> 松田直樹「外国子会社配当益金不算入制度創設の含意－移転価格と租税回避への影響に関する考察を中心として－」『税大論叢』63 号（平成 21 年 6 月）48 頁～57 頁 その他、松永真理子「外国子会社からの配当に関する一考察」立教経済学研究 第 78 巻第 1 号（平成 6 年）95 頁～113 頁、関谷浩一＝西田宏之「外国子会社配当益金不算入制度創設による国際税務戦略への影響」『税務弘報』（平成 21 年 4 月号）170 頁～176 頁

<sup>24</sup> 最判平成 17 年 12 月 19 日（民集 59 巻 10 号 2964 頁）TAINS Z 2 5 5 - 1 0 2 4 0

<sup>25</sup> 昭和 63 年以降の外国税額控除の改正

- ・昭和 63 年 ①非課税所得の 1/2 を国外所得から除外、②国外所得を全世界所得の 90 % に制限、③高率外国税額（50% 超）の高率部分を控除対象となる外国税額から除外、④控除余裕額、控除限度超過額の繰越期間を 5 年から 3 年に短縮
- ・平成 4 年 ①非課税所得の国外所得からの除外割合の 1/2 から 2/3 への拡大、②間接税額控除対象法人を外国孫会社まで拡大
- ・平成 13 年①外国所得税・法人税の定義明確化、②通常行われると認められない取引に係る外国税額の除外

## (2) 導入経緯と趣旨<sup>26</sup>

近年、日本企業における海外事業展開は急速に進展したことにより、海外生産比率が年々上昇<sup>27</sup>していることに伴い、海外子会社の利益も顕著に増加<sup>28</sup>すると共に、これらの利益の大部分が国内に還流されることなく、海外に内部留保される傾向が定着しつつある。経済産業省の「海外事業活動基本調査」(2008年)によれば、海外子会社における内部留保額は年2～3兆円の規模で増加し、平成18年度には約17兆円に達していた<sup>29</sup>。このような利益の滞留は、日本経済における資金循環を停滞させ、国内の研究開発・雇用等への再投資機会の喪失を招くとの懸念が示されていた。こうした問題認識に基づき、それらを国内に還流させる制度的環境整備の必要性が閣議決定<sup>30</sup>された。

この方針に基づき、平成21年度税制改正では、従来の間接外国税額控除制度に代わり、一定の条件を満たす外国子会社からの配当金について、内国法人の所得計算上95%を益金不算入<sup>31</sup>とする「外国子会社配当金益金不算入制度」(法23の2)が導入された。本制度は、配当政策に対する税制中立性を確保しつつ、二重課税排除の簡素化と配当還流の促進を目的とするものであるとしている

## (3) 我が国が導入した外国子会社配当金益金不算入制度による効果とその問題点等

### ① 当該制度による効果

ア. 当該制度の効果については、京都大学 長谷川誠准教授の先行研究<sup>32</sup>がある。

長谷川准教授は、2009年度税制改正による当該制度については、次のような効果があったと述べている。

「①配当への源泉徴収税率の低い国に立地する海外子会社が親会社への配当送金を増加させた。②特に、内部留保残高の大きな子会社が税制改正に強く反応して配当を増加させた。③配当源泉税率の低い国に立地する子会社は使用料から配当へと利益送金の手段を部分的に変更した。④税制改正に反応して国内の親会社のもとに還流した資金は、主に株主還元(配当・自社株買い)を増加させるために使われた。⑤法人税率の低い国で日本企業による海外合併・買収を増加させた。⑥多国籍企業の利益移転を(一時的に)活発化させた。」<sup>33</sup>

「外国子会社配当金益金不算入制度の目的は、海外からの資金還流に際しての税制上の障害を取り除くことであった。税制改正後は配当還流税の低下度合いに応じて、配当源泉税率や法人税率の低い国に立地している子会社が配当を増加させたことは、以前より外国税額控除方式の下では配当還流税が利益還流の障害になっていたことを示唆している。そして、2009年度税制改正はその障害を取り除く効果があったと評価できる。また、新制度の下では配当源泉税率の配当送金への影響が強くなっている。このことは、今後配当による利益還流を一層促進するためには、二国間租税条約で定められている配当源泉税率を引き下げることが以前よりも有力な手段であることを示唆している。」<sup>34</sup>

<sup>26</sup> 『改正税法のすべて(平成21年版)』(大蔵財務協会,平成21年7月)425頁

<sup>27</sup> 経済産業省『海外事業活動基本調査(平成19年度実績)』(平成20年5月公表)  
file:///C:/Users/tomok/Downloads/h2c420kj%20(3).pdf 6頁 2025/04/27 確認

<sup>28</sup> 経済産業省・前掲注(27)9頁

<sup>29</sup> 経済産業省『海外事業活動基本調査』平成20年,Excelファイル23

<sup>30</sup> 「経済財政改革の基本方針2008について」平成20年6月27日閣議決定,7頁

<sup>31</sup> 残り5%が益金算入となるのは、我が国親会社における子会社管理費等として損金算入されるとみなした概算相当額である。実額ではなく、概算であるのは、納税者の事務負担軽減の観点からである。

このことについて、青山慶二教授は、「外国子会社配当益金不算入制度の考察」の中で、「親会社から子会社への出資に伴う費用(負債利子等)は既に親会社において損金算入済みであり、その分を益金不算入にすることは納税者に二重の便益を与えることになるから」と、述べている。(筑波ロー・ジャーナル6号,2009-9)106頁

<sup>32</sup> 長谷川誠「国際課税制度が企業活動に与える影響:外国子会社配当金益金不算入制度に着目した研究」宇井貴志他3名編『現代経済学の潮流 2021』(東洋経済新報社,令和3年)99頁～151頁 当該研究には、経済産業省の「海外事業活動基本調査」及び「企業活動基本調査」の個票を利用している。

<sup>33</sup> 長谷川・前掲注(32)99頁～100頁

<sup>34</sup> 長谷川・前掲注(32)121頁



イ. 当該制度について効果が不明、又は、再投資に回されるといった意見<sup>35</sup>

- ・渡辺教授は、「データを検証した限りでは、外国子会社配当益金不算入制度が導入されたために、国外から資金が還流され、かつ当該還流資金が国内において有効に投資されるという『期待された効果』の発生は、必ずしも明らかにすることはできなかった。」<sup>36</sup>と、述べている。
- ・櫻田准教授＝中西教授は、「実際に資金還流が発生したとしても、資金が株主への配当原資となる可能性を否定できない。そしてまた、経済産業省が当初目論んだ国内における研究開発促進が達成されなければ、更なる海外投資や海外への技術移転を許してしまいかねない。」<sup>37</sup>と、述べている。

② 当該制度に関する問題点と課題についての議論については、以下のようなものがある。

- ア. 増井良啓教授は、「外国子会社配当の益金不算入制度は何のためにあるか」<sup>38</sup>の中で、当該制度が、全世界型とテリトリアル型との折衷であるために、以下の問題点を指摘している。
- ・「外国子会社が外国法人税を納付しておらず、かつ、日本親会社が受取配当を益金不算入するという現象が生ずる。いわゆる「二重非課税（double non-taxation）」である。」<sup>39</sup>と、指摘している。
  - ・内国法人が外国に設ける支店の扱い、外国子会社株式の譲渡損益、持株割合 25%（あるいは条約で定める所定の税率）未満の場合は、テリトリアル型ではなく、全世界型課税となる<sup>40</sup>。
- イ. 松田直樹教授は、「外国子会社配当益金不算入制度創設の含意－移転価格と租税回避への影響に関する考察を中心として－」<sup>41</sup>の中で、以下の問題点を指摘している。
- ・「租税回避行為等が誘発されるなど、本件措置によるデメリットも生じ得ると想定されるところ、デメリットに対処するための特段の手当てはされていない。」<sup>42</sup>このことについて、「国際投資等の促進策と租税回避行為の牽制策とのバランスの実現に資する措置を講じることを前向きに検討することが必要なのではないかと思料」<sup>43</sup>している。
- ウ. 青山慶二教授は、「わが国の海外利益の資金還流について－海外子会社からの配当についての益金不算入制度－」<sup>44</sup>の中で、以下の課題を指摘している。
- ・子会社・支店間の取り扱いのバランス、子会社株式のキャピタルゲイン、他の投資所得、利子、ロイヤリティの課税問題
  - ・子会社配当に対応する関連費用の取り扱い
  - ・租税回避への対応の確保について、子会社合算税制のあり方、移転価格税制の確実な執行、トリートメントショッピングへの対応
  - ・租税条約との整合性及び経過措置についての検討
- エ. 安部和彦教授は、「外国子会社配当益金不算入制度の導入により制度の簡素化・負担軽減の恩恵を受けつつも、他方で移転価格税制の複雑化・事務負担の増大に直面している。」<sup>45</sup>と、指摘している。

<sup>35</sup> 鈴木・前掲注（22）において、「海外からの所得還流分のすべてが日本の所得になるわけではない」と、述べている。

<sup>36</sup> 渡辺徹也「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果－資金還流税制といえるか－」87頁、租税法学会編『国際化の中の企業課税の動向』（有斐閣、2012）

<sup>37</sup> 櫻田譲＝中西良之「外国子会社利益の国内環流に関する税制改正と市場の反応」（租税資料館賞受賞論文集 20（上）、1-25、2011-11）6頁

<sup>38</sup> 増井良啓「外国子会社配当益金不算入制度は何のためにあるか」村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』203-220頁（清文社、2012年6月）203頁～220頁

<sup>39</sup> 増井・前掲注（38）211頁

<sup>40</sup> 増井・前掲注（38）213頁～214頁

<sup>41</sup> 松田・前掲注（23）

<sup>42</sup> 松田・前掲注（23）3頁

<sup>43</sup> 松田・前掲注（23）12頁

<sup>44</sup> 『租税研究』（平成20年12月号）141頁

<sup>45</sup> 安部和彦「外国子会社配当益金不算入制度導入の意義とその評価－我が国の国際課税制度体系における位置付けの検討－」『税経通信』（平成24年4月号）162頁

## 2 国外所得免除制度と外国子会社配当金益金不算入制度の関係

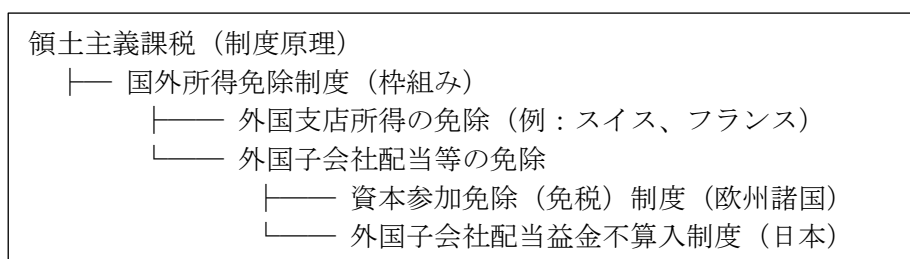
(図の 8) 制度の関係性

| 項目  | 国外所得免除制度                | 外国子会社配当金益金不算入制度       |
|-----|-------------------------|-----------------------|
| 範囲  | 広い (包括的な免除制度)           | 狭い (外国子会社の配当金に限定)     |
| 意義  | 領土主義課税を構成する制度(3を参照)     | 左の考えを日本で具体的に実施した制度    |
| 関係性 | 抽象的な「制度の枠組み」            | 左の一実施形態 <sup>46</sup> |
| 目的  | 国際的な二重課税排除と、企業の競争力強化を目的 | 同左                    |

(筆者作成)

## 3 領土主義課税とその個別制度との関係

(図の 9) 制度の関係性



(筆者作成)

## 4 外国税額控除制度と国外所得免除制度<sup>47</sup>

国際的二重課税の排除の方法として、経済開発協力機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) のモデル条約では、第 23A 条 (国外所得免除制度) 及び第 23B 条 (外国税額控除制度) を定めている。

### (1) 国外所得免除制度と外国税額控除制度の概要

#### ① 国外所得免除制度の概要

「課税権を属地的にとらえて、国外に源泉のある所得を課税の対象から除外する方法である (こ

<sup>46</sup> 増井・前掲注 (38) 204 頁～205 頁の中で、「二重課税の排除方式と位置づけつつ、部分的に国外所得免除方式をとったという理解も多い。」とし、金子宏教授は、「現行制度においては、税額控除方式と国外所得免除方式とが併存していることになる。』『金子・前掲注 (16)』と指摘しており、藤井保憲教授は、「全面的な国外所得免除方式への移行とはいえないが、外税控除方式から国外所得免除方式への動きの 1 つと捉えることができる」『国外所得課税・国外所得免税の正当化と執行上の問題点』(大蔵財務協会, 平成 23 年) 436 頁と述べており、外国子会社配当金益金不算入制度は、国外所得免除方式の一実施形態であると言える。

<https://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/doc/FestschriftMurai.pdf> 令和 7 年 4 月 27 日確認 さらに、長谷川誠教授・清田耕造教授は、経済産業研究所 (RIETI) ディスカッションペーパー「国外所得免除方式の導入が現地法人の配当送金に与えた影響:『企業活動基本調査』および『海外事業活動基本調査』による分析」の中で、「日本では 2009 年度税制改正において、外国子会社配当益金不算入制度が導入され、内国法人が海外子会社から受け取る配当が一定の条件のもとで非課税 (益金不算入) となった。その結果、法人所得に関する日本の国際課税制度は、それまでの全世界所得課税方式 (外国税額控除方式) から国外所得免除方式へと移行した。」と、述べている。

[https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/13050031.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/13050031.html?utm_source=chatgpt.com) 2025/04/27

<sup>47</sup> 増井良啓＝宮崎裕子『国際租税法 [第 4 版]』(東京大学出版会, 令和 4 年) 156 頁～158 頁



の方法の基礎になっている制度原理を領土内所得課税主義（territonality principle）という。」<sup>48</sup>  
これは、「自国の国民や企業が、所得の源泉地国においてその国においてその国および他の国々の国民や企業と同じ条件のもとで競争しうる、という意味での公平性および中立性の維持に役立つ。」<sup>49</sup>  
これを資本輸入中立性（Capital Import Neutrality:CIN）という。

## ② 外国税額控除制度の概要

「国家の課税権を属人的にとらえて、自国の国民や法人の所得につき、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、そのすべてを課税対象とする制度（これを全世界所得課税主義（worldwide system）という）をとったうえで、外国政府に納付した所得税ないし法人税の税額（これを外国税額という）を自国の所得税ないし法人税の税額から控除する方法である。」<sup>50</sup> これは、「国内に源泉のある所得と国外に源泉のある所得との間の課税の公平の維持に役立つのみでなく、投資や経済活動を国内において行うかそれとも国外において行うかについて税制の中立性を維持することにも役立つ。」<sup>51</sup> これを資本輸出中立性 Capital Export Neutrality:CEN）という。

## （２）国外所得免除制度に関する議論<sup>52</sup>について、以下のようなものがある。

ア．広瀬富雄教授は、「国外所得に対する課税を免除することにより、国外所得の発生時期と納付確定時期のずれに起因する問題が生じないこととなる。」<sup>53</sup> と、述べている。また、二重非課税の問題については、「源泉地国で課税されていることを条件に国外所得免除とする旨を国内法に規定することが考えられる。」<sup>54</sup> 旨を提言している。

イ．浅妻章如教授は、「外国税額控除方式と国外所得免税方式のどちらが最適とされるかについては、モデルの前提によって大きく左右されるということを改めて想起すべきである。資本輸出中立性の議論が確立した後も、大国・小国の区別や各国の税率変更の可能性を盛り込むなどした様々なモデル論が展開されており、両方式の優劣はモデルによって様々である。資本輸出中立性が最も良く知られた議論の地位を保ってはいるものの、学問的には、両方式の優劣は「時と場合によりけり」と言わざるをえない状況なのではないかと思受けられる。」<sup>55</sup> と、述べている。

<sup>48</sup> 金子・前掲注（16）573 頁

<sup>49</sup> 金子・前掲注（16）573 頁

<sup>50</sup> 金子・前掲注（16）572 頁～573 頁

<sup>51</sup> 金子・前掲注（16）573 頁

<sup>52</sup> その他、鈴木将覚氏が、「国外所得免除方式をどう考えるか～新たな国際課税制度と今後の着目点～」の中で、賛否を述べている。みずほレポート（平成 21 年年 4 月 23 日発行）93 頁  
<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mhri/research/pdf/report/report09-0423.pdf> 2025/04/27 確認、松田直樹教授は、想定されるメリット・デメリットを「国際所得免除制度が惹起する課題」で、述べている。『租税研究』（平成 22 年 1 月号）42 頁～45 頁、その他、藤井・前掲注（46）438 頁～441 頁

<sup>53</sup> 広瀬富雄「個人所得課税における外国税額控除制度についての考察」183 頁『税大論叢』111 号

<sup>54</sup> 広瀬・前掲注（53）183 頁

<sup>55</sup> 浅妻章如「国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」（財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」July—2006）152 頁

(図の 10) 国外所得免除制度に対する賛否の図

|            | 賛成意見                                         | 反対意見                            |
|------------|----------------------------------------------|---------------------------------|
| 国際競争力      | 第三国での自国企業の競争上の不利が解消され、グローバル展開が促進される          | 現行、自国企業が受けている競争上の不利が明確ではない      |
| 資金還流       | 国内送金が増加し、投資や雇用に資する可能性がある                     | 資金が国内に還流される保証はなく、むしろ低税率国に再投資される |
| 課税の簡便性とコスト | 複雑な国際課税を簡素化でき、「彼此流用」 <sup>56</sup> 問題への解決となる | 所得の所在把握・制度の乱用防止のために別のコストが生じ得る   |
| 国の税収への影響   | 現行でも国外所得に対する課税がほとんどなく、税収への影響は少ない             | 短期的に大幅な税収減が予想され、財政への影響が懸念される    |
| 二重課税の回避    | 外国子会社利益に対する国内課税の免除により、二重課税を防止できる             | 源泉地国で十分な課税が行われない場合、課税の空洞化が生じる   |

(筆者作成)

## 5 国外所得免除方式を採用している各国の状況

### (1) フランスの場合<sup>57</sup>

- ① フランスは国外所得免除方式を採用しており、原則として国外で得られた事業所得は非課税となっている。これにより、企業は海外での事業活動から得た利益に対してフランスでの追加課税を避けることができる。そして、外国支店で得られた所得は通常、フランスでの課税対象外（属地主義）となる。ただし、低税率国に所在する外国関係会社の所得に対しては、タックス・ヘイブン対策税制（209 条 B）が適用される場合には例外がある。また、法人から受ける配当については、通常の所得と同様に課税される。ただし、5%以上の株式を2年間以上保有している会社から受ける配当は、95%免税となる（資本参加免税）。株式等の譲渡益も原則として事業所得と同様に課税されるが、上記の資本参加免税の要件を含む一定の要件を満たす場合は、譲渡益も88%免税となる。譲渡損失については、原則、事業上の損失と同様に取り扱われ、損金算入可能となるが、資本参加免税の対象となる株式の譲渡損については全額損金不算入となる。

#### ② ①による効果

フランスの国外所得免除方式は、国際的な二重課税を効果的に回避しつつ、タックス・ヘイブンの利用による租税回避を防止するための仕組みを備えているといえる。これは、グローバルな事業展開を行う企業にとって大きな利点となる。

また、外国税額控除方式と比較して、国外所得免除方式は税務管理がより簡素化され、企業は複雑な外国税額計算を行う必要がなく、税務コンプライアンスコストを削減できる。

### (2) オランダの場合<sup>58</sup>

- ① オランダは、二重課税排除の方式について、以下のような適用要件を満たした場合に資本参加免税を採用している<sup>59</sup>。

#### ア. Shareholding Test（株式保有テスト）

配当の受領者が、居住または非居住子会社の名目払込資本金の5%以上を保有している、もし

<sup>56</sup> 前掲注（24）

<sup>57</sup> 令和4年度経済産業省委託事業 中堅・中小企業向け『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』第6回 フランス KPMG [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2022/06\\_france.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2022/06_france.pdf) 2025/04/27 確認

橋本秀法「我が国タックス・ヘイブン税制と租税条約の関係－租税条約締結国に所在する子会社への参加に起因する所得に対するタックス・ヘイブン課税の適用の可否－」『税大論叢』54号, 134頁～144頁

<sup>58</sup> 令和4年度経済産業省委託事業 中堅・中小企業向け『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』第4回 オランダ KPMG [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2022/04\\_netherlands.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/itaxseminar2022/04_netherlands.pdf) 2025/04/27 確認

くはオランダとの租税条約において議決権数に基づいた配当源泉税の減免を規定している EU 各国においてその子会社が設立されている場合は 5% の議決権株式を保有している（関連会社が 5% 以上保有している場合も含まれる）。

#### イ. Motive Test（動機テスト）

持分保有が事業上の理由であり、投資目的ではない。ただし、イ. が充足されない場合、以下のいずれかの要件を満たせば免税となる。

- ・子会社の投資目的の株式保有が資産の 50% を超えない（5% 以下の持分保有は投資目的とされる）
- ・50% 超の投資目的の株式保有を行う子会社の場合でも、その居住国において（オランダ法人税制に照らした際に）10% 以上の税率での課税を受けていること。

- ② 国外 PE の帰属所得は免税となる（ただし、受動的所得を有し、かつ低率課税となる PE を除く）。
- ③ オランダ法人から親会社その他の関連会社に利子やロイヤルティの支払をする際、国内法で源泉徴収の対象とはされていない。
- ④ クロスボーダー取引やストラクチャー等の国際的な税務の取り扱いなどについて、税務当局と事前に合意することができるアドバンス・タックス・ルーリング（事前照会制度：ATR, Advance Tax Ruling）がある。当該制度は、税務当局について法的拘束力を持ち、納税者は、ATR で確認された内容に基づいて税務申告を行う義務がある。当該制度により、企業は将来の予見可能性が向上するため、事業計画が立てやすくなるだけでなく、ATR を通じて税務当局と企業の間でコミュニケーションが促進され、相互の信頼関係が構築されることにより、結果的に税務の不確実性を減らすことで、オランダへの投資を促進する効果があるといえる。

### （3）資本参加免税とは

#### ① 資本参加免税と国外所得免除方式の関係

資本参加免税と国外所得免除方式は、ともに国際課税において二重課税を回避するための手法となるが、以下の特徴と違いがある。各国の税制や経済政策によって、これらの制度の採用や具体的な運用方法は異なる。

##### ア. 対象となる所得の範囲

国外所得免除方式は、自国の企業が海外で得た所得に対して課税を免除する制度であるのに対して、資本参加免税方式は、主に海外子会社からの配当や株式譲渡益に対する課税を免除する制度である。尚、資本参加免税方式には、濫用防止ルールが設けられている。

##### イ. 二重課税について

国外所得免除方式は、国外所得を課税対象から除外することで、源泉地国と居住地国の二重課税を防止できる（法律上の二重課税の排除<sup>60</sup>）のに対して、資本参加免税は、一定の資本関係を持つ外国子会社との間での（経済的二重課税）の排除にある。

#### ② 国外所得の二元論<sup>61</sup>における資本参加免税制度とは

ア. 外国子会社からの配当が免除されるのは、通常は子会社が実体を伴って外国で事業を行って

<sup>59</sup> かつてオランダは、「受動的持株会社（passive holding company）でも恩恵を受けられる」点が、タックスプランニングを助長しているとして、EU の有害税制（Harmful Tax Practices）に当たると指摘されていたが、2007 年および 2010 年の制度改正で非実体的な子会社からの配当やキャピタルゲインは免除対象から除外とされ、現在は、ア、イによる適用要件を入れることにより、濫用を防止する実体要件が導入されている。また、2019 年にも CFC ルールの導入等の改正がされた。（日系企業のオランダストラクチャーに関する税務論点の概要, KPMG）  
<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2019/03/netherlands-tax-20190315.html> 2025/04/27 確認

<sup>60</sup> 国際的二重課税は、同一の所得が同一の納税主体に対し複数の国によって課税されることを意味する「法律的二重課税」と、同一の所得について二以上の納税主体に対し複数の国によって別々に課税されることを意味する「経済的二重課税」に分けられる。

<sup>61</sup> 二元論とは、課税対象を 2 つの異なる類型に分け、それぞれを異なる法的・制度的枠組みで取り扱う方式のことである。企業の国外活動によって得られる所得を「事業所得（営業所得）」と「投資所得（受動所得）」に区分し、それぞれに異なる免除・課税の原則を適用するという構造的考え方である。事業所得は、実体のある外国拠点で得られた利益であるため、その現地で課税されれば本国で再度課税する必要はないというのが領土主義的アプローチ（＝免除制度）であり、投資所得は、実体が乏しく、租税回避に利用されやすいため、本国課税（全世界所得課税）を維持する、あるいは CFC 税制等で課税を行うことが求められる。

る場合である。このような所得は、「active income（能動的所得）」と見なされ、二元論においては「免除すべき対象」に分類される。

イ. 利子、ロイヤリティ、キャピタルゲインなどの受動的投資所得（passive income）は、本来、資本参加免除の対象外である。これらは「投資所得」として、CFC 税制や源泉徴収課税など、別の方法で課税対象となる。

③ なぜ「投資所得」であるロイヤリティやキャピタルゲイン等が、国によって資本参加免税になっているのか

ア. 配当を通じて子会社利益を還元しても、株式譲渡によって含み益を実現しても、親会社が享受する利益の源泉は同じであると言える。子会社株式を売却して得られるキャピタルゲインは、配当と経済的に同様の性質を持つと解される。つまり、経済的一体性があるため、配当を免除するのであれば、キャピタルゲインも免除すべきという政策的な一貫性がある。つまり、資本参加免税制度は、国外所得免除制度のうち、事業所得に該当する配当等を免除する制度的表れと言える。

イ. EU には、EU 全域の企業グループの課税において円滑に機能するために設計された親子会社指令「Parent-Subsidiary Directive」<sup>62</sup>がある。子会社が親会社に対して支払った配当金その他の利益分配金を源泉徴収税から免除し、親会社のレベルでのそのような所得の二重課税を排除するものである。

ウ. 通常、事業所得は、国外所得免除方式であるが、投資所得は、全世界課所得税方式である。しかし、経済的一体性を考えれば、キャピタルゲイン等も事業所得であると言える。資本参加免除制度の趣旨は、経済的・二重課税の排除にある。そのため、ロイヤリティやキャピタルゲイン等を全世界所得課税方式から除くために別途、資本参加免税が必要になる。

我が国も、外国子会社株式の譲渡損益、利子、使用料等の投資所得については、資本参加免を利用して一定程度の割合を免税にすることはどうか。両制度を組み合わせることで、企業は国際取引や投資に関するより効果的な税務戦略を立てることができるようになるのではないのか。

## 6 なぜ「全世界所得課税」ではなく、「領土主義課税」なのか、米国の国際課税改革から考える

### (1) 2017 年減税・雇用法 The Tax Cuts and Jobs Act (TCJA) <sup>63</sup>

TCJA は、トランプ大統領が署名した米国税法の大規模な改革であり、国際課税に関係する主なものは、以下のとおりである。

- ① 法人税率を恒久的に 35% から 21% に引き下げた。
- ② テリトリアル課税システムへの移行 <sup>64</sup>
- ③ GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income: 米国外軽課税無形資産所得) の導入 <sup>65</sup>
- ④ FDII (Foreign-Derived Intangible Income: 外国稼得無形資産所得) の導入 <sup>66</sup>
- ⑤ BEAT (Base Erosion Anti-abuse Tax: 税源浸食代替ミニマム税) の導入 <sup>67</sup>
- ⑥ 一時的な移行税の導入 <sup>68</sup>

<sup>62</sup> 親子会社指令の目的は、子会社が親会社に対して支払った配当金その他の利益分配金を源泉徴収税から免除し、親会社のレベルでのそのような所得の二重課税を排除する目的がある。

[https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation/business-taxation/parent-subsidiary-directive\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation/business-taxation/parent-subsidiary-directive_en)  
欧州連合の公式ウェブサイト

<sup>63</sup> 増井良啓「TCJA 以降の米国国際課税に関する Clausing 教授の論文を読む」『租税研究』（平成 29 年 7 月号）226 頁～232 頁、河音琢郎「アメリカ 2017 年減税・雇用法（いわゆるトランプ減税）の企業課税、国際課税面の意義と課題」『国際経済』（日本国際経済学会、令和 2 年 8 月）121 頁～142 頁

<sup>64</sup> 海外子会社からの配当に対して 100% の受取配当控除を導入し、実質的に海外所得への課税を免除する。

<sup>65</sup> 低税率国にある米国企業の海外子会社の無形資産所得に対する最低税率を設定（2018 年から 2025 年までは実効税率 10.5%）する。

<sup>66</sup> 米国内の無形資産から生じる海外販売収入に対して優遇税率（2025 年までは実効税率 13.125%）を適用する。

<sup>67</sup> 多国籍企業による過度の利益移転を防ぐための措置として導入された。つまり、米国と外国に居住する多国籍企業が、低税率国の関連当事者に控除可能な支払いを行うことにより、米国の関連会社から利益を剥奪する能力を制限することを意図した。

<sup>68</sup> 米国企業の外国関連会社の過去の利益に対して、1 回限りの移行税を課した。

⑦ サブパート F<sup>69</sup> 所得規定の維持

(2) 領土主義課税に対する議論<sup>70</sup>

Reuven S. Avi-Yonah 教授は、領土主義に対する賛否両論「Arguments For and Against Territoriality」の中で、「領土主義に反対し、短期的には間違った方向であるとの結論に至ったが、中長期的には、より基本的な国際的税制の再構築と併せて採用される可能性がある」と結論づける。<sup>71</sup>と、述べている。

(図の 11) 領土主義課税に対する賛否の図

|             | 賛成意見                            | 反対意見                                            |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------------------------|
| 二重課税の排除     | 経済的二重課税の排除                      | 外国税額控除・租税条約で回避可能                                |
| 国際競争力       | 税負担軽減により海外事業展開が促進される            | 中小企業及び国内企業との公平性を欠く                              |
| 制度の簡素化      | 外国税額控除制度より負担が軽減され、税務コストを削減できる   | 制度の乱用防止のために CFC 税制等の補完税制が、必要となり、結果として、制度が複雑化される |
| BEPS への対応   | 海外利益への課税権が属地主義に委ねられ明確になる        | タックスヘイブンへの所得移転が加速し、課税ベースの浸食を招く恐れがある             |
| 租税回避防止との整合性 | 別途、CFC 税制等に対応                   | 完全免除は、経済実態のないペーパーカンパニーへの配当も免除となる可能性がある          |
| 財政への影響      | 外国で既に課税されているため、再課税しないことが原則として妥当 | 外国での高収益が本国で課税されないことにより、法人税収の空洞化を招く恐れがある         |
| 国際的な整合性     | 多くの OECD 加盟国が、採用しており、国際的標準といえる  | 発展途上国を含めた税源配分の不均衡を助長する                          |

(筆者作成)

<sup>69</sup> サブパート F 税制（米国の CFC 税制）は、米国人による外国子会社を利用した課税繰延べの増加に対処するため、1961 年の当時のケネディ大統領の特別教書における勧告に基づき、翌 1962 年に導入された。

<sup>70</sup> 領土主義課税に対する賛否については、次のようなものがある。

- ・ Kyle Pomerleau, Kari Jahnsen 領土税制：OECD システムのレビュー「Designing a Territorial Tax System: A Review of OECD Systems」(TAX FOUNDATION FISCALFACT No.554 Jul. 2017)
- ・ Edward D. Kleinbard 領土課税を電車から投げ捨てる「Throw Territorial Taxation From the Train」(タックスノート 2007 年 2 月 5 日号 547 頁；114 Tax Notes 547 (Feb. 5, 2007))
- ・ フィリップ・ディットマー「領土課税に関するグローバルな視点」(TAX FOUNDATION, 2012.8.10)  
<https://taxfoundation.org/blog/global-perspective-territorial-taxation/> 令和 7 年 4 月 27 日確認
- ・ Eric Toder 領土課税：不完全な選択肢の中での選択「Territorial Taxation: Choosing Among Imperfect Options」(AMERICAN ENTERPRISE INSTITUTE, December 2017)

<sup>71</sup> 原文「against territoriality and conclude that it is the wrong way to go in the short run but can perhaps be adopted in the medium to long run in conjunction with more fundamental international tax reform.」

University of Michigan law School Scholarship Repository (2013/05/13) 797 頁

### (3) 米国税制改革を考察して

かつて、米国は、全世界所得課税と外国税額控除を組み合わせる方式を採用していた。この方式は、米国企業が世界中で稼いだ利益に対しても米国で課税する仕組みであり、二重課税の排除により、各国間の税収の公平な配分を確保し国際取引を促進するものであった<sup>72</sup>。しかしながら、近年、グローバル化の進展とともに、多国籍企業の国際的活動が急速に拡大して、従来の税制では高コストのわりに効果が限定的であると認識されるようになった。このような流れの中で、米国も法人課税の見直しを進め、その一環として2017年税制改革(TCJA)により、従来の全世界所得課税システムから、テリトリアル課税システムの要素を取り入れたハイブリッドシステムへと移行したと言える<sup>73</sup>。

また、米国の連邦法人税率が35%から21%に大幅に引き下げられたことで、日本の法人税率との差が縮小した。これにより、日本政府も国際競争力維持のための税率引き下げ圧力を受けることになった。

米国は、TDJAにより、FDII及びBEATといった新たな制度も導入した。これらの制度は、米国企業の競争力強化と税収確保を意図しているが、同時にWTOルールとの整合性<sup>74</sup>や国際的二重課税の懸念、制度の複雑性といった問題<sup>75</sup>も指摘されている。さらに2025年にトランプ大統領は、OECDが推進するグローバル・ミニマム課税の枠組みからの事実上の離脱を表明した<sup>76</sup>。これは、米国が、国際的強調よりも自国の企業の国際競争力の維持を最優先にする姿勢の現れといえよう。

日本を含む多くの国が国際課税制度の公平性<sup>77</sup>確保を志向しているものの、米国をはじめとする主要国が必ずしも国際協調を優先していない現実は無視できない。グローバル社会における国際課税に公平

<sup>72</sup> Michael J. Graetz & Michael M. O'Hear, 『米国国際課税の「本来の意図」』 "The 'Original Intent' of U.S. International Taxation," 46 Duke Law Journal 1021 (1997)  
[https://scholarship.law.columbia.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1416&context=faculty\\_scholarship](https://scholarship.law.columbia.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1416&context=faculty_scholarship) 2025/04/27 確認

<sup>73</sup> kyle Pomerleau, 「ハイブリッド・アプローチ：減税・雇用法における海外利益の取り扱い」 "A Hybrid Approach: The Treatment of Foreign Profits under the Tax Cuts and Jobs Act," Tax Foundation (2018)  
<https://files.taxfoundation.org/20180502205047/Tax-Foundation-FF586.pdf> 2025/04/27 確認

<sup>74</sup> VENABLE において Friedemann Thomma は、「EU Suggests Possible WTO Challenge to FDII Regime」(June 10, 2019)の中で、EUは、FDII制度がWTOルールに違反する可能性がある」と指摘しており、特にFDIIが輸出補助金とみなされるリスクについて論じている。  
<https://www.venable.com/insights/publications/2019/06/eu-suggests-possible-wto-challenge-to-fdiiregime#:~:text=In%20early%20May%2C%20the%20EU%20submitted%20a%20letter,income%20%28FDII%29%20regime%20may%20violate%20international%20trade%20law.> 2025/04/27 確認

<sup>75</sup> American Progress において Kimberly Clausing は、「Options for International Tax Policy After the TCJA」(January 30, 2020)の中で、TCJA後の国際税制政策の選択肢を検討し、BEATやFDIIが国際的な税制調和に与える影響や、二重課税の可能性について分析をしている。  
[https://www.americanprogress.org/article/options-international-tax-policy-tcja/?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.americanprogress.org/article/options-international-tax-policy-tcja/?utm_source=chatgpt.com) 2025/04/27 確認

Tax Foundation において、Alan Cole は、「Considering Potential International Corporate Tax Reforms in the US」(March 13, 2025)の中で、BEATやFDIIなどの国際税制改革が、米国企業の海外投資や税負担に与える影響、制度の複雑性、そして国際的な税制調和への影響について述べている。

<https://taxfoundation.org/research/all/federal/us-international-tax-reform/2025/03/31> 確認

<sup>76</sup> <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/the-organization-for-economic-co-operation-and-development-oecd-global-tax-deal-global-tax-deal/> 2025/04/27 確認

<sup>77</sup> 増井良啓教授は、「水平的公平が問題になる局面は、一定の条件下で、資源配分の効率性の問題に置き変わってしまう。課税が人々の行動に変化を及ぼすと、その結果として水平的公平性が消失することがありうる（中略）市場では競争が働くという事実である。」そして、「課税が資源配分と所得配分に与える影響を考えてはじめて、特定の課税ルールの望ましさを語るができる。」とし、「誰が租税を負担することになるのかを意識することが大切である。」と述べ、水平的公平の問題は、非中立性＝非効率性（投資を歪める）の問題かもしれないと指摘している。『租税法入門 [第3版]』（有斐閣、2018）

性を求めるのであれば、理論上は、米国の各州で採用しているユニタリー課税<sup>78</sup>等になるのであろう。しかし、国家の課税主権にかかわるものであり、これらの課税に統一されることはない。この現状を踏まえれば、日本においても、国際協調を尊重しつつ、同時に領土主義課税制度の拡充を進め、国家間競争における競争力確保を図るべきであろう。国際協調と国益確保のバランスを見極めつつ、戦略的な税制改革が求められる時代である。

## 7 領土主義課税の拡充による国内への資金還流についての小括

外国子会社配当金益金不算入制度の導入趣旨は、国際課税における二重課税の排除という枠組みを使用して、我が国の企業が海外市場で獲得する利益を我が国に還流させることである。そうであるならば、資金還流をより一層増やすことができるようにすることが必要である。米国においては、持株割合10%以上の子会社から受ける配当の全額が益金不算入となっている。我が国の場合は、95%の非課税であり、グローバル化が進む企業グループでは、わずか5%の課税が我が国への資金還流を妨げる要因となっている可能性がある。また、近年の為替レートは、円安傾向が続いている。当該5%を非課税とすることで海外子会社に蓄積された内部留保を国内還流させて円転換が進めば、円安傾向に歯止めがかかる可能性がある。このようなことから、一定の要件を満たした当該配当については、全額益金不算入とすべきであるといえる。しかしながら、当該5%を非課税とすると、国内投信を行えば、収益は収益、費用は費用、となるのに対し、外国子会社投資を行えば、収益である配当は非課税、費用は損金となり、国内投資と国外投資を行っている企業間に不公平が生じるといった意見もあるが、国際課税における資本輸入中立性の観点からは理にかなっていると言える。つまり、子会社配当は、既に源泉地国である法人税の税引き後利益から支払われており、当該源泉地国では課税済である。また、実際の配当に係る費用は5%もかかっていないかもしれない。外国子会社配当金益金不算入制度が導入されてから15年以上たつが、その間に世界情勢は目まぐるしく変わり、今後も変わっていくと予想される。当該制度における資金還流の効果については、短期ではなく、これから先を含めた長期で検討すべきである。

国際課税ルールにおいても、課税上、支店と子会社を同等に取り扱うことが潮流となってきた。当該制度は、外国子会社からの配当の内、一定の要件を満たしたものだけが受けることができることになっている。そもそも海外進出を支店形態と子会社形態ですることにより、違いがあつて良いのであろうか<sup>79</sup>。支店形態の場合、我が国の税率が適用されるが、子会社形態の場合は、進出国の税率が適用される。同じ国に進出しながら、税率負担に違いが生じことは、企業の海外進出形態の選択に影響を与える可能性があると言わざるを得ない。公平性の観点からも進出形態にかかわらず同様の取り扱いにすることが必要であると考え。今後、各国で導入が予定されるグローバル・ミニマム課税の中でも、支

<sup>78</sup> ユニタリー課税 (unitary tax) とは、「合算税制」とも呼ばれる米国の州税である。企業所得のみならず、州外や米国外にある関連企業の所得も課税対象として合算で課税する方式である。<https://www.kabupedia.net/policy242unitary-tax.html> 2025/04/27 確認

グローバル定式配分法 (ユニタリー法) とは、多国籍企業の合算利益を、事前に合意された定式により、グループの各企業に配分する方式をいう (OECD 移転価格ガイドライン "OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations" JULY 2017 26 頁「Glossary」)。具体例として、EU の CCCTB 提案や、多国籍企業の連結利益を各国の売上高に応じて定式的に分配する「新課税権」(あるいは「所得金額 A」) —これは第一の柱の措置と呼ばれる。岡直樹「タックスヘイブンとの闘いと国際租税法」[https://www.mof.go.jp/pri/////publication/financial\\_review/fr\\_list8/r143/r143\\_08.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/////publication/financial_review/fr_list8/r143/r143_08.pdf) 2025/04/27 確認

当該定式配分法については、Avi-Yonah 教授の主張がある。The article "Allocating Business Profits for Tax Purposes: A Proposal to Adopt a Formulary Profit Split" by Reuven S. Avi-Yonah, Kimberly A. Clausing, and Michael C. Durst, published in the Florida Tax Review (Volume 9, Number 5, 2009, pp. 497-553)「事業利益の税務配分：フォーミュラリー利益分割の提案」<https://journals.upress.ufl.edu/ptr/issue/view/131> 2025/04/27 確認

<sup>79</sup> 朝長英樹『国際的二重課税排除の制度と実務〔第三版〕外国税額控除・外国子会社配当金益金不算入制度』(法令出版 平成 27 年) 445 頁において、「支店等の形態によって外国に進出しているものについて国外所得免除とした上で、子会社形態で外国に進出しているものを国外所得免除とすべきではないかという見解があり得る考えられます。」と、述べている。



店を一の構成事業体（Constituent Entity）<sup>80</sup>として、子会社と同等に取り扱うことが定められている。また、子会社株式のキャピタルゲインや利子、ロイヤリティについても経済的一体性があるのだから一定の要件を満たすものについては、免税とすべきである。これを解決するためにオランダやフランス等が採用している資本参加免税を導入してはどうか。オランダのように一定の要件を満たした企業について適用することとし、毎年、当該要件に該当するかをモニタリングすることが必要であると考え。資本参加免税を採用することにより、支店と子会社、ロイヤリティの使用料、受取利子等さまざまな源泉徴収の免除を行うことができるようになれば、一層の資金還流の促進につながるのではないかと。

そして、オランダの ART のように税務当局と納税者双方が法律に基づき法的拘束力<sup>81</sup>を持った事前照会制度または、税務当局からの正式な文書回答を導入することで、予見可能性が高まり、企業活動を安心して行うことができるようになるといえる。当該制度について、我が国には、既に「事前照会に関する文書回答」の手続きがあるという意見があるかと思うが、当該手続について、増井良啓教授は、「法律によって定められているものではなく、国税庁の事務運営指針として定められている。事務運営指針とは、国税庁の事務手続・運営に関する準則であり、その法的性質は通達に他ならない。」<sup>82</sup>と、述べている。

### Ⅲ 終わりに

国として課税権があり、税収を確保することは当然のことであるが、そのことによる一時の税収よりも、長期的にみて税制優遇による雇用の創出等による市場規模の拡大等の方が結果的に国にとっての税収確保は勿論のこととして国の発展につながるのではないかと思う。税制は単なる課税手段ではなく、国家の経済戦略を担う重要なツールである。日本も独自性と戦略性を持って税制改革に取り組むべき時にきている。

しかしながら、上記のような取り組みが、特定の企業や産業を支援することになり不公平だという意見もある。一見、不公平に見えるが、企業活動の機会が公平である。ノージックは、「経済的自由を含め、個々人の行動の自由を積極的に推進」<sup>83</sup>している。フリードマンは、「自由主義者は、権利の平等・機会の平等と、物質的平等・結果の平等との間に厳然と一線を引く。」<sup>84</sup>そして、自由主義者は、社会的な共通目的の達成を多くの人の暮らしを豊かにする「効率的」な手段として是認している<sup>85</sup>と、述べている。

<sup>80</sup> OECD (2021), Tax Challenges Arising from the Digitalisation of Economy - Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two) : Inclusive Framework on BEPS, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/782bac33-en>. の Article 1.3 に記載

<sup>81</sup> 法的拘束力について、ストックオプションの権利行使益が一時所得か給与所得が争われた事例が複数ある。最判平成 17 年 1 月 25 日判決（民集 第 59 卷 1 号 64 頁）米国親会社のストック・オプションを付与された日本子会社の役員に生じた権利行使益は、被付与者が日本子会社に提供した労務の対価として、米国親会社からの給与所得に該当するとされた事例、最判平成 18 年 10 月 24 日判決（民集 第 60 卷 8 号 3128 頁）納税者が平成 11 年分の所得税の確定申告において勤務先の日本法人の親会社である外国法人から付与されたストックオプションの権利行使益を一時所得として申告したことにつき国税通則法 65 条 4 項にいう「正当な理由」があるとされた事例等。

<sup>82</sup> 増井良啓「租税法の形成におけるアドバンス・ルーリングの役割」7 頁（COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ, 2005 年 1 月）この中で、事務運営指針である問題点について、「アドバンス・ルーリングとはいっても、正確には、申告との関係で「事前」の照会を受けることを意味している。（中略）この手続きは、直接には、プランニングの局面での予測可能性を確保するしくみではないことが分かる。」そして、当該照会と回答が公開されることについて、同様の取引を行う他の納税者の予測可能性が確保されると同時に、税務行政の透明性を確保するためにも、多大な意義があろうとしながらも、情報公開と納税者秘密のジレンマに鑑みて、どのような場合にいかなる手続きによって納税者秘密の保護を解除すべきか、事前照会に際して提示された情報を、課税庁が他の手続きにおいてどう利用できるかについても、法律上の根拠を整備する必要性を述べている。7 頁～ 16 頁

<sup>83</sup> 岡本裕一朗「アメリカ現代思想の教室—リベラリズムからポスト資本主義まで—」（PHP 新書令和 3 年）49～50 頁

<sup>84</sup> ミルトン・フリードマン著（村井章子訳）「資本主義と自由」24 頁（日経 BP 社、平成 20 年）353 頁

<sup>85</sup> フリードマン・前掲注（84）353 頁

それでも、そこからこぼれていく者が少なからずいる。そこで、他の研究員の論文が参考になる。頑張ったものが報われる、将来に希望の持てる社会にすることが必要である。

#### 〈参考文献〉

- ・ 青山慶二「現代税制の現状と課題（国際課税編）」（新日本法規出版，平成 29 年）
- ・ 青柳由香「EU における国家補助規制の正当化原理とその意義の広がり」経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 17-J-070 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j070.pdf> 2025/04/20 確認
- ・ 浅妻章如「全所得主義（総合主義）から帰属所得主義（帰属主義）への移行を巡る背景」61 頁～ 72 頁（税大ジャーナル（20），2013.1）
- ・ 池内清信「世界税制事情 オランダ」190 頁～ 193 頁（税経通信，2009.7）
- ・ 今村隆『Avi-Yonah 教授の「国際法としての国際課税」を読んで』115 頁～ 141 頁（日本大学法科大学院法務研究 第 16 号，2019.1）
- ・ 江波戸順史「移転価格税制と経済的二重課税に関する研究」51 頁～ 67 頁（明治大学大学院，経済学研究論集 13, 2000-09-29）
- ・ 太田光宏「米国における第 2 のインバージョンの波」103 頁～ 126 頁（筑波ロー・ジャーナル（17），2014.11）
- ・ 岡田悦子「租税法の解釈における濫用法理の一考察－法人税法 69 条を題材として－」225 頁，227 頁～ 309 頁（租税資料館賞受賞論文集 26（上），2017）
- ・ 落合秀行「外国事業体の税務上の取扱いに関する考察」87 頁～ 146 頁（税大論叢（73），2012.07）
- ・ 金子宏監修「現代租税法講座 第 4 巻 国際課税」（日本評論社，2017）
- ・ 金子宏ほか編「租税法と市場」（有斐閣，2014 年）
- ・ 兼平裕子「英国王室属領の特殊性と EU 法および BEPS の影響－オフショア・タックスヘイブンとして利用されるガンジーの分析を通して－」3 頁～ 28 頁（税法学 577）
- ・ 神山 幸「移転価格税制の適用における無形資産の取扱いについて」563 頁～ 749 頁（税大論叢（79），2014.6）
- ・ 川端康之「続・我が国の国際課税の法と政策－プロイセン・大英帝国・国際連盟との関わりで－」国際税務文科会租税訴訟学会合同研究会（2024.7.20）
- ・ 木村弘之亮「二重課税の概念」1 頁～ 12 頁（法學研究：法律・政治・社会 72（2），1999.2）
- ・ 木村昌代「国内源泉所得のあり方について－知的財産権等の使用料に係る源泉徴収の問題を中心として－」357 頁～ 459 頁（税大論叢（63），2009.6）
- ・ 古賀敬作「外国税額控除に関する回想的考察」117 頁～ 137 頁（大阪経大論叢 65（6），2015.3）
- ・ 小島信子「国際グループ内取引における利子の取扱いについて」1 頁～ 202 頁（税大論叢（71），2011.6）
- ・ 小山光一＝中西良二「国際的二重課税排除の制度分析」1 頁～ 32 頁（経済学研究（北海道大学）60（1），2010.6）
- ・ 酒井貴子「事前確認制度（APA）を巡る動向 Eaton 事件を契機として」税研 No.226（2022.11）
- ・ 陣田直也「租税競争への対抗と第 2 の柱（Pillar Two）」76 頁～ 94 頁（フィナンシャル・レビュー / 財務省財務総合政策研究所 編 2020（2），2020.6）
- ・ 菅原 計「国際的二重課税調整の問題点－源泉地国課税から居住地国課税へ－」（東洋大学経営論集 第 49 号（1999 年 3 月）
- ・ 関口博久「外国税額控除制度の課題」第 4 回国際課税委員会（日本租税総合研究所委託研究）（2007.2.15）
- ・ 田井良夫「国際的二重課税の排除の研究～外国子会社配当免除制度への転換の検討を中心として～」（税務経理協会，2010）
- ・ 高木克己「間接税額控除制度の問題点」27 頁～ 50 頁（駒大経営研究 20（2），1989.2）
- ・ 高久隆大「居住地国課税と源泉地国課税の競合」33 頁～ 45 頁，商学部創立 50 周年記念＝ommemorating the fiftieth anniversary of the faculty 50 周年記念論文，三田商学研究 50（1），2007-04
- ・ 高久隆大「知的財産をめぐる国際税務」（大蔵財務協会，2008）

- ・高橋隆之＝菅大樹「国家間の税率差と企業行動―外国子会社の財務データを用いた分析―」45頁～57頁（横浜市立大学論叢 社会科学系列 64 (2), 2013)
- ・田近ほか 税制調査会（第1回国際課税ディスカッショングループ）議事録（2013.10.24）
- ・谷口友一「我が国の居住者等による二重課税についての租税条約の濫用の防止―租税条約等実施特例法の観点からの防止策の検討―」租税資料館賞, 第23回（2014年）入賞作品 [https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/\\_media/award/z\\_pdf/ronbun\\_h26\\_15.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/_media/award/z_pdf/ronbun_h26_15.pdf) 2025/05/08 確認
- ・長谷部啓「外国事業体と国際課税を巡る問題―各国租税法上の法人概念の相違に起因する諸問題を中心として―」139頁～243頁（税大論叢 (59), 2008.6）
- ・原木規江「『課税の根拠と国際的な税源配分』262頁～290頁（第48回 日税連公開研究討論会論文集, 令和4年）
- ・伴 忠彦「恒久的施設の範囲に関する考察―AOAの導入と人的役務に係るPE認定―」181頁～336頁（税大論叢 (67), 2010.6）
- ・藤巻一男「海外直接投資の動向と国際課税問題に関する一考察―現地法人の再投資・配当行動を中心として―」317頁～447頁（税大論叢 (40), 2002.6）
- ・古橋隆之「お金持ちは海外で納税する タックスプランニングの教科書」（綜合法令出版, 2023.12.19）
- ・本庄資「租税条約の理論と実務」（清文社, 2008）
- ・本庄資「オフショア事業・投資拠点とオフショア・タックス・ヘイブンの間に介在する「導管国（a conduit country）」をめぐる国際課税―実効税率引下げ競争に利用されるサンドイッチ・スキーム―」（税大ジャーナル (17), 2011.10）
- ・本庄資「陳腐化した国際課税原則を見直し新しい国際課税原則を構築する必要性―OECDのBEPS対策の始動を中心として―」35頁～77頁（税大ジャーナル (21), 2013.6）
- ・本庄資他2名『国際租税法―概論―〔第4版〕』（大蔵財務協会, 2018）
- ・増井良啓「オランダのモデル租税条約（上）―研究ノート―」122頁～126頁（ジュリスト No.1098, 1996.10.1）
- ・増井良啓「オランダのモデル租税条約（下）―研究ノート―」115頁～121頁（ジュリスト No.1099, 1996.10.15）
- ・増井良啓「内国法人の全世界所得課税とその修正」3頁～15頁（日本租税研究協会『抜本的税制改革と国際課税の課題（社）日本租税研究協会第63回租税研究大会記録』（2011.11）
- ・望月文夫「外国税額控除の基本的性格についての考察」71頁～82頁（経理知識 (86) 2007.9）
- ・望月文夫「タックス・ヘイブン税制の実務と申告」（大蔵財務協会, 2023）
- ・宮地昌之「国際的二重課税排除～外国税額控除制度の役割と問題点～」38頁～55頁（産業能率大学紀要＝Sanno University bulletin / 産業能率大学紀要審査委員会 編 34 (1), 2013.9）
- ・矢内一好「外国税額控除の一考察」1頁～58頁（税大論叢 (18), 1987.7）
- ・矢内一好ほか「国際課税の潮流―租税条約を巡る動向を中心に―」租研 第60回租税研究大会記録（2008）
- ・渡辺淑夫「最新 外国税額控除（三訂版）- 国際的二重課税排除の理論と実務 -」（同文館出版, 2008）
- ・渡辺智之『「公平・中立・簡素」理念』税研 No.226（2022.11）
- ・日税研論集「内国法人の国際取引に係る法人税」第63号（2012）, 日本税務研究センター
- ・日税研論集「移転価格税制の研究」第64号（2013）, 日本税務研究センター
- ・日税研論集「企業支援税制」第66号（2015）, 日本税務研究センター
- ・中間論点整理―経済産業省 日本企業の海外展開を踏まえた国際課税制度の在り方に関する研究会（2015.10）, [https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/kokusaisozzei/cfc/PDF/chukanrontenseiri.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozzei/cfc/PDF/chukanrontenseiri.pdf) 令和7年4月27日確認
- ・一般社団法人日本経済団体連合会「BEPSプロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関する提言」（2016.4.19）, [https://www.keidanren.or.jp/policy/2016/024\\_honbun.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2016/024_honbun.html) 2025/04/27 確認
- ・日本貿易振興機構（JETRO）, シンガポール事務所, ビジネス展開支援課, シンガポール税制の概要【2023年改訂版】（2023.11） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2023/dbffb9a330ce150d/202311.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2023/dbffb9a330ce150d/202311.pdf) 2025/04/27 確認

- ・ 東京都主税局委託調査, 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング, デジタル経済における国際課税ルール等に関する調査報告書 (2020.3) <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/1-1> 2025/04/27 確認
- ・ 金融調査研究会「今後の国際課税制度のあり方」2021 年 3 月, 全国銀行協会 [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo\\_2020\\_2\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2020_2_1.pdf) 2025/04/25 確認
- ・ ナイジェル・A・チョーク、マイケル・キーン、ヴィクトリア・J・ペリー「減税・雇用法: 評価」(IMF ワーキングペーパー No. 2018/185) <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2018/08/07/The-Tax-Cuts-and-Jobs-Act-An-Appraisal-46137> 2025/04/25 確認
- ・ Reuven S. Avi-Yonah「GLOBALIZATION, TAX COMPETITION AND THE FISCAL CRISIS OF THE WELFARE STATE」グローバリゼーション、税制競争、福祉国家の財政危機 (Harvard Law School Working Paper No. 004 Spring 2000) [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=208748](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=208748) 2025/04/25 確認



## 第五部 地 方 税





## 地方分権社会と地方税制における公平性について

岸野康之（所沢支部）

### 【要 旨】

我が国は現在、日本史上で例を見ない速さで進む、少子高齢化に直面している。

少子高齢化は全国的現象だが、全国均一に進んでいるわけではなく、すでに過疎化、高齢化が進んでいる地方部から先に始まり、崖が先端から崩れ始めるように地方社会の崩壊が進み始めている。かつて「消滅自治体」という言葉が流行ったのは、まったく先鋭的表現というわけではなく、自力で自治を維持できなくなる地方自治体が続出するのは時間の問題である。

ところで我が国には、憲法で地方自治体における地方自治の権利が保障されていて、その中ではやや不安定な形であるが、課税自主権が定められており、法定外税の設置や超過税率の設定など、自治体独自の課税が実施可能な法体系で構成されている。そうであれば、財源が不足しているなら例えば新しい税金を設定したり、既存税目の税率を引き上げたり、さらには職員による徴収活動を増やすなどして、それぞれの自治体ごとの創意工夫と自助努力によって、自治体の財政力や体力を引き上げることはできないものか。そして、地方税目の運用を通じて、地方衰退を防ぐ一助とすることは可能でないだろうか。

しかしながら、現実には地方自治体ごとに独自の課税権を発揮している場面が見られないばかりか、自治体は税収を増やしたり、徴税効率を高めたりする努力が行われていない、と思われる節もある。一方、納税者サイドから見ると、国税の各税目の改廃については大いに議論され、改正の都度、業界的な、場合によっては国民的な論議が沸き起こるが、地方税は国民生活にあって水や空気のような存在で大きな議論になる機会が少ない。また税理士業務における地方税の取扱いも、地方税は国税連動の税目や副次的に計算される税目が中心であるため、主体的に税目ごとの改廃、適正化、簡素化が議論の俎上に上がる機会に乏しい。

現在の流れで地方団体が疲弊する状況が続けば、これまで全国どこでも均一な行政サービスが享受できると考えられていた我が国社会にあって、地域間格差が更に大きく広がることとなり、出生地や居住地で人生の幸不幸が決定づけられる不公平な社会が現出することにもなりかねない。我々は少なくともより公平な社会の実現を願い検討していくうえで、地方分権社会にありながら地方税制が有意に機能していないと思われるその背景や原因に迫っていく必要がある。

その上で、地方税制を通じた地域間格差是正に向けて、3つの提案を行っていききたい。

### I はじめに

国家という経済単位で国民の幸福、国民の公平性を考えていく上では、「国と自治体」「自治体間」における格差という、大きな検討課題がある。

我々には、当然ながら日本国の法律、制度の枠内で国民として生きる側面があるほか、無数にある地方自治体や各地の文化内で生きる地域市民としての側面がある。そのため、国の税制に対する義務や福利厚生に係る諸制度による恩恵を履行、享受していくほかに、どの行政区を主たる生活圏としているかで、履行すべき義務や享受する福利厚生も変わっていく。

ところで、日本国憲法は人権や様々な自由とともに、居住や移転の自由も保証しており、我々国民はどの地方政府の元で生活するかを選択権があるので、どの地方自治体の福利厚生を受けるかを自ら選択できるという意味では、居場所による公平感、不公平感を、自ら是正する自由はある。

しかしそれは理屈であり、人や家族の生活は基本的に地域に立脚しているものであるから、居住や移転の自由を謳歌する人々もいれば、地域を離れることで生活基盤を決定的に喪失する人々もまた数多く

いる。その様々な生活環境、所得階層など境遇にある国民が、一人でも多く、少しでもより公平な生活や福利厚生を享受していくためには、この地方分権社会が、地域間の不均衡が少なくなるよう絶えず正されていく機構であるべきである。

しかしながら、国は高度成長期に首都圏及び重厚長大産業に人的、資本的資源を集中投下して経済大国となったその幻影から逃れられず、地方創生、地域活性化とは名ばかりの都市集中政策を繰り返すことで、地域間の不均衡や強弱は正されるどころか、年々拡大していく状況にある。本稿では、そうした不均衡等の拡大の現況を確かめた上で、地方分権と地方財政、地方税などが内包する構造的諸課題を俯瞰的、実践的に点検して、地方分権時代における地方税制のあり方を提言していきたい。

## II 地方政府の成り立ちと現状

### 1 我が国地方政府の成り立ち

明治政府が始まり、明治4年の廃藩置県によって日本の全地域が「府県」という政府の地方出先機関になり、その結果、住民は明治政府に直接的に統治されることとなり、政府と地方住民の関係は大きく変わった<sup>1</sup>。廃藩置県により幕藩体制から全国に302の府県を設置（その後再統合により府県数は減少）するとともに戸籍等の整備を開始<sup>2</sup>し、さらに速やかに議会制度が制定され始めた一連の動きには、現在の地方分権の萌芽を見ることができる。しかし元来、中央政府（江戸幕府）が各藩を地方政府として中央集権的に統制する仕組みがあったわけではなく、国と各地における地方自治の模索が続けられた。

その後、明治22年に制定された大日本帝国憲法においては、地方自治に関する言及はないが、同時期に定められた市制町村制、府県制郡制で、単なる国の事務分掌機関ではない地方政府としての地方自治体を、新たに規定づけることとなった。

このように幕藩体制から地方自治体の設置までが速やかに進んだ背景には、いち早く欧米列強と並び立つ文明国たるべき、という明治政府の強い意欲があった。その点では、よく我が国では「欧米から輸入した民主主義」と揶揄的に表現されるが、地方分権もまた「輸入した地方分権」と言えなくもない。しかし地産地消でも、輸入ものでも、それが制度として機能し市民に利することが、重要である。だがその後、日清戦争、日露戦争を経て第二次世界大戦に至る過程で、事務分掌を担務する行政区としての地方自治体は事実上の中央集権国家としての統制下で、自治と呼び難い状況が続いた。

第二次大戦後に日本国憲法が制定され、我が国の地方自治は形式的、実質的に大きく姿を変えていく。新たに制定された日本国憲法「第八章 地方自治」では、自治体による一定の地方自治が次のように保障されている。

第九十二条 地方自治体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方自治体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方自治体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方自治体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

<sup>1</sup> 竹下譲「地方自治制度の歴史 明治の激論」41頁（イマジン出版、2018）

<sup>2</sup> 総務省ホームページ「地方自治制度の歴史」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/history.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/history.html)、(2025.5.4)

ここにいう地方自治の本旨とは「団体自治」「住民自治」「住民憲章の制定権」のいずれであるか、など議論があるが<sup>3</sup>、輸入草案から作られた法律であるため、結論付けられていないようである。我々はいまも、地方自治の本旨とは何かを問いながら、それ以降の条文を読み進むこととなる。

特に本稿で重要になるのは、第九十四条の「法律の範囲内で条例を制定することができる」点であるが、自治体は地方税法の枠内で条例を制定して課税を実施するが、後に述べる法定外税や超過課税などわずかな部分を除き、基本的に自治体独自の課税を行う仕組みにはなっていない。従って、我が国の地方自治は憲法で規定し保障されている一方、財源確保については制限的で課税自主権は無いに等しく、「お小遣いの範囲内で、大人のように政治、自治を自由に実施して良い」地方自治であると言える。

## 2 地方分権の意義と現状

### (1) 地方分権への流れ

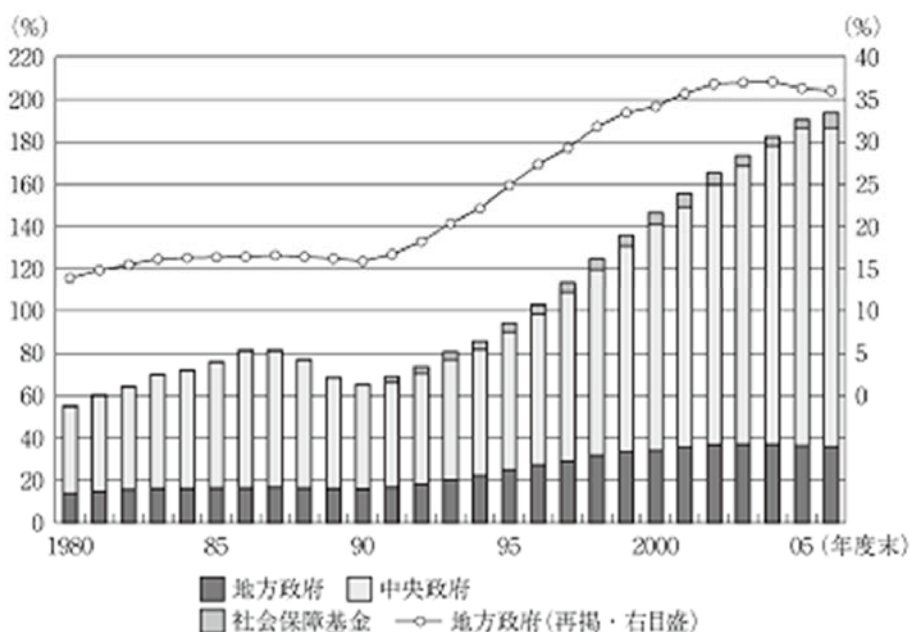
地方分権という用語は、中央集権に対する対義語的に用いられるが、我が国で地方分権が国家的議論になり始めたのは、いわゆるバブル経済が崩壊した後の、平成の時代である。

それまでは、ブレトンウッズ体制の終結、中東危機などを経てなお、安定成長期からバブル景気までを産業政策、貨幣政策で乗り切り、経済は順調に推移し続けた。また石炭から石油へ、重厚長大産業からサービス業への産業構造の転換によって、急速な人口減などで苦境に陥る自治体（特に準用・財政再建団体となった福岡県赤池町、後に財政破綻する夕張市は象徴的である。）も出たが、国内景気全体が拡大基調にある中で、地方政府のあり方そのものを大きく見直す機運は、高まらなかった。

バブル経済が崩壊し、その崩壊の契機となった利上げによる財政緊縮、株価と地価の急落による購買力の低下、急激な税収減による赤字国債の増発などが相次ぎ、我が国はかつてない不況期に突入し、地方財政も急速に悪化していく。そして、後に失われた10年と呼ばれる平成初頭の数年を通して、国全体の公共部門、民間部門のみならず、地方政府部門も大きな改革を迫られることとなった。

その中で、平成5年に衆参両院において「地方分権に関する決議」が採択され、ここに事実上の中央集権体制の見直しが図られはじめ<sup>4</sup>、地方分権が政治的課題として注目を集めるに至ったのである。

図1 政府債務対GDP比



<sup>3</sup> 今井照「地方自治講義」208～219頁（ちくま新書、第2版、2023）

<sup>4</sup> 齋藤英明著「地方自治体単独事業費支出と他地域へのスピルオーバー効果」政経研究第四十九巻第三号 844頁

## (2) 我が国が目指す地方分権社会とは

以下に、平成5年6月3日衆議院本会議において決議された、上述「地方分権の推進に関する決議」の内容<sup>5</sup>を掲載する。

### 地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方自治体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方自治体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

この決議から30年を経た今、実態的には次のように推移していると考えられる。

- ① 「さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除」  
→ 国はこの30年間で都市部への一極集中を加速させた。
- ② 「国土の均衡ある発展を図るとともに、豊かさを実感できる社会をつくり上げる」  
→ ①を主要因として、国土の発展は完全に偏在し過疎過密が進展した。
- ③ 「地方自治体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権の推進を望む声は大きな流れ」  
→ 国民の期待はともかく、「中央集権を問い直し地方分権の推進」をしたいと明示している。
- ④ 「国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、権限移譲、地方税財源の充実強化等地方自治体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務」  
→ どれだけの国民が地方自治体の役割に具体的な期待を寄せたか不明だが、ここに、国家的負担や責任を地方に移譲したい、という大型景気後退に直面した国の気持ちが込められている。

ともかく、ここに我が国が目指す中央集権的行政との決別と、地方分権の未来像が示されており、この理念・建前に沿って、様々な地方行財政改革が推進されていく。

## (3) 地方分権と市町村合併の進展、そして財源論

上述決議と同年である平成5年10月に出された第三次臨時行政改革推進審議会の最終答申では、「久しぶりに『合併』という文字が見られた」<sup>6</sup>。我が国では長年、市町村合併の進展は行政的課題であったが、バブル後の地方分権機運の高まりによって、市町村合併の議論がスタートし、640件に及ぶ市町村合併の実施結果に繋がることとなる。

<sup>5</sup> 内閣府ホームページ 地方分権の推進に関する決議（衆議院）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category04/archive-19930603.html>、(2025.5.4)

<sup>6</sup> 今井照著「平成の大合併」の政治学 20頁（公人社、初版、2008）

表 1 市町村合併件数（2010 年 3 月 31 日現在）

|                       | 件数  | 合併関係<br>市町村数 | 市町村数    |         |
|-----------------------|-----|--------------|---------|---------|
|                       |     |              | 前年度末    | 当年度末    |
| H11年度                 | 1   | 4            | 3,232   | 3,229   |
| H12年度                 | 2   | 4            | 3,229   | 3,227   |
| H13年度                 | 3   | 7            | 3,227   | 3,223   |
| H14年度                 | 6   | 17           | 3,223   | 3,212   |
| H15年度                 | 30  | 110          | 3,212   | 3,132   |
| H16年度                 | 215 | 826          | 3,132   | 2,521   |
| H17年度                 | 325 | 1,025        | 2,521   | 1,821   |
| H18年度                 | 12  | 29           | 1,821   | 1,804   |
| H19年度                 | 6   | 17           | 1,804   | 1,793   |
| H20年度                 | 12  | 28           | 1,793   | 1,777   |
| H21年度<br>(H22.3.31まで) | 28  | 75           | 1,777 ( | 1,730 ) |
| 計                     | 640 | 2,142        |         |         |

総務省報道資料「『平成の合併』について」

平成不況期に始まった地方分権論、市町村合併の議論は、不況下における国家財政運営の負担と責任の一部を地方政府に移譲し、また地方政府の合理化を進めることによる中央の負担減を図る狙いがあった。しかし平成以降は、その地方分権の事務分掌や議会制度を中心としたルール改正、いわば「行政改革」の部分は進んだが、実効性ある「財政改革」に具体的進展が見られなかった。

それが平成 11 年に地方分権一括法（平成 11 年法律 87 号 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が成立し、さらに平成 14 年に官から民への流れの中で小泉政権が発足する流れの中で、地方自治体の財源にかかる三位一体の改革と市町村合併が、大きく動き出すこととなった。

### 3 人口構造に見る地域間格差

我が国の人口は、平成 20 年をピークとして減少の一途を辿っている。

内容は、かねてより少子高齢化社会の到来と言われるように、高齢者の数、割合の大幅増と少年人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の数、割合の低下である。

（以下、図 1、2 は総務省統計局発出）

図 2 総人口及び総人口に占める 0～14 歳、65 歳以上人口の割合

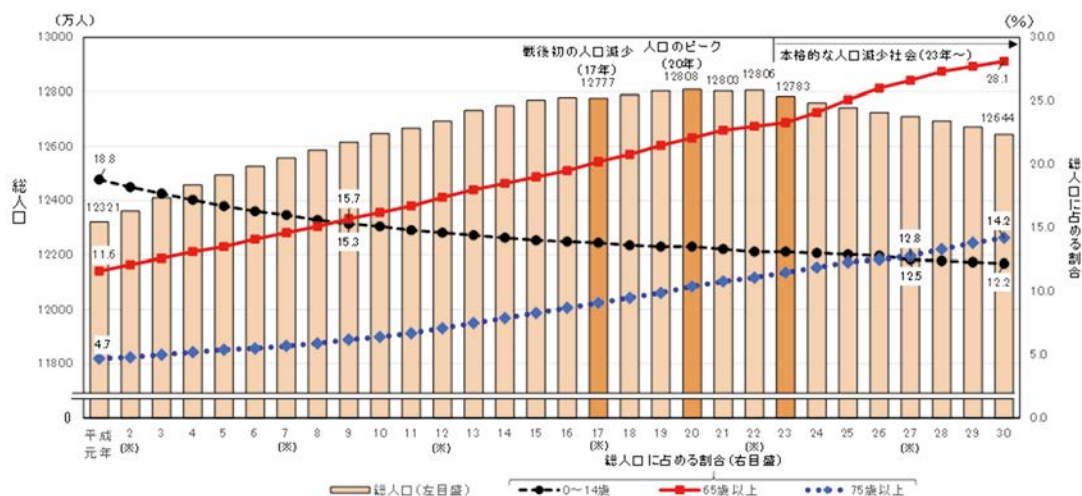
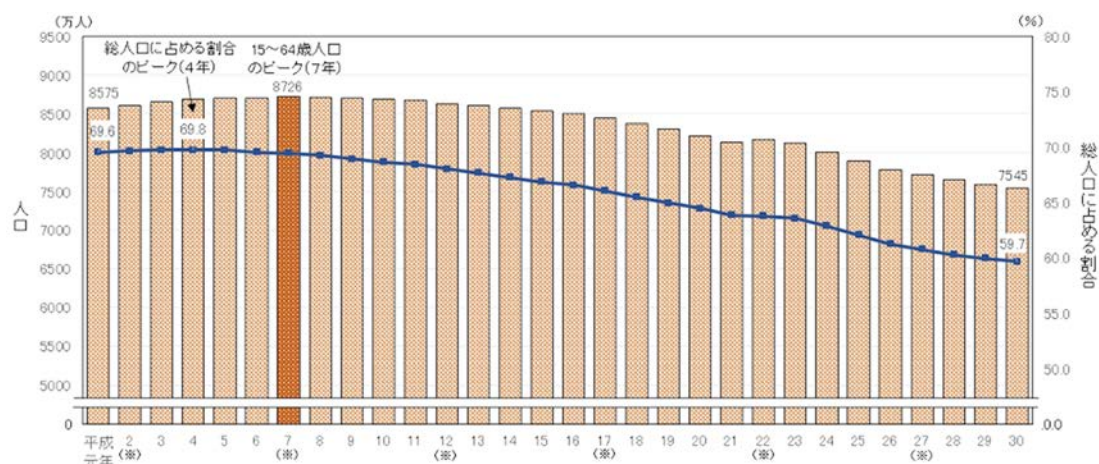




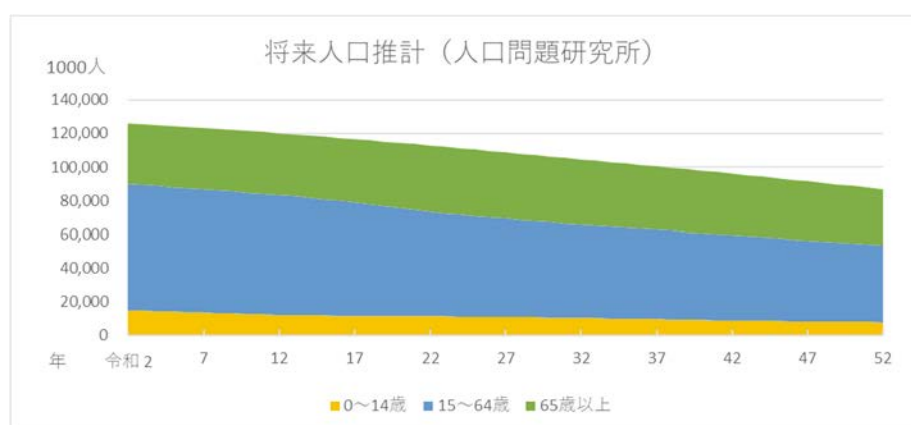
図3 15～64歳人口及び総人口に占める割合の推移



生産年齢人口はピークの平成7年8726万人から令和5年までの間に、既に1300万人以上減少しており、主たる労働の担い手減少に直結している。その後もさらに生産年齢人口を中心に、ただし全年齢人口全体で減少が進み、令和50年には生産年齢人口は上記ピーク時の半分近い4500万人程度になる。

一般に少子高齢化といわれる中身は、子供の数の減少や相対的な老人増加もあるが、一番肝心な点は、労働の担い手たる生産年齢人口の急減である。

図4 年齢層ごとの将来人口推計



次に都道府県別の将来人口推計をみると、今から25年後の令和32年には、関東地方以外のほとんどの県で、少年・生産年齢人口が3割以上減少し、東北や四国ではほぼ半数にまで減少する県が多い。

一方、高齢者はほとんどの都道府県で増加か横ばいで、10%以上減少する県は10県のみである<sup>7</sup>。

また市区町村について表2を参照してみると、この先25年間で生産年齢人口が100人を切る自治体、現在の2割程度になる自治体など数多くあり、平成26年、令和6年に発表された「消滅候補自治体」の予想統計の中でも筆頭に挙げられている。

<sup>7</sup> 都道府県別人口推移 国立社会保障・人口問題研究所 2023年作成

表2 生産年齢人口が急減する自治体

生産年齢人口が100人以下となる自治体

| 都道府県 | 市区町村 | 人数    |       |
|------|------|-------|-------|
|      |      | 2025年 | 2050年 |
| 奈良県  | 野迫川村 | 121人  | 39人   |
| 奈良県  | 黒滝村  | 184人  | 55人   |
| 長野県  | 平谷村  | 162人  | 70人   |
| 奈良県  | 上北山村 | 172人  | 72人   |
| 高知県  | 大川村  | 141人  | 76人   |
| 京都府  | 笠置町  | 377人  | 78人   |
| 和歌山県 | 北山村  | 149人  | 78人   |
| 北海道  | 神恵内村 | 288人  | 88人   |

生産年齢人口が2割以下になる自治体

| 都道府県 | 市区町村 | 指数（2020年100） |       |
|------|------|--------------|-------|
|      |      | 2025年        | 2050年 |
| 京都府  | 笠置町  | 76.8         | 15.9  |
| 奈良県  | 吉野町  | 77.4         | 18.8  |
| 熊本県  | 球磨村  | 51.4         | 18.9  |
| 北海道  | 歌志内市 | 79.3         | 19.0  |
| 青森県  | 外ヶ浜町 | 79.9         | 19.5  |
| 大分県  | 姫島村  | 72.8         | 19.7  |
| 奈良県  | 御杖村  | 71.3         | 20.0  |
| 群馬県  | 南牧村  | 73.2         | 20.3  |

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5年推計）を筆者加工

さらに、全国及び各都道府県の人口減の背景には「都道府県間の人口流出入」という問題がある。次の表3のマイナス表示（赤字）はすべて「他自治体への人口流出」を示しており、セルが白く黒字の部分は他団体からの人口流入を示している。これを見ると、人口流入団体と流出団体とが明白に分かれ続けており。ここに、単純な全国的人口減だけではない、人口流出入による地域間格差の急速な広がりや地方自治体の潜在能力の喪失が示されている。



表3 他都道府県からの転入者数及び転入超過数の推移－（平成13年～令和5年）

単位 人

|      | H13<br>2001 | H18<br>2006 | H22<br>2010 | H26<br>2014 | H30<br>2018 | R5<br>2023 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 北海道  | -10,624     | -18,386     | -8,637      | -8,942      | -7,953      | -5,238     |
| 青森県  | -2,974      | -9,465      | -5,032      | -6,460      | -6,452      | -5,656     |
| 岩手県  | -3,568      | -5,873      | -4,238      | -3,200      | -5,000      | -4,623     |
| 宮城県  | -2,308      | -4,961      | -556        | 2,437       | -1,700      | -1,452     |
| 秋田県  | -3,137      | -5,814      | -3,728      | -4,423      | -4,542      | -2,909     |
| 山形県  | -3,456      | -4,674      | -3,607      | -3,573      | -3,882      | -3,853     |
| 福島県  | -5,782      | -7,785      | -5,752      | -2,211      | -7,841      | -6,579     |
| 茨城県  | -4,672      | -2,157      | 944         | -4,849      | -4,760      | -1,863     |
| 栃木県  | -1,885      | -1,185      | -1,525      | -1,795      | -2,897      | -1,500     |
| 群馬県  | -1,002      | -2,456      | -1,298      | -2,250      | -2,711      | -941       |
| 埼玉県  | 6,867       | 7,708       | 15,424      | 14,909      | 17,036      | 24,839     |
| 千葉県  | 13,429      | 12,398      | 14,187      | 8,364       | 16,924      | 4,785      |
| 東京都  | 68,118      | 90,079      | 48,331      | 73,280      | 82,774      | 68,285     |
| 神奈川県 | 28,419      | 21,848      | 14,887      | 12,855      | 18,866      | 28,606     |
| 新潟県  | -5,117      | -6,923      | -4,104      | -5,518      | -7,544      | -5,850     |
| 富山県  | -2,329      | -1,309      | -646        | -1,091      | -1,617      | -1,862     |
| 石川県  | -2,172      | -2,215      | -523        | -586        | -1,597      | -2,461     |
| 福井県  | -1,778      | -2,004      | -1,410      | -2,246      | -2,159      | -3,408     |
| 山梨県  | -1,373      | -2,428      | -1,368      | -2,564      | -2,454      | -586       |
| 長野県  | -1,037      | -3,963      | -2,103      | -3,279      | -3,603      | -1,928     |
| 岐阜県  | -3,940      | -3,735      | -3,388      | -4,154      | -5,374      | -4,516     |
| 静岡県  | -2,299      | -2,064      | -3,894      | -7,240      | -6,654      | -6,154     |
| 愛知県  | 3,358       | 20,999      | -1,262      | 6,190       | 2,159       | -7,408     |
| 三重県  | -2,014      | 610         | -1,592      | -2,839      | -4,225      | -6,397     |
| 滋賀県  | 2,412       | 2,891       | 2,316       | -889        | -542        | 12         |
| 京都府  | -3,831      | -2,790      | -1,940      | -1,174      | -2,990      | -2,635     |
| 大阪府  | -20,568     | -6,353      | -3,570      | -391        | 5,197       | 10,792     |
| 兵庫県  | 3,923       | 98          | -2,643      | -7,092      | -6,088      | -7,397     |
| 奈良県  | -5,145      | -4,682      | -2,297      | -3,065      | -4,026      | -1,319     |
| 和歌山県 | -2,923      | -4,005      | -2,225      | -2,957      | -3,581      | -2,123     |
| 鳥取県  | -520        | -1,891      | -1,132      | -1,131      | -1,983      | -1,756     |
| 島根県  | -1,240      | -2,978      | -1,570      | -1,601      | -1,457      | -1,889     |
| 岡山県  | -1,787      | -2,743      | -2,084      | -382        | -3,323      | -5,621     |
| 広島県  | -7,001      | -2,625      | -1,902      | -2,639      | -3,537      | -11,409    |
| 山口県  | -3,510      | -4,508      | -2,886      | -3,647      | -4,140      | -3,718     |
| 徳島県  | -1,192      | -2,132      | -1,585      | -1,495      | -2,290      | -2,557     |
| 香川県  | -1,841      | -1,343      | -1,405      | -1,149      | -1,628      | -2,784     |
| 愛媛県  | -2,652      | -4,272      | -2,596      | -3,512      | -4,063      | -4,779     |
| 高知県  | -649        | -3,491      | -782        | -2,179      | -2,328      | -1,835     |
| 福岡県  | 3,638       | 3,122       | 2,673       | 3,900       | 6,243       | 4,387      |
| 佐賀県  | -2,378      | -2,596      | -1,588      | -2,269      | -1,579      | -1,176     |
| 長崎県  | -4,845      | -9,600      | -4,863      | -5,853      | -6,311      | -6,439     |
| 熊本県  | -1,417      | -4,194      | -2,272      | -2,861      | -3,945      | -1,624     |
| 大分県  | -2,245      | -1,457      | -2,043      | -2,648      | -3,484      | -3,108     |
| 宮崎県  | -2,980      | -3,678      | -2,147      | -3,185      | -3,582      | -1,111     |
| 鹿児島県 | -2,590      | -6,427      | -2,985      | -4,559      | -4,604      | -2,752     |
| 沖縄県  | 617         | -591        | 416         | -37         | -753        | -490       |

総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告 都道府県間人口移動者数推移（R5まで）

### Ⅲ 地方財政の現状と地方税制との関係

#### 1 地方財政の現状と推移

我が国の地方自治体の財政は、地方税のように直接的な自主財源以外に、表4に示されるような様々な歳入によって構成されている。

表4 令和4年度 地方歳入決算額の状況

(単位 兆円・%)

| 区分         | 財源区分 | 都道府県   |        | 市町村    |        | 純計額     |       |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 地方税        | 自主   | 23.1兆円 | 36.3%  | 20.9兆円 | 30.3%  | 44.1兆円  | 36.1% |
| 地方譲与税      | 依存   | 2.3兆円  | 3.6%   | 0.5兆円  | 0.7%   | 2.8兆円   | 2.3%  |
| 地方特例交付金等   | 依存   | 0.1兆円  | 0.1%   | 0.1兆円  | 0.2%   | 0.2兆円   | 0.2%  |
| 地方交付税      | 依存   | 9.5兆円  | 15.0%  | 9.1兆円  | 13.2%  | 18.6兆円  | 15.3% |
| 地方消費税交付金   | 依存   |        |        | 3.2兆円  | 4.6%   |         |       |
| ゴルフ場利用税交付金 | 依存   |        |        | 0.0兆円  | 0.0%   |         |       |
| 軽油引取税交付金   | 依存   |        |        | 0.1兆円  | 0.2%   |         |       |
| 法人事業税交付金   | 依存   |        |        | 0.3兆円  | 0.4%   |         |       |
| その他        | 依存   | 0.0兆円  | 0.0%   | 0.3兆円  | 0.4%   | 0.3兆円   | 0.4%  |
| 小計 (一般財源)  |      | 35.0兆円 | 55.0%  | 34.5兆円 | 50.0%  | 65.7兆円  | 53.9% |
| 分担金・負担金    | 自主   | 0.3兆円  | 0.4%   | 0.5兆円  | 0.7%   | 0.4兆円   | 0.3%  |
| 使用料・手数料    | 自主   | 0.8兆円  | 1.3%   | 1.2兆円  | 1.8%   | 2.0兆円   | 1.7%  |
| 国庫支出金      | 依存   | 12.7兆円 | 19.9%  | 14.0兆円 | 20.3%  | 26.7兆円  | 21.9% |
| 都道府県支出金    | 依存   |        |        | 4.7兆円  | 6.8%   |         |       |
| 財産収入       | 自主   | 0.2兆円  | 0.3%   | 0.4兆円  | 0.6%   | 0.7兆円   | 0.5%  |
| 寄附金        | 自主   | 0.0兆円  | 0.0%   | 1.0兆円  | 1.5%   | 1.1兆円   | 0.9%  |
| 繰入金        | 自主   | 2.1兆円  | 3.3%   | 2.0兆円  | 2.9%   | 4.1兆円   | 3.4%  |
| 繰越金        | 自主   | 1.9兆円  | 3.1%   | 2.6兆円  | 3.7%   | 4.5兆円   | 3.7%  |
| 諸収入        | 自主   | 6.1兆円  | 9.5%   | 2.6兆円  | 3.8%   | 8.0兆円   | 6.6%  |
| 地方債        | 依存   | 4.6兆円  | 7.2%   | 4.2兆円  | 6.1%   | 8.8兆円   | 7.2%  |
| 特別区財政調整交付金 | 依存   |        |        | 1.2兆円  | 1.7%   |         |       |
| 歳入合計       |      | 63.7兆円 | 100.0% | 69.0兆円 | 100.0% | 121.9兆円 | 100%  |
| 自主財源       |      | 34.5兆円 | 54.2%  | 31.3兆円 | 45.3%  | 64.8兆円  | 53.2% |
| 依存財源       |      | 30.5兆円 | 47.9%  | 28.1兆円 | 40.8%  | 57.9兆円  | 47.7% |

(注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

出典 総務省 令和6年度 地方財政白書 (筆者加工)

令和4年度決算額で見ると、国では一般会計歳入額が約153兆円、国税の税収総額が約76兆3千億円、国の一般会計歳入は税収が約半分を占めている。これに対して、地方自治体全体の歳入総額は121兆9千億円、地方税の税収総額は約44兆円で、地方自治体の歳入に対する地方税収の割合は歳入の36%程度となっているが、財源の用途が特定されていないいわゆる一般財源は、地方税のほか地方交付税約18兆6千億円などを合わせると合計約65兆6千億円で歳入総額の約半分以上を超える。

表5に見られるように、戦前、戦後から現在まで地方税収は地方歳入額全体の概ね30%～40%で推移しており、これが俗に「3割自治」と呼ばれるゆえんである。他の自主財源を合わせても自主財源比率は50%を超える程度に過ぎず、我が国の地方財政は、基本的に地方税収を主たる財源の一つと位置付けつつ、地方交付税等を含めた一般財源、国から支出される各種交付金や国庫支出金など、実際には多くの、国庫や国税からの支出を受けることを前提に成立しているのである。

表5 地方財政規模と主な財源の戦前・戦後推移

(単位：10億円)

|     |         | 1925年 | 1935年 | 1945年 | 1955年 | 1965年 | 1975年  |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 歳入額 | 国       | 2.1   | 2.3   | 23.5  | 1,126 | 3,773 | 21,470 |
|     | 地方      | 1.9   | 2.7   | 5.4   | 1,163 | 4,650 | 27,366 |
|     | 比較      | 93%   | 122%  | 23%   | 103%  | 123%  | 127%   |
| 税収額 | 国       | 1.0   | 1.0   | 10.5  | 795   | 3,049 | 13,752 |
|     | 地方      | 0.7   | 0.6   | 0.9   | 381   | 1,549 | 8,155  |
|     | 比較      | 67%   | 63%   | 8%    | 48%   | 51%   | 59%    |
| 地方  | 歳入額（再掲） | 1.9   | 2.7   | 5.4   | 1,163 | 4,650 | 27,366 |
|     | 税収額（再掲） | 0.7   | 0.6   | 0.9   | 381   | 1,549 | 8,155  |
|     | 地方交付税額  | 0.2   | 0.3   | 2.4   | 160   | 743   | 4,471  |
|     | 国庫支出金額  |       |       |       | 295   | 1,088 | 5,820  |
|     | 税収割合    | 34%   | 23%   | 16%   | 33%   | 33%   | 30%    |
|     | 交付税等割合  | 8%    | 9%    | 44%   | 39%   | 39%   | 38%    |
|     | 地方債等割合  | 57%   | 68%   | 40%   | 28%   | 27%   | 33%    |

(単位：10億円)

|     |         | 1985年  | 1989年  | 1995年   | 2005年  | 2015年   | 2022年   |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|
| 歳入額 | 国       | 53,988 | 60,414 | 70,987  | 89,000 | 102,175 | 153,729 |
|     | 地方      | 60,317 | 74,567 | 101,316 | 92,937 | 101,918 | 121,945 |
|     | 比較      | 112%   | 123%   | 143%    | 104%   | 100%    | 79%     |
| 税収額 | 国       | 38,198 | 54,922 | 51,931  | 49,065 | 56,285  | 71,137  |
|     | 地方      | 23,316 | 31,795 | 33,675  | 34,804 | 39,099  | 44,052  |
|     | 比較      | 61%    | 58%    | 65%     | 71%    | 69%     | 62%     |
| 地方  | 歳入額（再掲） | 60,317 | 74,567 | 101,316 | 92,937 | 101,918 | 121,945 |
|     | 税収額（再掲） | 23,316 | 31,795 | 33,675  | 34,804 | 39,099  | 44,052  |
|     | 地方交付税額  | 9,449  | 13,455 | 16,153  | 16,959 | 17,391  | 18,631  |
|     | 国庫支出金額  |        |        |         | 11,889 | 15,282  | 26,712  |
|     | 税収割合    | 39%    | 43%    | 33%     | 37%    | 38%     | 36%     |
|     | 交付税等割合  | 33%    | 32%    | 31%     | 31%    | 32%     | 37%     |
|     | 地方債等割合  | 28%    | 25%    | 36%     | 32%    | 30%     | 27%     |

出典 昭和28年以降発行の財政白書、地方財政白書

## 2 地方税の租税原理と課題

シャープ勧告では、地方税制の当時の現況と、本来あるべき態様について、次のように述べている<sup>8</sup>。

「地方自治機関のための税制を作るにあたり、若干の基本的原則を考慮しなければならない。

- 1 税制は簡単でなければならない。租税の数は最低に抑え、賦課する租税は納税者が容易に理解できるような種類のものでなければならない。
- 2 各地方税は有効な地方行政を可能ならしめるものでなければならない。課税標準は特定の地域に明白に帰しうるもので、高度の行政技術上の問題を包含してはならない。
- 3 税務行政の能率を甚しく低下することなく、また劣等な種類の租税を用いることなくして実施できる限り、国と都道府県と市町村の間には税源の分離があるべきである。かかる分離によって、国民は、自己に課された税額に対し、またそれらの租税の施行の仕方に対して政治的責任を定めることができるであろう。
- 4 地方行政単位は、地方選挙民の必要と要求に応じて税率を上下する権限をもたねばならない。」

一方、国（総務省）は現在、地方税制度が有すべき租税原則について次のように説明している<sup>9</sup>。

- ① 応益性の原則
- ② 安定性の原則
- ③ 普遍性の原則
- ④ 負担分任の原則
- ⑤ 自主性の原則（課税自主権）

地方税については、こうした戦後のシャープ勧告に見られる制定理念と、国が現在基礎づけている原則により成立している。

上記、①～⑤の基本原則は、民主的な申告納税制度の確立を掲げて戦後財政の立て直しを図る立場からすれば、真つ当な租税原理を述べている。しかし、現在の我が国地方税の実務的状況は、租税実務家から見ると、これら基本原則を逸脱した目を覆うばかりの惨状にある。現在、都道府県分と市町村分でそれぞれ約 15 ずつの税目を有する地方税全体が、極端に複雑で税目が過剰とは言えないが、一般納税者に分かりやすい納税体系とは到底言えず、個々の税目についても大いに改善の余地がある。

ただし、I で見てきたように、我が国地方税は地方自治体の重要な自主財源でありながら、戦後一貫して自治体歳入の 3 割（多くの自治体では 2 割）程度に留まっており、地方税収は地方自治体の資金調達ソースの一部に過ぎない。むしろ自治体の運営上は、それ以外の地方交付税や国庫支出金などを、より多く確保することが重要で効率的な節もあり、その理由は、後に述べるように地方自治体の財政自主権（課税自主権）があまりに制約的で税収確保に血道をあげる財政的動機に乏しいためと考えられる。

<sup>8</sup> 『シャープ使節団日本税制報告書』付録 A E 節 Roadside Library  
<https://www.rsl.waikei.jp/shoup/shoupjA.html#sectionAe>、(2025.5.4)

<sup>9</sup> 総務省ホームページ 地方税の意義と役割  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/150790\\_02.html#:~:text=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E7%A8%8E%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AF,%E3%81%A8%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_02.html#:~:text=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E7%A8%8E%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%AF,%E3%81%A8%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)、(2025.5.4)

### 3 地方自治体の財政自主権

我が国では、現行憲法で規定する地方自治の一環として、自治体には課税権があるとする自主財政主義という原則があり、これには地方税の根拠について法律説と憲法説との対立があるとされている<sup>10</sup>。

法律説とは、地方自治体の課税権の根拠は、現行地方自治法、地方税法などにあるとする見解で、憲法第八十四条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」の規定どおり、法律の根拠を要するという租税法律主義の立場である。

一方、憲法説は憲法第九十四条「地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」の条文を拠り所として、地方自治体は憲法に直接に課税権を付与されており、地方税を租税法律主義の枠外とする地方税条例主義にあたる。

この論争については、様々な係争があった。

大牟田市電気税事件<sup>11</sup>は、地方税法が非課税措置を設けたために、大牟田市が市条例の電気ガス税を徴収できなくなり生じた国との係争であるが、結局、福岡地裁は具体的な課税権は地方税法で定められているとして、大牟田市の本改正による損害の訴えを退けている。

また神奈川県では、資本金等一定額以上の法人に課税する臨時特例企業税（法定外普通税）について、最高裁判所が、事業税の欠損金繰越控除を適用できなくする地方税法に抵触する課税措置として退けて、県は還付加算金を含め 635 億円を返還している。（以下、「神奈川事件」という。）<sup>12</sup>。

それぞれの判示では、憲法上の自治体の財政自主権を否定していないが、あくまで租税法律主義に基づき税法の枠内で課税権が行使されるべきとした。特に、神奈川事件は市町村合併ほか、一連の地方分権改革が進展した時期の係争で、地方自治体の歳入ポートフォリオの固定化を決定づけ、我が国地方分権の財政的な限界を指し示すものであった。

## IV 地方税制の論点と構造的諸問題

### 1 地方財政の実際の構造と地方税収

人口一人当たりの歳入内訳について、都道府県別に比較をしてみる。

地方交付税の不交付団体であり各種指標が突出している東京都は例外として、都道府県別歳入内訳からは、次の傾向がみられる。

- ・人口一人当たりの歳入額は、小規模自治体ほど多い傾向にある。
- ・人口一人当たりの地方税額と人口規模との間に因果関係は見い出せないが、歳入全体のうち地方税収の占める割合は、人口規模が小さくなるに従って下がっていく。
- ・地方譲与税は、人口規模が小さい自治体ほど割合が少ない。
- ・人口一人当たりの地方交付税は、額、割合とも小規模自治体ほど大きくなる。
- ・国庫支出金額、地方債の金額は、人口規模が小さい自治体ほど大きくなる。
- ・国庫支出金と地方債の歳入に占める割合は、人口規模とあまり因果関係がない。

この比較から、人ひとりが生活するために必要な自治体の歳入額は、実は自治体の人口規模とは関係ないが、小さい自治体ほど確実に国庫依存が高まる傾向を見出せる。地方税制を通して地方財政を変えていくということは、全国の自治体に見られる自主財源と依存財源のバランスを変えていくということであり、以降で、地方税制の点検を通してその実践可能性について検討していく。

<sup>10</sup> 現代租税法講座 理論・歴史 金子宏監修 36、37 頁（日本評論社 初版、2017）

<sup>11</sup> 福岡地方裁判所 昭和 50 年（ワ）329 号 判決 「大判例」ホームページ 判決文 [https://www.minorusan.net/1/%E7%A6%8F%E5%B2%A1%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%20%E6%98%AD%E5%92%8C%EF%BC%95%EF%BC%90%E5%B9%B4%EF%BC%88%E3%83%AF%EF%BC%89%EF%BC%93%EF%BC%92%EF%BC%99%E5%8F%B7%20%E5%88%A4%E6%B1%BA、\(2025.5.4\)](https://www.minorusan.net/1/%E7%A6%8F%E5%B2%A1%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%20%E6%98%AD%E5%92%8C%EF%BC%95%EF%BC%90%E5%B9%B4%EF%BC%88%E3%83%AF%EF%BC%89%EF%BC%93%EF%BC%92%EF%BC%99%E5%8F%B7%20%E5%88%A4%E6%B1%BA、(2025.5.4))

<sup>12</sup> 最高裁判所 平成 22 年（行ヒ）242 号 最高裁ホームページ 判決文 [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/087/083087\\_hanrei.pdf、\(2025.5.4\)](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/087/083087_hanrei.pdf、(2025.5.4))

表6 令和6年度 人口一人当たり・都道府県別 歳入内訳（人口順表示）

| は数値が比較的大きい、または小さい項目 |         |         |         |           |           |           |        | 単位 円  |           |           |           |       | 単位 % |  |
|---------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|--------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|------|--|
| 区分                  | 人口      | 歳入総額    | 地方税     | 地方譲<br>与税 | 地方交付<br>税 | 国庫支出<br>金 | 地方債    | 地方税   | 地方譲<br>与税 | 地方交<br>付税 | 国庫支<br>出金 | 地方債   |      |  |
| 東京都                 | 1384万人  | 704,760 | 446,976 | 4,608     | 0         | 90,924    | 17,245 | 63.4% | 0.7%      | 0.0%      | 12.9%     | 2.4%  |      |  |
| 神奈川県                | 921万人   | 275,636 | 144,336 | 19,130    | 15,327    | 49,785    | 17,620 | 52.4% | 6.9%      | 5.6%      | 18.1%     | 6.4%  |      |  |
| 大阪府                 | 878万人   | 448,819 | 165,659 | 19,360    | 35,531    | 97,931    | 13,992 | 36.9% | 4.3%      | 7.9%      | 21.8%     | 3.1%  |      |  |
| 愛知県                 | 751万人   | 389,312 | 184,889 | 19,605    | 17,718    | 75,250    | 37,731 | 47.5% | 5.0%      | 4.6%      | 19.3%     | 9.7%  |      |  |
| 埼玉県                 | 738万人   | 309,662 | 138,290 | 19,280    | 33,588    | 61,888    | 28,744 | 44.7% | 6.2%      | 10.8%     | 20.0%     | 9.3%  |      |  |
| 千葉県                 | 631万人   | 355,055 | 149,321 | 19,352    | 33,898    | 65,978    | 23,647 | 42.1% | 5.5%      | 9.5%      | 18.6%     | 6.7%  |      |  |
| 兵庫県                 | 546万人   | 491,437 | 147,447 | 19,638    | 64,171    | 80,063    | 35,359 | 30.0% | 4.0%      | 13.1%     | 16.3%     | 7.2%  |      |  |
| 北海道                 | 514万人   | 602,083 | 147,453 | 21,555    | 127,662   | 146,939   | 53,111 | 24.5% | 3.6%      | 21.2%     | 24.4%     | 8.8%  |      |  |
| 福岡県                 | 510万人   | 446,194 | 143,841 | 19,747    | 57,582    | 85,191    | 37,709 | 32.2% | 4.4%      | 12.9%     | 19.1%     | 8.5%  |      |  |
| 静岡県                 | 363万人   | 381,045 | 160,400 | 19,591    | 50,864    | 82,268    | 40,626 | 42.1% | 5.1%      | 13.3%     | 21.6%     | 10.7% |      |  |
| 茨城県                 | 288万人   | 465,578 | 164,975 | 20,107    | 71,212    | 94,430    | 40,455 | 35.4% | 4.3%      | 15.3%     | 20.3%     | 8.7%  |      |  |
| 広島県                 | 277万人   | 440,947 | 147,360 | 20,208    | 72,396    | 91,919    | 40,745 | 33.4% | 4.6%      | 16.4%     | 20.8%     | 9.2%  |      |  |
| 京都府                 | 250万人   | 468,674 | 149,956 | 20,112    | 76,227    | 105,114   | 31,230 | 32.0% | 4.3%      | 16.3%     | 22.4%     | 6.7%  |      |  |
| 宮城県                 | 226万人   | 502,720 | 155,629 | 20,294    | 69,823    | 106,666   | 35,010 | 31.0% | 4.0%      | 13.9%     | 21.2%     | 7.0%  |      |  |
| 新潟県                 | 216万人   | 551,498 | 147,409 | 21,055    | 121,446   | 112,582   | 49,223 | 26.7% | 3.8%      | 22.0%     | 20.4%     | 8.9%  |      |  |
| 長野県                 | 204万人   | 577,551 | 156,013 | 20,758    | 106,856   | 123,799   | 50,651 | 27.0% | 3.6%      | 18.5%     | 21.4%     | 8.8%  |      |  |
| 岐阜県                 | 198万人   | 494,918 | 152,825 | 20,529    | 99,213    | 109,595   | 60,044 | 30.9% | 4.1%      | 20.0%     | 22.1%     | 12.1% |      |  |
| 群馬県                 | 193万人   | 514,026 | 162,336 | 20,363    | 78,070    | 109,558   | 35,092 | 31.6% | 4.0%      | 15.2%     | 21.3%     | 6.8%  |      |  |
| 栃木県                 | 193万人   | 523,635 | 164,762 | 20,469    | 75,060    | 104,326   | 42,920 | 31.5% | 3.9%      | 14.3%     | 19.9%     | 8.2%  |      |  |
| 岡山県                 | 187万人   | 429,921 | 147,434 | 20,542    | 94,873    | 77,999    | 29,873 | 34.3% | 4.8%      | 22.1%     | 18.1%     | 6.9%  |      |  |
| 福島県                 | 182万人   | 739,196 | 163,958 | 21,310    | 134,016   | 178,532   | 76,455 | 22.2% | 2.9%      | 18.1%     | 24.2%     | 10.3% |      |  |
| 三重県                 | 177万人   | 489,628 | 168,613 | 20,442    | 92,047    | 107,922   | 53,493 | 34.4% | 4.2%      | 18.8%     | 22.0%     | 10.9% |      |  |
| 熊本県                 | 174万人   | 591,860 | 129,312 | 20,402    | 134,377   | 151,633   | 55,452 | 21.8% | 3.4%      | 22.7%     | 25.6%     | 9.4%  |      |  |
| 鹿児島県                | 159万人   | 613,065 | 128,371 | 20,925    | 181,333   | 163,038   | 49,199 | 20.9% | 3.4%      | 29.6%     | 26.6%     | 8.0%  |      |  |
| 沖縄県                 | 149万人   | 627,567 | 124,000 | 19,188    | 158,649   | 204,036   | 21,712 | 19.8% | 3.1%      | 25.3%     | 32.5%     | 3.5%  |      |  |
| 滋賀県                 | 141万人   | 483,548 | 158,591 | 20,161    | 98,656    | 109,058   | 40,449 | 32.8% | 4.2%      | 20.4%     | 22.6%     | 8.4%  |      |  |
| 愛媛県                 | 133万人   | 553,184 | 145,044 | 20,985    | 139,456   | 109,631   | 40,163 | 26.2% | 3.8%      | 25.2%     | 19.8%     | 7.3%  |      |  |
| 山口県                 | 133万人   | 585,704 | 152,861 | 21,141    | 143,365   | 115,130   | 38,808 | 26.1% | 3.6%      | 24.5%     | 19.7%     | 6.6%  |      |  |
| 奈良県                 | 133万人   | 455,393 | 125,381 | 20,069    | 135,860   | 108,093   | 34,012 | 27.5% | 4.4%      | 29.8%     | 23.7%     | 7.5%  |      |  |
| 長崎県                 | 131万人   | 614,138 | 126,074 | 20,341    | 181,834   | 157,605   | 51,790 | 20.5% | 3.3%      | 29.6%     | 25.7%     | 8.4%  |      |  |
| 青森県                 | 123万人   | 651,655 | 148,583 | 21,226    | 186,439   | 150,055   | 40,223 | 22.8% | 3.3%      | 28.6%     | 23.0%     | 6.2%  |      |  |
| 岩手県                 | 119万人   | 738,894 | 141,910 | 22,147    | 193,584   | 142,898   | 51,261 | 19.2% | 3.0%      | 26.2%     | 19.3%     | 6.9%  |      |  |
| 大分県                 | 112万人   | 655,351 | 138,796 | 21,146    | 167,154   | 148,563   | 59,333 | 21.2% | 3.2%      | 25.5%     | 22.7%     | 9.1%  |      |  |
| 石川県                 | 112万人   | 581,269 | 165,748 | 20,949    | 127,635   | 133,837   | 51,842 | 28.5% | 3.6%      | 22.0%     | 23.0%     | 8.9%  |      |  |
| 宮崎県                 | 107万人   | 675,757 | 134,457 | 21,146    | 184,602   | 152,186   | 60,041 | 19.9% | 3.1%      | 27.3%     | 22.5%     | 8.9%  |      |  |
| 山形県                 | 104万人   | 687,022 | 140,852 | 22,015    | 183,297   | 131,585   | 61,674 | 20.5% | 3.2%      | 26.7%     | 19.2%     | 9.0%  |      |  |
| 富山県                 | 103万人   | 625,303 | 166,012 | 20,962    | 144,822   | 107,053   | 53,425 | 26.5% | 3.4%      | 23.2%     | 17.1%     | 8.5%  |      |  |
| 香川県                 | 96万人    | 538,880 | 153,234 | 20,221    | 135,541   | 105,432   | 30,814 | 28.4% | 3.8%      | 25.2%     | 19.6%     | 5.7%  |      |  |
| 秋田県                 | 94万人    | 700,053 | 136,866 | 22,103    | 219,574   | 137,160   | 77,533 | 19.6% | 3.2%      | 31.4%     | 19.6%     | 11.1% |      |  |
| 和歌山県                | 92万人    | 717,055 | 135,015 | 21,010    | 207,233   | 156,308   | 79,799 | 18.8% | 2.9%      | 28.9%     | 21.8%     | 11.1% |      |  |
| 山梨県                 | 81万人    | 754,829 | 161,756 | 20,560    | 185,989   | 162,690   | 60,966 | 21.4% | 2.7%      | 24.6%     | 21.6%     | 8.1%  |      |  |
| 佐賀県                 | 81万人    | 760,586 | 147,475 | 20,736    | 197,251   | 152,261   | 95,276 | 19.4% | 2.7%      | 25.9%     | 20.0%     | 12.5% |      |  |
| 福井県                 | 76万人    | 729,264 | 191,127 | 21,217    | 185,191   | 158,522   | 84,401 | 26.2% | 2.9%      | 25.4%     | 21.7%     | 11.6% |      |  |
| 徳島県                 | 72万人    | 784,024 | 143,842 | 21,287    | 224,224   | 151,451   | 63,016 | 18.3% | 2.7%      | 28.6%     | 19.3%     | 8.0%  |      |  |
| 高知県                 | 68万人    | 725,132 | 131,441 | 22,246    | 271,322   | 166,820   | 82,469 | 18.1% | 3.1%      | 37.4%     | 23.0%     | 11.4% |      |  |
| 島根県                 | 66万人    | 910,573 | 140,802 | 22,842    | 293,263   | 193,944   | 80,675 | 15.5% | 2.5%      | 32.2%     | 21.3%     | 8.9%  |      |  |
| 鳥取県                 | 55万人    | 742,334 | 134,719 | 22,172    | 273,141   | 184,673   | 63,099 | 18.1% | 3.0%      | 36.8%     | 24.9%     | 8.5%  |      |  |
| 合 計                 | 12542万人 | 508,191 | 184,428 | 18,426    | 75,985    | 101,026   | 36,572 | 36.3% | 3.6%      | 15.0%     | 19.9%     | 7.2%  |      |  |

\* 一人当たりの金額が著しく低い歳入を除いている。 出典 総務省 令和6年版 地方財政白書（筆者加工）

\* 人口は、令和5年1月1日現在住民基本台帳登録人口



## 2 地方税の動向とあり方

国が考える地方税制度のあり方と制度改革の変遷は、総務省のホームページ「偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に、次のように記述されている（筆者要約）。

「少子高齢化が進み、社会保障を支える自治体の役割が増大する中で、地域間の大きな財政力格差や、景気変動による大幅な税収増減は避けなければなりません。このため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築していくとともに、公共サービスの対価を広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化することが重要です。

また、租税収入の国・地方の比率と、歳出（最終支出）の国・地方の比率との間に大きな乖離があることから、税源配分を見直すなどにより、地方税の充実に取り組む必要があります。これまで、これらの課題に対応するため、以下のような制度改革が行われてきました」。

図5 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築（総務省ホームページより）



ここにいう地方税の応益課税とは、何を基準として公平を捉えるかという重要な論点で、利益説と能力説という2つの考え方がある。利益説とは国民が受ける公共サービスに対して支払う対価であるという考え方で、能力説とは義務説とも言い、税金は国の公共的利益を維持するために国民が負うべき義務で、儲けたらたくさん納めるなど、各人の負担能力に応じて納めるとする考え方である。

国税については、原則として能力説（応能説）が妥当するという考え方が、地方税については利益説（応益説）であるとする考え方が一般的である<sup>13</sup>。

地方税の応益課税という点については、古くから議論の多い論点である。

全国の自治体は自らが、どこに住んでも均一的公共サービス（以下、「ユニバーサルサービス」という。）を享受可能なインフラ維持を担っている現実があり、これに対応する各自治体内での居住、所在、所有、または費消に対して課税される地方税は、応益的である。図5の地方税改正の履歴は、地方消費税の創

<sup>13</sup> 現代租税法講座 理論・歴史 金子宏監修 40頁（日本評論社 初版、2017）



設、税率引き上げ、地方譲与税の拡充や事業税を中心とした税源移譲など、応益課税の強化を示している。しかし、法人住民税や法人事業税は法人利益（所得）に課税され、特に事業税は地域の従業員数等を分割基準とし、外形標準課税が資本金等を基準としている点など、応能課税的な税金でもある<sup>14</sup>。

また固定資産税や不動産取得税などの資産課税も、資産所有や資産取得に伴い自治体に納める点では応益的であるが、都市集中で人口、地価が著しく偏在していく社会の中で、手間の割に税収が伸びない地域や、事実上、処分不能または流通性に乏しい資産に課税される負動産（ふどうさん）課税問題など、ユニバーサルサービスの対価たる応益課税になっているとは言い難い実態もある。

地方税制が応能的か、応益的かという論争は制度論として必要な議論であるが、国内における所得格差、担税力格差が一層広がる中で、これからは国と地方の税収不均衡の解消や、地方税源の確保などとともに、福祉国家としてユニバーサルサービスをどう維持していくかという点がより重要であり、国として新しい総需要と税源の創出に着目していくべき時期に来ている。

### 3 自治体の裁量、法定税の概要と課題

地方税課税には、地方自治体は地方税を課税して税収を得るには、地方税法を直接根拠とせず、地方税法の定めにしたがった条例を制定しないといけない、という地方税条例主義という原則がある。

しかし、旭川国民健康保険訴訟<sup>15</sup>で最高裁は、地方税条例主義といえ、条例で算定手続を全て定めなくても、条例で手続事務を委任すれば足りると示している。つまり条例は、自治体が課税権を行使するために必置であるとしているが、自治体の課税権を自主独立的なものでなく、国と自治体の課税上の事務分掌的なものとして捉えている。

また、地方自治体の課税権を規制するには理由があるといわれている<sup>16</sup>が、自治体には以下に述べる制限税率の範囲内での税率設定以外に、ほとんど裁量の余地がない。

地方税には地方税法に定めがある法定税と、それ以外の法定外税があり、法定税は次の各種税率を定めているが、基本的に各税目には標準税率が定められている。

#### （１）標準税率

自治体が課税する場合に通常よるべき税率で、地方交付税の基準財政収入額の算定の基礎となっている（地方税法第一条第一項第五号）。

#### （２）制限税率

自治体が定められる最大の税率で、その範囲内で超過課税を実施できる。半分以上の自治体が超過課税を実施しているが、地方税収全体の２％程度に過ぎず、その９割以上は法人二税に係る超過課税である（超過課税の詳細については、表７を参照）。

#### （３）一定税率

自治体の税率設定にあたり、例えば地方消費税のように、それ以外定めることができない税率である。

#### （４）任意税率

地方税法において定めず、自治体に税率決定を委ねている税率であるが、機能しているのは都市計画税（制限税率付き）のみで、他の任意税率の税金はほぼ運用されていない。

<sup>14</sup> 横浜地方裁判所 平成 17 年（行ウ）55 号 最高裁判所ホームページ 判決文より  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/897/036897\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/036897_hanrei.pdf)、(2025.5.4)

この各種法人課税の課税態様が、応能的側面が強い点については、上述「神奈川事件」の第一審である横浜地方裁判所は判決内で「法人事業税が応益原則と応能原則の混合タイプという説明は、このような観点から理解することができる」と、課税庁側が示した金子宏東京大学名誉教授の論説を引用して、理解を示している。

<sup>15</sup> 最高裁判所 平成 12 年（行ツ）第 62 号 最高裁ホームページ 判決文より  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/926/024926\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/926/024926_hanrei.pdf)、(2025.5.5)

<sup>16</sup> 現代租税法講座 理論・歴史 金子宏監修 42 頁（日本評論社 初版、2017）では、地方自治体ごとに税制や税負担が過度に不統一なものとなることを防ぎ、複数の自治体に跨がる経済活動について課税を調整すること等が考えられる。なお、地方税法は地方交付税における基準財政収入額の算定基準でもあり（地方交付税法第 14 条）、この点からは課税要件をある程度詳細に定めることが必要である、と述べている。

ここまで見たように、地方税の税率には法制上の区分があるが、いずれの税率も、自治体の課税自主権を発揮しうるレベルの機能は備えていない。

表7 超過課税の運用状況

|                             |         |                    |                     |
|-----------------------------|---------|--------------------|---------------------|
| ア 超過課税実施団体数（令和5年4月1日現在）     |         | イ 超過課税の規模（令和4年度決算） |                     |
| ○ 都道府県                      |         | ○ 道府県税             |                     |
| <道府県民税>                     |         | 道府県民税              |                     |
| 個人均等割                       | 37団体    | 個人均等割              | (37団体) 250.9億円      |
| 所得割                         | 1団体     | 所得割                | (1団体) 29.3億円        |
| 法人均等割                       | 35団体    | 法人均等割              | (35団体) 105.3億円      |
| 法人税割                        | 46団体    | 法人税割               | (46団体) 1,566.5億円    |
| <法人事業税>                     | 8団体     | 法人事業税              | (8団体) 1,923.6億円     |
|                             |         | 道府県税計              | 3,875.6億円           |
| ○ 市町村                       |         | ○ 市町村税             |                     |
| <市町村民税>                     |         | 市町村民税              |                     |
| 個人均等割                       | 2団体     | 個人均等割              | (2団体) 20.8億円        |
| 所得割                         | 1団体     | 所得割                | (1団体) 0.6億円         |
| 法人均等割                       | 390団体   | 法人均等割              | (390団体) 172.1億円     |
| 法人税割                        | 1,014団体 | 法人税割               | (1,015団体) 3,798.5億円 |
| <固定資産税>                     | 150団体   | 固定資産税              | (151団体) 359.1億円     |
| <軽自動車税>                     | 14団体    | 軽自動車税              | (14団体) 1.9億円        |
| <筈座税>                       | 30団体    | 筈座税                | (30団体) 6百万円         |
| <入湯税>                       | 12団体    | 入湯税                | (12団体) 3.4億円        |
|                             |         | 市町村税計              | 4,356.5億円           |
| 超過課税の規模（令和4年度決算）            |         | 超過課税合計             |                     |
| ※ 地方法人二種の占める割合：91.9%        |         | 8,232.1億円          |                     |
| (注)イの表中における団体数は、令和4年4月1日現在。 |         |                    |                     |

令和４年度の超過課税による収入額は 8,232 億円で、うち都道府県が 3,875 億円、市町村が 4,356 億円であるが超過課税は地方税収全体の 2 %程度で、各自治体の財政構造に影響に及ぼすレベルにない。各自治体は、限られた事務能力の中で税収をあげるため、果敢に超過課税を推進することが望まれる。

#### 4 地方法人課税の改正と論点

地方税収で大きな割合を占める法人住民税と法人事業税（地方法人二税）には、以下の問題<sup>17</sup>が指摘され続けてきた。

- ① 課税標準が法人所得であるために、税収が景気変動に左右され不安定
- ② 税収が大都市部に偏在し、税収の安定・税源の均衡という地方税の原則に適さない
- ③ 地方税が国税と連動されるままでは、自治体による課税要件事実の認定が制約的になる

これらの指摘は、理論的には言い得ているが、以下の理由から実務的に妥当でないと考えられる。

まず、課税標準が法人所得である点は、住民税、事業税、地方消費税などは、国税である所得税、法人税、消費税と課税標準や納税手続が連動しており、納税者の手間を省く制度設計となっている。

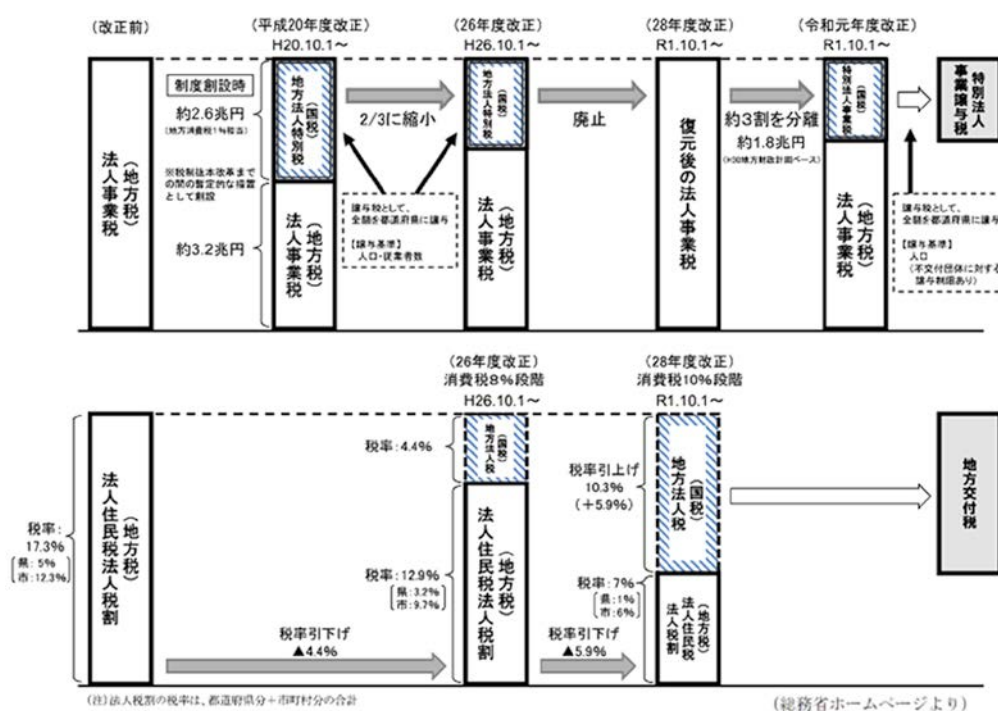
また、国税と地方税間、または自治体間で課税要件事実の認定が異なれば、納税者、税理士、そして自治体の事務処理に過大な負担が生じることとなるばかりか、零細自治体などが自力で課税事実の認定と事務全般まで行うのは非現実的で、そうした事務負担の回避は自治体関係者の切実な願いでもある。

<sup>17</sup> 現代租税法講座 理論・歴史 金子宏監修 48頁（日本評論社 初版、2017）

これに加えて、近年では、国税と地方税で連動する税目が、国による国家財政と地方財政全体のバランスを取る上でも、結果として有効に機能している。

国は、全力で大都市集中政策をとる傍らで、国と地方間、地方自治体間の税収の偏在（財政の地方間格差）を改善する必要に迫られ続けているため、下記図6にあるように、地方法人二税改革は基本的に「地方税の国税化」「国税の地方交付税化」「税収の地方配分」を軸として進めてきた。その一環として、まず法人住民税について、法人税割額の一定割合を国税である地方法人税に変更した上で、その地方法人税が地方交付税に編入される仕組みに改正を進めた。

図6 地方法人二税の改正経緯



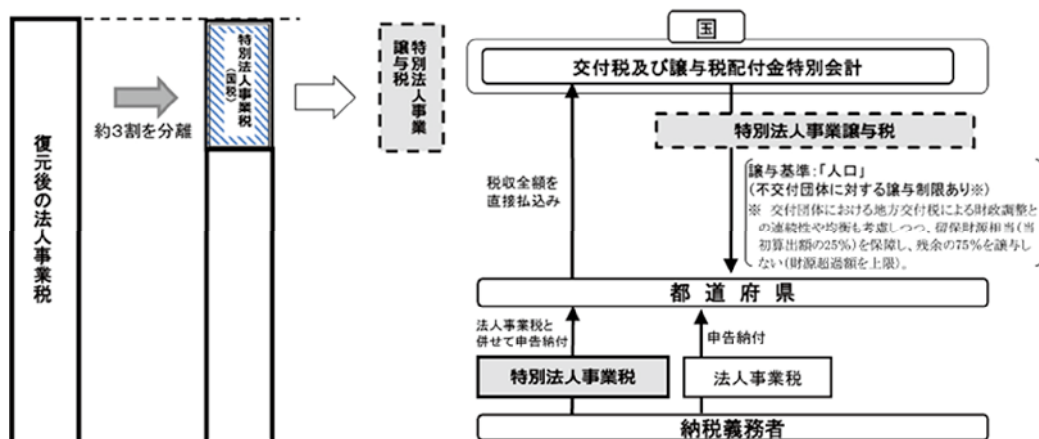
一方、令和元年からの特別法人事業税は、7割の本税と3割の「特別法人事業譲与税」とに区分けされて、この譲与税部分を「人口」割で各都道府県に再分配する仕組みである。

このように、各自治体に入るべき税収を直接地方交付税等の財源として、国自身で地方自治体に資金配分をすることで、地方税収の偏在を是正する方法は、刻一刻と変化する地方財政事情に対応するには合理的手法といえる。地方自治の諸課題に着手せずに、小手先の地方法人税改正を進める方法には批判の声もある<sup>18</sup>が、目先の自治体財政運営に柔軟に対処できている点は評価できる。

しかし、国税連動で課税事務が行われる地方法人二税を、国自らが自治体間の資金配分の手立てとして積極活用している現況は、地方自治体の事務態様や現行地方税のあり方が、構造的に限界を迎えている証左であることは、否定できない。

<sup>18</sup> 日本経済新聞 2018年11月9日 地方法人税の地方税化

図7 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み



## 5 外形標準課税への流れと課題

従来から、電気・ガス供給業・保険業に事業税の収入金額課税が行われていたが、平成12年2月に東京都が導入した「銀行税」<sup>19</sup>以降、外形標準課税の議論が本格化した。ここまで述べてきた通り、戦後から続いてきた地方税一連の流れの中では否定され続けてきた地方自治体の課税自主権が、改めて問い直される契機となった出来事である。

銀行税は外形標準課税の一類型で、当時赤字財政が続いた東京都が、不良債権処理による欠損等のために納税が極小化していた大規模金融機関(資産総額5兆円以上など)に対して5年間に限り課税するものであった。外形標準課税の議論が進まない中で、突然の条例制定で、産業界の大反発を招くも、国民的な銀行批判を背景に比較的スムーズに導入された。

図8 銀行税に係る申告書様式の一部(当時の都・銀行税条例施行規則より)

| 摘 要                   |                        |   | 課 税 標 準 |    |    |   |       | 税 率             | 税 額                     |    |    |   |     |
|-----------------------|------------------------|---|---------|----|----|---|-------|-----------------|-------------------------|----|----|---|-----|
| 税<br>額<br>の<br>計<br>算 | 業務粗利益等の総額 (⑨の額)        | ① | 兆       | 十億 | 百万 | 千 | 円     | 0.6又は0.9<br>100 | 兆                       | 十億 | 百万 | 千 | 円   |
|                       | 本 都 分 業 務 粗 利 益 等      | ② |         |    |    |   | 0 0 0 |                 |                         |    |    |   | 0 0 |
|                       | 既に納付の確定した当期分の事業税額      | ③ |         |    |    |   |       |                 |                         |    |    |   | 0 0 |
|                       | この申告により納付すべき事業税額 ② - ③ | ④ |         |    |    |   |       |                 |                         |    |    |   | 0 0 |
|                       | ④のうち見込納付額              | ⑤ |         |    |    |   |       |                 |                         |    |    |   |     |
|                       | 差 引 ④ - ⑤              | ⑥ |         |    |    |   |       |                 |                         |    |    |   |     |
| <区分計算によらない場合の計算>      |                        |   |         |    |    |   |       |                 |                         |    |    |   |     |
| 業 等                   | 業務粗利益等の総額              | ⑦ | 兆       | 十億 | 百万 | 千 | 円     | 外 国             | 外国の事務所又は事業所の<br>期末の従業員数 | ⑧  |    |   | 人   |

銀行税の構造は単純で、定義づけられた「業務粗利益等の額」に税率を乗ずる計算方法で、最終利益が赤字や繰越欠損金の対象であっても、これと関係なく税額が計算される仕組みである<sup>20</sup>。

しかしその後、銀行団は東京都に訴訟を提起し、申告納付額の返還などを争い、その結果、第一審の東京地裁は地方税法第七十二条の十九に違反し無効である<sup>21</sup>とし、第二審の東京高裁は課税を違法と

<sup>19</sup> 税理士ドットコム 2022年2月13日「石原慎太郎氏が突如ぶち上げた「銀行税」とは何だったのか」  
[https://www.zeiri4.com/c\\_1076/n\\_1039/](https://www.zeiri4.com/c_1076/n_1039/)

<sup>20</sup> 東京都例規集データベース 銀行業等事業税の課税標準等の特例 条例施行規則(平成一二年四月一日規則第二六〇号)では計算方法から独自の事業税申告書様式までが、詳細に定められていた。  
[https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/g101RG00000580.html](https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00000580.html)、(2025.5.5)

<sup>21</sup> 東京地方裁判所 平成12(行ウ)256等 最高裁ホームページ 裁判例  
[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/849/005849\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/849/005849_hanrei.pdf)、(2025.5.5)

まではしないが、税率が高く地方税法第七十二条の二十二第九項の要件に適合せず無効であると判示した<sup>22</sup>。東京都は結局、最高裁の和解勧告に応じ税率を3%から0.9%に引き下げ、3年間で納付された3,173億円のうち2,220億円を、還付加算金123億円とともに還付する内容で決着した。

それでも、この銀行税問題が後の地方税のあり方に及ぼした影響は大きく、この司法判断を受けて、外形標準課税が、地方税法本法の改正によって導入されていく。平成15年度税制改正では、資本金1億円超の法人に限り事業税の資本割と付加価値割を新設し、更に平成27、28年度税制改正で資本割と付加価値割の税率上げと所得割税率下げを行い、事業税の応益課税の強化と法人所得の実効税率の引き下げが実施された。

しかし、減資等で資本金1億円超の外形基準回避する企業が増えたため、同課税の導入以降、対象企業数は現在3分の2近くまで減少している<sup>23</sup>。これに対して令和6年度税制改正では、減資や100%子会社への対策を講じる改正が行われ<sup>24</sup>など、今後も中小企業への適用、資本割の改廃などが議論されると思われる。

## 6 法定外税の経緯と現況

低調な議論が続いた法定外税の取扱いは、地方税制度の研究会での議論を経て、平成24年に、法令の定めによらず条例で政策税制を定める「わがまち特例」を含めて、主に次の提言が行われた<sup>25</sup>。

- ① 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入拡大
- ② 法定外税の新設・変更への関与の見直し
- ③ 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討
- ④ 税率についての課税自主権の拡大
- ⑤ 税務執行面における自治体の責任

しかし、報告書の提言では、我が国地方税がかねてより内包する問題を一通り整理しているが、実務実効性がある提言とはいえず、特に③から⑤については現在まで進展はない。

一方、②の地方税法に定めがない法定外税は、従来、新設や変更には大臣の許可を要したが、地方分権推進のため平成12年度から事前協議および同意制度へと改められ<sup>26</sup>、総務大臣は原則、同意することとなった。またこの流れで、地方税法改正により法定外目的税の創設が容認されるところとなった。

こうした改正の結果、従来少なかった法定外税は、全国の自治体で検討、採用が相次いだ。

その後も各自治体の試行錯誤は続くが、法定外税の税収は少なく、例えば、河口湖町の遊漁税は一人200円を徴収して年間1000万円前後の税収<sup>27</sup>など、課税効率は悪い。税収確保を主目的とするのであれば、超過課税を活用したほうが効率的である。

<sup>22</sup> 東京高等裁判所 平成14（行コ）94等 最高裁ホームページ 裁判例

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/223/015223\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/223/015223_hanrei.pdf)、(2025.5.5)

<sup>23</sup> 総務省ホームページ 地方法人課税に関する検討会 第二回検討会（令和4年9月16日）資料4「外形標準課税に関する状況」より

<sup>24</sup> 財務省ホームページ「令和6年税制改正」地方税部分より

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2024/explanation/PDF/p0009-0088.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/explanation/PDF/p0009-0088.pdf)、(2025.5.5)

<sup>25</sup> 平成24年11月 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会 報告書4頁以降 総務省ホームページより [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000189175.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000189175.pdf)、(2025.5.5)

<sup>26</sup> 現代租税法講座 理論・歴史 金子宏監修 53頁（日本評論社 初版、2017）

<sup>27</sup> 富士河口湖町ホームページより

[https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if\\_id=302](https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=302)、(2025.5.5)

## V 地域間格差是正のために、速やかに実施すべき地方税改革

### 1 いわゆるふるさと納税に関する評価とふるさと納税制限の制度導入の提案

いわゆる「ふるさと納税」は、平成 19 年の総務大臣の、次の問題提起を契機にスタートしている。

「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する」その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、いまは都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」<sup>28</sup>

そして平成 20 年に始まったふるさと納税は、現在では、9 割以上の地方自治体が「返礼品」を準備して受け皿を設けており、この制度による寄付額も令和 5 年には総額 1 兆円を超えるなど、前述した「超過課税」の地方税収をしのぐ存在感を示すようになった。

しかし、発足時の理念と無関係に、専ら返礼品を有利に獲得するための利用が中心で、返礼品を巡る税務上の取扱いや地方自治における取扱いなど、次のように課題が多い。

#### (1) 大型の税収移転

ふるさと納税は、居住または住民登録などしている自治体の住民税収の外部移転で、実際に都市部の住民税が地方部に移転する傾向が続いている。これは地方部自治体の、数少ない能動的な税収確保の手法であると同時に、都市部自治体では 100 億円単位での税収流出が問題視されている。

#### (2) 移転税収の地域間格差

魅力的な返礼品、人員、予算などを割ける自治体は税収増となるが、この制度の恩恵がない自治体も多い。一見、税収の地域間格差を是正して見える税の流出入は、同一地域でも受入額が 100 億円近い自治体と 100 万円にも満たない自治体があるなど、個別では非常にムラが大きい結果になっている<sup>29</sup>。このムラの背景には、各自治体が有する地場産品の有無、総務省による地場産品規制その他の指導の捉え方などもあり、その取扱いを巡っては国と自治体による係争も発生<sup>30</sup>している。

#### (3) 返礼品取得に係る所得格差の助長

納税者がふるさと納税を行う大きな誘因として、多くの自治体が寄付額の 30% 以下の価額で設定している返礼品があり、事実上、返礼品が目当てで寄付が行われる制度と言っても過言ではない。また、納税を行う余力が大きい高所得者層が多くの返礼品を受領しやすく、その返礼品を売却・換価も可能で、所得格差を助長しているといわれている。

#### (4) 高額寄付者に係る返礼品課税と時価評価

返礼品は所得税の一時所得として取り扱うことが明らかにされているが、ほとんどの納税者の返礼品は一時所得の控除額（50 万円）以内であるから課税対象とならず、また一部の高額寄付者についても申告所得が捕捉しにくいという問題がある。また、実際に課税を行う場合の返礼品を時価評価額は国税不服審判所で「返礼品の調達価格による」「返礼品調達価格については、地方自治体と調達事業者との合意により成立したもの」<sup>31</sup>と裁決されており、課税の都度、個別に調査する必要がある。

以上のように、制度そのものについては検討すべき課題は多いが、ここまで述べてきたように、現在の我が国地方税法は、歳入や経済力の地域間格差の是正に関してはまったく無力であることを鑑みれば、ふるさと納税は、地方自治体の努力や工夫によってこれを是正しうる、数少ない技術的手段には間違いなく、現に多額の税収移転の実現されている。

<sup>28</sup> 総務省 ふるさと納税研究会 報告書より

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/pdf/houkokusyo.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf)、(2025.5.5)

<sup>29</sup> 各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成 20 年度～令和 5 年度）総務省ホームページ

[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.soumu.go.jp%2Fmain\\_content%2F000960674.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.soumu.go.jp%2Fmain_content%2F000960674.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)、(2025.5.5)

<sup>30</sup> 泉佐野市ふるさと納税訴訟 阿部泰隆・泉佐野市編著 11 頁、30 頁（信山社、初版、2021）

<sup>31</sup> 国税不服審判所 令和 4 年 2 月 27 日採決

<https://www.kfs.go.jp/service/JP/126/02/index.html>、(2025.5.5)



今後、この制度が地方団体の活性化と財源確保とともに「財政力格差の縮減」に向けた制度としてより確立、定着するために、自治体間の財政力格差に応じた「ふるさと納税制限制度」の導入を提案したい。

地方交付税は、財政指標によって「交付・不交付団体」が区分されるが、同じように、ふるさと納税も財政力に応じて実施「可能団体、制限団体、不許可団体」の区分を設けることで、明白に、自治体間の財政力格差の縮減に資する制度にしていくべきである。

## 2 個人住民税、法人住民税・事業税の5～10段階「多段階税率導入」への提案

財政力が低い自治体が、低税率を選択できる仕組みを導入するべきである。

いまも超過税率や制限税率などがあり、また均等割は規模や資本金額で多段階に設定されているが、それは地域間の財政力格差や人口問題の改善には、何ら資するものでなく、自治体が独自に方針立案できる裁量余地も皆無に等しい。

そこで、住民税、事業税について多段階の税率「課税標準×1%～○%」などを設定して、その枠内で、財政力が一定以下の自治体が税率を選択できるようにする仕組みである。

財政力が低い自治体が税率を下げるのは、財政運営をより厳しくするという意見もあるが、そうした自治体の多くは、歳入のうち税収が1割未満、2割未満と税収依存度が低い。低税率を導入して、人口流入、住民定着の呼び水にするとともに、その税収減は地方交付税措置の対象とすることで、地域間格差是正の一手段となることが考えられる。

## 3 速やかに改廃すべき地方税に関する法律（図9参照）

地方税法の中には、非効率で偏りが多い税目がある。地方税簡素化は地方行財政改革の効果的手法であり、地方政府・地方吏員の疲弊衰退を防ぐため、次の税目改廃に速やかに取り組むべきである。

### （1）地方税 道府県民税「鉦区税」の廃止（地方税法 第七十八條～ 第二百三條）

鉦区税は平成22年度税収4億円、令和4年度税収3億円程度と全国的に極少額で、都道府県別の税収は「数千円～数千円」と非常に少額である。課税標準額と税額も以下のとおり、時代錯誤の内容で、廃止による税収減より、事務負担軽減効果のほうが高いと思われる。

- |                  |              |    |     |
|------------------|--------------|----|-----|
| ① 試掘鉦区           | ・・・面積百アールごとに | 年額 | 二百円 |
| ② 採掘鉦区           | ・・・面積百アールごとに | 年額 | 四百円 |
| ③ 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 | ・・・面積百アールごとに | 年額 | 二百円 |

### （2）地方税 市町村民税「鉦産税」の廃止（地方税法 第五百十九條～第五百四十四條）

鉦産税は鉦業者の鉦物価格に0.7%などを乗じて算出するが、税収総額が16億円程度と少なく、毎月納付であるなど事務負担も大きい。この税金は、新潟県長岡市（税収5億円）、鹿児島県伊佐市（税収3億円）など、ごく一部の自治体で重要な歳入財源であるが、本来は事業税に編入されたり、法定外目的税などとして地方政府の責任に任せるべきである。経過措置などを設けつつ、速やかに法律を廃止されたい。

### （3）地方税 市町村民税「水利地益税」の廃止（地方税法 第七百三條以降の諸條文）

水利地益税は水利事業、林道事業などに係る土地、家屋を課税標準とする税金であるが、全国的な税収額は約2500万円程度で、長年、岐阜県羽島市がその税収全体の9割近くを占めている。法律は廃止して固定資産税の例外規定として再編するか、法定外目的税などとして地方政府の自治責任、意思に任せるべきである。

### （4）地方税 市町村民税「共同施設税」「宅地開発税」の廃止（地方税法 第七百三條以降の諸條文）

共同施設税は、昭和47年以降、宅地開発税は、昭和44年の創設以後、課税している自治体がないため、即刻廃止すべきである（総務省は、指摘があると素直に改廃検討に入る傾向がある）。

### （5）地方税 市町村民税「特別土地保有税」の廃止（地方税法 第五百八十五條～第六百二十九條）

特別土地保有税は、投機的な土地取引等を抑制するため昭和48年に施行されたが、平成15年から停止されている。土地利用や投機抑制は国、せいぜい都道府県が所管すべきマクロ的課題であり、かつ、本件税金の役割は固定資産税によって代替されており、即刻廃止すべきである。



## （６）地方税事務の効率化による費用、手数の削減提案

地方税法 第八百四条「法人住民税、法人事業税等の総務省管理」の条文を追加し、次の①②の内容を定めるべきことを提言する。

- ① 法人住民税、法人事業税等の、各自治体（都道府県、市町村）による冊子、ホームページでの案内及び掲載、並びに申告書、納付書その他印刷物関連事務の廃止・禁止。
- ② 上記１について、総務省に担当部局と専用ホームページを設けて、全自治体の法人関連税制の発信事務を、一極集中させる。

各自治体の徴税能力の差、徴税事務負担は極めて大きくなっている。国税と連動している法人住民税、事業税等の申告、納付実務も各自治体独自に管理されており、自治体側のみならず、納税者側の負担や手間は極めて大きい。エルタックスが普及した今、例えば紙媒体を伴う残余の事務負担や情報発信、各自治体の税率の掲載などは、すべて総務省の専門部局に一括担務させることで、徴税サイドも納税者サイドも大きな負担削減となるので、速やかに実施されるべきである。

図９ 地方税体系

|     |      |       |       |                           | 法定外税 |      |      | 法定任意税 |          |
|-----|------|-------|-------|---------------------------|------|------|------|-------|----------|
|     |      |       |       |                           | 普通徴収 | 特別徴収 | 申告納付 | 証紙徴収  | 税収額      |
| 地方税 | 道府県税 | 普通税   | 所得課税  | 法人住民税                     |      |      | ○    |       | 5200億円   |
|     |      |       |       | 法人事業税                     |      |      | ○    |       | 5兆2400億円 |
|     |      |       |       | 個人住民税                     | ○    | ○    |      |       | 5兆3800億円 |
|     |      |       |       | うち道府県民税利子割                |      | ○    |      |       | 200億円    |
|     |      |       |       | うち道府県民税配当割                |      | ○    |      |       | 1600億円   |
|     |      |       |       | うち道府県民税株式割                |      | ○    |      |       | 2400億円   |
|     |      |       |       | 個人事業税                     | ○    |      |      |       | 2600億円   |
|     |      | 消費税   |       | 地方消費税                     |      |      | ○    |       | 6兆4100億円 |
|     |      |       |       | 道府県たばこ税                   | ○    |      | ○    |       | 1500億円   |
|     |      |       |       | ゴルフ場利用税                   |      | ○    |      |       | 400億円    |
|     |      |       |       | 軽油引取税                     | ○    | ○    | ○    |       | 9200億円   |
|     |      |       |       | 自動車税 種別割                  |      |      |      | ○     | 1兆5200億円 |
|     |      |       |       | 自動車税 環境性能割                | ○    |      |      |       | 1200億円   |
|     |      |       |       | 鉱区税                       | ○    |      |      |       | 3億円      |
|     |      | 資産課税等 |       | 不動産取得税                    | ○    |      |      |       | 4200億円   |
|     |      |       |       | 道府県法定外普通税                 | ○    | ○    | ○    | ○     | 500億円    |
|     |      |       |       | 固定資産税(特例分)                | ○    |      |      |       | 40億円     |
|     | 目的税  |       |       | 消費税 狩猟税                   | ○    |      |      | ○     | 7億円      |
|     |      |       |       | 道府県法定外目的税                 | ○    | ○    | ○    | ○     | 100億円    |
|     |      |       |       |                           |      |      |      |       |          |
|     | 市町村税 | 普通税   | 所得課税  | 法人住民税                     |      |      | ○    |       | 2兆0700億円 |
|     |      |       |       | 個人住民税                     | ○    | ○    |      |       | 8兆5400億円 |
|     |      |       | 消費税   | 軽自動車税                     | ○    |      |      |       | 3100億円   |
|     |      |       |       | 市町村たばこ税                   | ○    |      | ○    |       | 9200億円   |
|     |      |       |       | 鉱産税                       |      |      | ○    |       | 16億円     |
|     |      |       | 資産課税等 | 固定資産税                     | ○    |      |      |       | 9兆5700億円 |
|     |      |       |       | うち土地、家屋分                  | ○    |      |      |       | 7兆7100億円 |
|     |      |       |       | うち償却資産税分                  | ○    |      |      |       | 1兆8600億円 |
|     |      |       |       | 特別土地保有税                   |      |      | ○    |       | 7400万円   |
|     |      |       |       | 市町村法定外普通税                 | ○    | ○    | ○    | ○     | 20億円     |
|     |      | 目的税   | 消費税   | 入湯税                       |      | ○    |      |       | 20億円     |
|     |      |       |       | 事業所税                      |      |      | ○    |       | 3900億円   |
|     |      |       | 資産課税等 | 都市計画税<br>(法定任意税・制限付き任意税率) | ○    |      |      |       | 1兆3700億円 |
|     |      |       |       | 水利地益税(法定任意税・任意税率)         | ○    | ○    |      |       | 2500万円   |
|     |      |       |       | 共同施設税(法定任意税・任意税率)         | ○    | ○    |      |       | 0円       |
|     |      |       |       | 宅地開発税(法定任意税・任意税率)         | ○    | ○    |      |       | 0円       |
|     |      |       |       | 国民健康保険税(法定任意税)            | ○    | ○    |      |       | —        |
|     |      |       |       | 市町村法定外目的税                 | ○    | ○    | ○    | ○     | 80億円     |
|     |      |       |       |                           |      |      |      |       |          |

(筆者 作成)

## Ⅵ おわりに

我が国における地方自治は、あくまで戦後復興から経済成長に向かう中での利権配分と事務分掌の仕組みの枠を出ておらず、輸入した地方自治をトップダウンの地方分権改革で変えていくには、様々な困難が伴うこととなる。また財政的動機から始まった地方分権の機運であるが、実際に「どのような地方都市を形成するか」の具体的イメージを欠いてスタートしているため、地域政策全体に統一性がないまま現在に至っている。例えば、平成3年に外圧に屈して実施された大規模小売店舗法の大改正により、現在に至るまで地方商工業を破壊し尽くす大規模出店が展開され、また「選択と集中」<sup>32</sup>の名のもとに首都開発に邁進する、など地方創生などと真逆の各種政策を堅持している中で、どのような国家未来像、地方未来像を形成していくのか、今も不明な部分が多い。

批判されるべき肝心な点は、全てを東京に一極集中させる現在の政策継続が、東京をハブとする形でしか地方を存続させない人的、経済的偏在を加速させており、少子高齢化により人口が半減する未来が現出しているにもかかわらず、そこを直視せず昔ながらの選択と集中に希望を託している国家戦略である。地方財政の形成や地方税制に係る個々の諸課題の解決に向けた各方面からの努力も、片道切符で空母を撃沈すれば戦局が変わると願う如き、誤れる選択と集中の前には、何の意味をも持たない。すでに数多くの地方自治体で人口そのものが半減しており、生産年齢人口はそれ以上に減少が進み、明らかに存続困難な自治体が出始めている現実を目を向けなければならない。

他方、中には、茨城県境町のように、町独自の非凡な取り組みで地方創生を推進する自治体もある<sup>33</sup>。

境町は人口23,000人超、財政力指数0.7程度の小さな地方都市だが、節約、地方債残高圧縮、ふるさと納税フル活用による財政基金積立、子育て世帯への家賃優遇や教育改革によって、財政健全化と少子化脱却に成功しつつある、モデル自治体である。

こうした自助努力による地方創生モデルを、国は、特殊な一自治体の試みとして終わらせずに、再現性ある地方自治の仕組みとして取り入れていくように啓蒙、推進することが望まれる。

本論文では、豊かな国民経済の確立と地方自治の実現のために、地方税制の立場からできることや実施すべきことを再点検してきたが、自治体の立場から見れば、税収確保を目指すより地方交付税その他、国庫からの財源分与を受ける方が効率的な地方自治の実現のためには重要であることが浮き彫りになった。そうであれば、それも日本的な地方自治の一つのあり方であり、そのこと自体は責められるべきものではなく、むしろこの前提に沿ってより良い自治体運営が行われるべきであろう。

いまの地方分権をベースとした行財政の枠組みの中では、地方税制の改正等を通じて、眼前の地域間格差を速やかに解決することは難しい。しかし検討の結果、その認識に達したことは決して後ろ向きな結論ではなく、むしろ我々一人一人の実務家、市民が、我が国地方自治の成り立ちと、地方税制が持つポテンシャルを再確認した上で必要な事項に着手するには、不可欠な認識である。

国、総務省や学者ほか専門家たちには、こうした地方財政の硬直と限界を再確認した上で、欺瞞に満ちた地方創生を謳うのではなく、現実的な国土の均質で安定した維持、発展のために必要な提言と施策を行っていただきたい。

そのためにも、まずは千里の道も一歩からで、上記V3で示したように、明らかに無駄な地方税条文を本法から削除するくらいの手軽なことから着手していただき、その次に、広がりゆく地域間格差の先にある我が国の未来像を描き出すという非常に困難な仕事を進めていかれることを、心より願う。

<sup>32</sup> 「選択と集中」は資源の集中投下により再生・回復を図り、後に選択外領域に波及効果をもたらす誰にでも分かる狙いがあるが、理論上の計算はそうでも、その波及する前に選択外領域となるほうの地域社会は疲弊、崩壊する確度が高い。

<sup>33</sup> 女性セブンプラス 女性セブン令和7年1月1日号掲載「『移住者が急増』いま超人気！茨城県境町が行う驚きの移住支援と子育て支援」<https://j7p.jp/127584>



## 第六部 デジタル化と税理士の役割



## デジタル社会における公平な税制と税理士の役割

山口裕己（下館支部）

### 【要 旨】

令和3年5月に施行されたデジタル社会形成基本法の概要によると、デジタル社会とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義されている。

デジタル社会形成基本法の成立により、国をあげたデジタル化への取り組みや流れが示され、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション、税理士法改正などにより、税務行政や税理士においても、デジタル化への対応が求められている。

本論文では、デジタル社会における公平な税制について、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチを用いて考察した。ケイパビリティ・アプローチにおいては、形式的な平等ではなく実質的な平等が重視され、「生きたいと願う人生を自由に選択できる状態にあること」が公平性の概念となる。すなわち、デジタル社会において問題となっているデジタルデバイドといった格差の解消だけでは公平な税制にはならず、すべての納税者がその制度に平等にアクセスし、理解し、納得したうえで税務手続を行うことができる状態を自由に選択できるようにすることが必要である。

税理士には、会計・税務以外のデジタルの分野においても納税者の支援をする、といった意識改革が必要であり、さらには納税者の税制への理解と活用のための支援者となることで、実質的な公平性を担保する存在になることが求められている。

### I はじめに

近年デジタル化が急激に進んでいる。日本では令和3年5月にデジタル社会形成基本法が施行され、国をあげてデジタル化を進めることとなった。令和3年6月には国税庁から「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（以下「税務行政のDX」という。）－税務行政の将来像2.0－」が公表され、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とし、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想が示された。その後、令和5年6月に「税務行政のDX－税務行政の将来像2023－」が公表され、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」のほか「事業者のデジタル化促進」を加えた、3つの柱に基づいて税務行政に関する施策が進められている。税理士においてもデジタル化の流れは避けられず、令和4年の税理士法改正により、税理士の業務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進捗を図るよう努めるものとされた。本論文では、こうした社会のデジタル化の流れに基づく税務行政や税理士制度の変化に伴い、デジタル社会における公平な税制、デジタル社会における税理士の役割について考察していくこととする。なお、本論文集では、各研究員が公平な税制について各々研究することとしているが、公平の概念については、総論にある通り、複数の政治哲学者から各研究員がそれらの思想を総合的に勘案することとしている。本論文では、アマルティア・センが提唱するケイパビリティ・アプローチを用いて、デジタル社会における公平な税制と税理士の役割について考察していく。

### II アマルティア・センにおける公平性の概念

#### 1 ケイパビリティ・アプローチ

アマルティア・センが提唱したケイパビリティ・アプローチは、「何を持っているか」ではなく、「何ができるか」「どんな生き方が選べるか」に注目するアプローチである。このアプローチは、経済的資

源や制度の存在といった形式的条件のみでは人々の福祉や自由を測ることができないという問題意識に立脚している。センは、個人が選択できる「価値ある生き方」の幅（＝ケイパビリティ）こそが、社会制度や政策が保障すべき対象であると主張する。ここでの「ケイパビリティ」とは、健康であること、教育を受けること、尊厳をもって生きることといった「機能」を、個人が自由に選択できる可能性を指す。「機能」が実際に達成された状態であり、「ケイパビリティ」は機能を達成するために必要な「実質的自由」である<sup>1</sup>。達成された状態が「機能」であるのに対して、達成するための手段が「財」であり、ケイパビリティ・アプローチは、「財→ケイパビリティ→機能」といった構造が基本となる<sup>2</sup>。また、同じ財（資源）が与えられていても、財とケイパビリティの間には多様性（変換要因）が介在し、人によっては同じ機能を達成できない可能性もある。変換要因は、「個人的変換要因」（身体的能力、知識、健康状態など）、「社会的変換要因」（文化的慣習、制度的障壁、差別の有無など）、「環境的変換要因」（地理的条件、インフラ、安全性など）の3つに大きく分類される。さらに、ケイパビリティと機能の間にはケイパビリティを発揮するかどうかをめぐる選択が存在する<sup>3</sup>。

## 2 選択できる自由

ケイパビリティは、前述した「機能を達成するために必要な実質的自由」の他、「人が価値ある機能を実現するために持っている実現可能な選択肢の集合」と説明することができる。例えば「大学に通う」といった機能を例にすると、ケイパビリティは、「大学に通う学力がある」、「大学へ通う通学費用を持っている」、「通学に反対する人がいない」などの要素が揃ったものとなり、これらの要素が揃って初めて「大学に通う」といったことが可能となる。この時、「実際に大学に通っているか」ではなく、「通える状態にあること」が重視される。

また、本人が希望していない機能だったとしても、ケイパビリティには含まれる。「健康的な食事ができる状態にあるが、本人がジャンクフードばかり選んでいる」といったケースでは、「健康的な食事をする」といった機能を本人が選ばなかったとしても、それを選ぶことができる状態にあるとしたら、ケイパビリティが存在するということになる。

## 3 税制や税務行政に応用した場合

ケイパビリティ・アプローチでは、同じ財が与えられていても、変換要因によってケイパビリティに差が生じるため、機会が均等に与えられていたとしてもそれは形式的な平等にしか過ぎない。形式的な平等ではなく、機能を達成するためのケイパビリティの平等が保障され、現実的に活用できる状態であることが公平に繋がるとされる。税制や税務行政に応用するなら、「制度や手段が用意されている」だけの状態では公平とは言えず、存在する制度や手段について、納税者が現実的に活用できる能力（ケイパビリティ）があり、さらにその制度や手段を自由に選択できる状態にあることが公平ということになる。

この場合のケイパビリティとは、納税者が「税制を理解し、活用できる」という状態にあること（自

<sup>1</sup> ケイパビリティと機能を対比させる際には、ケイパビリティが選択の機会を意味することを念頭に置く必要がある。選択の自由という概念が、ケイパビリティという概念に組み込まれているのである。マーサ・ヌスバウム著（栗林寛幸ほか訳）『ケイパビリティ・アプローチとは何か 生活の豊かさを測る』35頁（勁草書房、2025年）

<sup>2</sup> 例えば、投票権という「財」のある人々が投票に行きたいと思っているとしよう。なかには投票所が遠くて投票に行けない人や、投票日にどうしても外せない仕事があって投票に行けない人、高齢で外出できないため投票に行けない人、さらには投票に行かないように仕向けられているため行けない人がいるかもしれない。それらの場合、その人々は投票権を行使するという「機能」を達成することができない。「機能」が達成されるには、「財」と「機能」の間に、投票するための実質的自由すなわち「ケイパビリティ」が必要なのである。神島裕子「現代正義論の新たな視座－ケイパビリティ・アプローチ」43頁（RESEARCH BUREAU 論究 第20号、2023年）[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2023ron20-05.pdf/\\$File/2023ron20-05.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/2023ron20-05.pdf/$File/2023ron20-05.pdf)（2025年5月20日）

<sup>3</sup> 構造的制約や選好形成メカニズム・意思決定にかかる社会的影響、さらには人生経験や個人の性格なども、直接的、間接的にかかわっている。つまり、（略）財が常に人々のケイパビリティの有無や大小を決定するとは限らないのである。神島裕子・前掲注2・45頁



由に選択できる選択肢が存在すること）となり、必ずしも特定の税制を現時点で適用し、特定の手段を現時点で活用している必要はない。電子申告を例に考えると、電子申告という制度が存在することを知っているが、スマートフォンなどの機器（財）を所有していない場合や、電子申告を利用することが出来る、と納税者が思っていない場合は、その人にはケイパビリティがない、といったこととなる。電子申告といった制度やスマホ申告、マイナポータルなどが整備されていても、あくまでも制度の存在を保障するものにすぎず、制度を実際に利用していなくても、利用しようと思えば利用できる状態にあることこそが、ケイパビリティ・アプローチのもとでの公平な税制となる。

そのため、税務行政は、制度を構築するだけでなく、制度を選択肢として納税者に認識してもらい、制度を実際に利用できる状態に整備することまで責任を負うこととなる。デジタル化が進むと、納税者にとっては自由に選択することができる選択肢が拡大すると思いがちだが、デジタルでの手続きに限定されるなど、強制的に選択肢を奪うような施策が進められる場合には、スマートフォンを所有していない、また、使いこなせない人にとっては、書面で申告するといった選択肢が奪われることになりかねない。

デジタル社会においては、納税者のケイパビリティを補完し、納税者の選択肢を保障するという役割が求められる、ということをデジタル社会における税理士は留意しておくべきである。電子申告は難しい、自分にはできないと思っている納税者がおり、納税者一人では電子申告をすることが難しく、それ故にケイパビリティがない状態だったとしても、税理士が納税者にとっての「社会的変換要因」となり支援することで、電子申告を利用するという選択肢を選ぶことが出来る場合は、ケイパビリティが生まれることになるからである。

#### 4 自己選択の結果での不平等

すべての納税者に税務行政における電子申告を利用・選択できる自由が保障されている場合、すべての納税者には電子申告に関するケイパビリティが存在すると言える。電子申告に関するケイパビリティが存在することを前提に、電子申告を利用した人と、電子申告を利用しようと思えばできるが電子申告は利用せずに書面で申告書を提出した人について考えてみたい。

書面で申告書を提出した人については、電子申告を利用した人と比べて、申告書を印刷するコストや税務署まで申告書を提出に行く手間、または申告書の郵送コストが発生することになる。マイナポータルに連携せずに申告書を作成している場合は、マイナポータルに連携して申告書を作成した人に比べると、申告書の作成に時間がかかることも考えられる。この場合、電子申告やマイナポータルの利用を選択しなかった人は、社会のデジタル化による恩恵を受けていないこととなり、不公平となるのであろうか。すべての納税者が電子申告を利用することが出来る状態にあるのであれば、ケイパビリティの平等が保障されている、と言えるため、本人が電子申告を選択せずにデジタル化による恩恵を受けられず、多少の不便や負担を被った場合でも、ケイパビリティ・アプローチのもとでは、不公平とはならない。

ただし、ケイパビリティ・アプローチのもとで公平であるためには選択肢が現実に存在していなければいけないため、単に電子申告という制度が存在するだけでなく、納税者まで情報が行き届いており、納税者が電子申告に必要な機器や環境を持っていて、納税者自身が操作スキルを有する、もしくは税理士等の支援があるなど、本人が実際に電子申告を自由に選択することができる状態にあることが前提となる。この前提があれば、電子申告を選択しなかった自由も尊重され、多少の不便や負担を被った場合でも不公平とはならない。

一方、形式的な自由があるだけの場合はどうであろうか。電子申告という制度が存在していても、納税者がその存在を知らない、スマートフォン等の機器を持っていない、スマートフォン等での操作方法が分からない、周囲に税理士等の支援をする人がいない、などといった場合には、ケイパビリティは存在しない。納税者にとって実質的な自由がある場合に初めてケイパビリティが生まれ、公平な制度となる。

#### 5 他者への影響

次は、電子申告を利用しようと思えば利用できる状態の納税者が、あえて電子申告を利用しなかった場合の他者への影響を考えてみたい。電子申告を利用できる状態の納税者があえて電子申告を利用しなかったことで、税務署等において窓口業務が縮小できない等の理由によりコスト削減が図れず、電子申

告を利用している人も含めた全ての納税者が間接的に徴税コストを負担するようになってしまった場合は、不公平となるのであろうか。

ケイパビリティ・アプローチでは、自由な選択を保障することが正義の中心であると同時に、他者への影響を考慮せずに自由を無制限に認めている訳ではない。「ある人の自由が、他の人の自由を制限しているのであれば、その自由の構造自体が再検討されなければならない」としている。つまり、他者に対して実質的な不利益が波及している場合は、個人の自由にも再検討が必要になる。

この例の場合では、一部の納税者が電子申告を利用できるのに、あえて電子申告を行わなかったため、税務署あるいは国においてシステムの効率化が図れず、個々人の自由な選択の結果として社会全体の負担が拡大してしまったと言える。

センは、教育や保健、社会制度など公共的な機能に関する場面では、個人の自由な選択が他者の自由や福祉に影響を与えることを明言している。例えば、教育を受ける自由があっても、親が子供を就学させなければ、社会に非識字者が増えることとなり、ワクチンを受ける自由があっても接種を拒否することで、集団免疫を損ねることとなり、社会全体の負担が増大するようなケースである。この場合は、ケイパビリティ・アプローチの立場からは、完全に公平とは言えないこととなる。

税務行政やこれに関わる税理士が、社会全体の効率化・合理化と個人の自由のバランスを考えることが必要である。

## 6 電子申告の義務化は不公平か

デジタル社会の進展に伴い、デジタルデバイドが是正され、電子申告が義務化されることとなった場合は、公平と言えるのであろうか。電子申告の義務化は選択の自由を排除することとなるため、ケイパビリティ・アプローチの視点からは不公平と考えるのが自然である。書面での申告か電子申告かを自由に選択できる状態が、ケイパビリティが存在する状態であるから、電子申告しか認められないとなると、選択の強制となり、ケイパビリティが存在しなくなってしまう。

それでは、書面での申告と電子申告が選択可能であるものの、書面での申告を選択するとペナルティが課されるような場合はどうであろうか。この場合は、電子申告は完全な義務ではないので、条件付きでケイパビリティ・アプローチとは両立可能と解釈できる余地はあると思われる。ただし、その条件が実質的に選択の自由を奪っている場合は、不公平と評価されるだろう。実質的に選択が出来ない人が存在する場合には、ケイパビリティが存在しないこととなるので、制度的格差が発生しているとして、制度の再検討が求められるべきである。

## Ⅲ 日本におけるデジタル化の歩みとデジタル社会形成基本法の成立

### 1 日本におけるデジタル化の歩み

ここからは日本におけるデジタル化の現状を確認していく。総務省の令和3年度版情報通信白書によると、我が国のデジタル化は、インターネットを利用できる環境を整備する取り組みが進められた ICT インフラの整備期である第一期、ICT 利活用促進に向けた多くの取り組みが行われた第二期、デジタルデータの利活用が進められた第三期、デジタル社会の構築を目指す第四期に区分することが出来るとしている。

第一期においては、まず高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）が2001年に施行された。また、同年に IT 国家戦略として「e-Japan 戦略」が公表され、ICT 化に向け国全体として推進するための体制整備や ICT 化により実現するビジョン等を定めた国家戦略が策定された<sup>4</sup>。第二期においては2003年に「e-Japan 戦略Ⅱ」、2006年には「IT 新改革戦略」、2009年には「i-Japan 戦略2015」、2010年には「新たな情報通信技術戦略」が策定・公表され、ICT 利活用の推進が行われた<sup>5</sup>。第三期においては、2013年に「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、2016年にはデータ大流通時代の到来を背景とし、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行された。その後2017年に「世界最先端

<sup>4</sup> 総務省『令和3年版 情報通信白書』3頁

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/01honpen.pdf>（2025年5月20日）

<sup>5</sup> 総務省・前掲注4・47頁

IT 国家創造宣言・官民データ活用推進計画」、「デジタル・ガバメント推進方針」、2018 年には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定され、デジタルデータの利活用が進められた<sup>6</sup>。第四期においては、世界最先端の「IT 国家」の創造が目標として掲げられていた第三期までと異なり、2018 年に世界最先端の「デジタル国家」の創造が目標として掲げられた<sup>7</sup>。

その後、2021 年にはデジタル社会形成基本法が施行され、デジタル社会の形成により我が国の国際競争力の強化や国民の利便性の向上、急速な少子高齢化の進展への対応、その他の我が国が直面する課題を解決するための施策が推進されることとなった。

## 2 デジタル社会形成基本法の内容とデジタル庁

デジタル社会形成基本法は、第一条に目的<sup>8</sup>、第九条に国及び地方公共団体と民間の役割分担<sup>9</sup>が規定されている。国及び地方公共団体の役割としては、デジタル社会の形成を阻害する要因の解消を含め、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を行うものとされた。また、第十六条において事業者の責務<sup>10</sup>が規定されており、努力義務ながらデジタル社会の形成に関する施策に協力する義務があることが規定されている。後述するデジタルデバイドに対する対策は、第八条<sup>11</sup>に規定されている。

また、デジタル社会形成基本法が施行された 2021 年にはデジタル庁が発足し、デジタル政策の基本理念の一つとして、「誰一人取り残されない・人に優しいデジタル化」というスローガンを掲げ、すべての人にとって使いやすく、公平で、信頼できるデジタル社会の実現を目指すこととされた。

これらスローガンを掲げる背景として、デジタルデバイドの存在がある。社会のデジタル化が進んでいく際に、デジタル化の流れに取り残されず、国民全員がデジタル化の恩恵を受けられるようにするべく、これらのスローガンのもと、デジタル化が進められている。また、テクノロジー中心ではなく、国民目線で分かりやすく、使いやすく、安心できるサービスを提供するとされている。

## 3 税務行政のデジタル化

税務行政においても、近年、デジタル化の進展が著しい。国税庁は令和 5 年 6 月に「税務行政の DX－税務行政の将来像 2023－」を公表し、電子申告（e-Tax）の普及、マイナポータルとの連携強化、チャットボットの導入、キャッシュレス納付の促進といった具体的な施策を提示している。こうした取り組みは、納税者の利便性向上および税務行政の効率化を目的とし、ICT の積極的活用を通じた「誰もが使いやすい税務行政」を目指している。

<sup>6</sup> 総務省・前掲注 4・7-9 頁

<sup>7</sup> 総務省・前掲注 4・9-10 頁

<sup>8</sup> デジタル社会形成基本法 第一条（目的）「この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。」

<sup>9</sup> デジタル社会形成基本法 第九条（国及び地方公共団体と民間との役割分担）「デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。」

<sup>10</sup> デジタル社会形成基本法 第十六条（事業者の責務）「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。」

<sup>11</sup> デジタル社会形成基本法 第八条（利用の機会等の格差の是正）「デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。」

とりわけ、マイナポータル連携による「記入済み申告書」の構想は、納税者が所得情報や控除情報を自動で取得し、簡易な操作で申告を完了できるという利便性を提供するものである。また、国税庁は LINE や YouTube といった民間ツールの活用も進めており、広報・情報提供のチャンネルも多様化している。

しかしながら、こうしたデジタル化が進む一方、デジタル化による恩恵を享受できる納税者ばかりではない。インターネット環境やデジタル機器の保有状況、ICT に関する知識や経験には大きな個人差があり、それに起因する「デジタルデバインド」の存在が深刻な課題となっている。

#### 4 デジタルデバインドとは

デジタルデバインドという言葉は、アメリカ商務省の報告書で初めて使用された<sup>12</sup>。この報告書では、「民族集団、年収、教育歴、年代、居住地域（都市部と地方部）などによって、パソコン保有率やインターネット接続率などに大きな格差がある」<sup>13</sup>と指摘され、「コンピュータおよびインターネットアクセスを『もつ』『もたない』の差を「デジタルデバインド」とよん」<sup>14</sup>でいる。また、コンピュータの保有とインターネットの利用の調査を比較することで、デジタルデバインドが拡大しつつあると警鐘を鳴らしたことで、この報告書は大きな波紋を広げたとされている。

日本においては、総務省の「平成 23 年版 情報通信白書」で、デジタルデバインド<sup>15</sup>とは、「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」と説明されており、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバインド」、身体的・社会的条件（性別、年齢、学歴の有無等）の相違に伴う ICT の利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバインド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタルデバインド」等の観点で論じることが多いとされている<sup>16</sup>。また、新たなデジタルデバインドとして、若年層においてパソコンの利用や操作に関する格差が発生している。レポートをスマートフォンで書くなどする若年層は IT 音痴ではないが、ダブルクリックやセルといった言葉が分からず、別の意味で情報弱者といえる<sup>17</sup>。

デジタルデバインドは、情報ネットワークへのアクセスに関する地域間格差に始まり、ネットワークへアクセスするための情報通信機器の保有に関する経済的な格差、情報通信機器の利用に関するリテラシーの格差、新たなデジタル技術の受容性に関する格差といったように、時代が進むにつれ質的に変化している。

また、デジタルデバインドは、その言葉が使われ始めた初期段階（1999 年～2010 年ごろ）においては、日本でインターネットが普及し始めた時期ということもあり、情報ネットワークへのアクセスに関するインフラの整備が済めば解決する問題で、情報通信機器についても、普及の初期段階では高額であったとしても、徐々に価格が低下していき、経済的に余裕のある人のみが保有しているといった経済的な格差は解消していくといった容認論<sup>18</sup>があった。現在は、「デジタルデバインドは、情報通信技術の普及に伴って解消に向かうという単純な問題ではなく、多層構造を有する複雑な問題に深化している。」<sup>19</sup>とされ、

<sup>12</sup> 米国の商務省が 1995 年から 4 回にわたってとりまとめた“Falling Through the Net”という報告書で初めて使用された。1998 年の第 2 回の報告書である“Falling Through the Net II : New Data on the Digital Divide”で初めて「デジタルデバインド」という言葉が登場し、世界的な反響を呼び、この言葉が一気に知られた。中島正人『デジタルデバインドの変遷と現状』季刊 中国創研 2024 vol.28-2 NO.103』（公益財団法人 中国地域創造研究センター、2024 年）1 頁

<sup>13</sup> 木村忠正『デジタルデバインドとは何か』（岩波書店、2007 年）22 頁

<sup>14</sup> 木村忠正・前掲注 13・22 頁

<sup>15</sup> 平成 23 年度版 情報通信白書では「デジタル・ディバインド」表記だが、本論文では「デジタルデバインド」表記で統一する。

<sup>16</sup> 総務省『平成 23 年版 情報通信白書』89 頁

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/23honpen.pdf>（2025 年 5 月 20 日）

<sup>17</sup> 中島正人・前掲注 12・13 頁

<sup>18</sup> 中島正人・前掲注 12・2 頁

<sup>19</sup> 中島正人・前掲注 12・2 頁

デジタルデバイドは格差を再生産させる可能性がある<sup>20</sup> ため、政策的には是正されるべきといった是正論がある<sup>21</sup>。

## 5 日本におけるデジタルデバイドの現状

総務省の「通信利用動向調査」（令和5年度）によれば、個人のインターネット利用率は全年齢層平均で86.2%に達する一方、70代では67.0%、80代では36.4%と大きく低下している。また、インターネットバンキングや電子申告などの高度なサービスの利用に関しては、さらに利用率の格差が顕著である。つまり、税務行政のデジタル化が進めば進むほど、それについていけない層が取り残されるリスクが拡大しているのである。また、総務省の同調査によると、インターネット利用時に27.5%の人が不安を感じており、41.8%の人がどちらかといえば不安を感じている。両者を合わせると69.3%、実に7割の人がインターネット利用時に何らかの不安を感じていることが分かる。不安の内容としては、「個人情報やインターネット利用履歴が外部に漏れていないか」、「コンピューターウイルスに感染していないか」、「架空請求やインターネットを利用した詐欺にあわないか」といった個人情報の漏洩やセキュリティなどに対しての不安が多くなっている。

また、障害者、高齢者、外国人、ひとり親世帯といった社会的に脆弱な立場にある人々は、デジタル機器へのアクセスや操作スキルを獲得する機会が限られており、形式的には制度が「開かれて」いても、実質的には活用が困難な状況に置かれている。こうした格差は、単なる「利便性の問題」にとどまらず、制度の活用を通じた税制上の利益にまで波及し、制度の活用において実質的な公平性を損なう結果となる。

例えば、青色申告特別控除における65万円控除は、電子申告を行うこと等が要件とされているが、ICT環境が整っていない者や電子申告に不慣れな者にとっては、この控除要件を満たすことが難しい。これにより、デジタル環境にアクセスしやすい層とそうでない層のあいだで、実質的な税負担の格差が生じることになる。

さらに、税務手続の簡素化を目的として導入されるチャットボットやFAQ、自動入力機能なども、基本的には「情報を読み解く力」と「適切に操作する力」を必要とするものである。情報リテラシーや日本語能力の不足した納税者にとっては、かえって手続きが複雑化し、専門家や窓口支援のない環境では対応しきれないという恐れもある。

また、デジタルデバイドの問題は、単に物理的・環境的要因にとどまらず、認識や心理的側面にも根ざしている。デジタル庁が実施した「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果に関するダッシュボード」によると、社会のデジタル化を良いと考えている層が50.9%いる一方で、社会のデジタル化に適応できていると答えた層は29.8%であり、適用できているかどうかどちらともいえないは32.7%、ついていけないのは実に37.6%の割合となっている。また、デジタル行政サービスに満足しているかについては、満足している層は29.8%、どちらともいえないが51.1%、満足していないが19.1%の結果となっている。そのほか、デジタル行政サービスを信頼しているかの調査では、信頼しているが27.7%、どちらともいえないが41.3%、信頼していないは31.0%であった。

インターネットやデジタル手続きに対して「便利そうだが、何ができるのかよく分からない」「難しそう」「自分には関係ないと思う」といった漠然とした不安や無関心を抱える層が一定数存在している。特に高齢者や障害者といった社会的弱者層においては、デジタル社会に対する期待とともに、「具体的に何ができるのか分からない」というデジタル社会に対する理解不足が、制度活用の意欲や可能性を阻害している。これは、センのいう「制度が存在していても、選択肢と認識されない状況」であり、機能への道筋が遮断されていることを意味する。

さらに、デジタル庁が実施した意識調査では、電子申告やマイナンバーカードの制度そのものに対して、「聞いたことはあるが、使い方が分からない」「メリットを感じない」とする回答が少なくない。こ

<sup>20</sup> 中島正人・前掲注12・2-3頁参照。デジタルデバイドが格差を再生産する可能性とは、たとえば富裕層が高額な通信機器や通信サービスを購入・利用し、その機器やサービスを利用して、豊富な情報を得て、その情報をもとに高所得を得る、といった内生的な循環が起りうる可能性である。

<sup>21</sup> 中島正人・前掲注12・2-3頁

のようなデジタル社会に対する「知識的・心理的バリア」も、デジタルデバイドの原因の一つとなっている。

このように、制度の設計者側が「誰にとっても簡単」と考える制度であっても、それを使う側の属性や状況によっては、「機能する制度」にはなり得ない。この点は、センのケイパビリティ・アプローチとも合致する。すなわち、「制度にアクセスできる自由」が存在しても、それを「活用できる自由」が保障されていなければ、形式的平等と実質的公平性のあいだに乖離が生じるのである。

こうしたデジタルデバイドに対応するためには、デジタル環境の整備に加えて、人的な支援の充実、複数手段による手続きの選択肢の保障、リテラシー支援の強化といった支援が不可欠である。税理士や行政職員による対面サポートなどにより、デジタル環境に不慣れな納税者に対応する支援体制の構築が、制度を「活用できる自由」を保障することに繋がり、ケイパビリティ・アプローチのもとでの公平な税制のためには不可欠である。

## Ⅳ デジタル社会における税理士の役割

### 1 令和4年度税理士法改正について

税理士法は、昭和26年に公布・施行後、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年、平成26年と改正されてきたが、令和4年には、ICT化とウィズコロナ時代への対応として、税理士の業務の電子化等の推進や税理士事務所の該当性の判定基準の見直し等の改正が行われ、「税理士業務・付随業務における電磁的方法の積極的な利用等を通じて、納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとして、法第2条の3<sup>22</sup>が新設された。」<sup>23</sup>「本条の目的は納税者利便のために業務の改善進捗を図ることにあり、税理士及び税理士法人に対して電子申告などの電磁的方法による業務を行うことを義務化するものではない（努力義務）。」<sup>24</sup>また、「当該規定は、税理士自らがICT化を通じた納税者利便を図る努力義務規定となっており、e-Taxを利用していないことのみをもって、この『努力義務』を果たしていないことにはならず、行政指導や懲戒処分の対象にはならない。」<sup>25</sup>とされている。

### 2 税理士業界におけるデジタルデバイド

前述したように、デジタルデバイドの解消については、税理士も積極的に納税者をサポートしていく必要があるが、税理士自身がデジタル化に対して消極的であるという現状も看過できない。令和7年2月に日本税理士会連合会から発刊された第7回税理士実態調査報告書によると、税理士の業務における電磁的方法の利用等に取り組んでいる税理士は、回答者のうち60.3%であり、38.4%の税理士が取り組んでいなかった。令和4年に税理士法が改正されて2年経過してからの調査であったが、4割近い税理士がデジタル化を進めていない。また、電子申告への対応では、e-Taxによる申告は全体の90.3%が行ったと回答し、eLTAXによる申告は全体の77.0%が行ったと回答している。気になるのは開業税理士と税理士法人で対応に差があることである。e-Taxによる申告を行った割合は、税理士法人では97.6%に対して開業税理士は89.7%、eLTAXによる申告を行った割合は、税理士法人では95.7%に対して開業税理士は75.5%にとどまっていた。先の税理士の業務における電磁的方法の利用等については、開業税理士は40.0%が取り組んでいないという回答だったが、取り組んでいない理由（複数回答）のうち、最も多かったのは、「技術的な知識が不足しているため」で65.6%であり、二番目に多かった理由は、「必要性を感じないため」で35.5%であった。また、開業税理士のうち、今後電子申告（e-Tax）を行う予定はないと回答したのは4.6%であったが、その理由のうち、最も多かったのは「知識が不足している」

<sup>22</sup> 税理士法第2条の3（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）  
「税理士は、第2条の業務を行うに当たっては、同条第1項各号に掲げる事務及び同条第2項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第49条の2第2項第8号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進捗を図るよう努めるものとする。」

<sup>23</sup> 近畿税理士会制度部編『図解&条文解説 税理士法』（清文社、2024年）44頁

<sup>24</sup> 近畿税理士会制度部編・前掲注・44頁

<sup>25</sup> 近畿税理士会制度部編・前掲注・44頁

で30.7%、二番目に多かったのは「電子申告を行うメリットがない」で26.1%であった。

このように、一部の税理士がデジタル化に関して「電子申告にメリットを感じない」「自分には必要がない」といった認識をしており、こうした状況は、単に「制度の浸透が遅れている」問題にとどまらず、税理士自身がデジタル社会における納税者の支援者としての意識が低いことの裏付けであると言える。今後はデジタル支援室の利用を含め、デジタル化は目的ではなく、少子高齢化社会等に起因する問題や課題等をデジタルの力によって解決するための手段であると認識して、税理士自身が意識を変え、納税者のために研鑽していく必要がある。

### 3 デジタル社会における税理士の役割

センのケイパビリティ・アプローチに立脚して考えるならば、「納税義務者の利便の向上」や「税務手続の代理等」ととどまらず、税理士にはさらにデジタル社会における公平な税制を担保するための本質的な役割が期待される。それは、納税者が税制や制度を理解し、適切に活用できるようにするため、社会的変換要因として、納税者のケイパビリティを補完・形成する支援者としての役割である。

センが強調するのは、制度や財の形式的配分ではなく、それを活かすケイパビリティの保障である。制度が存在し、制度にアクセスできる環境が整っていたとしても、それを活用するには、税制に対する理解や判断、情報の取得・整理、制度選択の意志決定といった多層的な能力が必要である。税理士は、この一連のプロセスにおいて、納税者が制度を「使いこなせるようになるための支援者」として機能する。

納税者がこのような税理士の支援を受けることができる場合、制度を正しく理解できないまま誤った選択をしてしまう危険性が減少することになり、納税者のケイパビリティが向上する。

また、税理士のこういった支援は、納税者のケイパビリティの拡大につながる持続的な効果を持つ。例えば、電子機器等の利用が苦手な高齢者に対して、電子申告の手順を丁寧に教え、自ら申告できるよう支援するようなケースでは、単なる申告支援にとどまらず、納税者が制度を理解し、次回からは自己の判断で手続できるようになることが考えられる。このような支援は、まさにケイパビリティ・アプローチが理想とする「価値ある生き方を自ら選択する自由の保障」に他ならない。

さらに重要なのは、税理士の役割が、単に個別納税者へのサービス提供にとどまらず、デジタル社会における公平な税制の実現に資する存在として再評価されるべきであるという点である。ケイパビリティ・アプローチに基づく、税制は、法的な公平性と実務上の公平性が一致して初めて「公正な制度」として機能すると言える。制度が存在していても、それを利用できる人と利用できない人が生じてしまうのであれば、制度は一部の者のみに有利な「形式的平等」になりかねない。税理士は、このギャップを埋めることで、「実質的な公平性」の実現に寄与することができる。

そのためには、税理士は今後、税法や会計の専門知識のみならず、デジタルリテラシーや電子的手続への実務理解を含む幅広い資質の向上を図っていくことが求められる。税理士が自らの役割と向き合い、自己の意識改革と能力開発を行うことが、デジタル社会における公平な税制を構築する上での税理士の役割となる。

## Ⅶ おわりに

近年、税理士の廃業が増加している。平均年齢60代という税理士の高齢化を考えれば、至極当然のことと言える。近い将来、税理士がいない地域も生じてしまうかもしれない。一方、社会のデジタル化が進行していく中で、社会からの税理士への期待は大きくなっている。時代の変化に対応し、納税者の信頼に応え、税務の専門家として税制と納税者の橋渡しをし、社会を支えられるようにするため、税理士が果たすべき役割はますます重要となってくるであろう。

(脚注に掲げた以外の参考文献)

- ・アマルティア・セン著(池本幸生ほか訳)『不平等の再検討 潜在能力と自由』(岩波書店, 2018年)
- ・伊芸研吾「障害とは何かーケイパビリティアプローチの視点から」(独立行政法人 国際協力機構, 2016年) [https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/ja/publication/litreview/jrft3q00000010ae-att/JICA-RI\\_Literature\\_Review\\_No.6.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/ja/publication/litreview/jrft3q00000010ae-att/JICA-RI_Literature_Review_No.6.pdf) (2025年5月20日)
- ・馬上美知「ケイパビリティ・アプローチにおける「自由」及び「平等」の概念について: 教育にお



- ける公共性概念の再考のために」(東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要 第35号, 2009年)
- ・ 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」(令和5年6月23日)(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syoutaizo2023.pdf>)
  - ・ 国税庁「国税庁レポート2024」(令和6年6月)(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2024.pdf>)(2025年5月20日)
  - ・ 坂井昭彦「AI時代における税理士の在り方 ＝「税理士の業務のICT化」をめぐる諸問題＝」(東京青年税理士連盟 首都圏青税共催 実務研修部研修会(2024年6月22日)資料)
  - ・ 原田光隆『デジタルデバイドの現状とその是正に向けた取組－行政サービスとの関連を中心に－』(国立国会図書館, 2023年)
  - ・ C&C 振興財団『デジタル・デバイス－構造と課題－』(NTT出版, 初版, 2002年)
  - ・ 小松正人『未来をつくるデジタル共創社会 日本と海外の先進事例から学ぶ住民参加型行政のあり方』(日経BP, 第1版, 2024年)
  - ・ 牧島かれん『日本はデジタル先進国になれるのか?』(日経BP, 第1版, 2023年)

## 所得税における申告納税制度についての考察 ～税理士のあるべき姿をふまえて～

小泉由喜雄（越谷支部）

### 【要 旨】

申告納税制度は、自ら税額を申告することによって納税者が納税額を定める制度であり、第二次大戦後のわが国でも広く採用されている。この制度は、民主的な納税思想に合致し、効率的な徴収を促進する制度である。申告納税制度の適正な運用には、国民の高い納税意識と正確な申告が不可欠であり、税理士制度をはじめとする納税環境の整備や租税教育の充実が求められる。

しかし、実情を見るとわが国の国民の大多数は直接的に申告納税制度に関与しているとは言い難い現実がある。その原因として、給与所得者に対する年末調整制度が挙げられよう。このとき、年末調整制度を改めて見直してみると、年々煩雑化する事務手続きに加え、個人情報の扱いや見積計算が介在することによる制度的な歪みが顕在化している点を指摘せざるを得ない。また、申告納税をすることなく個人の所得税の課税関係が終結する年末調整制度の存在が、わが国の国民の納税意識の高まりに寄与していないとの疑問がある。

最近では、電子申告やキャッシュレス納税の普及が進み、納税者や税理士の役割にも変化が見られ、記帳代行や申告書作成の手作業が減少し、自動化が進む傾向がある。特に副業を持つ給与所得者にとって、改めて確定申告が必要となるケースが増加する等、申告納税制度に触れる納税者も増加することが予想される。マイナンバー制度と行政手続の DX は、申告納税制度にも影響を与えており、新たな「記入済み申告書制度」が提唱されている。日本型の「記入済み申告書制度」をどのような形で社会に浸透させようとする場面においては、より効率的に納税者が申告手続を完了させられるような姿を模索するべきであり、これに付随して現行の税制度にも変革が求められている部分があると考ええる。

昨今における DX の進展は、税理士の実務にも大きな影響を及ぼすことが予想される。たとえば、申告書の作成が自動化されるのであれば、税理士自体の地位の低下さえ予想される。少なくとも今までの業務形態に大きな変化がもたらされることは容易に想像がつく。また、「記入済み申告書制度」が広まった場合には、賦課的課税がなされと考えられ、申告納税制度の理念に基づき、あくまで「記入済み申告書」は暫定的な申告書であることは強調されるべきである。

DX の進展という新たな社会の局面において、税理士は公平な税制を支えるインフラであることを自負しつつ、自らの立場や納税者や税制度に対して何ができるのかを再考する必要があると考ええる。納税者の権利保護の観点から、税理士が現状を乗り越えて何をなせるのかという視点も今後は重要視されるであろう。少なくとも現状の税理士業務のあり方は大きな変革の時期を迎え、新たなスタイルを模索する時期に来ている。その中で、我々税理士は、各人が日々の研鑽に努めることは当然として、その社会的地位の維持・確立のためにより能動的に動かなければならないと考える。

## I はじめに

申告納税方式は「納税すべき税額が納税者の申告によって確定することを原則とし、申告がない場合または申告が不当と認められる場合に限り、租税行政庁の更正または決定によって税額を確定する方式」<sup>1</sup>とされる。申告納税方式は米国において伝統的に用いられた方式であり、納税者自らが課税標準および税額を確定する方式であることから、「自己賦課」と呼ばれることもある。申告納税制度は「民主的納税思想に適合」<sup>2</sup>し、「租税の能率的徴収の要請に合致する」<sup>3</sup>ことからわが国でも特に第二次大戦後の制度において広範に採用されるようになった。

申告納税制度がどのような形であり適正に機能するためには、対象となる国民が高い納税意識を持ち、自発的に正確な申告をすること<sup>4</sup>が不可欠であることは論を俟たないであろう。また、制度が定着し円滑に運用されるためには、高い納税意識や、税務に携わる者の意識の向上や租税に関する教育の充実が求められる。税理士制度も申告納税制度を機能させるためのインフラの一部である。

わが国の申告納税制度をはじめとする税務行政は、戦後の高度経済成長期に設計された制度が未だに残っていることは否めないだろう。しかし、諸制度の一部には現代の生活環境に必ずしもマッチしない部分が顕在化している。昨今のわが国では人口減少問題が盛んに言われるが、この問題こそ最大の生活環境の変化であると言っても過言ではない。もはや、わが国は人口減の社会を前提として制度設計をしなければならない。また、個人を取り巻く生活様式や価値観は多様化しており、わが国が有する潜在能力の質的変化が発生しているようにも考えられる。

本論においては、申告納税制度は税務行政における中核をなす制度であることは自明であるとして、制度のより効率的な運用を可能にするための方策を考察する。そのうえで、我々税理士は、時代の変化に即してどうあるべきなのかについて考察していきたい。このとき、公平性との関連においては、あらゆる個人は他者とは異なる存在であり、自らが実現したい人生を自由に選択する機会を与えられることこそ公平性があるとの視座に立脚している。税務において上記の視座をあてはめるならば、あらゆる個人は、わが国の税制度がおよぶ範囲内ではどのような生活環境に置かれた場合であろうとも、適正な納税義務を果たさねばならないことを前提としつつも、納税者としての権利を行使することができるのは当然のことであり、権利行使にアクセスするための手段が社会的に確保されねばならない、との視座に立脚することになる。

## II 申告納税制度の現状認識

### 1 直近におけるデータ

申告納税制度について述べる前に、直近のデータを確認してみたい。下記の図表1にもあるとおり、令和6年分のデータによれば<sup>5</sup>、所得税等の確定申告書の提出人員はおよそ2,339万人であり、この数は平成27年分以降のデータを参照するとほぼ横ばいで推移している。また、確定申告書を提出した者のうち、申告納税額が発生する者はおよそ517万人であり、還付申告は1,353万人である。単純な比較になるが、わが国の国民における生産年齢人口の3割程度しか申告納税制度に関係しておらず、さらに申告した者の6割程度が還付申告であり、申告により納税をしている者ともなれば、その1割にも満たないことになる。これがわが国の申告納税制度の現実の姿である。

<sup>1</sup> 通則第16条1項1号

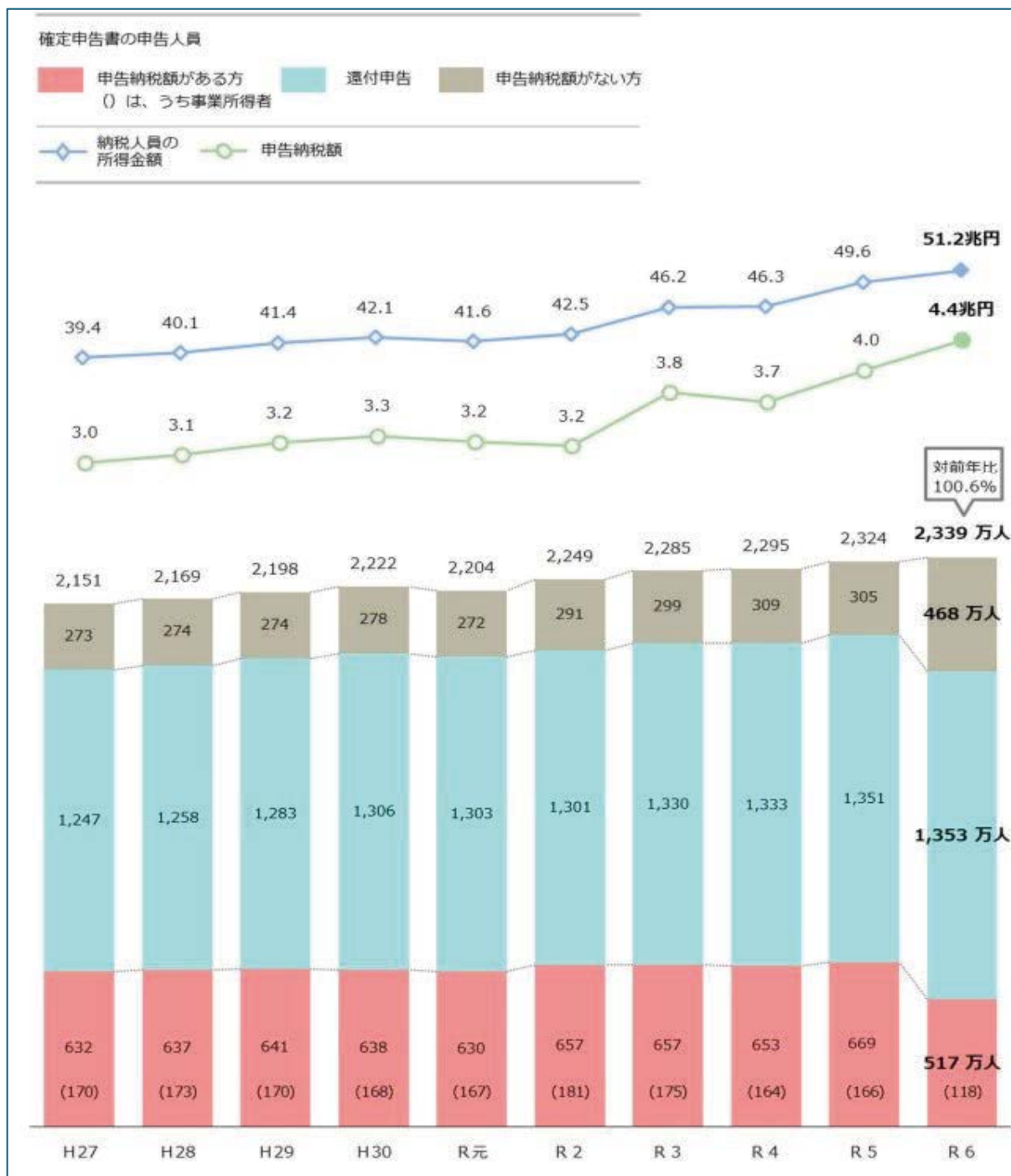
<sup>2</sup> 金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021）941頁

<sup>3</sup> 金子・前掲注(2)941頁

<sup>4</sup> 金子・前掲注(2)941頁

<sup>5</sup> 国税庁HP『令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（報道発表資料）』  
<https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0025005-063.pdf>（2025.8.5）

図表 1 所得税等の申告状況の推移



出典：国税庁 HP「所得税等の確定申告書の申告状況」

## 2 申告納税制度における問題点

### (1) 年末調整制度との関係性

申告納税制度は、第二次大戦後にわが国が日本国憲法の制定とともに民主化されていく過程において導入されたが、ほぼ同じタイミングにおいて、給与所得者に対しては年末調整制度が導入された。つまり、今日のわが国の所得税において申告納税制度が導入されているにもかかわらず、数字のうえでも納税者全体の3割程度しか申告納税によって所得税申告手続きをしていないことの原因はこの年末調整制度にあると言っても過言ではない。このとき、わが国における申告納税制度が採用されていることに間違いはないが、これがより国民の間で一般的であると言い難いとなるのではないだろうか。この意味するところについては、後々の論点にも関係してくる部分である。

ところで、まず申告納税制度と並んでわが国の所得税において大きな立ち位置を占める年末調整制度について、現状を述べることにしよう。先に本稿のテーマが申告納税制度であるにもかかわらず、年末調整制度において述べる理由は、まず現行制度において年末調整制度が効率的な徴税制度として機能しているのであれば、わざわざ申告納税制度について論ずる必要はないからである。そもそも税制度は、主権者である納税者たる国民にとって容易に理解しやすい制度であるべきであり、国民の担税力に応じて公正中立で簡素な制度でなければならない。簡素であるべきとは、徴税の効率性の観点からも不可欠な要素である。このとき、年末調整制度は一見非常に効率的な制度であると考えることができる。なぜなら、年末調整制度は納税者各人が納税手続をすることはなく、源泉徴収制度のもとで源泉徴収義務者が反復継続的に多くの納税者の納税手続を完了することのできる仕組みである。ただし、現在においては、年末調整制度の効率性の観点において様々な問題が生じていると考えざるを得ない。

## (2) 年末調整制度の具体的な問題点

年末調整は、書面の種類も多岐複雑であり、その処理の煩雑さは言うまでもないだろう。各種の控除証明書にしても、書式や書類の大小様々であり、ましてや紛失等のリスクもある。さらに最近では、各種申告書等にマイナンバーの記入が求められるようになった。これによって、源泉徴収義務者には、マイナンバーの漏洩を防ぐ手立てを講じることが義務化されている。また、扶養控除等申告書等の書面においては、納税者本人とその家族の個人情報に記載されており、この情報を扱う者にとっては、個人情報保護の観点からそもそも多大なプレッシャーがかかるのである。

被雇用者である納税者は、その家族構成から世帯の収入状況を事実上ほぼすべて雇用主に公開しなければならない。このことは、個人の生活様式が多様になった昨今においては、公開する側および公開される側において、事務的な負担のみならず心理的な負担を多大に課すこととなる。

また、たとえば配偶者特別控除制度のように、必要書類に記載すべき内容が見積計算を介在させていることは、そもそも納税者本人の源泉徴収額の確定を不可能せしめていることになる。この見積の要素が介在することが、結果として是正措置を誘発する要因ともなる。世帯としての共働きが当然の傾向として進む昨今においては、配偶者特別控除額の確定手続を通じて、年末調整のみで給与所得者の課税関係を完結させることは、もはや容易ではないどころか不可能ですらある。

最近になって、年末調整制度に対し、漸くと言えるかもしれないが疑問の目が向けられるようになってきたと見ることができる。さらに踏み込んで年末調整廃止を唱える当時の政権与党幹部まで出現する<sup>6</sup>ようになり、年末調整制度が今後変容していく可能性は大きいと考えられる。

年末調整の電子化については、国税庁も推進している分野<sup>7</sup>であり、また今後業務の効率化の観点からも推進されるべきであると考ええる。わが国においては、年末調整を電子化させる観点から被雇用者が年末調整に必要な電子データを取得したのち、従来書面で作成していた年末調整に関係する申告書を雇用主に提出する方式が一部で導入されている。しかしこの仕組みは、見方によっては、納税者である被雇用者が、わざわざ一度電子データを自ら取得し、雇用者に提出する点において非効率である<sup>8</sup>と指摘される。とはいえ、年末調整が源泉徴収義務者を中心とする事業者等に非効率な事務負担を課していることに変わりはないとの観点が残るのもまた事実である。

## (3) 納税者の意識について

申告納税制度は、納税者本人の高い納税意識が必要であることは既に述べたが、今まで給与所得のみで年末調整ですべての所得税の納税手続が完了していた者の中には、極端に言ってしまうと、自らの手取り額しか知らず、自分がどれだけの所得税を納めているかについての認識がない者がいたとしても不思議ではない。また、実際にそのような者がいたのも事実である。もちろんそのような者にも源泉徴収票が交付されているが、現実には源泉徴収票の存在は本人にとっての所得証明を示すための書類であり、その内容を事細かに読み返し、理解している者は多くないのが現実である。このような納税者が、いざ

<sup>6</sup> 河野太郎デジタル相「年末調整廃止・全国民が確定申告」する仕組みを導入…総裁選公約, 読売新聞, 2024.9.6, 読売新聞オンライン, <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20240906-OYT1T50034/> (2024.9.18)

<sup>7</sup> 国税庁 HP「年末調整手続の電子化に向けた取組について」  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm> (2024.9.18)

<sup>8</sup> 森信茂樹『デジタル経済と税－A I時代の富をめぐる攻防－』(日本経済新聞出版社、2019) 207 頁

自らで納税につき申告手続きをしなければならないとすれば、税務行政において大きな混乱をきたすことは間違いない。令和6年において導入された定額減税時には、唐突な制度導入やその運用によって、税務署はもちろん税務行政の一翼を担う税理士や自治体に混乱や過大な負担を強いたのは記憶に新しい<sup>9</sup>。

納税者が、自ら納税手続きをすることにより、自らがどのような過程で納税をするのかを知り、その算出額の決定に積極的に関知することは、納めた税金がどのような使途に向いているのかについてより深く知ろうとすることの契機となることが期待される。自らが納めた税金がどのように使われるかを知ることが、税金が無駄に使われることの抑止に繋がることが期待されるし、ひいては民主主義社会における権力に対する国民の監視機能の高まりに寄与することが可能になるであろう。

### Ⅲ 申告納税制度の今後の展望

#### 1 進む DX への対応

申告納税をする者が増加することは、現行制度のままであることを前提とするならば、必然と確定申告期における税務行政の遂行の繁忙度合いが増すことは不可避である。つまりは、確定申告期における税務署の混雑度がさらに高まるであろう。ただし、この点においては、自宅等から国税庁HP上の「確定申告書等作成コーナー」や各種会計ソフトを利用して、納税者本人により e-Tax で申告書を提出した者は令和4年分において、592万件を数え、平成30年分と比較して5倍に増加し、確定申告会場で申告書を作成・提出した者の人数の2倍を超えたとのデータもあり、国が推進している税務署に出向かなくても納税申告を完了させるための方策は少しずつ浸透しているとみることはできるし、この流れに抗うことはおよそ現実的ではない。

#### 2 さらに変革の可能性について

##### (1) 記入済み申告書の可能性

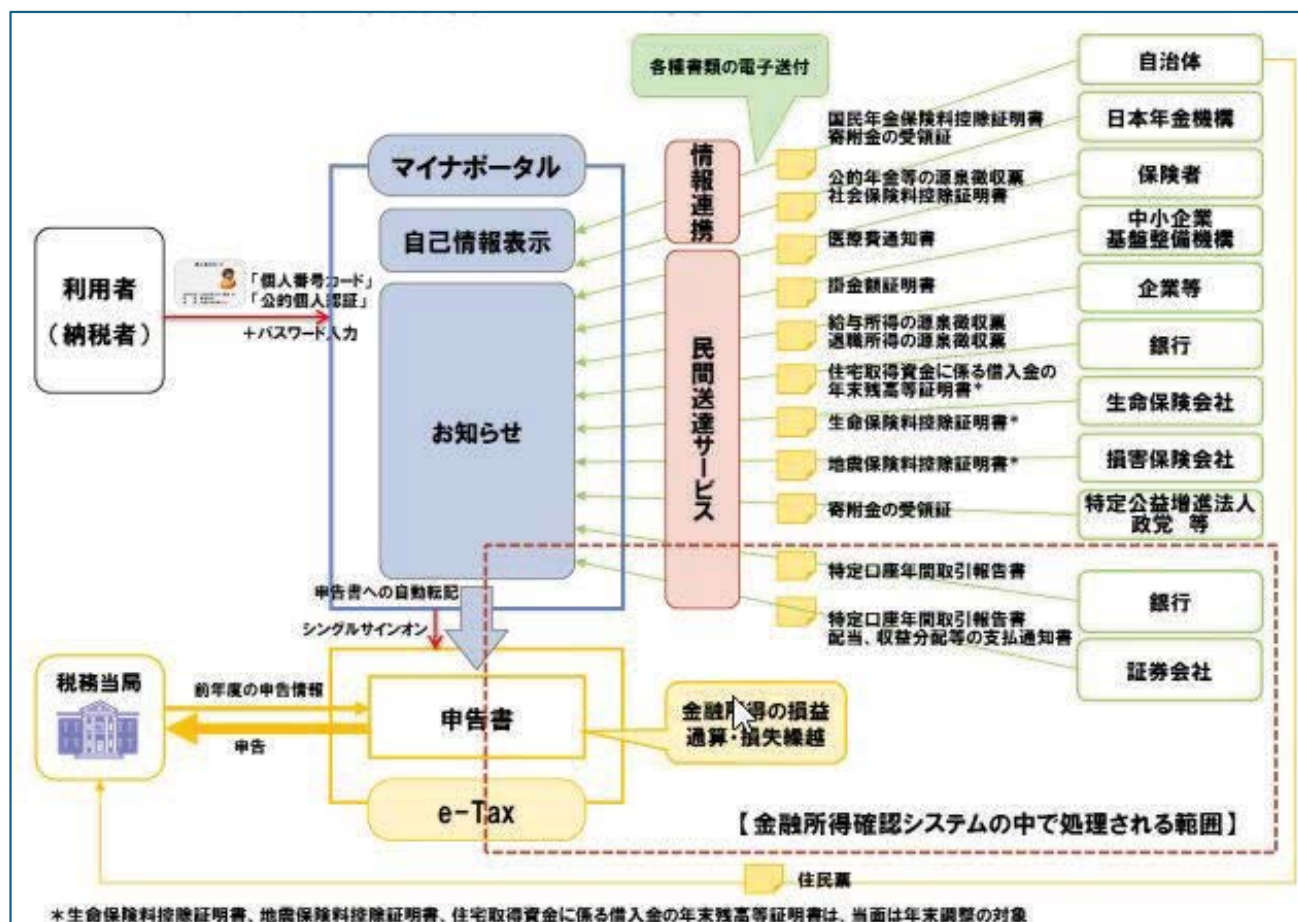
年末調整の電子化に関連して、相変わらず非効率性が残ることについては既に述べた。この非効率性を解消させる仕組みとして、「記入済み申告書制度」の導入が提唱されている。この制度は、当初北欧諸国を中心に導入されており、税務当局に雇用主や金融機関等から提出された所得に関する情報を、税務当局があらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者は既に記入された内容を確認して必要に応じて訂正をすることで申告を完結させる制度である。

具体的なイメージとしては、下記の図表2を参照することとしたうえで、伝統的な年末調整制度との最大の違いは、今まで雇用主に提出していたデータを直接 e-Tax システムに提出するにあると考えることができよう。さらに言えば、源泉徴収票といった所得データも支払者から e-Tax システムに集結させることで課税所得や税額を計算する主体が、特に年末調整制度においては源泉徴収義務者にあったところが、納税者本人に帰属するという特徴的な変化が生ずることになる。

<sup>9</sup> 第一生命経済研究所「定額減税への大不満～企業から悲鳴～」  
<https://www.dlri.co.jp/files/macro/340357.pdf> (2025.1.21)



図表2 日本型記入済み申告書のイメージ



出典：ジャパン・タックス・インスティテュート「金融税制・番号制度研究会 2017」

前述した変化は、わが国の申告納税制度において画期的な変革であると考えられることができる。源泉徴収義務者の立場からすれば、納税者である被雇用者への給与支払の計算さえ間違えることなく源泉徴収票を発行すれば、その任務を達成することとなる。言い換えれば、源泉徴収義務者が従来のように大多数の給与所得者の所得計算、税額計算を確定させるという負担はなくなるから、事務負担の圧力から解放され、引いては事業者の事務効率は格段に上がるであろう。また、納税者の側からしても、自らのプライバシーに関する情報を必要以上に外部に知らせることなくことがなくなることから、早急に実現する意義は非常に大きいと考える。

では、「日本型記入済み申告書」の導入実現に向けてどのような環境整備が必要であるかについては、納税者が自らの申告に必要な情報を一元化して集約するためのプラットフォームが必要なことは自明である。その場所となるのが、いわゆるマイナンバー制度におけるマイナポータル<sup>10</sup>であり、マイナポータルの活用がこの制度の成否を握っていると言ってもよい。

## (2) マイナンバー制度におけるマイナポータルの意義

ところで、マイナンバー制度が導入されて間もなく10年が経過するが、改めて制度の現状について触れておきたい。令和6年8月末現在におけるマイナンバーカードの保有枚数は約9,347万枚<sup>11</sup>である

<sup>10</sup> デジタル庁 HP では『マイナポータルは、行政手続のオンライン窓口です。ご自身の所得・地方税、行政機関からののお知らせなど、必要な情報をいつでも確認できます。また、お住まいの地域のサービスや手続をお手元のパソコンやスマートフォンで簡単に検索でき、手続によってはそのまま申請できます。』と説明される。

<https://services.digital.go.jp/mynportal/> (2024.9.18)

<sup>11</sup> 総務省 HP 「マイナンバーカード交付状況について」 なお、人口に対する保有率は74.8%とされる。

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kofujokyo.html](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html) (2024.9.18)

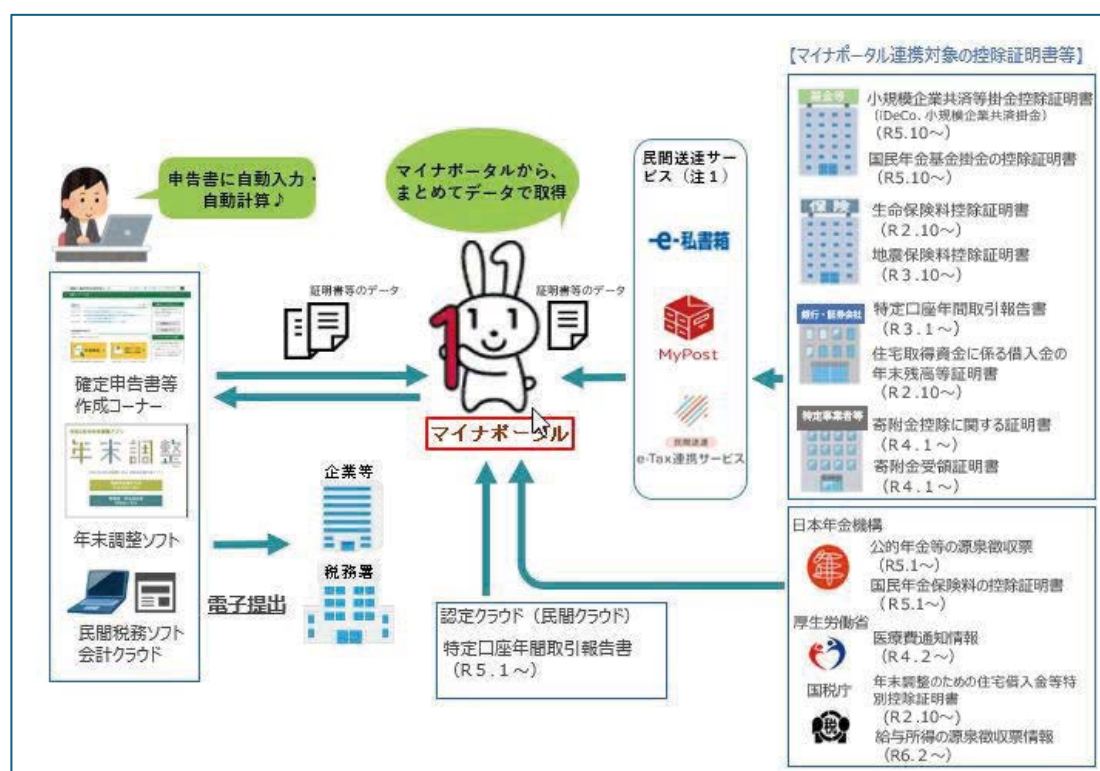


一方、令和6年6月現在におけるマイナポータルへの登録者数は7,197万件<sup>12</sup>にとどまっている。なお、あくまで登録者数の数字であるから、実際にどれだけの人数がマイナポータルの機能を活用しているかについては、この数字より少ないことは自明であろう。様々な施策により、マイナンバー制度全体への認知度や普及度は徐々にではあるが上昇してきているが、さらなる利用率向上への取り組みが求められる。

では、現状において、マイナポータルを利用して税務申告の手续に際し、どのようなことができるのかを確認すると、以下のような状況であることがわかる。国税庁 HP には「マイナポータル連携特設ページ」<sup>13</sup>という項目が設けられているが、現状においてはあくまでマイナポータルを用いて、控除に関する情報の集約に重きが置かれていることが窺える。また、最終的には集約した情報を勤務先や税務署に再度提出することから、この状況はいわば二度手間であると言えることができよう。

下記の図表3を参照するに、マイナポータルに集結させようとしている情報は、控除に関する情報のみならず、収入に関する情報も集約される環境も徐々に整備されつつある。

図表3 マイナポータル連携の全体図



出典：国税庁 HP「マイナポータル連携とは」

### （3）制度の効率化の観点からみた改善点

このとき「日本型記入済み申告書」の実現の観点から2点ほど改善すべき点を指摘しておきたい<sup>14</sup>。  
まず、マイナポータルに情報を集約すること自体は問題ないとして、なぜ集約したデータに基づきマ

<sup>12</sup> デジタル庁 HP「デジタル庁 年次報告 2023年9月 - 2024年8月」[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ef4ebb37-7556-46f2-9c03-2e720d871a65/7e7d80e6/20240830\\_annual\\_report.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ef4ebb37-7556-46f2-9c03-2e720d871a65/7e7d80e6/20240830_annual_report.pdf) (2024.9.18)

<sup>13</sup> 国税庁 HP「マイナポータル連携特設ページ（マイナンバーカードを活用した控除証明書等の自動入力）」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm> (2024.9.18)

<sup>14</sup> なお、マイナポータル「よくある質問」[https://faq.myna.go.jp/?site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default) (2024.9.18) において、マイナポータルにおいてはe-Taxの手续に関する回答を持ち合わせていないとの言及があり、納税手続については結局国税庁 HP にリンクするのが現状である。ゆくゆくはこの点も改善されることが望ましいであろう。

イナポータル内で直接納税申告書を作成することなく、別途図表3の左記にあるとおり、別途確定申告等作成コーナーや年末調整の過程を経なければならないのであろうか。今後、図表3の右記のとおり、給与所得の源泉徴収票をマイナポータルに集約する情報として扱うのであれば、マイナポータルを事実上の申告書作成コーナーとすることで、図表3の左記の部分の手続は不要となるであろう。

そして、医療費の情報について暦年における年間分を集約することが可能となるとあるが、現状において医療費情報が取得可能となるのは、毎年原則2月9日である<sup>15</sup>ことが明記されている。この点について、12月31日から2ヶ月以上を要するのは、些か効率化の観点から疑問が残る。

上記の問題点については、まだ制度の過渡期であるから、年を追う毎に改善していく可能性は大いにあると考えるが、スピード感を持った改善が必要である。ただし、思うに効率的な制度設計に際しては、各関係省庁を横断した柔軟な対応が求められる。行政サービスの効率化において「縦割り行政の打破」はよく叫ばれるテーマであるが、本事例においてもまさにあてはまる話と言えよう。

### 3 税制度自体の変革の必要性

あらゆる収入項目や控除項目に関する資料が一元化され、あらかじめ「記入済み申告書」が作成されているという環境が整うことにより、より効率的な申告手続が可能となることが期待される。その一方で現行の所得税計算における制度面に見直しも必要ではないかと考える。特に所得控除項目については項数も多くまたその適用についての複雑度が非常に高く、改善の余地が大いにあると考える。特に医療費控除については、少なくとも現行制度のままでは混乱をきたす要因が様々にある。

その主な要因としては、

- ①紙で発行される領収書の様式が医療機関により多種多様である
- ②医療費を補填する保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告書を提出する時までに確定していない場合の見積計算の問題
- ①については、今後受診情報がマイナポータル等を通じて自動的に集約される方向に向かえばいずれ解決される問題であるかもしれないが、医療機関の対応が鍵となる問題でもあり、最終的な解決をみるには税制以外の要素に左右される部分であるためかなりの時間を要することとなるであろう。
- ②については、申告時点において医療費から差し引く保険金の額が確定していないケースは十二分に想定できる事態である、仮に申告後にその見積額との相違があった場合に申告をやり直すとする現行の取り扱い<sup>16</sup>は納税者に過度の負担を強いることとなり、当初申告時点において見積計算の要素が介在すること自体に納税における公平性を失うと考える。なぜなら、納税者固有の事情による見積計算の有無によって、自らが負担する税額が確定する者と確定したとは言いきれない者を生じさせるからである。制度を規定どおりに適用したにもかかわらず、一部の者において、確定したはずの税額を事後に訂正するリスクを生じさせることは、制度自体に欠陥があると言わざるを得ない。

これらの問題点を鑑みるに、医療費控除は廃止する等の抜本的変更があつてよいと考える。医療費情報がマイナポータルに反映されるまでに時間がかかりすぎることに先ほど触れたが、医療費計算の複雑性を考えた際には医療費控除自体を廃止することにより制度の効率化が図られるのではないかと考える。また、医療費については保険制度によって填補されるべきであり、税制により考慮する必要性は僅少なのではないか<sup>17</sup>。上記の変更により現状の医療費控除が適用される納税者に医療費控除が適用されなくなるデメリットは当然存在すると思われるが、高齢化が進行する等の状況において、医療制度を利用するのはもはや特別なことではないのであるから、基礎控除の引き上げ等で対応すべきである。ただし本稿においてはこれら所得控除の各論については必ずしもメインテーマではないので、言及はこの程度としておく。

<sup>15</sup> マイナポータル『よくある質問「医療費通知情報データ（XML ファイル）はどのように取得できますか。』」  
[https://faq.myna.go.jp/faq/show/4998?category\\_id=200&site\\_domain=default](https://faq.myna.go.jp/faq/show/4998?category_id=200&site_domain=default)（2024.9.18）

<sup>16</sup> 所基通 73-10

<sup>17</sup> 医療費控除を見直しすべきという主張は、日本税理士会連合会より取りまとめられている「税制改正に関する建議書」において毎年繰り返し言及されている事項である。

#### Ⅳ 今後の変革により生じると予想される事態

##### 1 申告納税制度における税理士の立場の変化

###### (1) 税理士の地位の低下に対する懸念

現在のわが国において、所得税の確定申告書を提出する際には、納税者が自ら税務署等に出向く、もしくは税理士に作成提出を委任することが一般的である。昨今では特に我々税理士にもあてはまることであるが、申告書を作成提出する際に税務申告用ソフトを用いなければ申告書作成もままならないのが現実ではないか。所得税の申告書様式や形式においても、ソフトウェアを用いて申告書を作成することを前提していると考えざるを得ない<sup>18</sup>。

わが国の税理士制度においては、税理士法第 52 条において税理士の無償独占が保障されていることは既知のとおりである。そのうえで、申告に関する情報がマイナポータルという各個人の情報集約基地に集結され、納税者自らが申告書の作成提出を完結できる仕組みが整備されれば、我々税理士の立場が今までとは異なり変化することは避けられない。むしろ必要なのは税理士という職業的専門家ではなく、計算をしてくれるソフトウェアである、となりかねない。

他国の例ではあるが、税理士の無償独占という考え方が存在しない米国では、個人の納税者はすべて申告納税をしなければならないが、申告の実際の場面においては、税務申告用ソフトウェアのベンダーの存在感が非常に高い。最大手の turbo tax<sup>19</sup>をはじめに、E-file.com<sup>20</sup>、H&R BLOCK<sup>21</sup>、Keeper Tax<sup>22</sup>、TaxAct<sup>23</sup>といった複数の民間のサービスが提供しており、米国の納税者はこれらのソフトウェアに必要な情報をインプットすることにより確定申告書の作成提出を完結させることができる<sup>24</sup>。米国では民間サービスにおいて、申告納税制度が機能しているのである。

また、バルト三国の一国であるエストニアにおいては、ソ連邦からの独立後、下記の図表 4 のように国家プロジェクトにより急速な行政の電子化を進めた。

この中でも 2001 年に開始された行政の電子化およびワンストップサービスを実現するための情報基盤である X-Road<sup>25</sup> は、国民各々の公共部門から民間部門におけるあらゆる情報を共有化し、税務申告の手段の場面では、X-Road に蓄積された納税者の情報から自動的に申告書まで作成する仕組みが整備されている。エストニアは人口約 137 万人<sup>26</sup>であるから、この仕組みを急にわが国に導入することは困難であろうが、わが国の DX の指針となりえる施策として税務当局を含め多大な関心を集めている。

<sup>18</sup> そもそも e-Tax によって電子申告をすること自体、書面での作成提出を前提としていない。また所得金額調整控除の計算では、控除額を申告書に記載する欄がない。もちろん作成の手引きには、所得金額調整控除の計算方法が詳細に説明されているが、このような計算項目が存在すること自体、書面での作成を今後前提としていない仕組みになろうとしていることが窺える。

<sup>19</sup> <https://turbotax.intuit.com/> (2025.1.21)

<sup>20</sup> <https://www.e-file.com/> (2025.1.21)

<sup>21</sup> <https://www.hrblock.com/> (2025.1.21)

<sup>22</sup> <https://www.keepertax.com/> (2025.1.21)

<sup>23</sup> <https://www.taxact.com/> (2025.1.21)

<sup>24</sup> 最大手の turbo tax を運営する intuit 社は NASDAQ 上場企業であり、米国最大のスポーツイベントであり、CM 放映料が最も高額とも言われる Super Bowl において CM を放映するほどの存在感を持つ。

<sup>25</sup> <https://x-road.global/> (2025.1.21)

<sup>26</sup> 外務省 HP「エストニア共和国 (Republic of Estonia) 基礎データ」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/estonia/data.html> (2024.9.18)

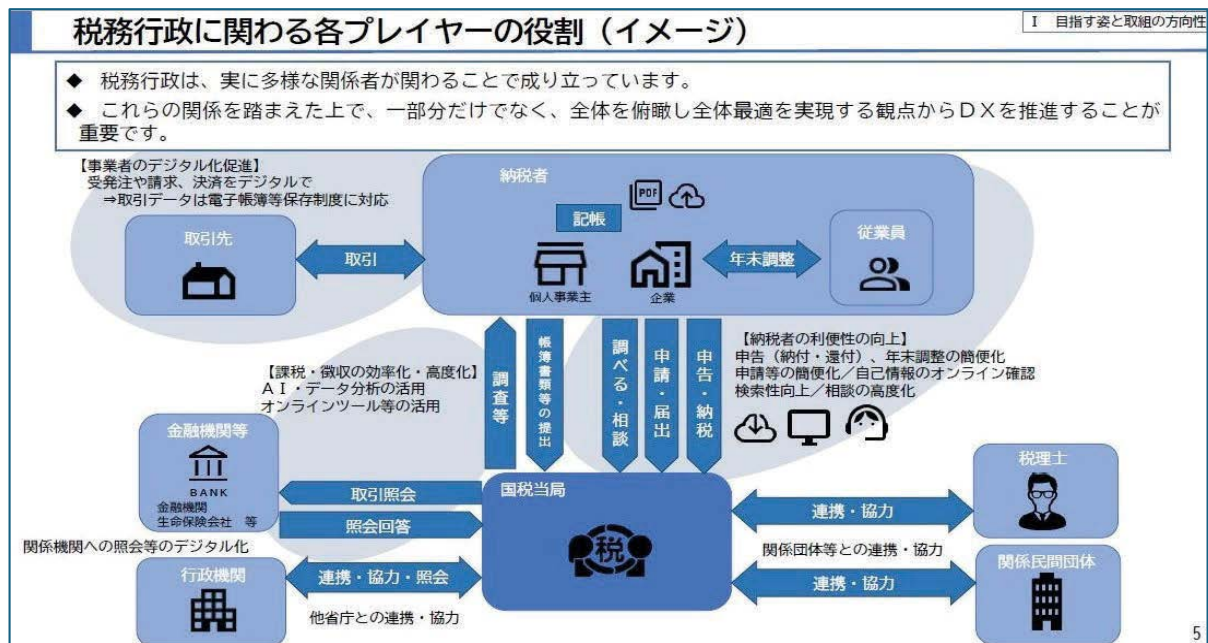
図表４ エストニア政府による ICT 事業の取り組み

| 年     | 主な取組                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 2000年 | e-Tax（インターネットでの納税申告）が開始<br>m-Parking（携帯電話を通じた駐車システム）が開始                           |
| 2001年 | 電子住民登録が開始<br>X-Road（各省庁を連携させるデータ交換基盤）が開始                                          |
| 2002年 | e-School（オンライン化された学校教育支援管理システム）が開始<br>IDカード発行<br>電子署名を導入                          |
| 2003年 | IDバス乗車券を導入（乗車券と国民IDを連携）<br>電子不動産登記を開始                                             |
| 2004年 | 教育情報システムを統合                                                                       |
| 2005年 | i-Voting（電子投票）を開始                                                                 |
| 2007年 | Mobile-ID（携帯電話を電子IDとして利用できる仕組み）が開始<br>e-Police（警察が保有するモバイル端末と国民データベースの連携）が開始      |
| 2008年 | e-Health（健康情報と国民IDの連携）開始                                                          |
| 2010年 | e-Prescription（処方箋情報と国民IDの連携）開始                                                   |
| 2011年 | スマートグリッド運用開始                                                                      |
| 2012年 | 電気自動車充電ネットワークを構築                                                                  |
| 2013年 | X-Road Europe（各省庁を連携させるデータ交換基盤を欧州諸国と連携）が開始                                        |
| 2014年 | Data Embassy（政府情報をルクセンブルグのデータセンターに保存）の試験運用が開始<br>e-Residency（エストニアの非居住者を電子国民化）が開始 |
| 2015年 | e-Receipt（領収書や保証書などを管理するポータルサイト）が開始                                               |
| 2017年 | 法改正により銀行口座のオンライン開設を可能に<br>データ流通の自動化により、起業家の申告手続きを簡素化する取組が開始<br>自動運転の実証実験を合法化      |

出典：総務省 HP「平成 30 年版情報通信白書」

一方で、当然のことながら、このような仕組みが整備されれば、我々税理士の立場に劇的な変化が予想される。少なくとも従来のように税理士が個人の所得税申告書を作成するといった業務は、相当な割合で消失するであろう。また、「日本型記入済み申告書」が導入された場合においては、年末調整制度が縮減、ひいては廃止されることさえ予想される。それはすなわち我々税理士の関与先に対する業務量が減少することにも繋がるであろう。確かに我々からすれば煩雑な処理から解放されることになる一方、我々の業務領域そのものの消失となればまた話は別である。現在進行形で変化する納税環境に対しては、税理士が各々の立場で自らの立ち位置を再考せねばならない場面に迫られる日も近い。

図表５ 税務行政に関わる各プレイヤーの役割



出典：国税庁 HP「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023-」



ところで、上記図表5は国税庁 HP に示されている資料である。この図表を見る限りにおいて、もちろん税務行政においては、納税者と税務当局の関係が主であることに違いはないが、我々税理士の立場があまりに軽視されているのではないかとの印象を捨て切れない。

ここで我々の実務を想像してほしい。上記の図における納税者が行う記帳や年末調整といった作業だけを取ってみても税理士の立場がこの図表のとおりではないことは明らかであろう。税理士の存在が、無論国税当局との連携協力関係があるのみならず、より納税者と密接に関わっていることを、果たして当局側が認識しているのかとの疑念がこの図表から浮かんでくるのである。もちろん、税務当局が、今後 DX が進展した際に税理士の存在を前提としていない、と断言するのはさすがに言い過ぎであるかもしれないが、我々の想定ほどに税理士の存在を重視していない可能性がある。税務実務の最前線に携わり、実際に納税者と税務当局の橋渡し役を長年に亘り担っていることに関して並々ならぬ自負がある我々税理士としては、改めて税務当局の考え方を質す機会を設ける必要があるのではないだろうか。

## (2) 新しい申告納税制度における税理士がなすべきことへの考察

申告納税制度の観点からすると、現在進められている DX を中心とした変革は好ましい環境変化と捉えることができる。記入済み申告書制度では、納税者本人が、自身の納税申告書をチェックすることが求められるので、その作成のプロセスや税額計算の過程を直接目の当たりにする。申告書自体は記入済みという与えられた状態で提供されるが、自身の税額計算が適正であるかどうかを判断するために、納税者自身も税制に対する関心を高めることや関連知識の獲得の必要性に迫られることになるであろう。

以上に関し、税理士の立場からすれば、納税者の適正な納税を担保する点において、より一層の活躍の場が新たに提供されると考える。記入済み申告書は、見方によってはあくまで第三者から提供された情報を集約した結果に基づく計算結果と考えることもできる。ともすれば記入済み申告書は、固定資産税のように賦課的な要素が色濃い申告書であるとも考えることもできるが、この点につき、あくまで記入済み申告書として作成された申告書は、暫定的な申告書であることを強く認識しておくことが大事である。とすれば、この暫定的な申告書に対し、税の専門家である税理士は、納税者を補助する観点に立って不可欠な役割を果たすことが期待される。記入済み申告書は、申告書を作成する過程において劇的な効率化を可能にする一方で、その内容が無自覚的に受け入れてしまうことは所得税を賦課税的な制度にしてしまう危険性を孕むことを忘れてはならない。そうやってしまえば、もはや申告納税制度の意義は、まったく達成されなくなってしまうと言わざるを得なくなるであろう。そのときに我々税理士各人がどのような役割を果たすことができるか、今一度考える必要があるのではないか。

## 2 今後の税理士に求められる業務に対する考察

### (1) 税理士は誰のための存在か

税務当局と納税者の関係性における税理士の立ち位置について、今一度確認しておきたい。税務当局にも納税者にもどちらか一方に与することなく、適正な納税義務の実現をなすことを税理士の使命とするとの考え方がある一方、税務当局と納税者を対等な関係として捉え、両者が対立構造にあることを踏まえて相対的に弱い立場である納税者の権利を保護する存在であると位置付ける考え方<sup>27</sup>である。税理士法第1条<sup>28</sup>の条文からすれば前者の立ち位置が想定されていると考えるのが自然である。

一方で、金子宏は「税理士は、依頼人である納税者が租税法令に定められているとおりの正しい申告と納付をするよう全面的に助言し、協力する義務を負っている旨を定めていると解すべきである」<sup>29</sup>ことに加えて「税理士は、依頼人である納税義務者が違法な課税をされることのないように、その権利・

<sup>27</sup> 藤間大順「税理士と税務行政のこれまでとこれから - 税理士制度のあり方に関する議論と税務行政のデジタル化に関する議論の対応を主眼として -」神奈川法学第55巻第4号(2022)192頁

<sup>28</sup> 税理士法第1条「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること。」

<sup>29</sup> 金子宏「今後の税制のあり方と税理士が果たすべき役割」『税理士制度70周年記念誌 過去に感謝 未来に責任』(2013)81頁

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/about/history/70thkinenshi.pdf> (2025.1.14)

利益の保護に努める義務がある旨をも定めていると解すべきであろう」<sup>30</sup>とも述べている。つまり、税理士の使命とは先に述べた2つの立場を両者とも含んでいると言えよう<sup>31</sup>。このとき、後者の立場は今後の税理士の社会的な役割として存在感が増していくことが想定される。たとえば事実上の記入済み申告書制度が導入されたとしても、税理士はチェック機能を果たすことにより、納税者の権利をより保護する立場を強調する機会が増していくであろう。

## (2) 納税者の権利を保護する立場としての税理士のあり方

納税者の権利を保護する立場からすれば、「税理士は、課税が違法であると考えられる場合には、納税者にその旨を知らせ、納税者の求めに応じて適切な対応を助言」<sup>32</sup>することが考えうる具体的な対応の1つとして挙げられる。ただし、現行法制では、訴訟においてはあくまで裁判所の許可は不要であるものの補佐人としての立場で陳述できるのみ<sup>33</sup>であり、直接的に納税者の代理人として納税者の権利を保護する立場としては税務行政手続に限定されるのが現状である。とはいえ、訴訟において補佐人の立場ではあっても、陳述機会が与えられていることは大いに意義のあることである。一方で、補佐人として意見陳述はできるが、証人尋問はできるかどうかについては意見の分かれる部分と見受けられる<sup>34</sup>。専門性の高いと言われる税務訴訟の分野において、今後税理士が納税者の代理人となることができるかどうかについては、今後議論を深める余地があると考ええる。

訴訟までに至らない行政手続における処分に対しても、納税者の権利の保護を考える点において意義のある事例を1点取り上げたい。青色申告取消処分において事前の意見陳述手続は必要とされないとした事例<sup>35</sup>では、原告が事前に処分を受けないための防御の機会を与えられず日本国憲法第31条に反するとして処分取消しを求め課税庁を提訴した。判決では原告の請求は棄却されたのであるが、このとき一部裁判官から反対意見が示された。反対意見の内容としては①処分後に不服申立手続が整備されていることが事前手続を不要とする理由にはならない旨②事実誤認に対する救済は専ら事後手続に委ねる仕組みが採用されているという理解はわが国の税務行政の実態から乖離しており、むしろわが国の税務行政を過小評価することになる旨③わが国の税務職員等の質に照らせば聴聞手続をとったとしても迅速性の要請に照らして無理を生じさせているとは言えない旨④処分時の理由提示は事前の意見陳述手続を不要とする理由にはならない旨の以上4点である。このとき①と④の主張を踏まえつつ、青色申告承認制度が納税者にとって特典と言える制度なのか、あるいは納税者の権利として存在する制度なのかと解釈した場合において事前手続の有無の意義が変わってくることが浮き彫りとなる。

あくまで青色申告承認制度を申告納税制度における特典であると考えれば、特典を付与すべき条件を満たさなくなった時点において青色申告取消となるのは至極当然であり、事前の意見陳述手続等は不要であるとの結論に至ることは容易であろう。一方で、青色申告承認制度は要件さえ満たせばすべての納税者に適用できるのであり、その選択は納税者の権利であると考えれば、青色申告取消処分を受けることにより納税者が権利の制限を被るとも考えることができる。極めて一般的な申告形態である青色申告につき取消処分を受けた場合の影響の大きさを総合的に較量して、処分の前における事前の弁明機会を設けるかどうかについて一考の価値はあるのではないかと考える。なお、行政処分とその相手方における弁明機会については、過去の判例においては、「行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのよ

<sup>30</sup> 前掲注(29)81頁

<sup>31</sup> 前掲注(29)において金子宏は「依頼人である納税者の権利・利益の保護が、税理士の基本的役割の一つであることは、現行税理士法1条の解釈論として認められるところであるが、それをより明確にするためには、税理士法の改正の際にその旨を1条の中で明定することが望ましいと考える」と税理士の役割として納税者保護を明確すべき旨を述べている。

<sup>32</sup> 前掲注(29)81頁

<sup>33</sup> 税理士法第2条の2

<sup>34</sup> 鳥飼法律事務所 HP「税務訴訟 補佐人税理士は尋問できるか

<https://www.torikai.gr.jp/columns/detail/post-3580/> (2025.1.14)

<sup>35</sup> 最決令和6年5月7日裁判所 HP 参照 (令和5年(行ツ)第334号)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/950/092950\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/950/092950_hanrei.pdf) (2025.1.14)

うな機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」<sup>36</sup>との判断がある。

### (3) 日税連の類型化モデルに基づく税理士業務のあり方

日税連において、下記の図表6のような税理士業務の類型化モデルを図示していたので、これを参考にしつつ今後の我々税理士のあり方を考察する叩き台としたい。

図表6 未来の税理士の類型化モデル

| タイプ    | 仮称                | 特徴                                                                                          |
|--------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税理士1.0 | 記帳代行タイプ           | 事務所内において税務会計ソフトの入力業務（一部手書きを含む）から税務書類作成業務まで行うフルラインサービスタイプ                                    |
| 税理士2.0 | 自計化支援タイプ          | 企業の自計化支援業務＋事務所内における税務ソフトを利用した税務書類の作成業務をメインとするタイプ                                            |
| 税理士3.0 | 顧問タイプ             | 特定の業務（法人税務顧問・法人税務調査の立会）をメインとするタイプ                                                           |
| 税理士4.0 | 特定分野<br>ネットワークタイプ | 特定の分野（組織再編・国際税務・相続対策・事業承継・スタートアップ等）の相談・プランニングに特化するタイプ<br>（人的ネットワークを活用するクリエイティブな業務を中心とするタイプ） |
| 税理士5.0 | 特定分野<br>AI等活用タイプ  | 税理士4.0の特定分野についてICT/AI・5Gを活用し、地域差を越えて業務を行うタイプ                                                |

出典：日本税理士会連合会国際税務情報研究会「主要国の税務行政のICT/AI化の展望と未来の税務専門家制度についての考察」

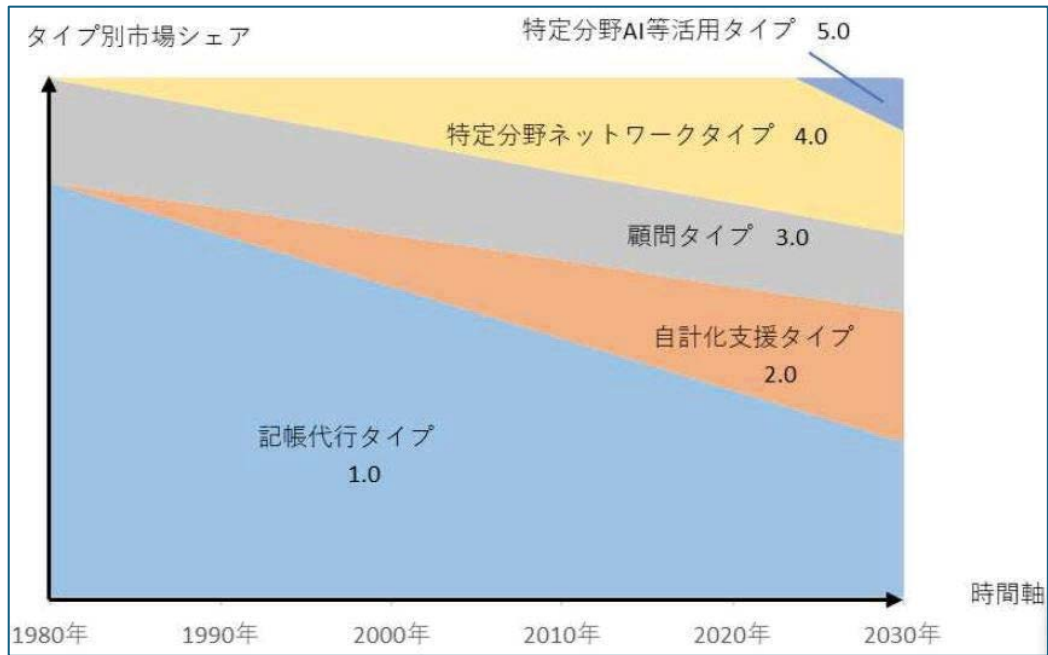
上記図表6の分析の前提として、新しい申告納税制度においては、DXの進展によりDXを主導する税務当局と納税者との間に、知識のギャップを生じさせ、そのギャップが拡大する方向に向かってはいないかと些か懸念する部分がある。納税者と税務当局の間に認識の隙間が大きく存在する状況では、申告納税制度の理念が毀損されかねない。以上の認識において我々税理士はどうあるべきかについての考察を述べたい。

現状我々税理士が行っている業務は、上記図表内のタイプ3.0までが伝統的に慣れ親しんだ分野であり、最近になりタイプ4.0のような分野まで進出、あるいは特化した税理士が徐々に出現しているとの認識でよいと考える。そのうえで、下記の図表7を考察したい。

<sup>36</sup> 最大判平成4年7月1日民集46巻5号446頁



図表7 税務専門家のタイプのイメージ



出典：日本税理士会連合会国際税務情報研究会「主要国の税務行政のICT/AI化の展望と未来の税務専門家制度についての考察」

我々税理士に今後どのような業務スタイルが予期され、また求められているかについて考えてみたい。思うに、タイプ1.0について根強い需要は今後とも続くと考ええる。一方でインボイス制度導入や電子帳簿保存法導入を象徴とする税務行政におけるDXの進展は、タイプ1.0に該当する納税者と税務行政との間に大きなギャップを生じさせることが予想される。税理士はこのギャップを埋める作業に従事することになるであろう。そしてこのギャップを埋める作業量は、我々が今まで担っていた以上の負担となるかもしれない。タイプ2.0についてはタイプ1.0の移行形態であるから同類項と考えてよい。

しかし、タイプ1.0や2.0については、極端なことを言えば税理士がいなくてもこなせる業務に移行しつつあるのが今後の情勢であろう。もちろん税務申告書は税理士が作成しなければならないが、特に自計化に関してのノウハウは会計ソフトベンダーの方が指導的な役割を担っている部分もあるのが現実である。また、電子申告が標準化された今においてはソフトウェア抜きに税務申告書を作成する税理士はほぼ皆無であろう。

タイプ4.0や5.0の分野ともなると、もはや税法の知識だけではこなせない任務であることも明白であろう。むしろメインは税法以外の知識であり、しかもその範囲は広範である。時として税理士以外の立場の者が主導する業務であることがスタンダードであり、税理士は諸分野の専門家で構成されたチームの一プレイヤーとして自らの専門性を発揮するといった場面の方が多くなると想定される。

とすると、タイプ3.0における税理士の活躍範囲はどうであろうか。わが国の税制は複雑怪奇な税制であると言われる。税に関するあらゆる法令、判例等から通達さらには慣習を咀嚼し実務に適用するという作業は過去より我々税理士が絶やさず続けてきたことである。タイプ3.0と定義づけられる業務をさらに拡大解釈し、社会における税制の浸透にコミットすることが我々税理士を税理士たらしめることができるのではないかと。税理士制度が80年を迎えようとしている今、我々は過去より蓄積された事例を今後の業務に生かすことを強化せねばならない。また社会情勢の変化に応じて、対応できていない過去からの制度を発見した際には、改善を求める声を先頭に立って上げなければならない。もちろん、税理士法第49条の11に規定される税制建議により、我々税理士が声を上げる機会は制度的に担保されているのであるから、本制度の意義等を改めて個々の税理士に深く浸透させることもまた重要である。

## V おわりに

我々税理士は、わが国の税制の構築から運用に携わることのできる存在である。国家における税制度の持つ意義を理解し、専門家として税法および諸規則の立法趣旨を理解し、適正な納税義務実現のために納税者を指導し、一方で納税者の権利を保護することのできる唯一の存在であるからである。とすれば、我々はわが国の税制の運用や構築を他の誰よりも主導できるだけのノウハウを身につけるべきである。

我々税理士は、税理士法第1条にある使命を負っている。このとき、税理士は、会計業務を含めたうえで、税法および諸規則の適切な運用に従事し、制度の解釈者としての専門的知識を発揮することにより、今日の社会的地位を確立してきたとすることができるであろう。もちろん、昨今の複雑怪奇と化した税法および諸規則を等しく公平に納税者に適用させるべく、税の公平性を確保するための社会的インフラとして唯一無二の存在としてその立場をさらに強化していくことは、税理士一人一人がさらなる研鑽を重ねることで今後も当然継続しなければならない。たとえば、我々税理士に義務として課せられている年間36時間研修について、対面型やマルチメディア型等あらゆる手段が確保されているにも拘わらず、この程度の時間の研修時間の確保に四苦八苦しているようでは、我々の業界のお先は暗いと言わざるを得ない。さらに、今までの役割のみならず、我々税理士が積極的にわが国の税制について、根幹の設計から主体的に携わろうとする姿勢こそ、今後の税理士制度の発展に寄与する不可欠な要素であり、我々に課せられた使命であると考える。

### <脚注に掲げた以外の参考文献>

- ・金子宏『所得課税の法と政策<所得課税の基礎理論／下巻>』（有斐閣、1996）
- ・石島弘他編『税法の課題と超克－山田二郎先生古稀記念論文集－』（信山社出版、2000）
- ・三木義一『日本の納税者』（岩波新書、2015）
- ・森信茂樹『税で日本はよみがえる－成長力を高める改革－』（日本経済新聞出版社、2015）
- ・森信茂樹『税と社会保障でニッポンをどう再生するか』（日本実業出版社、2017）
- ・三木義一先生古稀記念論文集編集委員会『現代税法と納税者の権利－三木義一先生古稀記念論文集－』（法律文化社、2020）
- ・中里実『租税法の潮流〔第四巻〕税制改革の背景』（税務経理研究会、2022）
- ・政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」[https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai\\_toshin.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/5zen27kai_toshin.pdf)
- ・TKCタックスフォーラム 2017、中里実「今後の税制の課題と改正の動向－納税手続きの改革を中心に－」（2017年10月20日）
- ・馬上美知『ケイパビリティ・アプローチにおける「自由」及び「平等」の概念について－教育における公共性概念の再考のために』（東京大学大学院教育学研究科教育学研究室 研究室紀要第35号、2009）
- ・国税庁HP「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>
- ・税大論叢32号『申告納税制度の理念とその仕組み』（1998）<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/32/230/ronsou.pdf>
- ・税大論叢90号『当初申告要件となっている課税方法の選択について錯誤を理由とする選択変更の可否』（2017）<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/90/02/02.pdf>
- ・税大ジャーナル8号『米国税務行政の効率化の秘訣はなにか－日本が参考とすべき点を中心に－』（2008）[https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/08/pdf/08\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/08/pdf/08_01.pdf)
- ・税務大学校論叢40周年記念論文集『税制改革の背景』（2008）<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/40kinen/09/pdf/ronsou.pdf>
- ・税務大学校論叢40周年記念論文集『米国税務行政における「効率」の追求と「和解」戦略』（2008）<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/40kinen/10/mokuji.htm>
- ・税大ジャーナル1号『国家戦略として税務行政の法執行能力を強化する必要性』（2005）<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/1/pdf/ronsou.pdf>

[www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/01/pdf/02.pdf](http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/01/pdf/02.pdf)

- ・ ジャパン・タックス・インスティテュート『社会保障・税番号（マイナンバー）制度の活用と日本版 IRA』（2016）<https://japantax.jp/teigen/file/20161129.pdf>
- ・ ジャパン・タックス・インスティテュート『ICT の税務への活用－日本版 IRA・日本型記入済み申告制度の導入－』（2017）<https://japantax.jp/teigen/file/20171016.pdf>
- ・ ジャパン・タックス・インスティテュート『デジタルエコノミーと税制－税制のデジタルトランスフォーメーション』（2021）<https://japantax.jp/teigen/file/20211001.pdf>
- ・ ジャパン・タックス・インスティテュート『デジタルエコノミーと税制－デジタル・セーフティネットの基盤整備』（2022）<https://japantax.jp/teigen/file/20221116.pdf>
- ・ ジャパン・タックス・インスティテュート『デジタルエコノミーと税制－所得情報と社会保障給付の連携－』（2023）<https://japantax.jp/teigen/file/20231116.pdf>
- ・ デジタル庁「河野大臣記者会見」（2023 年 4 月 21 日）<https://www.digital.go.jp/speech/minister-230421-01/>
- ・ 全国健康保険協会 HP『令和 5 年度の「医療費のお知らせ」について』<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r5-9/23090101/>

## 第七部

### 新しい決済手段（暗号資産）に関する諸問題



## 暗号資産の相続税評価についての一考察 ～価格変動リスクのある財産と比較して～

関根 惣（三条支部）

### 【要 旨】

暗号資産を相続、遺贈又は贈与により取得した場合、相続税又は贈与税が課される。暗号資産は資金決済法により定義づけられ、財産的価値があることが明記されている。このことから暗号資産は相続税、贈与税の課税対象となる。しかし、相続税法において、暗号資産の評価に関する規定は存在しない。実務上は、国税庁が公表する「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」に基づいて、申告・納税を行うこととなる。この国税庁のFAQでは、暗号資産を「活発な市場」の有無により、2つに区分し、評価することとされている。活発な市場が存在する暗号資産については、外国通貨に準じて、課税時期における取引価格により評価し、活発な市場が存在しない暗号資産については、個別評価となっている。暗号資産は、ボラティリティが大きい財産であり、決済手段としての側面だけでなく、投機的な側面も強い。そのため、活発な市場が存在する暗号資産を外国通貨に準じた評価方法により評価すると、課税時期の一時点のみで評価を行うこととなり、値動きが大きい時期に相続等により取得した場合、納税資金不足に陥るケースも想定される。このような評価方法は、担税力のない財産に対する課税となる可能性があり、他の価格変動リスクのある財産の評価方法と比較して公平性が担保されていない点で問題である。

暗号資産のように価格変動リスクのある財産としては、不動産、上場株式、非上場株式、ゴルフ会員権などが挙げられる。これらの財産評価方法は、財産評価基本通達において、評価の安全性が織り込まれ、ある程度の価格変動に対処できるように手当がなされている。価格変動リスクのある財産については、評価の安全性が評価に織り込まれることが適当であり、暗号資産についても評価の安全性を考慮すべきである。

また、暗号資産の評価方法の問題点の一つとして、「活発な市場」の判断基準が明確ではないという点が挙げられる。この「活発な市場」の有無にかかる判断基準として、取扱業者数や取扱期間などの一定の要件を満たした暗号資産を列挙したグリーンリストのような「活発な市場が存在する暗号資産リスト」の必要性を述べた。

このリストを用いれば、暗号資産を3つに区分することができる。①「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されている暗号資産、②「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産、③暗号資産交換業者等で取扱いがない暗号資産に区分し、それぞれに適切な評価方法を検討した。それぞれ、①については上場株式に準じた評価、②については取引相場のあるゴルフ会員権に準じた評価、③については取得価格を基本とした個別評価が適当であると考ええる。

「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されている暗号資産については、上場株式に準じた評価を行うことが適当であると述べたが、上場株式の評価について、課税時期以後の財産価値の減少リスクを考慮していないという指摘がある。暗号資産も上場株式と同様に課税時期以後の価格変動リスクが存在する。この点につき、上場株式、暗号資産ともに課税時期前3か月の取引価格だけでなく、課税時期以後の価格変動についても、評価に織り込むことが適切であると考ええる。

## I はじめに

2009年にビットコインが誕生して以来、暗号資産の取引が年々増加している。一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）の統計によると、国内暗号資産の口座開設数は、2018年9月時点では約284万口座であったが、2025年3月において、約1,240万口座まで増加している。このことから暗号資産が年々世間一般に浸透し、より身近なものとなっていることがうかがえる。

このように多くの人々が暗号資産を保有するようになってきている中で、暗号資産を相続、遺贈又は贈与により取得した場合、財産的価値があるものとして、相続税又は贈与税が課されることとなる。しかし、相続税法や財産評価基本通達において、暗号資産の評価方法について、明示されている規定は存在しない。実務上、国税庁が公表している「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」に基づいて、暗号資産の相続税評価を行い、相続税額・贈与税額を算出し、申告、納税を行うこととなる。国税庁が公表している上述のFAQによると、活発な市場が存在する暗号資産については、外国通貨の財産評価方法に準じて、相続等による取得時の暗号資産取引業者が公表する取引価格が評価額となる。暗号資産を値動きが大きい時期に取得した場合、取得した時点では暗号資産の取引価格が高騰していたが、実際に納付を行う時点では当該暗号資産の取引価格が暴落し、換金して納税を行うことが困難となるケースも想定される。このような課税方法は、担税力の観点から問題があるのではないだろうか。

また、上述のFAQによる評価方法は、土地や株式などの他の財産と比較して不利な取扱いとなっている。たとえば土地を路線価により評価する場合、路線価は地価公示価格の8割程度を目途に定められている。上場株式は課税時期から3か月前の市場価格から最も低い価額を選択することができるなど、その評価方法には、評価の安全性が考慮されている。暗号資産は、土地や株式などと同様に価格変動リスクのある財産であるにもかかわらず、評価の安全性が織り込まれていない。貯蓄から投資へと資産形成の流れが変わってきている中で、相続税評価の方法により資産選択に歪みが生じる点も問題である。

本稿では、暗号資産の相続税評価の問題点を足掛かりとして、暗号資産と同様に価格変動リスクのある財産の相続税評価方法について比較、検討を行い、適切な暗号資産の相続税評価方法を模索するものである。

## II 暗号資産を相続等により取得した場合の問題点

### 1 暗号資産を相続等により取得した場合

#### (1) 「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」による評価

個人が、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」という。）により財産を取得した場合、その個人に対して、その取得した財産の価額を課税標準として、相続税または贈与税が課税されることとなる。ここでいう「財産」とは、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいう<sup>1</sup>。そして、その相続税、贈与税の計算の基礎となる財産の価額は、原則として、その取得の日における時価により評価される。

相続税法においては、暗号資産に対する課税についての規定は存在しない。暗号資産は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）の第2条第14項に定義されており、税務上、相続等における暗号資産とは、資金決済法における暗号資産を対象としている。この資金決済法において、暗号資産は財産的価値があることが明記されており、この規定により、相続税、贈与税の課税対象となる。暗号資産の定義、性質等については、同論文集の中山幸則研究員の論文を参照されたい。

暗号資産を相続等により取得した場合の評価方法について、国税庁が公表している「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」（以下、「暗号資産FAQ」という。）では、活発な市場が存在する暗号資産は、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格により評価することとされている<sup>2</sup>。財産評価基本通達に暗号資産の評価方法の規定がないため、財産評価基本通達5（評価方法の定めのない財産）に基づき、外国通貨（邦貨換算（財産評価基本通達4-3））に準じて評価を行うという取扱いになっている。一方、活発な市場が存在しない暗号資産については、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、その暗号資産の内容、性質、

<sup>1</sup> 相続税法基本通達11の2-1

<sup>2</sup> 国税庁「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」平成30年11月（令和6年12月最終改訂）61頁



取引実態等を総合的に勘案し、売買実例価額や精通者意見価格等を参酌して評価することとされている。

評価方法の定めのない財産については、財産評価基本通達5において「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する」と規定されている。財産評価基本通達では、相続等において評価対象とされる各種財産について、様々な評価方法の規定が定められているが、世の中に存在するすべての財産についての評価方法を規定することは困難であると考えられる。そのため、財産評価基本通達に定めのない財産については、その財産の種類や性質を考慮し、類似する財産の評価方法に準じて評価することを定めている。

暗号資産については、現状、財産評価基本通達に規定がないため、財産評価基本通達5の対象となるものと考えられる。暗号資産FAQにおける暗号資産の定義は、資金決済法に規定する暗号資産の定義を借用しており、資金決済法における暗号資産の性質は「決済手段」であるという位置付けとなっているため<sup>3</sup>、活発な市場が存在する暗号資産は、外国通貨に準じて評価することとなっているものと推察される。

財産評価基本通達4-3（邦貨換算）では、外貨建ての財産や国外財産の評価方法が規定されており、外国通貨を相続等により取得した場合は、この規定により評価を行うこととなる。この規定によれば、外国通貨を取得した場合、納税義務者の取引金融機関が公表する課税時期における最終の為替相場（TTB）により邦貨換算をすることが原則とされる<sup>4</sup>。暗号資産FAQによれば、活発な市場が存在する暗号資産も外国通貨と同様に相続等により取得した日の取引価格が評価額となる。

## 2 暗号資産FAQによる相続税評価の問題点

### （1）暗号資産を外国通貨に準じた評価とした点

暗号資産は、値動きが大きく、投機目的で所有されることも多い財産である<sup>5</sup>。また、暗号資産のボラティリティは他の金融資産と比較して非常に高い<sup>6</sup>。投機的な財産について、外国通貨のように相続時・贈与時の市場価格で評価する方法は、価格変動が大きい財産であるにもかかわらず、相続時・贈与時の一時点で評価を行うこととなり、取得した暗号資産を換金し、納税を行う場合、課税時期では高い評価額、納税額が算出され、換金・納税時には暗号資産の市場価格が下落し、納税資金不足が生じるというケースも想定され、担税力の観点から問題であると考えられる。

暗号資産FAQについて、暗号資産は財産評価基本通達には規定されていないため、財産評価基本通達5に基づいて、他の類似した財産の評価方法に準じて評価することになる点は問題がないであろう。暗号資産に類似した財産として外国通貨を選択し、財産評価基本通達4-3（邦貨換算）に準じた評価としたことが、暗号資産の実態に即した評価になっていない原因であると考えられる。

### （2）「活発な市場」の判断基準が不明瞭である点

暗号資産FAQにおいて、「活発な市場が存在する」場合とは、「暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいう」<sup>7</sup>と定義されているが、「十分な数量及び頻度」や「継続的な価格情報」については、具体的な指標

<sup>3</sup> 岡田仁志「キャッシュレス決済手段としての仮想通貨一分散型仮想通貨による決済手段性とファイナリティの実現性一」『2017年度金融調査研究会 キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』（一般社団法人全国銀行協会、2018年）137頁では、資金決済法に規定されている暗号資産について、「仮想通貨が決済手段性を備えていることを前提としているものと読み取ることができ」、「改正資金決済法によって、仮想通貨は決済手段としての地位を与えられたといえる」としている。

<sup>4</sup> 松田貴司編『令和5年 財産評価基本通達逐条解説』（大蔵財務協会、2023年）18頁

<sup>5</sup> 一般社団法人日本ブロックチェーン協会「暗号資産に関する税制改正要望（2025年度）」（2024年7月19日）によるアンケート（2024年6月11～12日実施。1,500件対象）では、暗号資産を保有しているグループに保有目的を調査したところ、「暗号資産を資産運用目的で保有していますか？」の質問に対し、「はい」と答えた人の割合が78.6%であり、「暗号資産を決済などのサービス利用目的で保有していますか？」の質問に対し「はい」と答えた人の割合は62.9%となっており、「決済手段」としてだけではなく、投機的な目的で保有している人が多くいることがわかる。

<sup>6</sup> 湯山智教「暗号資産市場と金融市場の相互関連性に関する実証分析」（専修商学論集119号、2024年）60頁

<sup>7</sup> 国税庁・前掲注2 61頁

は示されていない。そのため、相続等により取得した暗号資産が「活発な市場」が存在するかどうか明確に判断することが困難である。

### Ⅲ 相続税・贈与税における時価概念

#### 1 相続税法における時価

先述したとおり、相続税法においては、暗号資産に関する規定は存在しない。しかし、暗号資産を相続等により取得した場合は、暗号資産を取得した時における時価により課税されることとなる。

時価については、相続税法第 22 条に評価の原則として規定されている。相続等により取得した財産の価額は、特別の定めのあるものを除き、「当該財産の取得の時における時価」によると定められ、時価主義が採用されている。「取得の時」というのは、相続または贈与により財産を取得した時点、すなわち、「相続税の場合は、被相続人または遺贈者の死亡の日であり、贈与税の場合は、贈与によって財産権を取得した日である」<sup>8</sup>。また、相続税法第 22 条でいう時価とは、客観的交換価値のことであり<sup>9</sup>、「それぞれの財産の現況に応じ不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味すると一般に解されている」<sup>10</sup>。

相続税法第 22 条は時価主義を明らかにしているものの、具体的に財産の価額をどのようにして算定するかどうかは、同条にいう「この章で特別の定めのあるもの」を除いて、明らかにされていない。そのため、「保有中の財産について独立当事者間で自由な取引を想定して、適正な取引価格を見つけなければならない」<sup>11</sup> こととなる。

#### 2 財産評価基本通達における時価

相続税および贈与税が申告納税制度を採用していることから、納税者側で取得した時の財産の評価額を算出し、申告・納税をすることになる。しかし、「財産の時価を客観的に評価することは必ずしも容易なことではなく、また納税者の間で財産の評価がまちまちになることは、公平の観点から好ましくない」<sup>12</sup>。そこで、国税庁では「財産評価基本通達」を定め、各財産の評価方法の原則、評価単位ごとの評価方法を具体的に示し、税務署における評価の取扱いを統一するとともに、この通達を一般に公開し、納税者の申告・納税の便宜に供している。

通達とは、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令であり、行政組織内部では拘束力をもつが、国民に対して拘束力をもつ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない<sup>13</sup>。財産評価基本通達は通達であるため、法源性を有しない<sup>14</sup>が、相続税、贈与税の申告実務においては、この財産評価基本通達に依拠して財産評価を行っている。

財産評価基本通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」（財産評価基本通達 1（2））と時価の意義を定めている。

また、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」（財産評価基本通達 1（3））としている。例えば、「貸家の用に供されていた家屋について、相続開始時に空室であったとしても、その前後に借家人がいるとすれば、「貸家」として評価することが「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮」したことになる」<sup>15</sup>。考慮される個別事情は客観的に

<sup>8</sup> 金子宏『租税法 [第 24 版]』（弘文堂、2023 年）734 頁

<sup>9</sup> 金子・前掲注 8 734 頁

<sup>10</sup> 増田英敏『リーガルマインド租税法 [第 4 版]』（成文堂、2014 年）173 頁

<sup>11</sup> 増田・前掲注 10 173 頁

<sup>12</sup> 金子・前掲注 8 734 頁

<sup>13</sup> 金子・前掲注 8 116 頁

<sup>14</sup> 金子・前掲注 8 116-117 頁

<sup>15</sup> 税制審議会「資産課税における財産評価制度のあり方について—平成 20 年度諮問に対する答申—」（平成 20 年 12 月 18 日）5 頁

認められるものに限定され<sup>16</sup>、「所有者等の主観的な要因とか、所有者等の意思、行為等によって変更することができるような事情などは考慮されない」<sup>17</sup> こととなる。

### 3 租税公平主義と財産評価

租税公平主義とは、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律主義関係において国民は平等に取り扱わなければならないという原則」をいう<sup>18</sup>。この租税公平主義は、憲法第14条第1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」を根拠としており、内容的には、「担税力に即した課税」と租税の「公平」ないし「中立性」を要請するものである<sup>19</sup>。ここでいう租税の公平、中立性は、「憲法14条1項に由来する「平等取扱原則」ないし「不平等取扱禁止原則」を内容とするもので、課税のうえで、同様の状況にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきことを要求する」<sup>20</sup> ものである。

担税力とは、各人の経済的負担能力<sup>21</sup>であり、「国の手に移すことのできる資源を所有すること」、あるいは「支払う者が不当な苦しみを受けることなく又は社会的に重要な目的を著しく妨げられることなく、租税を支払い得る能力」と定義されている<sup>22</sup>。担税力の測定基準が極めて重要であり、適正に担税力を測定する指標が存在して初めて公平な課税が実現できるのである<sup>23</sup>。

租税公平主義の観点から相続等における財産評価について、「相続税法22条は相続財産の時価により価格を算定すると規定することが担税力に応じた課税を実現するとし、同時に平等取扱原則を実現するために、評価通達は一面的かつ詳細な評価方法を定めているといえよう。すなわち相続財産評価における租税公平主義の平等取扱原則の要請を評価通達に見出すことができる」<sup>24</sup> とする見解がある。このように財産評価基本通達に規定する評価方法が担税力の測定基準となり、公平な課税の実現のために重要な要素であると考えられる。

## IV 価格変動リスクのある財産の評価と評価の安全性

### 1 評価の安全性について

#### (1) 財産評価基本通達における評価の安全性

財産評価基本通達においては、評価の安全性を考慮しているものが存在する。たとえば路線価は地価公示価格等の8割程度を目途に定められ、市場価格のあるゴルフ会員権は課税時期の通常取引価格に70%を乗じて評価している。財産の種類によって、評価の安全性（評価上のしんしゃく）は異なる。このように評価の安全性が財産ごとに異なる理由は、「個々の財産の特殊性に加え、①市場価格が存在しない中での財産評価の困難性、②事案を大量に処理するための必要性（財産価値を低く評価した分は国が税負担を軽減することとなる。）等によって説明」<sup>25</sup> される。

#### (2) 暗号資産の評価における評価の安全性

暗号資産の評価方法については、財産評価基本通達には規定されておらず、暗号資産FAQにより、評価通達5に基づき、外国通貨に準じた評価となる。そのため、相続等により取得した時の取引価格により評価されることとなり、評価の安全性は考慮されていない。この点につき、「2025年度税制改正要

<sup>16</sup> 松田・前掲注4 7頁

<sup>17</sup> 松田・前掲注4 13頁

<sup>18</sup> 金子・前掲注8 88頁

<sup>19</sup> 金子・前掲注8 88頁

<sup>20</sup> 金子・前掲注8 89頁

<sup>21</sup> 金子・前掲注8 88頁

<sup>22</sup> 水野忠恒『租税法〔第4版〕』（2009年）13頁

<sup>23</sup> 増田英敏・前掲注10 22頁

<sup>24</sup> 野口教子『「財産評価基本通達6項適用についての一考察」－「相続税更正処分等取消請求事件」最高裁判決が投げかけた課題－』高岡法科大学紀要第34号10頁

<sup>25</sup> 川口幸彦「租税回避への対応を含む財産評価のあり方－裁判事例等の分析を中心にして－」（税大論叢第60号、2009年）378頁

望書」(一般社団法人日本暗号資産取引業協会・一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会)では、暗号資産の取扱いについて、「同じく時価が変動する上場株式の取扱いと比較し、不利な取扱いとなっている。そこで、上場株式と同様に、相続時の最終価格によって評価することを原則としつつ、相続日の属する月を含む前3か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額のうち最も低い価額でもよいという取扱いを要望する」としている<sup>26</sup>。このように暗号資産に類似した財産を外国通貨ではなく、上場株式であるとして、上場株式に準じた評価とすべきとする意見もある。以下、暗号資産と同様に価格変動リスクのある各種財産の評価方法、評価の安全性について確認を行う。

## 2 土地の評価

### (1) 路線価方式と倍率方式

土地は、その利用形態によって、宅地、田、畑、山林など10種類の地目に区分し、その年1月1日を基準日として評価を行うこととなっている。その評価方法には、路線価方式と倍率方式が存在する。路線価方式とは、1画地ごとの評価対象地の価額を、その評価対象地に接する路線に設定された路線価に一定の調整を加え、評価対象地の地積を乗じて計算した金額を評価額とする方法である。倍率方式とは、評価対象地の固定資産税評価額に、国税局長が定める倍率を乗じて計算した金額を評価額とする方法である。

路線価方式で用いる路線価は、財産評価基本通達14において、売買実例価額、公示価格、不動産鑑定士による鑑定評価、精通者意見価格等を基準として、国税局長がその路線ごとに設定するものと規定されているが、「総合土地政策推進要綱」(平成3年1月25日閣議決定)により地価公示価格の80%程度を目途に定められることとなった<sup>27</sup>。このように路線価が地価公示価格の80%程度に設定されている理由は、「土地の価額には相当の値幅があることや、路線価等は、相続税及び贈与税の課税に当たって1年間適用されるため、評価時点であるその年の1月1日以後の1年間の地価変動にも耐え得るものであることが必要であること等の評価上の安全性を配慮したものである」と説明されている<sup>28</sup>。一方、倍率方式で用いられる固定資産税評価額は、地価公示価格の70%程度を目途として設定されている<sup>29</sup>。

### (2) 小規模宅地等の課税価格計算の特例

土地の評価に関する特例制度として、租税特別措置法に規定されている小規模宅地等についての相続税の課税価格計算の特例(以下「小規模宅地等の特例」という。)を確認しておきたい。個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、相続開始直前において、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていた宅地等がある場合、相続人等が取得したこれらの宅地等で一定の選択をしたもののうち限度面積までの部分については、相続税の課税価格計算上、その宅地等の価額から宅地等の区分に応じた一定の割合が減額される<sup>30</sup>。宅地等は、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、貸付事業用宅地等、特定居住用宅地等に区分される。特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等は、400㎡を限度として、その宅地等の価額の80%が減額され、また、特定居住用宅地等については、330㎡を限度として、その宅地等の価額の80%が減額される。さらに、貸付事業用宅地等については、200㎡を限度として、その宅地等の価額の50%が減額されることとなる。

この小規模宅地等の特例が導入されたのは、「昭和末期からのバブル期における地価の高騰によって相続税の負担が過重になったため、事業の承継に支障が生ずるおそれがあり、あるいは相続人が同一の宅地に居住を続けることが困難な場合がある、という問題に対処するため」<sup>31</sup>である。

このように土地については、路線価方式・倍率方式により評価額に評価の安全性が織り込まれたうえ

<sup>26</sup> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会・一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「2025年度税制改正に関する要望書」(2024年7月30日)22頁

<sup>27</sup> 松田・前掲注4 60頁

<sup>28</sup> 松田・前掲注4 60頁

<sup>29</sup> 税制審議会・前掲注15 5頁

<sup>30</sup> 租税特別措置法69の4①

<sup>31</sup> 金子・前掲注8 715頁

で、さらに利用状況等によっては、小規模宅地等の特例により課税価格が減額され、相続税が低減されることとなる。

### 3 上場株式の評価

上場株式とは、金融商品取引所に上場されている株式をいう<sup>32</sup>。上場株式の評価方法は、財産評価基本通達 169（上場株式の評価）に規定されている。この規定では、上場株式を負担付贈与等に該当しない通常の上場株式と負担付贈与等により取得した上場株式の2つに区分し、評価方法を定めている。

#### （1）通常の上場株式（負担付贈与等により取得した上場株式を除く）

通常の上場株式（負担付贈与等により取得した上場株式を除く）については、原則として、その株式が上場されている金融商品取引所における課税時期の最終価格によって評価を行うこととしている。ただし、その課税時期の最終価格が課税時期の属する月以前3か月間の各月の毎日の最終価格の月平均額のうち、最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額により評価を行う。また、金融商品取引所の取引価格を基に評価を行うが、2以上の金融商品取引所に上場されている場合は、納税義務者において取引価格の選択ができることとされている。

上場株式の評価について、課税時期の最終価格により評価することを原則としながら、課税時期の属する月の3か月間の各月の月平均額のうち低い価額により評価することを定めているのは、「評価の安全性」や「評価上のしんしゃく」と呼ばれている。この上場株式の評価の安全性について、「課税時期における最終価格を原則とし、例外的に課税時期の属する月以前3か月間の各月の毎日の最終価格の月平均額をも採用しているのは、上場株式は、証券取引所における取引価格がそのまま時価を示しているということもできるが、一方、証券取引所の取引価格はそのときどきの需給関係により値動きがあるために、一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における取引価格の実勢にも配慮することが、評価上必要であることによる」と、必要性を説明している<sup>33</sup>。このように通常の上場株式を相続等により取得した場合、評価手法上、課税時期の一時点のみならず、課税時期の3か月間の取引価格を考慮することで、価格変動リスクへ対応していることがわかる。

#### （2）負担付贈与等により取得した上場株式

次に負担付贈与等により取得した上場株式の評価については、通常の上場株式とは異なり、課税時期の最終価格によって評価され、課税時期の属する月以前3か月間の毎日の最終価格の月平均額との比較は行わないこととされている。これは、「負担付贈与等による財産の取得は、一般の売買取引に準じた対価を伴う経済的取引行為であり、一般の相続や贈与による財産の取得のような偶発的な無償取得であること等に配慮した評価上のしんしゃくは不要であると考えられるので、負担付贈与等により取得した上場株式については、評価上のしんしゃくを行わず、原則的な評価方法である課税時期における最終価格によることとしたものである。」<sup>34</sup>と説明され、対価が存在し、偶発的でない取得については、評価の安全性は考慮されていない。

### 4 取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式の価額は、同族株主が相続等により対象会社の株式を取得した場合、原則として、評価対象会社が大会社、中会社又は小会社のいずれかの区分に該当するかに応じて、原則的評価方式（類似業種比準方式、純資産価額方式、類似業種比準価額と純資産価額の併用方式）により評価を行うこととされている。同族株主以外の株主等が取得した場合は、特例的評価方式である配当還元方式により評価を行うこととされている。

#### （1）類似業種比準価額方式

類似業種比準価額方式とは、評価対象会社と事業内容が類似する業種の業種目に属する複数の上場会

<sup>32</sup> 財産評価基本通達 168（評価単位）（1）では、上場株式の定義について、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条《定義》第 16 項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式をいう、と定義づけされている。

<sup>33</sup> 今村修『株式評価の歩み』（税大論叢 32 号、1998 年）317-318 頁

<sup>34</sup> 松田・前掲注 4 583 頁

社の株式の価額の平均値に、評価対象会社の類似業種の1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額の比準割合を乗じた金額に、会社区分に応じたしんしゃく割合を乗じて計算する方法である。

類似業種比準価額方式において、しんしゃく割合を会社規模に応じたものとしている趣旨は、「類似業種比準方式による評価額は、評価会社の実態に即したものになるように、評価会社の事業内容が類似する業種目の株価を基として、評価会社と類似業種の1株当たりの①配当金額、②利益金額及び③純資産価額の3要素の比準割合を乗じて評価することとしている。しかしながら、株価の構成要素としては、上記の3要素のほか、市場占有率や経営者の手腕などが考えられるが、これらを具体的に計数化してその評価会社の株式の評価に反映させることは困難である。また、評価会社の株式は現実取引市場を持たない株式であることなどのほか、大半の評価会社はその情報力、組織力のほか技術革新、人材確保、資金調達力等の点で上場企業に比し劣勢にあり、一般的にその規模格差が拡大する傾向にあるといえる社会経済状況の変化を踏まえると、評価会社の規模が小さくなるに従って、上場会社との類似性が希薄になっていくことが顕著になってくると認められる。このため、この上場会社と評価会社の格差を評価上適正に反映させるよう、大会社の「0.7」を基礎として、中会社を「0.6」、小会社を「0.5」とするしんしゃく割合が定められている。」と説明されている<sup>35</sup>。

## (2) 純資産価額方式

純資産価額方式とは、評価対象会社の資産や負債を相続税評価額へ洗い替えを行い、その評価した資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を控除した残額により評価する方法をいう。

議決権割合が50%以下である同族株主グループに属する同族株主及び同族株主がいない会社の株主が取得した株式を純資産価額方式により評価する場合には、純資産価額方式により計算した金額に80%を乗じて計算することが認められている。これは、「小会社における同族株主による会社経営の実態は個人事業者の場合と実質的にはほとんど変わることがないものが多いが、小会社の中には複数の同族株主グループにより会社経営を行っているものがあり、このような小会社では、一同族株主グループの議決権の合計数では会社を完全支配できないという実態が認められるため、このような実態に即したものと必要があるところから、単独の同族株主グループの議決権の合計数によって会社支配を行っている場合の支配力との較差を考慮」<sup>36</sup>したものである。

## (3) 配当還元方式

配当還元方式とは、評価対象会社の直前期末2年間における配当金額の平均値を1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数で除して計算した年配当金額(無配の場合は2円50銭とする)を、還元率10%で除して計算する評価方法である。配当還元方式において、評価の安全性を考慮している事項として3つ挙げることができる。まず、年配当金額を2年間の配当金額の平均とし、特別配当や記念配当等で継続性のないものを除外する点である。次に還元率を10%と高く設定している点である。これは、「取引相場のない株式が、将来の値上がり期待その他配当金の実額による利回り以外の要素がある上場株式とは異なっていること、また、確定的であり、安定している預金・公社債とは異なることから、比較的高い還元率を採用することによって評価の安全性を図ることとしている」<sup>37</sup>ためである。さらに、配当還元方式により計算した金額が原則的評価方式により計算した金額を超える場合には、原則的評価方式により計算した金額を評価額とすることができる。このように特例的評価方式である配当還元方式によれば、特別配当等を除外した配当金額から10%という高い還元率により評価をすることで評価額が抑えられ、評価の安全性が考慮されることになる。

## (4) 会計検査院による指摘

会計検査院は、「令和5年度決算検査報告の概要」において、類似業種比準価額方式による評価額が純資産価額方式による評価額と比較して相当程度低い水準であり、各評価方式の間で1株あたりの評価額に相当の乖離が生じている点を指摘し、「このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない」<sup>38</sup>

<sup>35</sup> 国税庁「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について(法令解釈通達)」の趣旨説明(情報)5頁

<sup>36</sup> 松田・前掲注4 688頁

<sup>37</sup> 松田・前掲注4 739頁

<sup>38</sup> 会計検査院「令和5年度決算検査報告の概要」(2024年)669頁

と言及している。また、配当還元方式については、配当還元方式における還元率（10%）は評価通達制定時の金利等を参考にして設定され、この還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直しがされておらず、評価の安全性を考慮したとしても、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあると指摘している<sup>39</sup>。

そのうえで相続等により取得した取引相場のない株式の評価について、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である」<sup>40</sup>と結論付けている。

## 5 ゴルフ会員権の評価

ゴルフ会員権には、ゴルフクラブの規約により会員となるために株式の所有を条件としているものや入会金や預託金等を支払わなければならないもの、株式と預託金等の両方が必要となるもの等が存在する。相続等により取得したゴルフ会員権の評価は、取引相場の有無により大別され、さらに預託金等の預託の有無や株式の所有を会員の条件としているかどうかで細分化される。なお、単にプレーだけができるゴルフ会員権については評価を行わないこととなっている。取引相場の有無はゴルフ会員権の仲介業者のホームページなどで検索をすることで調べることができる。ゴルフ会員権は上場株式のように統一された市場があるわけではなく、一般に上場株式ほどの取引量もないため、各仲介業者のホームページにおいて公開される売値、買値を基に評価を行うこととなる。

### （1）取引相場のあるゴルフ会員権

取引相場のあるゴルフ会員権は、課税時期における通常の取引価格に70%を乗じて算出した金額により評価される。この取引価格に含まれない預託金等がある場合は、その預託金等の返還時期に応じて計算した預託金等の価額を通常の取引価格の70%により評価した価額と合計した金額により評価する。

このように取引相場のあるゴルフ会員権が通常の取引価格の70%に相当する金額により評価されるのは、上場株式のように公開された市場で取引が行われるわけではなく、会員権取引業者が仲介して取引が行われる場合や所有者と取得者が直接取引する場合もあり、取引の態様は一樣ではないこと、取引業者の仲介の場合の価格形成も業者ごとによりバラツキが生じるのが通常であることを理由として、評価の安全性が考慮されているためである<sup>41</sup>。

### （2）取引相場のないゴルフ会員権

取引相場のないゴルフ会員権については、①株主でなければ会員となれないゴルフ会員権、②株主であり、かつ、預託金等の預託をしなければ会員となれないゴルフ会員権、③預託金等を預託しなければ会員となれないゴルフ会員権の3つに区分される。

①株主でなければ会員となれないゴルフ会員権については、財産評価基本通達により評価した株式の価額をもって評価額とし、②株主であり、かつ、預託金等の預託をしなければ会員となれないゴルフ会員権については、（1）の返還時期に応じた預託金等の価額と（2）①により評価した株式としての価額を合計した金額を評価額とし、③預託金等を預託しなければ会員となれないゴルフ会員権については、（1）の返還時期に応じた預託金等の価額を評価額とする。

## V 暗号資産の相続税評価の考察

### 1 暗号資産の相続税評価の検討

前章において、価格変動リスクのある財産について、評価方法の確認を行った。各種財産の評価方法に、価格変動リスクに対応するよう、評価の安全性が考慮されていることがわかった。暗号資産も価格変動リスクが存在するため、評価の安全性を考慮すべきであると考えらる。

先述したとおり、財産評価基本通達には暗号資産についての評価方法は規定されておらず、財産評価

<sup>39</sup> 会計検査院・前掲注 38 669 頁

<sup>40</sup> 会計検査院・前掲注 38 669 頁

<sup>41</sup> 国税庁HP 質疑応答事例「不動産所有権付リゾート会員権の評価」

(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hyoka/15/09.htm>) 確認日 2025 年 5 月 12 日



基本通達5により類似した財産の評価方法を準用することとなる。そこで、既存の他の財産の評価方法の中から、暗号資産の性質と類似したものを選択する必要がある。土地については、個別性が強い財産であり、同じ土地は存在しないことから暗号資産の評価方法としては適しておらず、また、取引相場のない株式については、取得者の属性などに評価方法が左右されるため、暗号資産の評価には適さないと考える。市場で取引されるような暗号資産については、一定の市場において取引が行われ、価格変動リスクのある上場株式やゴルフ会員権の評価に準じて評価する方法がより実態に即したものであると考える。また、課税時期の一時点のみの為替相場で評価する外国通貨の評価方法よりも、課税時期前3か月の市場価格を考慮した上場株式の評価方法やしんしゃく率が織り込まれたゴルフ会員権の評価方法を用いた方が評価の安全性についても考慮することができるのではないだろうか。

## 2 具体的な検討

### (1) 先行研究

暗号資産の評価方法について、木村幹雄氏『仮想通貨（暗号資産）の評価—相続税評価を中心として—』（税法学 582）によると、暗号資産を3つに分類する方法を検討している。①活発な市場があるもの、②活発とまではいえないがある程度取引がされている市場があるもの、③取引が全く行われていないものに区分している<sup>42</sup>。

この区分によると、「①活発な市場が存在すれば、上場株式に準じた評価額とすることは可能である。また、②活発ではないが一定の取引事例があるという場合には、過去の取引事例に対して、60%ないし80%を乗じることにより一定の斟酌を行った評価とすることは可能であろう。しかしながら、③市場が存在せず取引事例がない仮想通貨については評価が困難である。国内だけでなく、国外にも市場がなく、長期にわたって保有する前提の仮想通貨については評価をすることができない。取引相場のない株式に準じた評価方法は考えられず、当初、投資した金額を評価額とするという方法が考えられるが、当該仮想通貨を購入してから相当年数が経過した場合には、その金額を「時価」と考えることはできないだろう。当該仮想通貨が破たんしているような場合には、ゼロ評価とすべきであろうが、その事実をどのように証明すべきかを検討しなければならない」と説明している<sup>43</sup>。暗号資産の種類は一般に数万種類存在するといわれ、ビットコインやイーサリアムなど認知度が高いものから、全く聞いたこともないような暗号資産まで様々である。市場の有無のみで評価を区分するのではなく、市場内における取引量や認知度なども考慮すべきであり、木村氏の3区分により評価する方法は妥当であると考えられる。

3つに区分するための基準について、木村氏は「その境界は明らかなものとはいえない」として、基準が明確でない点を言及している。上場株式は、株式を上場するにあたっては、上場審査という財務状況や株式数など各種様々な要件を充足する必要がある、上場しているのであれば、活発な市場で取引される株式であるといえるであろう。暗号資産には、暗号資産交換業者等に取扱いがされるようになることを「上場」と呼ぶこともあるようだが、上場審査とは異なり、明確な基準はなく、暗号資産交換業者等で取扱いがされている暗号資産をすべて活発な市場があるとするのは、粗雑な判断であると考えられる。そのため、「活発な市場」の有無を判断する基準が必要である。

### (2) 「活発な市場」の判断基準

「活発な市場」については、暗号資産 FAQ において「暗号資産取引所又は暗号資産販売所において、十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合」<sup>44</sup>をいうとして、一応の判断基準が記載されているが、明確なものとは言えない。そこで「活発な市場」について、明確な判断基準が必要であると考えられる。一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）では、2022年3月から「グリーンリスト」という暗号資産の取り扱い状況から一定の要件を満たした銘柄を「本邦で広く取り扱われている暗号資産」として公表している。一定の要件とは、①3社以上の会員企業が取扱いをしている暗号資産、②1社が取扱いを開始してから6ヶ月以上の期間が経過している暗号資産、③その取扱いにあたって協会が付帯条件を設定していない暗号資産、④その他、協会にて本リストの対象と

<sup>42</sup> 木村幹雄『仮想通貨（暗号資産）の評価—相続税評価を中心として—』（税法学 582 号）42 頁

<sup>43</sup> 木村・前掲注 42 42 頁

<sup>44</sup> 国税庁・前掲注 2 61 頁

することが不適当とする事由が生じていない暗号資産の4つの要件である<sup>45</sup>。このグリーンリストに記載されている暗号資産をそのまま「活発な市場が存在する暗号資産」として取り扱うのは検討が必要であるが、このように暗号資産交換業者等により発信された情報に基づき、明確な判断基準の策定が必要である。グリーンリストのような、暗号資産交換業者等が公表する「活発な市場が存在する暗号資産リスト」があれば、暗号資産を明確に区分することが可能となる。

### (3) 暗号資産の3区分による相続税評価の提案

ここで、(1)の木村氏の先行研究と(2)を踏まえ、現状における暗号資産の適当な相続税評価方法を検討したい。先述したとおり、暗号資産の相続税評価の方法は、財産評価基本通達に規定されていない。財産評価基本通達5「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する」と規定されているように、既存の同通達の評価方法により、暗号資産の評価をすることになるであろう。まず、「活発な市場」の判断基準として、グリーンリストのような「活発な市場が存在する暗号資産リスト」を策定し、そのリストに基づき、①「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されている暗号資産、②「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産、③暗号資産交換業者等で取扱いがない暗号資産の3つに区分する。そのうえで、区分した暗号資産を性質が類似している既存の同通達の評価方法に準じて評価することが適当であると考ええる。

#### ① 「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されている暗号資産

「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されている暗号資産については、市場が存在し、価格変動リスクのある上場株式に準じた評価をすることが適当であると考ええる。上場株式に準じた評価方法によると、ア. 相続開始日の最終価格（終値）、イ. 相続開始日の属する月の最終価格（終値）の月平均額、ウ. 相続開始日の属する月の前月の最終価格（終値）の月平均額、エ. 相続開始日の属する月の前々月の最終価格（終値）の月平均額のうちいずれか低い金額により評価を行うこととなる。この場合、暗号資産交換業者等により毎日の暗号資産の取引価格や毎月の取引価格の平均額などを公表する必要があるが、技術的には可能であろう。ただし、上場株式とは異なり、立会時間や休業日は無く、24時間365日取引が可能であるため、1日の中のどの時間の取引価格を用いるかが問題となる。この点につき、協定世界時間の午前零時（日本時間では午前9時）とする方法や日本時間の午前零時とする方法などが考えられるが、検討を要する事項である。

この方法によれば、検討すべき事項はいくつかあるが、評価の安全性が考慮され、また、価格変動リスクがあるという点で類似する上場株式の評価方法と同じであるため、財産間における評価方法の公平性についても担保されるのではないだろうか。

#### ② 「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産

「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産については、活発な市場が存在しないのであれば、上場株式に準じた評価を行うことは適当ではないと考える。また、取引相場のない株式の評価は、株主の状況、純資産価額や類似業種比準価額など種々の情報が必要であるが、活発な市場が存在しない暗号資産については、この評価方法は馴染まないものと考ええる。

そこで、「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産については、取引相場のあるゴルフ会員権の評価に準じて評価するのが適当であると考ええる。ゴルフ会員権の市場は、ゴルフ会員権取引業者が仲介する場合でも、証券取引所のような市場があるわけではなく、その業者が組織する組合が指標として示す価格を参考として取引価格が決定されるものであり<sup>46</sup>、活発な市場ではないが、暗号資産交換業者等で一定の数量の取引がされるような暗号資産と状況が類似している。そのため、「活発な市場が存在する暗号資産リスト」には記載されていないが暗号資産交換業者等で取扱いがある暗号資産については、取引相場のあるゴルフ会員権の評価に準じて、過去の取引事例に基づき、過去の取引価格にしんしゃく率

<sup>45</sup> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (<https://jvcea.or.jp/about/document/>)、確認日 2025 年 5 月 12 日

<sup>46</sup> 松田・前掲注 4 959 頁

を乗じて評価額を算出することによって、評価の安全性を考慮することが可能となる。

③ 暗号資産交換業者等で取扱いのない暗号資産

「活発な市場が存在する暗号資産リスト」に記載されておらず、暗号資産交換業者等で取扱いのない暗号資産は、原則的には購入時の価格により評価し、例外的に、その暗号資産の取引価格が明らかになるような事象があれば、個別に評価するという取扱いをするのが適当であると考え。しかし、暗号資産を購入してから相当年数が経過しているような場合、購入時の価格をそのまま相続税評価額としてしまうのは、実態と乖離する虞がある。実質的には個別評価となるものと考えられるが、木村氏が指摘しているように評価対象の暗号資産が破綻しているような場合に、その事実をどのように証明すべきか検討する必要がある<sup>47</sup>。

### 3 課税時期以後の財産価値の下落と相続税評価

#### (1) 課税時期以後の財産価値の下落について

前項までで、現状における適当な暗号資産の評価方法について検討を行った。暗号資産の評価を、外国通貨の評価方法ではなく、上場株式やゴルフ会員権の評価方法を準用することが適当であると述べた。しかし、これらの評価方法は課税時期以前の情報に基づき評価する方法であり、課税時期以後に取引価格が下落した場合には、その価値の下落については相続税評価額には反映されない。暗号資産はボラティリティが大きい財産であり、課税時期以後に取引価格が大きく下落することも想定される。そのような場合、高い評価額、納税額に対し、暗号資産を換金して納税に充てようとすると、納税資金不足に陥る可能性が出てくる。このような指摘は、上場株式の評価方式に対してもなされており、財産価値の減少を評価に反映すべきとする意見が多数存在する。

#### (2) 課税時期以後の財産価値の減少を評価に反映しない理由

上場株式は、課税時期以前3か月間の取引価格を用いて評価を行っているが、課税時期から納付期限までの間、相続であれば10か月間の価格変動リスクが考慮されていない。課税時期以後の価格変動を評価に反映しない理由として、「相続財産の評価を、相続開始後相続税の申告までの間に相続財産の価格が下落したときは、その下落した価格によるものと解することは、相続財産の価格を、当該財産の取得の時（相続開始の時）における時価とした相続税法二二条の明文の規定に反するばかりでなく、株式のような変動の激しい相続財産については、相続開始後、これを大量に売り出すなどして、一時的に相続財産の価格を下落させる操作を容認することになる上、さらに右価格の下落前に相続税の申告をしてこれを納付したものと間に、税額の不均衡が生じて不合理な結果を招くことになるのである」<sup>48</sup>との判示がある。このように恣意的な株価の操作が行われる虞があるとして課税時期以後の価格変動を評価に反映することを認めていない。

#### (3) 課税時期以後の財産価値の減少を評価に反映すべきとする見解

① 担税力・補完税の観点からの指摘

課税時期以後に相続財産の価値に下落が生じた場合について、「相続を原因とする相続人の財産（経済力）の増加に担税力を見いだして課税をなす現行相続税法の遺産取得税体系からすれば、相続開始直後に相続人に責任のない理由で相続財産の価格の減価があったという場合にも、相続開始時点を基準として算定した相続税額の負担を絶対的に変更しないことの合理的理由を導くことは困難である。相続税を所得税の補完税と考える観点からも、相続開始後に相続財産の価格が著しく減価・無価値化した場合に、相続税額は維持したまま、補完を相続前から有している相続人の固有財産から持ち出して達成すべきとの結論を直ちに導くことはできない」<sup>49</sup>として、相続開始後に生じた相続財産価値の減価について事後的に評価額の修正を必要とする見解がある。

② 日本税理士会連合会・税制審議会による指摘

日本税理士会連合会・税制審議会の答申（平成20年度）では、財産の評価時期について、「財産

<sup>47</sup> 木村・前掲注42 42頁。

<sup>48</sup> 大阪地判昭和59年4月25日判決 判例タイムズ534号（1984年）167頁

<sup>49</sup> 首藤重幸「相続財産の評価（2）」『租税法判例百選〔第5版〕』別冊ジュリスト207号（2011年）153頁

評価を適切に行うためには、評価の時期を課税時期に固定することが適当でない場合がある」<sup>50</sup>としたうえで、「相続税が財産課税であり、相続財産を処分して納税することが多いという実態からみると、現行の取扱いでは納税が困難になることもあり得る。相続開始後の一定期間における財産状況の変化を評価に反映させることが適当であり、財産評価の時期について、現行の取扱いを見直す必要がある。この点に関して、米国の連邦遺産税では、被相続人の死亡日から6か月経過時と遺産の処分時のいずれか早い日の公正価格を選択して評価できることとされている。」<sup>51</sup>と指摘し、評価時期の見直しの必要性を述べている。

また、株価の恣意的な操作などの租税回避行為については、「これを否認する法制度で対処すべきである。租税回避行為に対する懸念を理由として財産評価の時期にアローアンスを認めないとすれば、評価のあり方として適当ではない」<sup>52</sup>と言及し、法制度で対応すべきとしている。

### ③ 金融庁税制改正要望

金融庁は課税時期以後の価格変動リスクを考慮した評価方式へ見直すべきとする税制改正要望を平成28年度より継続して出しており、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮し、課税時期以後通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けることを要望している。令和7年度税制改正要望では「相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価で評価されるところ、株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられ、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされている」<sup>53</sup>として、上場株式の相続税評価方法の見直しを求めている。

金融庁の税制改正要望について、「財産評価基本通達」の取扱いに次の①ないし②の見直しを加えた上で、法令化をおこなうべきではなかろうか。すなわち、①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとするとともに、②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けるべきではなかろうか。」<sup>54</sup>として、金融庁の税制改正要望を支持する意見もある。

## (4) 検討

現状、上場株式の評価においては、相続税法上の時価は取得時の価額であること、株価の恣意的な操作の虞があることを理由として、課税時期以後に財産価値が減少したとしても評価に反映されないこととなっている。(3)で確認したように課税時期以後の価格変動リスクを評価に反映すべきとする意見も多数存在し、財産に対する課税である以上、実態として取得財産を換金して納税することも多いということを鑑みると、課税時期以後の財産価値の減少を評価に織り込むことが適当であると考ええる。財産評価基本通達1(3)で「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する」としているのであれば、相続等により取得した財産を換金し、納税に充てることも「財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情」に当てはまるのではないだろうか。

上場株式と同様に、暗号資産も価格変動リスクが存在し、課税時期以後に下落することも十分に想定され、上記のような納税資金不足に陥る可能性は十分にある。暗号資産の評価については、上場株式に準じた評価であっても、新たに財産評価基本通達に規定する場合であっても、課税時期以後の財産価値の減少が生じた場合は評価に反映することが望ましい。

## Ⅶ おわりに

本稿では、暗号資産の評価方法について、価格変動リスクのある土地や株式、ゴルフ会員権などの財産と比較して検討を行った。「活発な市場が存在する暗号資産リスト」を策定し、暗号資産を区分したうえで、上場株式やゴルフ会員権の評価を準用することによって評価の安全性を考慮することができる

<sup>50</sup> 税制審議会・前掲注15 5頁

<sup>51</sup> 税制審議会・前掲注15 5頁

<sup>52</sup> 税制審議会・前掲注15 5頁

<sup>53</sup> 金融庁「令和7年度税制改正要望」

<sup>54</sup> 酒井克彦「相続税に係る資産評価の課題と展開—土地と株式、上場株式と非上場株式に係る財産評価の径庭—」『資産の形成・世代間移転と税制』（日本証券経済研究所、2024年）115頁

旨を述べた。しかし、課税時期以後の財産価値の減少については、上場株式の評価にも織り込まれておらず、課税時期前後で暗号資産の価格変動が大きい場合、上場株式の評価を準用した場合であっても、納税資金不足に陥る可能性がある。上場株式の課税時期以後の財産価値の減少を評価に反映すべきとする意見も多数あり、暗号資産についても、価格変動リスクの大きい財産であることから課税時期以後に価値が下落した場合には、評価に反映すべきであると考ええる。

令和7年度税制改正大綱では、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置付けるとして、暗号資産の位置付けの見直しを検討することが明記された。このことから暗号資産が投資の対象として、利用拡大が想定され、実務においても接する機会が増えていくであろう。政府が暗号資産を投資の対象として後押しするのであれば、他の金融商品と比較して取扱いに差が出ないよう公平な課税制度の構築が望まれる。

#### 【参考文献】

- ・ 泉絢也＝藤本剛平『事例でわかる！ NFT・暗号資産の税務（第2版）』（中央経済社、2023年）
- ・ 増島雅和＝堀天子『暗号資産の法律（第2版）』（中央経済社、2023年）
- ・ 小林 栢弘「相続税法上の土地評価を巡る若干の問題について－負担付贈与通達の取扱いを中心として－」（税大論叢 21号、1992年）
- ・ 自由民主党デジタル社会推進本部「web3.0 ホワイトペーパー 2024～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代～」（2024年）

## ステーブルコインの所得税上の位置づけに関する一考察 ～課税の公平性～

中山幸則（三条支部）

### 【要 旨】

本稿は、近年急速に発展する暗号資産のうち、特に価値の安定性を特徴とするステーブルコインに対する所得税法上の課税の在り方について検討を行うものである。はじめに、日本における所得税の基本的な考え方を、包括的所得概念の枠組みを中心に整理し、次いで暗号資産およびその取引に伴う所得の分類と課税の現状を概観する。特にステーブルコインに関しては、デジタルマネー類似型と暗号資産型とに分類されるが、現行制度上はいずれも原則として雑所得として総合課税の対象とされている。

本稿では、これらのステーブルコインが外貨や法定通貨との関係において果たす役割を踏まえ、価格の安定性や決済機能といった実態に即した課税の公平性について問題提起を行う。そして、デジタルマネー類似型ステーブルコインについては、外貨のように分離課税の対象とする余地があることを主張し、暗号資産型ステーブルコインについては現行通り雑所得として総合課税とする、課税の二分法的取扱いを提案する。

暗号資産と法定通貨、そして経済的実態との乖離を埋める制度整備の必要性が高まる中、ステーブルコインの性質に応じた課税制度の整備は、納税者の担税力に見合った公平な課税体系の構築に資するものである。

### I はじめに

我が国は、他の先進国に先駆けて施行した改正資金決済法により、一時は暗号資産及びその基盤となるブロックチェーン技術の分野で、世界をリードする立場にあった。しかしながら、暗号資産に関連する現行の国内税制や、流出事件等を契機に強化された規制を嫌気して活動拠点を海外に移転する企業や人材が増加し、暗号資産とブロックチェーン技術を中核として構想されるに至った Web3.0 において新たな事業を促進するための制度整備が進んでいない。足元では主要取引所の破綻を契機に一足遅れて諸外国が規制強化に動く中、我が国は Web3.0 分野で起死回生を果たすべく、短中期的に Web3.0 産業の育成に取り組み、中長期的には Web3.0 関連事業の試行錯誤を通じたブロックチェーン技術の Society5.0 への貢献可能性を追求するという産業戦略を掲げている。<sup>1</sup> このような進展が進むにつれて、税制も次々と整備されているが「暗号資産」取扱いとは 2017 年に資金決済法において支払手段として位置づけられてから税制上大きな変化は起こっていない。<sup>2</sup> 本稿では暗号資産の所得税法上の取扱いについて検討していく。

### II 所得税法における所得とは

所得とは、「経済上の利得を意味するから、ある利得が所得であるかどうかは、その利得の原因をなす行為や事実の法的評価をはなれて、実現した経済的成果に即して判定すべきである。所得税は、所得を個人総合的担税力の標識としてとらえ、これに課税するものであるから、合法的利得であるか不法な利得であるか、有効な利得であるか無効な利得であるかを区別せずに、それが個人の担税力を増加させるという事実に着目して所得の意義を決めていくべきであろう。」<sup>3</sup>とされている。

<sup>1</sup> 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会「2024 年税制改正に関する要望書」  
<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/07/20230731-001.pdf>, (2025. 05. 30)

<sup>2</sup> 森岡康太「暗号資産（仮想通貨）と所得課税の検討」税法額 591 号 182 頁（2024 年）

<sup>3</sup> 金子宏『租税法』129 頁（弘文堂、第二十四版、2024）

上記のことから所得税の対象となる所得について考察してみると、金子宏著「租税法」によれば、所得の考え方については、次のとおりである。

## 1 所得税法上の所得の意義

「真の意味における所得は、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味するが、これらの効用や満足を測定し定量化することは困難であるから、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、これらの効用や満足を可能にする金銭的価値で表現せざるをえない。<sup>4</sup>」所得を金銭的価値で表現する場合にも、その構成の仕方には消費型所得概念と取得型所得概念の2つの類型がある。

### (1) 消費型所得概念

消費型所得概念とは、各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方である。この考え方は、人の1年間の消費の総額を所得としてとらえ、それに累進税率を適用して税額を算出することになる。この制度のもとでは、たしかに、生涯所得の大きさを基準として納税者の間の公平を保つことが可能となる。またこの制度は、投資や貯蓄を奨励し、資本の形成を促進するのに役立つとされている。

### (2) 取得型所得概念

取得型所得概念と呼ばれるもので、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方である。この考え方が、各国の租税制度において一般的に採用されており取得型所得概念のもとにおいて、所得の範囲をどのように構成するかについては、2つの考え方がある。

#### ① 制限的所得概念

制限的所得概念で、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方である。

#### ② 包括的所得概念

包括的所得概念とは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成する。したがって、反覆的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれることになる。この考え方は、ゲオルク・シャントによってはじめて体系化され、その後アメリカでもロバート・ヘイグやヘンリー・サイモンズによって主張された。1913年にアメリカ合衆国で採用された連邦所得税制度は、基本的にはこの考え方を採用するものであって、いかなる源泉から生じたものであるかを問わずすべての所得を課税の対象とすることとされた。

消費型所得概念と取得型所得概念を比較した際に、消費型所得概念は以下の理由により採用が難しいと考えられている。

ア. 所得の概念を消費として構成することは、所得という言葉の通常用例に反する

イ. 蓄積に向けられる部分を課税の対象から除外することは、富の較差を増大させ公平負担の原則に反する結果を生じやすい

ウ. そのような結果を避けるためには、相続税および贈与税を大幅に増税する必要があるが、それは実際問題として不可能である

エ. 高齢者が財産をとりくずして消費に充てた場合にそれに課税することは、多くの人々の素朴な正義感に合致しない

オ. この考え方のもとでは、消費のための借入れも所得に入ることになるが、それは一般人の常識に反する

カ. 家族構成員の間における消費の帰属の判定が容易でない

キ. 執行が次に述べる取得型所得税の場合よりもはるかに困難である

ク. 法人税の根拠づけが困難になる

上記のことから、消費型所得概念は、どこの国でも実際の制度においては採用されておらず、今後も採用される見通しは少ないと考えられている。

それでは、日本の所得概念を考察してみる。

<sup>4</sup> 金子宏・前掲注(3) 194頁



## 2 日本の所得概念

わが国においても、第二次世界大戦前は、所得の範囲は制限的に構成されていたが、戦後は、アメリカ法の影響のもとに、その範囲は包括的に構成されている。すなわち、所得税法は、譲渡所得・山林所得・一時所得等の所得類型を設けて、一時的・偶発的利得を一般的に課税の対象とする一方、雑所得という類型を設けて、利子所得ないし一時所得に含まれない所得をすべて雑所得として課税の対象とする旨を定めている。これは、すべての所得を課税の対象とする趣旨を示すものである。

- (1) 所得はいかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となると解すべきであり、
- (2) 現金の形をとった利得のみでなく、現物給付・債務免除益・為替差益等の経済的利益も課税の対象となると解すべきであり、
- (3) 合法的利得のみでなく、不法な利得も課税の対象となると解すべきである。なお、不法な利得は、利得者がそれを私法上有効に保有しうる場合のみでなく、私法上無効であっても、それが現実利得者の管理支配のもとに入っている場合には、課税の対象となると解すべきであろう。<sup>5</sup>

筆者もこの考え方に賛同する。

## 3 小括

所得の定義について考察を行ってみた。所得には消費型所得概念と取得型所得概念が存在し我が国は取得型所得概念のうち包括的所得概念にも続いて所得を把握していることが分かった。これらを踏まえて暗号資産の所得の把握はどのように行われているのか検討したい。

## Ⅲ 暗号資産の所得の考察

暗号資産の所得の発生要因として暗号資産の売却益、決済による暗号資産の移転、報酬として暗号資産の取得、といった点が挙げられる。第2章では、暗号資産の売却益・決済による暗号資産の移転による所得の発生の流れを整理して行く。

### 1 暗号資産の歴史

2008年にサトシ・ナカモトが発表した論文から暗号資産の歴史は始まった。この論文がもとに2009年1月3日に暗号資産であるビットコインが誕生した。その後、2014年に参議院議員大久保勉君先生が「我が国において通貨とは、貨幣については通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第七条で額面価格の二十倍まで、日本銀行券については日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条第二項で無制限に、それぞれ法貨として通用するものとされているところであり、ビットコインは通貨に該当しない。」<sup>6</sup>と発言し通貨ではないことが公的な発表で示された。2016年の資金決済法等の改正（2017年4月施行）により、暗号資産が資金決済法に定義され、暗号資産交換業を登録制とし暗号資産交換業者に利用者保護のための一定の措置（顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理など）が義務付けられるとともに、暗号資産交換業者は犯罪収益移転防止法の特定事業者とされ取引時確認等をしなければならないこととされた。

その後の仮想通貨の価格の乱高下や大規模な暗号資産の流出事案を踏まえ、2018年に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」での議論を経て、2019年に資金決済法・金融商品取引法が改正され、その後2023年6月に改正資金決済法が施行された。

### 2 暗号資産の種類

#### (1) 暗号資産とは

暗号資産は、財やサービスの対価として使用できるほか、法定通貨との交換（法定通貨による売買）の対象とされる。そして、紙幣や貨幣などの実物は存在せず、インターネットの中だけで移転・流通す

<sup>5</sup> 金子宏・前掲注(3) 197頁

<sup>6</sup> 参議院, 「内閣参質 186 回 28 号」,

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/touh/t186028.htm>, (2024, 9, 22)

る。また、法律による強制通用力がない（法定通貨ではない）、といった特徴がある。我が国の法令において、「暗号資産」は、資金決済法に定義されてある。資金決済法における暗号資産の用語の意義は、次のとおりである。

#### 資金決済法 第2条

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

この条文から、資金決済法において暗号資産は①不特定の者に対して代価の弁済に使用でき、かつ、不特定の者を相手方として法定通貨と相互に交換できる。②電子的に記録され、移転できる。③法定通貨又は法定貨建ての資産ではない<sup>7</sup>、性質を有する財産的価値と規定されている。次に暗号資産の種類について確認する。

#### （2）暗号資産の種類

暗号資産のなかでビットコインが最も有名であるが、その他にも多くの種類の暗号通貨が存在するとされている。暗号通貨の中では、2017年前半までビットコインの流通量が最も多くそのほとんどを占めていたが、ビットコイン以外の暗号通貨として、イーサリアム、リップル、ライトコイン、DAI、NEM、IOTA といった種類の仮想通貨が発行され2024年時点で確認できる暗号資産の数は約10,000に達している。暗号資産は決済手段としての利用だけでなく投資・資産運用としても利用されていることから価格が大きく変動する特徴があるが法定通貨や金などの資産と連動することで、価格の安定性を確保するステーブルコインと呼ばれる暗号資産がある。

### 3 暗号資産の売却益

保有していた暗号資産が、売買や交換等の原因によって保有者の手元を離れる場合にどのような形で所得が発生するかを検討する。

#### （1）暗号資産の売却益

法定通貨の支払いにより暗号資産を取得した者は、取得した暗号資産の価値を支払った法定通貨の価値で認識する。その後、暗号資産が売買により移転し、それに対して円やドルなどの法定通貨を取得する。暗号資産を売却した者は、暗号資産を売却した際に取得した法定通貨の価値を資産の増加・減少として認識することができ取得した法定通貨の価値と売却した暗号資産の取得価額との差額が損益として認識できる。<sup>8</sup>

個人が損益を計算する場合の、売却した暗号資産の取得価格について、複数回にわたって暗号資産を取得した場合の計算は、暗号資産の種類ごとに、①：前年から繰り越した年初（1月1日）時点で保有する暗号資産の評価額」と「②：その年中に取得した暗号資産の取得価額の総額」との合計額から、「③：年末（12月31日）時点で保有する暗号資産の評価額」を差し引いて計算する。

この「年末時点で保有する暗号資産の評価額」は、その保有する暗号資産の「年末時点での1単位当たりの取得価額」に「年末時点で保有する数量」を乗じて求めるが、「年末時点での1単位当たりの取得価額」は、「総平均法」又は「移動平均法」のいずれかの評価方法により算出することとされている。<sup>9</sup> また、個人が暗号資産を提供した場合に生じる損益の所得税における所得区分は、原則として雑

<sup>7</sup> 通貨建資産とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。資金決済法第2条6号

<sup>8</sup> 安河内誠「仮想通貨の税務上の取扱い－現状と課題－」税務大学校論叢第88号417頁（2017）

<sup>9</sup> 所得税法施行令第119条第2項

所得とすることが、国税庁タックスアンサー<sup>10</sup>において明らかにされている。暗号資産の売買は暗号資産交換業者を通じて行われることが多いと考えられるため、実際に損益の計算をする際には売買等を行った暗号資産交換業者から売買の履歴のデータ（年間取引報告書）を入手するなどして、年間の所得を計算することになる。

## （２）決済による暗号資産の交換

財やサービスを提供しその対価として暗号資産を取得した場合、又は財やサービスの提供を受けその対価として暗号資産を提供した場合には、収益の計上の要否、取得した財やサービスの評価を認識すべきかどうかといった論点があが<sup>11</sup>、金銭以外の所得金額の認識は所得税法 36 条に規定されている。

### 所得税法第 36 条

1 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

財やサービスを提供して暗号資産を取得した場合には、取得した暗号資産の額が収入金額に算入され、財やサービスの提供を受けて暗号資産を提供した場合には、その財やサービスの価格は、暗号資産の提供に対するものとして収入金額に算入することになる。その価格が、提供した暗号資産の取得時の価額と異なる場合には、その差額が損益として認識される。この場合の財やサービスの価格は、その価格が円によって明示されていればそれを収益の額とすることが可能だが、価格が明示されておらず合理的に測定することも困難な場合には、暗号資産を提供した時における暗号資産の価格とすべきと考えられる<sup>12</sup>。暗号資産の取引は 24 時間 365 日行われている場合がほとんどであり、終値が存在しないことから、継続的に一定の日、一定の時刻における価格を参照するなど、合理的方法によることが必要となる。

## 4 小括

暗号資産の売却益、決済による暗号資産の交換を整理してきた。暗号資産交換業者のアカウントを利用して取引を行っている場合、その、暗号資産交換業者が提示している価格を利用することができると思われる。暗号資産の価格の情報など、実務上の取扱いについては、暗号資産の取引などの実態に即した形で照会することで、暗号資産の利用者の利便性を高めることもできると考えられる。

## Ⅳ ステープルコインの考察

暗号資産は、デジタル形式の資産で、暗号技術を用いて取引の安全性を確保し、取引の記録や資産の所有権を管理されており、中央集権的な機関によらず、分散型の仕組みを基盤として運営されている。この章では、数多く存在する暗号資産のなかでも価値の安定性を特徴とする暗号資産の一種であるステープルコインについて考察する。

### 1 ステープルコインとは

ステープルコインはさまざまな国のさまざまな発行体によって発行されており、急速に発行額を増加している。金融庁の「説明資料 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」<sup>13</sup>を見ると、ステープルコインの中にもデジタルマネー類似型ステープルコインとそれ以外（暗号資産型）のステープルコインがあると記載されており、デジタルマネー類似型ステープルコインは「法定通貨の価値と連動した価格（例：1 コイン＝1 円）で発行され、発行価

<sup>10</sup> 国税庁、「No.1524 暗号資産を使用することにより利益が生じた場合の課税関係」、<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1524.htm>、（2024. 11. 28）

<sup>11</sup> 安河内誠・前掲注（6）419 頁

<sup>12</sup> 金子宏『租税法と市場』273 頁（有斐閣、2014 年）

<sup>13</sup> 金融庁、「第 208 回国会における金融庁関連法律案 説明資料」  
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/208/index.html>、（2024. 1. 28）

格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）」とされ銀行預金と近い性質を有するものとして規律されます。それ以外（暗号資産型）のステーブルコインは法定通貨への償還が約束されるものではないため、価値が上下する可能性が相対的に高く、一般的な暗号資産の一種として規律される。また「法定通貨」連動型ではない金等の商品と連動するステーブルコインや複数法定通貨を組み合わせた通貨バスケットに連動するステーブルコインも存在する。<sup>14</sup> このことからステーブルコインという用語は広範かつ曖昧な概念だと考えられていたが、改正資金決済法によりステーブルコインの定義が示された。

## 2 改正資金決済法によるステーブルコインの取扱い

2023 年 6 月に施行された改正資金決済法や銀行法の中で「ステーブルコイン」という用語は出ていない。しかし、ステーブルコインが法令用語として資金決済法 2 条 5 号の一部が「電子決済手段」として、暗号資産とは別なものとして整理された。

資金決済法第 2 条

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

ステーブルコインには、デジタルマネー類似型のほかに、暗号資産型ステーブルコインが存在する。暗号資産型ステーブルコインとは、法定通貨と 1 対 1 で発行および償還はされないもののアルゴリズム等により価値の安定が試みられているブロックチェーンのステーブルコインになる。<sup>15</sup> 暗号資産型ステーブルコインは、法定通貨と 1 対 1 で発行および償還がなされていないため、通貨建資産該当性が認められず、通貨建資産にあたらぬステーブルコインは電子決済手段 1 号ないし電子決済手段 2 号には該当しないため、暗号資産型ステーブルコインの多くは、電子決済手段ではなく、暗号資産に該当すると考えられている。

したがって、電子決済手段として定義されているステーブルコインは法定通貨と 1 対 1 で発行および償還がなされるデジタルマネー類似型のステーブルコインと考えられる。

## 3 暗号資産の現在の実務における課税

現在の課税において、暗号資産の取引から生じた所得は、法貨との相対的な関係により認識される損益であるとして、原則的に雑所得として扱われている。ただし、暗号資産取引にかかる収入金額が 300 万円を超えており、その帳簿書類が保存されている場合には事業所得に該当しうるとされている。この点には所得税基本通達 35-2（注）において、「なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が 300 万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。<sup>16</sup>」とされている。また、暗号資産の取引が事業所得に伴って行われる場合、事業用資産として有する暗号資産を用いて棚卸資産を購入する場合、その暗号資産にかかる損益は事業所得に吸収される。また、暗号資産の原価は総平均法または移動平均法によって評価される。

<sup>14</sup> 岡部典孝『確定申告前に知っておきたい超基本から学ぶステーブルコインの税務 - 改正資金決済法（2023 年施行）対応』17 頁（第一法規，初版，2024 年）

<sup>15</sup> 金融庁・前掲注（13）

<sup>16</sup> 国税庁，「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」，  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual\\_currency\\_faq\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf)，（2024. 11. 28）

#### 4 小括

ステーブルコインについて考察を行ってみた。ステーブルコインにはデジタルマネー類似型ステーブルコインと暗号資産型のステーブルコインの二種類に分類することができ、デジタルマネー類似型ステーブルコインは資金決済法2条5項の電子決済手段とそて定義されていることがわかった。

次章にてデジタルマネー類似型ステーブルコインが所得税の課税上どのように取り扱われているか検討したい。

### V ステーブルコインに対する課税の現状

この章では、資金決済法2条5項に規定されているステーブルコインと資金決済法2条14項に規定されている暗号資産が所得税の課税上どのように取り扱われているか検討する。

#### 1 暗号資産と外貨の対比

外貨にかかる一定の外国為替取引を含む先物取引については、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の重要な役割を果たしていることから、幅広い投資家の参加を促すために分離課税が措置法において認められているが、暗号資産はこれと同列に扱えないため雑所得に分類されるとして総合課税に分類される。<sup>17</sup> 雑所得は、利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しない所得であり、公的年金等とその他の雑所得からなる<sup>18</sup> ことから為替差益が雑所得に該当すると言う点は理解できるが、分離課税が適用されないのかは疑問がある。暗号資産と外貨とを対比する前に、まずは所得税法上、通貨とは、外貨とは何かを検討する。

所得税法には、収入金額を円で算定するという明示的な規定はないが、その他の規定から円による所得金額の計算を前提としていること、外貨に関しては所得税法36条の収入金額に関しては、所得税法57条の3に外貨の換算規定をおいていることから、これに外貨が含まれ、外貨を受け取ったあるいは支払ったという事実は、価値単位が異なる金銭を受け取ったに過ぎないものであると理解できる。<sup>19</sup> そして、外貨を含む金銭はその額面通りの価値があり、「値上がり」や「値下がり」を考慮することができないため資産には当たらないとされている。したがって、為替差損益というものが雑所得に該当することが理解できる。

「通貨とは広義には一般に通用力のある支払手段のことを指し、狭義には鑄造貨幣、講義には紙幣及び銀行券をいうもので、一般的には強制通用力を持つ法貨を指す。通貨はその性質によって商品貨幣と名目貨幣などと区別される。通貨の主たる機能は、価値貯蔵、価値尺度、流通手段であり、仮想通貨はこの3つの機能を一定程度は有していると言える。通常の商品貨幣は管理通貨制度のもと、政府及び中央銀行等によって通貨供給量がコントロールされることで価値の安定化が達成される一方、仮想通貨ではプログラムによる通貨供給量の制御という形で価値の安定を目指しており、一般の商品貨幣が国家の信用を裏打ちにするものであるのに対して、仮想通貨はシステムへの信頼性を裏打ちにするという点で異なっている。<sup>20</sup>」なお、仮想通貨は強制通用力を有しないから法定通貨には当たらず、決済手段であるに過ぎない。

国税通則法34条1項は国税の納付につき金銭による納付を原則とすることを定めている。金銭とは通貨とほとんど同義であり、その強調する特性によって使い分けがなされている。実務において、国税通則法基本通達34条関係1は金銭を日本円に限定しているため、実際には外貨による納付はできない。基本的に外貨は日本国内において強制通用力を有しておらず、狭義の通貨であるかといった判断基準となる強制通用力は、通貨の発行国において強制通用力を有することが要件となり、通貨とは当該国の権威ある主体によって発行ないし承認されたもののみに限定されると考えられる。

<sup>17</sup> 参議院, 「第196回国会 参議院 財政金融委員会 第5号」,

<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=119614370X00520180322>, (2024. 11. 28)

<sup>18</sup> 金子・前掲注(3) 306頁

<sup>19</sup> 藤岡祐治「為替差損益に対する課税・貨幣価値の変動と租税法(1)」国家学会雑誌第130号巻第9・10号 pp.76-77 (2017)

<sup>20</sup> 森岡・前掲注(2) 194頁

一方で、暗号資産と外貨の間には、日本国内における強制通用力がないという点に一致を見ることも可能である。「強制通用力」という概念は、単に法定通貨の価値を誰も争えないこと、金銭債務の弁済として法定通貨を提供された場合には債権者はこれを受領しなければならないことになる。前者は通貨の価値尺度性・価値貯蔵性に資するものであるといえ、日本国内において外貨に強制通用力を認めないということは日本円で測定された外貨の価値は争いうると思うこともでき、その点で言えば外貨は「値下がり」「値上がり」しうるとも考えられる。<sup>21</sup> これらの前提に立てば、外貨は譲渡所得に該当する資産に当たると考えることも可能である。外貨そのものは、円貨との関係においてキャピタル・ゲインを生むとされていることから<sup>22</sup> 暗号資産に関して譲渡所得の起因となる資産としての性質を認めうると言えると考えられる。

## 2 法定通貨としての暗号資産

暗号資産には強制通用力はなく、法定通貨ではないという前提で検討を進めてきたが、2021年9月にエルサルバドルが世界で初めて仮想通貨であるビットコインを法定通貨に採用した。<sup>23</sup> ここで問題が生じるのは、租税特別措置法41条の14の先物取引にかかる分離課税の特例になる。同条は、商品先物取引等、金融商品先物取引等、金融商品取引法2条1項19号に掲げる有価証券の取得・放棄・譲渡に関して15%の分離課税が認められる。そして、同項2号にいう金融商品先物取引等は、金商法2条21項1号から3号に定める市場デリバティブ取引と、金商法2条22項1号から4号までに定める店頭デリバティブ取引である。<sup>24</sup> 暗号資産については市場デリバティブ取引が存在しないが、店頭デリバティブ取引は存在する。外国為替証拠金取引は、金商法2条22項2号の「約定数値（第二十四項第三号の三又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引」に該当し、金商法2条24項3号により通貨が金融商品に該当することから、分離課税の対象となる。<sup>25</sup> ここにおいて、ビットコインは国家によって承認された法定通貨としての性質を有する一方、資金決済法上の暗号資産でもあるという重複が見られる。政府答弁々において、「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号における外円通貨とは、ある外国が自国における強制通用の効力を認めている通貨と解されるところ、ビットコインについては、公開されているエルサルバドル共和国のビットコイン法においてその支払を受け入れる義務が免除される場合が規定されており、当該外国通貨には該当せず、同項に規定する暗号資産に該当しているものと考えている。」<sup>26</sup> としていることを踏まえれば、政府としての見解においては、暗号資産は金商法2条24項3号の通貨には該当しないと考えていると読み取れる。

## 3 ステブルコインに対する課税の検討

外貨そのものは、円貨との関係においてキャピタル・ゲインを生むと考えて良いであろう。なお、円貨自体は、あくまでも資産の価値尺度であってキャピタル・ゲインを生じさせるものではないため、所得税法33条1項にいう「資産」ではなく、円貨の譲渡は「資産の譲渡」に該当しない。金銭債権の譲渡により生じた利益は、その債権の元本の増加益ではなく、期間利息に相当するものであると考えられているため、金銭債権は譲渡所得の基因となる資産の範囲から除かれており、金銭債権の譲渡から生じる利益は、事業所得または雑所得に該当するとされている。<sup>27</sup> したがって外貨預金の為替差損、予約レートを設定していない外貨預金の為替差益は、事業所得または雑所得に該当し、その場合、譲渡所得は発

<sup>21</sup> 森岡・前掲注（2）194頁

<sup>22</sup> 吉村典久『通貨と租税』318頁（日本評論社、2017）

<sup>23</sup> 日本経済新聞「エルサルバドル、ビットコイン普及遠く 法定通貨1年」2022年9月7日

<sup>24</sup> 森岡・前掲注（2）195頁

<sup>25</sup> 森岡・前掲注（2）195頁

<sup>26</sup> 参議院、「内閣参質 第204回 第114号」, <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=119614370X00520180322>, (2024. 11. 28)

<sup>27</sup> 吉村・前掲注（22）318頁

生しない。

このことから、ステーブルコインの売却においても事業所得または雑所得の該当することは異論はない。しかし、外貨にかかる一定の外国為替取引を含む先物取引について、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の重要な役割を果たしていることから、幅広い投資家の参加を促すために分離課税が措置法において認められている点を考えると資金決済法2条5項のデジタルマネー類似型のステーブルコインであれば法定通貨と1対1で発行および償還がなされることにより価格の安定が図られる為、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の重要な役割を果たすのではないだろうか。

したがって、ステーブルコインのうちデジタルマネー類似型のステーブルコインは、措置法を適用して申告分離課税を適用し、その他の暗号資産型のステーブルコインについては暗号資産同様に総合課税の対象となるのではないだろうか。

#### 4 小括

本章では、暗号資産が所得税法においてどのように取り扱われるかについて検討した。暗号資産の取扱いの決済性を前提とした資金決済法の設計と実態としては投資商品として取り扱われていること、暗号資産に関わる所得税法上の取扱いが法律のレベルではなく、解釈によって定められていることにあるように感じられる。

資金決済法の中で電子決済手段（デジタルマネー類似型ステーブルコイン）と暗号資産の定義が分かれているのであれば、暗号資産の性質に応じて課税方法を分けることが、公平性の観点から望ましいと考えられる。

#### Ⅶ おわりに

本稿においてはここまで暗号資産・ステーブルコインに対する所得税を主題に横断時に検討を行ってきた。2014年のビットコインの誕生、2017年の改正資金決済法の施行からしばらくの時間がたった現在においても、暗号資産は未だ決済手段ないし通貨としてではなく投資の対象としての性質を抜け出せないでいるように思われる。ステーブルコインを電子決済手段とする一方、暗号資産の大多数は資金決済法第2条14条で規定されていることの不安定さは、仮想通貨をエルサルバドルによるビットコインの法定通貨化が行われたことにより一層顕著になったと言える。

通貨と切り離すことのできない差損益という概念と譲渡損益という概念はそれらが近接する一方でその関係について論じられることは少なかったが、分散型の仕組みで運営される通貨と呼ぶべきものの誕生はこの議論の必要性を再確認させるものとなった。

また、暗号資産の法的な取扱いと経済の実体における暗号資産の使用目的方法との乖離が生じている以上、これらに対して一貫した税制を整備することには非常に困難を伴うと考えられる。

したがって、暗号資産に関する私法上の新たな制度の整備に先駆けてデジタルマネー類似型ステーブルコインを電子決済手段とし暗号資産型ステーブルコインを含む暗号資産を課税方法を分けて課税することが納税者の担税力や経済の実質に対応する公平な課税システムになりうるように思われる。

#### <脚注に掲げた以外の参考文献>

- ・池田幸典「暗号資産の会計問題」企業会計9月号（2020）4頁
- ・泉絢也「暗号資産の期末時価評価課税問題と解釈論の問題」税務弘報（2022.7）87頁
- ・泉絢也ほか「現場目線で語りつくす暗号資産の税務上の問題と未来」税務弘報（2022.10）81頁
- ・加藤貴仁「暗号資産に関する新たな法規制」ジュリスト1540号（2020）62頁
- ・金子宏『租税法と市場』（有斐閣、初版、2014）
- ・村上翔一「暗号資産会計の現状と方向性」企業会計1月号（2023）132頁
- ・河村吉修「1からわかる暗号資産・ブロックチェーン」企業会計6月号（2022）67頁
- ・佐々木美加「金融行動に関する諸尺度による投資の予測」明治大学教養論集通巻531号（2017）
- ・佐久間裕幸「暗号資産の評価」企業会計11月号（2023）134頁
- ・得津晶「仮想通貨取引所運営会社破産時における顧客の取引口座再建」ジュリスト1535号（2019）



108 頁

- ・ 中里実「デリバティブ取引と所得課税」日税研論集 55 号（2004）27 頁
- ・ 西谷順平「産業革命と会計 - 仮想通貨と会計の未来」企業会計 11 月号（2019）4 頁
- ・ 林康史「通貨発行と国家の主権と」企業会計 12 月号（2021）96 頁
- ・ 藤本剛平「暗号資産（仮想通貨）の税金計算までの流れと所得区分」税務通信（2025. 2）61 頁
- ・ 藤間大順「ICO（Initial Coin Offering）と法人税」租税研究（2023. 5）97 頁
- ・ 細田浩史「暗号資産交換強者に対する取扱対象外通貨等の送付」ジュリスト 1581 号（2023）114 頁
- ・ 水野忠恒「金融資産収益の課税」日税研論集 55 号（2004）3 頁
- ・ 森下哲朗ほか「仮想通貨を巡る法的課題」ジュリスト 1504 号（2017）2 頁
- ・ 日経速報ニュースアーカイブ「ステーブルコイン、サトシ・ナカモトが夢見た世界担うか - 解倍フィンテック・混沌・仮想通貨⑦」2023 年 9 月 7 日

## 公平な税制の実現とタックス・ミックス

松野浩之（下館支部）

### 【要 旨】

市場原理を重視し、景気の発揚と自由な経済活動を尊重した新自由主義経済は、富の偏在や格差拡大といった深刻な社会課題をもたらした。また、新自由主義経済が推進した租税政策によって、法人税や所得税の税率が断続的に引き下げられたことで、税の累進性が損なわれ、各国では税収を補うため、消費税を導入し、こぞって税率の引き上げを行い、これにより税の逆進性が増長した。この結果、税制は高所得者層に有利な一方、低・中所得者層の負担を増やし、税制自体が格差拡大の温床となった。

21世紀以降の情報通信技術の発達や経済のグローバル化は、国家間及び国内の格差や貧困問題を複雑化させた。また、気候変動やパンデミックといった地球規模の課題も顕在化し、従来の自由放任的な経済政策の限界が明らかになってきている。持続可能で安定した社会を維持するためには、適切な資源配分と社会問題の克服が不可欠であり、租税政策においてもこれらの課題の解決に資する制度設計の不断の見直しが必要である。

本論文Ⅱでは、格差の分類を行ったうえで、格差を数量的に捕捉するため、所得格差及び資本格差の現状について検討を行った。総じて1980年以降、先進諸国においては所得格差及び資本格差が拡大する傾向にあり、我が国においても同様の傾向があることが確認できた。資本主義経済の下では、一定の資本を得た者は、資本の増加益や資本収益を永続的に得ることとなり、所得格差及び資本格差が相乗的に拡大する。この所得格差及び資本格差の拡大に歯止めをかけるためには、税制及び社会保障という2つのシステムが適切かつ正常に機能する必要がある。税制には国家を運営するための財源確保という役割のみならず、その累進構造により格差を事前に是正する役割が望まれる。税制が格差の是正に資するためには、格差の現状を把握し、広く社会的な合意を得られる公平な税制を構築する必要がある。

本論文Ⅲでは、公平な税制の実現を念頭に、我が国の税制におけるタックス・ミックスの意義とその役割を検討した。併せて、我が国の主要税目である所得税（個人所得税及び法人所得税）、消費税、資産税の特徴に触れ、これらの税目の構成割合がどのように推移してきたのかを考察した。平成元（1989）年に導入された消費税は、導入後数年間は10%前後の税収割合であったが、令和6（2024）年には33.1%の税収割合となり、税収割合の3分の1を占める税目となった。所得税は今なお我が国の基幹税として存在するものの、個人所得税において高所得者層の税負担率が所得の増加に伴い逓減し、税の累進性が大きく損なわれているのではないかと議論がある。格差の是正のためには各税目の議論に先んじて、全体として累進性が保たれたタックス・ミックスを議論する必要があることに言及した。

公平で持続可能な社会を構築するためには、経済状況や社会構造の変化に柔軟に対応した、次世代を見据えた理性的な税制の構築が不可欠である。

## I はじめに

1970年代より台頭した新自由主義（ネオリベラリズム）<sup>1</sup>は、政府の市場介入を最小限に抑え、経済を自由市場の自己調整機能に委ねることで、経済の活性化を図り、ひいては経済格差も収斂すると強く主張した。ネオリベラリズムの考えに基づく経済政策は世界各国で展開され、この結果、規制緩和された自由市場において企業の競争力が高まり、多くの技術革新が起こり、各国の経済成長を促した。また、貿易の自由化や資本の自由な移動が、経済のグローバル化や発展途上国の目覚ましい経済成長を導き、安価で多様な財が国境を超えて供給され、物量的な豊かさを謳歌する時代がもたらされた。

一方、新自由主義経済の下では、規制緩和や自由競争の進展により富の集中と経済格差の拡大が進行し、教育や福祉などの社会的セーフティネットが脆弱化した。その結果、富裕層の富が膨張する一方で、貧困層や中間層の雇用環境や生活水準は相対的に悪化の一途をたどった。さらに、新自由主義経済の下では際限なき経済成長が求められ、その結果として資源をめぐる戦争や紛争、気候変動や環境破壊といった地球規模の問題が深刻化した。

新自由主義の主張は経済政策にとどまらず、世界各国の税制に対しても大きな影響を与えた。新自由主義経済社会では、消費を喚起すべき可処分所得の増額が重視され、課税客体、課税標準及び税率などが順次縮小され、高所得者優遇税制が構築されていった。これは、新自由主義が税制や社会保障による分配よりも、自由市場におけるトリクルダウン<sup>2</sup>を信奉したことによるものであろう。

20世紀は産業革命を端緒とした工業化の進展により労働者が中間層として台頭し、彼らが各国の国内総生産に大きく貢献する時代であった。この結果、労働者が稼得した労働所得に担税力が見出され、労働所得に対する税制が洗練されることとなった。しかし、その水面下では、資本の蓄積が緩やかに進み、資本が生むインカム・ゲイン及びキャピタル・ゲイン<sup>3</sup>が徐々に格差を拡大させていった。

21世紀を迎えると、インターネットの発達により情報が民主化され、貧困や格差<sup>4</sup>などの社会問題が顕在化した。これにより、国家への不満や為政者への不信が世界中で高まり、世界各地で自由や平等を求める大規模な反政府運動や民主化運動が沸き起こった。これらの運動は大きな社会不安をもたらすと同時に、社会システムの変革を求める契機となった。

持続可能で安定した社会を維持するためには、社会システムの変革により過度な資本の偏在を抑制し、貧困や格差という社会課題を克服する必要がある。資本主義経済がもたらす貧困や格差という社会課題は社会正義に基づく分配によってのみ解決される。国家における分配は徴税と社会保障によって実現されるが、国家の歳入を支える税制が劣化すれば、累進的な徴税による分配機能が損なわれるだけでなく、十分な社会保障が実現されない。この意味で税制は国家における分配の要といえよう。

本論文Ⅰでは公平な税制というテーマに準拠し、公平の背理である「格差」の現状を俯瞰し、格差是正に資する「あるべき税制」の展望をテーマとする。Ⅱでは「あるべき税制」の模索として、タックス・ミックス<sup>5</sup>の意義とその役割を探求する。Ⅲでは、格差是正のために税制が担うべき役割期待及び21世紀の税制が歩むべき道筋を描く記した。

<sup>1</sup> 新自由主義の先鋒として、フリードリヒ・ハイエク（明治32（1899）年生、経済学者）やミルトン・フリードマン（大正元（1912）年生、経済学者）、ロバート・ノージック（昭和13（1938）年生、哲学者）などが挙げられる。市場の自由や民間の活力を重視し、政府の介入を最小限に抑える経済思想。

<sup>2</sup> トリクルダウンとは減税や規制緩和を富裕層や大企業に適用することで、投資や雇用の拡大を促進し、社会全体の利益に繋がるという考え方をいう。

<sup>3</sup> 本論文ではインカム・ゲインを「所有する資本が生む所得」、キャピタル・ゲインを「所有する資本の価値の増加（実現、未実現を問わない）」と定義する。

<sup>4</sup> 本論文では貧困を「絶対的な所得及び資産の不足」、格差を「相対的な所得及び資産の偏差」と定義し、格差の是正を主題とする。

<sup>5</sup> 「タックス・ミックスというのは、国の租税収入において一つないし同種の租税が圧倒的ウェイトを持つのではなく、所得に対する課税、消費に対する課税及び資産に対する課税が適度のバランスを保っている税制のことである。」（金子宏「今後の税制のあり方と税理士が果たすべき役割」税理士制度70周年記念誌過去に感謝未来に責任（2013年）77項）

## Ⅱ 格差の現状とその背景

### 1 格差の現状

広義の格差とは、個人や集団の間で生じる経済的、社会的または資源や機会の不均衡の状態をいう。格差によって生まれた一極的な富が社会的資本の蓄積に向かい、技術革新や生活水準の向上に資する場合もあるが、格差が存在することで様々な社会問題が発生する。社会の分断の象徴として語られる格差には、以下のような格差が挙げられる。

#### (1) 格差の概要

##### ① 所得格差

所得格差とは個人や世帯間での所得の不均等な分配をいう。所得格差は個人の能力、職業及び市場トレンド等の複合的な要因によって生じる。同一の所得水準であっても所得の内訳によって可処分所得の差が生じる。特に労働所得は資本所得よりも税負担が重く、可処分所得が少なくなる傾向がある。

##### ② 資本格差

資本格差とは個人や世帯間での資本の不均等な分布をいう。資本格差は主に所得格差の累積によって生じるが、同一の所得であっても、年代、家族構成及び貯蓄性向等によって資本格差が生じる。また、資本そのものの価値の変動や資本所得の再投資により、資本格差が拡大する場合がある。家系によっては、相続や贈与等による財産の移転により、臨時的に資本の格差が生じる場合もある。さらに、商号や商標といった金銭的な評価が困難な無形資産によっても資本格差が生じることが考えられる。

##### ③ 世代間格差

高齢者層と若年層の間で経済的、社会的な格差が存在すると言われている。高齢者層は経済成長期に十分な所得を得て資産を築くことができたが、壮年層は長引く景気の低迷により不安定な雇用環境の下、十分な所得を得ることができず、資産形成が難しい状況にある。また、人口減少に伴う少子高齢化によって壮年層及び若年層の負担が高まると言われている。

##### ④ 地域間格差

東京、大阪、名古屋などの大都市圏と地方都市や過疎地域との間で、賃金水準や雇用機会の差が大きい。これにより大都市圏への転入超過及び地方の人口減少と過疎化が進行し、地方経済の衰退が懸念されている。

##### ⑤ 教育格差

都市部では教育従事者や教育環境といった教育資源が充実している一方、地方では教育資源が限られている場合が多い。また、公立学校と私立学校においても運営目的や教育目的等の相違から教育レベルに差が生じることがある。これらの格差が将来的な職業選択や所得格差に影響を与える可能性がある。

##### ⑥ ジェンダー格差

男女間の賃金格差やキャリアプランにおける差異が依然として存在する。女性の社会進出は進んでいるものの、管理職や専門職への昇進においては依然として男性優位の傾向が見られ、女性のキャリア形成が不利な状況となっている。

上記の格差を分類するとすれば、①及び②は経済的格差、③から⑥は経済的格差を生む根源的な格差と言えよう。このうち①及び②で示した経済的格差を表す統計的指標には以下のような指標がある。

| 名称                | 内容                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国民所得における上位百分位のシェア | 国民所得におけるトップ百分位のシェア。ここで「トップ百分位」とは全ての値を降順に並べた時の上位1パーセントに含まれる所得者の所得が国民の総所得において、どれくらいの比率を占めているかを表すものである。当該シェアの上昇は経済的格差の拡大を示す。                                                                                     |
| ジニ係数              | イタリアの統計学者コラド・ジニ（1884-1965）により考案された係数であり、ローレンツ曲線及び均等分配線を用いて所得や資産の分配の不平等を測定する指標。0から1までの範囲で値を取り、0は完全に平等な分配（全員が同じ所得または資産を持つこと）を、1は完全に不平等な分配（1人がすべての所得または資産を持ち、他の全員が何も持たないこと）を意味する。ジニ係数の上昇は経済的格差の拡大を表す。            |
| 相対的貧困率            | 相対的貧困率は一人当たり等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で除したもの）の中央値の50%を下回る所得しか得ていない者の割合を示す指標である。相対的貧困率は社会の中での経済的不平等や貧困の広がり进行评估するための有用な指標である。分配後の相対的貧困率を測定することにより、社会保障政策がどの程度有効に機能しているか測定することもできる。相対的貧困率の上昇は経済的格差の拡大を裏付ける指標でもある。 |

格差是正のためには「歳入の側面」及び「歳出の側面」の両面から分配が適正に機能する必要がある。近代国家においては「歳入の側面」からは租税制度が、「歳出の側面」からは社会保障政策が分配機能を果たしている。本論文においては、「歳入の側面」における分配機能、すなわち税制が果たすべき所得格差及び資本格差の是正について検討を行う。まずはそれぞれの格差の現状を詳細に検討したい。

## （2）所得格差の現状

所得は主に個人の所得稼得能力の高低により格差が芽生える。所得稼得能力は個人のIQや運動能力といった生来の遺伝的要因と、家庭環境、経済環境といった生後の環境要因によって形成されると言われている。この所得稼得能力の違いにより「所得格差の拡大が進んでしまうと、高所得者層と低所得者層の間に資本リターンを得る機会へのアクセスの格差が生じ、所得格差は一層拡大していく可能性」<sup>6</sup>が指摘されている。

また、所得に対する税制によっても税引後の所得格差の程度にグラデーションが生じる。累進性<sup>7</sup>の高い税制であれば税引後の所得格差は縮小するし、逆進性の高い税制であれば税引後の格差は拡大する。所得格差は長期的に資本格差を招き、世代を超えた格差固定化の温床となる。

下図1はアングロ・サクソン諸国の国民所得に占めるトップ百分位を示したものである。アングロ・サクソン諸国においては、第二次世界大戦（昭和14（1939）年開戦、昭和20（1945）年終戦）に要する戦費調達のために個人所得に累進性を伴う高税率が課されたことにより、国民所得に占めるトップ百分位の比率は大きく低下した。また、第二次世界大戦後においてはケインズ派<sup>8</sup>の台頭により累進課税が社会的に受容され1980年代までトップ百分位は10%以下を保っていた。この大戦後の安定期を経て、国民所得に占めるトップ百分位のシェアは1980年代以降大きく上昇した。特に「米国では（中略）2000年代初頭にはほぼ16%と倍増」<sup>9</sup>した。米国の上昇率は突出しているが、他のアングロ・サクソン諸国においても同様の傾向が見られる。これはスタグフレーションの発生や財政赤字の拡大に端を発し、ケインズ派に代わり新自由主義の考え方が台頭し、税率の引き下げにより可処分所得の格差が拡大した

<sup>6</sup> 税制調査会「令和5年6月わが国税制の現状と課題 令和時代の構造変化と税制のあり方」（2023年6月）62頁

<sup>7</sup> 本論文において「累進性」とは「所得が高くなるにつれ税負担率が高くなること」、「逆進性」とは「所得が高くなるにつれ税負担率が低くなること」と定義する。

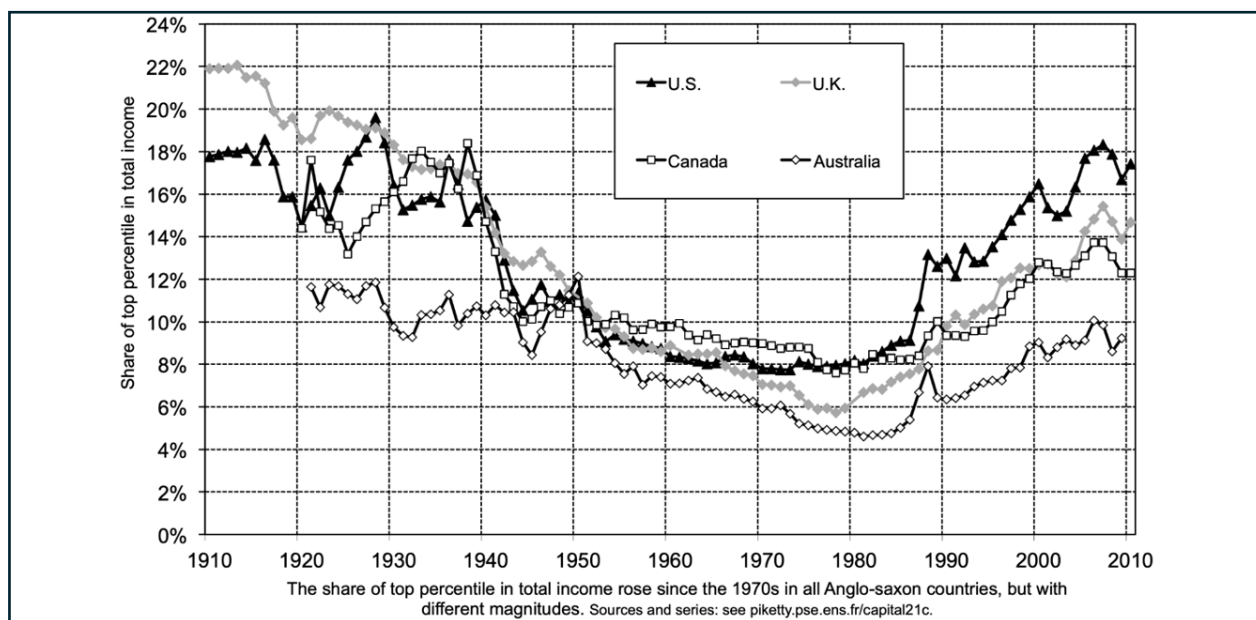
<sup>8</sup> ジョン・メイナード・ケインズ（1883（明治16）年生、経済学者）の理論を基に、政府の積極的な財政・金融政策によって景気や雇用の安定を図る経済学派。

<sup>9</sup> Bミラノヴィッチ（村上彩訳）『不平等について 経済学と統計が語る26の話』（みすず書房、初版、2016年）175頁

ことが大きな要因と考えられる。

20 世紀は世界大戦という特殊な情勢下において累進性を伴う超高税率の税が課され、凡そ 40 年の安定期を経て、1980 年代後半より継続的に税率が引き下げられていった。これによりアングロ・サクソン諸国の国民所得に占めるトップ百分位の推移は 1970 年から 1980 年を底とした U 字カーブが描かれた。このことは税制によって「所得格差がコントロールされ得る」という事実を示している。

図 1 1910 年から 2010 年までのアングロ・サクソン諸国での所得格差トップ百分位



〔出所〕 <http://piketty.pse.ens.fr/files/capital21c/en/pdf/F9.2.pdf>

ジニ係数は格差指標として国際的に認知された指標であり、各国の格差の程度を比較するために有益な指標である。下図 2 は平成 9（1997）年から令和 3（2021）年までの G 7 各国の所得分配後（税・社会保障による再分配後）のジニ係数の推移を示したものである。各国のジニ係数の推移を比較すると、カナダ以外の全ての国でジニ係数は上昇（格差が拡大）している。米国・イギリスは先進国の中ではジニ係数が高い水準にある。ヨーロッパ諸国のジニ係数は低く、日本のジニ係数は中位に位置する。

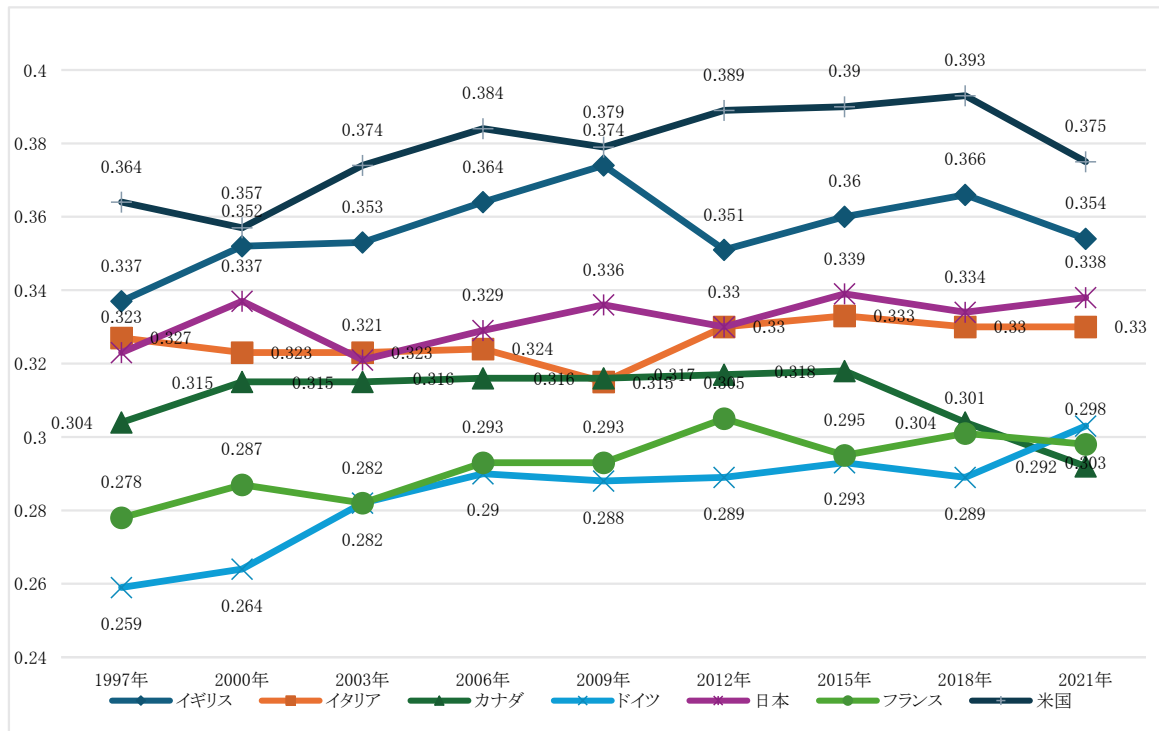
所得分配後のジニ係数が上昇しているということは、再分配前の所得格差の拡大が税及び社会保障による再分配を上回っていることを示している。ジニ係数を低下（格差を縮小）させるためには所得格差を縮小させる税制を採用する、若しくは社会保障政策による再分配機能を強化する必要がある。

日本国内に目を転じると、我が国においても所得格差の程度が拡大しているというデータに直面する。我が国の昭和 60（1985）年と令和 3（2021）年の相対的貧困率を比べると、相対的貧困率が 3.4% 上昇している。これはバブル崩壊及び産業の空洞化と相まって労働者派遣法の改正により、非正規雇用者が増加したことが原因と考えられる。下図 3 が示すように、相対的貧困率は平成 24（2012）年をピークにわずかに減少しているが、依然として高い水準にある。なお、北欧諸国（スウェーデン・デンマークなど）の相対的貧困率は 10% 前後、OECD 諸国の相対的貧困率は 11 ～ 13% となっている。

子どもの貧困率（相対的貧困世帯に属する 17 歳以下の子どもの割合）については平成 24（2012）年より大幅に改善されている。これは雇用環境の改善により共働き世帯・正規職員の増加、最低賃金の底上げ等の効果によるものと考えられる。ただし、ひとり親世帯においてはフルタイムによる就業が困難であることから引き続き追加的な支援が必要であろう。

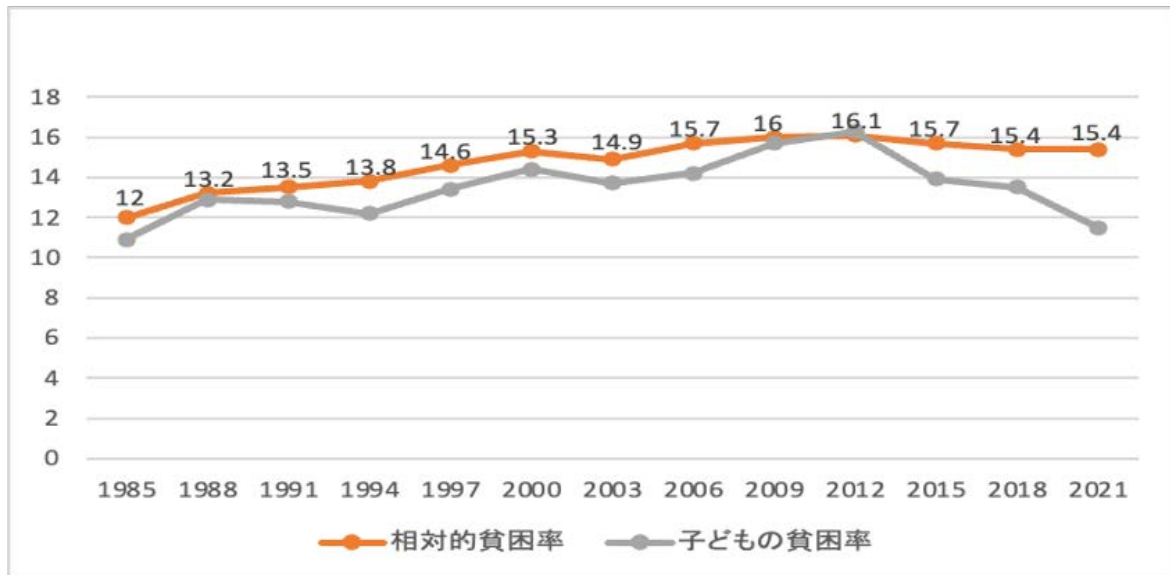
相対的貧困率の改善は犯罪率の低下、健康状態や教育水準の向上等につながる可能性があることから、社会の総意として相対的貧困率の改善に努める必要がある。

図2 主要国のジニ係数比較



[出所] グローバルノート - 国際統計・国別統計専門サイト (<https://www.globalnote.jp>) のデータより作成

図3 我が国の相対的貧困率



[出所] 厚生労働省 令和4（2022）年 国民生活基礎調査の概況 p.14 表 11 に基づき作成

### (3) 資本金格差の現状

個人が稼得した所得は最終的に消費又は貯蓄（投資を含む）のいずれかに向けられる。所得が高く貯蓄率が高ければ資本の蓄積が進み、必然的に資本金格差が生まれる。また、資本金格差は相続により次世代へ承継され、「親世代から子ども世代、孫世代まで連鎖的に引き継がれていく可能性」<sup>10</sup>がある。このような富の連鎖は少子化の波と相まって、資本金格差を加速させる可能性を秘めている。

<sup>10</sup> 税制調査会・前掲注5・61頁



下図4は令和元（2019）年の確定申告書、特定口座年間取引報告書、各種支払調書のデータに基づき財務省が作成した資本所得階級と資本所得金額の累積割合を表した図<sup>11</sup>である。この図によると、「全体では1,764万人が約7.4兆円の資本所得を得ており、そのうち上位0.3%の者（資本所得1,000万円以上を保有する者）が総額のうち53%（約3.9兆円）を得ている」ことがわかる。我が国では多くの資本所得に対して累進税率が適用されず、他の所得金額の多寡に関わらず一定税率が適用される。とりわけ高額所得者層が得る資本所得は主に貯蓄や再投資に向けられ、さらなる資本が蓄積されることから、資本格差は所得格差以上のスピードで拡大していくと考えられる。

また、下図4で取り扱う資本所得には実現したキャピタル・ゲイン及びインカム・ゲインのみが含まれており、株式の含み益のような未実現のキャピタル・ゲイン<sup>12</sup>は含まれていない。現行税制では未実現のキャピタル・ゲインは課税対象とはならず、社会保険料の標準報酬にも反映されない。このため、金融市場が活況である経済状況下では資本格差の実態はこの図に表される以上に拡大している可能性がある。

所得格差及び資本格差は相対的な「程度」の問題であり、格差が「存在する」、または「存在しない」と断定できる問題ではない。しかし、諸外国との比較や指標の推移を追えば、我が国の経済的格差の程度は開きつつあると評価できる。また、資本の蓄積はキャピタル・ゲイン及びインカム・ゲインにより格差の開きを加速させる力を持っており、資本の蓄積が進む状況においては格差に対して強い問題意識を醸成する必要がある。この問題を解決するためには公平な税制の構築や社会保障を通じた包摂的な再分配が重要であり、為政者のみならず社会全体がこれらの問題意識を共有する必要があるだろう。

図4 資本所得階級と資本所得金額の累積割合（2019年）



[出所]（財務省・総務省，2024年5月13日，p. 32）<sup>13</sup>

<sup>11</sup> 資本所得には上場株式等の譲渡所得、配当所得等が含まれている。横軸は各資本所得階級であり、資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅が設定されている。折れ線グラフは各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたものである。（財務省・総務省「説明資料 経済社会の構造変化等について」（2024年5月）32頁）

<sup>12</sup> キャピタル・ゲインについては課税回避のため、未実現のままポートフォリオが固定化（ロックイン効果）され、社会全体の資本効率が損なわれるおそれがある。また、未実現のキャピタル・ゲインを担保に借入れを行い、再投資を行うことで、税負担を回避し、資本の偏在が進む場合がある。

<sup>13</sup> 図表上部四角囲み内「総額7.4兆円」は「資本所得総額：7.4兆円」と読み替えられる。

## 2 格差拡大の背景

世界的に格差が拡大した原因として、各国で行われた所得に対する税率の引き下げ、累進税率の緩和及び資本所得への優遇措置が挙げられる。富裕層はこれらの税制の恩恵を享受するために労働所得から資本所得へ所得構成をシフトし、この結果、「格差のスパイラル」<sup>14</sup>により経済的格差は拡張した。この背景には、新自由主義経済思想の台頭により税率の引き下げ（税のフラット化）が行われたこと、タックス・ヘイブン等を利用した租税回避の活況により世界の国々が税率の引き下げ競争（租税競争）に陥ったことなどが挙げられる。新自由主義が唱える市場競争原理による富の再分配については「上位 10% とそのすぐ下の 40% とを分ける格差には大きな影響を与えたが、下位 50% にはほとんど効果はなかった」<sup>15</sup>と考えられている。

格差についてフランスの経済学者トマ・ピケティは「それぞれの社会が選んだ制度こそが不平等の度合いにこれほどのばらつきをもたらしたことは明らかだ。そして制度自体を生み出したのは社会・文化・政治・イデオロギーの歴史なのである」<sup>16</sup>としている。このことは、格差は個人の才能や天然資源等の先天的・地理的な要因によって決定づけられるものではなく、国民の総意に基づく社会制度によって決定づけられることを意味している。

殊に税制（徴税）は国家権力の行使によって国民の可処分所得を差配し、国民生活に直結する制度であることから、公平な税制（格差を是正する税制）を実現することが極めて重要である。また、「租税回避や自由な租税競争が活発化した結果、程度の差はあれ、大半の国で格差が拡大し、税制の累進性が低下している」<sup>17</sup>ことが税制の公平性を損ない、民主主義に対する不信の元凶となっている。公平な税制は、民主主義という総意の下、国家の財政を支える基盤であり、公共財及び公共サービスの供給に不可欠な社会的な制度である。また、税制が公平でなければ国民の経済・政治システムへの信頼が低下し、民主主義の機能不全を招くことになりかねない。

総じて我が国における所得格差や資本格差といった経済的格差は世界的には平均的な範疇にとどまってはいるものの、経済のストック化<sup>18</sup>により格差が拡大に転じる局面にある。格差が拡大し、社会の混迷や混乱を招く前に、格差を是正するための「あるべき税制」を論じる必要がある。

## 3 格差是正への道程

現代の経済システム及び政治システムの関係は競争馬とジョッキーの関係になぞられる。経済システムを担っているものが資本主義たる競走馬であり、社会システムを担っているものが民主主義たるジョッキーである。1980 年以降、経済システムを担う資本主義の国際化、肥大化に伴い競走馬の走力が高まり、一方で社会システムを担う民主主義の腐敗に伴いジョッキーの私欲が高じ、結果としてジョッキーの統制が効くことなく競走馬は無目的に暴走を始めた。この結果、富の再分配は軽視され、所得格差及び資本格差は際限なく拡大し、社会の分断を招いた。

このような状況を省みるに、格差是正のためには民主主義を復権し、資本主義及び税制のあり方を見直し、富の再分配を再考することが必要である。下図 5 は格差を是正するために税制及び社会保障がそ

<sup>14</sup> E サエズ・G ブックマン（山田美明訳）『つくられた格差 不公平税制が生んだ所得の不平等』（光文社、初版、2020 年）49 頁

<sup>15</sup> T ピケティ（村井章子訳）『自然、文化、そして不平等 国際比較と歴史の視点から』（文藝春秋、初版、2023 年）29 頁

<sup>16</sup> T ピケティ・前掲注 15・23 頁

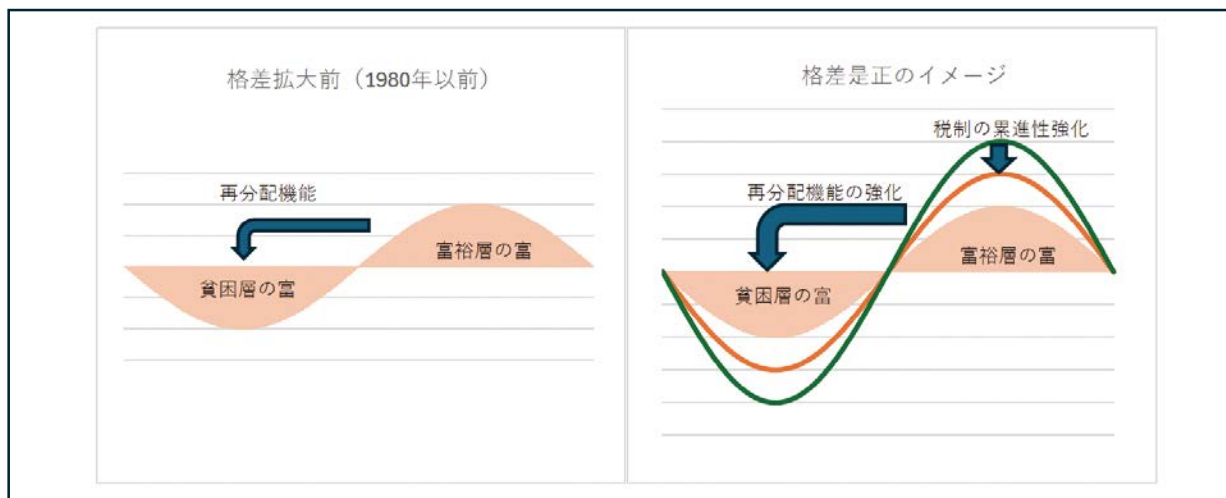
<sup>17</sup> E サエズ・G ブックマン・前掲 14・14 頁

<sup>18</sup> 「経済のストック化」とは平成元（1989）年年次経済報告から使われた用語であり「資産残高が増加し、その保有や取引の経済全体に与える影響が高まってゆくこと」をいう。

<sup>19</sup> 「租税制度を租税制度内部の閉じたものとして問題設定を行うだけではなく、政府の他の活動や市場における取引との相互作用の検討にとりくむことが、大切な視点となる。[中略] 税制の公平から分配の公平へ、このように視野を拡大してはじめて、一国の税制を考えるだけの視点を超え、社会保障制度との関連や、より多面的な不平等、さらには[中略] 地球規模の格差と貧困といった、人類の抱えるより大きな課題についての対話が可能になるだろう。」（増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」『法の再構築 I 国家と社会』（東京大学出版会、初版、2007 年）78 頁）

の両輪<sup>19</sup> となって富の再分配機能を強化するイメージ図である。左図は新自由主義経済の思想が台頭する 1980 年以前のイメージを示している。1980 年以前においては税制の累進性が保たれており、富の再分配についても緩やかな水準で国民生活を満たしていた。しかし、1980 年以降、先述のとおり税制の累進性が脆弱化し、所得格差及び資本金格差が拡大した。また、少子高齢化社会の幕開けによって社会保障の必要性が高まり、世代間格差が萌芽した。このような社会構造の変化に伴い、格差を縮小し国民の生存権を保障するためには右図で示すように税制の累進性を強化し、富の再分配機能を拡充する必要がある。税制の累進性を強化するためには、主に所得税においてその累進性を向上させること、資本所得への課税を強化すること、偏在する資本そのものへの課税を検討することなどが考えられる。これらの個別的な税目の検討の一方で、全体として合理的な累進性を伴う税体系の構築が重要である。現在が経済的格差の分水嶺であるならば、個別的な税目の改正に先んじて「あるべき税制」の全体像を議論する必要がある。

図5 格差是正のイメージ



### Ⅲ 公平な税制の実現とタックス・ミックス

#### 1 タックス・ミックスの概要

タックス・ミックスとは「所得・消費・資産などの課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系」<sup>20</sup>をいう。幅広い公的サービスを必要とする少子高齢化社会の下では単一税目に頼ることなく、複数の税目を適切に組み合わせその財源を確保することが重要となってきている。

タックス・ミックスという用語は、これまで税收構造（各税目の税收全体の中での構成割合）を認識するための記述的概念として利用されることが多かった。しかし、1980 年頃からの新自由主義経済の台頭により、消費税や付加価値税の税收における構成割合が高まるにつれ、タックス・ミックスは前述のように「全体としてバランスの取れた税体系を構築するべきである」という規範的概念として取り扱われるようになった<sup>21</sup>。しかし、タックス・ミックスが規範的概念として語られるステージに至ったものの、その合理的な構成割合やタックス・ミックス全体の累進性についての指標を示すような政策立案に資する概念までには昇華されていない。

タックス・ミックスを構成する主要な税目を「担税力」という視点から分類すれば、所得を担税力と

<sup>20</sup> 税制調査会・前掲注 5・9 頁 なお、昭和 61（1986）年に政府税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」に遡ると「税収が特定の税目に依存しすぎる場合には、税負担の公平な配分を妨げ、国民経済に悪影響を及ぼすおそれがあることから、所得、消費、資産といった課税ベースを適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた税体系を組み立てる必要がある。」との答申がある。

<sup>21</sup> 我が国では、タックス・ミックスの概念は平成元（1989）年に導入された消費税に関する論議の中で包括的な税制改正として言及され、消費税導入のための弁明としての意味合いが強かったが、近年では税收基盤の安定的確保という側面から論じられるようになってきている。

する所得税（個人所得税及び法人所得税）、消費を担税力とする消費税、資産を担税力とする資産税と分類される。我が国の各税目の特徴は以下の通りである。

### （１）所得税（個人所得税及び法人所得税）

個人所得税（以下、「所得税」）及び法人所得税（以下、「法人税」）は個人又は法人の所得を担税力として課される租税であり、我が国の基幹税として税収の大半<sup>22</sup>を占める租税である。

所得税は、個人の所得を包括的に捉えることを基本とし、課税対象となる所得金額は、事業、給与、配当などの収入からそれぞれの諸経費を差し引いたものを合算することで計算される。課税対象となる所得金額から各種所得控除（個人の事情を鑑みた担税力の調整）が差し引かれ課税所得金額が算定される。当該課税所得金額に対して超過累進税率を乗じることにより、所得税が計算される。さらに、所得税からは住宅ローン控除等の政策的に講じられた各種税額控除が控除され納付税額が算定される。所得税における超過累進税率の採用は所得再分配機能及び経済自動安定化機能（ビルトインスタビライザー）に資すると言われている。

法人税は法人の一定期間における課税標準額に対して一定税率で課税される税金である。課税標準額は会計上の当期利益に対して、税務調整計算を行なった上で、過年度の繰越欠損金を控除し算定される。また、法人税からは政策的な各種税額控除額が控除され法人税の納付税額が算定される。

法人税はその納税額の規模とタイミングにより企業のキャッシュ・フロー経営や企業の設備投資や人材投資等の経営判断に大きな影響を与える。また、グローバル企業においては、自国のみならず、他国の税制が企業の経営判断に影響を与え、低い税率の国へのキャピタル・フライトが懸念されている。

税収の面からは所得税は比較的に税収が安定しているが、法人税は景気動向、世界情勢及び為替等の外的な影響を受け不安定な税目である。我が国の法人税は国際的な租税競争の煽りを受け、逐次税率の引き下げが行われてきたことから、法人税の税収は長年に渡り低調に推移してきた。

総じて所得税と法人税は日本の税制において重要な役割<sup>23</sup>を果たしており、経済政策及び社会政策の一環として継続的に見直しが行われ、経済の健全性と社会の公平性を維持するために機能している。

### （２）消費税

消費税は財・サービスの消費行為に担税力を求め課される税金である。最終消費者は財・サービスの購入時に消費税を支払い、事業者が消費者から受け取った消費税と事業者自身が支払った消費税の差額を申告納税する。財・サービスの年間消費には大きな変動がないことから消費税は安定的な税源と言われる。一方で、消費税は一定税率であることから逆進性の強い税制と言われる。

### （３）資産税

資産税は資産がもつ固有の価値に担税力を見出し課される税であり、その資産の価値に応じて課される。我が国では相続税及び贈与税等がこれに該当する。相続又は贈与により無償で資産を受贈した者は相続又は贈与により所有権が移転した時点で、資産価値を測定し相続税又は贈与税を負担することになる。

相続税は相続開始時における被相続人の遺産の評価金額から法定相続人の人数に応じた基礎控除額を控除し、法定相続割合で分割した遺産の評価金額ごとに税金が計算される。その合計金額を相続税総額とし、相続人は相続税総額のうち取得した遺産の割合に応じて相続税を負担する<sup>24</sup>。相続税では超過累進税率により税額が計算され、相続人の個別の事情に応じた額が各人の相続税額から控除される。

<sup>22</sup> 令和４年決算額によると一般会計税収 71 兆円のうち、所得税収 22 兆円、法人税収 14 兆円であり、両者の税収合計は一般会計税収の 50.7%を占めている。

<sup>23</sup> 渡辺は「所得税と消費税を基幹的な税としつつ、企業を主要な課税ポイントとした税務執行の要としての法人税も維持するという前提で、これらの三つの税目を中心」（渡辺智之「タックス・ミックスについて」JTRI 税研 128 号（2006 年 7 月）94 頁）にタックス・ミックスのバランスを考えるべきであるとし、タックス・ミックスにおける企業の課税ポイントとしての重要性を説いている。企業の課税ポイントとは、企業が法人税のみならず、源泉所得税、消費税及び固定資産税等の諸税の納税行為者となることをいう。企業を課税ポイントとすることにより、税務執行費用を下げ、企業の複式簿記に基づく会計情報から効率的な税務執行が可能となる。

<sup>24</sup> 日本の相続税の計算方式は「法定相続分課税方式」と言われており、「遺産取得課税方式」と「遺産課税方式」の両側面を併せ持った課税方式と言われる。

相続税は所得税を補完するもの、被相続人が生涯に渡り国家・社会から受けた給付を精算するものとして考えられている。また、「近年、少子高齢化や経済のストック化など経済社会の構造変化が進むとともに税制の負担構造が全体としてフラット化する中で、タックス・ミックスの観点から、再分配機能を有する相続税は引き続き重要な役割を果たす」<sup>25</sup>と考えられている。

贈与税は贈与された財産の評価金額から基礎控除を差し引いた価額に超過累進税率を適用し税金計算が行われる。受贈者は暦年で贈与を受けた財産の評価金額を基に申告及び納税を行う。贈与税は相続税の累進回避を防止するために相続税よりも累進性の高い税率構造となっている。

上記の所得税、消費税及び資産税が我が国のタックス・ミックスを構成する主要税目となっており<sup>26</sup>、社会の構造変化、経済のグローバル化に応じた税制改正が行われてきた。我が国の主要税目の特徴をまとめると以下の通りであり、これらの特徴を考慮したうえで、バランスの取れた税体系について論じる必要がある。

|       | 所得税・法人税                                                                                                                   | 消費税                                                                                                                 | 資産税                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担税力   | 所得に担税力を求める。                                                                                                               | 消費行動に担税力を求める。                                                                                                       | 資産固有の価値に担税力を求める。                                                                                                                                  |
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じた超過累進税率により、垂直的な公平性を実現できる。</li> <li>・所得控除・税額控除によって属人的な課税負担の調整が可能。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・税収財源としての安定性がある。</li> <li>・多額の設備投資があった事業年度においては消費税の還付を受けられる。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税を補完する税として富の集中を防止し、富の再分配に寄与する。</li> </ul>                                                               |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景気動向により、所得が変動し、財源としての安定性が損なわれる。</li> <li>・経済のグローバル化により税率のフラット化が起こりやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数税率の設定が困難である。</li> <li>・税負担の逆進性を招く。</li> <li>・購買意欲を損ない景気を減退させる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の評価が困難な場合がある。</li> <li>・遺産に占める不動産や自社株の割合が高い場合、納税が困難になる。</li> <li>・金融資産についてキャピタル・フライトが発生しやすい。</li> </ul> |

## 2 タックス・ミックスの有意性

国家の財源を複数の税目に依拠すること（タックス・ミックスに依拠すること）には以下のようなメリットがある。

### （1）財政の安定性の向上

複数の税目に依拠することで、税収の変動リスクを分散することができる。これにより、政府は長期的な財政計画を立てやすくなり、公共財及び公共サービスの安定供給が可能となる。

### （2）税負担の公平性の向上

一つの税に依存した場合、特定の所得層や経済活動に過度な負担を強いる可能性がある。複数の税目を用いることで、税負担を広く分散<sup>27</sup>させ、担税力に配慮した税制を実現することができる。例えば、経済のストック化が進み、資産に由来する担税力が高まった状況においては、資産課税を強化する必要がある。これにより、税制の公平性が向上し、納税者の納得感が高まる。

<sup>25</sup> 税制調査会・前掲注5・123頁

<sup>26</sup> 本論文では所得税を個人所得税及び法人所得税と定義するが、「日本におけるタックス・ミックスとして、所得税・消費税・法人税の3税がそれぞれ必要であるという前提で、その間のバランスを考えるべきである。」（渡辺智之・前掲注23・95頁）という見解もある。

<sup>27</sup> 「所得・財産および消費の間でバランスのとれた税制を構築することが、担税力に即した税分担の配分のために好ましい」（金子宏『租税法』（弘文堂、第24版、2023年）89頁）



### (3) 経済行動の中立性の保持

特定の税目に過度に依存すると、経済行動の中立性を損なうおそれがある。例えば消費税に過度に依存した場合、消費行動が抑制され需要や投資が冷え込み、経済が停滞する恐れがある。しかし、複数の税目を組み合わせることで、こうしたネガティブな影響を抑えることができる。

### (4) 脱税インセンティブの抑制

複数の税目により税制を構築することにより、1税目あたりの税率が下がること及び脱税のための逃げ道が複雑化することにより、脱税のインセンティブが下がるとともに社会全体の脱税総額が低減する。例えば、所得税で脱税が成功したとしても、購買時に消費税が課税されることで、社会全体の脱税額が下がる。

### (5) 税制の柔軟性の確保

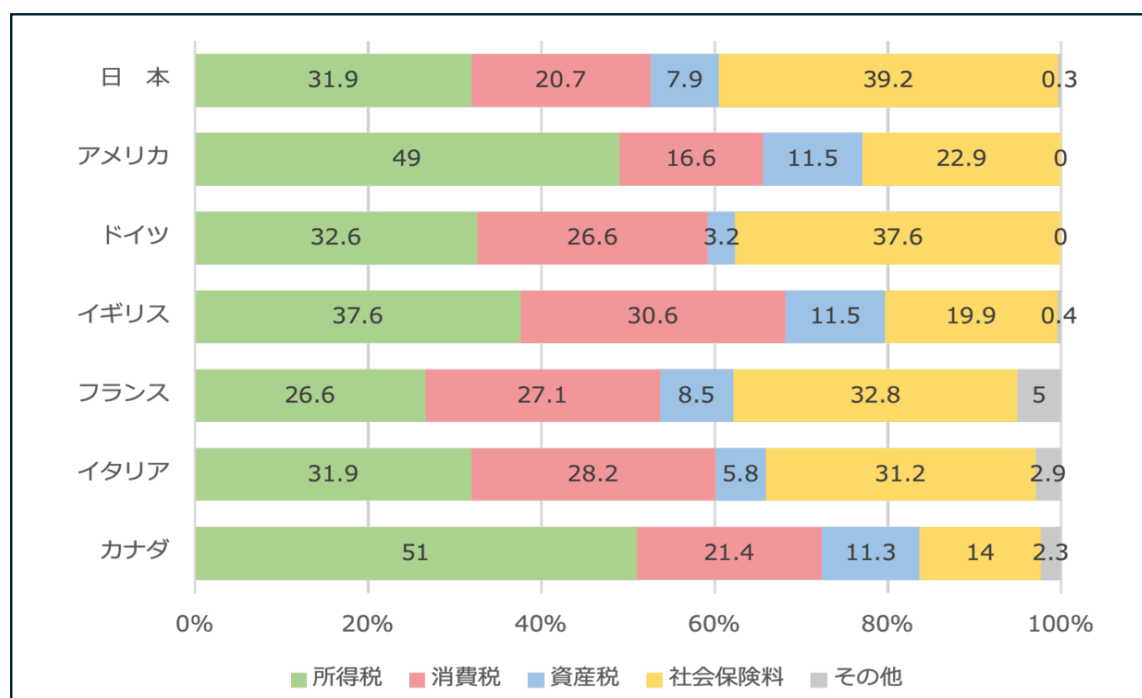
社会情勢や経済環境の変化に応じて、各税目の課税対象や税率等を調整することで税制全体のバランスが整えられる。例えば、経済環境の好転により、法人税収が増加したときは所得税において減税措置を行うといった柔軟な対応が可能となる。これにより経済政策等を支援する税制を柔軟に構築することができる。

以上のように、国家の財源を複数の税目に依拠すること（タックス・ミックスに依拠すること）は、税体系の複雑化や追加的な執行費用の発生といったデメリットもあるが、財政の安定性や公平性の維持など多くのメリットをもたらす。また、タックス・ミックスにおいては各税目のメリットを活かし、デメリットを相殺するよう効果も期待できる。単一税目において困難な課題を複数税目によって補完することで、各種税目はその税に期待される役割を追求し、かつ、簡素化することも可能であろう。タックス・ミックスは、持続可能な財政運営と健全な経済発展を実現するために重要な租税戦略であり、経済格差が拡大し、社会保障の需要が高まる昨今においては避けることのできない論点と言えよう。

## 3 タックス・ミックスの現状と方向性

令和3（2021）年のG7（Group of Seven：日本、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア及びカナダ）の税収における所得税、消費税、資産税、社会保険料の割合（％）は下図6－1のとおりである。

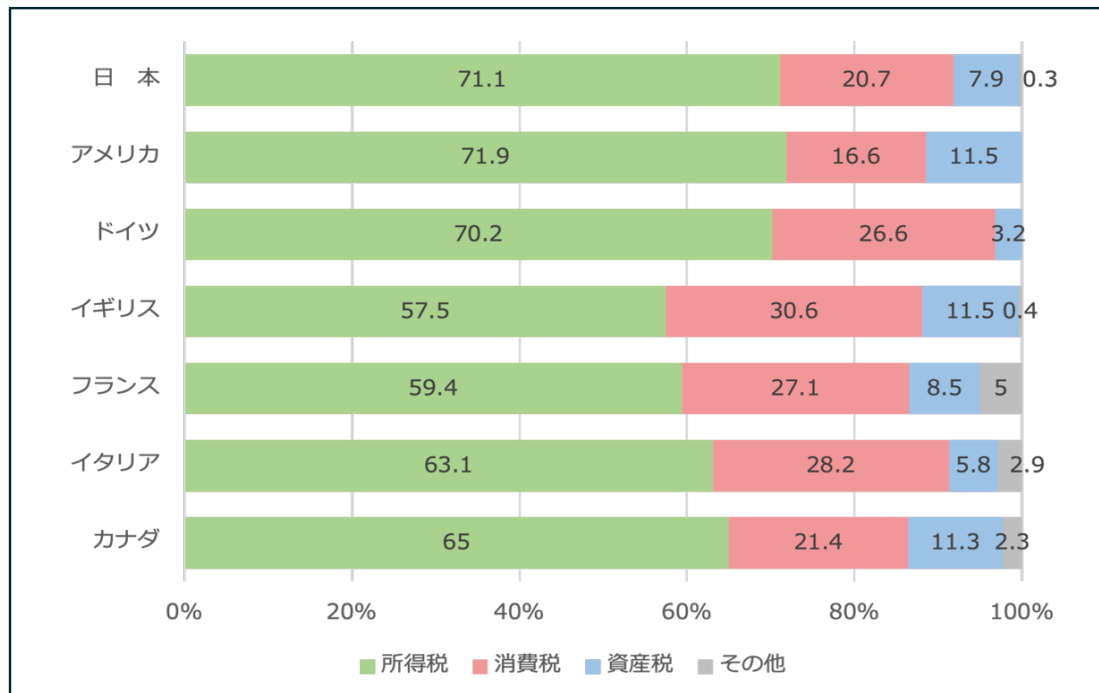
図6－1 G7の税収に占める税目及び社会保険料の割合



[出所] GLOBALNOTE 国際比較統計データより筆者作成

上記表のうち、社会保険料は所得相関があることから社会保険料を所得税に含めた場合、各国の税収に占める所得税、消費税、資産税の割合は下図6－2のようになる。

図6－2 社会保険料を所得税に含めた場合のG7の税収に占める税目の割合



〔出所〕GLOBALNOTE 国際比較統計データより筆者作成

いずれの国においても、消費税の税収割合が15～30%程度<sup>28</sup>であり、資産税の税収割合は10%前後、そして所得税（個人所得税・法人所得税）の税収割合が55～70%程度となっている。消費税は「負担が勤労世代に偏りにくく、社会保障財源として社会全体で広く公平に負担を分かち合う」<sup>29</sup>ことには適しているが、先述の通り、逆進性を孕む税目であり、消費税の税収比率の増大はタックス・ミックスにおける逆進性を助長することになる。

我が国に目を転じると、下図7－1で示すとおり令和6（2024）年度の一般会計税収総額は73兆円<sup>30</sup>と見込まれ、その内訳は所得税収20兆円、法人税収18兆円、消費税収24兆円、相続税収（贈与税収含む）3兆円である。我が国の税収（国税）は平成21（2009）年度を底に増収傾向にあるが、これは2度の消費税率の引き上げ<sup>31</sup>による消費税の増収、企業収益の改善に伴う法人税の増収が大きな要因である。消費税が発足した平成元（1989）年度以降を見ると、消費税は景気変動に左右されることなく安定しており、逆に、法人税収と所得税収は年度によって2～3倍もの変動幅があることがわかる。消費税は税収という観点からは安定財源として機能しているが、税負担という観点からは特に低所得者や高齢者に対して重課となる可能性がある。

<sup>28</sup> G7加盟国のうち米国では小売売上税 (Sales Tax) を州税として採用している。小売売上税は税の捕捉が難しく、税逃れが起きやすいと言われている。

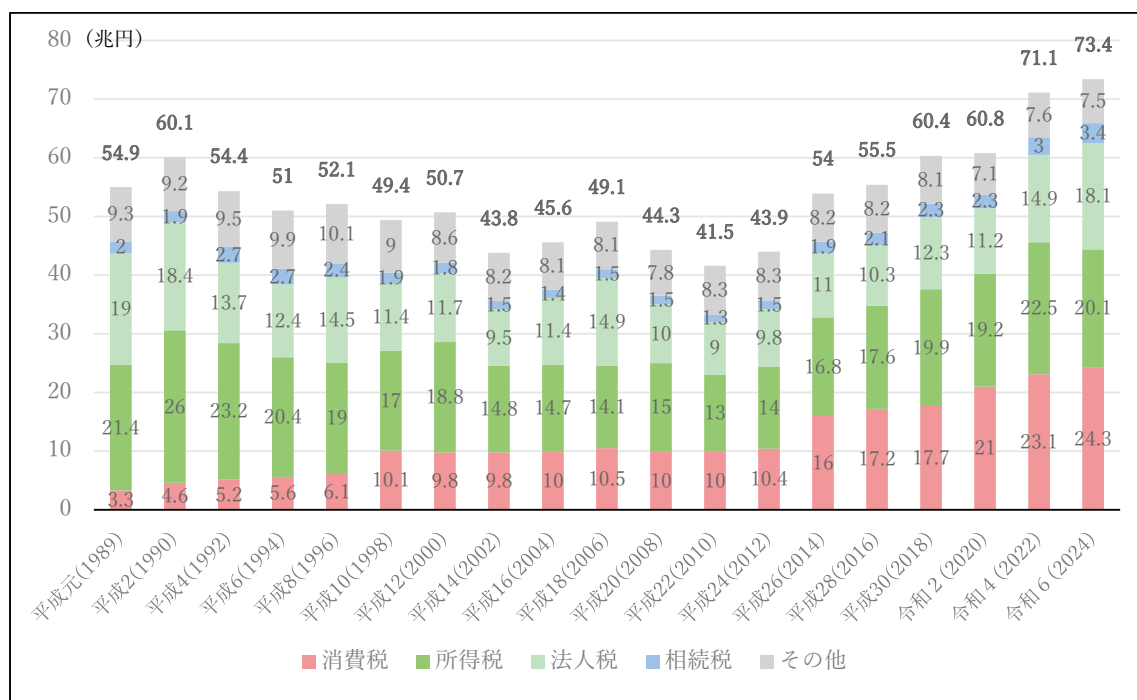
<sup>29</sup> 税制調査会・前掲注5・9頁

<sup>30</sup> 我が国の一般会計税収は昭和63（1988）年50兆円、平成2（1990）年、60兆円、平成5（1993）年54兆円、平成9（1997）年53兆円、平成23（2011）年42兆円、令和6（2024）年73兆円（補正後予算額）と推移し、平成21（2009）年38兆円を底に増収傾向にある。図7－1参照。

<sup>31</sup> 消費税率は平成元（1989）年に3%で導入され、平成9（1997）年に5%、平成26（2014）年に8%、令和元（2019）年に10%へ引き上げられた。消費税導入前（昭和63（1988）年）の「消費課税」には酒税やたばこ税等の個別間接税が含まれる。



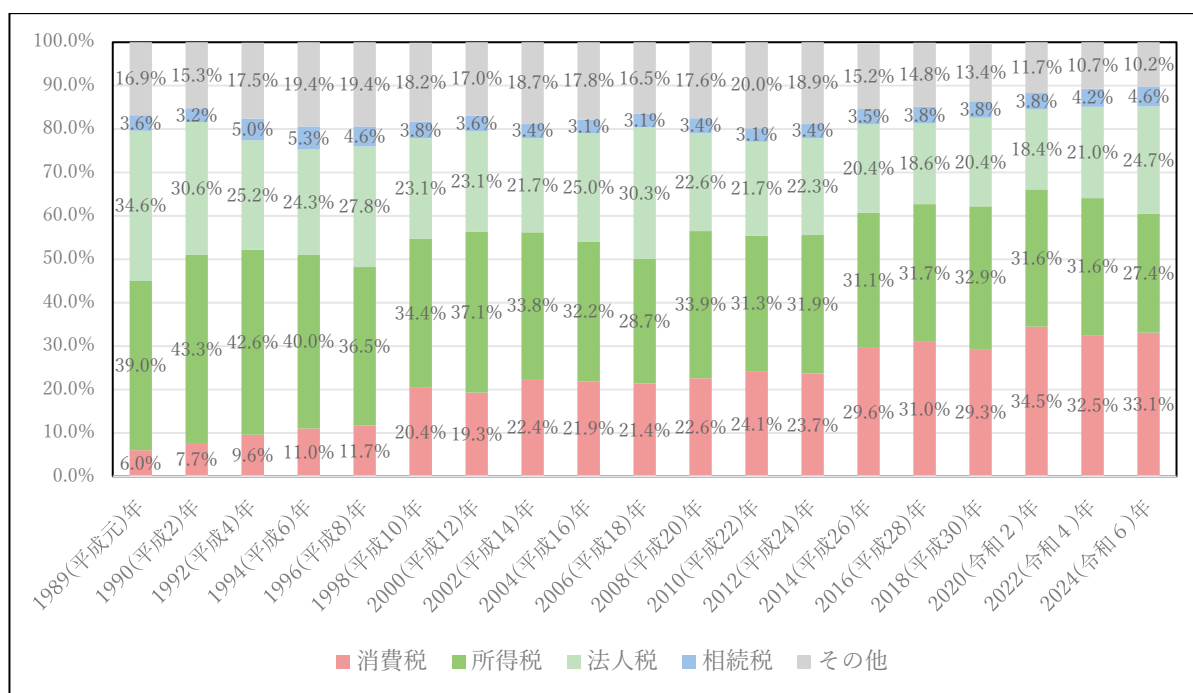
図7－1 国税（所得・消費・資産等）の税収の推移



[出所] 各年度歳入決算明細書（財務省所管国会提出資料）より筆者作成

我が国の平成元（1989）年度から令和6（2024）年度までの国税の税収構成比の推移は下図7－2のとおりである。消費税の税収構成比は昭和63（1988）年度の6.0％から令和6（2024）年度の33.1％まで5倍以上となり、全ての税目の中で最も高い構成比となった。所得税及び法人税の構成比率は減少傾向にあり、資産税は3.1～5.4％の範囲で推移している。金額ベースでの税収の推移も考慮すれば、平成22（2010）年度以降所得税及び法人税の税収が増加しているにも関わらず、その構成割合に大きな変動がないことは、消費税の税収増額の影響が大きいことを示している。

図7－2 国税（所得・消費・資産等）の税収構成割合の推移

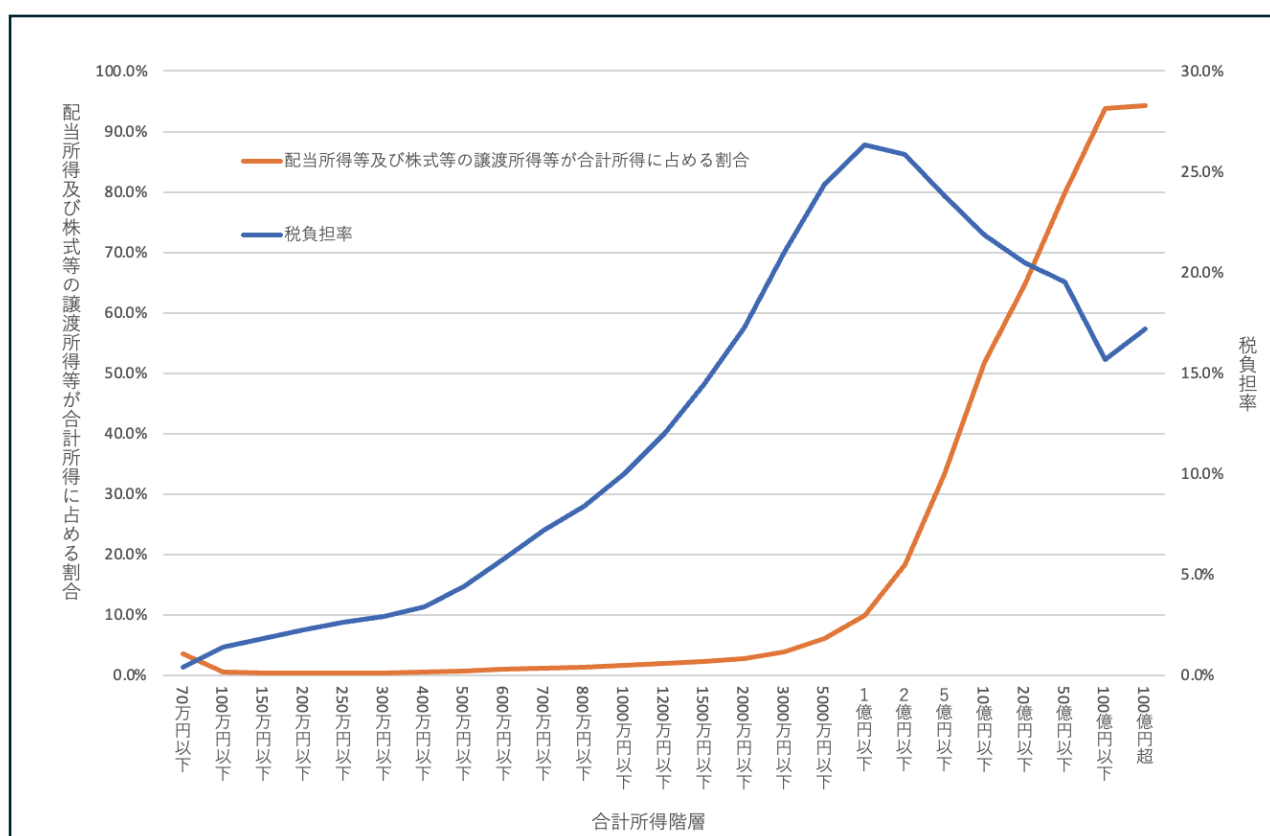


[出所] 各年度歳入決算明細書（財務省所管国会提出資料）より筆者作成

所得税は 20 世紀において世界各国で様々な改正を重ね、熟成された税目ではあるが、前述のとおり 1970 年代以降の新自由主義経済の台頭により税率の引き下げや分離課税の導入により累進性が大きく損なわれてきており、ひいてはタックス・ミックスにおける累進性を低下させる要因となっている。

令和 4（2022）年の我が国の所得階層別所得税負担率<sup>32</sup>と配当所得及び株式等の譲渡所得等（主に金融資産に由来する所得）が合計所得金額に占める割合は下図 8 に示されるとおりである。「所得が 1 億円を超えるまでは、給与・事業所得の割合が所得内訳の大部分を占める一方で、所得が 1 億円を超えると、金融所得の占める割合が大幅に増加することが分かる。これに伴い所得税の負担率は、所得が 1 億円を超えると、所得階層が上がるにつれて低下していく」<sup>33</sup>（いわゆる「1 億円の壁」）という現象が見られる。これは、所得が 1 億円を超える所得階層が得る株式譲渡所得や配当所得などの金融所得が他の所得に比べ軽課税されていることが原因である。また、このことは金融所得を生む金融資産が高所得者層に偏在していることの裏付けでもあり、所得税の累進性が蝕まれていることを如実に示している。ここに社会保険料の影響<sup>34</sup>をも加味すれば、所得税及び社会保険料両者の負担率はより残酷なデータを示すことになろう。

図 8 令和 4（2022）年 所得階層別所得税負担率と配当所得及び株式等の譲渡所得等が合計所得に占める割合



[出所] 国税庁令和 4 年申告所得税標本調査結果第 1 表総括表及び第 2 表所得種類別表より筆者作成  
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2022/hyouthon.htm>)

<sup>32</sup> 所得税負担率とは申告納税額及び源泉徴収税額を合計所得金額で除した率をいう。

<sup>33</sup> 熊倉誠和・小嶋大造「格差と再分配をめぐる幾つかの論点 人的資本蓄積と税・社会保険料負担の観点から」(Institute of Economic Research, Kyoto University、2018 年) 7 頁

<sup>34</sup> 我が国の社会保険制度においては、厚生年金等級が 32 等級（標準報酬月額 65 万円）、健康保険等級が 50 等級（標準報酬月額 139 万円）と上限が定められている。さらに、配当所得（源泉徴収あり）のみ所得を得る者は社会保険料が発生せず、同額の労働所得を得る者から社会保障を通じて分配を受けることになり、社会保障の分配という側面からも問題があるといえる。

消費税は、財・サービスの消費に対して課される一般消費税と特定の品目（酒類・たばこ・揮発油等）に対して課される個別消費税に分類される。一般消費税は1960年代より、欧州各国において導入され、その後、1980年代より日本、ニュージーランド、カナダ等の国において導入が進められた。一般消費税を導入する国においては原則的な消費税率と食料品等の生活必需品に対する軽減税率の二段階税率（複数税率）を採用する国が多く、日本においても令和元（2019）年より二段階税率が採用されている。この二段階税率は低所得者層への税負担の軽減として制度設計されたものであるが、逆に消費税に孕む逆進性の問題を肥大化させることにもなる。また、消費税の納税義務の免除や非課税取引といった例外措置は、経済取引の中立性を損なう恐れがあり、益税や損税<sup>35</sup>といった問題を伴う。この問題は消費税率が高くなればなるほど、看過することのできない税制の歪みを招く可能性がある。消費税は有機的な経済取引の中で連続性をもつ税制であることから、簡素な税制に徹し、消費税が孕む逆進性の解決については他の税目や社会政策に委ねるべきである。

資産税の主な税目としては固定資産税、相続税等が挙げられる。これらの税目は他の税目と比較すると課税対象が狭いことから各国の税収構成において圧倒的に低い構成比率（概ね5%前後：図7-2参照）となっている。また、個人が所有する預貯金や有価証券については、一定期間ごとに課税されることはなく、所有権の移転時のみにおいて課税がされることから、資産税による税収は経常的な財源となっていない。相続税は超過累進税率が採用されているものの、課税対象者が限定され、税収規模が小さいことからタックス・ミックスにおける累進性への貢献度は低い。しかし、いわゆる「1億円の壁」が示すように富裕層に偏在する資産及び当該資産が生む所得こそが格差の温床であることから、資産への課税に関する議論を避けることはできない。

世界で拡大する格差是正のためには各種税目が調和し、全体として累進的なタックス・ミックスが構築される必要がある。そのためには、第一に所得税の累進性を確保<sup>36</sup>すること、第二に資産（主に金融資産）に対する暦年ごとの課税<sup>37</sup>を実現することが有益となろう。特に資産に対する課税の強化は、偏在した資本金格差の解消に資するだけでなく、タックス・ミックスにおける均衡調整により先述したタックス・ミックスのメリットを伸長する。資産課税の強化については捕捉可能性の問題から、まずは金融資産を課税対象とすべきである。資産課税を構成する固定資産税は、地方自治体にとって重要な財源であり納税資金の問題もあることから、現行の税体系を維持し、国税の追加的徴収は不要と考える。

一方、消費税はタックス・ミックスにおける累進性を低下させるものであるから、社会保障・教育等の特定財源<sup>38</sup>とし、タックス・ミックスにおいては一定の構成比率<sup>39</sup>以下に抑制すべきである。

これらの税制における所得格差及び資本金格差の是正への取り組みは、富の偏在を緩和し、富の再分配を促進するものである。税目ごとの個別的な議論ではプライマリーバランス均衡の観点から徒に税率の引き上げに向かう傾向があるが、格差の是正という全体的な観点から、税率を引き下げるという租税正義に基づく選択についても議論を尽くすべきである。

拙者なりに総括すると、所得税の累進性を高め、金融資産への暦年課税を検討し、「全体として累進性が保たれたタックス・ミックス」を実現することが格差是正のための道標となり、公平な税制への一歩となろう。

<sup>35</sup> 一般的に益税とは免税事業者に対する免税措置により、消費税が国庫に収納されず事業者の手元に残ることをいい、損税とは課税取引に非課税項目を設けることで、消費税相当額を価格転嫁できず事業者（医療機関等）が消費税相当額を負担することをいう。

<sup>36</sup> 具体的には所得ブラケットの細分化、高額所得層への超過累進税率の引き上げ、金融所得への税率の引き上げ等が考えられる。

<sup>37</sup> 暦年での資産課税については、シャウブ税制改革によって導入された富裕税が参考になろう。富裕税は昭和25（1950）年に導入されたが、徴税技術上の問題より昭和28（1953）年に廃止された。資産課税については、納税資金の問題を伴うことから一定規模以上の資産所有者から段階的に導入することが考えられる。所得税の枠組みの中で論じられる富裕層へのミニマム課税（minimum tax）、富裕層の金融所得税に対する追加税（surcharge）、超富裕税の含み益課税（mark-to-market）も暦年での資産課税に代替するものと考えられる。

<sup>38</sup> 現在、消費税は一般会計の一部であるが、社会保障や教育のため、特別会計に切り替えることによって、社会保障や教育サービスを低所得者に手厚く分配することで、逆進性が緩和されるであろう。

<sup>39</sup> 令和6年度の消費税の税収に占める割合は33.1%となっている（図7-2参照）。

本論文においてはタックス・ミックスについて規範的概念の提示に止まったが、デジタル・トランスフォーメーションによるデジタル化が進み、税制に関するデータやエビデンスが蓄積されることで、タックス・ミックスが合理的な税収構造、課税標準及び税率構造等を提示する政策立案のための合目的概念へ昇華されることを所望する。

#### Ⅳ おわりに

Ⅱで俯瞰した格差を縮小するためには、所得に対する課税の強化だけではなく、資産に対する課税の強化を図る必要がある。また、トマ・ピケティが主張する  $r > g$  の関係<sup>40</sup> がもたらした富の偏在を解消するためには、所得のみならず資本に対する累進課税についても議論が必要となろう。しかしながら、経済のグローバル化に伴う世界的な租税競争により、資本に対する課税は寧ろ軽減化に向かっている。国際社会はこのような状況を理性的に認識し、所得及び資本に対する課税の見直し、タックス・ヘイブン等の租税回避問題の解決に国家の垣根を越えて取り組む必要がある<sup>41</sup>。20世紀が所得に対する課税の平等を目指した時代だとすれば、21世紀は所得及び資産に対する課税の平等を目指す時代になるだろう。

経済システムが複雑化した現代においては、Ⅲで述べたように、複数の税目を組み合わせ、タックス・ミックスの観点から全体として累進性の保たれた税制を構築し、所得格差を縮小する必要がある。このとき、各種税目はなるべく簡素な制度設計によりそのメリットを伸長し、デメリットについては他の税目に依存し、タックス・ミックス全体で補完し合うという大局的な視点も重要である。所得格差はあらゆる格差の根源であり、所得格差の縮小があらゆる格差の是正、ひいては社会問題の解決の糸口となろう。特に金融資本が生み出す金融所得は高所得者層に偏在しており、所得格差を是正するうえで目をそらすことのできない課題である。

これまでの税制改正では、個別税目ごとに屋上屋を架す改正が繰り返され、我が国の税制は全体として一貫性を欠いた複雑な税制となってしまった。この原因は、税制が対応すべき課題を明確に設定し、税制改正の全体像を描くことなく、党利党略や既得権への配慮といった政治的な意志が優先されてきたことにある。税制改正から恣意性を排除し、タックス・ミックスの観点から全体として累進性の保たれた税制を構築するために、税制自体に柔軟性や適時性を持たせる自律的なプログラム<sup>42</sup>を持たせることも有効であろう。

また、格差の固定化を断ち切り格差の源泉を是正するため、税制の果実については積極的に社会的な教育投資へ向けられるべきである。教育こそが国家の発展、独立の基礎であり、公平な社会の実現の基盤である。社会的な教育投資は初等教育から高等教育までの教育費等への補助のみならず、教職員の処遇や教育施設の改善など学生が安心して学ぶことのできる教育環境作りにも積極的に向けられるべきである。

税制には国家を運営するための財源を確保し、未来への投資を促すという社会的役割のみならず、格差を是正し公平な社会を実現する根源的な力がある。我が国の税制を支える税理士には理想的な社会像を描き、将来世代に対して承継に値する「公平な税制」の実現に向け弛まぬ研鑽が求められよう。

<sup>40</sup> フランスの経済学者ピケティ（昭和46（1971年）生）は歴史的に  $r$ （資本の収益率）が  $g$ （経済の成長率）を恒常的に上回っており、 $r > g$  の関係がもたらす社会的格差を縮小するためには、累進課税の拡充及び教育等への社会的投資に基づく経済成長を強く主張している。

<sup>41</sup> 令和6（2024）年7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ブラジル・リオデジャネイロ）において「グローバル億万長者ミニマム税構想（Blueprint for global minimum wealth tax on ultra-high net worth individuals）」が表明された。また、平成28（2016）年にOECDが始めた「税源侵食と利益移転に関する包括的枠組み（BEPS）」では、企業による移転価格の操作を監視し、有害な税務行為の廃止を積極的に進め、各国間の税法の不一致の修正を試みている。

<sup>42</sup> 例えば米国の個人所得税における概算額控除（Standard Deduction：Internal Revenue Code § 63）は物価上昇率に応じて毎年見直しが行われる。

脚注に掲げた以外の参考文献

金子宏『租税法』（弘文堂、第24版、2023年）

神野直彦『「分かち合い」の経済学』（岩波新書、初版、2024年）

杉谷和哉『日本の政策はなぜ機能しないのか？ EBPMの導入と課題』（光文社新書、初版、2024年）

成田悠輔『22世紀の民主主義 選挙はアルゴリズムになり、政治家はネコになる』（SB新書、初版、2022年）

増井良啓「税制の公平から分配の公平へ」『法の再構築Ⅰ 国家と社会』（東京大学出版会、初版、2007年）

B ミラノヴィッチ（村上彩訳）『不平等について 経済学と統計が語る26の話』（みすず書房、初版、2016年）

B ミラノヴィッチ（西川美樹訳）『資本主義だけ残った 世界を制するシステムの未来』（みすず書房、初版、2021年）

E サエズ・G ブックマン（山田美明訳）『つくられた格差 不公平税制が生んだ所得の不平等』（光文社、初版、2020年）

JE スティグリッツ（峯村利哉訳）『世界に分断と対立を撒き散らす経済の罟』（徳間書店、初版、2015年）

L マーフィー・T ネーゲル（伊藤恭彦訳）『税と正義』（名古屋大学出版会、初版、2008年）

T ピケティ（山形浩生訳）『21世紀の資本』（みすず書房、初版、2015年）

T ピケティ（村井章子訳）『自然、文化、そして不平等 国際比較と歴史の視点から』（文藝春秋、初版、2023年）

T ピケティ（山形浩生訳）『資本とイデオロギー』（みすず書房、初版、2023年）

T ピケティ（広野和美訳）『平等についての小さな歴史』（みすず書房、初版、2024年）

T ピケティ（山形浩生訳）『不平等と再分配の経済学 格差縮小に向けた財政政策』（明石書店、初版、2020年）

T ピケティ・M サンドル（岡本麻左子訳）『平等について、いま話したいこと』（早川書房、初版、2025年）

岡直樹「金融所得課税・富裕層課税の新たな展開」『フィナンシャル・レビュー』第157号133頁以下（2024年8月）

金子宏「租税法の諸課題」『税大ジャーナル』第1号4頁以下（2005年4月）

金子宏「今後の税制のあり方と税理士が果たすべき役割」『税理士制度70周年記念誌過去に感謝未来に責任』77頁以下（2013年）

栗原一福「課税思想の潮流：公平と分配を巡る変遷」『税大ジャーナル』第35号111頁以下（2023年10月）

熊倉誠和・小嶋大造「格差と再分配をめぐる幾つかの論点 人的資本蓄積と税・社会保険料負担の観点から」(Institute of Economic Research, Kyoto University、2018年)

小林庸平「政策評価とEBPMをどう連動させるか？ 基本的な考え方と実践例」『評価クォーター』第61号27頁以下（2022年4月）

渡辺智之「タックス・ミックスについて」『JTRI 税研』128号89頁以下（2006年7月）

財務省・総務省「説明資料 経済社会の構造変化等について」（2024年5月）

税制調査会「令和5年6月わが国税制の現状と課題 令和時代の構造変化と税制のあり方」（2023年6月）

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）「令和3年所得再分配調査報告書」（厚生労働省、2023年8月）

## おわりに

### — 未来へ向けてのメッセージ —

荒木雅江 調査研究部長（土浦支部）

わが国は、1970年代から1980年代にかけての1億総中流と言われた時代から、ほぼ半世紀を経て、格差社会へと変貌してきた。平成バブル崩壊後の失われた30年の間に、中流層の多くが貧困化していった一方で、富裕層といわれる人たちは、さらに富を増し、富の偏在、格差の拡大が深刻になっている。今後は、少子高齢化に伴う貧困層の増加、バブル崩壊後の就職氷河期世代の将来の低年金問題、気候変動による災害の発生リスクの増大など、対処が必要な社会的課題が山積している。

このような社会情勢の中で、税制はどうあるべきかについて、我々は、基本に立ち返り、税制の3原則である、公平、中立、簡素について、特に公平性の面から検討した。

総論において、近年の著名な政治哲学者の理論を読み解き、正義、公平、福祉、自由などに対する論理の展開、社会問題に対するアプローチの方法など多彩な考え方、手法を紹介した。我々は、一様ではないし、様々な境遇、環境、地域に生き、財力も、資力も様々である。公平な税制を議論する上においても、それぞれの立場により、異なる論理が展開される。広く、多様な考え方を身に着けることは、現代の不確実な社会において、これからの税制を検討する上で、有効な手段となりうる。

各論においては、あらゆる可能性を排除せず、各税目についてあるべき姿を追求した。現代の混沌とした社会情勢の中で、今後の持続可能な社会を作るうえで、所得の再分配機能について所得税、資産税、世界の中での日本を意識した法人税、近年の新しい決済手段と金融資産としての暗号資産の問題、デジタル社会を生き延びていくための申告納税制度、今後の少子高齢化社会における地方税の在り方、社会保障財源としても安定的な地位を築いている消費税など多岐にわたるが、研究員たちは、各自各様の公平性を頭に描き、各税目について、問題意識を持って分析、検討を行った。もちろん、結論の出る問題ではないし、中には実現不能と思われる提言もある。

しかし、デジタル化の進展、AIやロボット技術のさらなる発展などにより、現代社会は、変化し続けている。少子高齢化、人口減少によって引き起こされる多くの課題に立ち向かうためには、「今」の常識、考え方を捨て去る必要が出てくる可能性もある。令和6年度の岸田政権による定額減税は、ある意味給付付き税額控除であったし、いくつかの党が令和7年7月に行われた参院選の公約にしていた定額給付は、金額は少ないがベーシックインカム的一种ともいえる。わが国が、持続的に福祉国家を維持していくためには、あらゆる種類の税制を駆使し、いわゆるタックスミックスの考え方により、安定した、そしてあらゆる世代にとって公平感のある税制を作り出す必要がある。

成熟社会を通り越した後の、少子高齢化社会、人口減少社会、すべてが縮小していく時代にあって、「みんなが、少しだけ我慢して、その少しずつの我慢を社会に還元していく」、そして希望の持てる社会を構築していくための税制であってほしいものである。

## 運営関係者名簿

### 〔第 51 回日税連公開研究討論会 研究員〕

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 山口 裕己（下館支部）  | 大山 文彦（竜ヶ崎支部） | 松野 浩之（下館支部）  |
| 若山 寿裕（宇都宮支部） | 大島 明訓（宇都宮支部） | 加藤 珠美（伊勢崎支部） |
| 中本 峻佑（館林支部）  | 平 仁（川口支部）    | 近藤 克彦（浦和支部）  |
| 安藤 智子（大宮支部）  | 江本 雄介（大宮支部）  | 岸野 康之（所沢支部）  |
| 小泉由喜雄（越谷支部）  | 関根 惣（三条支部）   | 中山 幸則（三条支部）  |
| 鍵田 貴之（松本支部）  | 稲田 洋介（松本支部）  |              |

### 〔第 51 回日税連公開研究討論会 指導教授〕

東京大学 名誉教授 中里 実 氏

### 〔調査研究部〕

#### 副 会 長

小野 恭利（川越支部）

#### 専務理事

植野 正子（浦和支部）

#### 部 長

荒木 雅江（土浦支部）

#### 副 部 長

齋藤 次郎（宇都宮支部） 光山 武志（伊勢崎支部）

#### 委 員 \*研究員兼務

|               |             |             |
|---------------|-------------|-------------|
| *大山 文彦（竜ヶ崎支部） | 菅野 宰子（大宮支部） | 塚本由美子（新潟支部） |
| 太田 良夫（松本支部）   |             |             |



**質 問 票**

令和 年 月 日

(提出期限：9月25日必着)

質問したいテーマ名をご記入下さい。

〔テーマ： 〕

質問（簡潔にご記入下さい。）

| 所属会 | 税理士会 | 氏 名 |
|-----|------|-----|
|     |      |     |

税理士事務所 〒 TEL

所在地 FAX

＜質問票送付先＞〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

関東信越税理士会 業務課 宛

T E L : 048-643-1661    F A X : 048-643-1475



# 関東信越税理士協同組合連合会

## 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

### ◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、  
税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

### ◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

### ◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（当連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度

### ◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）  
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

### ◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載  
会報誌「KANZEIKYO」の発刊  
ホームページによるタイムリーな情報の提供

### ◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

### ◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス  
M&Aの仲介

お問い合わせ **関東信越税理士協同組合連合会**

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

電話048-650-0333 FAX048-650-0335

<https://www.kanzeikyo.or.jp/>

令和 7 年 8 月 31 日発行

**第 51 回 日税連公開研究討論会**  
**成熟国家における公平な税制とは**

発行 関東信越税理士会

〒 330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町 2 丁目 7 番地

TEL 048-643-1661

FAX 048-643-1475

印刷 前田印刷株式会社

